

# 平成27年度島根県地域防災計画（資料編）

## 島根県地域防災計画（資料編）目次

項 目	頁	担当機関
<b>1. 災害関係一般資料</b>		
(1) 既往気象資料		
ア 気象観測所配置図	1	松江地方気象台
イ 気象観測所資料	2	松江地方気象台
ウ 地域気象観測所資料	5	松江地方気象台
(2) 過去の災害		
ア 県内で発生した大きな災害の概要	7	防災危機管理課
イ 過去5年間の災害	9	防災危機管理課
<b>2. 災害予防計画資料</b>		
(1) 水害予防		
ア 重要水防区域及び危険箇所	1 1	河川課
イ 洪水予報伝達系等図	1 2	河川課
ウ 洪水予報様式	1 9	河川課
エ ダム		
① 多目的ダム－県(河川課、企業局)管理	3 7	河川課
① 多目的ダム－県(河川課、企業局)管理	3 7	企業局施設課
② 多目的ダム－県(農地整備課)管理	3 8	農地整備課
③ 発電ダム－中国電力管理	3 9	中国電力(株)
④ 小水力発電ダム－農協管理	4 0	中国四国産業保安監督部
オ 干拓堤防	4 1	農地整備課
カ 農業用ため池	4 2	農地整備課
キ 落石等通行危険箇所		
① 国土交通省関係	4 9	中国地整 松江国道事務所
① 国土交通省関係	4 9	中国地整 浜田国道事務所
② 県関係	4 9	道路維持課
ク 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準		
① 国土交通省関係	5 0	中国地整 松江国道事務所
① 国土交通省関係	5 0	中国地整 浜田国道事務所
② 県関係	5 0	道路維持課
(2) 風害予防		
ア 海岸保全区域等	5 1	河川課
ア 海岸保全区域等	5 1	農地整備課
ア 海岸保全区域等	5 1	森林整備課
イ 港湾、漁港海岸保全区域	5 2	漁港漁場整備課
イ 港湾、漁港海岸保全区域	5 2	港湾空港課
(3) 雪害予防		
ア 雪害関係諸施設	5 3	道路維持課
イ なだれ危険箇所①	5 4	森林整備課
ウ なだれ危険箇所②	5 5	道路維持課
エ なだれ危険箇所③	5 6	砂防課
オ 鉄道関係雪害防備施設(既往施設)	5 7	西日本旅客鉄道(株)
(4) 火災予防		
ア 消防ポンプ自動車等現有数	5 8	消防総務課
イ 市町村別消防水利状況	6 0	消防総務課
ウ 市町村消防用(デジタル)通信施設	6 1	消防総務課
エ 準防火地域指定状況	6 2	都市計画課
オ 国・県指定文化財種別件数	6 3	文化財課
カ 国・県指定文化財防災施設設備状況	6 4	文化財課
(5) 危険物災害予防		

項 目	頁	担当機関
ア 危険物規制対象数	6 6	消防総務課
イ 消防本部管内別高压ガス関係施設数	6 7	消防総務課
ウ 消防本部管内別液化石油ガス販売所施設数	6 7	消防総務課
エ 消防本部管内別火薬庫数	6 7	消防総務課
(6) 地すべり災害予防		
ア 地すべり危険箇所	6 8	砂防課
ア 地すべり危険箇所	6 8	農地整備課
ア 地すべり危険箇所	6 8	森林整備課
(7) 土石流災害予防		
ア 土石流危険溪流(土木関係)・崩壊土砂流出危険地区(農林関係)	7 0	砂防課
ア 土石流危険溪流(土木関係)・崩壊土砂流出危険地区(農林関係)	7 0	森林整備課
イ 砂防指定地箇所数(土木関係)	7 2	砂防課
ウ 山腹崩壊危険箇所数	7 3	森林整備課
(8) 急傾斜地崩壊災害予防		
ア 急傾斜地崩壊危険箇所数	7 4	砂防課
(9) 土砂災害予防		
ア 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況	7 5	砂防課
(10) 建築物災害予防		
ア 災害危険区域指定箇所	9 5	建築住宅課
(11) 空港における災害予防		
ア 空港の現状	9 6	港湾空港課
(12) 気象等観測施設		
ア 気象官署	9 7	松江地方気象台
イ 特別地域気象観測所	9 7	松江地方気象台
ウ 三坂山気象レーダーの性能	9 7	松江地方気象台
エ 地域気象観測所	9 7	松江地方気象台
オ 中国電力株式会社所管気象観測所(気象台委託のものを除く)	9 8	中国電力(株)
(13) 防災資機材		
ア 現有水防資器材	9 9	河川課
イ 水防管理団体別水防倉庫並びに現有資材器具一覧表	1 0 1	河川課
ウ 現有林野火災対策用資器材(県保有資器材)	1 0 8	消防総務課
<b>3. 災害応急対策資料</b>		
(1) 動員関係		
ア 県災害動員体制	1 0 9	防災危機管理課
イ 市町村職員数	1 2 0	市町村課
イ 市町村職員数	1 2 0	教育庁総務課
ウ 消防職員数	1 2 1	消防総務課
エ 消防団員数	1 2 2	消防総務課
オ 高等学校生徒数等		
① 市立学校(全日制)	1 2 3	教育庁総務課
② 私立高校(全日制)	1 2 3	総務部総務課
③ 大学	1 2 3	総務部総務課
④ 高専	1 2 3	総務部総務課
⑤ 私立専修学校	1 2 4	教育庁総務課
⑥ 県立学校	1 2 5	雇用政策課
⑦ 職業能力開発施設	1 2 6	
(2) 通信		
ア 島根県防災行政無線局一覧表	1 2 7	消防総務課
イ 地域衛星通信ネットワーク地球局一覧	1 3 7	消防総務課
ウ 市町村防災無線局等整備状況	1 4 1	消防総務課

項 目	頁	担当機関
エ 漁業無線局	1 4 2	水産課
(3) 災害情報の収集伝達及び広報		
ア 土砂災害警戒情報関係(各ブロックにおける監視基準)	1 4 3	砂防課
イ 被害状況報告様式		
・0号 災害発生即報	2 2 4	防災危機管理課
・1号 被害状況速報	2 2 5	防災危機管理課
・3号 教育施設関係被害	2 2 6	教育庁総務課
・4号 福祉施設関係被害	2 3 0	健康福祉総務課
・6号 商工及び鉱工業その他事業関係被害	2 3 1	商工政策課
・8号の1 公共土木施設災害用	2 3 3	港湾空港課
・8号の1 公共土木施設災害用	2 3 3	砂防課
・8号の1 公共土木施設災害用	2 3 3	都市計画課
・8号の1 公共土木施設災害用	2 3 3	下水道推進課
・8号の1 公共土木施設災害用(土木集計表)	2 3 4	砂防課
・8号の2 公営住宅関係被害	2 3 5	建築住宅課
・9号 農地、農業用施設集計表	2 3 6	農地整備課
・9号の4 農林水産業共同利用施設等被害	2 3 9	農畜産振興課
・10号の1 農作物関係被害	2 4 0	農畜産振興課
・10号の2 果樹等樹体被害	2 4 0	農畜産振興課
・10号の3 農業用非共同利用施設被害	2 4 0	農畜産振興課
・12号 畜産関係被害	2 4 1	農畜産振興課
・13号 農業共同利用施設被害	2 4 2	農業経営課
・14号の1 治山関係被害	2 4 3	森林整備課
・15号の1 林道施設災害被害速報	2 4 5	森林整備課
・15号の2 山林関係(造林地等)被害	2 4 6	森林整備課
・15号の3 山林関係(苗木等)被害	2 4 7	森林整備課
・15号の4 山林関係(苗畑施設等)被害	2 4 7	森林整備課
・15号の5 山林関係(林産物)被害	2 4 8	森林整備課
・15号の6 山林関係(林産施設)被害	2 4 9	森林整備課
・15号の7 山林関係(林産加工施設)被害	2 5 0	森林整備課
・16号の1 水産施設被害	2 5 1	水産課
・16号の2 水産物被害	2 5 2	水産課
・16号の3 災害速報(漁港)	2 5 3	漁港漁場整備課
・17号 医療関係施設被害	2 5 4	医療政策課
・18号 水道関係被害	2 5 5	薬事衛生課
・19号の1 災害廃棄物関係被害	2 5 6	廃棄物対策課
・19号の2 一般廃棄物処理場関係被害	2 5 6	廃棄物対策課
・19号の3 産業廃棄物処理場関係被害	2 5 6	廃棄物対策課
・20号 火葬場施設被害	2 5 7	薬事衛生課
・21号 企業局関係被害	2 5 8	企業局施設課
・22号 自然公園事業関係被害	2 6 2	自然環境課
・23号 公有財産関係被害	2 6 3	管財課
・消防庁報告様式	2 6 4	防災危機管理課
ウ 防災ヘリコプター要請様式	2 6 8	消防総務課
(4) 災害救助		
ア 市町村別避難所数	2 7 6	防災危機管理課
イ 都市公園一覧表	2 7 7	都市計画課
ウ 市町村別小中学校給食施設	2 7 8	保健体育課
エ 防災備蓄物資一覧	2 7 9	防災危機管理課
オ 県内製パン業者	2 8 0	薬事衛生課

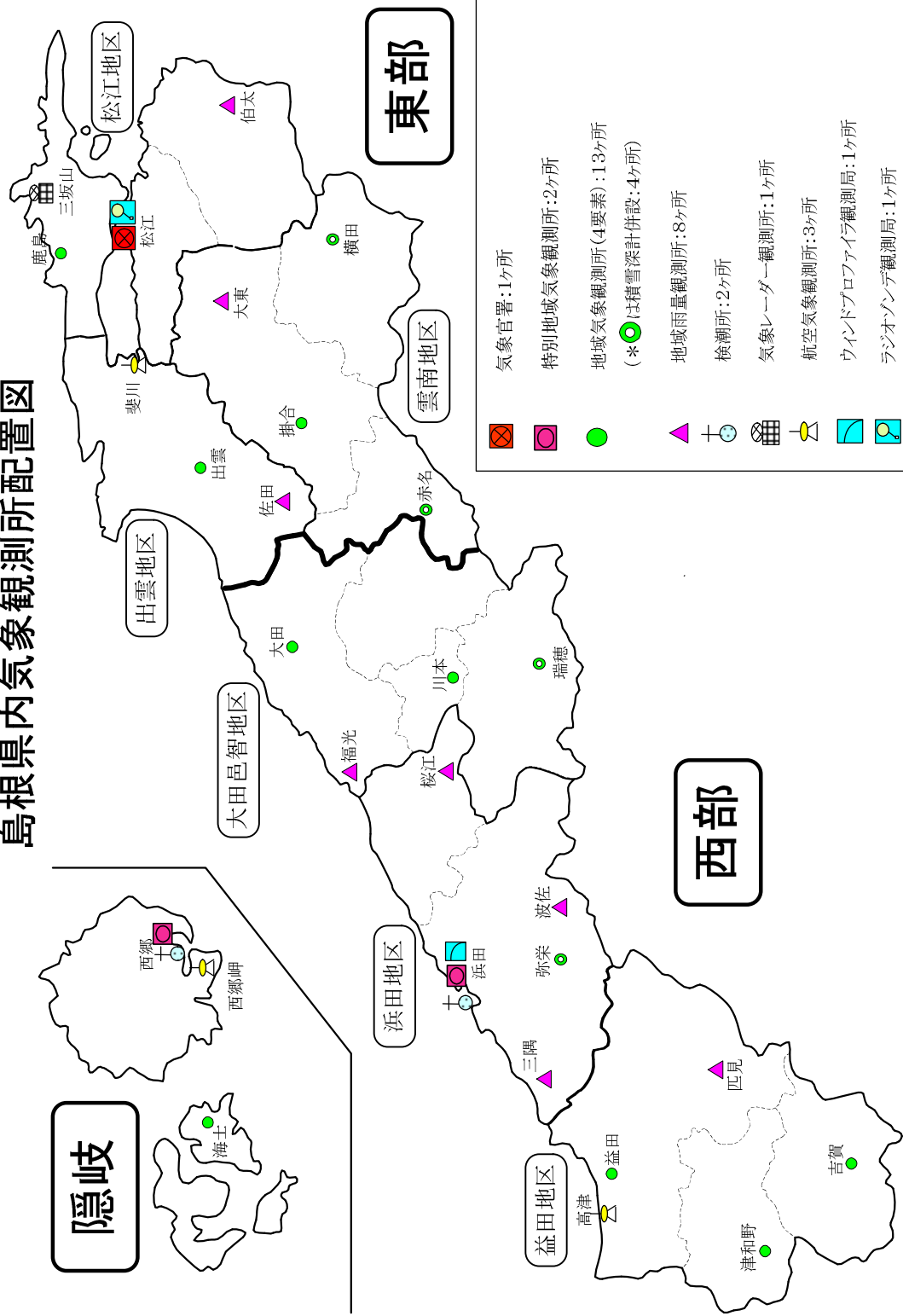
項 目	頁	担当機関
カ 給水車・給水機材等整備状況	282	薬事衛生課
キ 病院	283	医療政策課
ク 救護班等		
・日赤島根県支部救護班	285	日本赤十字社島根県支部
・災害拠点病院救護班	285	医療政策課
・島根県医師会協力救護班	285	島根県医師会
ケ 備蓄薬品の在庫場所、品名	286	薬事衛生課
コ 防疫薬剤等取扱業者	286	薬事衛生課
サ 衛生資材(消石灰)取扱業者	286	薬事衛生課
シ 日赤救護班常備資器材	287	日本赤十字社島根県支部
(5) 公安警備		
ア 警察が災害時において使用し得る資器材	289	警察本部警備第二課
(6) 航空機の災害派遣		
ア 飛行場外離着陸場許可状況	290	消防総務課
別紙 島根県内全場外離着陸場一覧表	291	消防総務課
イ 県警察本部航空機(ちどり)飛行場外離着陸場一覧表	293	警察本部警備第二課
ウ 自衛隊航空機の性能	294	陸上自衛隊出雲駐屯地
エ 海上保安庁所属航空機の性能	294	第八管区海上保安本部 美保航空基地
オ 県警察本部所属航空機の性能	294	警察本部警備第二課
カ 県防災航空隊所属航空機の性能	294	消防総務課
(7) 輸送		
ア 一般乗合旅客自動車運送事業者	295	中国運輸局 島根運輸支局
イ 一般貸切旅客自動車運送事業者	296	中国運輸局 島根運輸支局
ウ 一般乗用旅客運送事業	297	中国運輸局 島根運輸支局
エ 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定事業者)	299	中国運輸局 島根運輸支局
オ 一般貨物自動車運送事業者	300	中国運輸局 島根運輸支局
カ 旅客船業者	307	中国運輸局 島根運輸支局
キ 貨物船業者	307	中国運輸局 島根運輸支局
ク その他船舶所有者	308	中国運輸局 島根運輸支局
ク その他船舶所有者	308	中国地整 境港湾・空港整備事務所
ケ 市町村別漁船隻数(20t以上)	309	中国運輸局 島根運輸支局
(8) 危険物の保安		
ア LPガス貯蔵設備(タンク)	310	消防総務課
イ オートガスタンク	311	消防総務課
ウ LPガス消費プラント	312	消防総務課
エ 都市ガス施設	313	中国四国産業保安監督部
(9) 電力、水道等		
ア 中国電力株式会社事業所	314	中国電力(株)
イ 発電所	315	中国四国産業保安監督部
イ 発電所	315	中国電力(株)
イ 発電所	315	企業局施設課
ウ 変電所	316	中国電力(株)
エ 上水道	317	薬事衛生課
オ 簡易水道	318	薬事衛生課
カ 専用水道	319	薬事衛生課
キ 公共下水道計画	320	下水道推進課
(10) 廃棄物処理施設		
ア し尿処理施設	322	廃棄物対策課
イ ごみ処理施設	323	廃棄物対策課

項 目	頁	担当機関
ウ 清掃運搬車(業者所有分)	3 2 4	廃棄物対策課
(11) たん水、堆積土砂、その他障害物件の排除		
ア 建設機械(県所有分)	3 2 5	道路維持課
(12) その他の応急対策		
ア 主な農薬取り扱い業者一覧	3 2 6	食料安全推進課
イ 家畜伝染病調査班	3 2 6	食料安全推進課
ウ 主な家畜防疫用薬剤取り扱い業者	3 2 6	食料安全推進課
エ リ病患畜の収容施設	3 2 6	食料安全推進課
オ 主な家畜飼料取り扱い事業所一覧	3 2 7	食料安全推進課
(13) 流出油等事故情報の収集伝達系統		
ア 山陰沖排出油等防除協議会ルート	3 2 8	防災危機管理課
イ 石見地区排出油等防除協議会ルート	3 2 9	防災危機管理課
<b>4. 災害復旧計画資料</b>		
(1) 公共土木施設災害復旧事業計画		
ア 河川等災害復旧事業計画	3 3 0	砂防課
イ 港湾災害復旧事業計画	3 3 1	港湾空港課
ウ 漁港災害復旧事業計画	3 3 2	漁港漁場整備課
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画		
ア 農地	3 3 3	農地整備課
イ 農業用施設	3 3 3	農地整備課
ウ 海岸及び地すべり防止施設	3 3 3	農地整備課
エ 林道	3 3 3	森林整備課
<b>〈附属資料〉</b>		
島根県防災会議委員名簿	1	防災危機管理課
島根県防災会議幹事名簿	3	防災危機管理課
防災関係機関及び連絡窓口	4	防災危機管理課
島根県防災会議条例	8	防災危機管理課
島根県防災会議運営要綱	1 0	防災危機管理課
島根県災害対策本部条例	1 3	防災危機管理課
島根県災害対策本部規程	1 5	防災危機管理課
島根県災害警戒本部規程	5 2	防災危機管理課
災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	5 5	防災危機管理課
島根県雪害対策実施要領	5 6	防災危機管理課
島根県流出油事故対策要領	6 3	防災危機管理課
島根県防災ヘリコプター運航管理要綱	6 7	消防総務課
島根県防災ヘリコプター緊急運航要領	7 2	消防総務課
島根県防災ヘリコプター緊急運航基準	7 3	消防総務課
島根県防災ヘリコプター応援協定	7 4	消防総務課
中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定	7 6	防災危機管理課
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	7 8	防災危機管理課
災害時の相互応援に関する協定書〈県内市町村〉	8 0	防災危機管理課
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	8 2	防災危機管理課
島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互協定に関する協定書	8 8	消防総務課
中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ(土木関係)	9 0	防災危機管理課
洪水の際における島根県と広島県との水防事務に関する協定書	9 3	防災危機管理課
災害時協力協定一覧	9 5	防災危機管理課
(別紙)災害時等における食糧等の調達に関する協定 締結業者一覧	9 6	防災危機管理課
島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約	9 7	防災危機管理課
避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ	9 8	防災危機管理課
島根県災害時等救援物資供給マニュアル	1 0 1	防災危機管理課

項 目	頁	担当機関
災害救助法に基づく救助業務委託契約書(日赤島根県支部)	1 0 5	防災危機管理課
島根県防災ヘリコプター映像情報の提供に関する協定書	1 0 7	消防総務課
空中消火基地適地選定要件	1 1 1	消防総務課

(1) 既往気象資料  
ア 気象観測所配置図

# 島根県内気象観測所配置図



平成26年4月1日現在



イ 気象観測所資料  
A 平均気温(°C)

年	松江地方気象台												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2005	4.5	4.3	7.0	14.2	17.0	23.3	25.2	27.1	24.0	17.5	11.4	4.0	15.0
2006	4.1	4.7	7.0	12.0	17.4	21.4	24.9	28.3	21.8	18.4	12.7	7.0	15.0
2007	5.4	6.9	8.4	12.8	18.2	21.9	23.6	28.3	24.9	18.1	11.8	8.1	15.7
2008	4.5	3.2	8.4	13.1	17.5	20.6	27.3	26.7	23.1	18.1	11.7	7.4	15.1
2009	3.9	6.8	8.6	13.4	17.7	21.6	24.7	25.2	22.0	17.1	11.7	7.1	15.0
2010	4.8	6.2	8.0	11.5	16.9	22.0	26.4	29.3	24.9	18.0	11.0	6.9	15.5
2011	2.0	5.3	6.0	11.9	17.8	22.8	26.3	27.2	23.2	17.6	14.1	6.2	15.0
2012	4.1	3.1	7.6	13.9	17.6	21.5	26.7	28.7	24.0	17.2	11.2	5.0	15.1
2013	3.5	4.9	9.4	11.9	18.0	22.8	27.5	28.2	22.9	18.6	11.3	6.1	15.4
2014	4.6	4.7	8.5	13.0	18.5	22.1	25.9	25.3	22.1	17.0	12.4	5.2	14.9
10年平均	4.1	5.0	7.9	12.8	17.7	22.0	25.9	27.4	23.3	17.8	11.9	6.3	15.2

年	浜田特別地域気象観測所												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2005	5.7	5.4	8.5	14.9	17.0	22.6	25.5	27.0	23.8	18.2	13.1	5.7	15.6
2006	5.8	6.4	8.2	12.8	17.4	21.2	25.0	27.7	21.4	18.4	13.6	8.5	15.5
2007	6.9	8.3	9.6	13.2	18.5	21.7	23.8	27.8	24.9	18.6	12.8	9.5	16.3
2008	6.2	5.2	9.0	13.2	17.3	20.6	27.0	26.5	23.1	18.5	12.7	9.1	15.7
2009	5.7	8.2	9.7	13.6	17.7	21.5	24.9	25.4	22.0	17.7	12.7	8.3	15.6
2010	6.3	7.3	8.9	11.9	17.2	21.8	26.2	29.0	24.9	18.2	12.5	8.3	16.0
2011	3.6	6.6	7.2	12.7	17.8	22.5	26.0	27.1	23.1	17.8	15.0	8.0	15.6
2012	5.4	4.4	8.6	14.4	17.6	21.2	26.3	28.3	23.6	17.3	12.2	6.3	15.5
2013	5.2	6.0	10.2	12.6	17.7	22.2	27.5	27.9	22.8	18.8	12.8	7.8	16.0
2014	6.6	5.6	9.4	13.0	18.4	21.5	25.4	25.2	21.8	17.2	13.3	6.7	15.3
10年平均	5.7	6.3	8.9	13.2	17.7	21.7	25.8	27.2	23.1	18.1	13.1	7.8	15.7

年	西郷特別地域気象観測所												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2005	4.1	3.6	6.7	13.4	15.3	21.8	24.3	27.0	23.2	17.1	11.8	3.4	14.3
2006	3.3	4.5	6.5	11.0	16.3	20.0	23.5	27.0	21.6	17.6	12.8	7.6	14.3
2007	5.3	6.7	7.6	11.5	17.2	20.8	22.6	27.0	24.2	17.4	11.8	8.3	15.0
2008	4.5	3.5	8.1	12.5	16.6	19.5	26.3	25.9	22.5	17.6	12.1	7.8	14.7
2009	4.7	6.3	7.6	12.5	17.0	20.7	23.5	24.1	21.4	17.0	11.9	7.2	14.5
2010	4.5	5.1	7.0	10.4	16.0	20.6	25.4	28.3	23.7	17.8	10.8	7.1	14.7
2011	2.1	5.0	5.2	11.0	16.1	21.1	25.2	26.3	22.4	16.9	13.7	5.9	14.2
2012	3.4	2.3	6.7	12.2	15.9	19.9	25.1	27.8	23.5	16.6	11.1	5.0	14.1
2013	3.3	3.6	8.2	10.8	16.3	21.4	26.5	27.2	22.3	18.6	11.2	6.4	14.7
2014	4.6	4.1	7.6	11.7	17.2	20.9	24.8	24.4	21.0	16.3	12.2	5.2	14.2
10年平均	4.0	4.5	7.1	11.7	16.4	20.7	24.7	26.5	22.6	17.3	11.9	6.4	14.5

記号の説明  
 値):統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内でかけ替える場合(準正常値)  
 浜田特別地域気象観測所:2007年10月に浜田測候所から移行  
 西郷特別地域気象観測所:2008年10月に西郷測候所から移行

B 降水量 (mm)

松江地方気象台													
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2005	124.0	100.0	144.5	41.5	54.5	26.0	333.5	73.0	116.5	117.5	147.0	195.0	1473.0
2006	107.5	126.5	175.0	124.5	188.0	145.0	562.0	22.5	98.5	94.5	138.5	103.0	1885.5
2007	132.5	86.0	107.0	49.5	85.5	188.0	308.5	205.0	91.5	119.0	35.0	84.5	1492.0
2008	150.0	165.5	149.5	140.5	124.5	209.5	39.5	104.5	63.5	48.0	127.5	155.0	1477.5
2009	243.0	101.0	91.0	127.0	47.5	218.0	318.0	45.0	56.5	89.0	180.5	98.5	1615.0
2010	103.5	137.5	188.0	163.0	151.5	100.5	286.0	68.5	123.5	170.0	95.5	269.5	1857.0
2011	183.0	109.0	114.0	105.5	375.5	141.0	238.5	75.0	282.0	74.5	63.5	214.0	1975.5
2012	171.5	96.0	172.0	78.5	64.5	109.0	155.0	147.0	197.5	83.5	144.5	142.5	1561.5
2013	102.5	77.0	69.5	154.0	51.5	178.0	262.0	248.5	262.0	280.5	148.0	201.5	2035.0
2014	209.5	108.0	187.0	82.5	68.0	118.5	155.5	294.5	51.0	291.5	128.0	164.5	1818.5
10年平均	152.7	110.7	139.8	106.7	121.1	143.4	265.9	128.4	134.3	132.8	120.8	162.8	1719.1

浜田特別地域気象観測所													
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2005	73.5	63.5	118.0	66.5	77.5	19.0	404.5	43.5	96.5	68.5	99.5	96.0	1226.5
2006	97.5	75.0	131.5	157.0	188.5	165.0	452.5	23.5	119.0	61.0	112.0	84.0	1666.5
2007	99.0	72.0	55.5	36.5	134.0	131.0	369.5	202.0	82.5	105.5	63.5	109.0	1460.0
2008	85.0	106.0	168.5	135.0	160.5	128.0	50.5	241.5	191.0	55.5	100.0	167.0	1588.5
2009	124.5	109.5	77.5	109.0	35.5	276.5	358.0	41.5	86.5	70.5	232.5	87.5	1609.0
2010	58.0	101.5	198.0	196.0	74.5	207.5	291.5	32.5	89.0	76.5	40.5	146.5	1512.0
2011	78.5	95.0	66.5	97.5	292.5	130.5	139.5	102.0	244.5	112.5	85.0	127.5	1571.5
2012	84.0	82.5	135.5	64.5	75.0	123.0	215.0	55.0	168.0	84.5	123.0	139.5	1349.5
2013	59.5	83.5	76.5	101.5	50.0	302.0	276.0	558.5	156.0	250.0	97.0	124.0	2134.5
2014	134.0	76.0	141.0	68.0	97.0	96.0	209.0	286.5	77.0	156.5	110.0	175.5	1626.5
10年平均	89.4	86.5	116.9	103.2	118.5	157.9	276.6	158.7	131.0	104.1	106.3	125.7	1574.5

西郷特別地域気象観測所													
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2005	181.0	176.5	133.0	20.5	91.0	105.0	285.5	8.5	286.5	116.5	98.5	315.5	1818.0
2006	105.5	123.5	137.5	144.0	278.5	59.5	556.5	19.0	111.0	48.5	206.5	120.5	1910.5
2007	140.5	62.0	141.5	36.0	140.5	300.0	197.5	358.5	35.0	243.5	73.0	138.5	1866.5
2008	145.0	134.0	72.0	183.0	128.5	109.0	48.5	111.0	225.5	83.5	104.5	137.5	1482.0
2009	171.0	90.5	98.0	72.5	89.0	138.5	283.5	134.5	50.5	87.0	187.0	125.0	1527.0
2010	145.5	117.5	168.0	146.0	173.5	69.5	356.5	56.0	403.0	114.0	83.5	232.5	2065.5
2011	206.5	77.0	120.0	149.5	261.5	65.0	88.0	143.5	397.0	89.5	116.5	209.0	1923.0
2012	208.0	112.0	171.5	96.5	64.5	158.5	237.0	56.0	160.0	107.5	156.0	156.0	1684.0
2013	113.0	69.0	87.5	156.5	87.5	182.5	140.5	150.0	337.0	147.0	144.0	148.5	1763.0
2014	178.5	67.5	199.0	63.5	103.5	25.0	158.0	359.5	60.0	252.5	81.5	166.5	1715.0
10年平均	159.5	103.0	132.8	106.8	141.8	121.3	235.2	139.7	206.6	129.0	125.1	175.0	1775.5

記号の説明

(値): 統計値を求める対象となる資料の一部が計容する範囲内でかけてる場合(準正常値)

浜田特別地域気象観測所: 2007年10月に浜田測候所から移行

西郷特別地域気象観測所: 2008年10月に西郷測候所から移行

最高気温(°C)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
観測所	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日
松江	20.6 1915.1.15	24.7 1954.2.27	26.4 2010.3.20	30.7 1978.4.15	31.9 1962.5.22	34.4 2013.6.12	37.0 1994.7.31	38.5 1994.8.1	36.1 2010.9.5	32.1 2005.10.1	26.8 1940.11.6	22.5 1954.12.8	
浜田	23.3 1916.1.9	25.5 1954.2.27	26.8 2010.3.20	30.4 1989.4.21	30.8 1960.5.18	33.9 2004.6.20	36.9 1933.7.20	37.8 1994.8.13	36.5 2010.9.1	32.4 2005.10.1	27.9 1940.11.6	24.4 1936.12.17	
西郷	17.2 1997.1.1	20.1 1954.2.27	22.5 2009.3.19	26.6 2004.4.18	30.3 1962.5.22	31.6 1997.6.27	35.3 1942.7.25	35.8 1994.8.14	33.9 2010.9.1	30.0 1998.10.1	24.1 2003.11.2	20.1 1953.12.2	

最低気温(°C)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
観測所	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日
松江	-6.9 1970.1.20	-8.7 1977.2.19	-6.8 1977.3.5	-2.1 1945.4.7	2.4 1965.5.1	7.8 1942.6.2	12.9 1966.7.4	15.3 1968.8.31	7.9 1987.9.28	1.6 1942.10.26	-2.4 1947.11.1	-7.5 1967.12.31	
浜田	-6.8 1931.1.10	-7.6 1981.2.26	-4.3 1977.3.4	-0.9 1949.4.2	1.4 1894.5.2	5.9 1893.6.1	11.0 1913.7.11	14.6 1913.8.4	8.4 1987.9.28	3.8 1936.10.28	-0.3 1893.11.24	-4.9 1893.12.15	
西郷	-6.7 1945.1.28	-8.9 1981.2.26	-6.7 1977.3.6	-3.2 1987.4.1	1.4 1974.5.2	6.8 1981.6.2	11.5 1966.7.4	13.5 1956.8.20	7.3 1987.9.28	2.8 1986.10.31	-1.8 1942.11.26	-4.5 1976.12.27	

最大風速(m/s)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
観測所	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日
松江	WSW 20.7 1958.1.21	W 18.7 1953.2.15	WSW 23.2 1952.3.23	WSW 22.2 1974.4.21	WSW 20.5 1956.5.11	NE 20.4 1997.6.28	W 18.3 1940.7.24	W 24.5 1956.8.17	W 28.5 1991.9.27	NE 26.5 1951.10.15	W 19.0 1942.11.27	W 21.9 1956.12.5	
浜田	SSW 29.2 1963.1.20	SSW 25.6 1924.2.8	SSW 29.6 1922.3.23	SW 27.4 1931.4.6	SW 24.7 1916.5.7	SW 25.1 1901.6.28	SW 26.7 1905.7.19	S 27.1 1900.8.19	SW 27.9 2004.9.7	NNE 24.9 1906.10.24	SSW 27.7 1909.11.29	NNE 29.3 1920.12.7	
西郷	SW 22.0 1957.1.15	SW 19.6 1960.2.20	W 18.7 1952.3.23	SW 23.3 1946.4.18	WSW 19.3 1941.5.5	ENE 21.3 1949.6.21	ENE 22.7 1943.7.24	ENE 25.3 1970.8.21	SSW 26.9 2004.9.7	NE 25.8 1951.10.15	WSW 20.7 1950.11.18	SW 20.4 1957.12.13	

1時間降水量の最大値(mm)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
観測所	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日	極値 起年月日
松江	10.8 1957.1.9	19.0 2004.2.22	27.0 2007.3.31	18.0 1974.4.7	26.0 1980.5.15	45.4 1958.6.28	69.0 2013.7.15	77.9 1944.8.25	75.0 2012.9.15	34.0 1988.10.17	75.0 2012.9.15	19.0 1964.12.27	
浜田	14.2 1916.1.2	11.5 2004.2.22	33.5 1979.3.30	21.5 1974.4.7	28.5 1997.5.14	43.3 1958.6.30	14.2 1983.7.23	11.5 1959.8.22	33.5 2012.9.2	21.5 1970.10.12	28.5 2012.9.2	43.3 1978.12.15	
西郷	14.0 2011.1.1	11.9 1958.2.21	40.5 2007.3.31	16.0 1991.4.18	33.0 2011.5.10	44.5 1991.6.13	51.5 2003.7.10	72.0 2007.8.31	93.0 1988.9.27	47.5 2007.10.17	93.0 1988.9.27	37.6 1949.12.22	

統計期間 気 温 : 松江 1940年7月～2014年12月31日 浜田 1893年1月～2014年12月31日 西郷 1939年6月～2014年12月31日  
 風向風速 : 松江 1940年7月～2014年12月31日 浜田 1893年1月～2014年12月31日 西郷 1939年6月～2014年12月31日  
 降水量 : 松江 1940年7月～2014年12月31日 浜田 1893年1月～2014年12月31日 西郷 1939年6月～2014年12月31日

ウ 地域気象観測所資料  
A 2014年平均気温年集計表(°C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
O22	4.6	4.1	7.6	11.7	17.2	20.9	24.8	24.4	21.0	16.3	12.2	5.2	14.2
O46	4.9	4.2	7.7	12.1	16.8	20.6	24.2	24.1	21.4	16.8	12.9	5.3	14.3
O56	5.5	4.7	8.2	12.1	17.6	21.2	25.2	24.8	21.1	16.8)	12.5	5.9	14.6
O91	4.6	4.6	8.1	12.1	17.6	21.3	25.1	24.6	21.2	16.5	11.9	5.4	14.4
121	4.7	4.5	8.3	12.6	18.2	21.9	25.7	25.2	21.7	16.7	11.9	5.2	14.7
132	4.6	4.7	8.5	13.0	18.5	22.1	25.9	25.3	22.1	17.0	12.4	5.2	14.9
156	6.0]	4.4	8.1	12.0	17.2	20.9	24.9	24.5	21.0	16.0	11.7	5.5	15.1]
246	5.1	5.2	8.6	12.8	18.1	21.5	25.6	25.2	21.6	16.9	12.4	5.4	14.9
261	2.7	2.7	7.0	11.1	17.1	20.3)	24.8	24.1	19.8	14.7)	10.0	2.5)	13.1
276	0.4	1.2	5.1	10.0	15.9	19.6	23.6	23.3	18.9	13.6	8.7	0.5	11.7
306	0.3	1.0	4.2)	9.6	15.2	18.9	22.7	22.4	18.2	13.2	8.1	0.1	11.2
351	3.0	3.7	7.3	11.6	17.1	20.7	24.8	24.5	20.4	15.2	10.6	3.2	13.5
376	6.6	5.6)	9.4	13.0	18.4	21.5	25.4	25.2	21.8	17.2	13.3	6.7	15.3
401	0.4	1.6	5.3	9.8	15.6	19.2	23.2	23.0	18.9)	13.1)	8.3	0.7	11.6
431	1.7	1.9	5.7	9.6	15.4	18.9	23.0	22.8	18.6	13.5	9.0)	1.5	11.8
456	5.4	5.2	8.8	12.2	17.4	20.6	24.9	24.6	21.1	16.6	12.4	5.6	14.6
462	5.8	5.8	9.5	13.1	18.7	21.9	26.3	25.8	22.3	17.3	12.9)	6.1	15.5
516	3.4	4.0	7.9	12.0	18.0	20.9	25.4	24.8	21.1	15.4	10.6	3.1	13.9
541	2.6	3.2	7.1	11.0	16.2	20.1	24.0)	23.9	19.9	14.6	9.9	2.3	12.9

B 2014年降水量年集計表(°C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
022	178.5	67.5	199.0	63.5	103.5	25.0	158.0	359.5	60.0	252.5	81.5	166.5	1715.0
046	137.0	50.0	158.0	56.0	92.5	27.5	128.5	355.5	36.5	234.5	74.0	138.5	1488.5
056	124.0	34.0	142.0	45.0	94.0	36.5	151.5	317.5	48.0	183.5	58.5	131.5	1366.0
091	192.0	125.5	164.5	73.0	70.0	107.5	148.5	301.5	44.0	259.0	114.5	147.0	1747.0
121	37.5]	66.5	162.5	70.0	64.0	145.5	153.5	284.5	43.0	201.0	116.0	131.0	1475.0]
132	209.5	108.0	187.0	82.5	68.0	118.5	155.5	294.5	51.0	251.5	128.0	164.5	1818.5
156	79.5]	70.5	162.0	72.0	63.0	102.5	157.5	362.5	38.5	205.0	121.0	166.5	1600.5]
166	176.5	98.5	187.0	80.5	51.0	125.0	124.0	299.0	54.0	198.5	116.0	173.5	1683.5
181	199.5	142.5	192.0	77.5	72.5	94.0	118.0	464.0	74.5	254.5	113.0)	145.0	1947.0
206	212.5	82.5	216.0	90.0	89.5	129.0	188.0	361.5	65.0	253.5	155.0	254.5	2097.0
346	192.0	58.0	140.5	70.0	90.0	93.0	178.0	344.0	47.0	170.5	131.5	191.5	1706.0
261	181.0	78.0)	188.0)	77.5	65.0	91.0)	113.5	312.5	85.0	259.5)	154.5	219.0)	1824.5
276	151.5	83.5	188.5	83.0	60.5	89.0	183.0	438.0	80.5	225.0	120.5	189.0)	1892.0
286	146.5	60.0	120.0	69.5	86.5	53.5	200.5	270.5	51.0	134.0	117.5	137.0	1446.5
306	160.0	52.0	174.5)	89.5	97.5	109.0	161.5	362.5	119.0	151.5	122.0	290.5	1889.5
346	192.0	57.5	214.5	72.0	77.0	73.0	226.0	315.5	56.0	152.5	120.5	285.0	1841.5
351	169.5	59.0	196.5	83.5	90.5	132.0	209.0	295.5	111.0	159.0	111.5	237.0	1854.0
376	134.0	76.0	141.0	68.0	97.0	96.0	209.0	286.5	77.0	156.5	110.0	175.5	1626.5
401	150.0	63.5	219.0	98.5	71.5	86.5	168.5	265.5	53.0)	166.5)	97.0	217.5	1657.0
421	130.5	80.0	170.0	74.0	87.5	99.0	292.5	298.0	69.0	142.5	116.0	190.0	1749.0
431	215.0	64.5]	218.5	106.0	81.0	142.0	306.0	341.0	70.0	178.0	128.5	293.5	2144.0]
436	207.0	79.5	262.5	111.0	78.0)	105.0	259.5	310.0)	63.0	176.0	127.5	312.0	2091.0
456	103.5	68.0	106.5	83.0	85.0	72.5	255.5	259.0	59.5	138.0	112.0	174.5	1517.0
462	93.5	64.0	107.0	83.0	87.5	92.0	257.5	238.0	57.5	134.5	115.5	188.5	1518.5
501	169.0	72.0	214.5	121.5	75.5	99.5	299.5	216.5	61.5	140.5	121.5	295.5	1887.0
516	142.5	90.5	181.5	113.5	89.5	187.5	284.5	228.5	76.5	175.0	114.5	188.5	1872.5
541	123.5	89.0	191.0	117.0	102.0	183.5	274.5	290.0	97.0	124.5	81.5	185.0	1858.5

記号の説明

値) :統計値を求め対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合(準正常値)  
 値] :統計値を求め対象となる資料の一部が許容する範囲を超えている場合(資料不足値)

## (2) 過去の災害

### ア 県内で発生した大きな災害の概要

梅 雨	<b>昭和47年7月豪雨（7月9日～14日）</b> <p>日本海まで北上していた梅雨前線が、低気圧の東進とともに瀬戸内まで南下し、次第に活動が活発となった。また、台風第6、8号が南海上にあつて前線を刺激した。</p> <p>このため島根県は9日から14日まで断続的に雨となり、総降水量は、三隅の709mm（この値は、年間総降水量の1/3以上に相当する）を最高に、県内一部地域を除いてほとんどの地域で500mmを超える豪雨となった。特に被害の大きい地域は益田・浜田周辺、江の川流域、80年来といわれる宍道湖の氾濫による松江市とその周辺市町村に集中した。</p>
	<b>昭和58年7月豪雨（7月19日～23日）</b> <p>いったん日本海まで北上していた梅雨前線が、前線上の低気圧が東進したのに伴い、山陰沿岸まで南下して活動が活発となった。特に23日未明から明け方にかけて、益田から三隅、浜田及び弥栄にかけての地域では猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂崩れ等による甚大な被害を受けた。</p> <p>総降水量は益田、三隅方面で600mm以上、波佐方面が600mm位、その他県西部・中部で300～500mm、県南西部・東部では250mm以下であった。特に浜田、三隅、弥栄等で被害が大きかったのは、23日の未明から明け方にかけての比較的短時間に激しい雨が降ったことと、数日来の先行降雨で、地盤がすでに大量の水分を含んでいたことが原因である。</p>
	<b>昭和63年梅雨前線による島根県の大雨（昭和63年7月13日～15日）</b> <p>日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、10日頃から南下し始め、13日県東部で雨足が強まり、日降水量は、松江220mm、伯太114mmで、その他県東部で50～100mmを記録した。14日には隠岐地方で大雨となり、日降水量は海士241mm、西郷204mmを記録した。15日には県西部を中心に大雨となり、特に浜田は、1時から7時までの降水量が342mmと58年豪雨以来の大雨となった。</p> <p>総降水量は浜田で400mmを超え、桜江では300mm、隠岐地方、県中部、松江で200mmを超えたが、県南西部では50mmに満たなかった。</p>
	<b>平成18年7月豪雨（平成18年7月15日～21日）</b> <p>日本海に停滞していた梅雨前線が16日から19日にかけて山陰沿岸まで南下して停滞し、活動が活発となった。このため、17日早朝と18日夜から19日朝にかけて、隠岐、東部を中心に猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂災害等の甚大な災害が発生した。特に被害の大きかった地域は、神戸川が氾濫した出雲市、昭和47年7月豪雨以来の宍道湖の水位上昇により市街地が浸水した松江市などであった。</p> <p>総降水量は、海士町で482mmを観測したほか、東部や大田邑智地区で400mmを超えた。また、1時間降水量は、17日06時の解析雨量では出雲市で約100mmを観測した。</p>

**平成3年9月台風第17号（雨台風）**

9月10日9時にマリアナ諸島近海で発生した熱帯低気圧は、北西に進みながら次第に発達し、11日15時に沖の鳥島付近で台風第17号となった。島根県では、13日から北上してきた秋雨前線の影響で弱い雨が降っていたが、14日に台風が山陰沿岸を通過する際、隠岐地方を中心に激しい雨が降った。この時の西郷の日降水量236mmは、1939年西郷測候所開設以来第1位で、西郷町をはじめ五箇村、海士町、西ノ島町で床上・床下浸水があった。

**平成3年9月台風第19号（風台風）**

9月13日9時にマーシャル諸島の東で発生した熱帯低気圧は、西に進みながら次第に発達し、16日9時にマーシャル諸島の西で台風第19号となった。台風は、非常に強い勢力を保ちながら北上し、27日16時過ぎに佐世保市の南に上陸した時でも、中心気圧940hPa、中心付近の最大風速は50m/s、風速25m/s以上の暴風半径が300km、15m/s以上の強風半径が600kmと、大型で非常に強い勢力を保っていた。当県では27日午前中、県西部で10～20mmのやや強い時間雨量を記録していたが、10時頃にはいったん小康状態となり、風もまだ弱い状態であった。しかし、台風が19時前に萩市付近を通過する頃から次第に風が強まり、台風が山陰沿岸を通過し、東寄りから南西方向に風向が変わった夜遅くには、県内で20m/s以上の暴風となった。最大瞬間風速は、県内気象官署で軒並み観測史上最大を記録し、松江56.5m/s、浜田48.9m/s、西郷50.6m/sを観測した。ただ、台風の移動が速かったので、強風の時間はあまり長く続かなかった。この風で死者1名、負傷者102名の人的被害があり、建築物及び農作物にも甚大な被害を与えた。降水量は津和野・六日市で120mmを超えたが、雨による直接の被害はなかった。

台  
風

イ 過去5年間の災害(平成22年～平成26年)

(一般的な災害)

資料:防災危機管理課

年別	発生年月	種別	雨量(mm)	最大風速(m/s)	被害概要					被害総額(千円)	主たる被害地
					人的被害(人)		住家の被害(棟)				
					死亡 行方不明	負傷者	全壊 (流失)	半壊 一部破損	浸水		
22	1.7～	大雪	赤名 54.0cm/日						56,846	浜田市 飯南町 美郷町	
	3.9～3.12	大雪	弥栄 48.0cm/日				一部破損 2		73,035	浜田市 出雲市 大田市他	
	7.2～7.4	大雨	松江 22.0mm/h 海士 25.0mm/h						86,235	出雲市 雲南市	
	7.11～7.16	大雨	松江 34.0mm/h 津和野 67.5mm/h 海士 236.5mm/日	死亡 2 行方不明 1	重傷 1 軽傷 1		半壊 1 一部破損 1	床下 35	1,678,907	松江市 浜田市 益田市 津和野町 西ノ島町 隠岐の島 町 他	
23	H22.12.31 ～H23.1.2	大雪	松江 90cm/日 赤名 152cm/日		重傷 1 軽傷 3		一部破損 41		1,241,515	松江市 安来市	
	5.10～5.12	大雨	松江 161.0mm/日 出雲 209.5mm/日 大東 181.0mm/日				半壊 1 一部破損 1	床下 1	1,186,830	松江市 出雲市 雲南市	
	9.1～9.4	台風	松江 116.0mm/日 伯太 241.0mm/日					床上 4 床下 33	2,005,251	安来市 雲南市 奥出雲町	
24	4.3～4.6	暴風		浜田 25.1m/s 西郷岬 27.1m/s		重傷 3 軽傷 5		一部破損 6	906,827	浜田市 出雲市 大田市 江津市	
	4.21	強風		高津 18.6m/s		重傷 1 軽傷 3			21,608	浜田市 益田市	
	7.6	大雨	桜江 139.5mm/日 佐田 126.5mm/日				一部破損 2	床下 27	2,016,416	出雲市 大田市 雲南市 奥出雲町 飯南町	
	9.15～9.19	大雨	松江 92.0mm/日					床上 1 床下 2	6,425	松江市 安来市	
	6.18～6.21	大雨	弥栄 219.0mm/日 高津 204.0mm/日					床下 1	123,997	江津市	
	7.15	大雨	赤名 128.5mm/日 伯太 120.0mm/日					床上 3 床下 52	493,709	松江市 安来市	
	7.28～7.29	大雨	津和野 381.0mm/日 吉賀 236.5mm/日	行方不明 1	重傷 1	全壊 5	半壊 8	床上 6 床下 98	5,976,673	益田市 津和野町 吉賀町	



年別	発生年月	種別	雨量(mm)	最大風速 (m/s)	被害概要					被害総額 (千円)	主たる 被害地
					人的被害(人)		住家の被害(棟)				
					死亡 行方不明	負傷者	全壊 (流失)	半壊 一部破損	浸水		
25	7.30～7.31	大雨	桜江 149.0mm/日 大田 121.5mm/日				一部破損 2	床上 3 床下 35	462,145	大田市 江津市 邑南町	
	8.1～8.2	大雨	赤名 141.0mm/日 福光 95.5mm/日				一部破損 1	床上 5 床下 23	898,938	大田市 飯南町 川本町 美郷町	
	8.23～8.25	大雨	桜江 386.0mm/日 浜田 253.5mm/日		死亡 1		全壊 9	半壊 43 一部破損 32	床上 115 床下 693	14,341,161	浜田市 益田市 大田市 江津市 邑南町
	9.3～9.4	大雨	西郷 84.0mm/日 波佐 74.5mm/日						床上 3 床下 3	384,716	出雲市 江津市
	10.15 ～10.16	台風	横田 40.0mm/日 波佐 38.5mm/日	斐川 18.7m/s		軽傷 1		一部破損 3		4,742	益田市 安来市 邑南町
26	6.12～6.13	大雨	弥栄 90.5mm/日						床上 1 床下 1	6,357	出雲市
	8.5～8.7	大雨	横田 131.5mm/日		死亡 1				床上 2 床下 2	88,890	奥出雲町
	9.6	大雨	川本 61.0mm/日						床上 2 床下 2	17,000	飯南町
	10.13	台風	西郷 109.5mm/日	斐川 20.8m/s		軽傷 1				127,009	津和野町
	12.5～12.6	大雪	赤名 54cm/日					一部破損 1		202,595	江津市

## 2 災害予防計画資料

### (1)水害予防

#### ア 重要水防区域及び危険な箇所総括表

##### 1. 国土交通省関係

事務所名	重要水防区域		危険な箇所		備考
	河川名(区域数)	延長(m)	箇所数	延長(m)	
出雲	斐伊川(2)、神戸川(2)	237,300	541	129,650	
浜田	江の川、高津川、高津川派川、白上川、匹見川(10)	210,560	341	84,763	
計	7河川(14)	447,860	882	214,413	

##### 2. 島根県

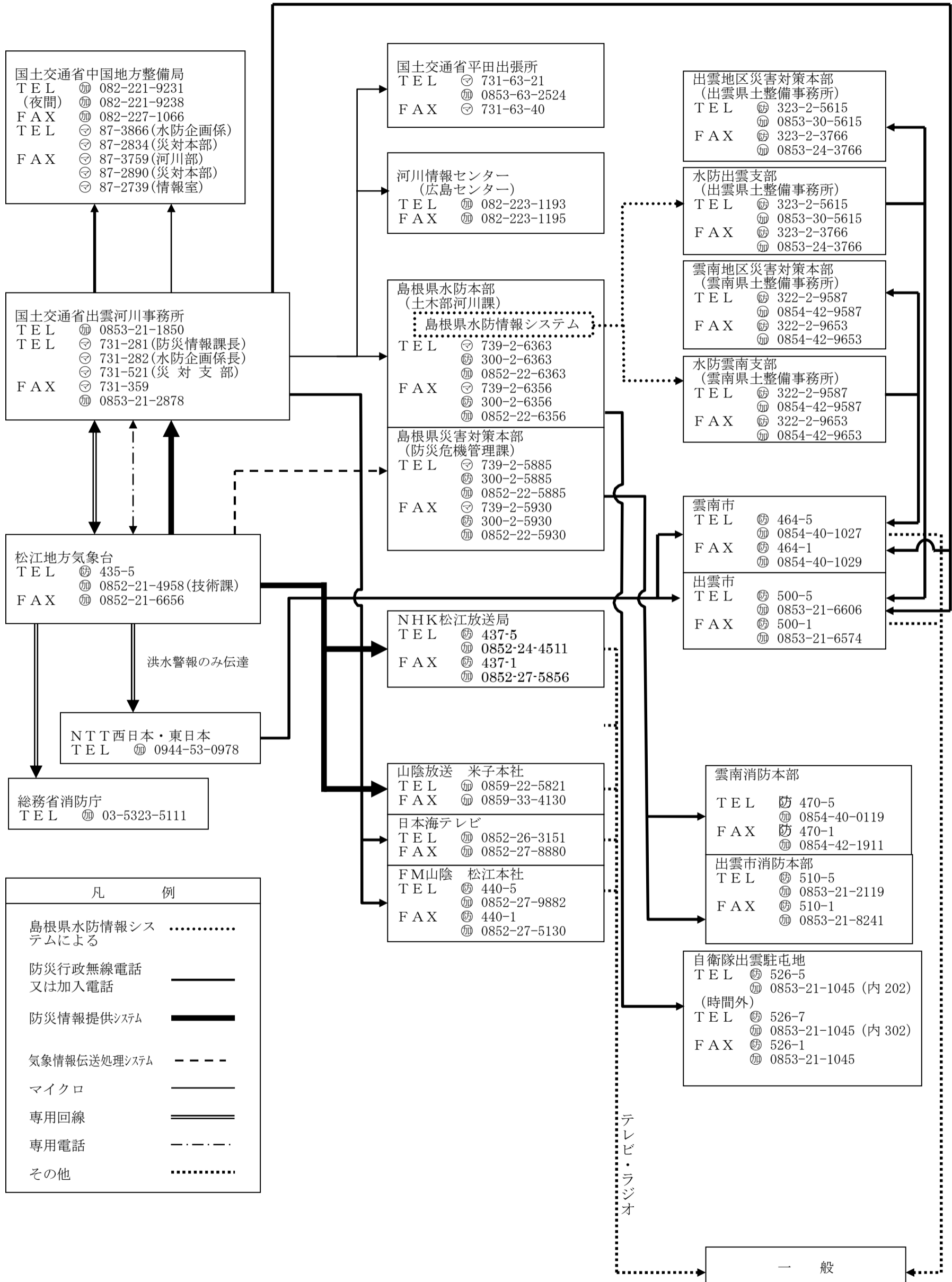
水防支部名	重要水防区域		危険な箇所(河川)		備考
	河川名(区域数)	延長(m)	箇所数	延長(m)	
松江	意宇川、朝酌川、来待川(6)	24,800	29	27,605	
広瀬	飯梨川、伯太川(4)	77,000	41	21,985	
雲南	斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川(8)	47,750	16	5,354	
仁多			5	6,721	
出雲	新建川、五右衛門川、十間川、平田船川、湯谷川(12)	51,100	32	33,780	
県央			20	12,590	
大田	静間川、三瓶川、宅野川、潮川(8)	36,600	12	6,095	
浜田	都治川、下府川、浜田川、浅井川、周布川、三隅川、細田川、八戸川(17)	62,900	30	19,800	
益田	益田川(2)	11,000	19	11,410	
津和野	津和野川、高津川(5)	9,300	17	33,560	
隠岐	八尾川、重栖川(4)	17,600	3	2,700	
計	31河川(66)	338,050	224	181,600	

##### 3. 島根県内全体

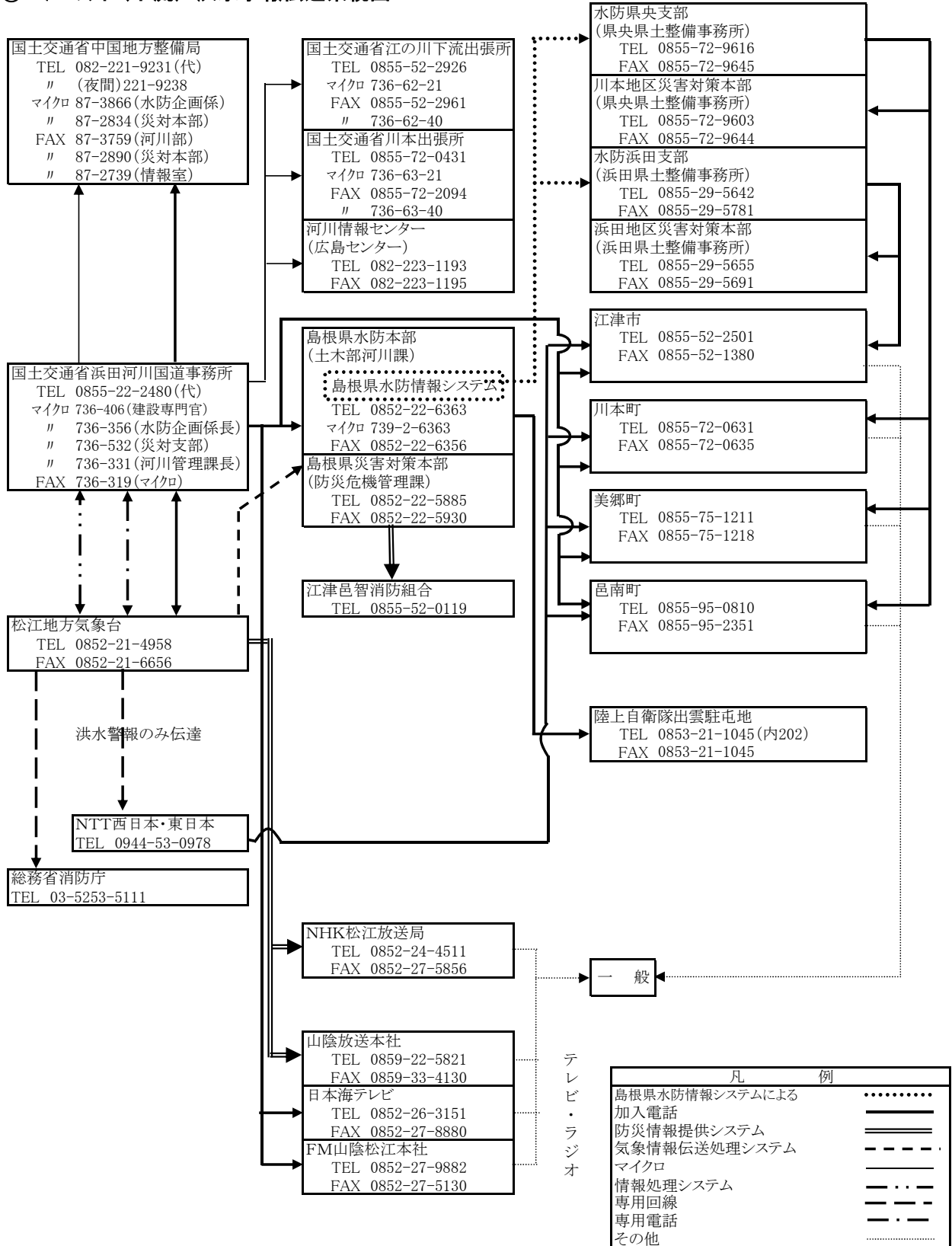
事務所名	重要水防区域		危険な箇所(河川)		備考
	河川名(区域数)	延長(m)	箇所数	延長(m)	
国土交通省	7河川(14)	447,860	882	214,413	
島根県	31河川(66)	338,050	224	181,600	
計	38河川(80)	785,910	1,106	396,013	

# イ 洪水予報伝達系統図

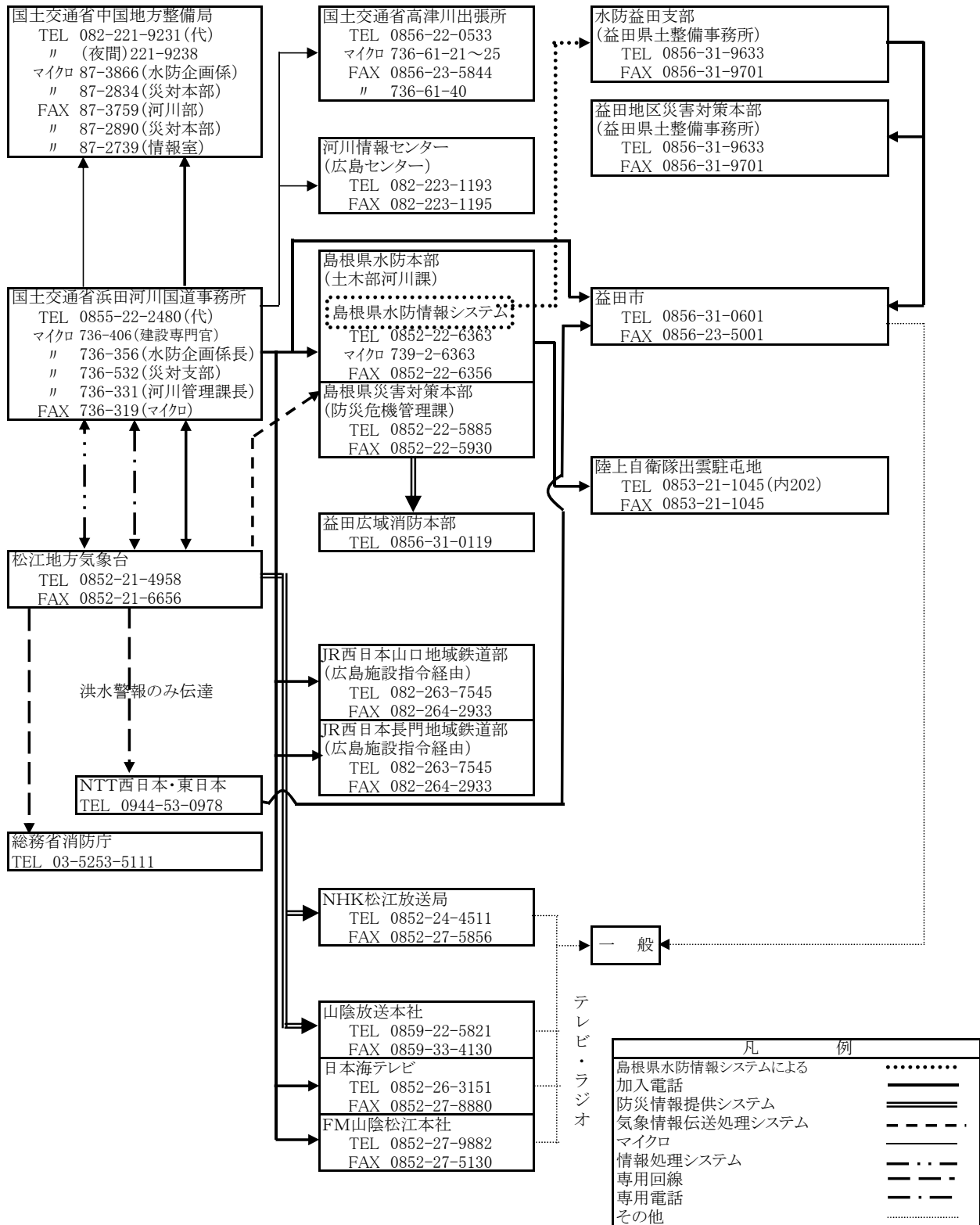
## ① 斐伊川洪水予報伝達系統図



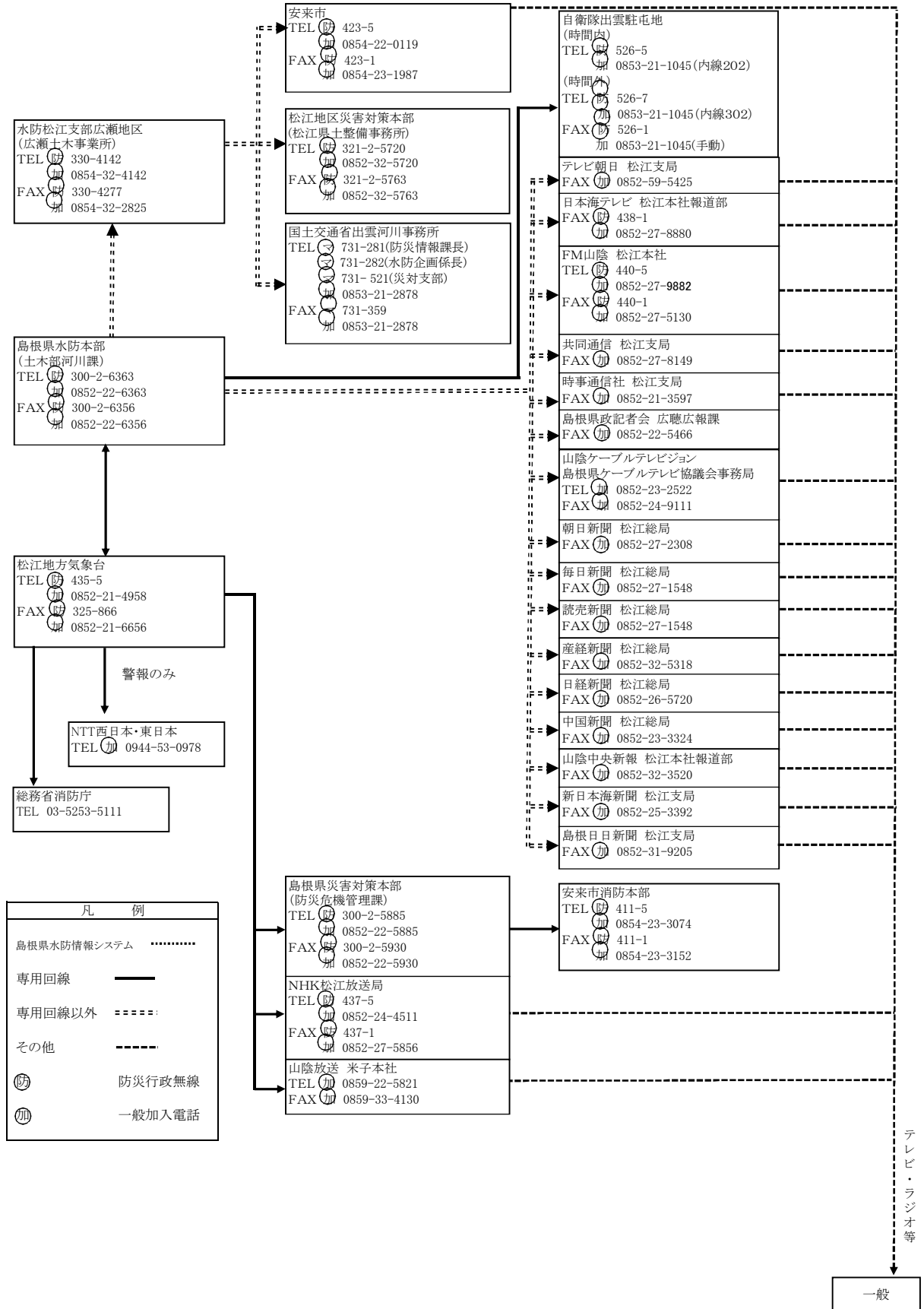
② 江の川（下流）洪水予報伝達系統図



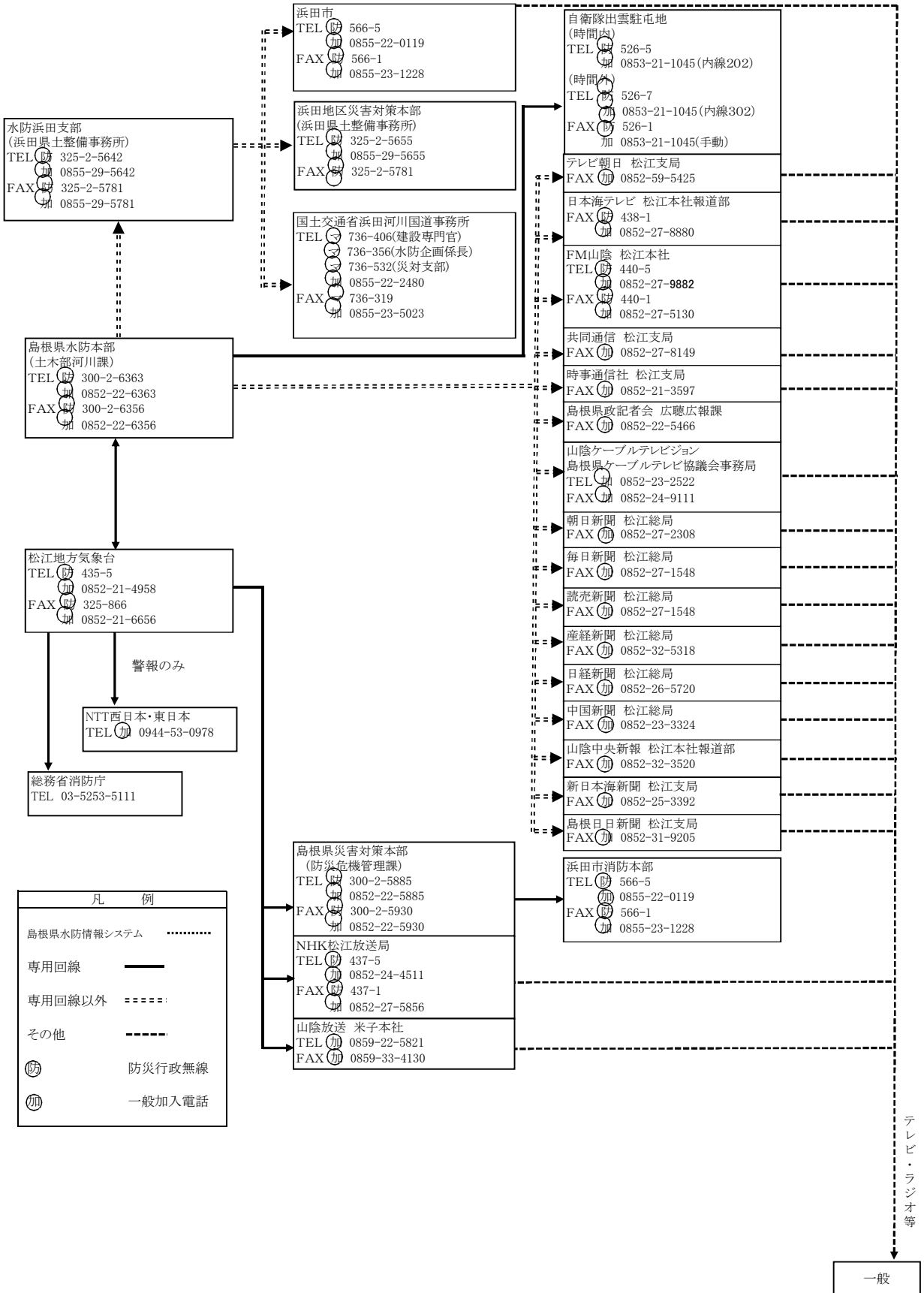
### ③ 高津川・匹見川洪水予報伝達系統図



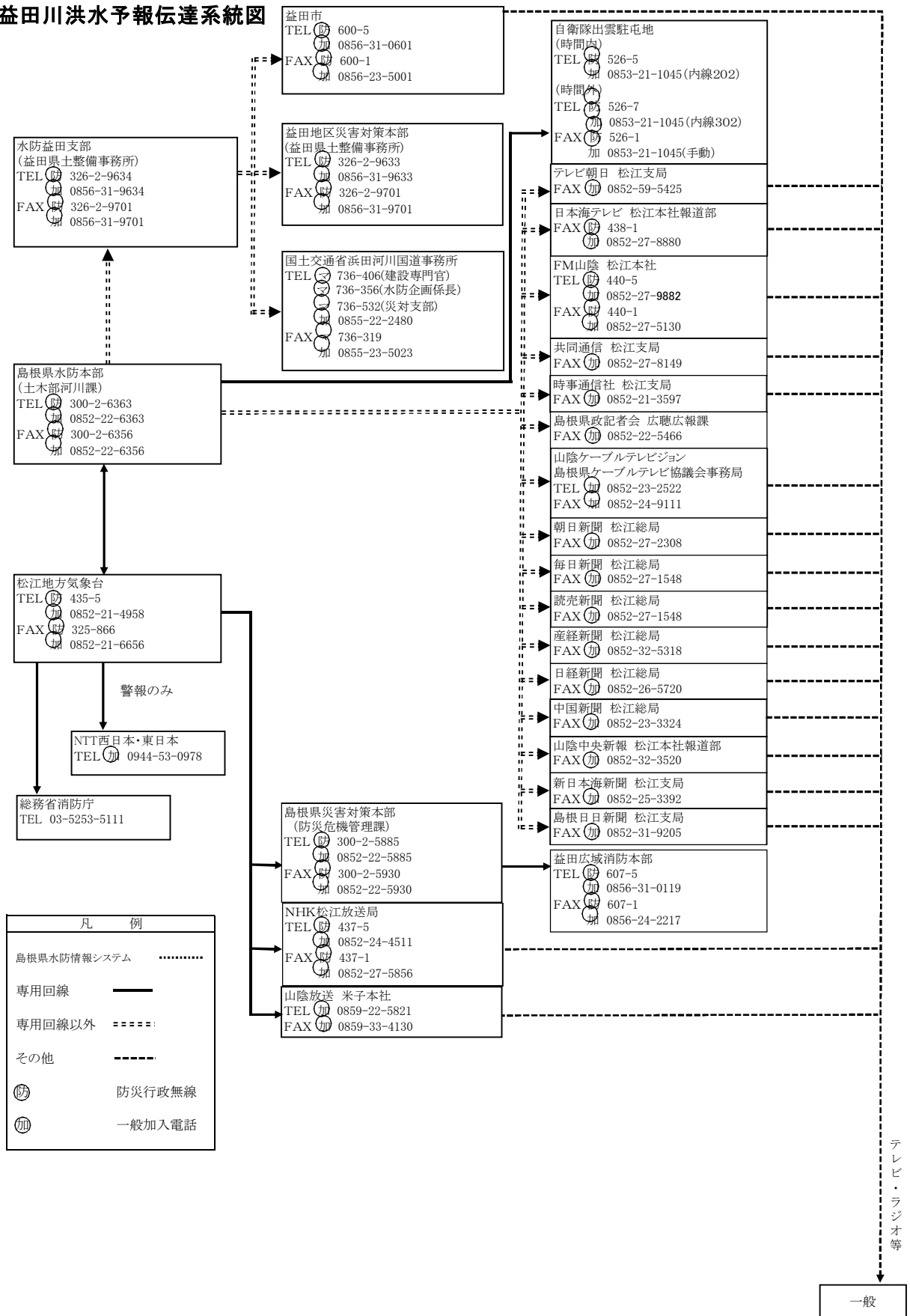
#### ④ 飯梨川洪水予報伝達系統図



⑤ 周布川洪水予報伝達系統図

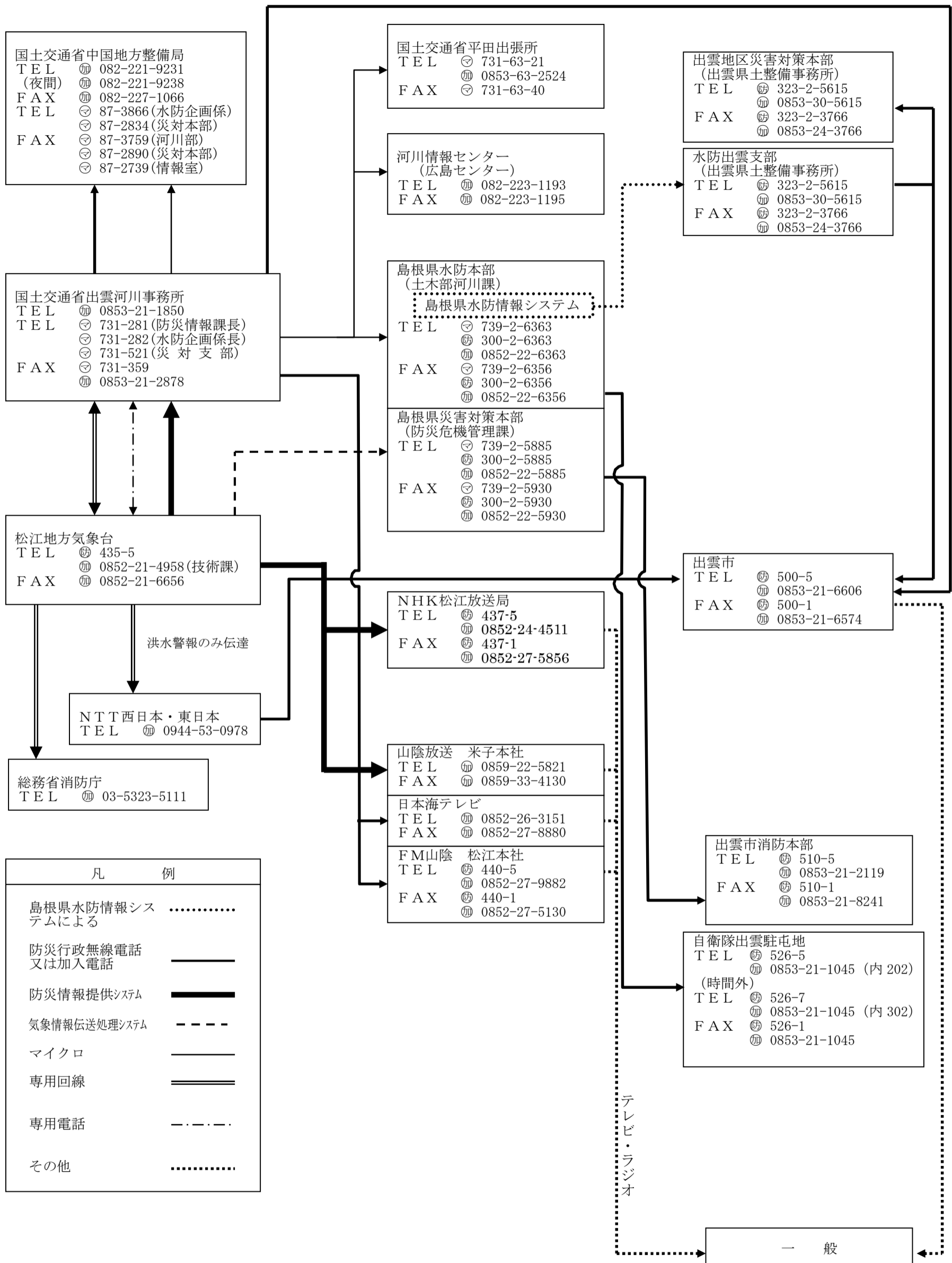


⑥ 益田川洪水予報伝達系統図

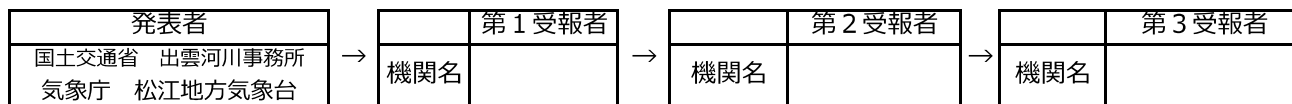




⑦ 神戸川洪水予報伝達系統図



ウ 洪水予報様式  
① 斐伊川洪水予報



正規

### 斐伊川下流はん濫注意情報

斐伊川洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）  
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分  
出雲河川事務所・松江地方気象台 共同発表

（見出し）

斐伊川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

（主 文）

斐伊川の灘分水位観測所（出雲市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨量）

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
斐伊川流域		

（水位）

斐伊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)	水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険			
木次 水位観測所 (雲南市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
新伊萱 水位観測所 (雲南市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
上島 水位観測所 (出雲市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
大津 水位観測所 (出雲市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
灘分 水位観測所 (出雲市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	*** -						

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

第11号表  
(注意事項)

(参考資料)

観測所名	木次 水位観測所	新伊萱 水位観測所	上島 水位観測所
	雲南市	雲南市	出雲市
レベル4 はん濫危険水位※	4.80	5.00	6.30
レベル3 避難判断水位※	4.20	4.30	5.70
レベル2 はん濫注意水位	3.50	3.40	4.00
レベル1 水防団待機水位	2.50	2.50	2.90
受け持ち区間	左岸 斐伊川 熊谷大橋付近から 三刀屋川合流点まで 右岸 熊谷大橋付近から 三刀屋川合流点まで	左岸 斐伊川 三刀屋川合流点から 森坂大橋付近まで 右岸 三刀屋川合流点から 森坂大橋付近まで	左岸 斐伊川 森坂大橋付近から 放水路分流堰まで 右岸 森坂大橋付近から 放水路分流堰まで
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	島根県雲南市-	島根県雲南市-、 島根県出雲市	島根県出雲市-

観測所名	大津 水位観測所	灘分 水位観測所	
	出雲市	出雲市	
レベル4 はん濫危険水位※	3.20	3.60	
レベル3 避難判断水位※	2.90	4.40	
レベル2 はん濫注意水位	2.50	2.80	
レベル1 水防団待機水位	1.60	2.00	
受け持ち区間	左岸 斐伊川 放水路分流堰から 西代橋付近まで 右岸 放水路分流堰から 西代橋付近まで	左岸 斐伊川 西代橋付近から宍道 湖まで 右岸 西代橋付近から宍道 湖まで	
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	島根県出雲市-	島根県出雲市-	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

第11号表

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

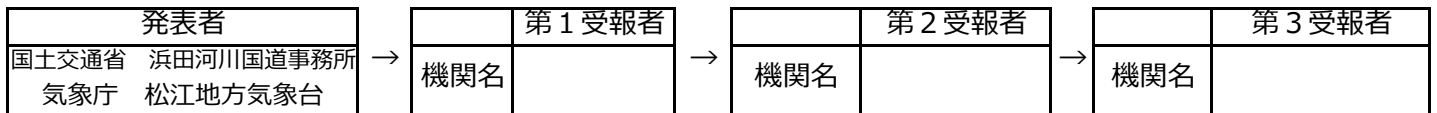
	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764(内線)281

気象関係：気象庁 松江地方気象台 電話：0852-21-4958

## ② 江の川下流洪水予報



正規

### 江の川下流はん濫注意情報

江の川下流洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）  
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分  
浜田河川国道事務所・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

江の川下流では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

(主 文)

江の川下流の大津水位観測所（邑智郡邑南町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

江の川下流の都賀水位観測所（邑智郡美郷町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

江の川下流の川本水位観測所（邑智郡川本町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

江の川下流の谷住郷水位観測所（江津市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

江の川下流の川平水位観測所（江津市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨量)

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
江の川流域		

(水位)

江の川下流の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)	水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	

大津 水位観測所 (邑智郡邑南町)	00日00時00分の状況	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
都賀 水位観測所 (邑智郡美郷町)	00日00時00分の状況	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
川本 水位観測所 (邑智郡川本町)	00日00時00分の状況	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
谷住郷 水位観測所 (江津市)	00日00時00分の状況	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
川平 水位観測所 (江津市)	00日00時00分の状況	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				
	00日00時00分の予測	***-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

観測所名	大津 水位観測所	都賀 水位観測所	川本 水位観測所
	邑智郡邑南町	邑智郡美郷町	邑智郡川本町
レベル4 はん濫危険水位※	9.00	7.50	8.60
レベル3 避難判断水位※	8.10	7.00	8.00
レベル2 はん濫注意水位	5.20	5.40	6.00
レベル1 水防団待機水位	4.20	4.40	5.00
受け持ち区間	左岸 広島県境から美郷町、邑南町境まで 右岸 なし	左岸 美郷町、邑南町境から川本町祖式川合流点上流500m付近まで 右岸 美郷町、邑南町境から川本町祖式川合流点上流500m付近まで	左岸 川本町祖式川合流点上流500m付近から川本町濁川合流点下流500m付近 右岸 川本町祖式川合流点上流500m付近から川本町濁川合流点下流500m付近
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県邑智郡邑南町	島根県邑智郡美郷町	島根県邑智郡川本町

観測所名	谷住郷 水位観測所	川平 水位観測所	
	江津市	江津市	
レベル4 はん濫危険水位※	9.20	9.70	
レベル3 避難判断水位※	8.60	9.20	
レベル2 はん濫注意水位	7.70	8.40	
レベル1 水防団待機水位	5.60	6.30	
受け持ち区間	左岸 川本町濁川合流点 下流500m付近から江津市長良川合流点付近まで 右岸 川本町濁川合流点 下流500m付近から江津市長良川合流点付近まで	左岸 江津市長良川合流点 付近から海まで 右岸 江津市長良川合流点 付近から海まで	
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県江津市、 島根県邑智郡川本町	島根県江津市	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

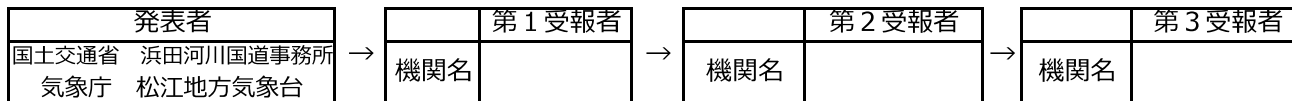
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480

気象関係：気象庁 松江地方气象台 電話：0852-21-4958

### ③ 斐伊川洪水予報



**正規**

## 高津川はん濫注意情報

高津川洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）

平成00年00月00日 00時00分

浜田河川国道事務所・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

高津川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

(主 文)

高津川の神田水位観測所（益田市）では、00日00時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

高津川の高角水位観測所（益田市）では、00日00時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨量)

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
高津川流域		

(水位)

高津川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
神田 水位観測所 (益田市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
高角 水位観測所 (益田市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)



(参考資料)

観測所名	神田 水位観測所	高角 水位観測所	
	益田市	益田市	
レベル4 はん濫危険水位※	6.40	4.60	
レベル3 避難判断水位※	5.90	4.20	
レベル2 はん濫注意水位	3.30	3.10	
レベル1 水防団待機水位	2.00	1.90	
受け持ち区間	左岸 卯の木堰から匹見 川合流点付近まで	左岸 匹見川合流点付近か ら海まで	
	右岸 卯の木堰から匹見 川合流点付近まで	右岸 匹見川合流点付近か ら海まで	
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	島根県益田市	島根県益田市	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

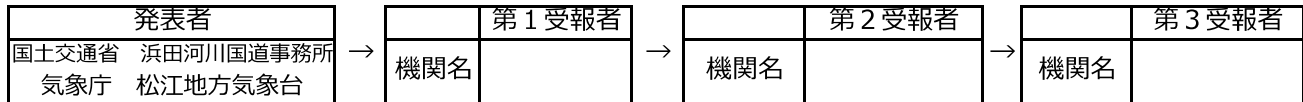
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480

気象関係：気象庁 松江地方気象台 電話：082-21-4958

#### ④ 匹見川洪水予報



**正規**

### 匹見川はん濫注意情報

匹見川洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）

平成00年00月00日 00時00分

浜田河川国道事務所・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

匹見川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

(主 文)

匹見川の横田水位観測所（益田市）では、00日00時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨量)

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
匹見川流域		

(水位)

匹見川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
横田 水位観測所 (益田市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位 = 計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

観測所名	横田 水位観測所		
	益田市		
レベル4 はん濫危険水位※	4.20		
レベル3 避難判断水位※	3.70		
レベル2 はん濫注意水位	3.60		
レベル1 水防団待機水位	2.60		
受け持ち区間	左岸 剣先取水堰から高 津川合流点まで		
	右岸 剣先取水堰から高 津川合流点まで		
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	島根県益田市		

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

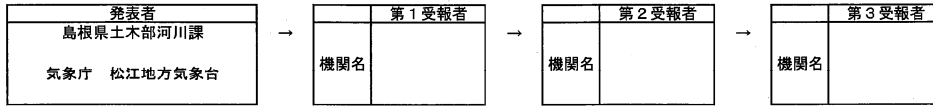
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480

気象関係：気象庁 松江地方気象台 電話：082-21-4958

⑤ 益田川洪水予報



正規

益田川水系益田川はん濫注意情報

益田川水系益田川洪水予報第1号  
洪水注意報（発表）  
平成26年03月26日 18時10分  
島根県土木部河川課・松江地方気象台 共同発表

（見出し）

益田川水系益田川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

（主 文）

益田川の染羽水位観測所（益田市）では、26日18時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨 量）

多いところで1時間に20ミリの雨が降っています。  
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	26日14時00分～26日18時00分 までの流域平均雨量	26日18時00分～26日19時00分 までの流域平均雨量の見込み
益田川	40ミリ	15ミリ

（水 位）

益田川水系益田川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
染羽 水位観測所 (益田市)	10日 18時00分	2.30	■			
	10日 18時30分	2.40	■			
	10日 19時00分	2.50	■			
	10日 19時30分	2.60	■			
	10日 20時00分	2.70	■			
	10日 20時30分	2.80	■			
	10日 21時00分	2.90	■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位 (m)）

観測所名	染羽水位観測所		
	益田市		
レベル4 はん濫危険水位※	4.00		
レベル3 避難判断水位※	3.50		
レベル2 はん濫注意水位	2.30		
レベル1 水防団待機水位	1.30		
受け持ち区間	益田川 左岸 益田市七尾町（堀川 橋上流）から益田市 中須町（河口）まで		

	右岸 益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県益田市-		

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・はん濫危険水位を避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

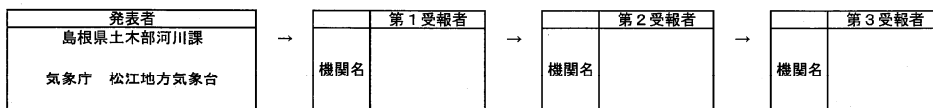
	パソコンから	携帯電話から
島根県ホームページ	<a href="http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html">http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html</a>	
気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：島根県土木部河川課  
気象関係：気象庁松江地方気象台

電話：0852-22-6363 (内線)  
電話：0852-21-4958 (内線)

## ⑥ 飯梨川洪水予報



正規

### 斐伊川水系飯梨川はん濫注意情報

斐伊川水系飯梨川洪水予報第1号  
洪水注意報（発表）  
平成26年03月26日 18時10分  
島根県土木部河川課・松江地方気象台 共同発表

（見出し）

斐伊川水系飯梨川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

（主 文）

飯梨川の矢田水位観測所（安来市）では、26日18時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨 量）

多いところで1時間に20ミリの雨が降っています。  
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	26日15時00分～26日18時00分 までの流域平均雨量	26日18時00分～26日20時00分 までの流域平均雨量の見込み
飯梨川	40ミリ	15ミリ

（水 位）

斐伊川水系飯梨川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
矢田 水位観測所 (安来市)	10日 18時00分	5.10				
	10日 18時30分	5.20				
	10日 19時00分	5.30				
	10日 19時30分	5.40				
	10日 20時00分	5.50				
	10日 20時30分	5.60				
	10日 21時00分	5.70				
	10日 21時00分	5.70				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位 (m)）

観測所名	矢田水位観測所 安来市		
レベル4 はん濫危険水位※	7.90		
レベル3 避難判断水位※	6.40		
レベル2 はん濫注意水位	5.10		
レベル1 水防団待機水位	3.70		
受け持ち区間	飯梨川 左岸 安来市広瀬町（新宮川合流点）から安来市赤江町（河口）まで		

	右岸	安来市古川町(新宮川合流点)から安来市東赤江町(河口)まで		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県安来市-			

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・はん濫危険水位を避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

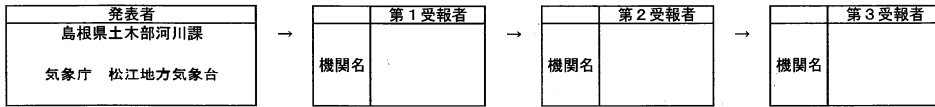
	パソコンから	携帯電話から
島根県ホームページ	<a href="http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html">http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html</a>	
気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：島根県土木部河川課  
気象関係：気象庁松江地方気象台

電話：0852-22-6363 (内線)  
電話：0852-21-4958 (内線)

## ⑦ 周布川洪水予報



正規

### 周布川水系周布川はん濫注意情報

周布川水系周布川洪水予報第1号  
洪水注意報（発表）  
平成26年03月26日 18時10分  
島根県土木部河川課・松江地方気象台 共同発表

（見出し）

周布川水系周布川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

（主 文）

周布川の中場水位観測所（浜田市）では、26日18時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨 量）

多いところで1時間に20ミリの雨が降っています。  
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	26日14時00分～26日18時00分 までの流域平均雨量	26日18時00分～26日20時00分 までの流域平均雨量の見込み
周布川	40ミリ	15ミリ

（水 位）

周布川水系周布川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
中場 水位観測所 (浜田市)	10日 18時00分	2.10	■			
	10日 18時30分	2.15	■			
	10日 19時00分	2.20	■			
	10日 19時30分	2.25	■			
	10日 20時00分	2.30	■			
	10日 20時30分	2.35	■			
	10日 21時00分	2.45	■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	中場水位観測所	
	浜田市	
レベル4 はん濫危険水位※	2.90	
レベル3 避難判断水位※	2.50	
レベル2 はん濫注意水位	2.10	
レベル1 水防団待機水位	1.80	
受け持ち区間	周布川	
	左岸	浜田市内村町（松本橋）から浜田市津摩町（河口）まで



	浜田市内村町(松本橋)から浜田市日脚町(河口)まで		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県浜田市-		

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・はん濫危険水位を避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

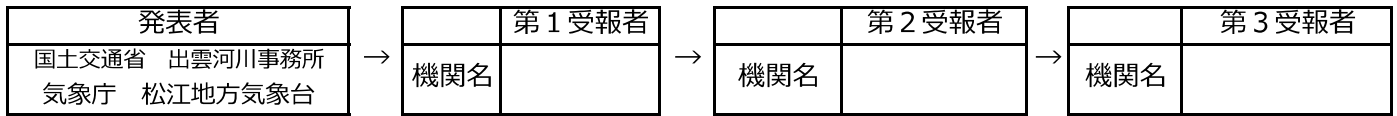
	パソコンから	携帯電話から
島根県ホームページ	<a href="http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html">http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html</a>	
気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	

#### 問い合わせ先

水位関係：島根県土木部河川課  
気象関係：気象庁松江地方気象台

電話：0852-22-6363 (内線)  
電話：0852-21-4958 (内線)

⑧ 神戸川洪水予報



**正規**

神戸川下流はん濫注意情報

神戸川洪水予報第〇号

洪水注意報

平成00年00月00日 00時00分

出雲河川事務所・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

神戸川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

(主 文)

神戸川の古志橋水位観測所（出雲市）では、00日00時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨量)

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
神戸川流域		

(水位)

斐伊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		水防団 待機	レベル1 はん濫 注意	レベル2 避難 判断	レベル3 はん濫 危険	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)						
馬木 水位観測所 (出雲市)	00日00時00分の状況	*** -					
	00日00時00分の予測	*** -					
	00日00時00分の予測	*** -					
	00日00時00分の予測	*** -					
古志橋 水位観測所 (出雲市)	00日00時00分の状況	*** -					
	00日00時00分の予測	*** -					
	00日00時00分の予測	*** -					
	00日00時00分の予測	*** -					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位 = 計画高水位の場合は最大になります。

第12号表  
(注意事項)

(参考資料)

観測所名	馬木 水位観測所	古志橋 水位観測所	
	出雲市	出雲市	
レベル4 はん濫危険水位※	7.00	5.40	
レベル3 避難判断水位※	6.30	5.00	
レベル2 はん濫注意水位	3.50	3.10	
レベル1 水防団待機水位	3.00	1.60	
受け持ち区間	左岸 神戸川 馬木大橋付近から 放水路合流点まで  右岸 馬木大橋付近から 放水路合流点まで	左岸 放水路合流点から海 まで  右岸 放水路合流点から海 まで	
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	島根県出雲市-	島根県出雲市-	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所  
の避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764(内線)281

気象関係：気象庁 松江地方気象台 電話：0852-21-4958

エダム

① 多目的ダム一県(河川課、企業局)管理

資料:河川課、企業局施設課(平成28年1月1日現在)

ダム名	三成	末都賀	布部	山佐	三瓶ダム	八戸	浜田	第二浜田	大長見	御部	益田川	大峠	笹倉	鏡子	美田	
水系河川名	斐伊川水系斐伊川	三隅川水系三隅川	斐伊川水系飯梨川	斐伊川水系山佐川	静間川水系三瓶川	江の川水系八戸川	浜田川水系浜田川	浜田川水系浜田川	周布川水系周布川	三隅川水系三隅川	益田川水系益田川	益田川水系馬の谷川	益田川水系波田川	八尾川水系鏡子川	美田川水系美田川	
位置	仁多郡奥出雲町三成	浜田市弥栄町末都賀	安来市広瀬町布部	安来市広瀬町上山佐	大田市三瓶町野城	江津市桜江町八戸	浜田市河内町	浜田市河内町、浜田市三隅町	浜田市弥栄町、浜田市長見町	浜田市三隅町黒沢	益田市久々茂町	益田市美都町笹倉	益田市美都町笹倉	隠岐郡隠岐の島町原田	隠岐郡西ノ島町美田	
ダム形式	アーチ式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	
堤高	42.00m	39.00m	55.90m	56.00m	54.50m	72.00m	58.00m	97.80m	71.50m	63.00m	48.00m	23.20m	36.20m	39.70m	26.80m	
堤頂長	109.72m	98.00m	190.00m	220.00m	140.00m	151.00m	184.25m	218.00m	334.00m	177.00m	169.00m	67.40m	92.50m	185.00m	105.00m	
堤体積	22,068m <sup>3</sup>	34,619m <sup>3</sup>	125,200m <sup>3</sup>	115,400m <sup>3</sup>	110,300m <sup>3</sup>	195,000m <sup>3</sup>	107,400m <sup>3</sup>	328,000m <sup>3</sup>	362,000m <sup>3</sup>	130,000m <sup>3</sup>	106,400m <sup>3</sup>	9,754m <sup>3</sup>	32,300m <sup>3</sup>	72,000m <sup>3</sup>	17,800m <sup>3</sup>	
可動扉種類	ローラーゲート	テンターゲート	クレストゲート	クレストゲート	クレストゲート	クレストゲート	クレストゲート	クレストゲート	クレストゲート	コンジットゲート	コンジットゲート	コンジットゲート	コンジットゲート	コンジットゲート	コンジットゲート	
可動扉高さ	8m	3m	1m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	2.50m	
可動扉門数	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
計画洪水量	710m <sup>3</sup> /sec	629m <sup>3</sup> /sec	690m <sup>3</sup> /sec	260m <sup>3</sup> /sec	380m <sup>3</sup> /sec	1,190m <sup>3</sup> /sec	430m <sup>3</sup> /sec	630m <sup>3</sup> /sec	1,090m <sup>3</sup> /sec	1,030m <sup>3</sup> /sec	950m <sup>3</sup> /sec	80m <sup>3</sup> /sec	80m <sup>3</sup> /sec	95m <sup>3</sup> /sec	40m <sup>3</sup> /sec	
流域面積	117.5km <sup>2</sup>	62.0km <sup>2</sup>	70.0km <sup>2</sup>	19.2km <sup>2</sup>	25.5km <sup>2</sup>	164.0km <sup>2</sup>	33.8km <sup>2</sup>	37.4km <sup>2</sup>	106.2km <sup>2</sup>	102.4km <sup>2</sup>	87.6km <sup>2</sup>	5.5km <sup>2</sup>	13.5km <sup>2</sup>	7.8km <sup>2</sup>	2.15km <sup>2</sup>	
最高貯水位(標高)	292.91m	240.00m	196.60m	207.00m	140.50m	126.90m	142.50m	104.60m	180.00m	122.50m	72.70m	118.90m	138.20m	65.60m	41.60m	
最低貯水位(標高)	285.61m	230.00m	178.20m	181.40m	116.00m	94.30m	114.60m	53.90m	136.50m	89.00m	36.00m	99.10m	119.90m	44.80m	28.60m	
総貯水量	3,438,000m <sup>3</sup>	2,526,000m <sup>3</sup>	7,100,000m <sup>3</sup>	5,050,000m <sup>3</sup>	7,120,000m <sup>3</sup>	26,800,000m <sup>3</sup>	5,000,000m <sup>3</sup>	15,470,000m <sup>3</sup>	19,270,000m <sup>3</sup>	16,800,000m <sup>3</sup>	6,750,000m <sup>3</sup>	239,000m <sup>3</sup>	480,000m <sup>3</sup>	2,530,000m <sup>3</sup>	539,000m <sup>3</sup>	
有効容量	1,138,000m <sup>3</sup>	1,558,000m <sup>3</sup>	5,000,000m <sup>3</sup>	4,450,000m <sup>3</sup>	6,400,000m <sup>3</sup>	23,200,000m <sup>3</sup>	4,350,000m <sup>3</sup>	14,220,000m <sup>3</sup>	18,770,000m <sup>3</sup>	15,500,000m <sup>3</sup>	6,500,000m <sup>3</sup>	239,000m <sup>3</sup>	200,000m <sup>3</sup>	2,350,000m <sup>3</sup>	496,000m <sup>3</sup>	
湛水面積	0.316km <sup>2</sup>	0.207km <sup>2</sup>	0.386km <sup>2</sup>	0.280km <sup>2</sup>	0.460km <sup>2</sup>	1.282km <sup>2</sup>	0.270km <sup>2</sup>	0.470km <sup>2</sup>	0.900km <sup>2</sup>	1.040km <sup>2</sup>	0.540km <sup>2</sup>	0.034km <sup>2</sup>	0.050km <sup>2</sup>	0.200km <sup>2</sup>	0.050km <sup>2</sup>	
単位調節量			315m <sup>3</sup> /sec	220m <sup>3</sup> /sec	320m <sup>3</sup> /sec	860m <sup>3</sup> /sec	300m <sup>3</sup> /sec	530m <sup>3</sup> /sec	550m <sup>3</sup> /sec	500m <sup>3</sup> /sec	380m <sup>3</sup> /sec	65m <sup>3</sup> /sec	65m <sup>3</sup> /sec	89m <sup>3</sup> /sec	34m <sup>3</sup> /sec	
竣工月日	昭和28年10月	昭和36年3月	昭和43年3月	昭和55年5月	平成8年3月	昭和52年3月	昭和38年3月		平成16年3月	平成3年3月	平成18年3月	昭和35年3月	昭和42年3月	平成12年3月	昭和53年3月	
目的	砂防、発電	砂防、発電	洪水調節、発電、上水道	洪水調節、上水道	洪水調節、上水道、不特定用水	洪水調節、発電、上水道、不特定用水	洪水調節	洪水調節、不特定用水	洪水調節、上水道、不特定用水	洪水調節、発電、不特定用水	洪水調節	洪水調節	不特定用水	洪水調節、上水道、不特定用水	洪水調節、上水道、不特定用水	
現状	良好	良好	良好	良好	良好	良好	再開発工事中	建設工事中	良好	良好	良好	良好	良好	良好	良好	

## ② 多目的ダム一県(農地整備課)管理

資料:県(農地整備課)

ダム名	嵯峨谷	津田川	清瀧
水系河川名	益田川水系益田川	津田川水系津田川	大橋川水系江谷川
場所	益田市美都町都茂	益田市大草町	大田市久手町
目的	洪水調整	洪水調整	洪水調整
竣工年月	昭和32年3月	昭和50年3月	昭和60年3月
ダム形式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	中心コアタイプフィルダム
堤高	34.64m	28.70m	33.90m
堤長	96.00m	83.00m	124.5m
堤体積	24, 791m <sup>3</sup>	15, 604m <sup>3</sup>	202, 677m <sup>3</sup>
貯水量	863, 935m <sup>3</sup>	305, 698m <sup>3</sup>	750, 000m <sup>3</sup>
満水面積	0.0716km <sup>2</sup>	0.0387km <sup>2</sup>	0.086km <sup>2</sup>
集水面積	16.8km <sup>2</sup>	4.3km <sup>2</sup>	6.9km <sup>2</sup>
洪水量	99.8m <sup>3</sup> /sec	27.1m <sup>3</sup> /sec	91.67m <sup>3</sup> /sec
流出率	0.888	0.85	0.728
単位調整量	76.8m <sup>3</sup> /sec	19.1m <sup>3</sup> /sec	76.3m <sup>3</sup> /sec

③ 発電ダムー中国電力管理

資料：中国電力(株)(平成27年4月1日現在)

区分	ダム名					
	周布川	長見	阿井川	浜原	来島	
ダム	水系河川名	周布川水系周布川	周布川水系周布川	斐伊川水系阿井川	江の川水系江の川	斐伊川水系神戸川
	位置	浜田市弥栄町小坂	浜田市長見町	仁多郡奥出雲町河内	邑智郡美郷町信喜	飯石郡飯南町下来原
	種類	重力式越流型 コンクリートダム	重力式越流型可動扉付 コンクリートダム	重力式越流型可動扉付 コンクリートダム	重力式越流型可動扉付 コンクリートダム	重力式越流型可動扉付 コンクリートダム
	高さ	58.00m	20.20m	21.70m	19.00m	63.00m
	堤頂長	147.00m	57.50m	96.00m	361.40m	250.87m
	可動扉種類	なし	鋼製ラジアルゲート	鋼製ストニエーゲート	鋼製ローラーゲート	鋼製ラジアルゲート
	可動扉		高7.3m×巾6.0m	高4.1m×巾14.0m	高9.4m×巾14.0m	高6.3m×巾11.2m
	大きさ門数		4門	2門	12門	3門
	計画洪水量(m <sup>3</sup> /sec)		720	880	380	9,770
	集水面積(km <sup>2</sup> )		88.50	108.10	66.70	3,000.00
貯水池又は調整池	最高貯水位(標高 m)	270.00	116.50	209.00	65.00	361.00
	最低貯水位(標高 m)	251.50	114.80	202.00	63.00	336.00
	総貯水量(m <sup>3</sup> )	10,173,000	358,860	1,084,767	11,200,000	23,470,000
	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	7,143,000	84,930	854,600	2,600,000	21,180,000
	湛水面積(m <sup>2</sup> )	532,000	56,300	164,000	1,490,000	1,600,000
その他	竣工年月	昭和36年10月	昭和36年8月	昭和17年8月	昭和29年2月	昭和31年6月
	現状	良好	良好	良好	良好	良好

④小水力発電ダム－農協等管理

資料：中国四国産業保安監督部

施設社名	発電所名	所在地	水系名	河川名	使用開始年月	発電所型式	最大出力(kW)	堰堤種類	堰堤高さ(m)
島根県農業協同組合	JALまね 石見銀山 三瓶小水力発電所	島根県大田市三瓶町	静間川	九段谷川	1964/01/01	水路式	210	(本流)コンクリート重力 (支流)コンクリート重力	9.5, 1.7
島根県	三瓶ダム管理用	島根県大田市三瓶町	静間川	三瓶川	1996/03/01	ダム式	250	コンクリート重力	54.5
安来市	布部	島根県安来市広瀬町	飯梨川	飯梨川	1954/08/01	水路式	225	コンクリート重力	8.8
安来市	伯太	島根県安来市伯太町	伯太川	伯太川	1959/04/01	水路式	95	コンクリート重力	3.7
雲南市	田井小水力	島根県雲南市木次町	斐伊川	深野川外1	1957/06/01	水路式	100	コンクリート重力	5.7
奥出雲町	三沢小水力	島根県仁多郡奥出雲町	斐伊川	阿井川	1957/03/01	水路式	90	コンクリート重力	13.8
奥出雲町	仁多	島根県仁多郡奥出雲町	斐伊川	大馬木川	1962/03/01	水路式	198	コンクリートアーチ	27
島根県農業協同組合	JALまね 雲南赤名小水力発電所	島根県飯石郡飯南町	江の川	塩谷川	1957/02/01	水路式	90	コンクリート重力	3.0
島根県農業協同組合	JALまね 島根おおち 都賀発電所	島根県邑智郡美郷町	江の川	塩谷川	1963/06/01	水路式	190	コンクリート重力	2.1
島根県農業協同組合	JALまね 島根おおち 都賀発電所	島根県邑智郡美郷町	江の川	角谷川	1965/03/01	水路式	250	コンクリート重力	2.5
吉賀町	柿木	島根県鹿足郡吉賀町	高津川	高津川	1953/12/01	水路式	200	コンクリート重力	4.0

才 干拓堤防

資料:農地整備課(平成27年4月1日現在)

干 拓 地	島 田		宍 道		平 田	
堤 防 長	1,823m		2,431m		1,381m	
天端内法外法	3.0m	1:1.5	4.0m	1:2.0~1:5.0	3.0m	1:2.0
堤 防 形 式		1:1.7		1:1.5~1:2.0		1:1.5~1:2.0
樋 門	2箇所(5径間、3径間) 手動 (H23.3.30,H23.1.31安来市 に譲与)		—		—	
排 水 機	(S57.12.22 安来市に譲与)		1箇所口径800mm、 300mm各1台 (S43.4.1八束郡宍道町土地 改良区へ管理委託)		—	



カ 農業用ため池

① ため池数

資料:農地整備課(平成27年3月31日現在)

市町村名	ため池総数(箇所)	警戒ため池数(箇所)
松江市	1,008	123
浜田市	207	6
出雲市	1,453	34
益田市	98	8
大田市	330	7
安来市	349	13
江津市	100	1
雲南市	396	10
奥出雲町	398	8
飯南町	71	2
川本町	144	
美郷町	25	
邑南町	312	2
津和野町	52	5
吉賀町	2	1
海士町	21	6
西ノ島町	18	2
知夫村	9	
隠岐の島町	48	10
合 計	5,041	238

※警戒ため池:貯水量が概ね5,000m<sup>3</sup>以上かつ被害想定家屋が概ね10戸以上の農業用ため池等  
(改修済みか否かを問わず、決壊した場合に被害規模が一定規模以上のもの)

②警戒ため池一覧

※警戒ため池：決壊した場合に甚大な被害が発生する、貯水量が概ね5,000m<sup>3</sup>以上かつ被害想定家屋が概ね10戸以上の農業用ため池。(改修済みか否かを問わない)

資料：農地整備課(平成27年3月31日現在)

市町村名	ため池名称	所在地
松江市	古屋垣池	松江市岡本町
松江市	遍照寺池	松江市下佐陀町
松江市	納佐池	松江市下東川津町納佐
松江市	岡田池	松江市古志町
松江市	柿廻上池	松江市古志町
松江市	柿廻下池	松江市古志町
松江市	今地池	松江市古曾志町
松江市	寺ヶ廻池	松江市古曾志町
松江市	杉田池	松江市古曾志町
松江市	京塚池	松江市古曾志町
松江市	宮ノ池	松江市国屋町304
松江市	清水池	松江市黒田町223
松江市	澤下池	松江市坂本町51
松江市	澤上池	松江市坂本町52
松江市	高原下池	松江市秋鹿町井神
松江市	小谷1池	松江市上大野小谷
松江市	仲田下池	松江市上東川津町仲田下
松江市	木並池	松江市上本庄町713
松江市	菅田池	松江市菅田町
松江市	国石新池	松江市西持田町国石
松江市	半田池	松江市西生馬町
松江市	深町池	松江市西川津町
松江市	柿原池	松江市西谷町
松江市	堂々池	松江市西谷町
松江市	松尾池	松江市西尾町354
松江市	紫尾池	松江市西尾町438
松江市	万才池	松江市大垣町
松江市	円木池	松江市大垣町
松江市	室屋池	松江市大垣町492
松江市	後谷池	松江市大庭町
松江市	一ノ谷池	松江市大庭町市ノ水
松江市	入口谷池	松江市大野町
松江市	奥谷池	松江市大野町奥谷
松江市	名立池	松江市大野町山中
松江市	寺領(上)池	松江市竹矢町706
松江市	別所池	松江市朝酌町

市町村名	ため池名称	所在地
松江市	長善寺池	松江市朝酌町
松江市	明神池	松江市東忌部町後山
松江市	鏡谷池	松江市東持田町
松江市	井後池	松江市東持田町井後
松江市	池部池	松江市東生馬町
松江市	小谷奥池	松江市東長江町
松江市	喰ヶ谷池	松江市東津田町1592
松江市	須原池	松江市東津田町1958
松江市	才の峠池	松江市馬淵町112
松江市	日岸田池	松江市馬淵町日岸田85
松江市	的場池	松江市八幡町357-1
松江市	観音寺池	松江市八幡町555
松江市	滝戸池	松江市比津町
松江市	廻田池	松江市比津町
松江市	柄杓池	松江市浜佐田町
松江市	椎池	松江市浜佐田町
松江市	小堤池	松江市浜佐田町
松江市	義王池	松江市福原町義王603
松江市	石浦池	松江市福原町石浦613
松江市	大谷池	松江市福富町276
松江市	智者	松江市法吉町780
松江市	後山池	松江市矢田町
松江市	栗林池	松江市鹿島町佐陀宮内153
松江市	宇杉池	松江市鹿島町佐陀本郷936
松江市	赤田新池	松江市鹿島町上講武14
松江市	松尾池	松江市鹿島町上講武232
松江市	赤田旧池	松江市鹿島町上講武9
松江市	成丈上池	松江市鹿島町南講武1082-1
松江市	小原池	松江市鹿島町武代128
松江市	尾添池	松江市鹿島町北講武524-1
松江市	山鹿池	松江市鹿島町北講武791
松江市	山根池	松江市鹿島町名分880
松江市	雉子谷1号	松江市東出雲町下意東1305
松江市	油免	松江市東出雲町下意東1486
松江市	万蔵1号	松江市東出雲町下意東1810
松江市	万蔵2号	松江市東出雲町下意東1864-2
松江市	梨木廻	松江市東出雲町下意東2416
松江市	湯田	松江市東出雲町下意東844
松江市	下後谷	松江市東出雲町出雲郷992-12
松江市	上後谷	松江市東出雲町出雲郷992-12
松江市	下以下谷	松江市東出雲町春日10
松江市	湯谷	松江市東出雲町春日217-3

市町村名	ため池名称	所在地
松江市	上以下谷	松江市東出雲町春日28
松江市	鳥廻	松江市東出雲町春日54
松江市	九反田	松江市東出雲町春日72
松江市	雨津谷	松江市東出雲町春日87
松江市	目田	松江市東出雲町上意東1943
松江市	廻田	松江市東出雲町上意東344-1
松江市	中谷	松江市東出雲町須田1274
松江市	堀谷	松江市東出雲町須田798-1
松江市	上大藪	松江市東出雲町内馬1429-1
松江市	内馬	松江市東出雲町内馬1610-1
松江市	島田	松江市東出雲町揖屋136
松江市	勝負	松江市東出雲町揖屋1404
松江市	金山	松江市東出雲町揖屋1800
松江市	湯屋谷	松江市東出雲町揖屋1915
松江市	呑水	松江市東出雲町揖屋2387-1
松江市	万原	松江市東出雲町揖屋2449-1
松江市	神子谷	松江市東出雲町揖屋2628-3
松江市	神子谷2号	松江市東出雲町揖屋2651-1
松江市	二重	松江市東出雲町揖屋2692
松江市	大堤	松江市東出雲町揖屋2711
松江市	四ツ廻	松江市東出雲町揖屋306
松江市	渋山	松江市東出雲町揖屋308
松江市	荒神谷	松江市東出雲町揖屋550
松江市	鑓溝	松江市八雲町東岩坂1040-1
松江市	岡ノ目(大)	松江市八雲町東岩坂463
松江市	花仙	松江市玉湯町玉造441他
松江市	扇廻	松江市玉湯町湯町687-4
松江市	井頭1号	松江市玉湯町布志名284
松江市	井頭2号	松江市玉湯町布志名284-1
松江市	樅の木	松江市玉湯町布志名614
松江市	雨ヶ池	松江市玉湯町布志名765
松江市	東廻	松江市玉湯町布志名98-1
松江市	軍原	松江市宍道町佐々布
松江市	北の廻	松江市宍道町佐々布
松江市	深山谷2号	松江市宍道町佐々布
松江市	山神谷	松江市宍道町宍道
松江市	山神谷2号	松江市宍道町上来待
松江市	狐ヶ廻	松江市宍道町東来待
松江市	深谷	松江市宍道町東来待
松江市	北廻	松江市宍道町東来待
松江市	穴釜	松江市宍道町白石
松江市	舟川原	松江市宍道町白石

市町村名	ため池名称	所在地
松江市	トビガス	松江市宍道町白石
松江市	夫婦岩	松江市宍道町白石
松江市	萩第二	松江市宍道町白石
浜田市	ゆふた	浜田市下有福町
浜田市	田橋中	浜田市田橋町田橋中
浜田市	防六池	浜田市旭町木田332
浜田市	曾根田池	浜田市旭町木田385-1
浜田市	大堤	浜田市三隅町古市場1855外2
浜田市	森溝	浜田市三隅町東平原781外8
出雲市	宇賀	出雲市下古志町
出雲市	西谷	出雲市大津町万祥山
出雲市	古池	出雲市園町
出雲市	大池	出雲市園町
出雲市	新池(平田)	出雲市園町
出雲市	権現谷池	出雲市園町納蔵
出雲市	清坊主池	出雲市岡田町清坊主
出雲市	山之助池	出雲市久多見町山之助
出雲市	池田池	出雲市久多見町池田
出雲市	大谷池	出雲市口宇賀町大谷
出雲市	鍋池	出雲市鹿園寺町佐白
出雲市	真那神大池	出雲市鹿園寺町真那神
出雲市	柳木谷大池	出雲市鹿園寺町柳木谷
出雲市	滝ヶ上大池A	出雲市小境町滝ヶ上
出雲市	梶谷池	出雲市東福町
出雲市	作暮池	出雲市東福町1185
出雲市	明地池	出雲市野石谷町
出雲市	一丁	出雲市斐川町学頭字七日市1472
出雲市	鳴滝	出雲市斐川町三絡字武部272
出雲市	中鞍	出雲市斐川町神永字和西464
出雲市	寺田	出雲市斐川町直江字結3201
出雲市	若宮	出雲市斐川町直江字結3342
出雲市	祇園(本堤)	出雲市斐川町直江字結3419
出雲市	仲原	出雲市斐川町直江字堀切2803
出雲市	奥畑2号	出雲市佐田町一窪田
出雲市	新池	出雲市佐田町一窪田
出雲市	旧池	出雲市佐田町一窪田
出雲市	蛇池	出雲市湖陵町大池107-1
出雲市	西の池	出雲市多伎町久村235
出雲市	寺迫	出雲市多伎町多岐647-1
出雲市	車廻下	出雲市多伎町多岐71
出雲市	奥原	出雲市湖陵町三部232
出雲市	新池(湖陵)	出雲市湖陵町二部104

市町村名	ため池名称	所在地
出雲市	只池	出雲市湖陵町二部900
益田市	赤松堤	益田市遠田町556
益田市	神出堤	益田市遠田町621
益田市	黒石堤	益田市遠田町796
益田市	新堤	益田市遠田町827
益田市	火ノ谷	益田市横田町1156
益田市	西谷堤	益田市戸田町シタケ尾
益田市	上大堤	益田市西平原町1148-7
益田市	雁丁堤	益田市白上町イ571-1
大田市	菰口	大田市五十猛町803
大田市	木谷	大田市三瓶町志学109
大田市	浮布池	大田市三瓶町池田304
大田市	徳原	大田市山口町山口徳原136
大田市	上野	大田市大田町大田イ1918
大田市	東池	大田市鳥井町鳥井577
大田市	深山	大田市波根町418
安来市	堤谷(1)	安来市安来町1297-1
安来市	長廻	安来市吉佐町650
安来市	百久保(2)	安来市久白町132
安来市	山辺大堤	安来市月坂町565続1
安来市	百田(1)	安来市黒井田町1054
安来市	高広	安来市黒井田町616
安来市	殿川内	安来市殿川内1971
安来市	中山	安来市島田町142
安来市	坪坂(1)	安来市門生町722
安来市	政(1)	安来市門生町742
安来市	大屋奥	安来市広瀬町西比田1676
安来市	関山	安来市伯太町安田関542
安来市	ドウドウ	安来市伯太町安田山形127-2
江津市	細川	江津市松川町八神648
雲南市	沢池	雲南市大東町山王寺1051
雲南市	大門	雲南市大東町山王寺675
雲南市	昭和	雲南市大東町山王寺678
雲南市	入道谷	雲南市大東町田中695-3
雲南市	鍋石	雲南市大東町畑鶴964
雲南市	東廻	雲南市加茂町加茂中316-1
雲南市	堀之内	雲南市木次町宇谷1427-1
雲南市	観音寺	雲南市木次町湯村観音寺
雲南市	沢田	雲南市吉田町川手254
雲南市	奥沢田	雲南市吉田町川手256
飯南町	八幡谷	飯石郡飯南町都加賀896
飯南町	張戸	飯石郡飯南町頓原村2585

市町村名	ため池名称	所在地
奥出雲町	杉の谷	仁多郡奥出雲町高田1265
奥出雲町	才槇谷	仁多郡奥出雲町上三所1387
奥出雲町	黒竹	仁多郡奥出雲町上三所1469-2
奥出雲町	矢入原池	仁多郡奥出雲町稲原1344
奥出雲町	用心池下の池(代畑)	仁多郡奥出雲町稲原205
奥出雲町	宮ノ谷池	仁多郡奥出雲町稲原496
奥出雲町	藤曲池	仁多郡奥出雲町稲原字原口
奥出雲町	大宮谷下池	仁多郡奥出雲町稲原字原口
邑南町	中南	邑智郡邑南町中野3799
邑南町	新堤	邑智郡邑南町矢上7188
津和野町	野道堤	鹿足郡津和野町中山1518
津和野町	中の堤	鹿足郡津和野町池村1227
津和野町	才の峠	鹿足郡津和野町池村1245
津和野町	滝の下	鹿足郡津和野町池村1603
津和野町	滝の上	鹿足郡津和野町添谷781
吉賀町	勝繁ヶ池	鹿足郡吉賀町立河内909-2
隠岐の島町	常集平	隠岐郡隠岐の島町飯田常集平12-7
隠岐の島町	北向	隠岐郡隠岐の島町加茂北向
隠岐の島町	大平田	隠岐郡隠岐の島町西村大平田
隠岐の島町	中村東谷	隠岐郡隠岐の島町中村東谷887
隠岐の島町	栗ヶ谷池	隠岐郡隠岐の島町伊後向ヶ丘1126
隠岐の島町	田部谷池	隠岐郡隠岐の島町郡長畑342外3
隠岐の島町	代池	隠岐郡隠岐の島町代後岳831-2外1
隠岐の島町	西見池	隠岐郡隠岐の島町南方西見1568
隠岐の島町	岳野池	隠岐郡隠岐の島町北方665
隠岐の島町	亀の原	隠岐郡隠岐の島町都万亀の原6720
海士町	高佐	隠岐郡海士町大字宇受賀
海士町	眞奥	隠岐郡海士町大字海士2600
海士町	中黒	隠岐郡海士町大字海士5686-1
海士町	石の堂	隠岐郡海士町大字海士5699
海士町	中里	隠岐郡海士町大字海士5888-4
海士町	豊田	隠岐郡海士町大字豊田3161-2
西ノ島町	松根	隠岐郡西ノ島町大字浦郷
西ノ島町	由良	隠岐郡西ノ島町大字浦郷

キ 落石等通行危険箇所

① 国土交通省関係

資料: 松江国道事務所・浜田河川国道事務所(平成26年4月1日現在)

路線名	要対策箇所		
	松江国道 事務所管内	浜田河川国道 事務所管内	計
国道9号	28	40	68
国道54号	40		40
国道191号		1	1
計	68	41	109

② 県関係

資料: 道路維持課(平成27年3月31日現在)

県土整備事務所	危険箇所数	
	計	
		うち緊急輸送道路
松江	102	33
広瀬	42	17
雲南	103	33
仁多	70	14
出雲	111	12
大田	50	44
県央	223	11
浜田	329	87
益田	242	71
津和野	92	4
隠岐	19	2
計	1,383	328



ク 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

① 国土交通省関係

資料:松江国道事務所・浜田河川国道事務所(平成26年4月1日現在)  
(交通量:平成22年度 道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表より)

路線名	担当事務所	規制区間			交通量 (台/日)	通行規制基準 (通行止条件)	危険内容
		区間	距離標	延長 (km)			
国道54号	松江国道	飯石郡飯南町都加賀 ～雲南市掛合町入間	116.820 ～120.400km	4.1	8,200	連続雨量が230mm に達したとき	落石沢崩れ
〃	〃	雲南市掛合町入間 ～〃掛合	122.200 ～128.400km	6.2	8,200	〃	落石沢崩れ
〃	〃	雲南市掛合町掛合 ～〃三刀屋町乙加宮	132.400 ～137.700km	5.3	8,200	〃	落石土砂崩落
国道9号	浜田河川国道	益田市三星町 ～鹿足郡津和野町青原	509.500 ～511.700km	2.2	6,800	連続雨量が200mm に達したとき	落石、土砂崩落、 盛土・法面崩落
〃	〃	鹿足郡津和野町青原	512.800 ～513.400km	0.6	6,800	〃	〃
〃	〃	鹿足郡津和野町青原 ～〃池村	514.500 ～515.800km	1.3	6,800	〃	〃
〃	〃	鹿足郡津和野町池村 ～〃野口	516.500 ～517.900km	1.4	6,800	〃	〃
〃	〃	鹿足郡津和野町野口 ～〃日原	518.900 ～519.700km	0.8	6,800	〃	〃

② 県関係

資料:道路維持課(平成27年4月1日現在)

路線別				事務所別			
道路種別	区間数	区間延長 (km)	適用	事務所名	区間数	区間延長 (km)	摘要
一般国道184号	1	6.4		松江県土整備事務所	3	5.6	
〃 431号	1	1.4		広瀬土木事業所	1	0.7	
〃 432号	1	0.7		雲南県土整備事務所	2	7.9	
〃 485号	1	1.1		出雲県土整備事務所	5	17.8	
〃 488号	1	14.2		県央県土整備事務所	7	27.0	
				大田事業所	4	9.8	
一般国道 計	5	23.8	5路線	浜田県土整備事務所	17	46.4	
				益田県土整備事務所	5	49.9	
その他主要地方道	15	68.8	15路線	津和野土木事業所	8	26.4	
その他一般県道	36	112.8	30路線	隠岐支庁県土整備局	5	13.9	
その他 計	51	181.6	45路線				
合計	56	205.4	50路線	合計	56	205.4	

※具体的な内容については、平成27年度異常気象時における道路通行規制基準(島根県)を参照のこと

(2)風害予防  
ア 海岸保全区域等

資料：河川課(平成27年3月31日)・農地整備課・森林整備課(平成26年3月31日現在)

市町村	国土交通省水管理・国土保全局関係						農林水産省(耕地)関係						農林省(林地)関係						合計					
	区 域		うち法指定区域		うち法指定区域		区 域		うち法指定区域		うち法指定区域		区 域		うち法指定区域		区 域		うち法指定区域		区 域		うち法指定区域	
	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
松江市	4	3,069.00	4	3,069.00	9	2,165.00	9	2,165.00	6	13.00	6	13.00	13	5,234.00	13	5,234.00	13	5,234.00	6	13.00	6	13.00	13	5,234.00
出雲市	10	15,043.00	10	15,043.00	3	2,403.00	3	2,403.00	16	207.00	16	207.00	13	17,446.00	13	17,446.00	13	17,446.00	6	207.00	6	207.00	13	17,446.00
大田市	6	6,131.00	6	6,131.00	5	1,280.00	5	1,280.00	6	16.00	6	16.00	11	7,410.80	11	7,410.80	11	7,410.80	6	16.00	6	16.00	11	7,410.80
浜田市	2	4,830.00	2	4,830.00	0	0.00	0	0.00	12	72.00	12	72.00	2	4,830.00	2	4,830.00	2	4,830.00	12	72.00	12	72.00	2	4,830.00
江津市	3	6,178.00	3	6,178.00	0	0.00	0	0.00	9	110.00	9	110.00	3	6,178.00	3	6,178.00	3	6,178.00	9	110.00	9	110.00	3	6,178.00
益田市	5	9,217.00	5	9,217.00	0	0.00	0	0.00	7	38.00	7	38.00	5	9,217.13	5	9,217.13	5	9,217.13	7	38.00	7	38.00	5	9,217.13
隠岐の島町	1	1,012.00	1	1,012.00	7	3,103.00	7	3,103.00	5	3.00	5	3.00	8	4,115.00	8	4,115.00	8	4,115.00	5	3.00	5	3.00	8	4,115.00
海士町	1	1,615.00	1	1,615.00	5	2,517.00	5	2,517.00	0	0.00	0	0.00	6	4,132.20	6	4,132.20	6	4,132.20	0	0.00	0	0.00	6	4,132.20
西ノ島町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.00	1	1.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.00	1	1.00	0	0.00
知夫村	0	0.00	0	0.00	1	100.00	1	100.00	3	5.00	3	5.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	3	5.00	3	5.00	1	100.00
合計	32	47,095.00	32	47,095.00	30	11,568.00	30	11,568.00	0	0.00	0	0.00	62	58,663.13	62	58,663.13	62	58,663.13	65	465.00	65	465.00	62	58,663.13

※林地関係は、防風・飛砂防備保安林を下段に示す。  
(内1216町) ( )は町管理

イ 港湾、漁港海岸保全区域

資料:漁港漁場整備課(平成26年3月31日現在)、港湾空港課(平成26年3月31日現在)

市町村	港 湾				漁 港				合 計			
	区域		うち法指定区域		区域		うち法指定区域		区域		うち法指定区域	
	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
松江市	14	26,531	8	7,397	15	49,616	11	6,251	29	76,147	19	13,648
浜田市	4	28,551	2	4,719	8	29,038	5	4,633	12	57,589	7	9,352
益田市	5	4,806	3	3,149	6	10,803	6	4,162	11	15,609	9	7,311
大田市	10	18,969	4	4,561	11	16,162	8	4,058	21	35,131	12	8,619
江津市	1	4,470	1	2,810	3	5,473	1	345	4	9,943	2	3,155
出雲市	6	10,492	4	4,010	12	24,624	11	5,684	18	35,116	15	9,694
隠岐の島町	12	37,620	9	11,041	14	39,608	12	13,945	26	77,228	21	24,986
海士町	8	23,549	6	4,019	6	14,338	3	1,254	14	37,887	9	5,273
西ノ島町	7	21,640	4	5,313	3	10,443	2	2,833	10	32,083	6	8,146
知夫村	5	9,932	2	585	1	7,045	1	1,489	6	16,977	3	2,074
合 計	72	186,560	43	47,604	79	207,150	60	44,654	151	393,710	103	92,258

(3) 雪害予防  
ア 雪害関係諸施設

資料：道路維持課（平成27年3月31日現在）

施設名	道路種別	路線名	市郡	町	箇所	延長(m)	施設名	道路種別	路線名	市郡	町	箇所	延長(m)
スノシート	国	261号	邑智郡	邑南町	鱒淵	177.0	雪崩防止柵	主	川本波多線	大田市	三瓶町		51.0
スノシート	国	186号	浜田市	金城町	長田	200.0	雪崩防止柵	主	田所国府線	邑智郡	邑南町	上田所	123.0
スノシート	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	117.0	雪崩防止柵	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	都川	20.0
スノシート	一	美郷飯南線	邑智郡	美郷町	酒谷	160.0	雪崩防止柵	主	旭戸河内線	浜田市	旭町	市木	16.0
スノシールド	国	314号	雲南市	吉田町	深野	35.2	雪崩防止柵	一	吉田頓原線	飯石郡	飯南町	張戸	54.0
スノシールド	国	186号	浜田市	金城町	長田	200.0	雪崩防止柵	一	吉田三刀屋線	雲南市	吉田町	吉田	305.0
スノシールド	国	186号	浜田市	金城町	長田	238.0	雪崩防止柵	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	150.0
スノシールド	国	186号	浜田市	金城町	長田	398.0	雪崩防止柵	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	170.0
スノシールド	主	安来木次線	安来市	広瀬町	奥田原	100.0	雪崩防止柵	一	佐田八神線	飯石郡	飯南町	獅子	125.0
スノシールド	主	川本波多線	飯石郡	飯南町		80.0	雪崩防止柵	一	佐田八神線	雲南市	掛合町	波多	225.0
スノシールド	主	川本波多線	雲南市	掛合町	波多	191.0	雪崩防止柵	一	佐田八神線	雲南市	掛合町	波多	221.0
スノシールド	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	48.0	雪崩防止柵	一	窪田山口線	大田市	山口町	佐津目	104.0
スノシールド	主	浜田八重可部線	邑智郡	邑南町	市木	227.0	雪崩防止柵	一	都川中野線	浜田市	旭町	都川	156.0
スノシールド	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	160.0	雪崩防止柵	一	波佐匹見線	益田市	匹見町	虫ヶ谷	178.0
スノシールド	一	頓原八神線	飯石郡	飯南町	獅子	170.0	雪崩防止柵	一	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	63.0
スノシールド	一	草野横田線	安来市	広瀬町		120.0	吹止め柵	国	191号	益田市	匹見町	道川	220.0
スノシールド	一	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	90.0	消雪工	国	261号	邑智郡	邑南町	鱒淵	2080.0
スノシールド	一	三次江津線	邑智郡	邑南町	日和	185.0	消雪工	国	375号	邑智郡	美郷町	粕淵	812.0
スノシールド	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	270.0	消雪工	主	川本波多線	雲南市	掛合町	波多	808.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	野井	54.0	消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	池田	1800.0
雪崩防止柵	一	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	220.0	消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	志学	1030.0
雪崩防止柵	一	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	90.0	消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	池の原	1640.0
雪崩防止柵	国	432号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	116.0	消雪工	主	川本波多線	大田市	三瓶町	志学	288.0
雪崩防止柵	国	432号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	320.0	消雪工	主	川本波多線	大田市	三瓶町		700.0
雪崩防止柵	国	191号	益田市	匹見町	道川	40.0	消雪工	主	大田佐田線	大田市	三瓶町	多根	1600.0
雪崩防止柵	国	191号	益田市	匹見町	道川	40.0	消雪工	主	横田多里線	仁多郡	奥出雲町	横田	100.0
雪崩防止柵	一	佐田八神線	出雲市	佐田町	大呂	146.0	消雪工	主	萩津和野線	鹿足郡	津和野町	寺田	180.0
雪崩防止柵	一	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	120.0	消雪工	国	261号	邑智郡	邑南町	上田所	830.0
雪崩防止柵	国	184号	飯石郡	飯南町	角井	63.0	流雪溝	国	314号	仁多郡	奥出雲町	三成	300.0
雪崩防止柵	国	184号	飯石郡	飯南町	下来島	77.0	流雪溝	国	375号	邑智郡	美郷町	浜原	1431.0
雪崩防止柵	国	184号	飯石郡	飯南町	下来島	442.0	流雪溝	国	375号	邑智郡	美郷町	粕淵	500.0
雪崩防止柵	国	184号	飯石郡	飯南町	下来島	25.0	流雪溝	主	玉湯吾妻山線	仁多郡	奥出雲町	三成	236.0
雪崩防止柵	国	184号	飯石郡	飯南町	八神	140.0	流雪溝	主	玉湯吾妻山線	仁多郡	奥出雲町	三成	1200.0
雪崩防止柵	国	314号	仁多郡	奥出雲町	三成	128.0	流雪溝	主	掛合上阿井線	仁多郡	奥出雲町	上阿井	550.0
雪崩防止柵	国	314号	仁多郡	奥出雲町	三森原	93.0	流雪溝	主	仁摩邑南線	邑智郡	邑南町	八色石	319.0
雪崩防止柵	国	186号	浜田市	金城町	長田	605.0	流雪溝	主	仁摩邑南線	邑智郡	邑南町	高見	346.0
雪崩防止柵	国	186号	浜田市	金城町	登谷	132.0	流雪溝	主	浜田作木線	邑智郡	邑南町	日真	848.0
雪崩防止柵	国	186号	浜田市	金城町	長田	85.0	流雪溝	主	甲田作木線	邑智郡	邑南町	下口羽	370.0
雪崩防止柵	国	186号	浜田市	金城町	長田	85.0	流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	今市	572.0
雪崩防止柵	国	186号	浜田市	金城町	長田	80.0	流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	都川	780.0
雪崩防止柵	国	488号	益田市	匹見町	澄川	38.0	流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	市木	455.0
雪崩防止柵	国	488号	益田市	匹見町	広瀬	60.0	流雪溝	主	浜田作木線	浜田市	旭町	今市	270.0
雪崩防止柵	国	191号	益田市	匹見町	道川	70.0	流雪溝	主	萩津和野線	鹿足郡	津和野町	後田	773.0
雪崩防止柵	国	191号	益田市	匹見町	道川	85.0	流雪溝	主	吉賀匹見線	鹿足郡	吉賀町	七日市	515.0
雪崩防止柵	主	安来伯太日南線	安来市	伯太町	峠之内	66.0	流雪溝	主	草野横田線	安来市	広瀬町	西比田	310.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	川井	1907.0	流雪溝	主	草野横田線	安来市	広瀬町	西比田	170.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	川井	45.0	流雪溝	一	吉田三刀屋線	雲南市	三刀屋町	三刀屋	3600.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	下久野	137.0	流雪溝	一	横田伯南線	仁多郡	奥出雲町	中村	224.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	志津見	157.0	流雪溝	一	草野横田線	仁多郡	奥出雲町	横田	310.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	志津見	112.0	流雪溝	一	草野横田線	仁多郡	奥出雲町	横田	1100.0
雪崩防止柵	主	安来木次線	雲南市	大東町	上久野	101.0	流雪溝	一	三刀屋佐田線	出雲市	佐田町	宮内	725.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	大田市	三瓶町	志学	57.0	流雪溝	一	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	100.0

イ なだれ危険箇所①

資料: 森林整備課(平成27年4月1日現在)

市町村名	危険箇所数
松江市(旧八雲村)	4
安来市(旧広瀬町)	5
安来市(旧伯太町)	8
奥出雲町(旧仁多町)	79
奥出雲町(旧横田町)	18
雲南市(旧大東町)	4
雲南市(旧吉田村)	16
雲南市(旧掛合町)	36
飯南町(旧頓原町)	19
飯南町(旧赤来町)	17
美郷町(旧邑智町)	5
美郷町(旧大和村)	2
邑南町(旧羽須美町)	2
邑南町(旧瑞穂町)	24
邑南町(旧石見町)	25
浜田市(旧金城町)	36
浜田市(旧旭町)	2
益田市(旧匹見町)	20
計	322

農林関係調査要領

1. 調査対象

(1) 豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯を調査し、なだれ起こるおそれのある箇所のうち林野庁の所管とすべきもの。

2. 調査事項

(1) なだれの履歴等

(2) なだれの発生区域の標高・方位・傾斜・土質・植生・形状・土地所有区分・積雪深等

(3) 保全対象

(4) 法的規制の有無

(5) なだれ防止施設の有無

3. 調査方法

図上調査、現地調査

ウ なだれ危険箇所②

資料:道路維持課(平成27年3月31日現在)

市町村名	国道	県道	計	路線名
飯南町	7	2	9	国道184号8、川本波多2、
奥出雲町	2	2	4	国道314号1、国道432号1、玉湯吾妻山1、出雲奥出雲1
邑南町	0	4	4	浜田八重可部1、三次江津2、皆井田江津1
合 計	9	8	17	

エ なだれ危険箇所③

資料:砂防課(平成27年3月31日現在)

市町村名	危険箇所数
浜田市	60
益田市	47
安来市	113
雲南市	45
奥出雲町	83
飯南町	39
美郷町	21
邑南町	117
計	525

1. 調査対象

(1) 対象市町村

豪雪地帯特別措置法第2条第1項に基づく豪雪指定市町村

(2) 雪崩危険箇所

雪崩危険斜面の平均勾配が15°以上、その標高差が10m以上の場合で、被害想定区域内に人家5戸以上、又は重要な公共的建物に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

2. 調査事項

(1) 調査対象者面の地形(角度、斜面高、標高、方位)及び植生

(2) 雪崩の履歴、既往最大積雪深

(3) 保全対象となる人家戸数、公共施設

(4) 法的規制の有無及び種類棟

3. 調査方法

現地調査

オ 鉄道関係雪害防備施設(既往設備)

資料:JR西日本米子支社(平成27年4月1日現在)

線名	区間	鉄道林			なだれ止さく		流雪溝	
		箇所	延長(m)	面積(ha)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
山陰本線	波根～都野津	7	1,241	3				
木次線	宍道～備後落合	28	1,291	219	65	3,323	12	5,410
三江線	江津～口羽	41	11,617	155	42	1,069		
合計		76	14,149	377	107	4,392	12	5,410

線名	区間	雪覆		なだれ止擁壁	
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
山陰本線	波根～都野津				
木次線	宍道～備後落合	1	21	1	19
三江線	江津～口羽				
合計		1	21	1	19



4 火災予防

ア 消防ポンプ自動車等現有数

① 消防本部・署保有分

資料：消防総務課（平成27年4月1日）

消防本部名	普通消防ポンプ自動車(B1以上)	水槽付消防ポンプ自動車(B1以上)	梯子付消防自動車			屈折消防自動車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車		指揮車	消防艇	林野火災工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ			ヘリコプター	排煙・高発泡車	広報車	空気充填車	資機材搬送車	
			18m以下	24m	30m				38m以上	泡消火型					粉末消火型	小型動力ポンプ付き種数	車両に積載しているもの						手引き動力ポンプ
島根県計	59	19	1	1	5	1	1	0	0	10	0	22	0	1	1	4	18	0	0	0	13	0	11
松江市消防本部	10	4	0	0	1	1	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7
浜田市消防本部	7	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出雲市消防本部	8	6	0	0	1	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	3	4	0	0	0	6	0	2
大田市消防本部	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
安来市消防本部	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	1	4	0	0	0	3	0	1
雲南広域連合	4	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
益田地区広域市町村圏事務組合	7	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0
江津邑智消防組合	9	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
隠岐広域連合	5	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1

消防本部名	消化剤投入車	破壊工作車	レッカー車	クレーン車	震災救難車	屈折放水塔車	自動二輪車		水槽車			耐煙救出車	支援車	人員搬送車	給食・給水車	移動無線電話車	防災指簿車	起震車	海水利用型防水利システム	無人消防ロボット	救急車	うち高規格救急車	救助工作車	その他の車両
							消火活動全般用	救急活動用	小型ポンプ付水槽車	水槽車Ⅱ型	水槽車を積載しているもの													
島根県計	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	78	72	14	7
松江市消防本部	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	14	13	2	4
浜田市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	1
出雲市消防本部	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	4	1
大田市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	1	0
安来市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	1	0
雲南広域連合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	2	0
益田地区広域市町村圏事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8	5	1	0
江津邑智消防組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	8	2	1
隠岐広域連合	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0

## ② 消防団保有分

資料:消防総務課(平成27年4月1日)

団体	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	指揮車	小型動力ポンプ			広報車	資機材搬送車	水槽車	人員搬送車	その他車両
				小型動力ポンプ付き積載車	車両に積載していないもの	手引き動力ポンプ					
島根県計	84	5	17	824	129	46	12	8	6	1	0
松江市	15	0	3	105	2	24	0	1	0	0	0
浜田市	0	0	0	82	9	8	0	1	0	0	0
出雲市	3	0	2	131	5	14	0	0	0	0	0
益田市	7	0	1	44	7	0	0	4	0	1	0
大田市	1	0	0	78	1	0	0	0	0	0	0
安来市	8	0	2	40	1	0	0	0	0	0	0
江津市	1	0	0	29	28	0	0	0	0	0	0
雲南市	14	0	1	82	7	0	6	0	0	0	0
奥出雲町	12	0	2	40	9	0	1	0	0	0	0
飯南町	4	0	0	27	1	0	1	0	0	0	0
川本町	0	0	1	17	1	0	0	0	1	0	0
美郷町	2	0	0	24	11	0	1	0	0	0	0
邑南町	8	0	2	23	25	0	2	0	0	0	0
津和野町	3	1	0	22	2	0	0	0	0	0	0
吉賀町	1	3	2	17	3	0	1	2	0	0	0
海士町	0	1	0	12	2	0	0	0	0	0	0
西ノ島町	4	0	0	4	9	0	0	0	0	0	0
知夫村	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町	1	0	1	42	6	0	0	0	5	0	0

(単位:基)

団 体	合 計	消 火 栓			防 火 水 槽				井 戸	そ の 他							
		消火栓 計	公設	私設	防 火 水槽計	防火水槽小計				河川・溝 等	海・湖	プール	濠・池等	下水道	その他		
						100㎡ 以上	60㎡以上 100㎡未満	40㎡以上 60㎡未満								20㎡以上 40㎡未満	
島根県計	17,389	12,378	12,126	252	5,010	60	77	3,426	1,447	1	2,991	2,094	429	217	245	0	6
安来市消防本部	723	498	421	77	224	22	9	95	98	1	12	3	1	2	0	0	6
松江市消防本部	3,969	3,191	3,041	150	778	6	7	589	176	0	343	105	2	31	205	0	0
出雲市消防本部	3,683	2,563	2,563	0	1,120	7	26	604	483	0	289	231	6	49	3	0	0
雲南広域連合	2,506	1,567	1,565	2	939	4	10	508	417	0	1,321	1,265	0	43	13	0	0
雲南市	1,630	1,052	1,050	2	578	3	10	303	262	0	1,244	1,219	0	25	0	0	0
奥出雲町	622	349	349	0	273	0	0	129	144	0	69	46	0	11	12	0	0
飯南町	254	166	166	0	88	1	0	76	11	0	8	0	0	7	1	0	0
大田市消防本部	585	240	237	3	345	6	11	228	100	0	40	4	16	20	0	0	0
江津邑智消防組合	1,962	1,266	1,266	0	696	9	2	631	54	0	257	225	0	24	8	0	0
江津市	766	560	560	0	206	8	2	159	37	0	4	2	0	2	0	0	0
川本町	205	153	153	0	52	0	0	48	4	0	7	0	0	3	4	0	0
美郷町	383	213	213	0	170	0	0	159	11	0	24	20	0	4	0	0	0
邑南町	608	340	340	0	268	1	0	265	2	0	222	203	0	15	4	0	0
浜田市消防本部	991	702	686	16	289	2	1	273	13	0	296	66	214	16	0	0	0
益田地区広域市町村 圏事務組合	1,393	1,018	1,015	3	375	4	10	281	80	0	209	167	8	29	5	0	0
益田市	1,032	837	836	1	195	2	7	112	74	0	152	123	8	16	5	0	0
津和野町	150	77	77	0	73	1	0	71	1	0	25	16	0	9	0	0	0
吉賀町	211	104	102	2	107	1	3	98	5	0	32	28	0	4	0	0	0
隠岐広域連合	1,577	1,333	1,332	1	244	0	1	217	26	0	224	28	182	3	11	0	0
海士町	249	210	210	0	39	0	0	24	15	0	27	0	18	0	9	0	0
西ノ島町	260	251	250	1	9	0	0	9	0	0	134	0	134	0	0	0	0
知夫村	91	80	80	0	11	0	0	11	0	0	3	1	1	0	1	0	0
隠岐の島町	977	792	792	0	185	0	1	173	11	0	60	27	29	3	1	0	0

ウ 市町村消防用(デジタル)通信施設

資料:消防総務課(平成27年4月1日)

団体名	固定局			基地局							陸上移動局					無線局数計
	多重	局数		局数計	電波の数			車載型無線装置	携帯型無線装置	可搬型無線装置	半固定型無線装置	計				
		その他	計		共通波	消防波	救急波									
		0	18										38	3	1	
島根県計	18	0	18	38	38	3	1	13	9	281	351	18	26	676	732	
安来市消防本部	2	0	2	3	3	3	1	1	1	24	36	3	0	63	68	
安来市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松江市消防本部	3	0	3	4	4	3	1	3	1	45	58	1	1	105	112	
松江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雲南広域連合	2	0	2	3	3	3	1	1	1	27	31	3	0	61	66	
雲南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奥出雲町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
飯南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
出雲市消防本部	3	0	3	3	3	3	1	3	1	53	64	1	6	124	130	
出雲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大田市消防本部	0	0	0	4	4	3	1	1	1	18	23	1	2	44	48	
大田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
江津邑智消防組合	2	0	2	5	5	3	1	1	1	29	41	1	7	78	85	
江津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
邑南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浜田市消防本部	2	0	2	5	5	3	1	1	1	29	25	0	6	60	67	
浜田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
益田地区広域市町村圏事務組合	2	0	2	6	6	3	1	1	1	37	49	8	0	94	102	
益田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
津和野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
吉賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
隠岐広域連合	2	0	2	5	5	3	1	1	1	19	24	0	4	47	54	
海士町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西ノ島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知夫村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
隠岐の島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

エ 準防火地域指定状況

資料:都市計画課(平成27年4月1日)

都市名	地 域		最終都市計画 決定年月日
	面積ha	位 置	
松江市	232.5	松江市殿町、東本町、茶町、千鳥町、末次町、中原町、魚町、和多見町、寺町、雑賀町、大正町、朝日町、津田町、灘町、母衣町、横浜町、堅町、本郷町、幸町、新雑賀町、嫁島町、袖師町	S49.8.1
出雲市	62.0	出雲市今市町、大津町、今市町南本町、塩冶町	H8.4.22
浜田市	140.0	浜田市朝日町、浅井町、田町、琵琶町、黒川町、牛市町、杉戸町、竹迫町、相生町、港町、片庭町、殿町、田町、浅井町	H8.4.22
計	434.5		

オ 国・県指定文化財種別件数

資料:文化財課(平成27年9月30日)

種別		国指定	県指定	計	種別	国指定	県指定	計	
有形文化財	建造物	24(3)	29	53(3)	民俗文化財	有形	10	17	27
	絵画	10	36	46		無形	7	33	40
	彫刻	22	42	64		計	17	50	67
	工芸品	20(2)	48	68(2)	記念物	史跡	51	57	107
	書籍	3	15	18		名勝	5	2	7
	典籍	—	2	2		天然記念物	28(2)	38	66(2)
	古文書	8	25	33		史跡・名勝	3	—	3
	考古資料	10	16	26		名勝天然記念物	6	2	8
	歴史資料	—	—	—		天然記念物名勝	1	2	3
	計	97(5)	213	310(5)		計	94(2)	101	195(2)
無形文化財	工芸技術	1	5	6	重要伝統的建造物 群保存地区	3	—	3	
	芸能	—	—	—	重要文化的景観	1	—	1	
					選定保存技術	1	—	1	
	計	1	5	6	計	5	—	5	
					合計	214(7)	369	583(7)	

※国指定の( )内の数字は国宝と特別天然記念物内数を示す。

※認定重要美術品

有形文化財	彫刻	2
	工芸品	4
	書籍	4
合計		10

カ 国・県指定文化財防災施設設備状況

資料:文化財課(平成27年9月30日現在)

防火対策物		所在地	所有者	消化器の有無	火災警報装置
種別	名称				有無
国宝	神魂神社本殿	松江市大庭町	神魂神社	○	○
	出雲大社本殿	出雲市大社町杵築東	出雲大社	○	○
	松江城天守	松江市殿町	松江市	○	○
重文	清水寺本堂	安来市清水町	清水寺	○	○
	万福寺本堂	益田市東町	万福寺	○	○
	染羽天石勝神社本殿	益田市染羽町	染羽天石勝神社	○	○
	管田庵および向月亭	松江市菅田町	有澤一男	○	○
	神魂神社末社貴布禰稲荷両神社本殿	松江市大庭町	神魂神社	○	○
	日御碕神社社殿	出雲市大社町日御碕	日御碕神社	○	○
	木幡家住宅	松江市宍道町宍道	木幡伊都子	○	○
	堀江家住宅	雲南市吉田町民谷	堀江泰正	○	○
	旧道面家住宅	吉賀町注連川	吉賀町	○	○
	佐太神社正中殿他	松江市鹿島町佐陀宮内	佐太神社	○	○
	美保神社本殿	松江市美保関町美保関	美保神社	○	○
	玉若酢命神社本殿	隠岐の島町下西	玉若酢命神社	○	○
	玉若酢命神社社家億岐家住宅	隠岐の島町下西	億岐正彦	○	○
	水若酢神社本殿	隠岐の島町郡	水若酢神社	○	○
	佐々木家住宅	隠岐の島町釜	隠岐の島町	○	○
	焼火神社社殿	西ノ島町美田	焼火神社	○	○
	熊谷家住宅	大田市大森町	大田市	○	○
	櫻井家住宅主屋・土蔵外	奥出雲町上阿井	(公財)可部屋集成館櫻井誠己	○	○
	旧大社駅本屋	出雲市大社町北荒木	出雲市	○	○
	出雲大社楼門外	出雲市大社町杵築東	出雲大社	○	○
八幡宮本殿・拝殿・楼門	津和野町鷺原	八幡宮	○	○	
史跡	小泉八雲旧居	松江市堀北町	根岸タカ子	○	○
	石見銀山遺跡	大田市大森町	大田市他	○	○
	森鷗外旧宅	津和野町町田	津和野町	○	○
	西周旧宅	津和野町後田	伊藤美佐子	○	○
	津和野城跡(物見櫓・馬場先櫓)	津和野町後田	津和野町	○	○
	田儀櫻井家たたら製鉄遺跡(智光院・金屋子神社)	出雲市多伎町奥田儀	長福寺 宮本史跡保存会	×	×
名勝	旧堀氏庭園主屋	津和野町邑輝	津和野町	○	○

防火対策物		所在地	所有者	消化器の有無	火災警報装置
種別	名称				有無
重有民	菅谷たたら山内	雲南市吉田町吉田	雲南市 (株)JUTOKU (株)田部	○	○
県建	古門堂茶室及び巖松軒茶室	安来市清水町	蓮乗院	○	○
	須佐神社本殿	出雲市佐田町宮内	須佐神社	○	○
	清水寺三重塔	安来市清水町	清水寺	○	○
	奥雲閣	松江市殿町	松江市	○	○
	明々庵	松江市北堀町	松江市	○	○
	物部神社本殿	大田市川合町	物部神社	○	○
	旧周吉外三郡役所庁舎	隠岐の島町郡	隠岐の島町	○	○
	真名井神社本殿	松江市山代町	真名井神社	○	○
	富田八幡宮社殿	安来市広瀬町広瀬	富田八幡宮	○	○
	城上神社拝殿	大田市大森町	城上神社	○	×
	津和野藩家老多胡家表門	津和野町後田	津和野町	○	○
	柿本神社本殿	益田市高津町	柿本神社	○	○
	金屋子神社社殿	安来市広瀬町西比田	金屋子神社	○	○
	藤間家住宅	出雲市大社町杵築南	藤間亭	○	×
	永明寺	津和野町後田	永明寺	○	○
	三渡八幡宮本殿	津和野町池村	三渡八幡宮	○	○
	並河家住宅主屋・土蔵	安来市安来町	(有)並河不動産	○	○
	櫻井家住宅茶亭外	奥出雲町上阿井	(公財)可部屋集成館 櫻井誠己	○	○
恵比寿神社本殿・拝殿	大田市温泉津町沖泊	龍御前神社	○	×	
内神社(高野宮)本殿	松江市大垣町	内神社	○	○	
県有民	都万目の民家	隠岐の島町郡	隠岐の島町	○	○
県史	津和野藩校養老館	津和野町後田	津和野町	○	○
	石見銀山御料郷宿田儀屋遺宅青山家	大田市大森町	青山博	○	○
	石見銀山御料郷宿泉屋遺宅金森家	大田市大森町	金森満雄	○	○
	石見銀山代官所同心遺宅柳原家	大田市大森町	柳原章八	○	×
	石見銀山代官所地役人遺宅岡家	大田市大森町	中村俊郎	○	○
	石見銀山代官所地役人遺宅三宅家	大田市大森町	三宅一美	○	×
	石見銀山代官所地役人遺宅阿部家	大田市大森町	松場登美	○	○

この他、建造物の指定文化財には、雲樹寺四脚門、出雲大社楼門、出雲大社銅造鳥居、北島国造家四脚門、医光寺総門、福王寺石造十三重塔、南八幡宮鉄塔、大円庵(松平治郷)廟門、高真院(松平直政)廟門、木谷石塔、旧大社駅鉄道施設等があるが、これらは、火気を使用するところではなく、また火報を設置しても効果がないことから除外されている。



(5) 危険物災害予防

ア 危険物規制対象数(完成検査証交付施設)

資料:消防総務課(平成27年3月31日)

	合計 A=B~D	製造所 B	貯蔵所 小計		貯蔵所内訳								取扱所 小計		事業所数
			C	D	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	D			
													72	65	
松江市	626	0	409		72	65	32	163	4	66	7	217	455		
浜田市	259	1	158		25	35	2	41	0	51	4	100	113		
出雲市	676	6	409		65	90	7	166	6	71	4	261	403		
大田市	221	2	153		17	52	0	57	0	18	9	66	93		
安来市	214	0	130		26	27	1	49	0	21	6	84	68		
雲南広域連合	262	1	164		37	19	2	75	0	28	3	97	185		
益田地区広域市町村圏事務組合	308	1	199		29	47	0	84	1	32	6	108	165		
江津邑智消防組合	287	1	183		20	56	0	69	0	29	9	103	146		
隠岐広域連合	192	0	125		13	46	2	26	5	27	6	67	77		
県計	3,045	12	1,930		304	437	46	730	16	343	54	1,103	1,705		

イ 消防本部管内別高圧ガス関係施設数

資料:消防総務課(平成27年3月31日)

消防本部	種別	液化石油ガス 製造所	一般ガス 製造所	貯蔵所	冷凍製造所
松江市		9	45	28	121
安来市		8	16	14	26
出雲市		8	23	16	78
雲南広域連合		4	18	10	29
大田市		4	8	5	8
江津邑智消防組合		7	12	3	48
浜田市		3	11	7	23
益田地区広域市町村圏事務組合		5	11	8	35
隠岐広域連合		3	8	3	10
計		51	152	94	378

ウ 消防本部管内別液化石油ガス販売所施設数

資料:消防総務課(平成27年3月31日)

消防本部	種別	液化石油ガス 販売所
松江市		39
安来市		14
出雲市		28
雲南広域連合		22
大田市		11
江津邑智消防組合		17
浜田市		7
益田地区広域市町村圏事務組合		18
隠岐広域連合		11
合計		167

エ 消防本部管内別火薬庫数

資料:消防総務課(平成27年3月31日)

消防本部	種別	1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計
松江市		5		1		6
安来市						0
出雲市		6			3	9
雲南広域連合		6		2		8
大田市		2			1	3
江津邑智消防組合		2				2
浜田市		2			3	5
益田地区広域市町村圏事務組合		3		2		5
隠岐広域連合		5				5
計		31	0	5	7	43

(6) 地すべり災害予防  
ア 地すべり危険箇所

資料：砂防課(平成27年4月1日)  
農地整備課(平成27年8月31日)  
森林整備課(平成27年4月1日)

区分	国土交通省関係				農林水産省(耕地)関係				農林省(林地)関係				合計			
	危険箇所		法指定箇所		危険箇所		法指定箇所		危険箇所		法指定箇所		危険箇所		法指定箇所	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
市町村																
松江市	42	1,495.04	23	416.97	56	2,789.82	47	2,566.91	34	947.38	13	427.93	132	5,232.24	83	3,411.81
安来市	2	21.70	0	0.00	4	92.53	3	84.10	5	254.90	2	77.78	11	369.13	5	161.88
雲南市	11	344.05	5	105.95	54	2,752.84	45	2,458.08	8	338.70	7	293.00	73	3,435.59	57	2,857.03
奥出雲町	5	148.81	3	63.70	18	506.00	6	269.08	0	0.00	0	0.00	23	654.81	9	332.78
飯南町	0	0.00	0	0.00	1	20.60	1	20.60	1	6.50	1	6.45	2	27.10	2	27.05
出雲市	80	2,168.06	37	762.69	96	3,531.82	80	3,175.92	42	1,051.23	26	908.62	218	6,751.11	143	4,847.23
大田市	14	426.71	11	150.67	73	2,914.65	38	1,725.45	3	55.50	2	42.38	90	3,396.86	51	1,918.50
川本町	2	39.20	0	0.00	11	617.41	11	617.41	0	0.00	0	0.00	13	656.61	11	617.41
美郷町	4	129.20	1	20.50	22	939.17	18	927.77	0	0.00	0	0.00	26	1,068.37	19	948.27
邑南町	7	189.10	0	0.00	5	91.46	4	89.26	1	99.50	1	99.54	13	380.06	5	188.80
浜田市	30	673.10	15	294.63	35	1,256.53	20	984.53	23	701.90	4	385.85	88	2,631.53	39	1,665.01
江津市	9	135.80	3	28.30	7	277.17	3	127.67	2	30.00	1	24.07	18	442.97	7	180.04
益田市	23	700.70	16	415.59	6	277.54	4	257.04	18	154.10	4	94.90	47	1,132.34	24	767.53
津和野町	13	296.90	1	7.84	4	282.52	4	282.52	0	0.00	0	0.00	17	579.42	5	290.36
吉賀町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.00	0	0.00	1	1.00	0	0.00
海士町	4	110.70	2	48.75	2	30.51	2	30.51	0	0.00	0	0.00	6	141.21	4	79.26
西ノ島町	2	45.50	2	11.95	1	28.58	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	74.08	2	11.95
知夫村	1	91.30	1	49.60	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	91.30	1	49.60
隠岐の島町	15	364.04	8	269.58	21	832.56	16	594.08	5	447.23	5	375.26	41	1,643.83	29	1,238.92
合計	264	7,379.91	128	2,646.72	416	17,241.71	302	14,210.93	143	4,087.94	66	2,735.78	823	28,709.56	496	19,593.43

## I 国土交通省関係調査要領

### 1. 調査対象

地すべりの発生するおそれのある箇所で、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通大臣所管のものとする。

### 2. 調査対象

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 地すべりの活動状況 | (4) 地 形  |
| (2) 地すべりの規模   | (5) 植 生  |
| (3) 地 質       | (6) 保全対象 |

### 3. 調査方法

- (1) 図上調査

## II 農水省（耕地）関係調査要領

### 1. 調査対象

地すべりの発生するおそれのある箇所で、地すべり等防止法第51条に基づく農林水産大臣所管に該当するもの。

### 2. 調査事項

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 地形・地質  | (3) 水理条件 |
| (2) 地すべり現況 | (4) 社会条件 |

### 3. 調査方法

- (1) 既存資料調査  
(2) 地形判読調査  
(3) 現地調査

## III 農水省（林地）関係調査要領

### 1. 調査対象

林野庁所管地すべり防止区域およびそれ以外の地域であって地すべりしている地域、または地すべりするおそれのある区域で、地すべり等防止法第51条第2項に基づく農林水産大臣所管に該当するもの

### 2. 調査事項

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 地 質     | (5) 公共施設等の実態 |
| (2) 地 況     | (6) 保安林指定状況  |
| (3) 植 生     | (7) 治山事業実施状況 |
| (4) 地すべりの状況 | (8) 災害歴      |

### 3. 調査方法

- (1) 地すべり防止区域台帳、森林計画空中写真、地形図、地質図等の資料による図上調査  
(2) 聞き取り等による現地調査

(7) 土石流災害予防

ア 土石流危険溪流(土木関係)・崩壊土砂流出危険地区(農林関係)

資料:砂防課(平成27年4月1日)、森林整備課(平成27年4月1日)

市町村	区分 土木関係 危険箇所数	農林関係			
		危険度別箇所数			
		A	B	C	計
松江市	310	17	41	104	162
安来市	115	8	35	96	139
雲南市	312	40	125	580	745
奥出雲町	116	4	60	313	377
飯南町	63	5	32	132	169
出雲市	337	62	110	371	543
大田市	228	3	32	114	149
川本町	65	10	39	134	183
美郷町	128	23	94	295	412
邑南町	147	30	97	410	537
浜田市	254	20	198	1,075	1,293
江津市	116	33	59	290	382
益田市	288	41	190	674	905
津和野町	161	13	55	168	236
吉賀町	168	51	132	181	364
海士町	45	5	4	4	13
西ノ島町	54	6	7	4	17
知夫村	22	1	6	4	11
隠岐の島町	112	36	75	94	205
合計	3,041	408	1,391	5,043	6,842

1. 土石流危険溪流調査要領

(1) 調査対象

土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)に被害を及ぼすおそれのある溪流(土石流危険溪流I)。

(2) 調査事項

①保全対象調査、②溪流状況調査、③山腹状況調査、④砂防施設調査

(3) 調査方法

①図上調査、②現地調査

2. 崩壊土砂流出危険地区調査要領

(1) 調査対象

山腹崩壊または地すべりが発生しているか、または発生するおそれがある地区でかつ土砂が土石流となって流出するおそれのある地区の中で、山腹崩壊または地すべりの発生源から概ね2km以内に公共施設等がある地区

(2) 調査事項

①荒廃発生源、②崩壊土砂流出区間、③公共施設等の実態、④保安林等の指定状況  
⑤治山事業実態状況、⑥災害歴

(3) 調査方法

①図上調査、②現地調査

表-2 平均堆積土砂量(厚)による危険度

危険度分類	渓床勾配10° 以上での各断面の最新堆積土砂厚の平均値
a	2m以上もしくは多い
b	0.3m～2mもしくは中
c	0.3m未満もしくは少ない

前頁2表の組み合わせにより下記(表-3)のとおり分類する。

表-3 溪流の危険度(調査要因と危険度分類)

調査要因の組み合わせ		溪流としての危険度の分類
渓床勾配の評価	堆積土砂量	
a1	a	A(非常に危険な溪流)
a2	a	A( " )
a1	b	A( " )
a2	b	B(危険な溪流)
a1	c	B( " )
a2	c	B( " )
b	a	B( " )
b	b	B( " )
b	c	C(やや危険な溪流)
c	c	D(その他の溪流)

## 農林関係調査要領

### 1. 調査内証

山腹崩壊または地すべりが発生しているか、または発生する恐れがある地区でかつ土砂が土石流となって流出する恐れのある地区の中で、山腹崩壊または地すべりの発生源からおおむね2km以内に公共施設等がある地区

### 2. 調査事項

- (1) 荒廃発生源
- (2) 崩壊土砂流出区間
- (3) 公共施設等の実態
- (4) 保安林等の指定状況
- (5) 治山事業実態状況
- (6) 災害歴

### 3. 調査方法

崩壊を土石流型、流送型、直撃型に分類し、各分類型について傾斜、土石流出距離、面積崩壊土砂量を調査し、自然条件点数を求め、社会条件点数を加味し、危険度の判定とする。

イ 砂防指定地箇所数(土木関係)

資料:砂防課(平成27年11月31日現在)

市町村	砂防指定地		市町村	砂防指定地	
	面積(ha)	箇所数		面積(ha)	箇所数
松江市	754.864	133	浜田市	1,087.310	287
安来市	559.962	76	江津市	299.668	69
雲南市	992.545	240	益田市	1,101.374	272
飯南町	776.243	71	津和野町	480.548	83
奥出雲町	902.452	161	吉賀町	780.893	110
出雲市	911.001	267	海士町	33.379	20
大田市	463.068	101	西ノ島町	88.309	22
川本町	43.638	20	知夫村	10.740	7
美郷町	279.737	50	隠岐の島町	359.789	76
邑南町	253.714	61	計	10,179.234	2,126

ウ 山腹崩壊危険箇所数

資料: 森林整備課(平成27年4月1日現在)

分 区 市町村	農林関係			
	危険度別箇所数			
	A	B	C	計
松江市	40	145	222	407
安来市	22	49	210	281
雲南市	78	179	488	745
奥出雲町	10	30	156	196
飯南町	3	29	290	322
出雲市	91	143	239	473
大田市	51	124	218	393
川本町	7	34	168	209
美郷町	9	35	133	177
邑南町	11	75	607	693
浜田市	63	223	1,420	1,706
江津市	50	84	506	640
益田市	45	194	789	1,028
津和野町	12	44	135	191
吉賀町	16	36	88	140
海士町	7	11	9	27
西ノ島町	6	27	5	38
知夫村	3	6	3	12
隠岐の島町	25	58	31	114
合計	549	1,526	5,717	7,792

調査要領

1. 調査対象

現に山腹崩壊が発生している地区および発生するおそれのある地区で公共施設等に直接被害を与えるもの

2. 調査事項

- (1) 地質、(2) 地況、(3) 林況、(4) 落石、(5) 公共施設等の実態、(6) 保安林等の指定状況
- (7) 治山事業実地状況、(8) 災害履歴

3. 調査方法

- (1) 図上調査、(2) 現地調査



(8) 急傾斜地崩壊災害予防

ア 急傾斜地崩壊危険箇所数

資料：砂防課（平成27年4月1日現在）

区分 市町村	危険 箇所数	法指定箇所		区分 市町村	危険 箇所数	法指定箇所	
		箇所数	面積 ha			箇所数	面積 ha
松江市	487	132	127.7767	浜田市	363	124	92.2496
安来市	126	30	28.5901	江津市	129	37	47.1213
雲南市	236	78	80.7947	益田市	315	128	128.5080
飯南町	41	11	8.7520	津和野町	113	47	64.1600
奥出雲町	85	42	34.9294	吉賀町	57	26	27.0110
出雲市	277	62	105.7900	海士町	36	25	14.2798
大田市	227	67	62.0460	西ノ島町	49	21	9.8116
川本町	56	20	15.7081	知夫村	24	13	6.6710
美郷町	50	25	35.2860	隠岐の島町	116	53	49.3424
邑南町	87	14	15.2269	合計	2,874	955	954.0546

急傾斜地崩壊危険箇所調査要領

1. 調査対象

傾斜度30°以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で想定被害区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある場合はすべて急傾斜地崩壊危険箇所として調査の対象とする。

2. 調査事項

- (1) 地形に関するもの（危険箇所の長さ、傾斜度、高さ、方位、形状等）
- (2) 地質、土質に関するもの（地表の状況、表土の厚さ、地盤の状況、岩盤の亀裂等）
- (3) 環境要因に関するもの（植生の種類、樹齢、伐採根の状況、斜面の崩壊履歴、湧水、対策工の状況、斜面上部の土地利用状況等）
- (4) 保全対象に関するもの（人家戸数、公共的建物、公共施設、他事業の区域指定、施工状況等）
- (5) 特殊立法 関係等の有無

3. 調査方法

現地調査

## (9)土砂災害予防

ア 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況 資料:砂防課(平成27年11月30日)

市町村名	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	急傾斜地	土石流	地すべり	合計	急傾斜地	土石流	地すべり	合計
松江市	2,056	1,120	110	3,286				
浜田市	2,419	1,458	71	3,948				
出雲市	1,750	1,137	180	3,067				
益田市	1,391	1,242	43	2,676				
大田市	1,834	1,115	79	3,028				
安来市	1,023	1,000	8	2,031				
江津市	928	497	19	1,444	672	240		912
雲南市	2,113	1,513	65	3,691				
奥出雲町	1,014	820	23	1,857				
飯南町	469	464	1	934				
川本町	342	209	14	565				
美郷町	593	526	26	1,145				
邑南町	941	863	17	1,821				
津和野町	486	472	21	979				
吉賀町	283	311	0	594				
海士町	101	71	6	178				
西ノ島町	74	64	3	141				
知夫村	33	28	1	62				
隠岐の島町	362	282	34	678				
合計	18,212	13,192	721	32,125	672	240	0	912

# 松江市

H27.11.30現在

区域指定 公民館名	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧松江市</b>				
城北	18	0	0	18
城西	13	0	2	15
川津	73	10	1	84
朝酌	59	41	1	101
持田	78	35	0	113
本庄	65	28	3	96
法吉	45	7	0	52
古江	105	28	5	138
生馬	66	13	0	79
秋鹿	113	41	12	166
大野	82	13	8	103
朝日	2	0	0	2
雑賀	12	0	0	12
津田	25	0	0	25
乃木	43	4	0	47
大庭	47	6	0	53
竹矢	35	3	0	38
忌部	79	32	7	118
古志原	9	0	0	9
計	969	261	39	1269
<b>旧宍道町</b>				
宍道	0	0	11	11
宍道中央	255	151	0	406
計	255	151	11	417
<b>旧玉湯町</b>				
玉湯	0	0	13	13
玉湯中央	126	98	0	224
計	126	98	13	237
<b>旧八雲村</b>				
八雲	214	209	12	435
計	214	209	12	435
<b>旧鹿島町</b>				
患曇	20	8	4	32
佐太	26	17	1	44
講武	80	65	2	147
御津	8	12	1	21
計	134	102	8	244
<b>旧島根町</b>				
島根	1	0	13	14
島根中央	27	30	0	57
加賀	21	22	0	43
大芦	22	14	0	36
計	71	66	13	150
<b>旧美保関町</b>				
美保関	18	19	9	46
福浦	16	21	0	37
森山	44	50	0	94
千酌	26	18	0	44
片江	15	18	0	33
七類	20	10	0	30
計	139	136	9	284
<b>旧八束町</b>				
計	0	0	0	0
<b>旧東出雲町</b>				
意東	24	12	2	38
東出雲中央 搦屋	48	26	0	74
出雲郷	42	32	1	75
上意東	34	27	2	63
計	148	97	5	250
総計	2056	1120	110	3286

# 浜田市

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧浜田市</b>				
浜田	33	18	1	52
石見	410	150	9	569
長浜	53	17	1	71
国府	171	108	3	282
美川	130	60	9	199
大麻	44	31	1	76
周布	46	24	0	70
計	886	408	24	1318
<b>旧金城町</b>				
久佐	54	44	0	98
今福	59	20	0	79
美又	62	30	0	92
雲城	162	59	1	222
波佐	74	100	2	176
小国	33	47	0	80
計	444	300	3	747
<b>旧旭町</b>				
今市	131	97	3	231
和田	82	40	3	125
木田	58	30	0	88
都川	60	75	2	137
市木	50	54	1	105
計	381	296	9	686
<b>旧弥栄村</b>				
弥栄	0	0	11	11
安城	154	127	0	281
杵束	85	74	0	159
計	239	201	11	451
<b>旧三隅町</b>				
岡見	64	38	1	103
井野	153	63	14	230
黒沢	86	37	3	126
白砂	29	17	3	49
三隅	85	65	2	152
三保	51	33	0	84
二保	0	0	1	1
計	468	253	24	745
総計	2418	1458	71	3947

# 出雲市

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧出雲市</b>				
今市	5	1	0	6
大津	16	4	0	20
塩冶	26	5	0	31
古志	31	13	3	47
高松	1	0	0	1
高浜	13	15	0	28
鳶巣	16	14	0	30
上津	60	71	1	132
稗原	161	59	13	233
朝山	119	82	9	210
乙立	47	35	3	85
神門	53	34	1	88
神西	48	9	2	59
平成町	1	0	0	1
計	597	342	32	971
<b>旧平田市</b>				
伊野	39	12	10	61
東	51	28	7	86
佐香	28	35	5	68
桧山	42	9	7	58
久多美	49	19	11	79
北浜	17	21	6	44
平田	5	0	1	6
西田	49	38	9	96
国富	12	22	2	36
鰐淵	20	27	4	51
計	312	211	62	585
<b>旧佐田町</b>				
窪田	140	108	16	264
須佐	240	191	24	455
計	380	299	40	719
<b>旧多伎町</b>				
多伎町	132	81	17	230
計	132	81	17	230
<b>旧湖陵町</b>				
湖陵中央	71	31	6	108
計	71	31	6	108
<b>旧大社町</b>				
日御碕	37	24	3	64
鵜鷺	14	18	5	37
大社	12	10	3	25
荒木	4	3	1	8
遙堪	17	10	5	32
計	84	65	17	166
<b>旧斐川町</b>				
莊原	74	34	3	111
阿宮	33	36	1	70
出西	41	33	2	76
伊波野	7	0	0	7
直江	19	5	0	24
計	174	108	6	288
総計	1750	1137	180	3067

# 益田市

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧益田市</b>				
鎌手	73	33	7	113
種	53	67	0	120
二条	93	59	1	153
美濃	62	71	0	133
小野	66	41	1	108
北仙道	71	46	0	117
西益田	75	74	3	152
高津	46	48	0	94
豊川	48	41	1	90
豊田	68	88	0	156
中西	99	76	2	177
真砂	78	92	1	171
益田	30	17	1	48
益田中央 吉田	64	38	4	106
安田	61	23	3	87
計	987	814	24	1825
<b>旧美都町</b>				
東仙道	56	71	4	131
二川	52	39	2	93
都茂	92	99	5	196
計	200	209	11	420
<b>旧匹見町</b>				
道川	41	47	1	89
匹見上	91	96	4	191
匹見下	72	76	3	151
計	204	219	8	431
総計	1391	1242	43	2676

# 大田市

H27.11.30現在

区域指定 公民館名	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧大田市</b>				
大田中央	180	71	5	256
朝山	82	13	11	106
波根	49	13	1	63
久手	64	22	2	88
鳥井	13	1	0	14
長久	50	13	1	64
静間	43	14	0	57
五十猛	80	26	2	108
大屋	65	14	6	85
久利	75	48	5	128
大森	34	55	0	89
水上	75	51	2	128
祖式	60	46	2	108
大代	91	66	7	164
川合	66	58	6	130
富山	73	17	7	97
池田	53	41	0	94
志学	48	37	0	85
多根	42	31	0	73
北三瓶	61	45	1	107
計	1304	682	58	2044
<b>旧温泉津町</b>				
温泉津中央	76	91	2	169
湯里	86	81	4	171
福波	60	44	0	104
井田	148	94	5	247
計	370	310	11	691
<b>旧仁摩町</b>				
仁摩中央	53	27	2	82
からしま会館	20	11	3	34
大国	69	68	4	141
琴ヶ浜	18	17	1	36
計	160	123	10	293
総計	1834	1115	79	3028

# 安来市

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧安来市</b>				
下山佐	48	40	3	91
十神	3	1	0	4
社日	17	8	0	25
島田	43	17	1	61
宇賀荘	40	29	0	69
大塚	17	2	0	19
吉田	51	73	0	124
能義	36	13	0	49
荒島	24	9	0	33
荒島東	7	0	0	7
飯梨	29	22	0	51
赤江	12	0	0	12
計	327	214	4	545
<b>旧広瀬町</b>				
広瀬	68	68	1	137
布部	55	63	1	119
菅原	17	22	0	39
比田	68	57	0	125
宇波	46	63	0	109
東比田	43	48	0	91
山佐	52	54	0	106
西谷	27	22	1	50
奥田原	31	43	1	75
計	407	440	4	851
<b>旧伯太町</b>				
赤屋	109	140	0	249
井尻	76	105	0	181
母里	46	43	0	89
安田	58	58	0	116
計	289	346	0	635
総計	1023	1000	8	2031



# 江津市

H27.11.30現在

区域指定 公民館名	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧江津市</b>				
都治	65	8	1	74
黒松	11	1	0	12
川平	58	32	0	90
浅利	24	9	1	34
跡市	115	62	3	180
有福温泉	42	11	0	53
二宮	58	11	4	73
松川	101	64	1	166
渡津	19	13	0	32
金田	15	7	0	22
嘉久志	29	7	0	36
郷田	21	11	0	32
波積	65	32	0	97
敬川	16	9	0	25
都野津	10	1	0	11
波子	15	1	0	16
和木	14	2	0	16
計	678	281	10	969
<b>旧桜江町</b>				
谷住郷	47	42	0	89
川越	54	57	1	112
川戸	30	31	3	64
市山	53	52	1	106
長谷	66	34	4	104
計	250	216	9	475
総計	928	497	19	1444

# 雲南市

H27.11.30現在

区域指定 公民館名	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧天東町</b>				
大東	58	42	0	100
春殖	72	29	2	103
幡屋	71	27	0	98
佐世	103	8	1	112
阿用	48	38	1	87
久野	63	86	1	150
海潮	185	206	8	399
塩田	43	63	0	106
計	643	499	13	1155
<b>旧加茂町</b>				
加茂	186	71	8	265
計	186	71	8	265
<b>旧木次町</b>				
斐伊	37	7	1	45
木次	46	38	0	84
日登	119	66	5	190
西日登	46	51	4	101
温泉	52	46	1	99
計	300	208	11	519
<b>旧三刀屋町</b>				
三刀屋	23	26	0	49
一宮	93	77	4	174
飯石	71	61	1	133
鍋山	134	88	11	233
中野	87	49	3	139
計	408	301	19	728
<b>旧吉田村</b>				
田井	78	50	3	131
吉田	181	154	1	336
計	259	204	4	467
<b>旧掛合町</b>				
掛合	74	44	1	119
多根	62	29	5	96
松笠	54	24	0	78
波多	65	79	1	145
入間	62	54	3	119
計	317	230	10	557
総計	2113	1513	65	3691

# 奥出雲町

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
旧仁多町				
布勢	87	45	3	135
三成中央	134	142	2	278
亀嵩	101	132	3	236
阿井	148	98	5	251
三沢	104	49	7	160
計	574	466	20	1060
旧横田町				
横田	92	47	1	140
鳥上	74	73	2	149
八川	131	101	0	232
馬木	143	133	0	276
計	440	354	3	797
総計	1014	820	23	1857

# 飯南町

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
旧頓原町				
志々	69	71	0	140
頓原	153	131	0	284
計	222	202	0	424
旧赤来町				
来島	146	133	0	279
赤名	62	63	0	125
谷	39	66	1	106
計	247	262	1	510
総計	469	464	1	934

# 川本町

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
川本町				
川本中央	175	124	2	301
川本西	65	60	2	127
川本北	102	25	10	137
計	342	209	14	565
総計	342	209	14	565

# 美郷町

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
旧邑智町				
沢谷	88	84	5	177
浜原	32	40	5	77
粕渚	75	31	3	109
吾郷	53	51	2	106
君谷	98	64	6	168
別府	75	45	5	125
計	421	315	26	762
旧大和村				
都賀	59	86	0	145
比之宮	62	64	0	126
中央	4	3	0	7
都賀行	33	40	0	73
潮	14	18	0	32
計	172	211	0	383
総計	593	526	26	1145

## 邑南町

H27.11.30現在

区域指定 公民館名	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧羽須美村</b>				
阿須郡	141	182	5	328
口羽	87	54	2	143
計	228	236	7	471
<b>旧瑞穂町</b>				
布施	21	25	0	46
田所	138	154	0	292
出羽	55	50	0	105
高原	92	98	1	191
市木	51	55	0	106
計	357	382	1	740
<b>旧石見町</b>				
井原	62	39	4	105
矢上	93	39	0	132
中野	48	17	0	65
日貫	97	109	4	210
日和	56	40	1	97
計	356	244	9	609
総計	941	862	17	1820

# 津和野町

H27.11.30現在

区域指定 公民館名	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>旧津和野町</b>				
木部	94	86	1	181
畑迫	85	87	3	175
小川	44	40	4	88
津和野	30	22	5	57
計	253	235	13	501
<b>旧日原町</b>				
青原	48	46	3	97
青原公民館商人・	35	27	0	62
池河	28	28	1	57
日原	6	4	0	10
枕瀬	14	9	0	23
滝元	13	13	0	26
須川	43	53	2	98
左鏡	46	57	2	105
計	233	237	8	478
総計	486	472	21	979



# 吉賀町

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
旧六日市				
七日市	60	65	0	125
朝倉	47	54	0	101
六日市	38	47	0	85
蔵木	28	33	0	61
計	173	199	0	372
旧柿ノ木				
柿ノ木	110	112	0	222
計	110	112	0	222
総計	283	311	0	594

# 海士町

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
公民館名				
海士町				
海士中央	101	71	6	178
計	101	71	6	178
総計	101	71	6	178

# 西ノ島町

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
西ノ島町				
黒木	47	41	3	91
西ノ島中央	27	23	0	50
計	74	64	3	141
総計	74	64	3	141

# 知夫村

H27.11.30現在

区域指定	土砂災害警戒区域			
公民館名	急傾斜	土石流	地すべり	計
知夫村				
知夫村	33	28	1	62
計	33	28	1	62
総計	33	28	1	62

# 隠岐の島町

H27.11.30現在

区域指定 公民館名	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
<b>西郷町</b>				
西郷	218	141	14	373
計	218	141	14	373
<b>布施村</b>				
布施	14	16	1	31
計	14	16	1	31
<b>五箇村</b>				
五箇中央	81	82	10	173
計	81	82	10	173
<b>都万村</b>				
都万中央	49	43	9	101
計	49	43	9	101
総計	362	282	34	678

## (10) 建築物災害予防

ア 災害危険区域指定箇所

資料:建築住宅課(平成27年4月1日現在)

区域名	位置	面積(ha)	区域名	位置	面積(ha)
延野	雲南市加茂町延野	0.026	高島	益田市土田町	8.100
廻田	雲南市加茂町加茂中	0.015	郷下	邑智郡美郷町都賀行	1.500
山根	雲南市加茂町加茂中	0.161	郷上	邑智郡美郷町都賀行	4.000
立石	雲南市加茂町加茂中	0.371	中須賀	邑智郡美郷町都賀行	4.400
棚田	仁多郡奥出雲町三成	0.310	市井原	邑智郡美郷町港	0.800
町空	仁多郡奥出雲町上阿井	1.390	吾郷	邑智郡美郷町吾郷	2.808
湯ノ廻	仁多郡奥出雲町三成	0.700	上ヶ畑	邑智郡邑南町上田	0.300
坂根上	仁多郡奥出雲町八川	13.960	松ヶ崎	邑智郡川本町大字川下	0.151
			三島	邑智郡川本町大字川下	9.377
			多田	邑智郡川本町大字多田	3.197
			後山	江津市桜江町後山	4.063
			鹿賀	江津市桜江町鹿賀	2.019
			渦巻	江津市桜江町坂本	1.923
			坂本	江津市桜江町坂本	0.983

## (11) 空港における災害予防

## ア 空港の現状

資料:港湾空港課(平成27年8月現在)

区分空港名	所在地	種類	等級	使用開始	定期運航機種	運航コース
出雲空港	出雲市斐川町沖洲 (TEL0853-72-0224)	地方 管理	C級	S41.6.30	B767,B737	出雲～東京一日10便
					Q400 SAAB340B	出雲～大阪一日10便
					ERJ	出雲～名古屋一日2便
					SAAB340B	出雲～福岡一日4便
出雲～隠岐一日2便						
隠岐空港	隠岐郡隠岐の島町岬町 (TEL08512-2-0703)	地方 管理	C級	S43.7.25	B737	隠岐～大阪(8月)一日2便
					Q400	隠岐～大阪一日2便
					SAAB340B	隠岐～出雲一日2便
石見空港	益田市内田町イ597 (TEL0856-24-0002)	地方 管理	C級	H5.7.2	B737	石見～東京一日4便
					Q400	石見～大阪(7月～8月)一日2便

区分空港名	総面積㎡	標点位置	標高m
出雲	566,341	N35° 24'49"	1.80
		E132° 53'24"	
隠岐	945,541	N36° 10'42"	80.00
		E133° 19'24"	
石見	1,108,884	N34° 40'35"	54.00
		E131° 47'25"	

区分 空港名	着陸帯	滑走路	誘導路	エプロン	ターミナル ビル	道路 駐車場	消化薬剤等
出雲	2,120×150	2,000×45	105×30	定期 120×200 85×55 小型 5,054㎡	S3階建 8,634㎡	28,300㎡	化学消防自動車3台 貯水槽40～48m <sup>3</sup> ×7 基 消火器6本 消火栓3基
隠岐	2,120×150	2,000×45	130×23	90×205.5	RC平屋建 1,194㎡	5,653㎡	化学消防自動車2台 貯水槽40m <sup>3</sup> ×8基 消火器1本 消火器1本 消火栓2基
石見	2,120×300	2,000×45	190×30	110×165	RC3階建 3,419㎡	11,370㎡	化学消防自動車2台 貯水槽40m <sup>3</sup> ×9基 消火器3本

## (12) 気象等観測施設

## ア 気象官署

資料: 松江地方気象台(平成27年4月1日)

観測所名	所在地
松江地方気象台	松江市西津田7丁目1-11

## イ 特別地域気象観測所

資料: 松江地方気象台(平成27年4月1日)

観測所名	所在地
浜田特別地域気象観測所	浜田市大辻町
西郷特別地域気象観測所	隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ一

## ウ 三坂山気象レーダーの性能

資料: 松江地方気象台(平成27年4月1日)

周波数	出力	最大探知距離	出力装置	その他
5345MHz	250kw	400km	ディスプレイ装置	NTT回線を使用して気象庁へ伝送

## エ 地域気象観測所

資料: 松江地方気象台(平成27年4月1日)

区分	観測所名	設置場所	気温	風	日照	降水量	積雪
地域気象観測所	西郷	隠岐の島町西町大城ノ一	○	○	○	○	○
	西郷岬	隠岐の島町岬町	○	○		○	
	海士	海士町海士	○	○	○	○	
	鹿島	松江市鹿島町北講武	○	○	○	○	
	斐川	出雲市斐川町沖洲	○	○		○	
	出雲	出雲市芦渡町	○	○	○	○	
	松江	松江市西津田	○	○	○	○	○
	大田	大田市大田町大田	○	○	○	○	
	掛合	雲南市掛合町掛合	○	○	○	○	
	横田	奥出雲町稲原	○	○	○	○	○
	赤名	飯南町下赤名	○	○	○	○	○
	川本	川本町川本	○	○	○	○	
	浜田	浜田市大辻町	○	○	○	○	
	瑞穂	邑南町淀原	○	○	○	○	○
	弥栄	浜田市弥栄町長安本郷	○	○	○	○	○
	高津	益田市内田町	○	○		○	
	益田	益田市あけぼの東町	○	○	○	○	
津和野	津和野町森村	○	○	○	○		
吉賀	吉賀町七日市	○	○	○	○		
地域雨量観測所	大東	雲南市大東町下阿用				○	
	伯太	安来市伯太町母里				○	
	佐田	出雲市佐田町大呂				○	
	福光	大田市温泉津町福光				○	
	桜江	江津市桜江町川戸				○	
	三隅	浜田市三隅町三隅				○	
	波佐	浜田市金城町波佐				○	
匹見	益田市匹見町匹見				○		



オ 中国電力株式会社所管気象観測所(気象台委託のものを除く)

資料:中国電力(平成27年4月1日)

観測所名	所在地	気温	風	降水量	積雪	気圧
阿井川ダム	奥出雲町河内	○		○	△	
浜原ダム	美郷町信喜	○		○		
波佐下	浜田市金城町波佐	○		○	△	
長見ダム	浜田市長見町	○		○		
野萱	飯南町野萱			○		
来島ダム	飯南町下来島	○		○	○	
上阿井	奥出雲町上阿井			○		
木地谷	奥出雲町上阿井			○		
周布川ダム	浜田市弥栄町小坂	○		○		
赤名	飯南町下赤名			○		

(注)△印は目視観測、○印は機械観測

(13) 防災資機材  
ア 現有水防資機材

① 国土交通省水防倉庫並びに現有資材器具一覧表(平成26年12月31日現在)

番号	事務所	所在地	食 器										具										資 材																							
			食 庫 面 積	か け や (換 気)	の こ ぎ り (籠)	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	お の (発)	た こ ご ら (餅 団)	く わ (紙)	ギ ム ネ	ペ ン チ	な た (錠)	金 棒	日 通	照 明 具	救 命 胸 衣	て み (手 拭)	ハ ン マ ー	ク リ ッ パ ー	シ ョ レ ン	か ま (機)	ノ ミ	一 輪 車	ポ ー ト	土 の う 覆 蓋 器	鉄 線	竹	杭 丸 太	杭 小	か す が い	な わ (種)	む し ろ (産)	空 袋	ビ ニ ル 袋	麻 袋	か ま す す (収)	ロ ー プ	く ぎ	ビ ニ ル シ ー ト	網 棧	水 の う				
1	出雲河川事務所	出雲市西平田町(斐伊川)	15.0	2	7	81	4	4			5	5		3	18	20	2	7	25	12				3	50										400	100	21									
2	"	出雲市瀬分町(斐伊川)	32.0	3	2	0	4	5			2	3				12	2	1	2	10					80	61	0	86								100	25	6	360							
3	"	出雲市斐川町阿富(斐伊川)	19.0	5	6	0	4	6			6	2			10	4	6	1	9	11				1	0		41	100	10							100		10	0							
4	"	安来市那須江町(斐伊川)	7.0	7	3	8	3	2			8	2			2	4	5	3	1	4	1						29									200		8								
5	"	松江市東津田町(斐伊川)	20.0	6	3	28	4	2			4				23	5	3	2	5	1							90									200		2								
6	浜田河川国運事務所	江津市波津町(江の川)	15.0	7	3	7	3				8				20	8	3	8	15	3				1	20										200		280									
7	"	川木町因原(江の川)	8.0	2		11	3								4	14	1	1	8					1	20		50	120								200		3,800								
8	"	益田市高津町(高津川)	36.0	4	1	20	2				7				2	29	4	4	24	2				1												375		9,000								
9	"	益田市安富町(高津川)	67.0																					1																						
	計		219.0	36	25	160	27	19	4	13	0	8	40	12	11	118	59	24	24	2	91	0	40	6	7	170	0	111	280	186	15	0	0	34,724	700	0	1,775	125	247	910	4					

注:表中(左欄)の番号は別添「島根県水防図」と対応している。



イ 水防管理団体水防倉庫並びに現有資材器具一覧表(平成26年12月31日現在)

(1)-1水防松江支部管内

番号	河川名	指定定水防の有無	管理団体名	所在地		倉庫面積 ㎡	器具品名数量																																	
				市町村	大字等		かりやく(掛矢)	のこぎり(籠)	スコップ	ソルヘン	おの(袋)	だごち(御繩)	くわ(籠)	かま(籠)	ペンチ	なた(籠)	照明具	救命胴衣	てみ(手裏)	ハンマー	鉄線	丸太	パイル	竹	なわ(籠)	むしろ(籠)	空俵	ビスのう(籠)	麻袋	かます(収)	ロープ	舟	パイル	とび口						
1	意宇川	○	松江市	松江市	八雲町	23.60	3	2	11	2	1	4	1	1	2	0	1	0	1	1	1	200	200																	
2	"	○	"	"	大草町	19.44	2	5	29	3	4	7				0	20	3	225	26		880	270																	
3	"	○	"	"	東出雲町	22.00	0	1	3	0	0					1	2			0																				
4	佐陀川	○	"	"	藤島町	20.00	3	3	42	1	0					1	0					600																		
5	漣水川	○	"	"	藤島町	22.80	3	4	15	1	1	4	1	1	5	1	1	1				300																		
6	佐々布川	○	"	"	安芸町	20.00	4	7	9	1	1	5	8	1	1	14	4	1	2	1	2	470																		
7	玉湯川	○	"	"	玉湯町	20.00	1	4	12	1	1	2	1	1	0	6	4	1	2	1	1	200																		
8	須田川	○	"	"	東出雲町	28.98	7	6	15	6	1	9	7	4					8	5	90	300																		
9	市の原川	○	"	"	東出雲町	9.90	3	5	28	7	1	6	4	3	4							60																		
10	大糠川	○	"	"	東朝日町	18.00			46	9										95	0	3,800																		
11	中海	○	"	"	八束町	20.00	2	5	6	1	1	1	2	1	3	0	2	2				100																		
12	瑞水遣	○	"	"	美保町	20.00	1	4	24	1	1	1	9	1	5	4	0	6				500																		
						管内計12棟	244.72	29	46	240	33	9	8	37	45	10	17	17	95	51	42	234	118	15	0	22	0	0	7,410	270	0	531	0	0	0	0	6			

(1)-2水防松江支部(広瀬地区)管内

番号	河川名	指定定水防の有無	管理団体名	所在地		倉庫面積 ㎡	器具品名数量																																	
				市町村	大字等		かけやく(掛矢)	のこぎり(籠)	スコップ	ソルヘン	おの(袋)	だごち(御繩)	くわ(籠)	かま(籠)	ペンチ	なた(籠)	照明具	救命胴衣	てみ(手裏)	ハンマー	鉄線	丸太	パイル	竹	なわ(籠)	むしろ(籠)	空俵	ビスのう(籠)	麻袋	かます(収)	ロープ	舟	パイル	とび口						
1	伯太川	○	安来市	安来市	安来町	31.20	25	7	128	2	5	3	27	75	10	3	1	20	15	6	30	350																		
2	飯梨川	○	"	"	赤江町	35.80															18																			
3	"	○	"	"	矢田町	32.00															1,454																			
4	"	○	"	"	西松井町	12.50															585																			
5	"	○	"	"	広瀬町	19.80	4	7	28	5		6	5	3						3	53																			
6	伯太川	○	"	"	島田町	24.00	5	4	12	1	1	6	1	5						2	488																			
						管内計6棟	155.30	34	18	168	7	6	3	39	81	18	3	1	20	15	11	32	2,948	0	0	112	0	2,000	9,250	7,230	1,878	0	0	0	0	0	1,950	0		
						管内計12棟	155.30	34	18	168	7	6	3	39	81	18	3	1	20	15	11	32	2,948	0	0	112	0	2,000	9,250	7,230	1,878	0	0	0	0	0	1,950	0		

注1:表中(左端)の番号は別添「鳥取県水防団」に対応している。  
 注2:表中(項目)の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。(現在は終了している)













(7) 水防隠岐支部管内

番号	河川名	指理定団水の防有管無	管理団体名	所在地		倉庫面積	器具品名数量																														
				市町村	大字等		補助倉庫	かけや(掛矢)	のこぎり(鋸)	スコップ	ツルハン	おの(斧)	たごづら(鋤)	くわ(楯)	かま(鎌)	ペンチ	なた(鈍)	照明具	救命胴衣	てみ(手袋)	ハンマー	鉄線	杭丸太	パール	竹	なわ(縄)	むしろ(蓆)	空依	ビニール袋	麻袋	かます(爪)	ロープ	舟	バイル	とび口		
1	八尾川	○	隠岐の島町	城北町		13.25	9	6	42	12	1	9	3	3	0	0	10	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	"	○	"	原田		20.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	中村川	○	"	中村		33.00	2	0	0	1		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	都方川	○	"	都方		10.00	2	3	12	6	1	10	9	2	2		3	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	春日川	○	"	布施		20.00			2	2		2			2																						
6	飯美川	○	"	飯美		18.00			2	1		0			2																						
7	卯敷川	○	"	卯敷		13.00			2	1		2			2																						
8	重梅川	○	"	北方		20.00			4	24	2	6	5	2	1	2	1																				
					計8棟	147.25	13	13	84	25	2	0	30	23	5	6	10	5	0	40	5	0	2	0	0	0	7,780	0	0	560	0	0	0	0	0		
9	糠尾川		知夫村	知夫村	1065番地	14.90	2	1	3	1		2	3	2	2		3	15	100	2	50	5				500	10		200								
					計1棟	14.90	2	1	3	1	0	2	3	2	0	2	0	3	15	100	2	50	5	0	0	0	500	10	0	200	0	0	0	0	0	0	
					管内計9棟	162.15	15	14	87	26	2	0	32	26	7	6	8	2	10	15	140	7	50	7	0	0	8,280	10	0	760	0	0	0	0	0	0	

注1:表中(左端)の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2:表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。(現在は終了している)

ウ 現有林野火災対策用資器材(県保有資器材)

資料:消防総務課(平成27年4月1日現在)

保管場所	保管所在地	チェンソー	ジェットシユーター	手曲鋸	腰なた	造林鎌	チェンソー目立機	チェンソー用オイル	ロープ	組立水槽	ガソリン罐	水のう	混合機	貯水槽	動力ポンプ	送水ホース	給水ホース	消化薬剤
陸上自衛隊 出雲駐屯地	出雲市 松寄下町	18	10	201	204	25	2	3	5	2	24	3	1	1	1	3	3	55
益田地区広 域市町村圏 事務組合	益田市 あけぼの東町											3	1	1	1	3	1	55
隠岐広域連 合	隠岐郡 西郷町城北 町											3	1	1	1	3	1	55

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては ( )内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪害 第一動員	雪害 第二動員	雪害 第三動員	
政策企画局	政策企画監班		2	3	17	2	3	17	2	3	17	1	1	2	
政策企画局	秘書班		0	2	8	0	2	8	0	2	8	0	0	2	
政策企画局	広聴広報班		2	3	9	2	3	9	2	3	9	2	2	3	
政策企画局	統計調査班		0	3	30	0	3	30	0	3	30	0	0	0	
総務部	総務班		2	4	25	2	4	25	2	4	25	2	4	25	
総務部	人事班		0	6	29	0	6	29	0	6	29	0	6	29	
総務部	財政班		0	2	18	0	2	18	0	2	18	0	2	18	
総務部	税務班		0	2	19	0	2	19	0	2	19	0	2	19	
総務部	管財班		0	4	22	0	4	22	0	4	22	2	4	22	
総務部	営繕班		0	8	14	0	8	14	0	4	14	0	4	14	
総務部	総務事務一 セクター班		0	9	32	0	9	32	0	9	32	0	9	32	
防災部	事務局		25	44	54	25	44	54	25	29	54	25	29	54	防災航空管理所、原子力環境セン ターを含む
地域振興部	地域政策班		3	6	11	3	6	11	3	6	11	1	3	11	
地域振興部	しまね暮らし推進 班		1	4	14	1	4	14	1	4	14	1	2	14	
地域振興部	市町村班		1	6	18	1	6	18	1	6	18	1	6	18	
地域振興部	情報政策班		2	8	16	2	8	16	2	8	16	2	8	16	

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪害 第一動員	雪害 第二動員	雪害 第三動員	
地域振興部	交通対策班		1	4	12	1	4	12	1	2	12	1	2	12	
環境生活部	環境生活総務班		2	6	22	2	6	22	2	6	22	2	6	22	
環境生活部	人権同和対策班		0	2	9	0	2	9	0	2	9	0	2	9	
環境生活部	文化国際班		0	2	11	0	2	11	0	2	11	0	2	11	
環境生活部	自然環境班		0	2	10	0	2	10	0	2	10	0	2	10	
環境生活部	環境政策班		0	2	19	0	2	19	0	2	19	0	2	19	
環境生活部	廃棄物対策班		0	2	10	0	2	10	0	2	10	0	2	10	
健康福祉部	健康福祉総務班		3	6	15	3	6	15	3	6	15	3	6	15	
健康福祉部	地域福祉班		1	5	17	1	5	17	1	5	17	1	5	17	
健康福祉部	医療政策班		1	9	24	1	9	24	1	9	24	1	9	24	
健康福祉部	健康推進班		1	7	29	1	7	29	1	7	29	1	7	29	
健康福祉部	高齢者福祉班		1	7	23	1	7	23	1	7	23	1	7	23	
健康福祉部	青少年家庭班		1	12	31	1	12	31	1	12	31	1	12	31	
健康福祉部	障がい福祉班		1	8	22	1	8	22	1	8	22	1	8	22	
健康福祉部	薬事衛生班		1	10	18	1	10	18	1	10	18	1	10	18	
健康福祉部	保健環境研究所		0	10	19	0	10	19	0	10	19	0	10	19	

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪害 第一動員	雪害 第二動員	雪害 第三動員	
農林水産部	農林水産総務班		3	8	29	3	8	29	3	8	29	3	8	29	
農林水産部	農業経営班		0	2	28	0	2	28	0	2	28	0	2	28	
農林水産部	農産園芸班		0	4	29	0	4	29	0	4	29	0	4	29	
農林水産部	畜産班		0	1	23	0	1	23	0	1	23	0	1	23	
農林水産部	しまねブランド推進班		0	1	7	0	1	7	0	1	7	0	1	7	
農林水産部	農村整備班		0	2	18	0	2	18	0	2	18	0	2	18	
農林水産部	農地整備班		3	11	16	3	11	16	3	11	16	3	11	16	
農林水産部	林業班		0	2	26	0	0	0	0	0	0	0	2	26	
農林水産部	森林整備班		3	10	29	3	10	29	3	10	29	3	10	29	
農林水産部	水産班		1	3	28	1	3	28	1	3	28	1	3	28	
農林水産部	漁港漁場整備班		1	2	14	1	2	14	0	2	14	0	2	14	
商工労働部	商工政策班		2	3	13	2	3	13	2	3	13	2	3	13	
商工労働部	観光振興班		0	3	22	0	3	22	0	3	22	0	3	22	
商工労働部	しまねブランド推進班		0	2	15	0	2	15	0	2	15	0	2	15	
商工労働部	産業振興班		0	3	28	0	3	28	0	3	28	0	3	28	
商工労働部	企業立地班		0	3	11	0	3	11	0	3	11	0	3	11	

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては ( )内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪害 第一動員	雪害 第二動員	雪害 第三動員	
商工労働部	中小企業班		0	3	14	0	3	14	0	3	14	0	3	14	
商工労働部	雇用政策班		0	3	15	0	3	15	0	3	15	0	3	15	
土木部	土木総務班		3	5	23	3	5	23	3	4	23	3	4	23	
土木部	技術管理班		0	4	26	0	4	26	0	4	26	0	4	26	
土木部	用地対策班		0	4	12	0	4	12	0	4	12	0	4	12	
土木部	道路維持班		2	5	15	2	5	15	2	5	15	2	5	15	
土木部	道路建設班		1	3	15	1	3	15	1	3	15	1	3	15	
土木部	高速道路推進班		1	2	10	1	2	10	1	2	10	1	2	10	
土木部	河川班		6	8	27	6	8	27	5	5	27	3	3	27	
土木部	斐伊川・神戸川対策班		0	2	8	0	2	8	0	2	8	0	2	8	
土木部	港湾空港班		4	7	12	4	7	12	2	6	12	0	0	0	
土木部	砂防班		2	4	17	2	4	17	2	4	17	2	4	17	
土木部	都市計画班		0	6	22	0	6	22	0	3	22	0	0	0	
土木部	下水道推進班		2	3	12	2	3	12	2	3	12	0	0	0	
土木部	建築住宅班		2	4	22	2	4	22	2	4	22	0	0	0	
出納部	会計班		2	4	12	2	4	12	2	4	12	2	4	12	

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考 ※地区をかけた構成機関で所在地が他の地区にあるものについては、()内に所在地の地区を表示。
		地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
出納部	審査班	0	2	22	0	2	22	0	0	22	0	0	22	
企業部	総務班	1	2	12	1	2	12	1	2	12	1	2	12	
企業部	経営班	1	2	8	1	2	8	1	2	8	1	2	8	
企業部	施設班	1	2	9	1	2	9	1	2	9	1	2	9	
病院部	県立病院班	3	3	6	3	3	6	3	3	6	3	3	6	
教育部	総務班	3	3	21	3	3	21	3	3	21	3	3	21	
教育部	教育施設班	1	2	17	1	2	17	1	2	17	1	1	17	
教育部	学校企画班	1	3	27	1	3	27	1	3	27	1	3	27	
教育部	教育指導班	1	3	26	1	3	26	1	3	26	1	3	26	
教育部	特別支援教育班	1	1	9	1	1	9	1	1	9	1	1	9	
教育部	保健体育班	1	3	18	1	3	18	1	3	18	1	3	18	
教育部	社会教育班	1	3	11	1	3	11	1	3	11	1	3	11	
教育部	人権同和教育班	0	1	8	0	1	8	0	1	8	0	1	8	
教育部	文化財班	1	3	27	1	3	27	1	3	27	1	3	27	
教育部	福利班	1	2	5	1	2	5	1	2	5	1	2	5	
本	部	106	370	1,451	106	368	1,425	102	339	1,450	90	288	1,269	
	計													



平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
松江	総務班(松江)		3	7	11	3	7	11	3	7	11	3	7	11	松江県土整備事務所
松江	総務班(東部県民)		12	14	57	12	14	57	12	14	57	12	14	57	東部県民センター
松江	保健班		5	23	47	5	23	47	5	23	47	5	23	47	松江保健所
松江	農林班 松江		10	24	50	10	24	50	10	24	50	10	24	50	東部農林振興センター
松江	農林班 安来支所		1	2	9	1	2	9	1	2	9	1	2	9	東部農林振興センター松江地域普及部安来支所
松江	農林班 家畜衛生(松江)		1	2	6	1	2	6	1	2	6	1	2	6	東部農林振興センター松江家畜衛生部
松江	水産班		2	4	14	2	4	14	2	4	14	2	4	14	松江水産事務所
松江	土木班 松江		12	51	99	12	51	99	12	51	99	12	51	99	松江県土整備事務所
松江	土木班 広瀬		19	24	30	19	24	30	11	22	30	5	8	30	松江県土整備事務所広瀬土木事業所
松江	流域下水道管理事務所		1	4	4	1	4	4	1	2	4	1	2	4	宍道湖流域下水道管理事務所
松江	企業局東部事務班		7	15	32	2	2	32	2	15	32	2	2	32	斐伊川水道グループ(雲南地区)を含む
松江	教育班		1	3	15	1	3	15	1	3	15	1	1	3	松江教育事務所
松江	計		74	173	374	69	160	374	61	169	374	56	115	356	
雲南	総務班		6	10	19				6	10	19	5	9	14	雲南県土整備事務所 *体制継続時等の応援(松江地区総務班から)を含まない
雲南	保健班		3	13	23				3	13	23	3	8	12	雲南保健所
雲南	農林班 雲南		2	12	24				2	12	24	2	12	24	東部農林振興センター 雲南事務所

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、○で記載しています。

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
雲南	農林班(出雲) 家畜衛生	○	(1)	(2)	(9)				(1)	(2)	(9)	(1)	(2)	(9)	※地区をかけた構成機関で所在地が他の地区にあるものについては、( )内に所在地の地区を表示。
雲南	南土木班		5	55	55				3	25	53	4	4	18	東部農林振興センター 出雲家畜衛生部
雲南	南土木班		4	8	17				3	10	19	3	4	16	雲南県土整備事務所
雲南	南教育班	○	(1)	(3)	(15)				(1)	(3)	(15)	(1)	(3)	(15)	雲南県土整備事務所 仁多土木事業所
雲南	南地区	計	20	98	138	0	0	0	17	70	138	17	37	84	出雲教育事務所(出雲)
出雲	雲総務班		6	11	19	6	11	19	6	11	19	6	11	19	雲南 計(重複除く)
出雲	雲保健班		7	15	35	7	15	35	7	15	35	6	8	17	出雲県土整備事務所(業務部長・総務課・契約業務課) ※所長を除く 東部農林センター 出雲事務所
出雲	雲農林班 出雲		2	12	20	2	12	20	2	12	20	2	7	12	出雲保健所
出雲	雲農林班(出雲) 家畜衛生		1	2	9	1	2	9	1	2	9	1	2	9	東部農林振興センター 出雲家畜衛生部
出雲	雲水産班	○	(2)	(4)	(14)	(2)	(4)	(14)	(2)	(4)	(14)	(2)	(4)	(8)	松江水産事務所(松江)
出雲	雲土木班		27	48	94	27	48	94	27	48	94	27	48	94	出雲県土整備事務所 ※所長含む ※上記総務班の動員を除く
出雲	雲出雲空港管理事務班		3	8	14	3	8	14	3	8	14	5	7	14	
出雲	雲流域下水道管理事務所	○	(1)	(4)	(4)	(1)	(4)	(4)	(1)	(2)	(4)	(1)	(2)	(4)	宍道湖流域下水道管理事務所(松江)
出雲	雲教育班		1	3	15	1	3	15	1	3	15	1	3	15	出雲教育事務所
出雲	雲地区	計	47	99	206	47	99	206	47	99	206	48	86	180	出雲 計(重複除く)

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、○で記載しています。

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
大田	総務班		3	6	11	3	6	11	3	6	11	3	6	11	※地区をかけた構成機関で所在地が他の地区にあるものについては、○内に所在地の地区を表示。 県央県土整備事務所大田事業所 西部県民センター県央事務所
大田	保健班		3	8	27	3	8	27	3	8	27	3	8	27	県央保健所
大田	農林班		2	4	8	2	4	8	2	4	8	2	4	8	西部農林振興センター県央事務所 農業普及部大田支所
大田	農林班 (江津家畜衛生)	○	(1)	(2)	(7)	(1)	(2)	(7)	(1)	(2)	(7)	(1)	(2)	(7)	西部農林振興センター江津家畜衛生部
大田	水産班	○	(2)	(8)	(17)	(2)	(8)	(17)	(2)	(8)	(17)	(2)	(8)	(17)	浜田水産事務所(浜田)
大田	土木班		20	37	37	20	37	37	9	18	37	6	12	37	県央県土整備事務所大田事業所
大田	教育班	○	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	浜田教育事務所(浜田)
大田	地区計		28	55	83	28	55	83	17	36	83	14	30	83	大田計(重複除く)
川本	総務班		5	7	7				3	5	7	2	3	5	県央県土整備事務所大田事業所 ※体制維持等の応援(浜田地区総務班又は本庁総務部から)を含まない
川本	保健班	○	(3)	(8)	(27)				(3)	(8)	(27)	(3)	(8)	(27)	県央保健所(大田)
川本	農林班		2	10	17				2	10	17	2	10	17	西部農林振興センター 県央事務所
川本	農林班 (江津家畜衛生)	○	(1)	(2)	(7)				(1)	(2)	(7)	(1)	(2)	(7)	西部農林振興センター江津家畜衛生部
川本	土木班		32	43	43				7	14	43	7	11	17	県央県土整備事務所大田事業所
川本	教育班	○	(1)	(3)	(14)				(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(7)	浜田教育事務所(浜田)
川本	地区計		39	60	67	0	0	0	12	29	67	11	24	39	川本計(重複除く)

平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
浜田	田総務班		5	23	48	5	23	48	5	23	48	5	23	48	※地区をかけた構成機関で所在地が他の地区にあるものについては、()内に所在地の地区を表示。 浜田県土整備事務所 西部県民センター (※商工労政事務所を含む)
浜田	田保健班		2	18	37	2	18	37	2	18	37	2	18	37	浜田保健所
浜田	田農林班		10	23	49	10	23	49	10	23	49	10	23	49	西部農林振興センター
浜田	田農林班 (江津家畜衛生)		1	2	7	1	2	7	1	2	7	1	2	7	西部農林振興センター 江津家畜衛生部
浜田	田水産班		2	8	17	2	8	17	2	8	17	2	8	17	浜田水産事務所
浜田	田土木班		17	72	87	17	72	87	24	57	87	10	34	87	浜田県土整備事務所
浜田	田浜田河川総合開発事務班		0	5	27	0	5	27	5	5	27	0	5	27	浜田河川総合開発事務所
浜田	田浜田港湾振興班		2	6	8	2	6	8	2	6	8	2	6	8	浜田港湾振興センター
浜田	田教育班		1	3	14	1	3	14	1	3	14	1	3	7	浜田教育事務所
浜田	田企業局西部事務班		5	9	18	5	9	18	1	9	18	1	1	18	企業局西部事務所
浜田	田地区計		45	169	312	45	169	312	53	154	312	34	123	305	浜田計(重複除く)
益田	田総務班		3	7	17	3	7	17	3	7	17	2	5	12	益田県土整備事務所 西部県民センター-益田事務所
益田	田保健班		4	16	26	4	16	26	4	16	26	3	8	16	益田保健所
益田	田農林班		2	7	24	2	7	24	2	7	24	2	7	24	西部農林振興センター-益田事務所
益田	田農林班 (益田家畜衛生)		1	3	6	1	3	6	1	3	6	1	3	6	西部農林振興センター 益田家畜衛生部

# 平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけたもつ構成機関の動員数は、○で記載しています。

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
益田	水産班	○	(2)	(8)	(17)	(2)	(8)	(17)	(2)	(8)	(17)	(2)	(8)	(17)	※地区をかけたもつ構成機関で所在地が他の地区にあるものについては、( )内に所在地の地区を表示。
益田	土木班 益田		8	19	72	8	19	72	7	18	72	3	8	72	益田県土整備事務所
益田	土木班 津和野		8	13	47	8	13	47	2	4	47	2	10	47	益田県土整備事務所津和野土木事業所
益田	教育班		1	3	11	1	3	11	1	3	11	1	3	11	益田教育事務所
益田	地区計	計	27	68	203	27	68	203	20	58	203	14	44	188	益田 計（重複除く）
隠岐	総務班		7	12	15	7	12	15	7	12	15	7	12	15	隠岐支庁県民局
隠岐	保健班 (隠岐の島)		3	10	18	3	10	18	2	10	18	2	10	10	隠岐保健所
隠岐	保健班 (島前)		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	3	隠岐保健所 島前保健環境課
隠岐	農林班		3	9	26	3	9	26	3	9	26	3	9	26	隠岐支庁農林局
隠岐	水産班 (隠岐の島)		3	8	14	3	8	14	3	8	14	3	8	14	隠岐支庁水産局
隠岐	水産班 (島前)		1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	隠岐支庁水産局 島前出張所
隠岐	土木班 (隠岐の島)		9	17	46	9	17	46	9	17	46	9	17	46	隠岐県土整備局
隠岐	土木班 (島前)		3	6	12	3	6	12	3	6	12	3	6	12	隠岐県土整備局島前事業部
隠岐	土木班 隠岐空港管理		1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	隠岐県土整備局空港管理事務所
隠岐	教育班		2	4	10	2	4	10	2	4	10	2	4	10	教育事務所
隠岐	地区計	計	34	73	153	34	73	153	33	73	153	33	73	144	隠岐 計（重複除く）

## 平成27年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考 ※地区をかけた構成機関で所在地が他の地区にあるものについては、()内に所在地の地区を表示。	
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員		
県外東	京				16											
県外大	阪			1	9					1						
県外(名古屋)					1											
県外広	島		0	2	5	0	2	5	0	2	5	0	0	0	0	
県外事務所計			0	3	31	0	2	5	0	3	31	0	0	0	0	
本部・地区本部合計			420	1,168	3,018	356	994	2,761	362	1,030	3,017	317	820	2,648		合計(重複除く)

イ 市町村職員数

資料：市町村課、教育庁総務課

一般職員：平成27年4月1日

教育職員：平成27年5月1日

市町村名	一般職員	教育職員	計
松江市	1,070	1,189	2,259
浜田市	438	408	846
出雲市	758	1,113	1,871
益田市	323	422	745
大田市	309	295	604
安来市	328	339	667
江津市	219	181	400
雲南市	407	340	747
市計	3,852	4,287	8,139
奥出雲町	119	140	259
飯南町	82	71	153
川本町	47	24	71
美郷町	78	52	130
邑南町	154	114	268
津和野町	108	73	181
吉賀町	74	96	170
海士町	48	25	73
西ノ島町	60	23	83
知夫村	26	16	42
隠岐の島町	193	150	343
町村計	989	784	1,773
市町村計	4,841	5,071	9,912

(注) 教育職員については、小学校・中学校の教員数

一般職員については、一般行政職

## ウ 消防職員数

資料:消防総務課(平成27年4月1日)

消防本部	合計												その他職員
		小計	消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
松江市	243	241	0	0	1	3	5	31	57	78	4	62	2
浜田市	114	112	0	0	0	1	7	13	28	44	9	10	2
出雲市	215	212	0	0	1	2	8	35	63	31	25	47	3
大田市	84	84	0	0	0	0	1	15	15	12	19	22	0
安来市	89	89	0	0	0	0	1	17	28	8	18	17	0
雲南広域連合	108	108	0	0	0	1	7	12	31	23	27	7	0
益田地区広域市町村圏事務組合	115	115	0	0	0	1	4	12	15	40	7	36	0
江津邑智消防組合	122	122	0	0	0	1	6	16	18	28	21	32	0
隠岐広域連合	69	68	0	0	0	0	1	4	22	15	7	19	1
合 計	1,159	1,151	0	0	2	9	40	155	277	279	137	252	8



## エ 消防団員数

資料:消防総務課(平成27年4月1日)

市町村	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
松江市	1	35	40	44	0	255	1,731	2,106
浜田市	1	15	31	38	68	132	672	957
出雲市	1	21	45	65	157	217	1,297	1,803
益田市	1	5	22	22	71	75	480	676
大田市	1	5	28	28	28	81	634	805
安来市	1	5	22	16	37	81	558	720
江津市	1	4	23	23	74	63	420	608
雲南市	1	21	44	47	86	207	849	1,255
奥出雲町	1	2	18	9	58	59	426	573
飯南町	1	4	9	16	0	33	235	298
川本町	1	2	4	9	10	19	127	172
美郷町	1	3	11	19	0	26	221	281
邑南町	1	3	11	11	19	36	463	544
津和野町	1	2	10	10	32	51	197	303
吉賀町	1	2	9	12	36	40	156	256
海士町	1	1	1	3	0	13	93	112
西ノ島町	1	2	4	4	0	15	163	189
知夫村	1	1	3	3	0	4	56	68
隠岐の島町	1	5	12	16	0	53	409	496
合 計	19	138	347	395	676	1,460	9,187	12,222

才 高等学校生徒数等

① 市立学校(全日制)

資料:教育庁総務課(平成27年5月1日)

学校名	所在地	生徒数
松江市立女子高校	松江市西尾町	336

② 私立高校(全日制)

資料:総務課(平成27年5月1日)

学校名	所在地	生徒数	学校名	所在地	生徒数
開星高校	松江市西津田	470	石見智翠館高校	江津市渡津町	554
立正大学湘南高校	松江市大庭町	325	キリスト教愛真高校	江津市浅利町	45
松徳学院高校	松江市上乃木	223	明誠高校	益田市三宅町	405
松江西高校	松江市上乃木	509	益田東高校	益田市染羽町	370
出雲北陵高校	出雲市西林木町	569			
出雲西高校	出雲市下古志町	584	計10校		4,054

③ 大学

資料:総務課(平成27年5月1日)

学校名	所在地	学生数	学校名	所在地	学生数
島根大学	松江市西川津町		島根県立大学(浜田C)	浜田市野原町	964
法文学部		1,011	島根県立大学院(浜田C大学院)	浜田市野原町	35
教育学部		723	島根県立大学短期大学部(松江C)	松江市乃木福富	502
総合理工学部		1,789	島根県立大学(出雲C)	出雲市西林木町	353
生物資源科学部		898			
各大学院		446			
医学部	出雲市塩冶町	934			
医学系研究科		198			
計		5,999	計5校		7,853

④ 高専

資料:総務課(平成27年5月1日)

学校名	所在地	学生数
松江工業高等専門学校	松江市東生馬町	1,072

## ⑤ 私立専修学校

資料:総務課(平成27年5月1日)

学校名	所在地	学生数	学校名	所在地	学生数
松江栄養調理製菓専門学校	松江市伊勢宮町	175	松江看護高等専修学校	松江市西嫁島	55
松江理容美容専門学校	松江市西津田	108	島根県歯科技術専門学校	松江市南田町	134
専門学校松江総合ビジネスカレッジ	松江市東朝日町	250	島根リハビリテーション学院	仁多郡奥出雲町	172
浜田ビューティーカレッジ	浜田市浅井町	30	リハビリテーションカレッジ島根	浜隅町古市場	222
出雲コアカレッジ	出雲市斐川町富村	98	島根総合福祉専門学校	安来市広瀬町	104
六日市医療技術専門学校	鹿足郡吉賀町真田	131	<small>独立行政法人国立病院機構浜田医療センター附属看護学校</small>	浜田市浅井町	115
島根デザイン専門学校	仁多郡奥出雲町横田	9	山陰中央専門大学校	松江市東朝日町	213
トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	出雲市西新町	125	出雲医療看護専門学校	出雲市今市町	417
松江総合医療専門学校	松江市上大野町	365	計17校		2,723

※緊急雇用対策訓練生を含む

## ⑥ 県立高校

資料:教育庁総務課(平成27年5月1日)

学校名	所在地	生徒数	学校名	所在地	生徒数
全日制			矢上高等学校	邑智郡邑南町	238
安来高等学校	安来市佐久保町	422	江津高等学校	江津市都野津町	221
情報科学高等学校	安来市能義町	261	江津工業高等学校	江津市江津町	220
松江北高等学校	松江市奥谷町	938	浜田高等学校	浜田市黒川町	632
松江南高等学校	松江市八雲台	913	浜田商業高等学校	浜田市熱田町	235
松江東高等学校	松江市西川津町	639	浜田水産高等学校	浜田市瀬戸ヶ島町	140
松江工業高等学校	松江市古志原	665	益田高等学校	益田市七尾町	488
松江商業高等学校	松江市浜乃木	579	益田翔陽高等学校	益田市高津	403
松江農林高等学校	松江市乃木福富町	456	吉賀高等学校	鹿足郡吉賀町	89
大東高等学校	雲南市大東町	341	津和野高等学校	鹿足郡津和野町	190
横田高等学校	仁多郡奥出雲町	277	隠岐高等学校	隠岐郡隠岐の島町	222
三刀屋高等学校	雲南市三刀屋町	442	隠岐島前高等学校	隠岐郡海士町	160
三刀屋高等学校掛合分校	雲南市掛合町	63	隠岐水産高等学校	隠岐郡隠岐の島町	168
飯南高等学校	飯石郡飯南町	198	小計		14,026
平田高等学校	出雲市平田町	459	定時制		
出雲高等学校	出雲市今市町	948	松江工業高等学校(併設)	松江市古志原	44
出雲工業高等学校	出雲市上塩冶町	408	宍道高等学校	松江市宍道町	210
出雲商業高等学校	出雲市大津町	473	浜田高等学校(併設)	浜田市黒川町	46
出雲農林高等学校	出雲市下横町	438	小計		300
大社高等学校	出雲市大社町	831	通信制		
大田高等学校	大田市大田町	408	宍道高等学校	松江市宍道町	1,461
邇摩高等学校	大田市仁摩町	245	浜田高等学校	浜田市黒川町	141
島根中央高等学校	邑智郡川本町	216	小計		1,602
			合計		15,928

⑦職業能力開発施設

資料：雇用政策課（平成27年4月1日現在）

施設名	設立主体	所在地	電話	訓練科名	定員
東部高等技術校	県	出雲市長浜町 3057-11	0853(28)2733	建築	15
				ハウスアート	10
				美容	40
				自動車工学	30
				住環境・土木	20
				ものづくり機械加工	10
				Webデザイン	10
				介護サービス	10
				計	145
西部高等技術校	〃	益田市高津四 丁目7-10	0856(22)2450	建築	10
				機械加工・溶接	10
				OAシステム	10
				事務ワーク	10
				総合実務	5
				計	45
島根職業能力開発促進センター (ポリテクセンター島根)	独立行政法人 高齢・障害・ 求職者 雇用支援機構	松江市東朝日 町267	0852(31)2800	CADオペレーション	60
				実践機械加工（若年コース）	30
				金属加工	60
				ビジネスワーク	30
				住宅リフォーム技術	60
				電気設備技術	45
				電気設備技術（若年コース）	15
				ビル管理技術	60
				情報システムサービス	40
				計	400
島根職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ島根)	〃	江津市二宮町 神主1964-7	0855(53)4567	生産技術	40
				電子情報技術	40
				住居環境	40
				計	120

(2) 通信

(ア) 島根県防災行政無線局一覧表

資料:消防総務課(平成27年6月30日)

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考
統制局	県	島根県庁		松江市殿町1番地 島根県庁内	
	関係機関	松江赤十字病院	ぼうさい しまねけんちょう	松江市母衣町200番地	県庁局内線
		自衛隊島根地方協力本部		松江市向島134-10	県庁局内線
合庁局	県	松江合庁	ぼうさい まつえごうちょう	松江市東津田町1741-1島根県松江市合同庁舎内	
		松江保健所		松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ内	松江合庁局内線
多重局	県	消防学校	ぼうさい しょうぼうがっこう	松江市乃木福富町735-157	
		21Cプラザ	ぼうさい21Cプラザ	松江市北陵町1番地	
		広瀬土木事業所	ぼうさいひろせどぼく	安来市広瀬町石原357-1	
		広瀬土木事業所 布部ダム管理所	ぼうさいふべだむ	安来市広瀬町布部2845-20	
		広瀬土木事業所 山佐ダム管理所	ぼうさいやまさだむ	安来市広瀬町上山佐3036-11	
		保健環境科学研究所	ぼうさいほけんかがく	松江市西浜佐陀町582-1	
松江	関係機関 (国)	東部農林振興センター	ぼうさいまつえかちく	松江市東出雲町錦浜474-2	
		松江家畜衛生部			
		東部事務所	ぼうさいとうぶじむしょ	安来市上坂田町545-1	
		宍道湖流域下水道管理事務所 東部浄化センター	ぼうさいとうぶじょうかせんたー	松江市竹矢町1444	
		緑化センター	ぼうさいりょっかせんたー	松江市宍道町佐々布3575番地	
		松江防災備蓄倉庫		松江市乃木福富町735-186	消防学校内線
		市町村	松江	ぼうさいまつえ	松江市末次町86番地
	安来市	ぼうさいやすぎ	安来市安来町878番地2		
	安来市広瀬支所	ぼうさいひろせ	安来市広瀬町広瀬703番地		
	安来市伯太支所	ぼうさいはくた	安来市伯太町東母里580		
関係機関 (国)	松江地方气象台	ぼうさい まつえきしょう	松江市西津田7丁目1番11号		
	第八管区海上保安本部 境海上保安部	ぼうさい さかいかいほ	鳥取県境港市昭和町9		
	第八管区海上保安本部 美保航空基地	ぼうさい はちかんみほ	鳥取県境港市佐斐神町2064番地 (米子空港内)		
	航空自衛隊美保基地	ぼうさい みほじえいたい	鳥取県境港市小篠津町2258		
関係機関 (消防)	松江市消防本部	ぼうさい まつえしょうぼう	松江市学園南1丁目17番3号		
	安来市消防本部	ぼうさい やすぎしょうぼう	安来市飯島町711番地1		
関係機関 (放送)	日本放送協会	ぼうさい	松江市灘町1の21		
	松江放送局	まつえほうそう			
	株式会社山陰放送	ぼうさい さんいんほうそう	鳥取県米子市西福原1丁目1番71号		
	山陰中央テレビジョン 放送株式会社	ぼうさい さんいんちゅうおうてれび	松江市西川津町721番地		
	日本海テレビジョン 放送株式会社	ぼうさい にほんかいてれび	松江市袖師町2-38		
株式会社エフエム山陰	ぼうさい えふえむさんいん	松江市殿町383			

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考	
雲南	合庁局	雲南合庁	ぼうさい うなんごうちょう	雲南市木次町里方531-1 島根県雲南合同庁舎内		
	集合局	仁多集合	ぼうさい にたしゅうごう	仁多郡奥出雲町三成555-4 島根県仁多集合庁舎内		
	端末局	県	中山間地域 研究センター	ぼうさいちゅうさんかん ちいきけんきゅうセンター	飯石郡飯南町上来島1207	
			東部 成務所	ぼうさいみなりだむ	仁多郡奥出雲町三成1393番地5	
			東部 成務所	ぼうさい みじろじょうすい	雲南市加茂町三代96-2	
			雲南 市	ぼうさいうなんし	雲南市木次町里方521番地1	
		市町村	雲南 市大東総合センター	ぼうさいだいとう	雲南市大東町大東1673-1	
			雲南 市加茂総合センター	ぼうさいかも	雲南市加茂町加茂中972番地1	
			雲南 市三刀屋総合センター	ぼうさいみとや	雲南市三刀屋町三刀屋144番地1	
			雲南 市掛合総合センター	ぼうさいかけや	雲南市掛合町掛合1262番地1	
			雲南 市吉田総合センター	ぼうさいよしだ	雲南市吉田町吉田1066番地	
			奥出雲 町	ぼうさいにた	仁多郡奥出雲町三成358番地1	
			飯南 町	ぼうさいいinan	飯石郡飯南町下赤名890番地	
			飯南 町頓原庁舎	ぼうさいとんばら	飯石郡飯南町頓原2319番地	
			消防関係 (消防)	雲南消防組合雲南消防本部	ぼうさい うなんしょうぼう	雲南市木次町里方1100番地1
		出雲	合庁局	出雲合庁	ぼうさい いずもごうちょう	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎内
多重局	防災航空管理所		ぼうさい こうくうたい	出雲市斐川町沖州2677番地		
端末局	県		出雲保健所	ぼうさいいずもほけん	出雲市塩冶町223の1	
			農畜産振興課 家畜病性鑑定室	ぼうさいかちくびょうせい	出雲市神西沖町918番地4	
			中央病院	ぼうさい ちゅうおうびょういん	出雲市姫原4丁目1番地1	
			こころの医療センター	ぼうさい こころのいりょうせんたー	出雲市下古志町1574番地4	
			農業技術センター	ぼうさい のうぎょうぎじゅつせんたー	出雲市芦渡町2440番地	
			畜産技術センター	ぼうさい ちくさんぎじゅつせんたー	出雲市古志町3775番地	
			宍道湖流域下水道管理事務所 西部浄化センター	ぼうさいせいぶじょうかせんたー	出雲市大社町中荒木2391番地	
	市町村		出雲 市	ぼうさいいずも	出雲市今市町70番地	
			出雲市平田支所	ぼうさいひらた	出雲市平田町951番地1	
			出雲市大社支所	ぼうさいたいしゃ	出雲市大社町杵築南1395番地	
			出雲市佐田支所	ぼうさいさだちょう	出雲市佐田町反辺1747番地6	
			出雲市多伎支所	ぼうさいたき	出雲市多伎町小田74番地1	
			出雲市湖陵支所	ぼうさいこりょう	出雲市湖陵町二部1320番地	
			出雲市斐川支所	ぼうさいひかわ	出雲市斐川町莊原2172番地	
関係機関 (国)	陸上自衛隊 出雲駐屯地	ぼうさい いずもじえいたい	出雲市松寄下町1142-1			
関係機関 (消防)	出雲市消防本部	ぼうさい いずもしょうぼう	出雲市渡橋町253番地1			

無線局の区分			機関名	識別信号	施設場所	備考	
川本	合庁局	県	川本合庁	ぼうさい かわもとごうちょう	邑智郡川本町川本265-3 島根県川本合同庁舎内		
			集合局	大田集合	ぼうさい おおだしゅうごう	大田市大田町大田イ1番3 島根県大田集合庁舎内	
	多重局	県	大田土木事業所 三瓶ダム管理所	ぼうさい さんべだむ	大田市三瓶町野城イ849-24		
			西部県民センター 県央事務所	ぼうさい けんみんけんおう	大田市大田町大田イ236-4		
	端末局	市町村	大田市	ぼうさい おおだ	大田市大田町大田口1111番地		
			大田市温泉津支所	ぼうさい ゆのつ	大田市温泉津町小浜イ486番地		
			大田市仁摩支所	ぼうさい にま	大田市仁摩町仁万562番地3		
			川本町	ぼうさい かわもと	邑智郡川本町川本545番地1		
			美郷町	ぼうさい みさと	邑智郡美郷町粕淵168番地		
			邑南町	ぼうさい おおなんちょう	邑智郡邑南町矢上6000番地		
			邑南町瑞穂支所	ぼうさい みずほ	邑智郡邑南町淀原153-1		
邑南町羽須美支所				邑智郡邑南町下口羽484番地1	川本合庁通信所		
関係機関 (消防)	大田市消防本部	ぼうさい おおだしょうぼう	大田市大田町大田イ1-1				
浜田	合庁局	県	浜田合庁	ぼうさい はまだごうちょう	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内		
			浜田防災備蓄倉庫		浜田市野原町2655	合庁局内線	
	多重局	県	浜田県土整備事務所 八戸ダム管理所	ぼうさい やとだむ	江津市桜江町八戸1661-35		
			浜田県土整備事務所 浜田ダム管理所	ぼうさい はまだだむ	浜田市河内町3222		
			浜田県土整備事務所 御部ダム管理所	ぼうさい おんべだむ	浜田市三隅町黒沢2368-6		
			浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所	ぼうさい おおながみだむ	浜田市長見町934-14		
			西部農林振興センター 江津家畜衛生部	ぼうさい ごうつかちく	江津市江津町1016番地1		
	端末局	市町村	水産技術センター	ぼうさい すいさんぎじゅつ	浜田市瀬戸ヶ島町25-1		
			浜田港湾振興センター	ぼうさい はまだこうわんかんり	浜田市熱田町2135-2		
			西部事務所	ぼうさい せいぶじむしょ	江津市松川町上河戸703		
			西部事務所 木都賀ダム操作	ぼうさい きつつかだむ	浜田市弥栄町木都賀イ1984-3		
			浜田市	ぼうさい はまだ	浜田市殿町1番地		
			浜田市金城支所	ぼうさい かなぎ	浜田市金城町下来原171番地		
			浜田市旭支所	ぼうさい あさひ	浜田市旭町今市637		
			浜田市三隅支所	ぼうさい みすみ	浜田市三隅町三隅1434番地		
			浜田市弥栄支所	ぼうさい やさか	浜田市弥栄町長安本郷542番地1		
			江津市	ぼうさい ごうつし	江津市江津町1525		
			江津市桜江支所		江津市桜江町川戸11番地1	川本合庁通信所	
			関係機関 (国)	第八管区海上保安本部 浜田海上保安部	ぼうさい はまだかいほ	浜田市長浜町1785-16	
			関係機関 (JF)	JFしまね漁業無線局	ぼうさい けんぎよぎょうむせん	浜田市港町138-2	
関係機関 (消防)	江津邑智消防組合消防本部	ぼうさい ごうつしょうぼう	江津市渡津町961番地19				
		浜田市消防本部	ぼうさい はまだししょうぼう	浜田市原井町908番11			



無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考	
益 田	合庁局	益 田 合 庁	ぼうさい ますだごうちょう	益田市昭和町13-1 島根県浜田合同庁舎内		
	多重局	津 和 野 土 木 事 業 所	ぼうさい つわのどぼく	鹿足郡津和野町田イ244-2		
	市町村	益 田 県 土 整 備 事 務 所 石 見 空 港 管 理 所 益 田 県 土 整 備 事 務 所 益 田 川 ダ ム 管 理 所	ぼうさい いわみくこう	益田市内田町イ695-2		
			ぼうさい ますだがわだむ	益田市久々茂町イ1352-1		
			益 田 市	ぼうさいますだ	益田市常盤町1番地1号	
		益 田 市 美 都 支 所		益田市美都町都茂1803番地1	益田合庁通信所	
		益 田 市 匹 見 支 所		益田市匹見町匹見1260番地	益田合庁通信所	
		津 和 野 町	ぼうさいにちはら	鹿足郡津和野町日原54番地25		
		津 和 野 庁 舎	ぼうさいつわの	鹿足郡津和野町後田口64番地6		
		吉 賀 町	ぼうさいよしか	鹿足郡吉賀町六日市750番地		
		吉 賀 町 柿 木 庁 舎	ぼうさいかきのき	鹿足郡吉賀町柿木500番地1		
関係機関 (消防)	益田地区広域市町村圏 事務組合消防本部	ぼうさい ますだしょうぼう	益田市あけぼの東町8番地6			
隠 岐	合庁局	隠 岐 合 庁 局	ぼうさい おきごうちょう	隠岐郡隠岐の島町港町字塩口24 島根県隠岐合同庁舎内		
	多重局	島 前 集 合 隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所 隠岐支庁県土整備局 美田ダム管理所	ぼうさい どうぜんしゅうごう	隠岐郡西ノ島町別府字飯田56-17		
			ぼうさい ちようしだむ	隠岐郡隠岐の島町原田宇一ツ木985-8		
			ぼうさいみただむ	隠岐郡西ノ島町美田宇宮谷151		
	端末局	市町村	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所	ぼうさい おきくこう	隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12	
				隠 岐 の 島 町	ぼうさいさいごう	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地1
			隠 岐 の 島 町 布 施 支 所	ぼうさいふせ	隠岐郡隠岐の島町布施218番地24	
			隠 岐 の 島 町 五 箇 支 所	ぼうさいごか	隠岐郡隠岐の島町北方901番地1	
			隠 岐 の 島 町 都 万 支 所	ぼうさいつま	隠岐郡隠岐の島町都万2016番地	
			海 士 町	ぼうさい あまちょう	隠岐郡海士町海士1490番地	
			西 ノ 島 町	ぼうさい にしのしま	隠岐郡西ノ島町浦郷534番地	
			知 夫 村	ぼうさいちぶ	隠岐郡知夫村1065番地	
	関係機関 (消防)	隠岐広域連合 消防本部	おきしょうぼうほんぶ	隠岐郡隠岐の島町平440番地1		

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考	
県庁局	携帯局 (車載型)	県	消防総務課	しまね 1	松江市殿町1番地 島根県庁内	防災車
				しまね 2		防災車
			水産技術センター 内水面浅海部	かしま 1	松江市鹿島町恵曇530-10 水産技術センター調査試験船やそしま 内	車載型半固定
				かしま 2		
			道路維持課	しまね 4	松江市殿町1番地1 島根県庁内	
			薬事衛生課	しまね 5		
			原子力安全対策課	原子力 2		原子力防災車
			消防総務課	しまね 7		衛星車載車
消防学校	消防学校 1	松江市乃木福富町735-157				
松江	携帯局 (車載型)	県	松江県土整備事務所	松江合庁 1	松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎内	端末型半固定
			東部県民センター	まつえ 1		
			東部農林振興センター	まつえ 2		
			松江県土整備事務所	まつえ 3		
				まつえ 4		
				まつえ 5		
				まつえ 6		
				まつえ 7		災害時連絡用
			松江保健所	松江保健 2	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ内	災害時連絡用
			広瀬土木事業所	広瀬土木 1	安来市広瀬町石原357-1	端末型半固定
				ひろせ 1		
				ひろせ 2		
				ひろせ 3		
				ふべだむ 1	安来市広瀬町石原357-1	
				ふべだむ 2		
				ふべだむ 3		
			やまさだむ 1	安来市広瀬町石原357-1		
			原子力環境センター	原子力 1	松江市西浜佐陀町582-1	車載型半固定 原子力関係
				原子力 3		原子力関係
				原子力 4		原子力関係
雲南	携帯局 (車載型)	県	雲南県土整備事務所	雲南合庁 1	雲南市木次町里方531-1 島根県雲南合同庁舎内	端末型半固定
			東部県民センター 雲南事務所	うんなん 1		
			東部農林振興センター 雲南事務所	うんなん 2		
			雲南県土整備事務所	うんなん 3		
				うんなん 4		
			雲南保健所	うんなん 5		
			雲南県土整備事務所	うんなん 6		
				うんなん 7		
				うんなん 8		災害時連絡用
				うんなん 9		災害時連絡用
				うんなん 10		
うんなん 11	災害時連絡用					

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考					
雲南	携帯局 (車載型)	雲南	仁多土木事業所	仁多集合 1	仁多郡奥出雲町三成555-4 島根県仁多集合庁舎内	端末型半固定				
				に た 1						
				に た 2						
				に た 3						
		中山間地域研究センター	きじま 1	飯石郡飯南町上来島1207	車載型半固定					
			きじま 2							
出雲	携帯局 (車載型)	出雲	出雲県土整備事務所	出雲合庁 1	出雲市大津町1139番地 島根県出雲合同庁舎内	端末型半固定				
			東部県民センター	いずも 1						
			出雲事務所	いずも 2						
			東部農林振興センター	いずも 3						
			出雲事務所	いずも 4						
			出雲県土整備事務所	いずも 5						
				いずも 6						
				いずも 7		災害時連絡用				
			出雲保健所	出雲保健 1		出雲市塩冶町223-1	車載型半固定			
				出雲保健 2						
			防災航空管理所	航空隊 1		出雲市斐川町沖洲2677番地				
				航空隊 2						
			大田	携帯局 (車載型)		大田	県央県土整備事務所 大田事業所	大田集合 1	大田市大田町大田イ1番3 島根県大田集合庁舎内	端末型半固定
								おおだ 1		
おおだ 2										
おおだ 3										
おおだ 4										
おおだ 5	災害時連絡用									
さんべだむ 1	大田市大田町大田イ1番3									
県央保健所	県央保健 2	大田市長久町長久ハ7-1島根県県央保健所内								
西部県民センター 県央事務所	県民県央 1	大田市大田町大田イ236-4 西部県民センター県央事務所 (あすてらす)内			車載型半固定					
	県民県央 2									
川本	携帯局 (車載型)	川本	川本合庁	川本合庁 1	邑智郡川本町大字川本265-3 島根県川本合同庁舎内	端末型半固定				
			県央県土整備事務所	かわもと 1						
			西部農林振興センター 県央事務所	かわもと 2						
				かわもと 3						
				かわもと 4						
				かわもと 5						
			県央県土整備事務所	かわもと 6						
				かわもと 7		災害時連絡用				
				かわもと 8		災害時連絡用				
	かわもと 9	災害時連絡用								
浜田	携帯局 (車載型)	浜田	浜田県土整備事務所	浜田合庁 1	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内	端末型半固定				
			西部県民センター	はまだ 1						
			西部農林振興センター	はまだ 2						
				はまだ 3						
			浜田県土整備事務所	はまだ 4						
				はまだ 5						
浜田保健所	はまだ 6									

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考		
浜田	携帯局 (車載型)	県	浜田県土整備事務所	は ま だ 7	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内		
				は ま だ 8			
				は ま だ 9		災害時連絡用	
				は ま だ 10		災害時連絡用	
		浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所	大 長 見 ダ ム 1	浜田市片庭町254			
益田	携帯局 (車載型)	県	益田県土整備事務所	益 田 合 庁 1	益田市昭和町13-1 島根県益田合同庁舎内	端末型半固定	
			西部県民センター 益田事務所	ま す だ 1			
			西部農林振興センター 益田事務所	ま す だ 2			
			益田県土整備事務所	ま す だ 3			
				ま す だ 4			
			益田保健所	ま す だ 5			
			益田県土整備事務所	ま す だ 6			
				ま す だ 7		災害時連絡用	
				ま す だ 8		災害時連絡用	
				ま す だ 9			
				ま す だ 10			
				ま す だ 11		災害時連絡用	
			益田川ダム	1		益田市久々茂町イ1352-1	車載型半固定
				2		益田市昭和町13-1	
津和野土木事業所	津 和 野 土 木 1	鹿足郡津和野町町田イ244-2	端末型半固定				
	つ わ の 1						
	つ わ の 2						
隠岐	携帯局 (車載型)	県	隠岐支庁県民局	隠 岐 合 庁 1	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐合同庁舎内	端末型半固定	
				お き 1			
			隠岐支庁農林局	お き 2			
			隠岐支庁隠岐保健所	お き 3			
			隠岐支庁県土整備局	お き 4			
				お き 5			
				お き 6			
			隠岐支庁県民局	お き 7			災害時連絡用
				お き 8			災害時連絡用
				お き 9			災害時連絡用
				お き 10			災害時連絡用
			隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	ち ょ う し だ む 1		隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	
			隠岐支庁県土整備局 島前事業部	島 前 集 合 1		隠岐郡西ノ島町別府字飯田56-17	端末型半固定
ど う ぜ ん 1							
	ど う ぜ ん 2						

無線局の区分		機関名		識別信号	施設場所	備考
県庁局	携帯局 (携帯)	県	県庁	しまね 120	松江市殿町1番地 島根県庁内	防災行政波 防災相互波
				しまね 121		"
				しまね 122		"
				しまね 123		"
				しまね 124		"
				しまね 125		"
				しまね 126		"
				しまね 127		"
				しまね 128		"
				しまね 129		"
				しまね 130		"
				しまね 131		"
				しまね 132		"
				しまね 133		"
				しまね 134		"
				しまね 135		"
				しまね 136		消防総務課 260MHzTDMA
				しまね 137		"
				しまね 138		"
				しまね 147		防災行政波 防災相互波
しまね 148	"					
しまね 149	"					
しまね 150	"					
しまね 151	"					
しまね 152	"					
ヘリ・ テレビ		県	防災航空管理所	しまねヘリテレ 1	出雲市斐川町沖州2677番地	14G 400M
			県庁	しまねてれび 2	松江市殿町1番地 島根県庁内	400M
				しまねヘリテレかぼん 1		"
出雲	携帯局 (携帯)	県	防災航空管理所	しまね 301	出雲市斐川町沖州2677番地	防災行政波 防災相互波
				しまね 302		"
				しまね 303		"
				しまね 304		"
				しまね 305		"
				しまね 306		"
				しまね 307		"
				しまね 308		"
				しまね 309		"
				しまね 310		"
				しまねへり 1		"
				こうくうたい 1		"
				こうくうたい 2		"

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考	
松江	携帯局 (携帯)	県	原子力環境センター	松江市西浜佐陀町582-1	原子力関係 260MHzTDMA	
					原子力 101	"
					原子力 102	"
					原子力 103	"
					原子力 104	"
					原子力 105	"
					原子力 106	"
					原子力 107	"
					原子力 108	"
					原子力 109	"
					原子力 110	"
					原子力 111	"
					原子力 112	"
					原子力 113	"
					原子力 114	"
					原子力 115	"
					原子力 116	"
					原子力 117	"
					原子力 118	"
					原子力 119	"
					原子力 120	"
					原子力 121	"
					原子力 122	"
					原子力 123	"
					原子力 124	"
					原子力 125	"
					原子力 126	"
					原子力 127	"
					原子力 128	"
					原子力 129	"
					原子力 130	"
					原子力 131	"
					原子力 132	"
					原子力 133	"
					原子力 134	"
					原子力 135	"
					原子力 136	"
					原子力 137	"
原子力 138	"					

無線局の区分		機関名	識別信号	施設場所	備考	
忌部	中継局	県	県	ぼうさいいんべ	松江市西忌部町空山2377番地14	
三坂				ぼうさいみさか	松江市島根町野波字足谷5177番3	
山佐				ぼうさいやまさ	安来市広瀬町上山佐3177番地	
仁多				ぼうさいにた	仁多郡奥出雲町三所1290番地13	
佐田				ぼうさいさだ	出雲市佐田町宮内字布子谷1798	
高山				ぼうさいたかやま	大田市温泉津町湯里字見仙3549番地5	
三瓶				ぼうさいさんべ	大田市山口町山口字三瓶山国有地	
大田				ぼうさいおおだちゅうけい	大田市長久町ハ7-1	
江津				ぼうさいごうつ	江津市河平町平田口712-9	
邑南				ぼうさいおおなん	邑智郡邑南町中野3773-12	
大麻				ぼうさいたいま	浜田市三隅末室谷字大麻山1324番地6	
弥畝				ぼうさいやうね	浜田市弥栄町程原1171番4	
山賀				ぼうさいやまが	浜田市鍋石町609番地2	
比礼振				ぼうさいひれふり	益田市乙子町1150	
益田				ぼうさいますだ	益田市薄原町イ782番地	
六日市				ぼうさいむいかいち	鹿足郡吉賀町沢田字城下1062番地3	
隠岐				ぼうさいおき	隠岐郡隠岐の島町那久字大曲り1678番地4	
海士				ぼうさいあま	隠岐郡海士町唯山5514-1	
多古鼻				ぼうさいたこばな	松江市島根町多古1994	
弘法山				ぼうさいこうぼうさん	松江市鹿島町片匂イノヤ奥880-2	
上の台				ぼうさいうえのだい	安来市伯太町横屋952-24	
高瀬				ぼうさいたかせ	雲南市三刀屋町多久和2502番地35	
田野原				ぼうさいたのはら	邑智郡美郷町上野1033-5	
滝原				ぼうさいたきはら	邑智郡美郷町亀村158-5	
城山				ぼうさいじょうやま	浜田市旭町和田1447	
杉山				ぼうさいすぎやま	鹿足郡吉賀町柿木村大野原758-2	
高鉢				ぼうさいたかはち	益田市匹見町紙祖ハ521	
十種ヶ峠				ぼうさいとくさがみね	山口県山口市阿東嘉年下字十艸神1883-1番地	
深山				ぼうさいみやま	隠岐郡隠岐の島町東郷股谷1番	
大峯				ぼうさいおおみね	隠岐郡隠岐の島町西村大峯902番地	
焼火	ぼうさいたくひ	隠岐郡西ノ島町焼火山1293番地5				

## (イ) 地域衛星通信ネットワーク地球局一覧

資料：消防総務課（平成27年6月30日）

区分	識別信号	設備機関・場所	
県庁	SCCしまねけん まつえ — まつえちきゅうきょく	島根県庁 松江市殿町1番地	
【松江管内】			
県 機 関	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V94	松江合同庁舎 松江市東津田町1741-1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V31	広瀬土木事業所 安来市広瀬町石原357-1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V38	広瀬土木事業所布部ダム管理所 安来市広瀬町布部2845-18	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V103	広瀬土木事業所山佐ダム 安来市広瀬町上山佐3036番地11	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V60	保健環境科学研究所 松江市西浜佐陀町582-1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V61	企業局東部事務所 安来市上坂田町545-1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V133	消防学校 松江市乃木福富町735-157	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V14	宍道湖流域下水道管理事務所（東部浄化センター） 松江市竹矢町1444	
	市 町 村 ・ 消 防	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V78	安来市役所 安来市安来町878番地2
		SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V79	安来市役所広瀬支所 安来市広瀬町広瀬703番地
SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V76		安来市役所伯太支所 安来市伯太町東母里580番地	
SCCまつえし — まつえちきゅうきょく		松江市消防本部（松江市役所） 松江市学園南1丁目17番3号	
SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V73		安来市消防本部 安来市飯島町711番地1	
SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V68		日本赤十字社島根県支部 松江市内中原町40番地	
SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V87		境海上保安部（八管美保） 境港市昭和町9	
関 係 機 関	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V67	航空自衛隊美保基地 境港市小篠津町2258番地	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V49	県警察本部 松江市殿町8番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V50	松江警察署 松江袖師町5番地10	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V51	安来警察署 安来市今津町674番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V66	松江地方气象台 松江市西津田7丁目1番11号	
	【雲南管内】		
	県 機 関	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V90	雲南合同庁舎 雲南市木次町里方531番地1
SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V36		仁多集合庁舎 奥出雲町三成555番地4	
市 町 村 ・ 消 防	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V15	奥出雲町役場 奥出雲町三成358番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V27	雲南市役所 雲南市木次町里方521番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V97	雲南市役所大東総合センター 雲南市大東町大東1637番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V23	雲南市役所加茂総合センター 雲南市加茂町加茂中972番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V37	雲南市役所三刀屋総合センター 雲南市三刀屋町三刀屋144番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V48	雲南市役所吉田総合センター 雲南市吉田町吉田1066番地	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V33	雲南市役所掛合総合センター 雲南市掛合町掛合1262番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V46	飯南町役場 飯南町下赤名890番地	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V47	飯南町役場頓原庁舎 飯南町頓原2319番地	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V35	雲南消防組合雲南消防本部 雲南市木次町里方1100番地1	
関 係 機 関	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V21	公立雲南病院 雲南市大東町飯田96番地1	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V2	雲南警察署 雲南市三刀屋町三刀屋124番地2	
	SCCじちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V7	雲南警察署三成庁舎三成広域交番 奥出雲町三成198番地5	



【出 雲 管 内】		
県 機 関	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V93	出雲合同庁舎 出雲市大津町1139番地
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V64	県立中央病院 出雲市姫原4丁目1番地1
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V63	県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574番地4
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V62	出雲保健所 出雲市塩冶町223番地1
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V84	防災航空管理所 出雲市斐川町沖州2677番地
	市 町 村 ・ 消 防	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V115
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V132		出雲市役所平田支所 出雲市平田町109番地1
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V119		出雲市役所斐川支所 出雲市斐川町莊原2172番地
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V117		出雲市役所多伎町支所 出雲市多伎町小田74番地1
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V118		出雲市役所湖陵支所 出雲市湖陵町二部1320番地
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V131		出雲市役所大社支所 出雲市大社町杵築南1395番地
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V105		出雲市消防本部 出雲市渡橋町253番地1
関 係 機 関		SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V70
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V52	出雲警察署 出雲市塩冶有原2番地19
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V53	出雲警察署平田庁舎平田広域交番 出雲市平田町2438番地3
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V54	出雲警察署大社庁舎大社広域交番 出雲市大社町杵築東57番地2
	【川 本 管 内】	
県 機 関	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V92	川本合同庁舎 邑智郡川本町川本265-3
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V89	大田中継（大田警察署）（大田集合庁舎有線接 続） 大田市長久町長久ハ7番地1
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V98	大田土木事業所三瓶ダム 大田市三瓶町野城イ849番地24
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V86	西部県民センター県央事務所 大田市大田町大田イ236-4
	市 町 村 ・ 消 防	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V120
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V121		大田市役所温泉津支所 大田市温泉津町温泉津小浜イ486番地
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V122		大田市役所仁摩支所 大田市仁摩町仁万562番地3
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V123		川本町役場 川本町大字川本545番地1
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V128		美郷町役場 美郷町粕淵168番地
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V124		邑南町役場 邑南町矢上6000番地
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V126		邑南町役場羽須美支所 邑南町下口羽484番地1
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V127		邑南町役場瑞穂町支所 邑南町淀原153-1
SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V130		大田市消防本部 大田市大田町大田字南代イ1-1
関 係 機 関		SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V69
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V56	川本警察署 川本町大字川本337-6
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V55	温泉津警察署 大田市温泉津町温泉津小浜イ540番地1
	SCC じちたいしまねけん 一 しまねかはんちきゅうきょく V39	大田市立病院 大田市大田町吉永1428-3

【浜田管内】			
県機関	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V43	浜田県土整備事務所八戸ダム管理所 江津市桜江町八戸1661番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V18	浜田県土整備事務所浜田港湾振興センター 浜田市鞆田町2135-2	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V96	浜田県土整備事務所浜田ダム管理所 浜田市河内町3222-4	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V11	企業局西部事務所 江津市松川町上河戸703番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V104	浜田県土整備事務所御部ダム 浜田市三隅町大字黒沢2368-6	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V25	浜田市役所 浜田市殿町1番地	
市町村	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V44	浜田市役所金城支所 浜田市金城町下原171番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V42	浜田市役所旭支所 浜田市旭町今市637番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V16	浜田市役所弥栄支所 浜田市弥栄町長安本郷541番地1	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V24	浜田市役所三隅支所 浜田市三隅町三隅1434番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V40	江津市役所 江津市江津町1525番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V129	江津市役所桜江支所 江津市桜江町川戸11番地1	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V41	浜田市消防本部 浜田市原井町908番地11	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V32	江津市消防組合消防本部 江津市渡津町961番地19	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V17	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター 浜田市浅井町777番地12	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V22	浜田海上保安部 浜田市長浜町1785番地16	
関係機関	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V3	浜田警察署 浜田市殿町22番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V6	江津警察署 江津市江津町1016-48	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V20	江津済生会総合病院 江津市江津町1016-37	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V19	JFしまね漁業無線局 浜田市港町138-2	
	【益田管内】		
	区分	識 別 信 号	設 備 機 関 ・ 場 所
県機関	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V88	益田合同庁舎 益田市昭和町13-1	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V30	津和野土木事業所 津和野町田々244番地2	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V13	益田県土整備事務所石見空港管理所 益田市内田町イ695-2	
市町村	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V100	益田市役所 益田市常盤町1番地1号	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V101	益田市役所美都総合支所 益田市美都町都茂1803番地1	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V28	益田市四見総合支所 益田市四見町四見イ1260番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V26	津和野町役場 津和野町日原54番地25	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V102	津和野町役場津和野庁舎 津和野町後田口64番地6	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V34	吉賀町役場 吉賀町六日市750番地	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V29	吉賀町柿木庁舎 吉賀町柿木500番地1	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V99	益田市広域市町村圏事務組合消防本部 益田市あけぼの東町8番地6	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V12	益田赤十字病院 益田市乙吉町イ103番地1	
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V1	益田警察署 益田市東町7番地5	
関係機関	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V5	津和野警察署 津和野町森村口84番地2	

【隠岐管内】		
県 機 関	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V95	隠岐合同庁舎 隠岐の島町港町字塩口24
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V85	隠岐支庁県土整備局島前事業部 西ノ島町別府字飯田56-17
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V65	隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所 隠岐の島町岬町岬1889-12
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V80	隠岐の島町役場 隠岐の島町城北町1番地
市 町 村 ・ 消 防	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V81	隠岐の島町役場布施支所 隠岐の島町布施218番地24
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V82	隠岐の島町五箇村支所 隠岐の島町北方901番地1
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V83	隠岐の島町都方村支所 隠岐の島町都万2016番地
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V112	海士町役場 海士町海士1490番地
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V114	西ノ島町役場 西ノ島町大字浦郷534番地
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V113	知夫村役場 知夫村1065番地
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V74	隠岐広域連合消防本部 隠岐の島町平440番地1
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V72	隠岐広域連合隠岐病院 隠岐の島町城北町355番地
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V57	隠岐の島町警察署 隠岐の島町西町字吉田の二20番地15
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V58	浦郷警察署 西ノ島町大字浦郷218番地4
関 係 機 関	SCC しまねけん — しまねかはんちきゅうきょく 1	車載局
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V8	可搬局 1
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V9	可搬局 2
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V10	可搬局 3
	SCC じちたいしまねけん — しまねかはんちきゅうきょく V10	可搬局 3

ウ市町村防災行政無線局等整備状況

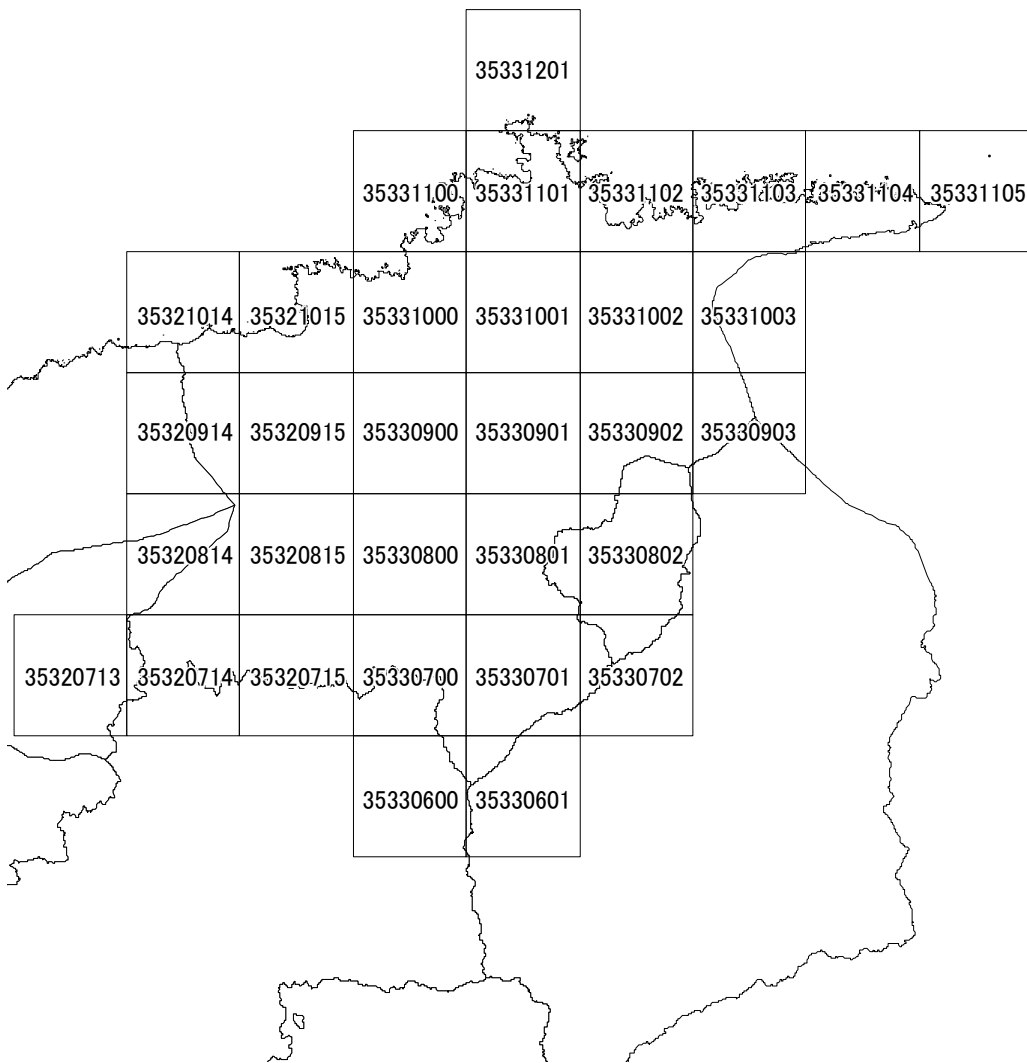
資料:消防総務課(平成27年8月末現在)

市町村名	同報系無線局				移動系無線局					有線放送	オプティク通信	CATV		コミュニティFM
	親局	中継局	子局		基地局	中継局	移動局					加入世帯	告知端末設置	
			屋外式	戸別式			車載型	可搬型	携帯型					
	局	局	局	局	局	局	局	局	局			世帯数	世帯数	
島根県計	24	44	1,074	49,832	29	19	257	324	532	41,451	2,154	146,014	79,003	-
松江市	1	4	394	2,982	4	4	29	194	240	976	0	44,910	24,621	-
浜田市	5	5	94	6,066	5	5	14	73	47	0	0	14,278	0	-
出雲市	2	3	75	13,033	5	2	41	14	55	16,645	0	32,735	4,462	有
益田市	2	2	68	730	0	0	0	0	0	19,000	0	0	0	-
大田市	1	4	103	36	0	0	0	0	0	0	0	10,374	9,515	-
安来市	1	1	50	1,517	2	3	16	11	20	0	0	5,550	12,469	-
江津市	1	3	39	3,531	3	0	13	8	73	0	0	5,100	0	-
雲南市	1	0	7	0	1	0	4	0	3	0	0	12,898	13,776	-
奥出雲町	1	1	15	0	0	0	0	0	0	4,830	0	4,747	4,747	-
飯南町	1	1	3	987	2	0	21	1	14	0	0	2,059	2,059	-
川本町	1	1	16	1,286	1	0	14	4	17	0	0	1,401	1,401	-
美郷町	1	4	22	2,115	2	1	26	5	36	0	2,154	0	0	-
邑南町	1	4	18	5,274	0	0	0	0	0	0	0	4,851	0	-
津和野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,553	3,553	-
吉賀町	1	5	24	2,200	1	1	7	5	0	0	0	2,400	2,400	-
海士町	1	1	44	1,311	1	0	10	2	1	0	0	1,158	0	-
西ノ島町	1	1	21	1,615	1	0	6	0	0	0	0	0	0	-
知夫村	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
隠岐の島町	1	4	74	7,149	1	3	56	7	26	0	0	0	0	-

エ 漁業無線局

無線局の区分	機関名	識別信号	施設場所	備考
海岸局	県 漁業協同組合 J F しまね	しまねけんぎょぎょう	浜田市港町 138-2	

# 松江市

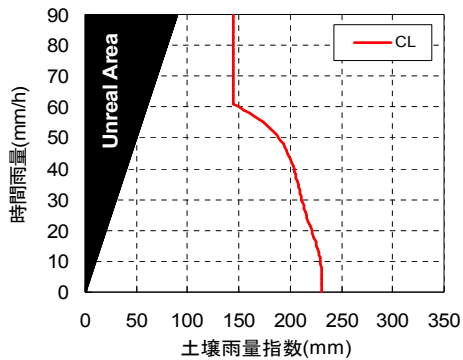


(3)災害情報の収集伝達及び広報

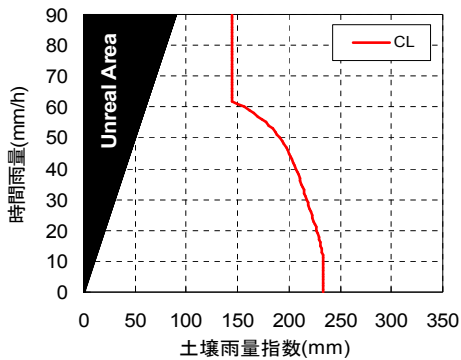
資料: 砂防課

ア 土砂災害警戒情報関係(各ブロックにおける監視基準(CL基準)(60分間積算雨量、土壌雨量指数))

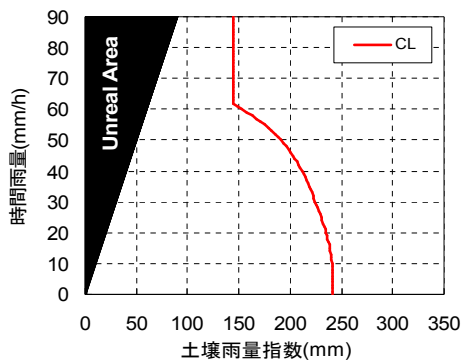
【松江市】



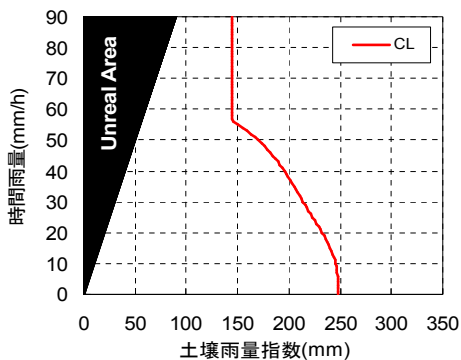
35320713(RBFN出力値0.2)



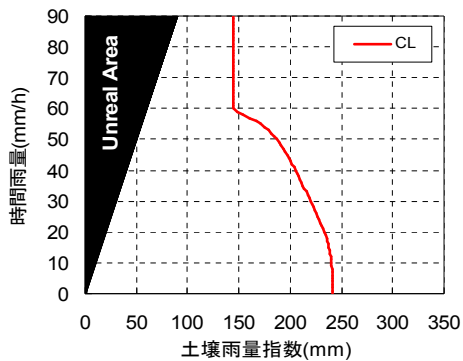
35320714(RBFN出力値0.2)



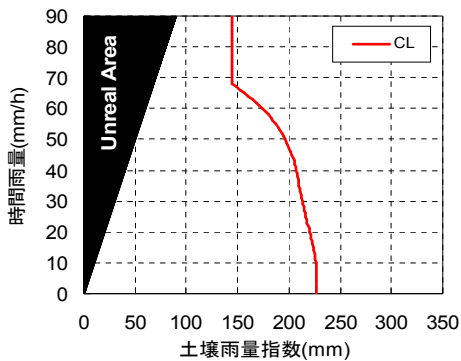
35320814(RBFN出力値0.2)



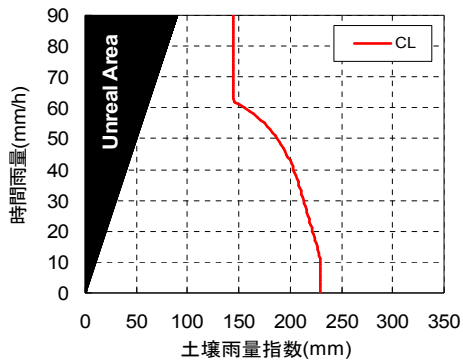
35320914(RBFN出力値0.2)



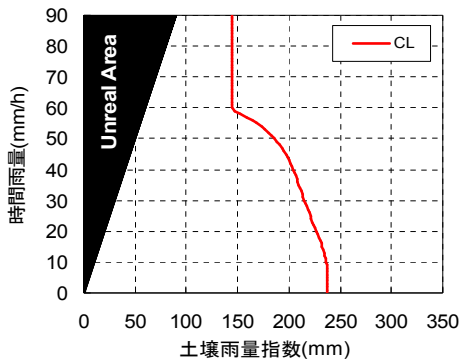
35321014(RBFN出力値0.2)



35320715(RBFN出力値0.2)

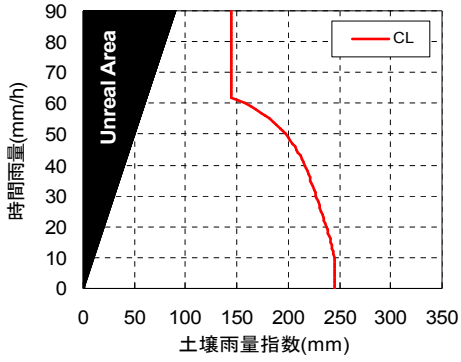


35320815(RBFN出力値0.2)

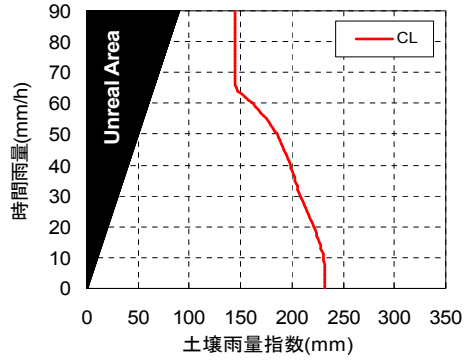


35320915(RBFN出力値0.2)

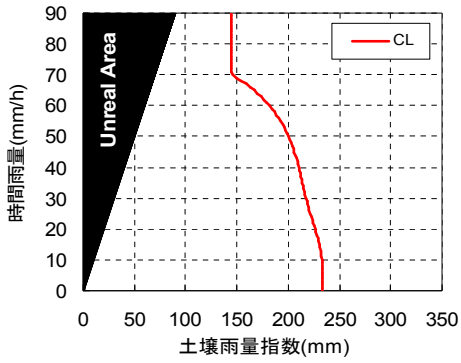
【松江市】



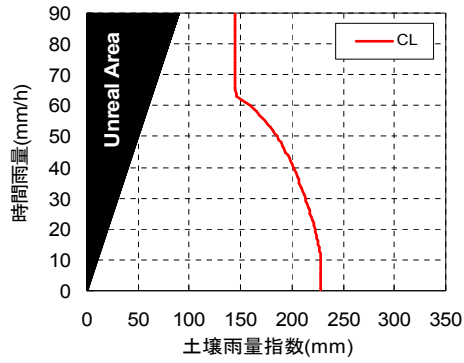
35321015(RBFN出力値0.2)



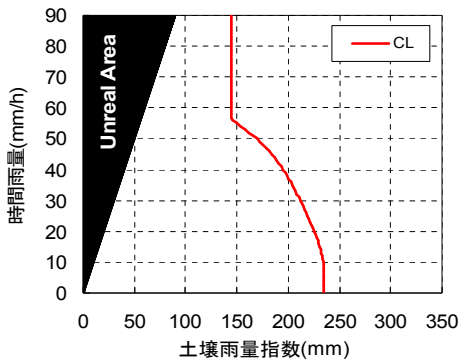
35330600(RBFN出力値0.2)



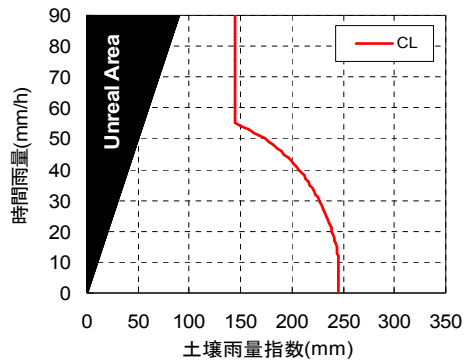
35330700(RBFN出力値0.2)



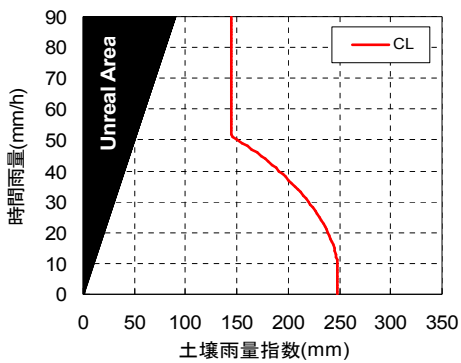
35330800(RBFN出力値0.2)



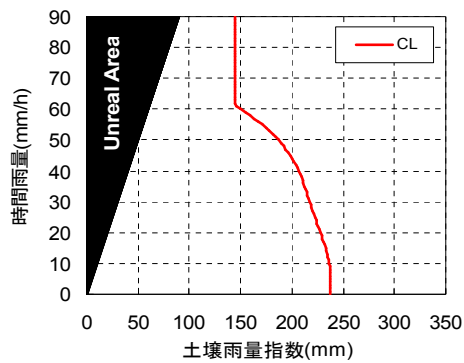
35330900(RBFN出力値0.2)



35331000(RBFN出力値0.2)



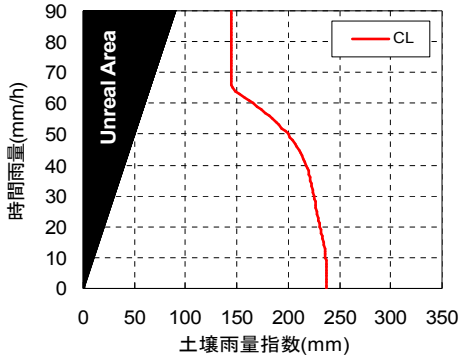
35331100(RBFN出力値0.2)



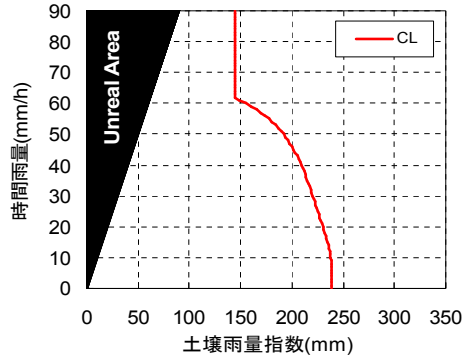
35330601(RBFN出力値0.2)



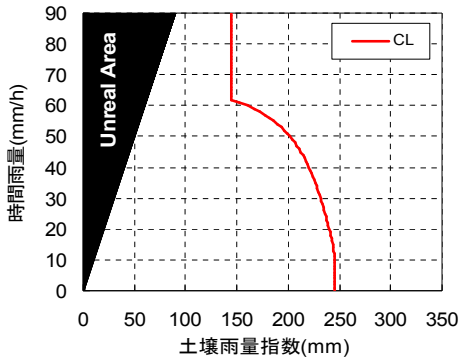
【松江市】



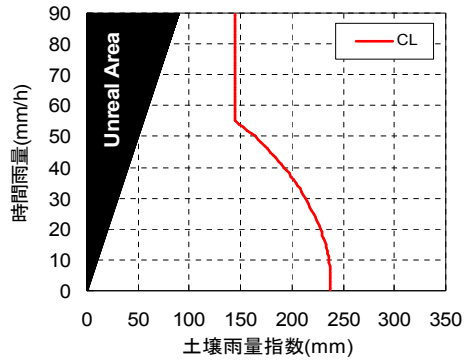
35330701 (RBFN出力値0.2)



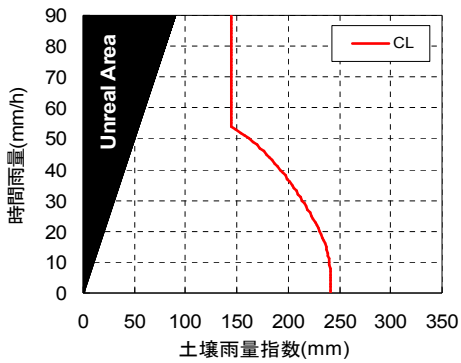
35330801 (RBFN出力値0.2)



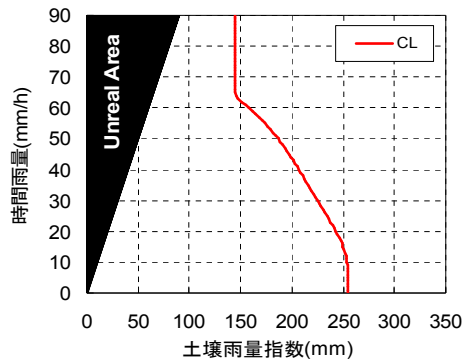
35330901 (RBFN出力値0.2)



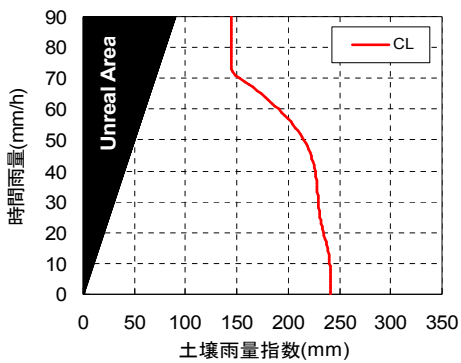
35331001 (RBFN出力値0.2)



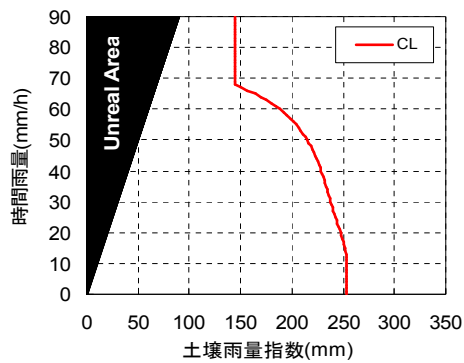
35331101 (RBFN出力値0.2)



35331201 (RBFN出力値0.2)

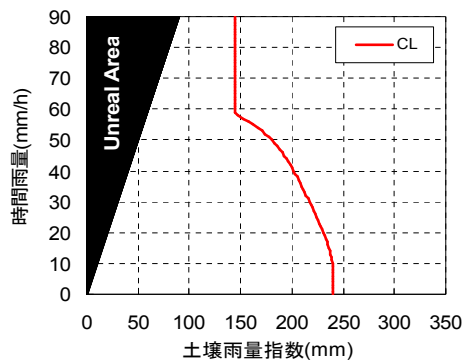
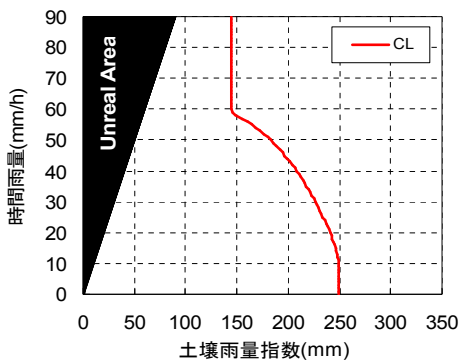
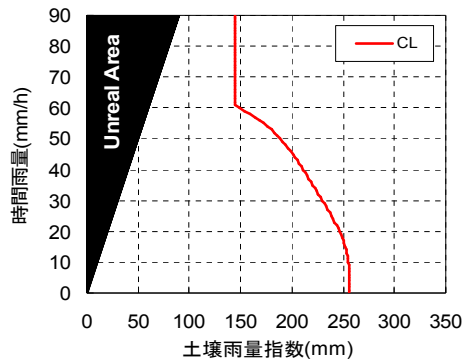
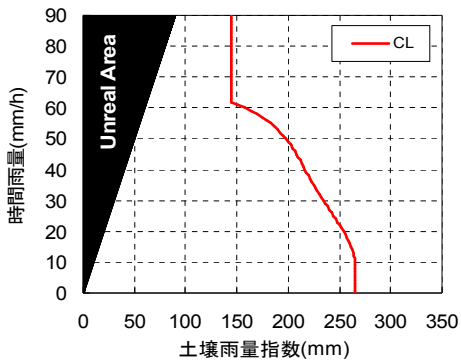
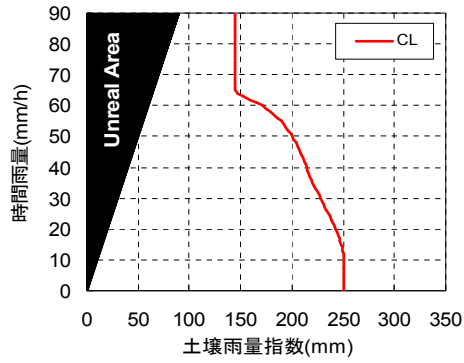
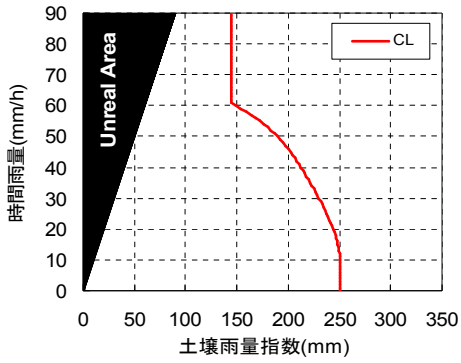
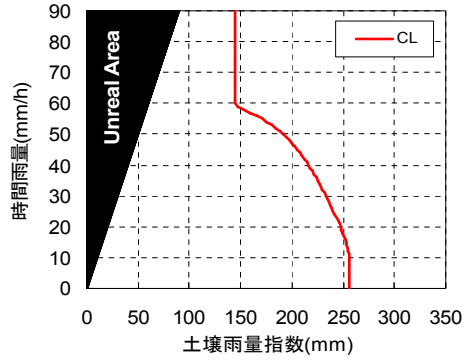
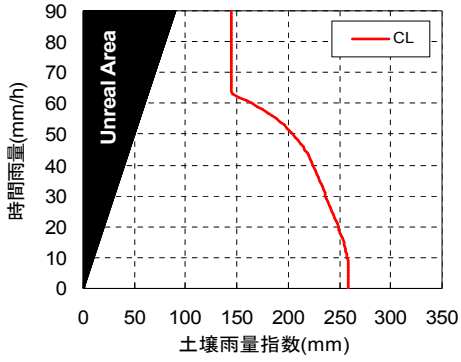


35330702 (RBFN出力値0.2)

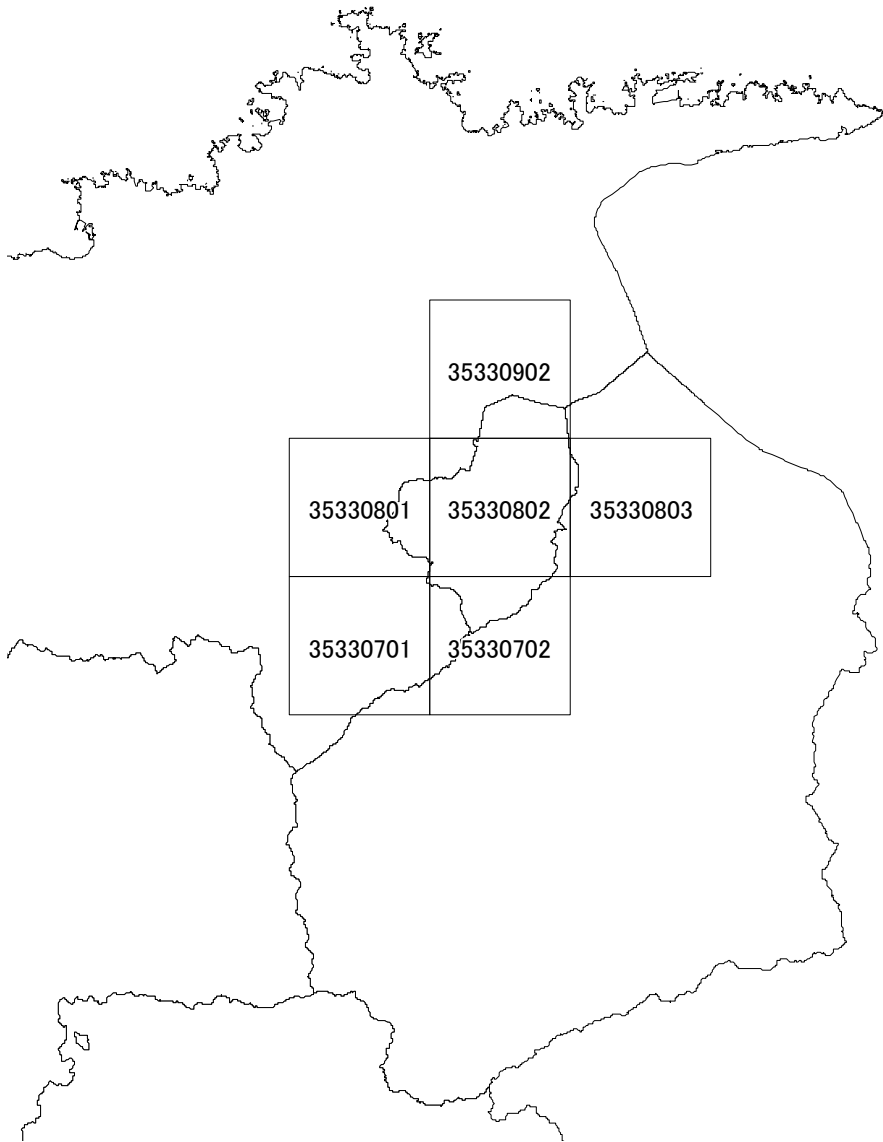


35330802 (RBFN出力値0.2)

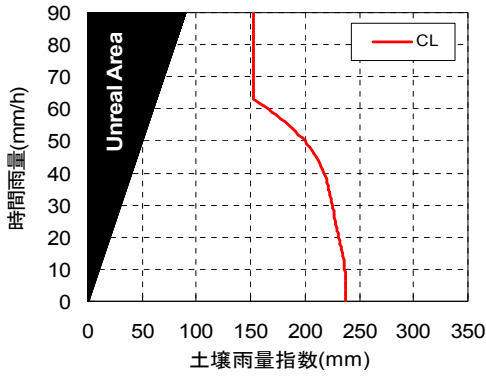
【松江市】



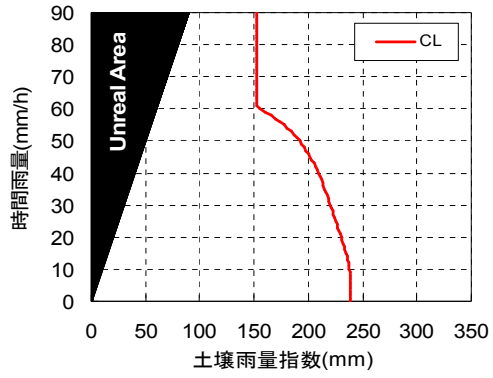
# 旧東出雲町



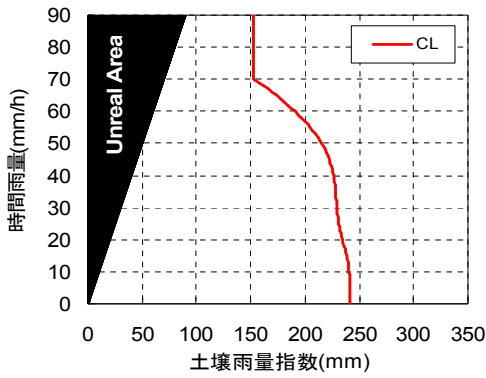
【東出雲町】



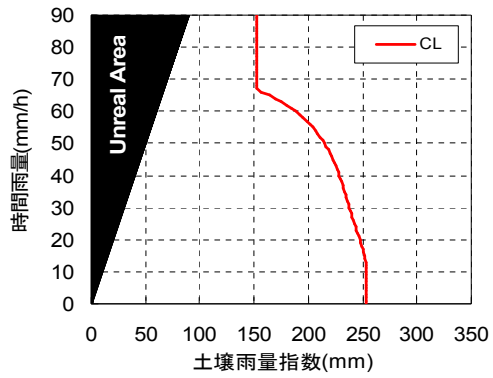
35330701 (RBFN出力値0.2)



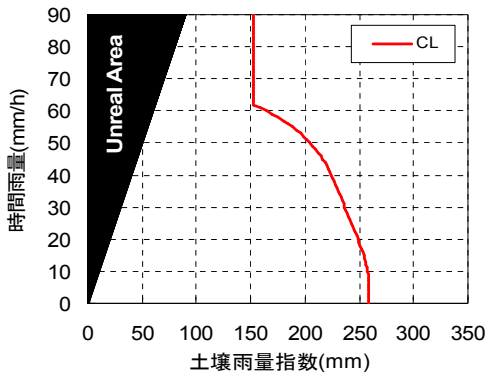
35330801 (RBFN出力値0.2)



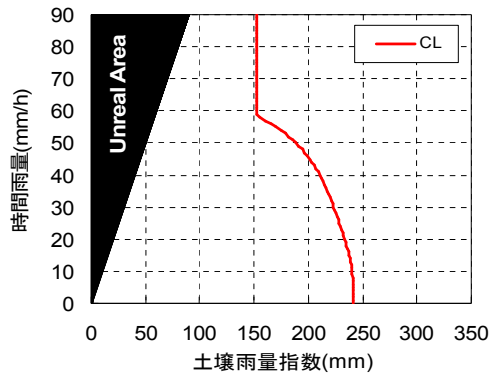
35330702 (RBFN出力値0.2)



35330802 (RBFN出力値0.2)

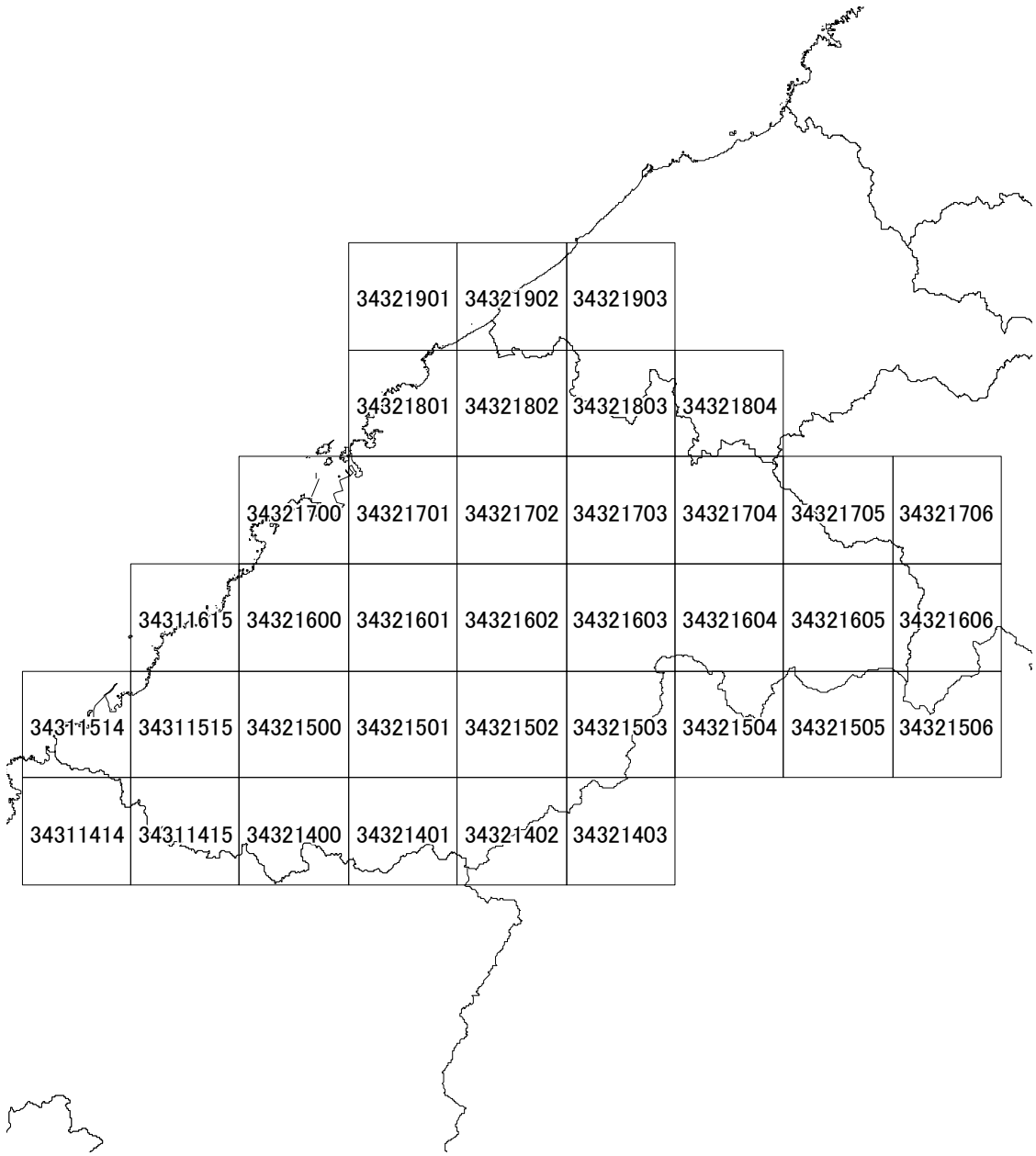


35330902 (RBFN出力値0.2)

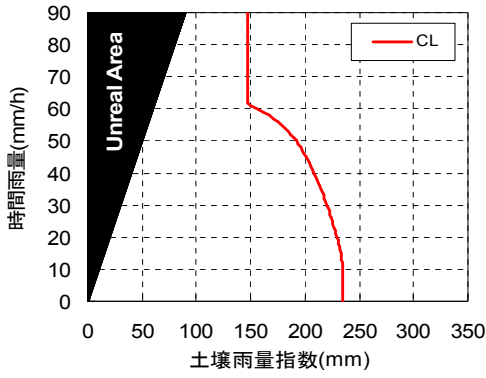


35330803 (RBFN出力値0.2)

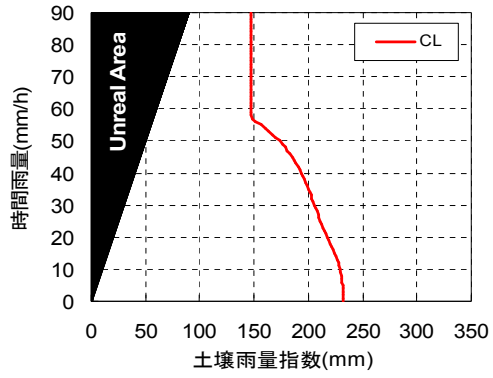
# 浜田市



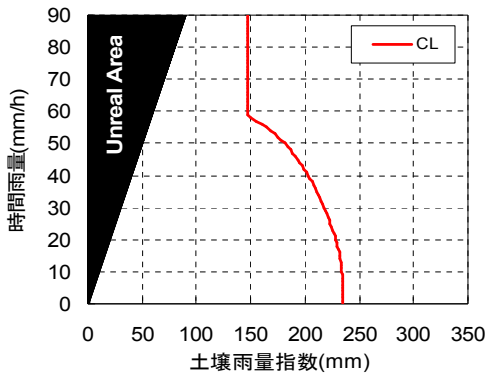
【浜田市】



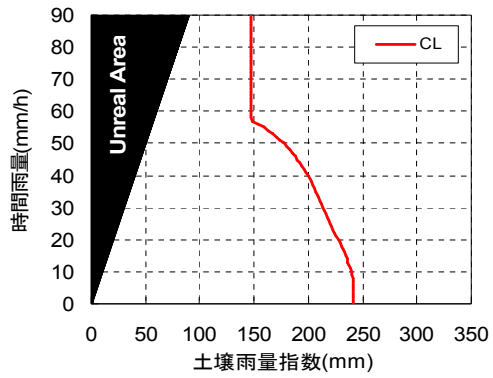
34311414 (RBFN出力値0.2)



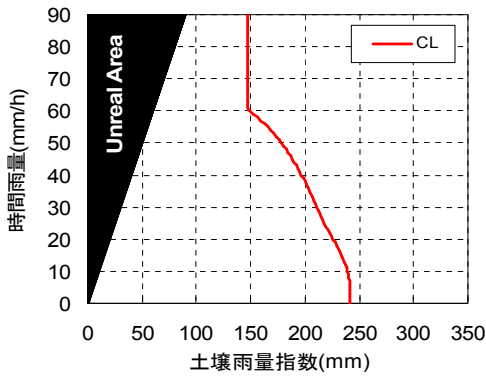
34311514 (RBFN出力値0.2)



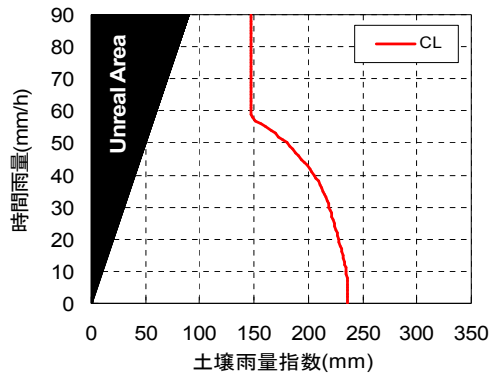
34311415 (RBFN出力値0.2)



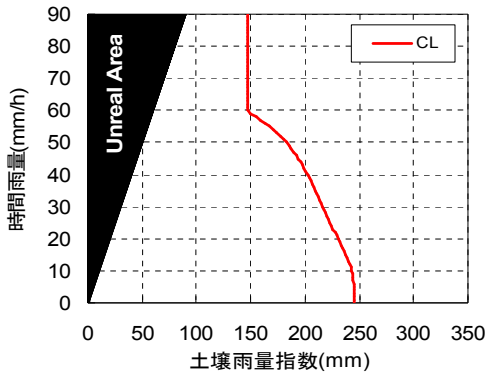
34311515 (RBFN出力値0.2)



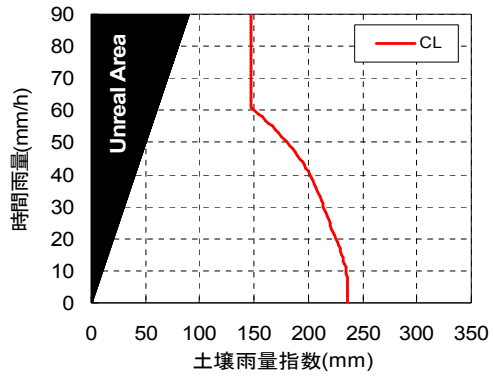
34311615 (RBFN出力値0.2)



34321400 (RBFN出力値0.2)

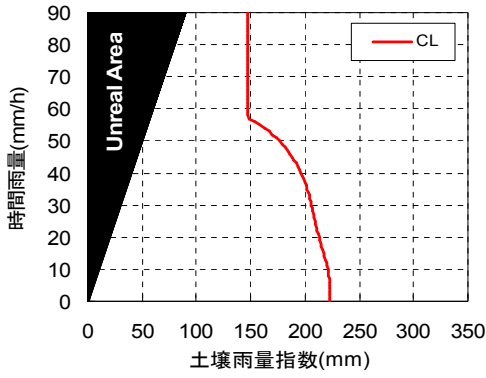


34321500 (RBFN出力値0.2)

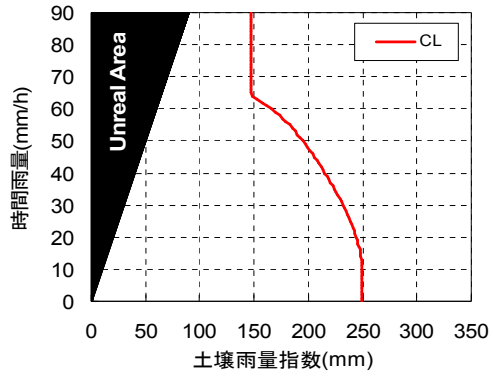


34321600 (RBFN出力値0.2)

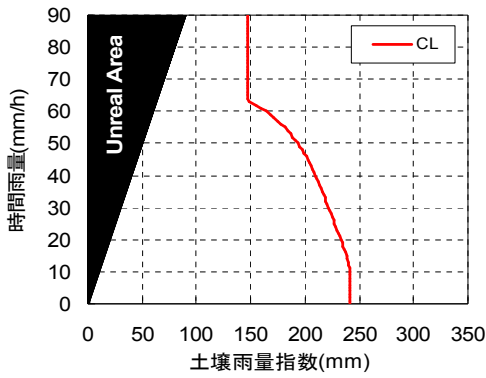
【浜田市】



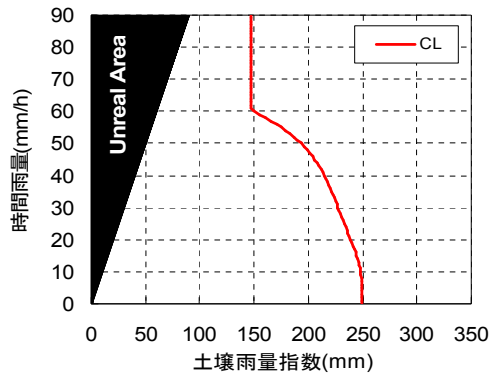
34321700 (RBFN出力値0.2)



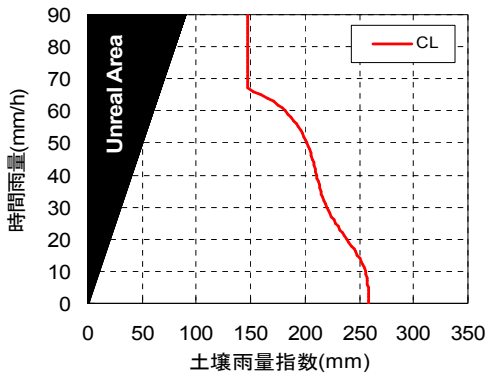
34321401 (RBFN出力値0.2)



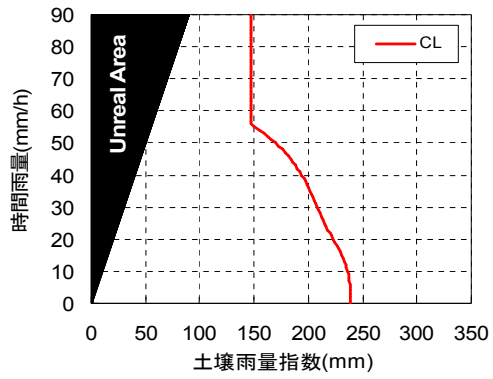
34321501 (RBFN出力値0.2)



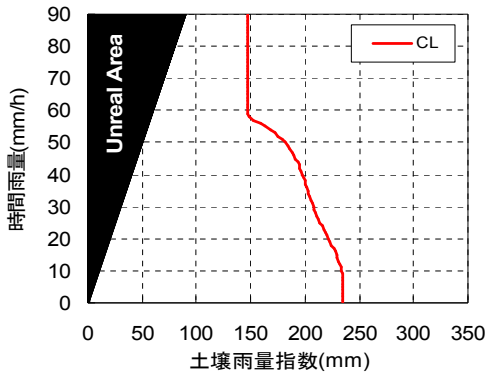
34321601 (RBFN出力値0.2)



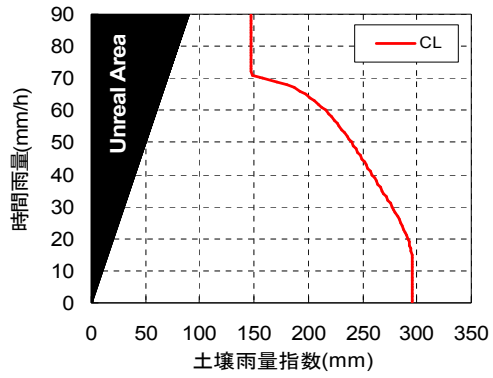
34321701 (RBFN出力値0.2)



34321801 (RBFN出力値0.2)

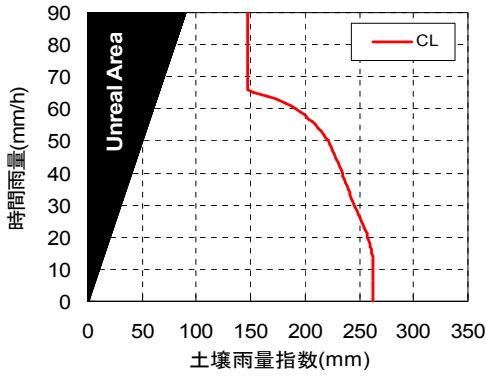


34321901 (RBFN出力値0.2)

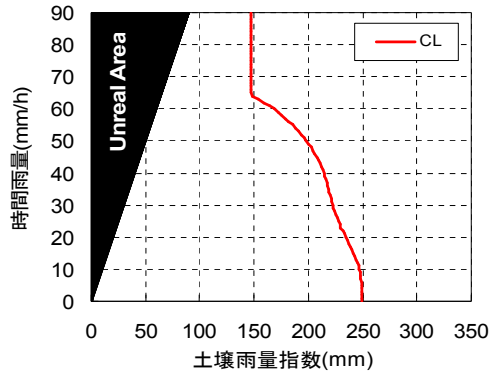


34321402 (RBFN出力値0.2)

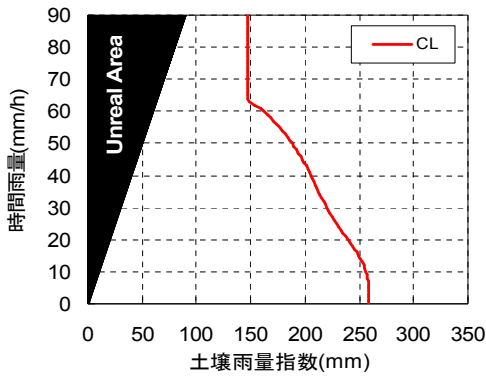
【浜田市】



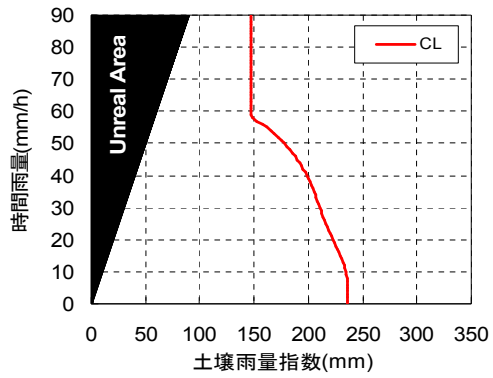
34321502 (RBFN出力値0.2)



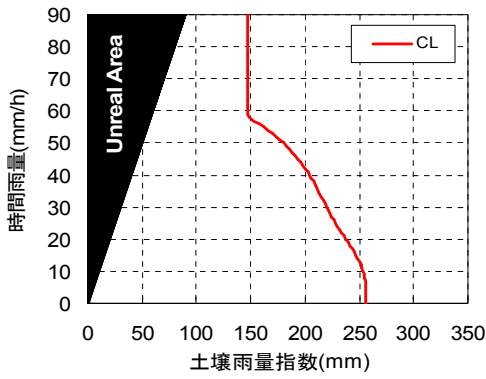
34321602 (RBFN出力値0.2)



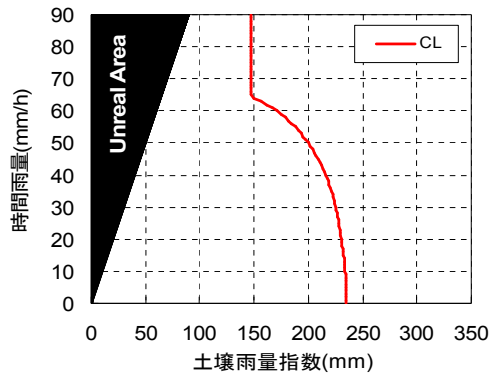
34321702 (RBFN出力値0.2)



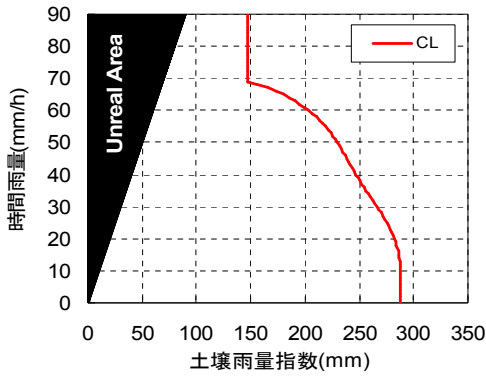
34321802 (RBFN出力値0.2)



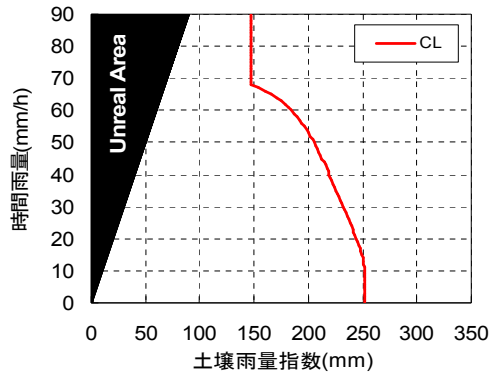
34321902 (RBFN出力値0.2)



34321403 (RBFN出力値0.2)



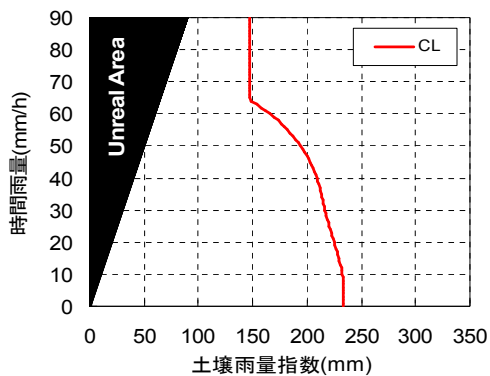
34321503 (RBFN出力値0.2)



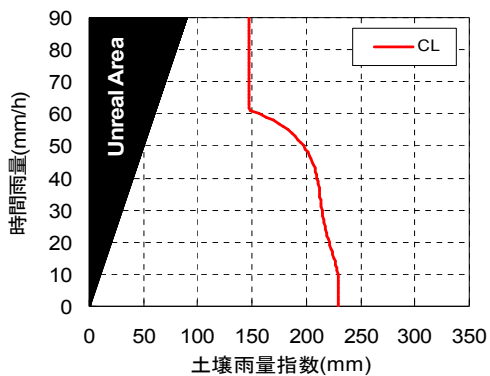
34321603 (RBFN出力値0.2)



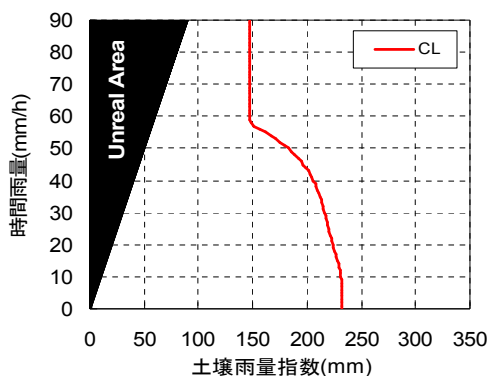
【浜田市】



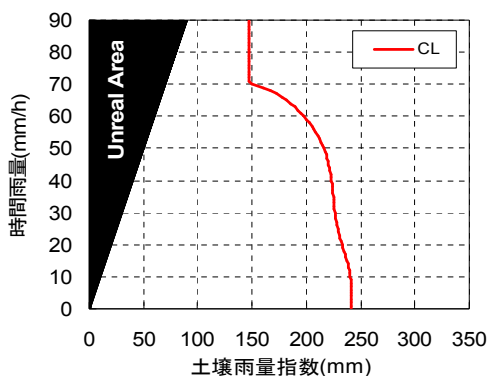
34321703 (RBFN出力値0.2)



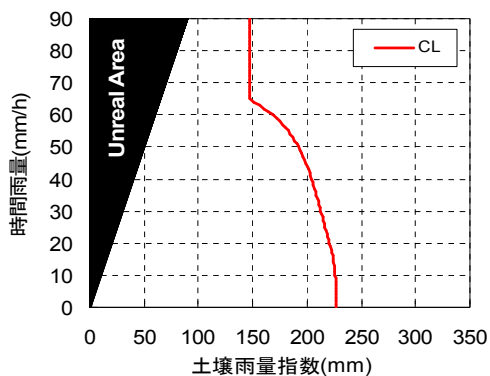
34321803 (RBFN出力値0.2)



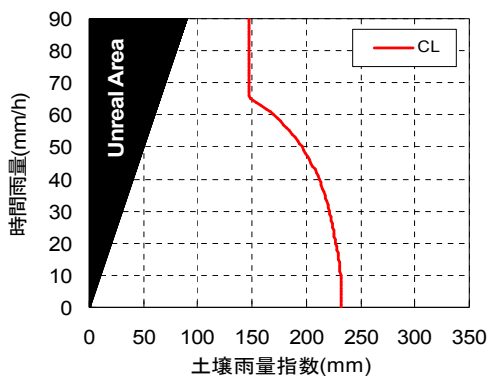
34321903 (RBFN出力値0.2)



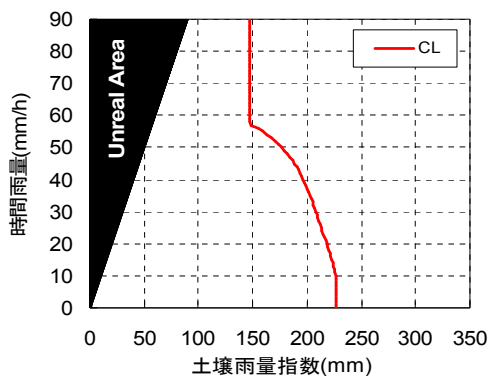
34321504 (RBFN出力値0.2)



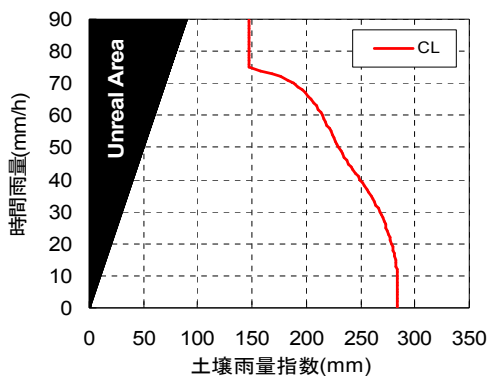
34321604 (RBFN出力値0.2)



34321704 (RBFN出力値0.2)

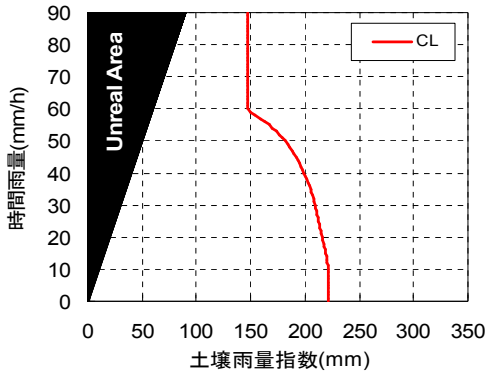


34321804 (RBFN出力値0.2)

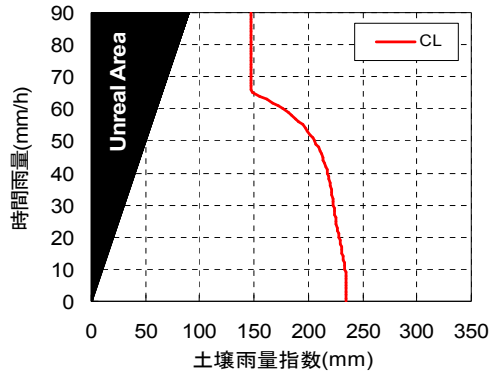


34321505 (RBFN出力値0.2)

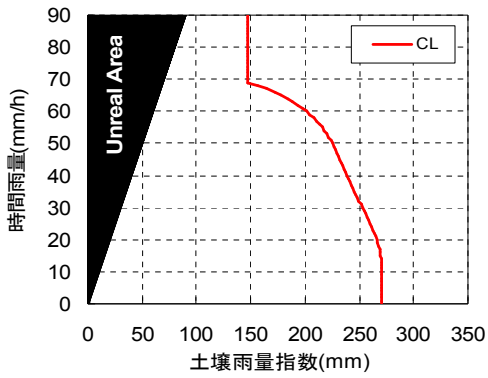
【浜田市】



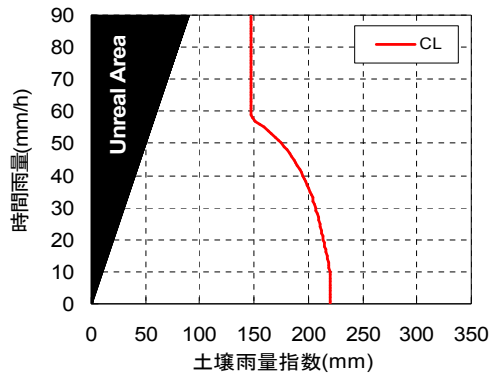
34321605 (RBFN出力値0.2)



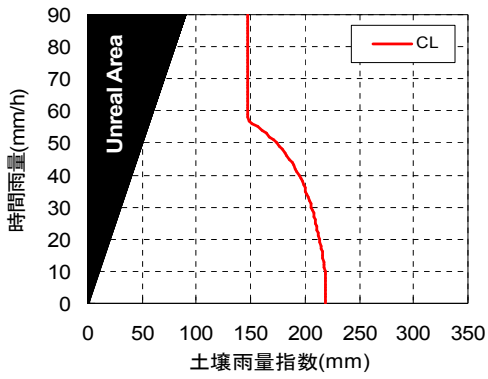
34321705 (RBFN出力値0.2)



34321506 (RBFN出力値0.2)

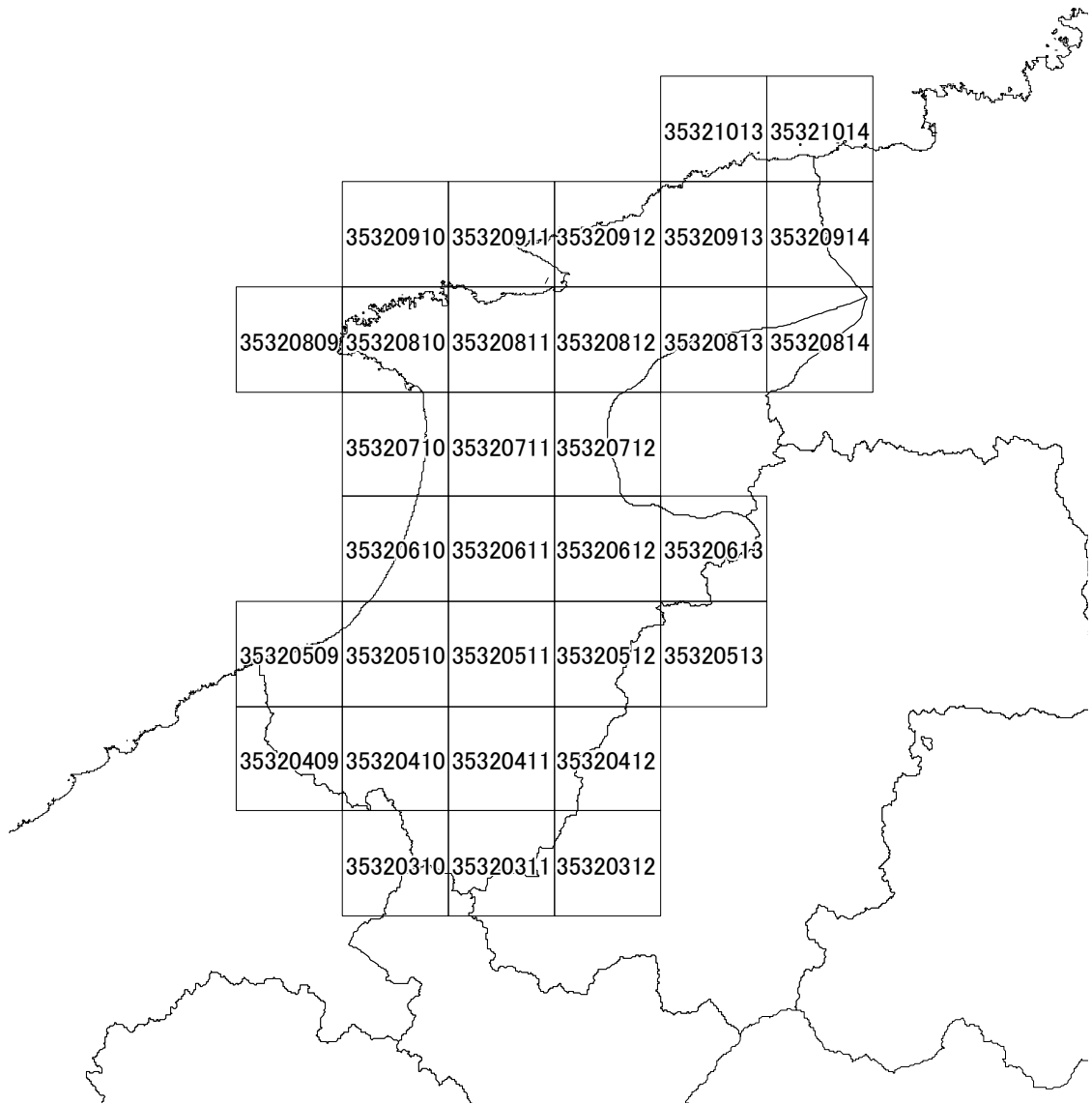


34321606 (RBFN出力値0.2)

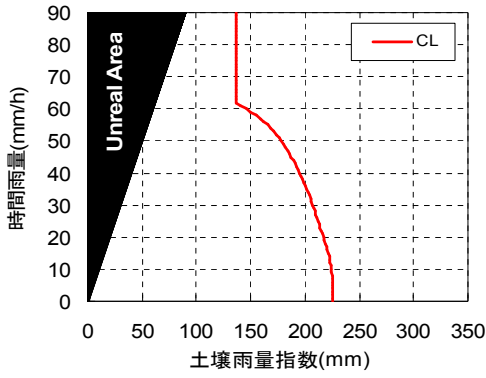


34321706 (RBFN出力値0.2)

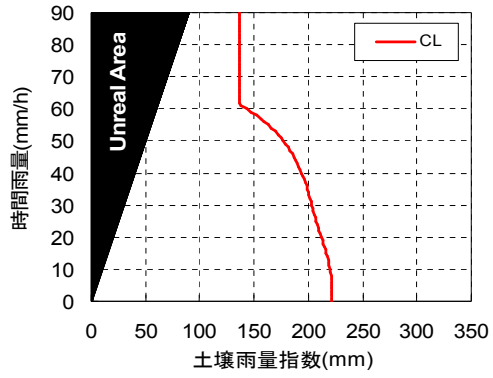
# 出雲市



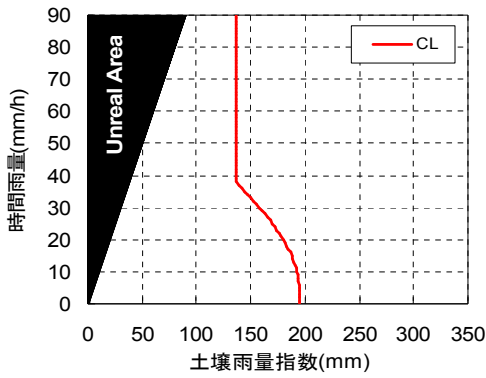
【出雲市】



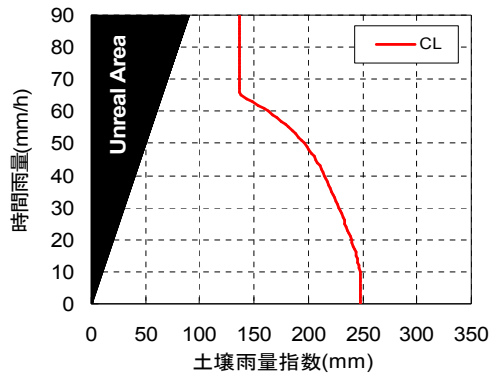
35320409 (RBFN出力値0.2)



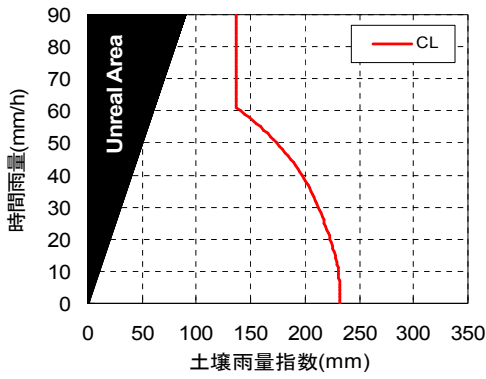
35320509 (RBFN出力値0.2)



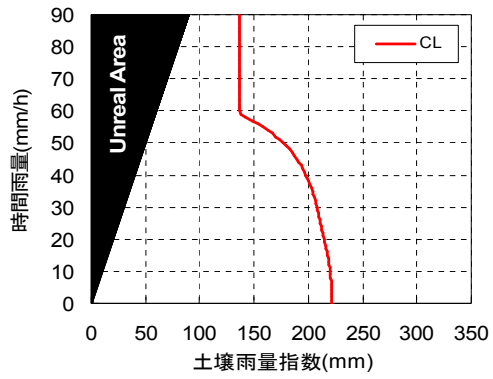
35320809 (RBFN出力値0.2)



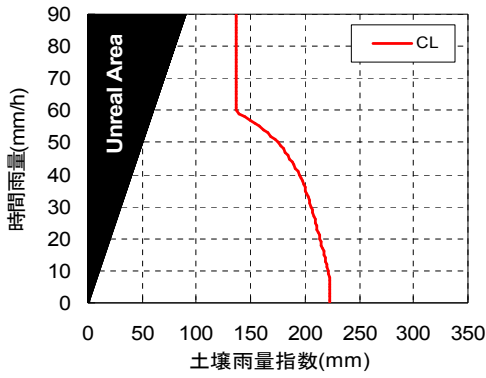
35320310 (RBFN出力値0.2)



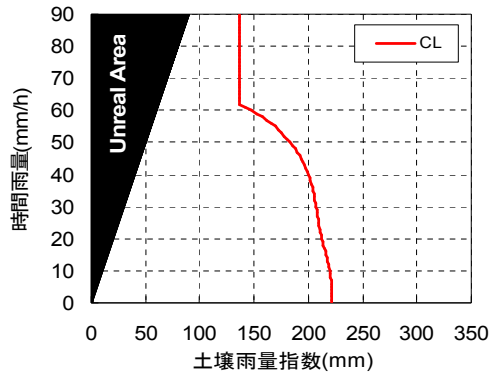
35320410 (RBFN出力値0.2)



35320510 (RBFN出力値0.2)

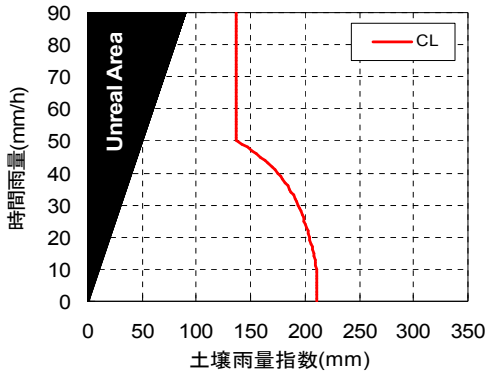


35320610 (RBFN出力値0.2)

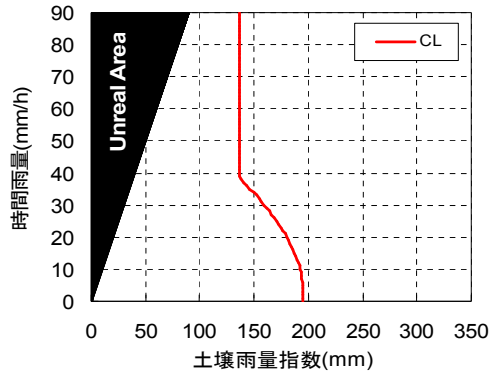


35320710 (RBFN出力値0.2)

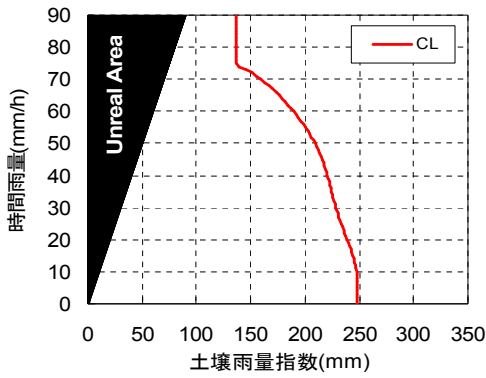
【出雲市】



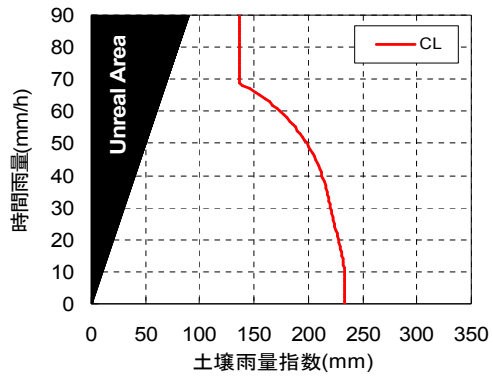
35320810 (RBFN出力値0.2)



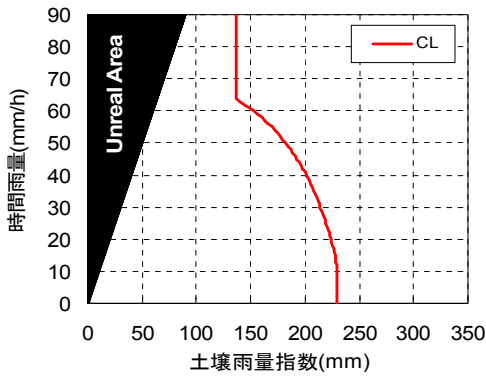
35320910 (RBFN出力値0.2)



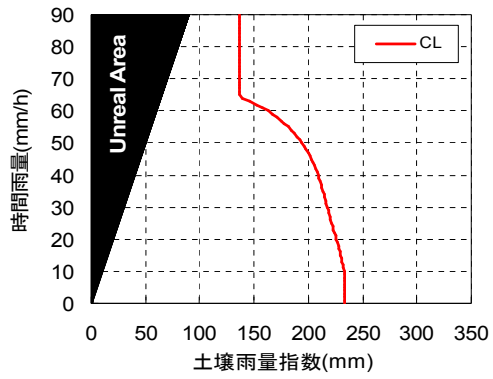
35320311 (RBFN出力値0.2)



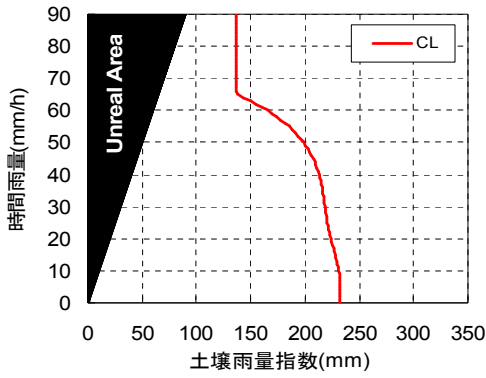
35320411 (RBFN出力値0.2)



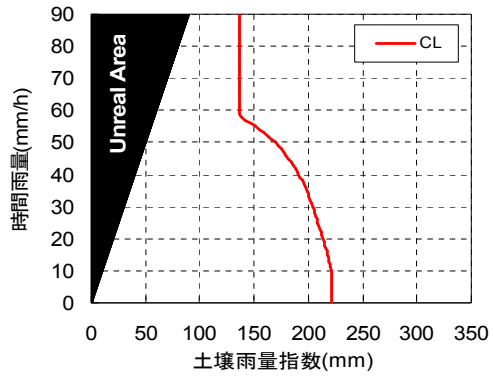
35320511 (RBFN出力値0.2)



35320611 (RBFN出力値0.2)

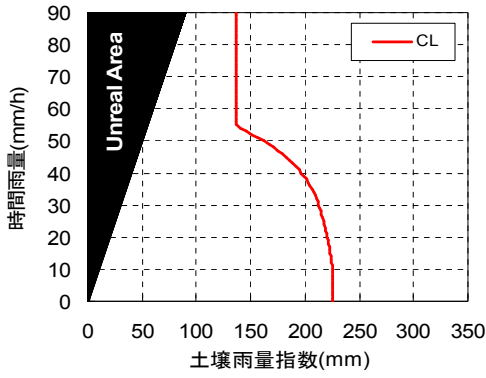


35320711 (RBFN出力値0.2)

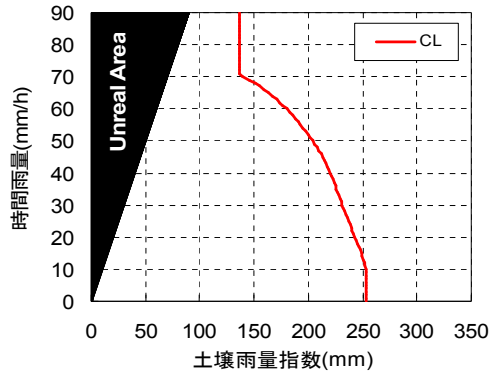


35320811 (RBFN出力値0.2)

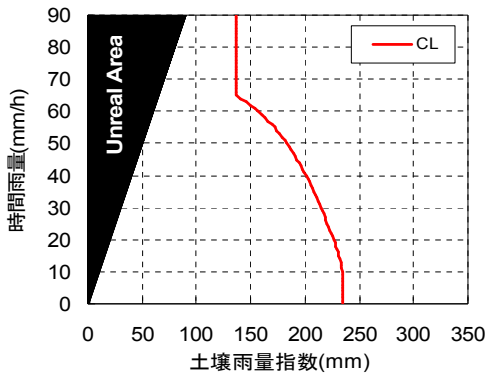
【出雲市】



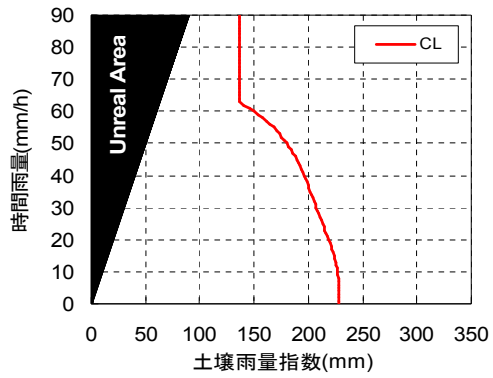
35320911 (RBFN出力値0.2)



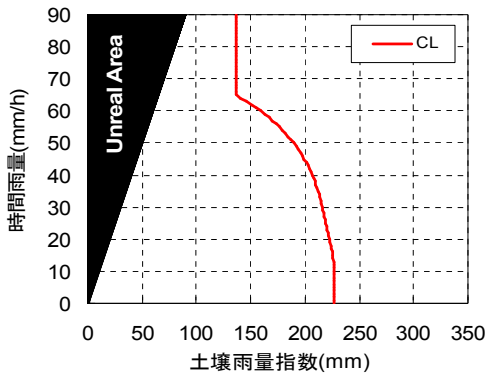
35320312 (RBFN出力値0.2)



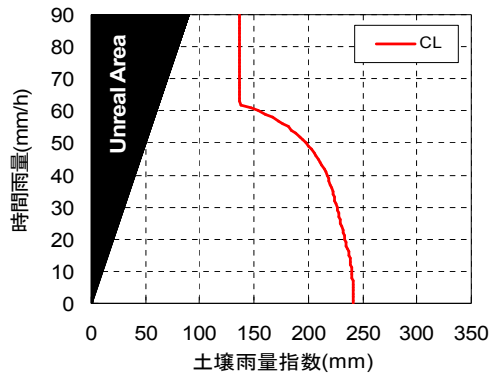
35320412 (RBFN出力値0.2)



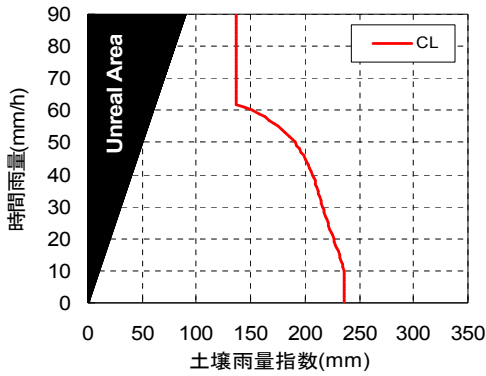
35320512 (RBFN出力値0.2)



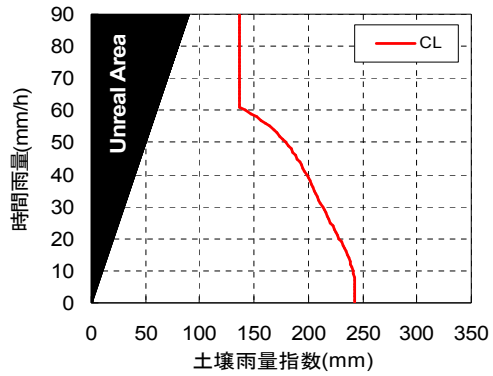
35320612 (RBFN出力値0.2)



35320712 (RBFN出力値0.2)

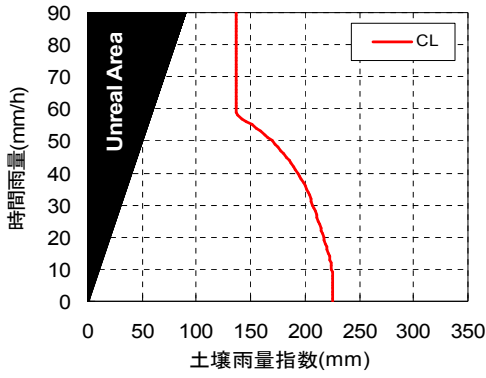


35320812 (RBFN出力値0.2)

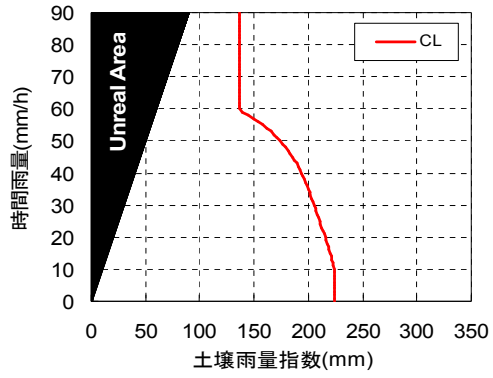


35320912 (RBFN出力値0.2)

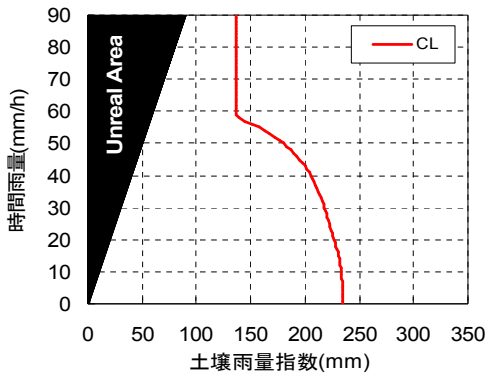
【出雲市】



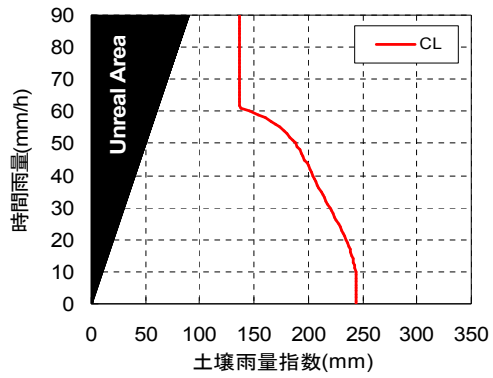
35320513 (RBFN出力値0.2)



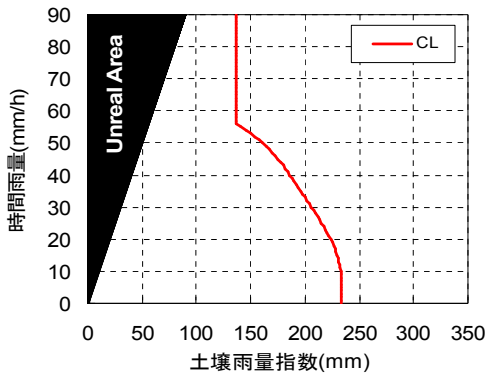
35320613 (RBFN出力値0.2)



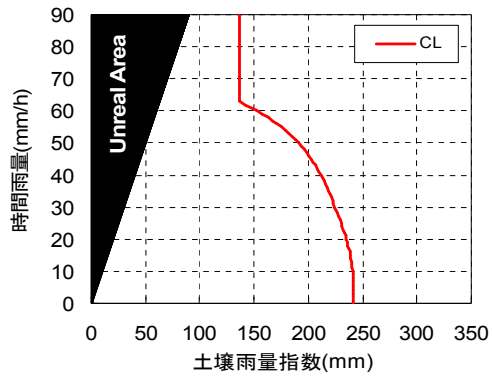
35320813 (RBFN出力値0.2)



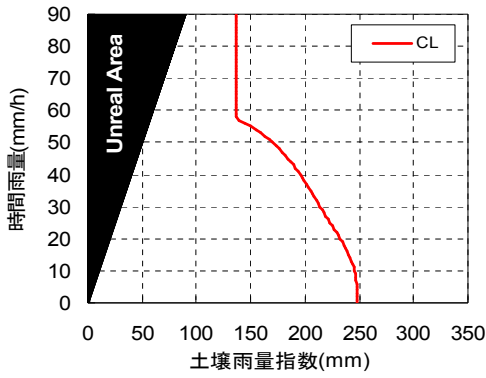
35320913 (RBFN出力値0.2)



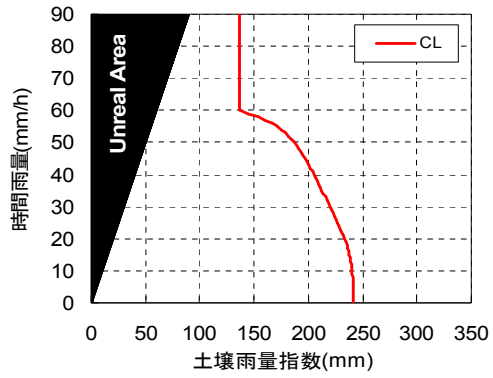
35321013 (RBFN出力値0.2)



35320814 (RBFN出力値0.2)

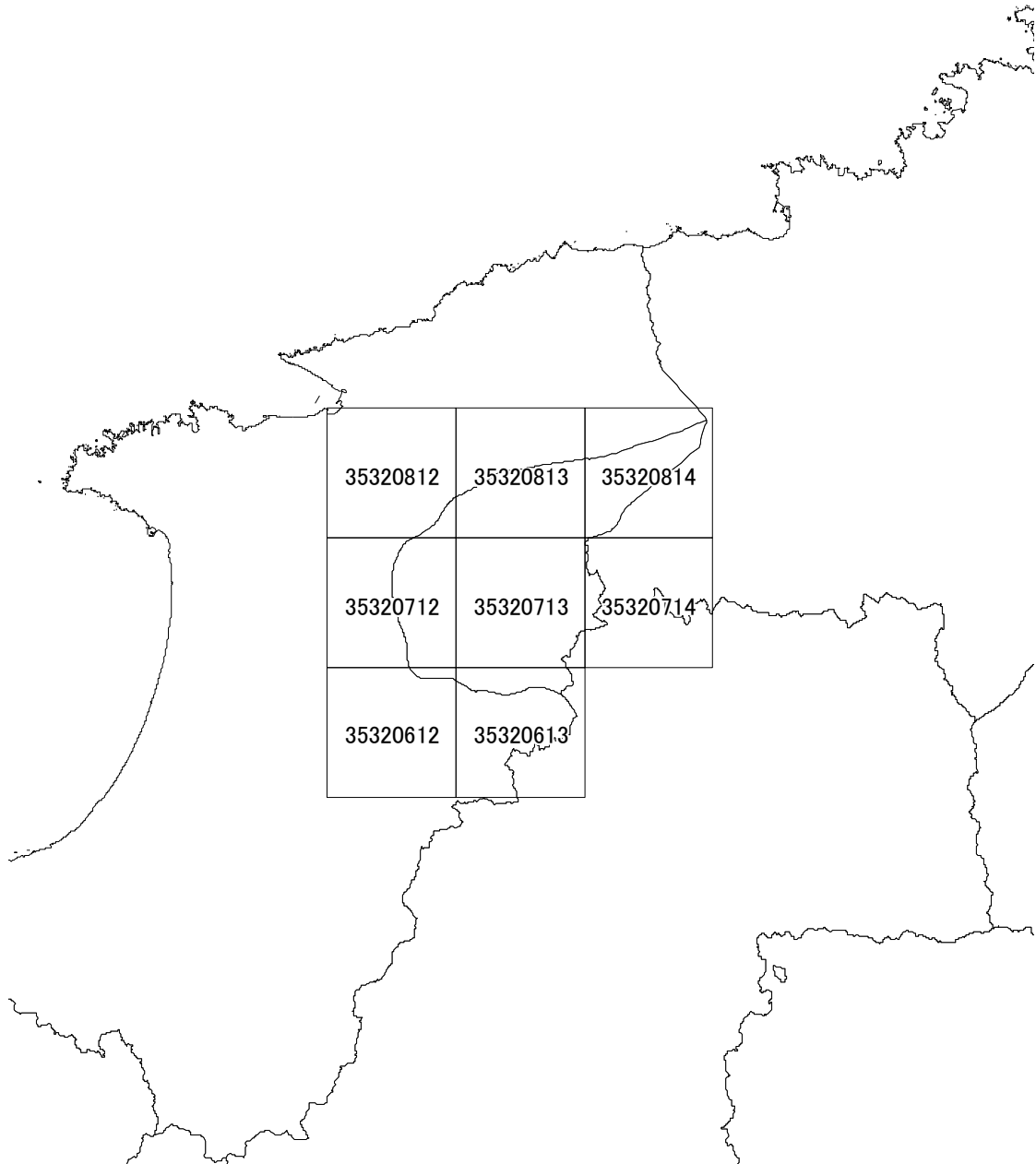


35320914 (RBFN出力値0.2)



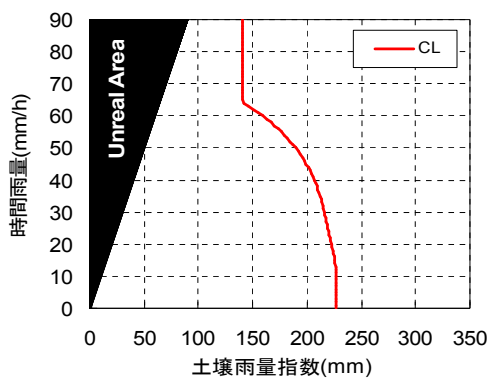
35321014 (RBFN出力値0.2)

# 旧斐川町

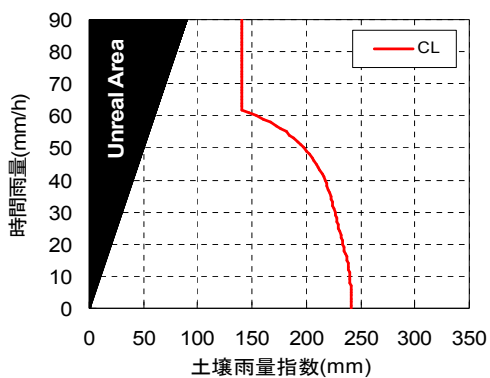




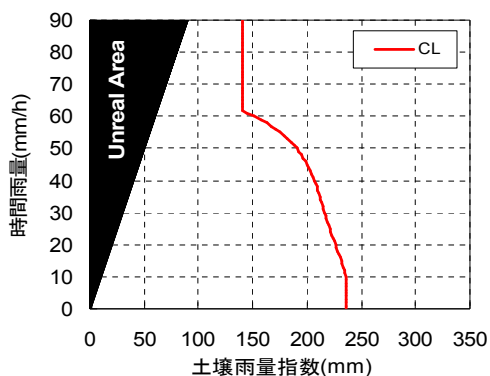
【斐川町】



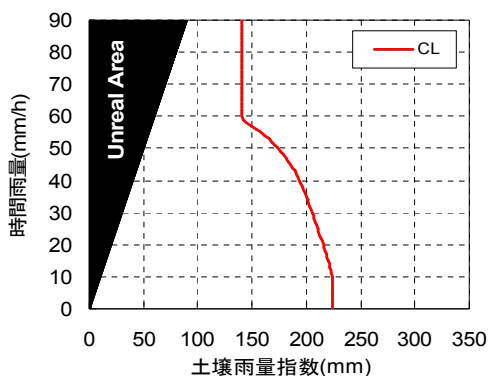
35320612 (RBFN出力値0.2)



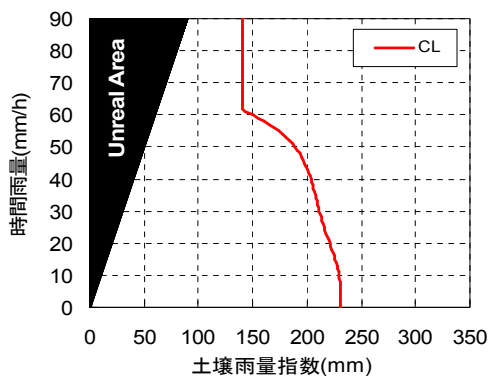
35320712 (RBFN出力値0.2)



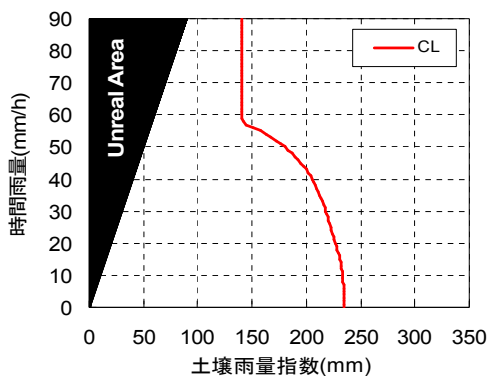
35320812 (RBFN出力値0.2)



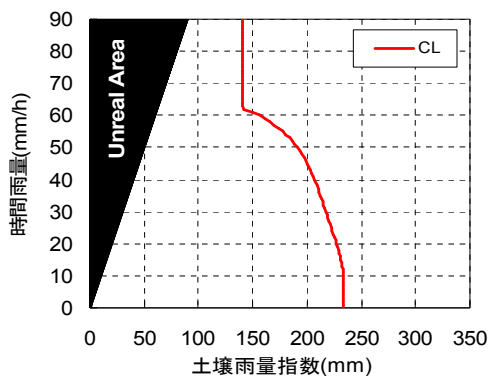
35320613 (RBFN出力値0.2)



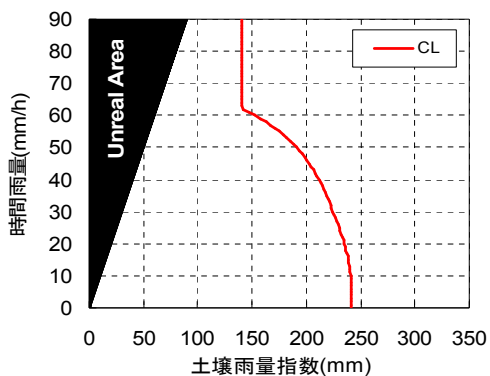
35320713 (RBFN出力値0.2)



35320813 (RBFN出力値0.2)

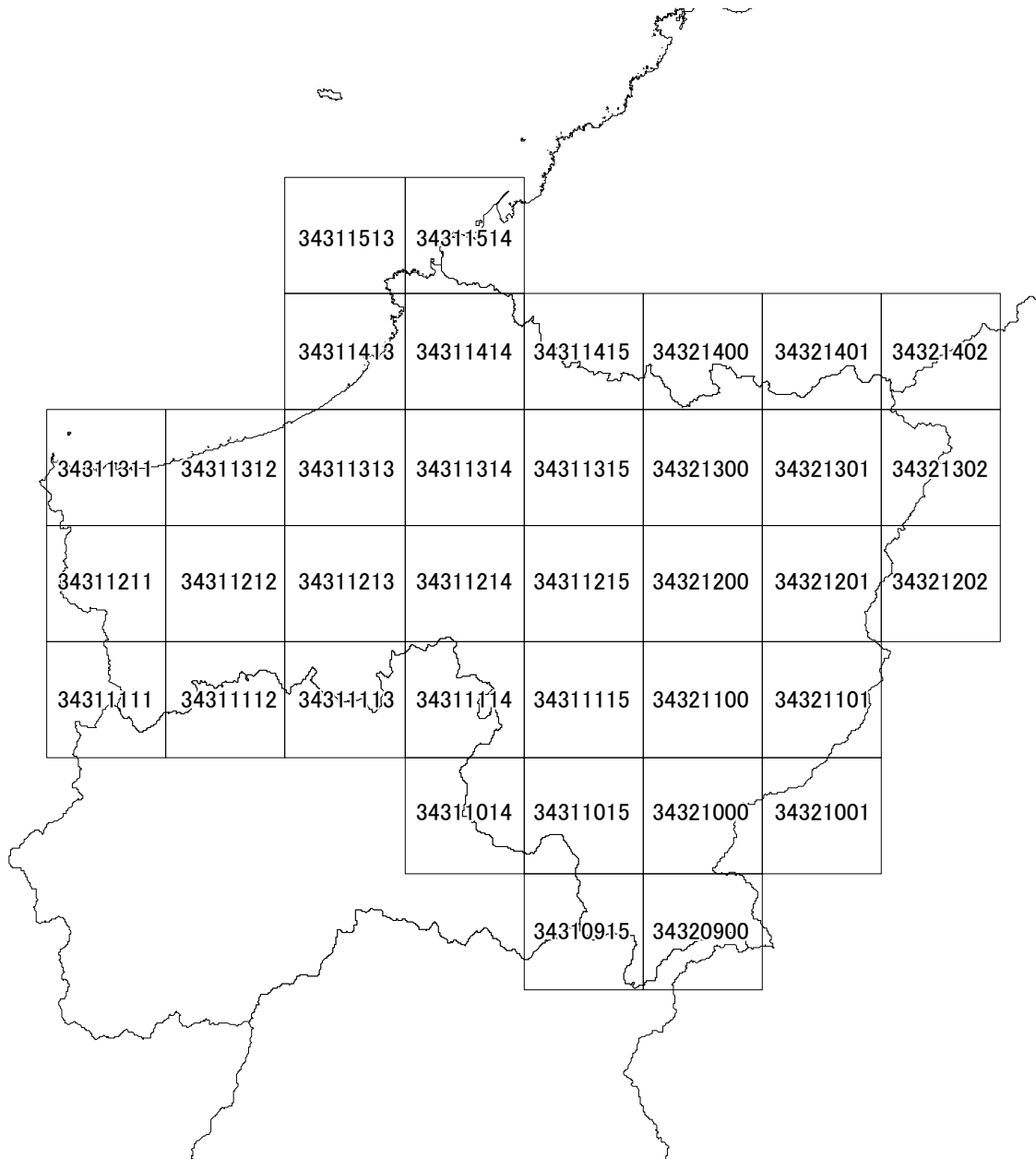


35320714 (RBFN出力値0.2)

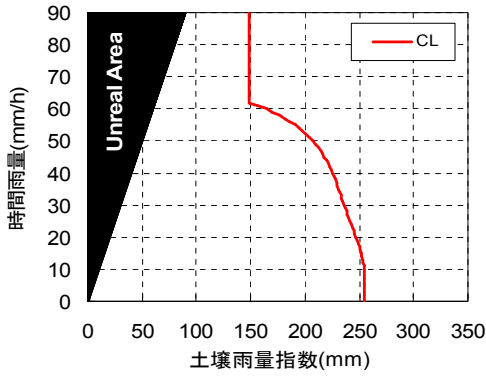


35320814 (RBFN出力値0.2)

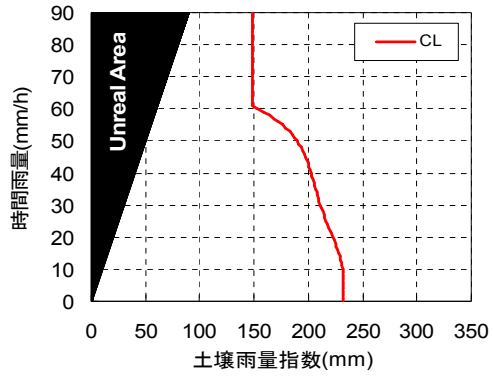
# 益田市



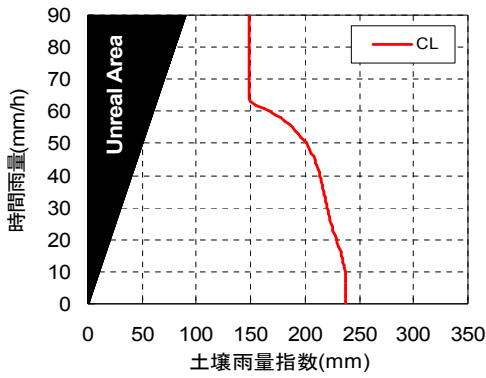
【益田市】



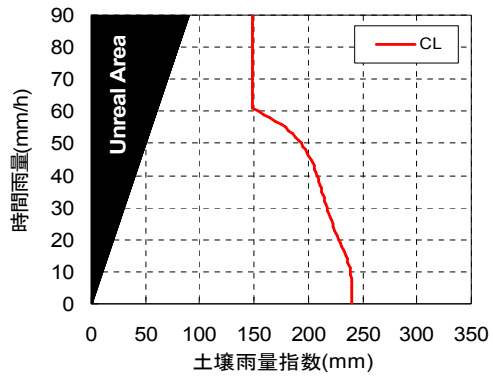
34311111 (RBFN出力値0.2)



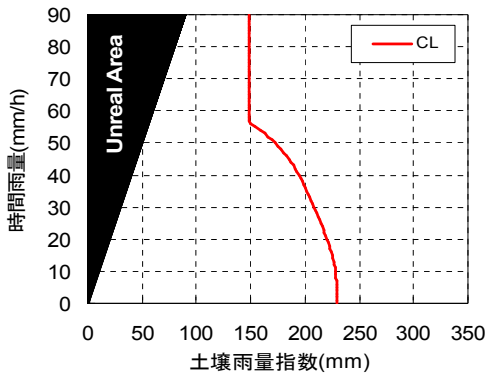
34311211 (RBFN出力値0.2)



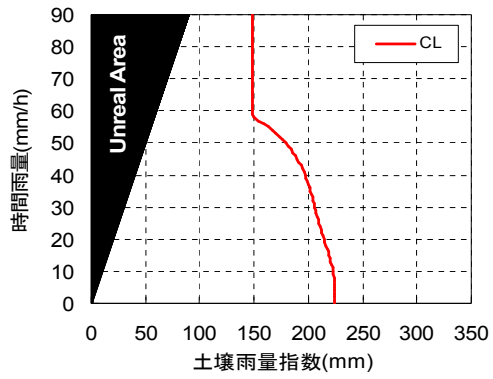
34311311 (RBFN出力値0.2)



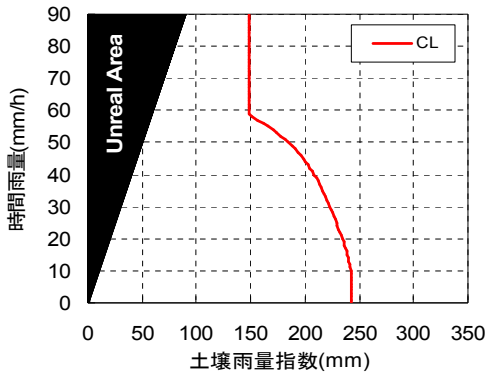
34311112 (RBFN出力値0.2)



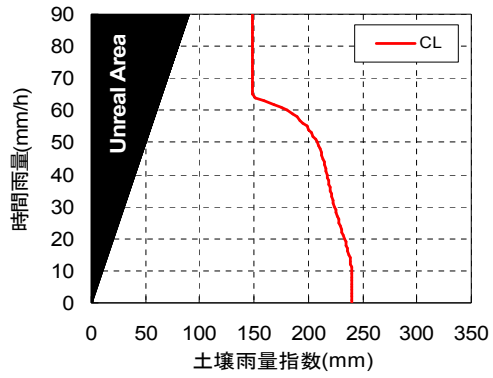
34311212 (RBFN出力値0.2)



34311312 (RBFN出力値0.2)

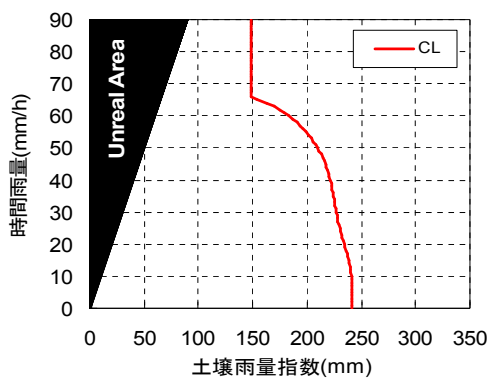


34311113 (RBFN出力値0.2)

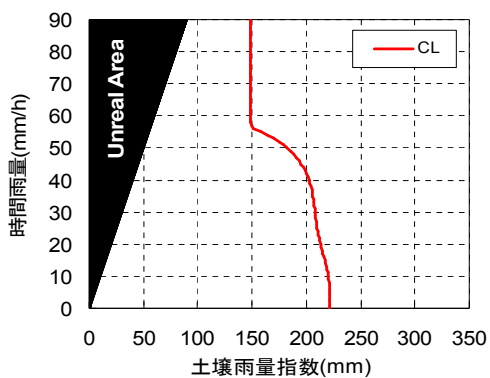


34311213 (RBFN出力値0.2)

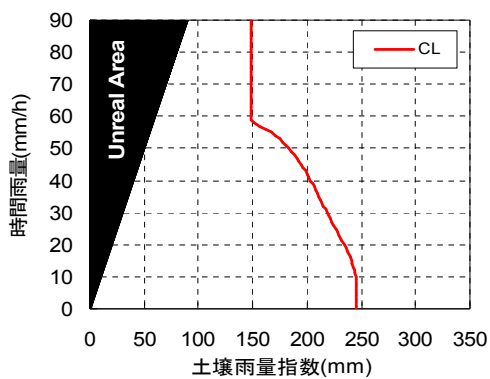
【益田市】



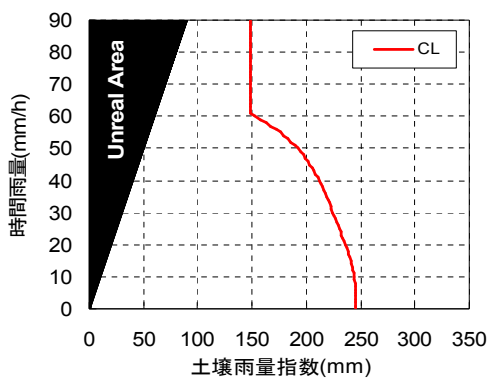
34311313 (RBFN出力値0.2)



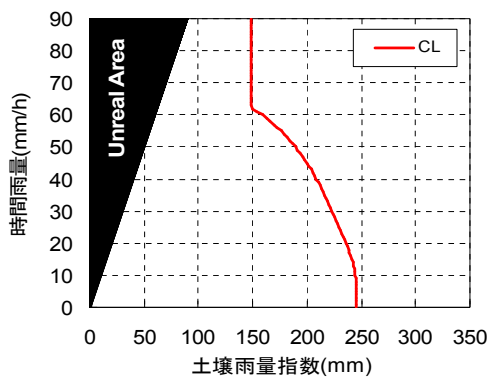
34311413 (RBFN出力値0.2)



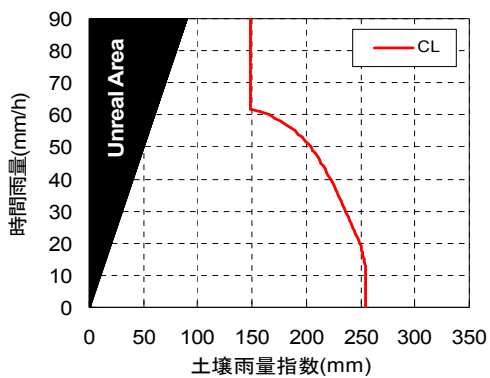
34311513 (RBFN出力値0.2)



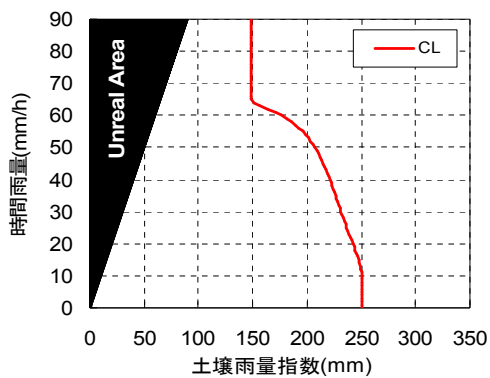
34311014 (RBFN出力値0.2)



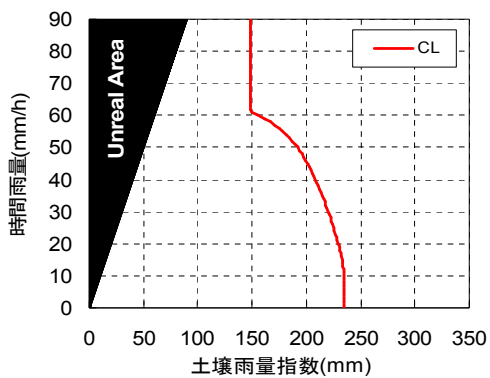
34311114 (RBFN出力値0.2)



34311214 (RBFN出力値0.2)

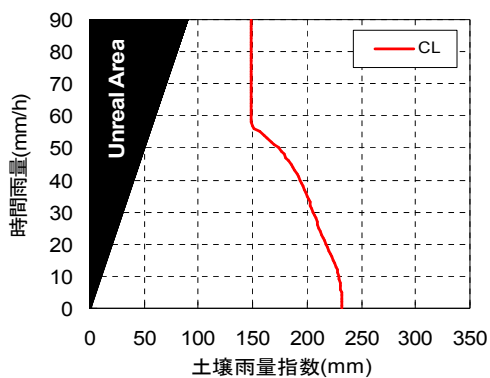


34311314 (RBFN出力値0.2)

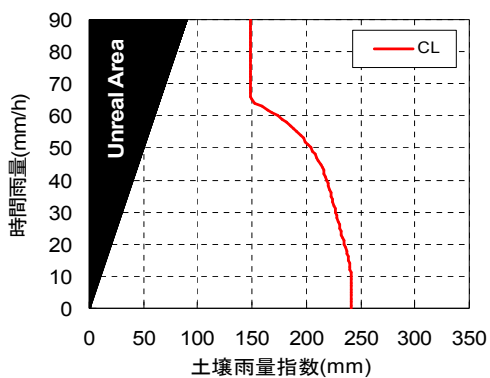


34311414 (RBFN出力値0.2)

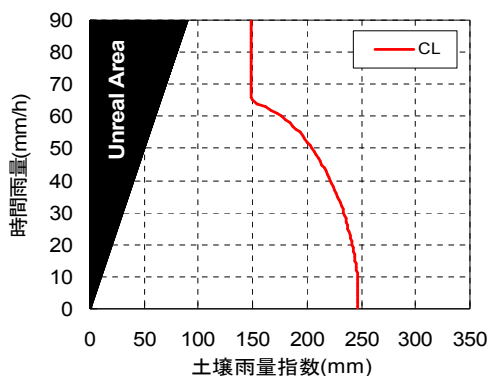
【益田市】



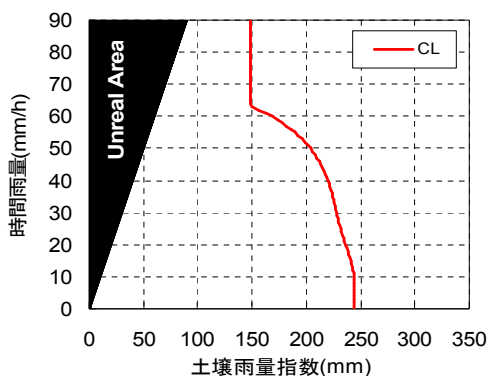
34311514 (RBFN出力値0.2)



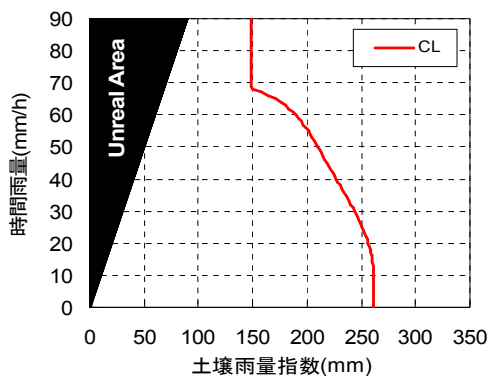
34310915 (RBFN出力値0.2)



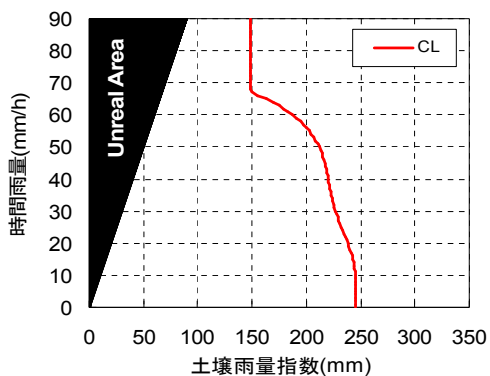
34311015 (RBFN出力値0.2)



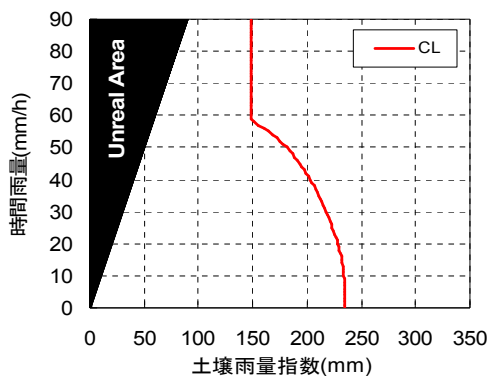
34311115 (RBFN出力値0.2)



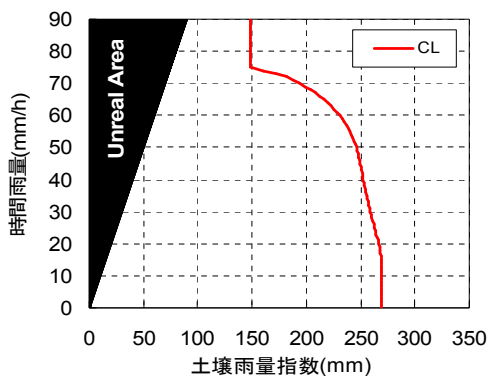
34311215 (RBFN出力値0.2)



34311315 (RBFN出力値0.2)

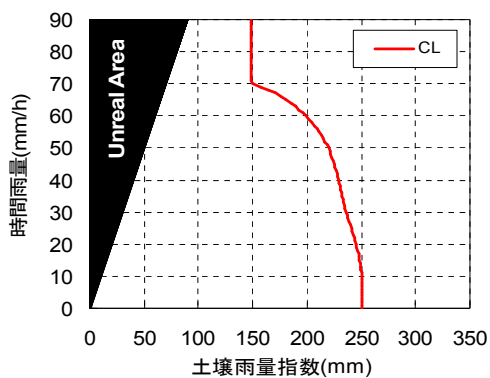


34311415 (RBFN出力値0.2)

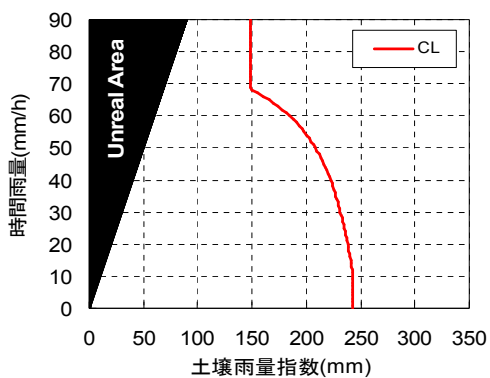


34320900 (RBFN出力値0.2)

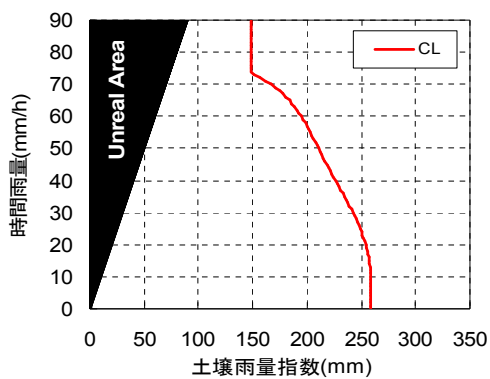
【益田市】



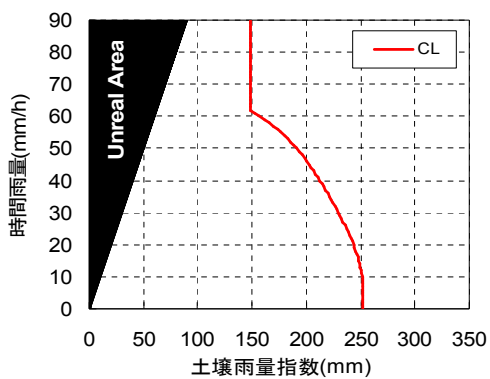
34321000 (RBFN出力値0.2)



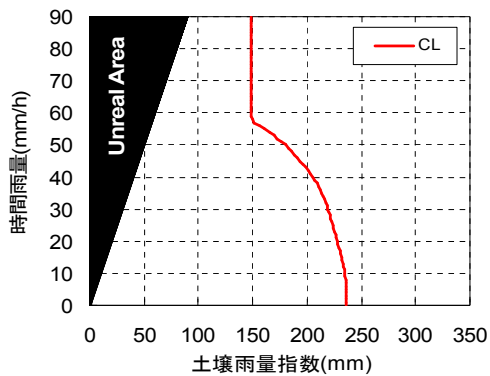
34321100 (RBFN出力値0.2)



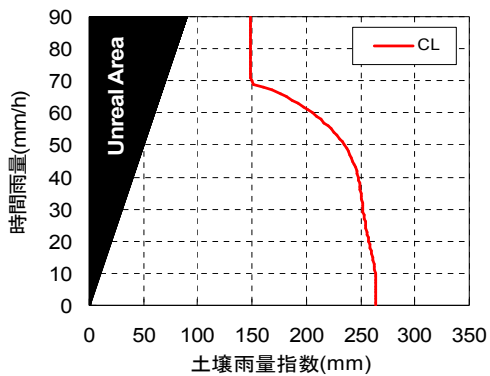
34321200 (RBFN出力値0.2)



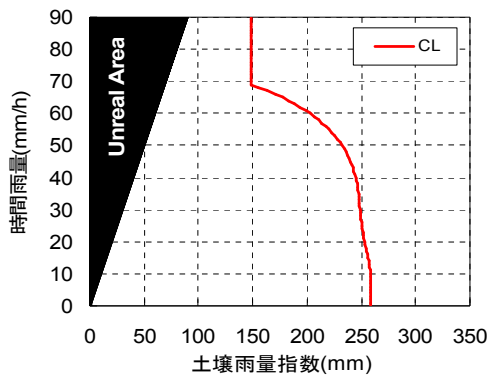
34321300 (RBFN出力値0.2)



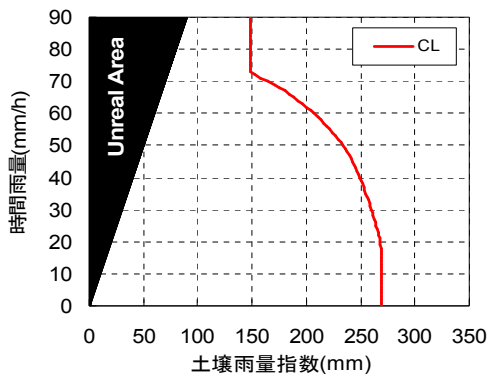
34321400 (RBFN出力値0.2)



34321001 (RBFN出力値0.2)

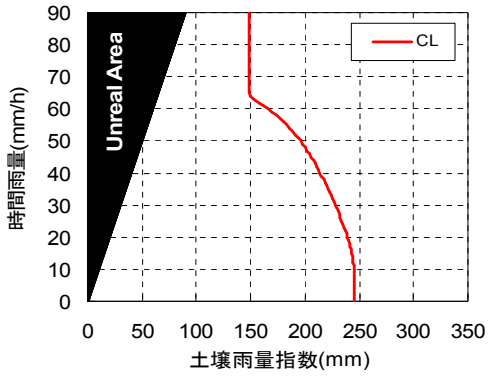


34321101 (RBFN出力値0.2)

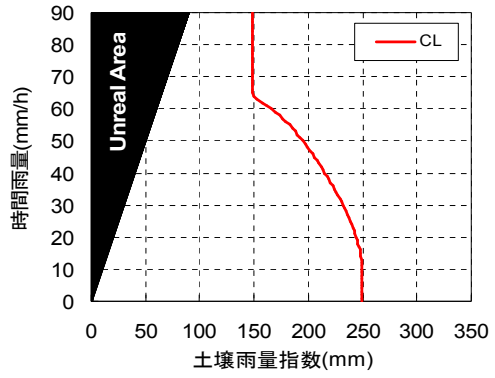


34321201 (RBFN出力値0.2)

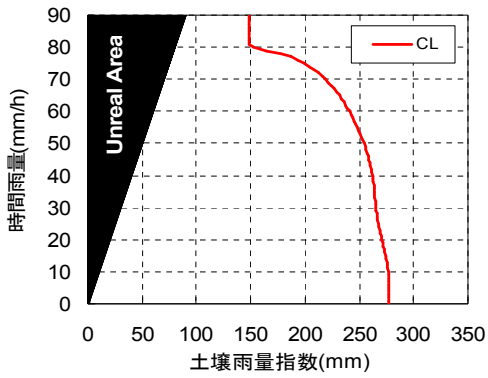
【益田市】



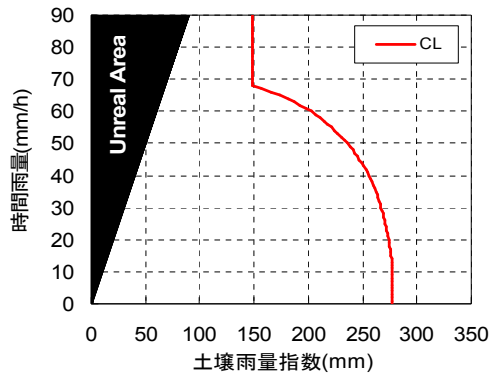
34321301 (RBFN出力値0.2)



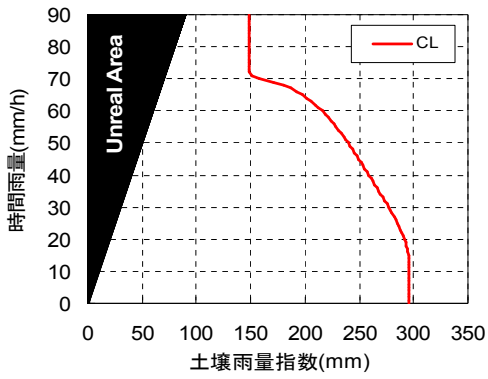
34321401 (RBFN出力値0.2)



34321202 (RBFN出力値0.2)

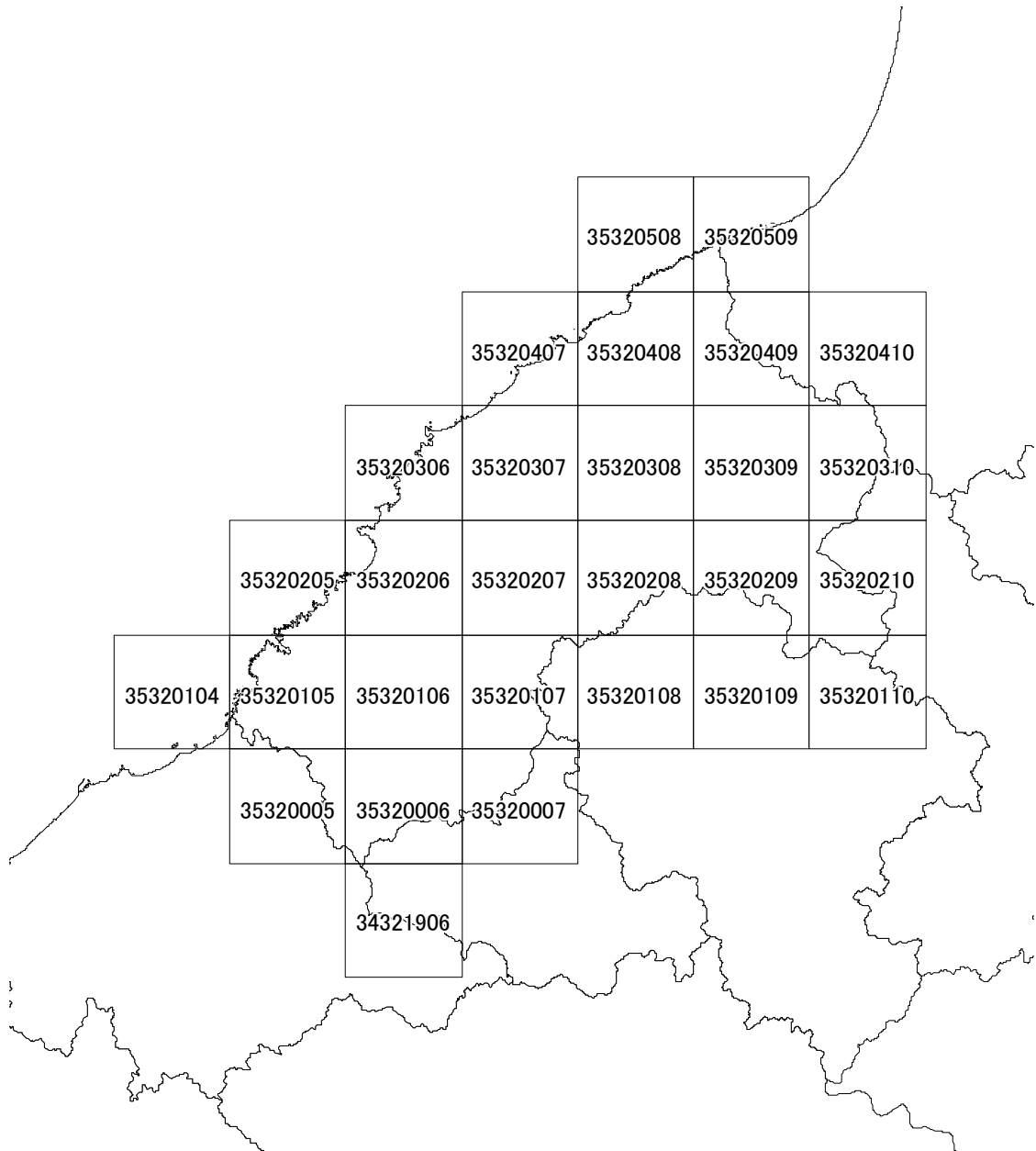


34321302 (RBFN出力値0.2)



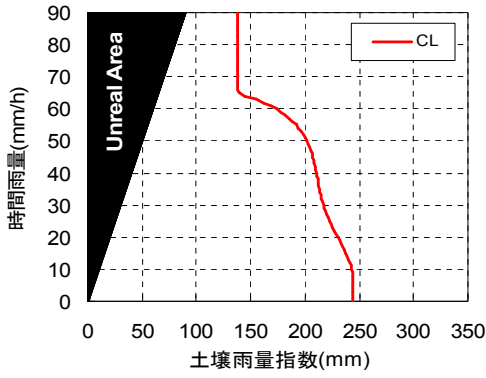
34321402 (RBFN出力値0.2)

# 大田市

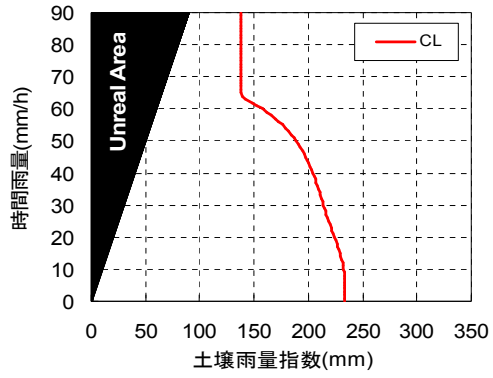




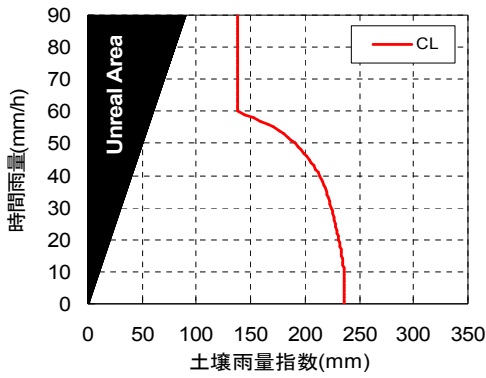
【大田市】



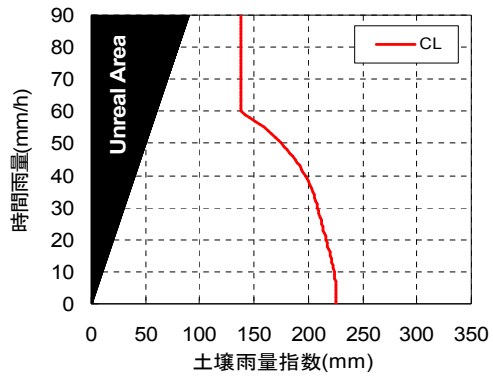
35320104 (RBFN出力値0.2)



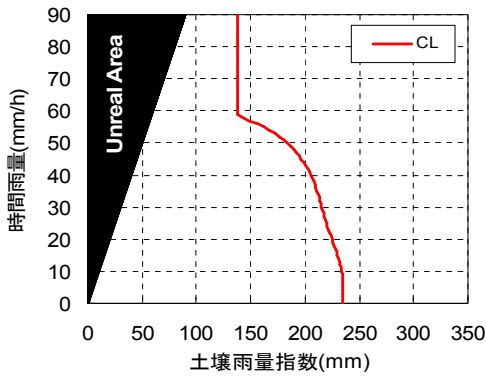
35320005 (RBFN出力値0.2)



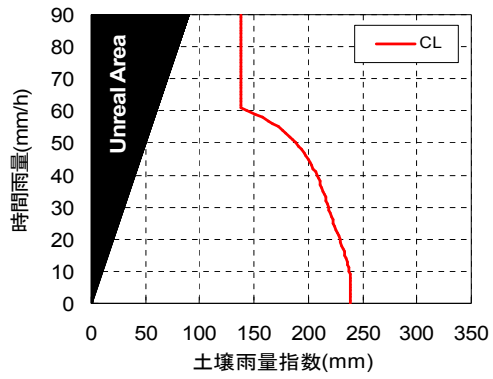
35320105 (RBFN出力値0.2)



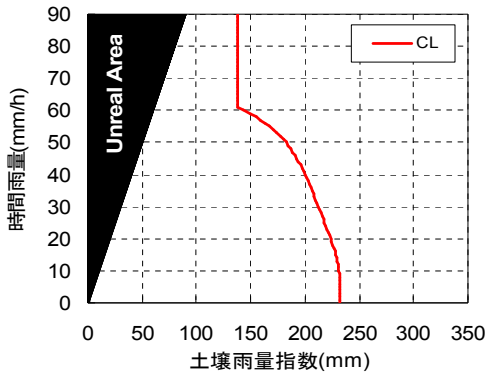
35320205 (RBFN出力値0.2)



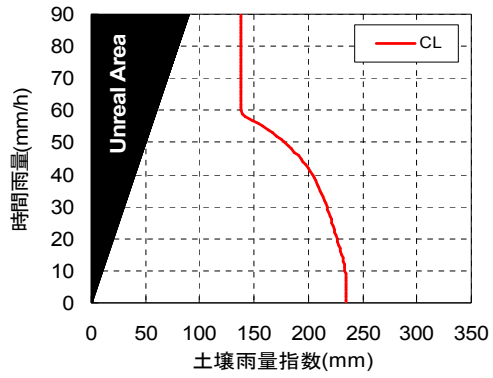
34321906 (RBFN出力値0.2)



35320006 (RBFN出力値0.2)

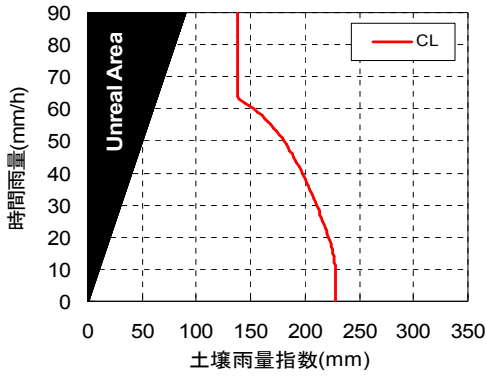


35320106 (RBFN出力値0.2)

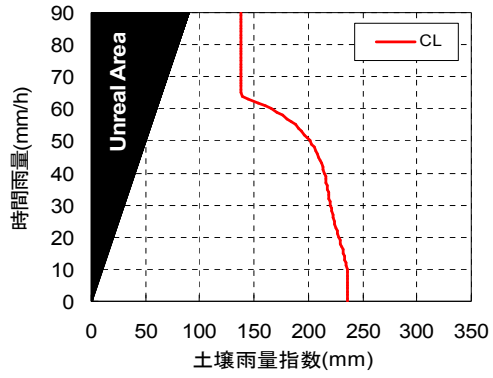


35320206 (RBFN出力値0.2)

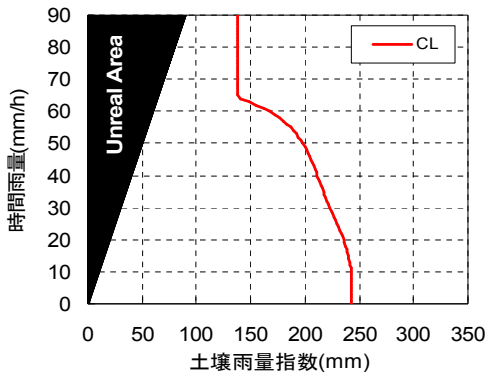
【大田市】



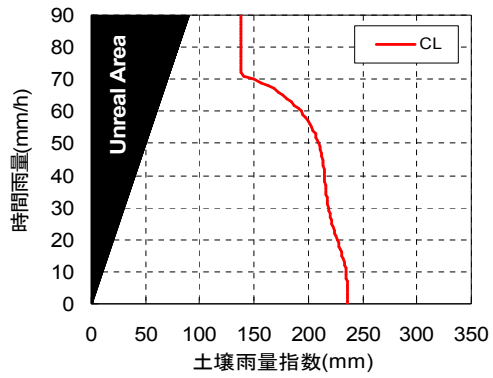
35320306 (RBFN出力値0.2)



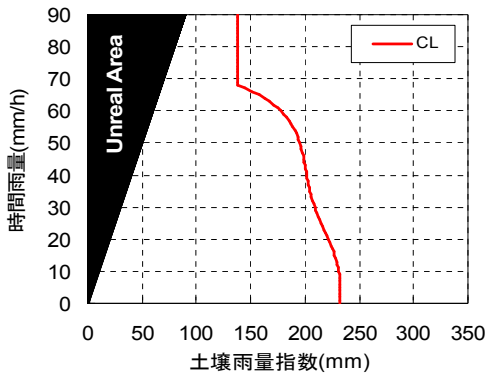
35320007 (RBFN出力値0.2)



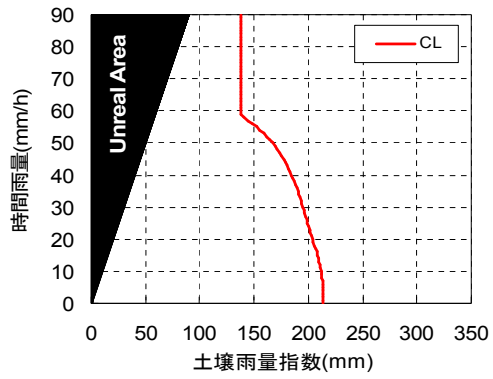
35320107 (RBFN出力値0.2)



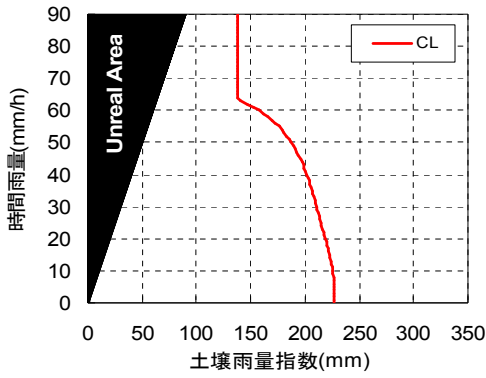
35320207 (RBFN出力値0.2)



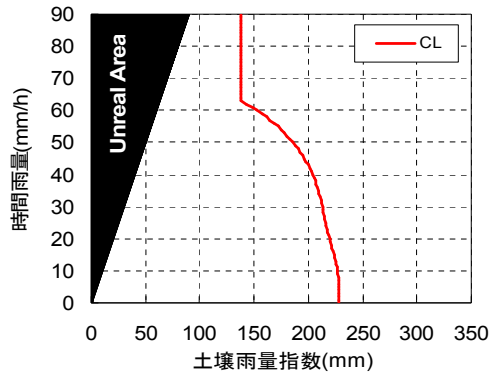
35320307 (RBFN出力値0.2)



35320407 (RBFN出力値0.2)

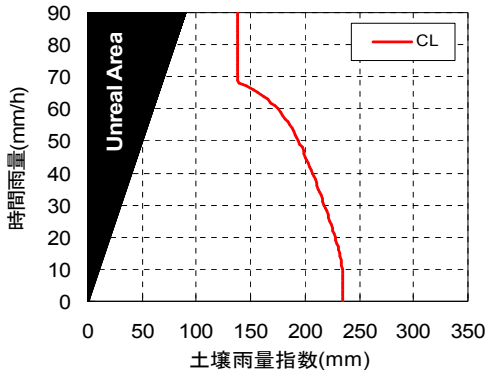


35320108 (RBFN出力値0.2)

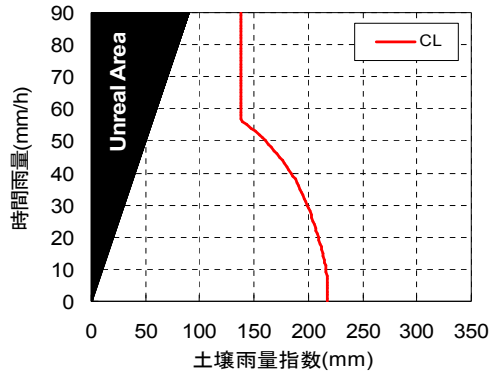


35320208 (RBFN出力値0.2)

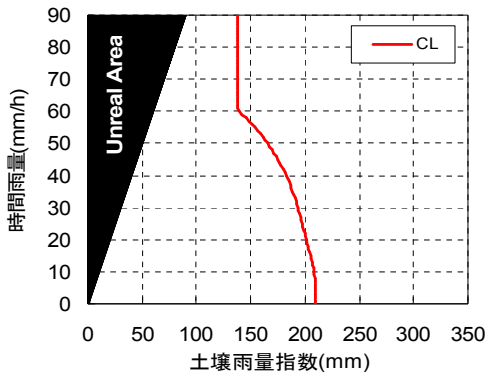
【大田市】



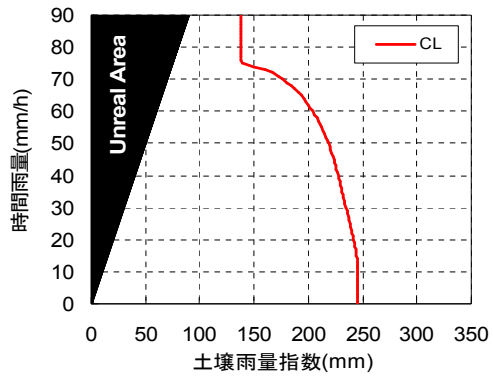
35320308 (RBFN出力値0.2)



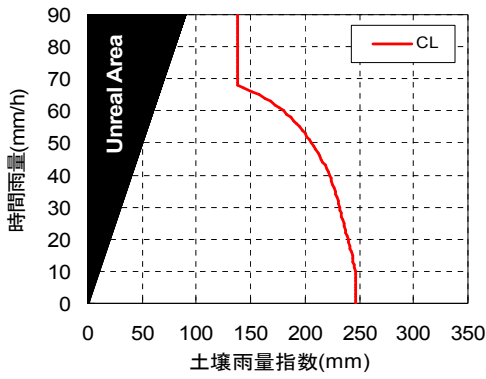
35320408 (RBFN出力値0.2)



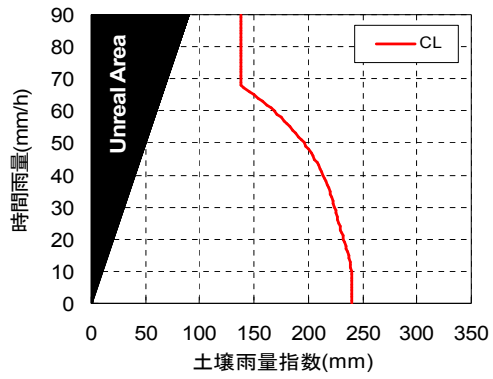
35320508 (RBFN出力値0.2)



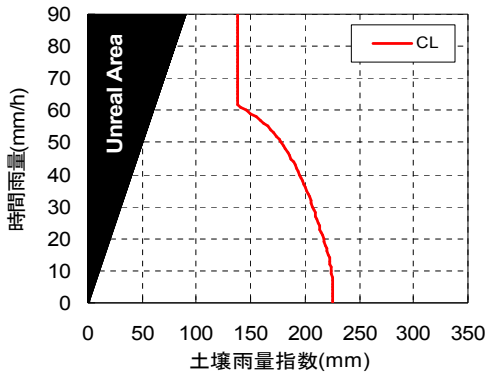
35320109 (RBFN出力値0.2)



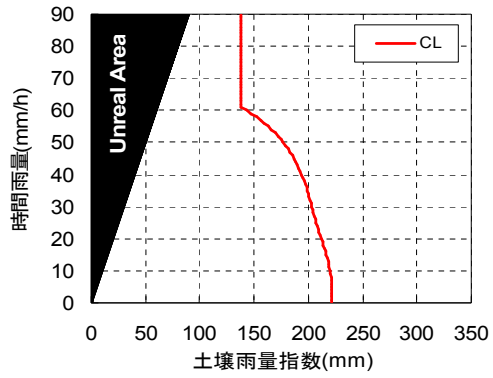
35320209 (RBFN出力値0.2)



35320309 (RBFN出力値0.2)

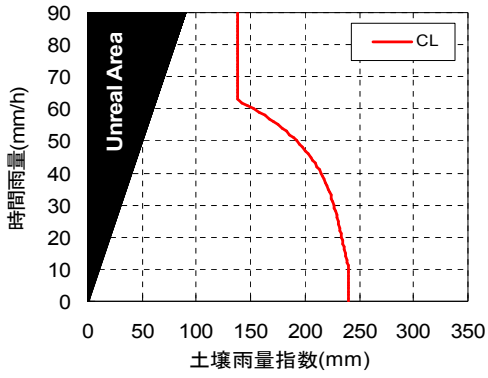


35320409 (RBFN出力値0.2)

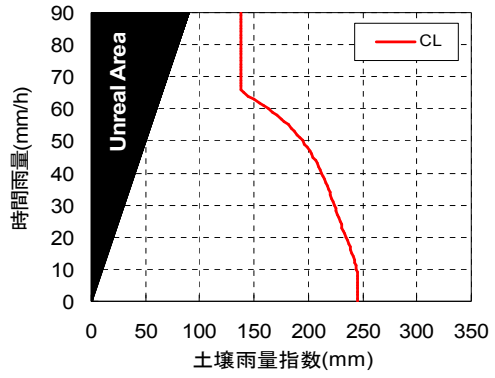


35320509 (RBFN出力値0.2)

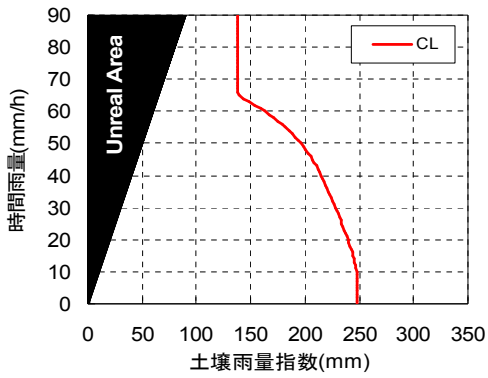
【大田市】



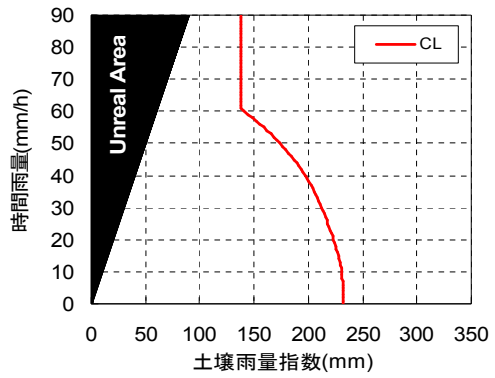
35320110(RBFN出力値0.2)



35320210(RBFN出力値0.2)

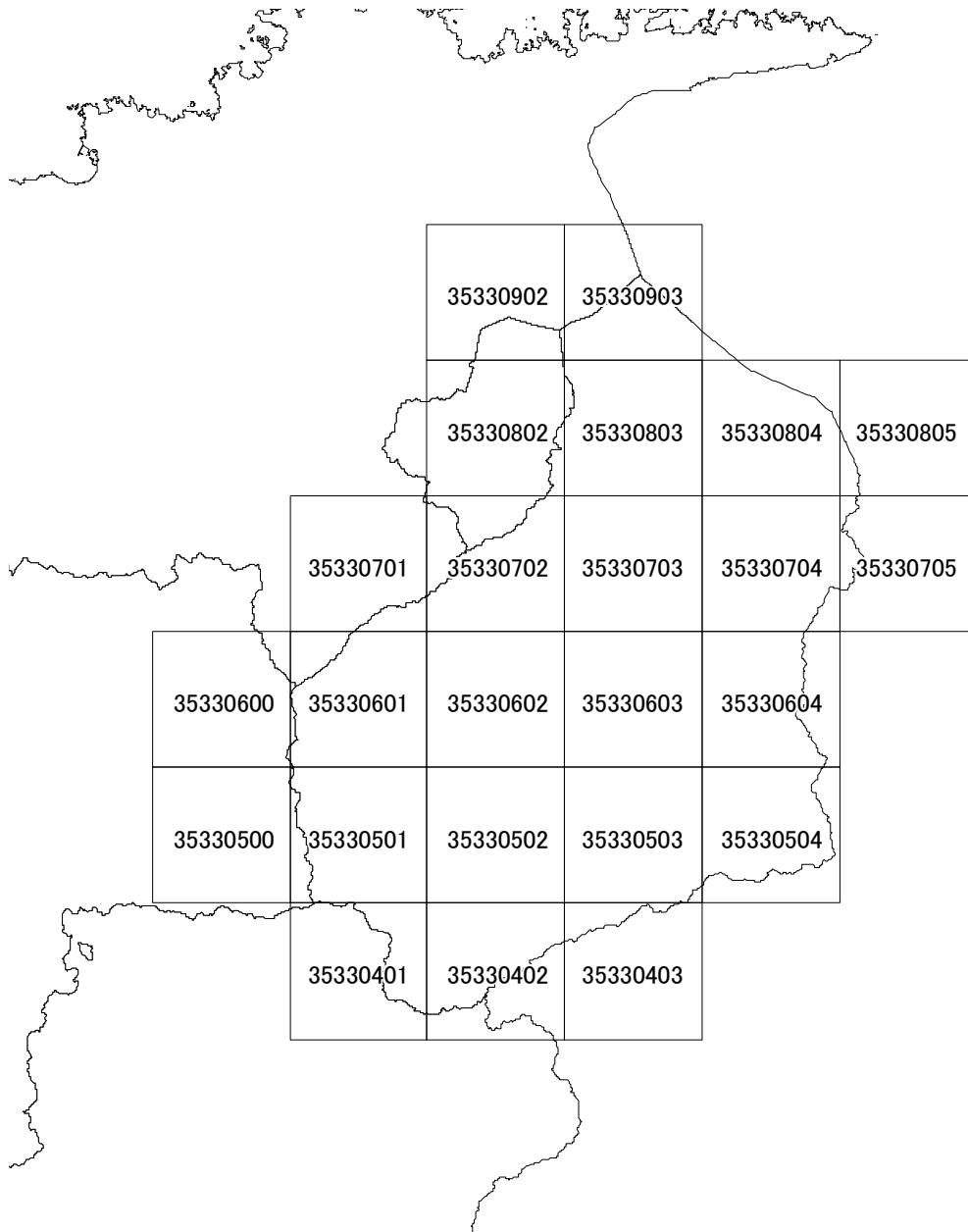


35320310(RBFN出力値0.2)

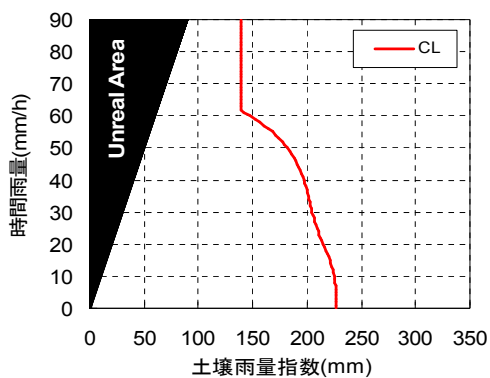


35320410(RBFN出力値0.2)

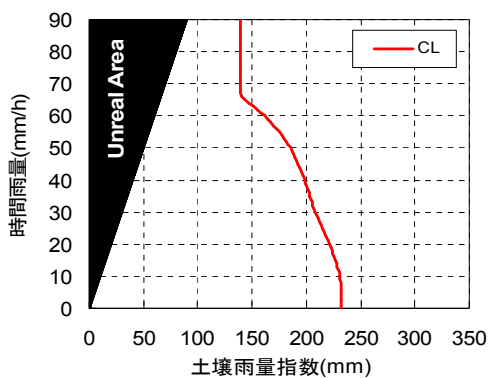
# 安来市



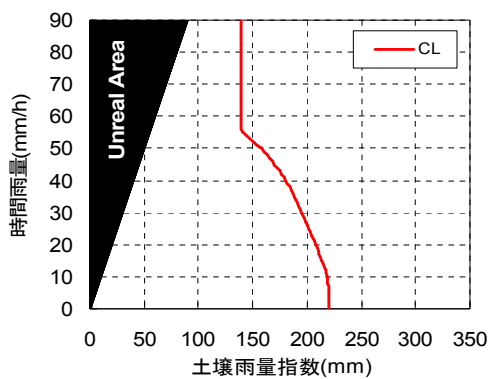
【安来市】



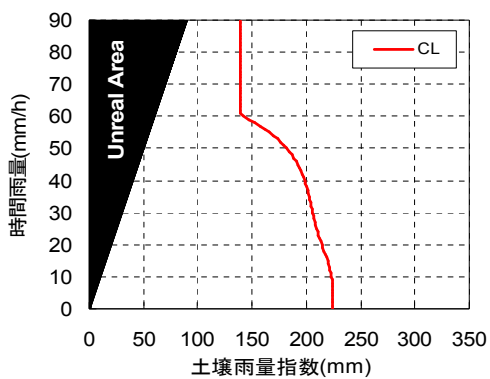
35330500 (RBFN出力値0.2)



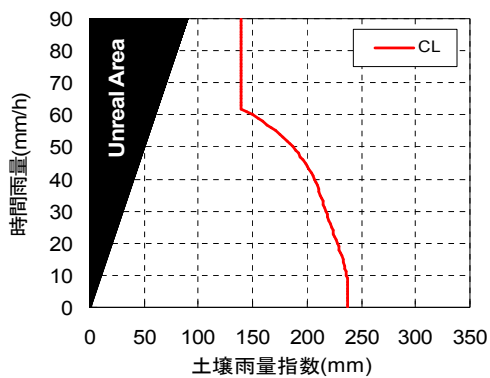
35330600 (RBFN出力値0.2)



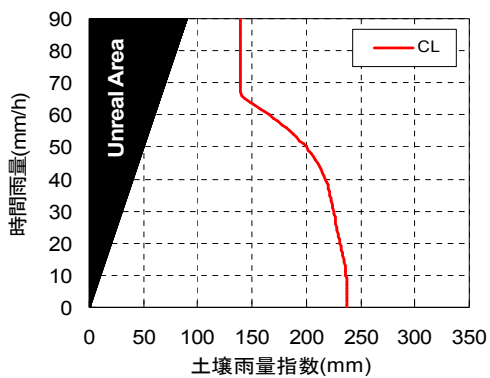
35330401 (RBFN出力値0.2)



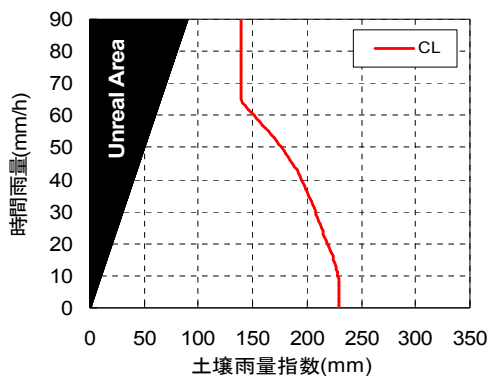
35330501 (RBFN出力値0.2)



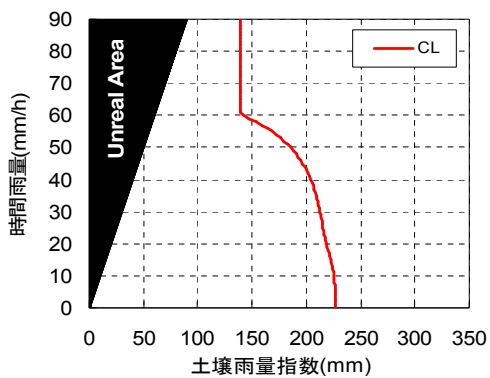
35330601 (RBFN出力値0.2)



35330701 (RBFN出力値0.2)

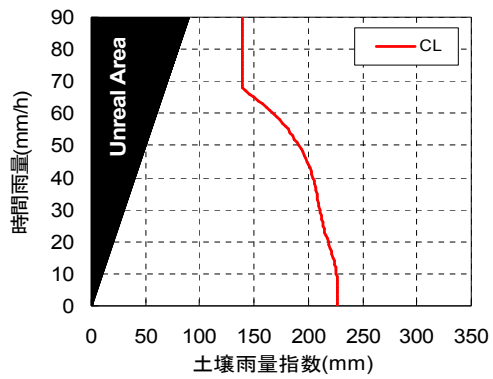
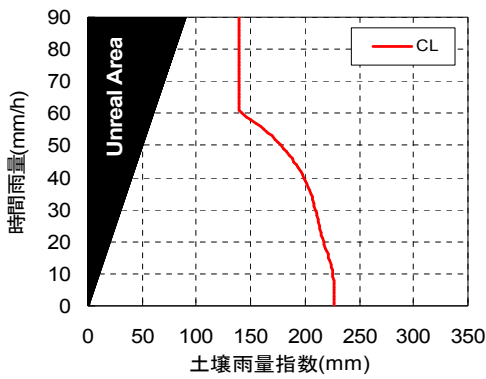
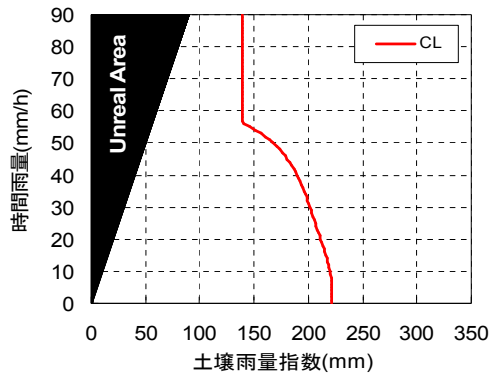
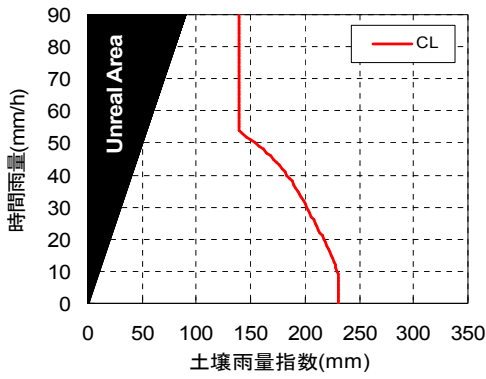
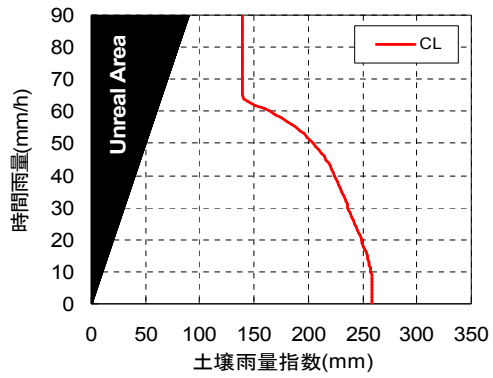
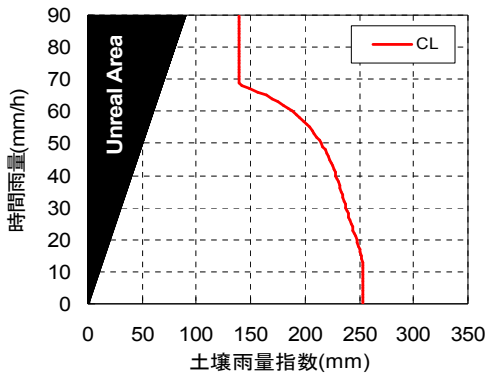
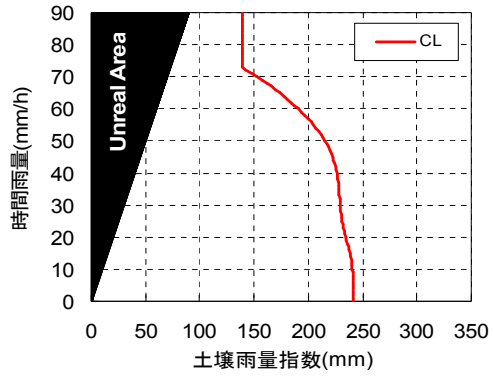
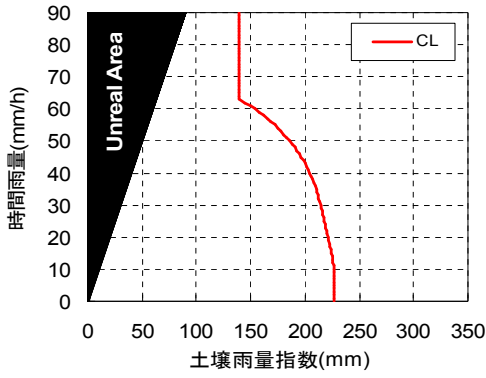


35330402 (RBFN出力値0.2)

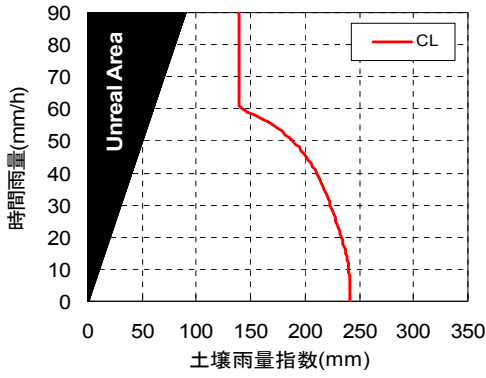


35330502 (RBFN出力値0.2)

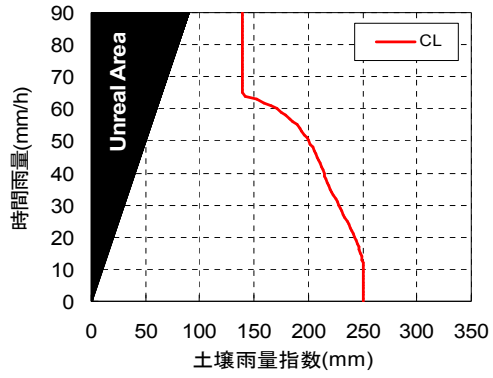
【安来市】



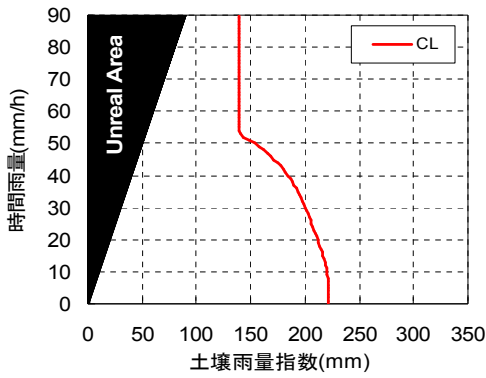
【安来市】



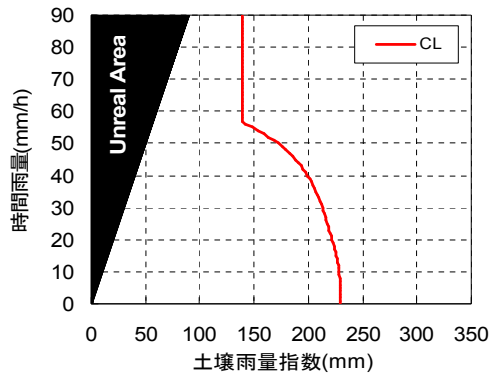
35330803 (RBFN出力値0.2)



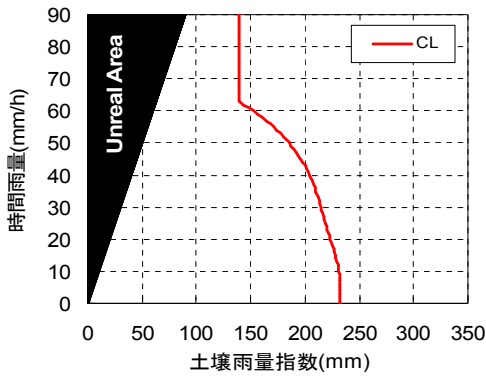
35330903 (RBFN出力値0.2)



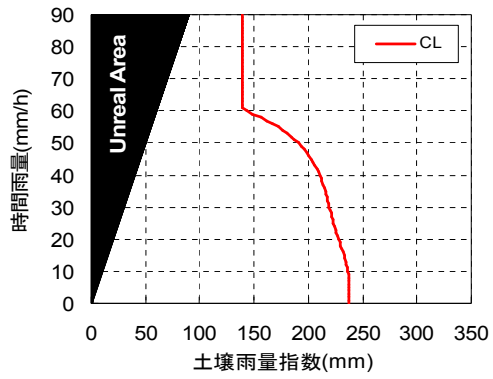
35330504 (RBFN出力値0.2)



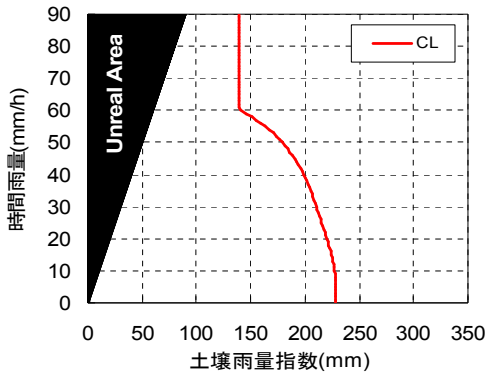
35330604 (RBFN出力値0.2)



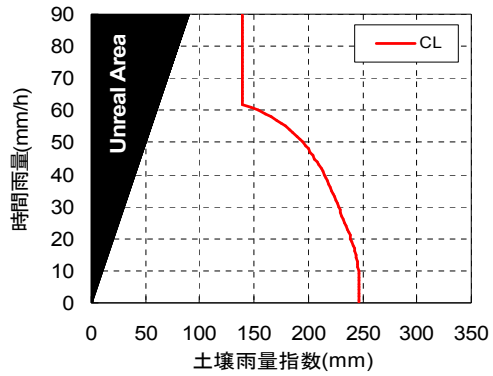
35330704 (RBFN出力値0.2)



35330804 (RBFN出力値0.2)



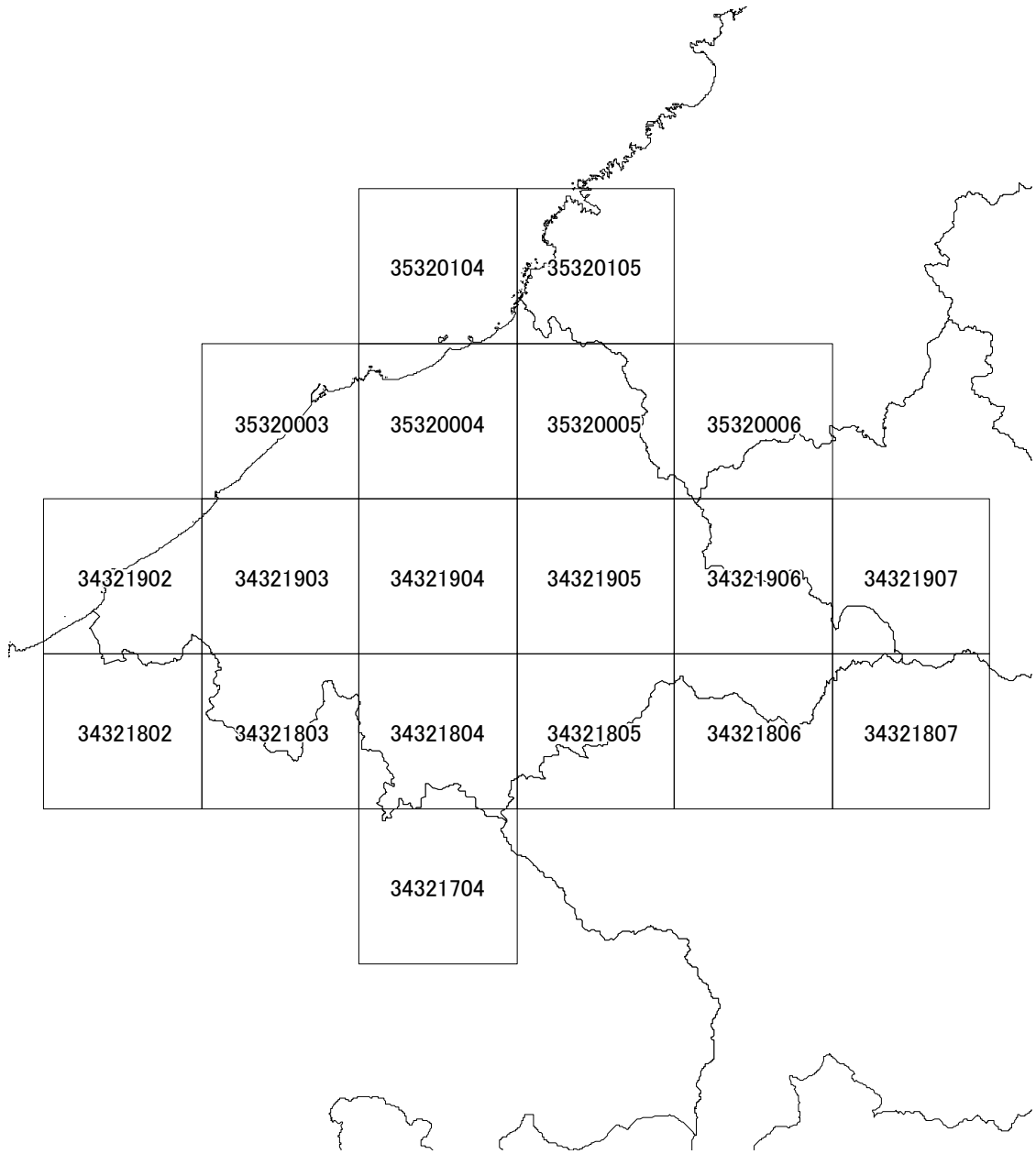
35330705 (RBFN出力値0.2)



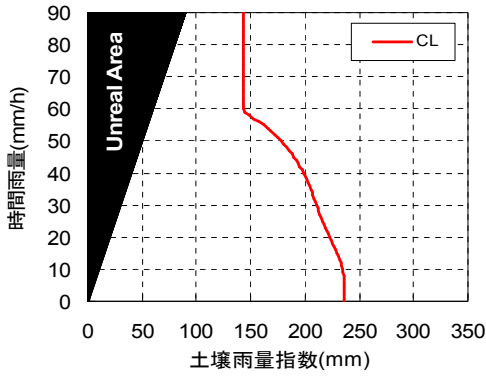
35330805 (RBFN出力値0.2)



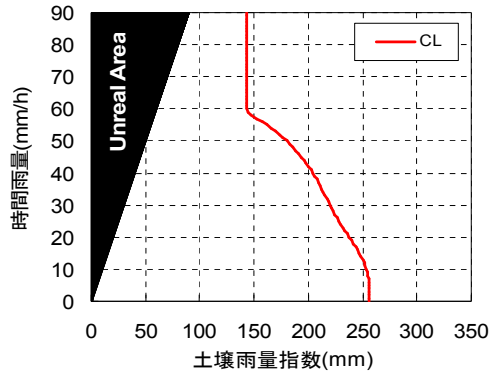
# 江津市



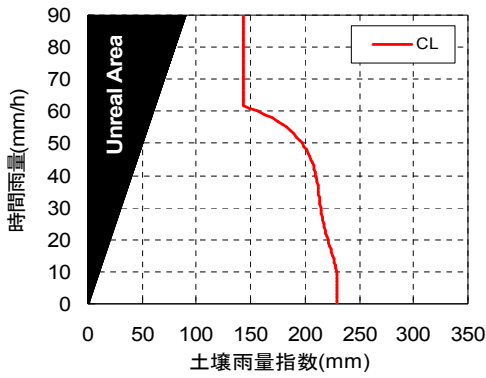
【江津市】



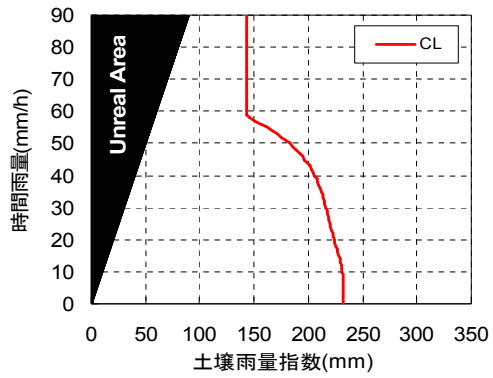
34321802 (RBFN出力値0.2)



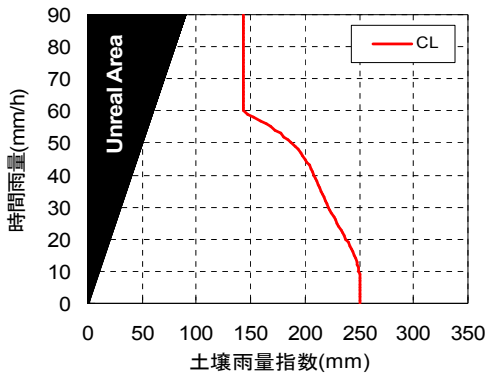
34321902 (RBFN出力値0.2)



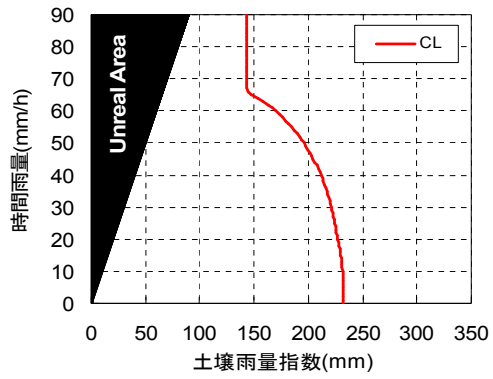
34321803 (RBFN出力値0.2)



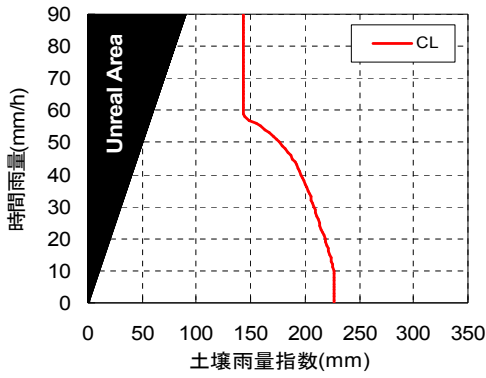
34321903 (RBFN出力値0.2)



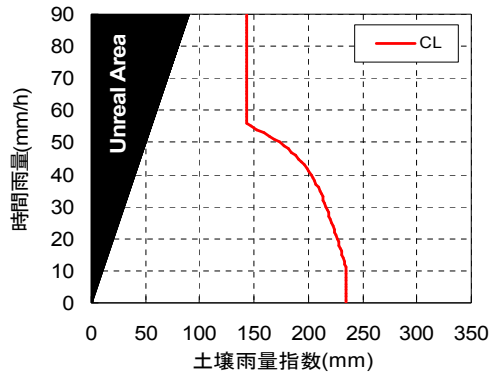
35320003 (RBFN出力値0.2)



34321704 (RBFN出力値0.2)

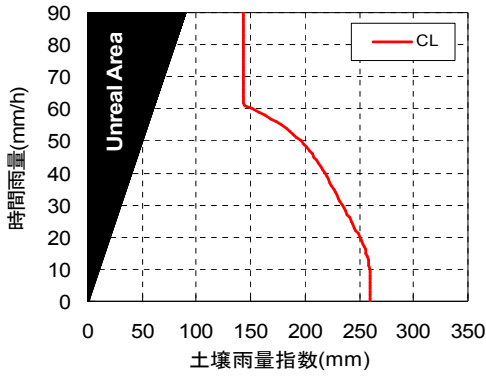


34321804 (RBFN出力値0.2)

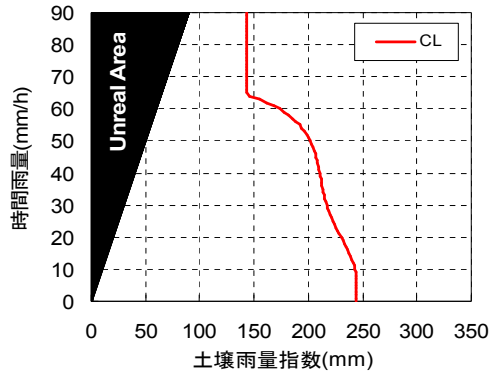


34321904 (RBFN出力値0.2)

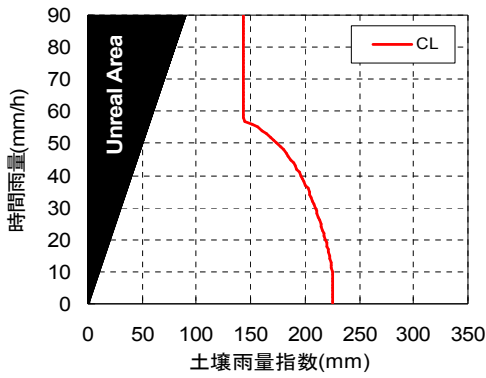
【江津市】



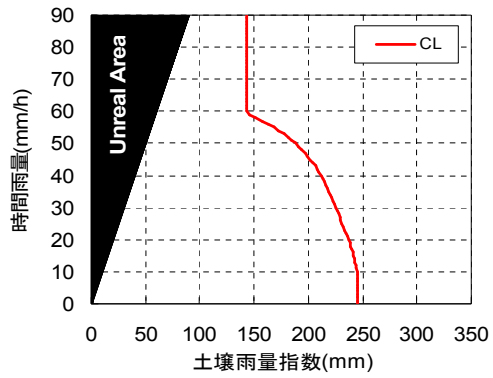
35320004 (RBFN出力値0.2)



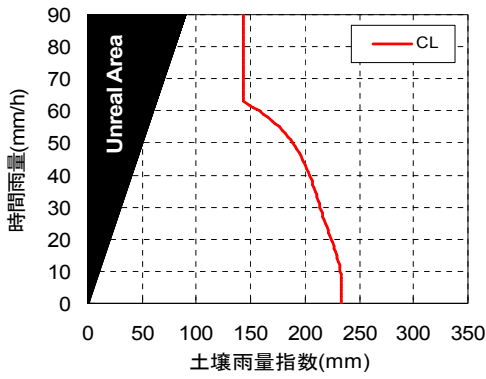
35320104 (RBFN出力値0.2)



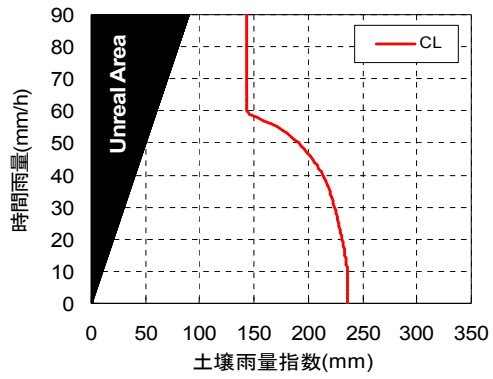
34321805 (RBFN出力値0.2)



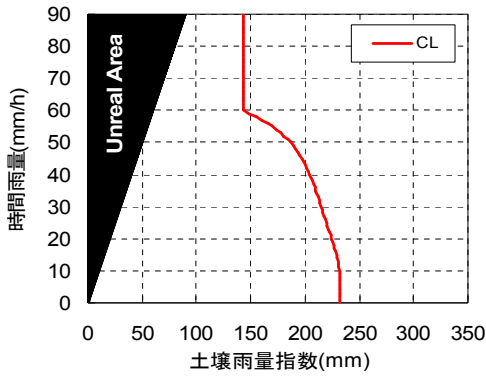
34321905 (RBFN出力値0.2)



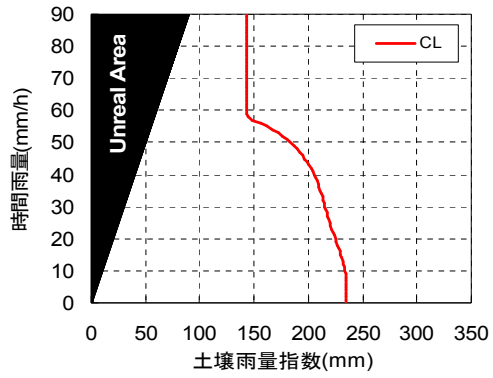
35320005 (RBFN出力値0.2)



35320105 (RBFN出力値0.2)

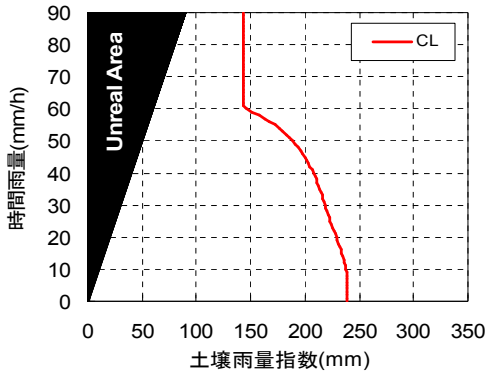


34321806 (RBFN出力値0.2)

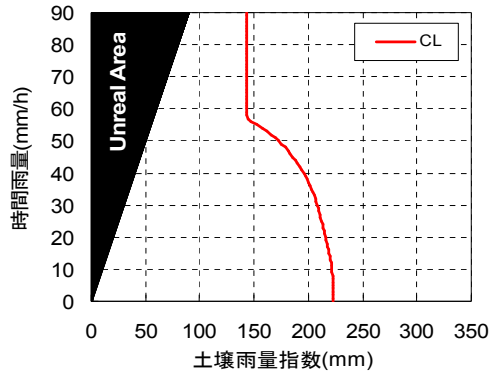


34321906 (RBFN出力値0.2)

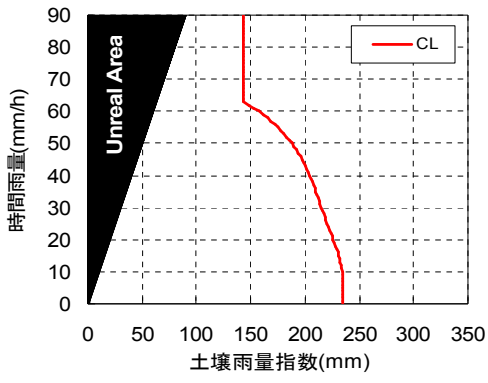
【江津市】



35320006 (RBFN出力値0.2)



34321807 (RBFN出力値0.2)

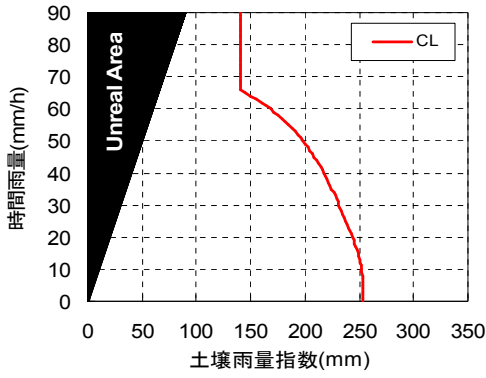


34321907 (RBFN出力値0.2)

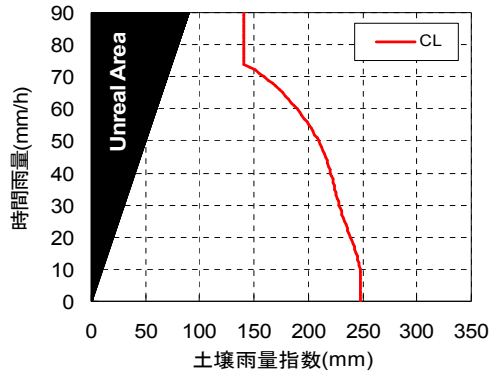
# 雲南市



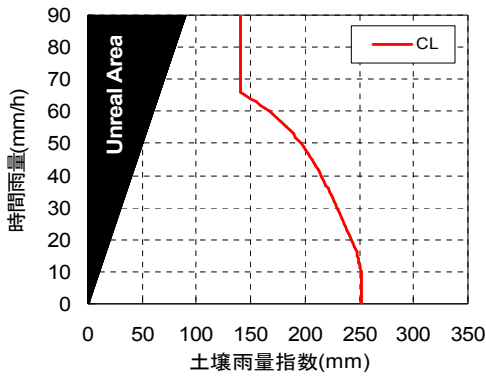
【雲南市】



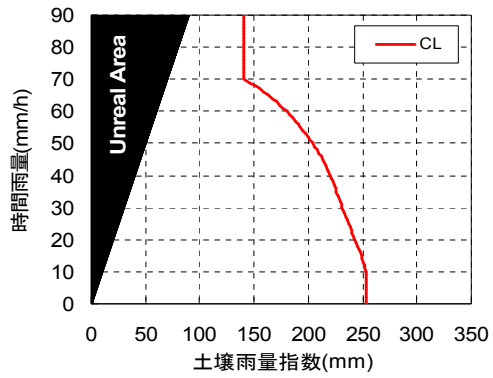
35320211 (RBFN出力値0.2)



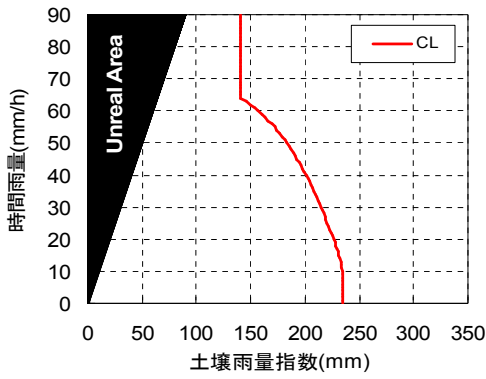
35320311 (RBFN出力値0.2)



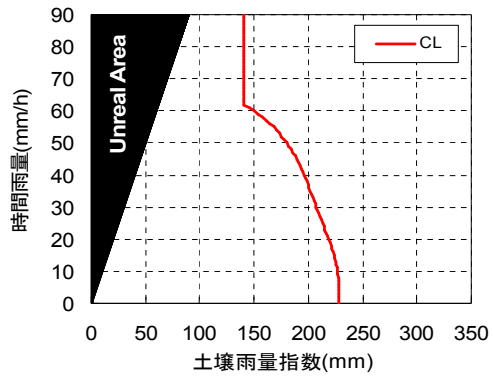
35320212 (RBFN出力値0.2)



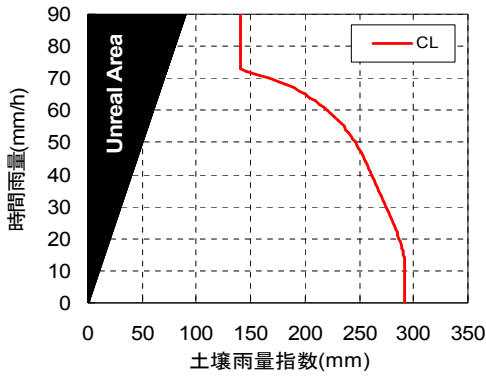
35320312 (RBFN出力値0.2)



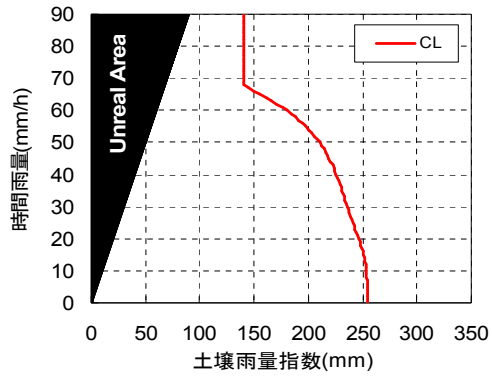
35320412 (RBFN出力値0.2)



35320512 (RBFN出力値0.2)

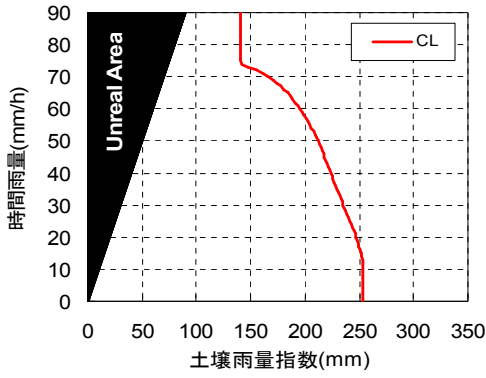


35320113 (RBFN出力値0.2)

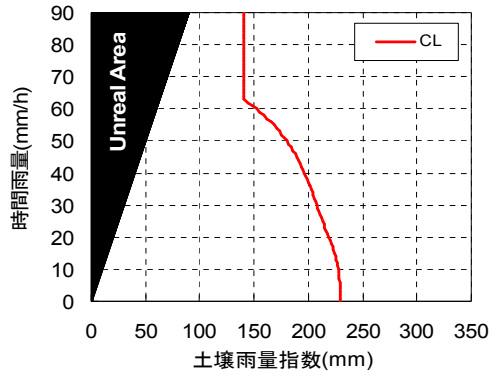


35320213 (RBFN出力値0.2)

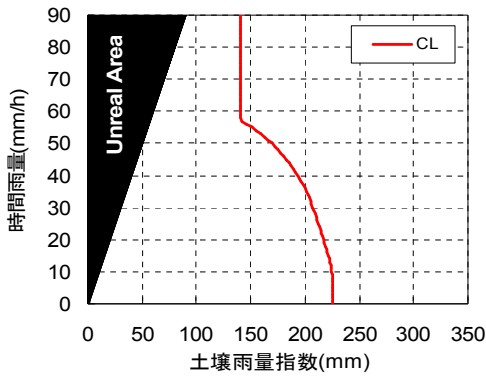
【雲南市】



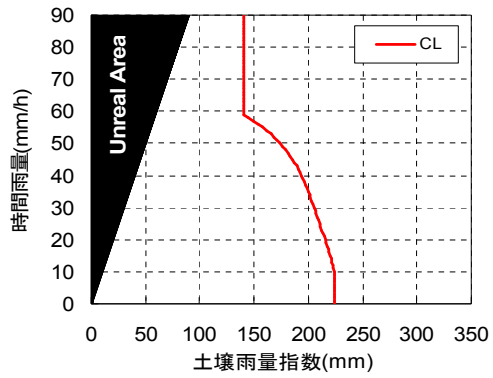
35320313 (RBFN出力値0.2)



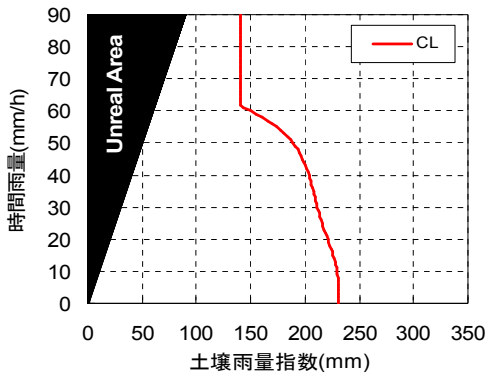
35320413 (RBFN出力値0.2)



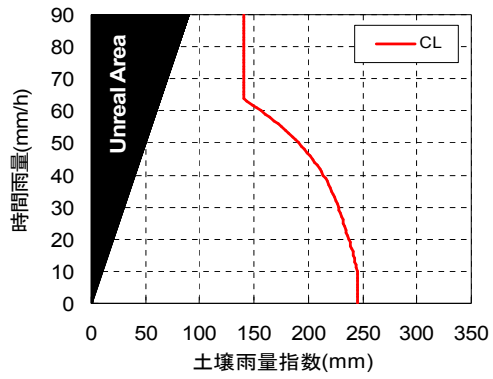
35320513 (RBFN出力値0.2)



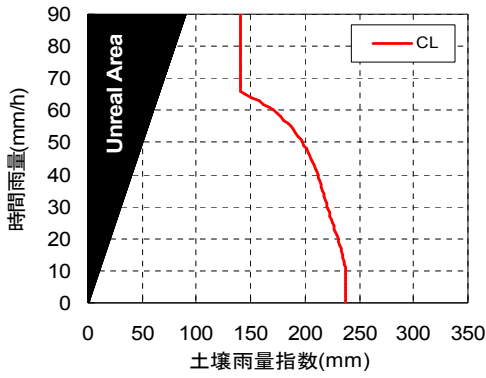
35320613 (RBFN出力値0.2)



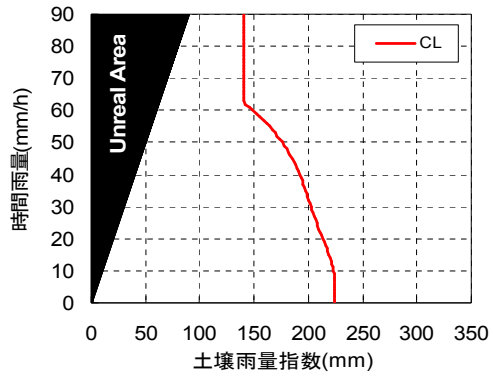
35320713 (RBFN出力値0.2)



35320214 (RBFN出力値0.2)

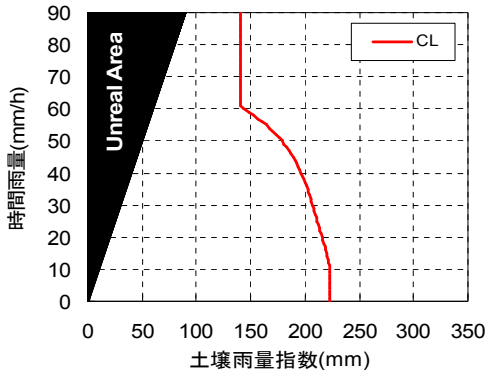


35320314 (RBFN出力値0.2)

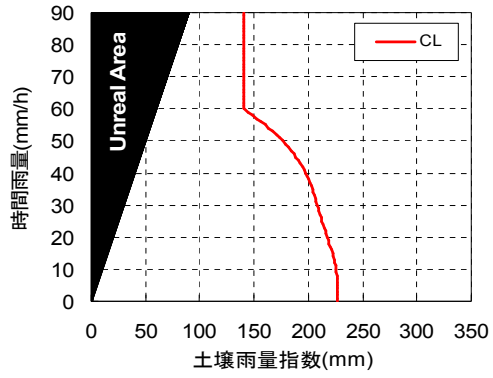


35320414 (RBFN出力値0.2)

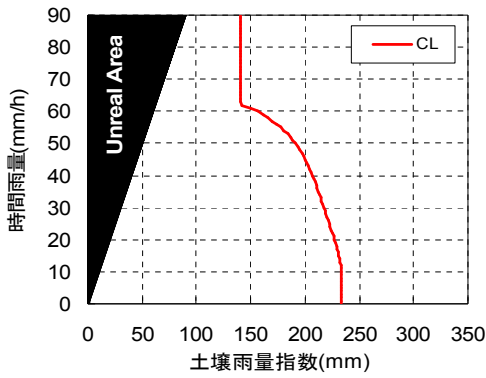
【雲南市】



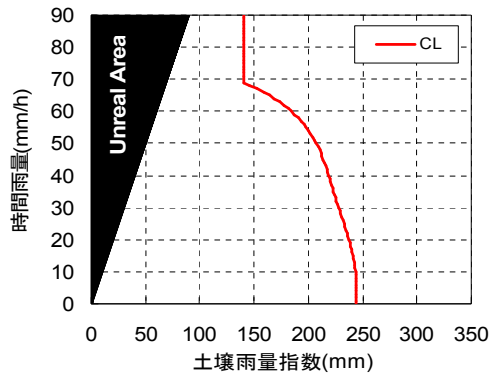
35320514 (RBFN出力値0.2)



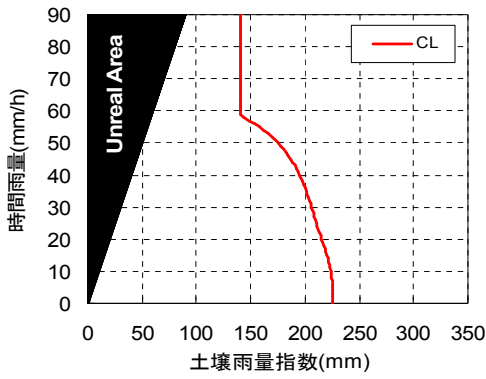
35320614 (RBFN出力値0.2)



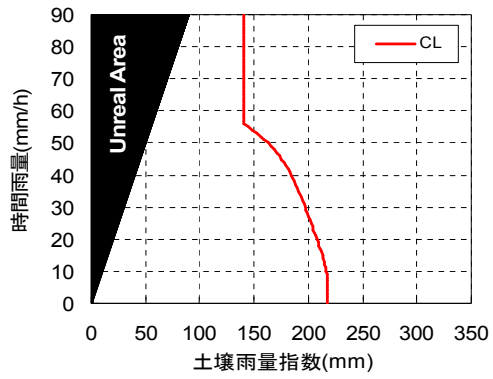
35320714 (RBFN出力値0.2)



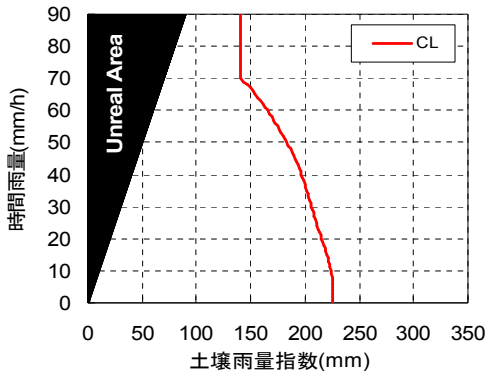
35320315 (RBFN出力値0.2)



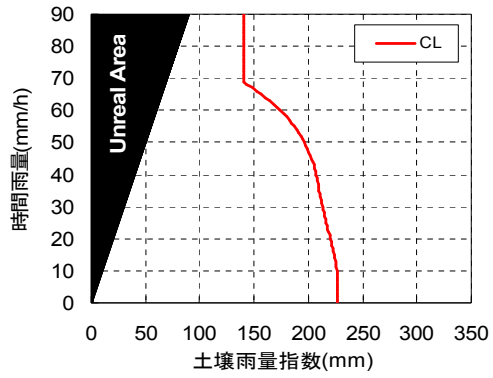
35320415 (RBFN出力値0.2)



35320515 (RBFN出力値0.2)



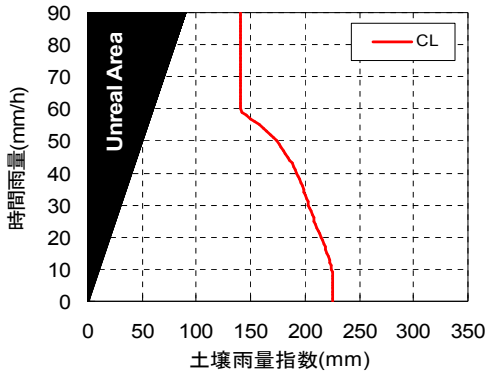
35320615 (RBFN出力値0.2)



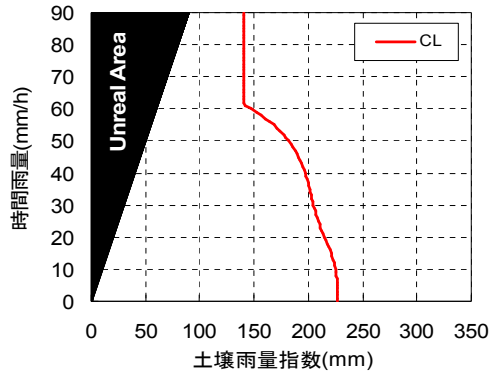
35320715 (RBFN出力値0.2)



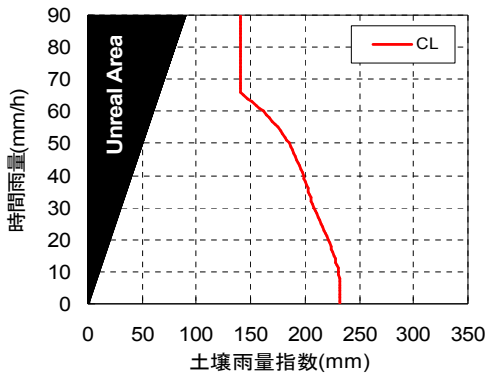
【雲南市】



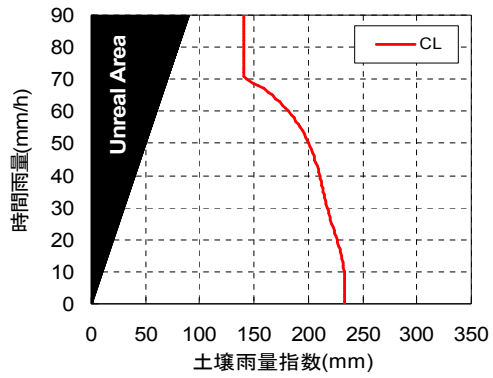
35330400 (RBFN出力値0.2)



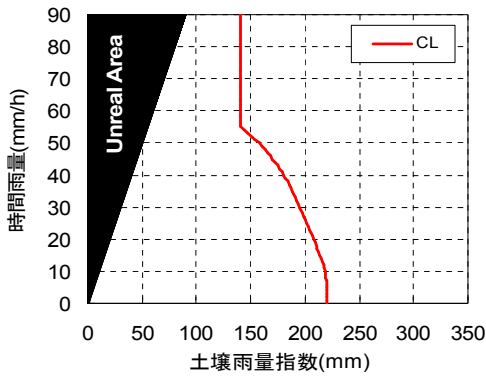
35330500 (RBFN出力値0.2)



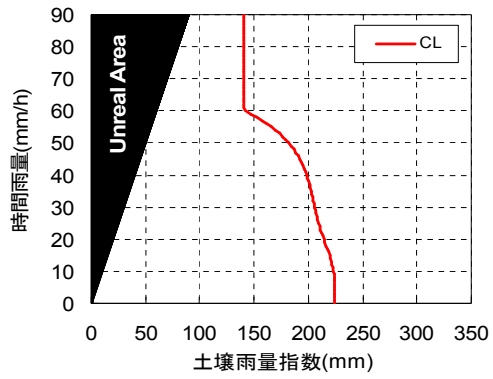
35330600 (RBFN出力値0.2)



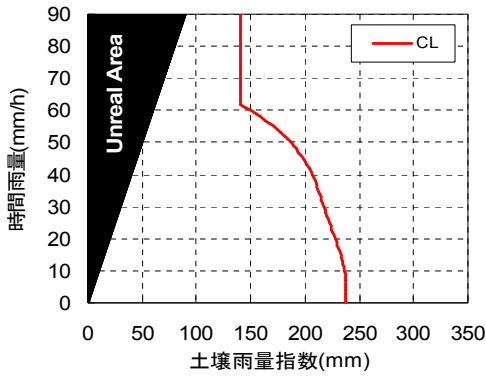
35330700 (RBFN出力値0.2)



35330401 (RBFN出力値0.2)

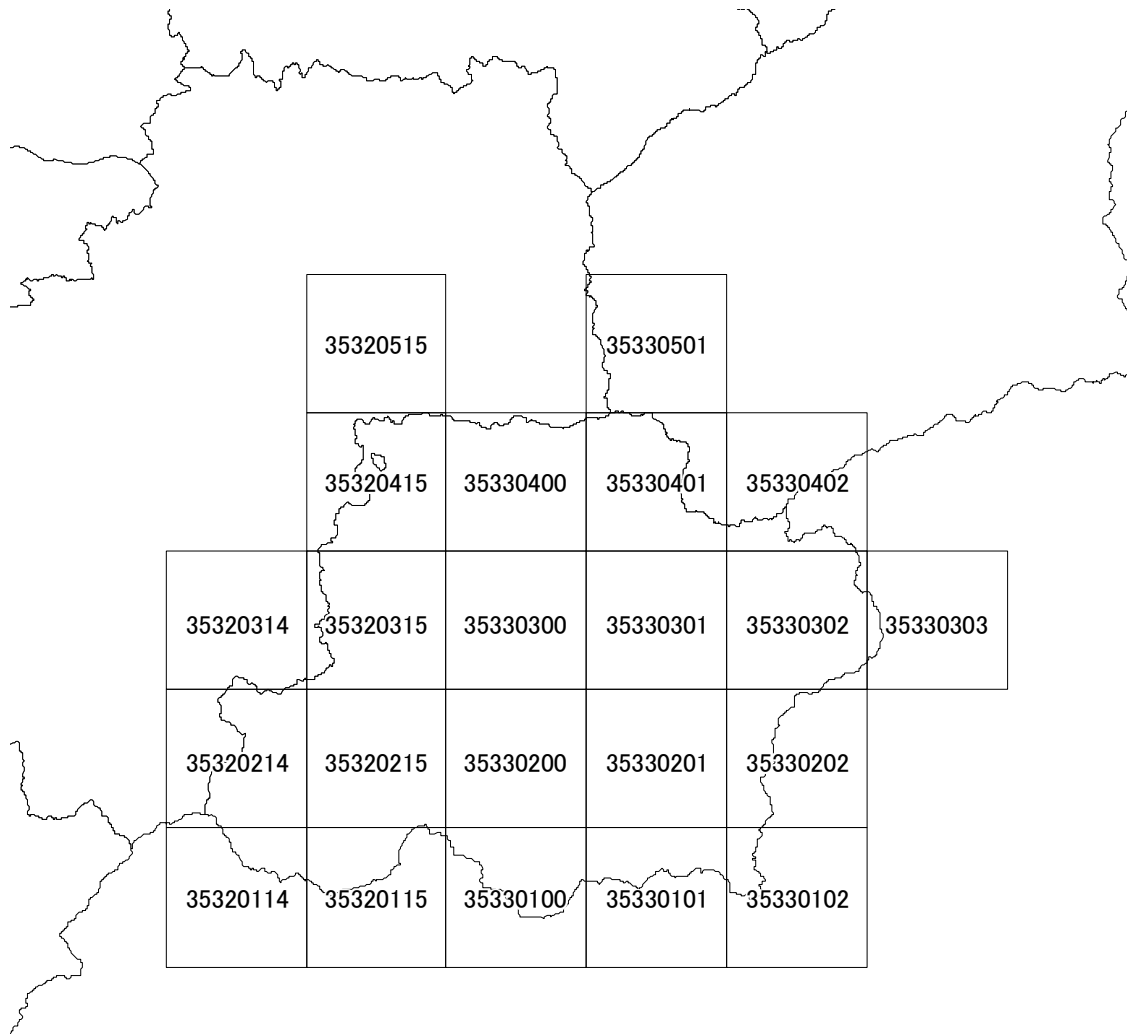


35330501 (RBFN出力値0.2)

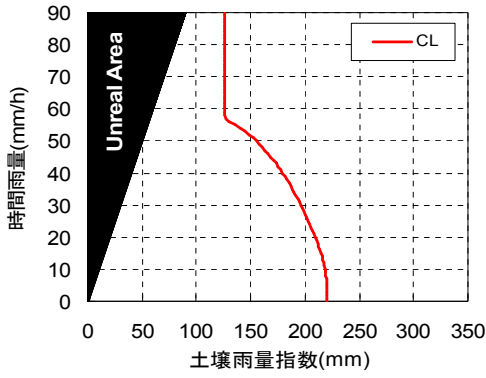


35330601 (RBFN出力値0.2)

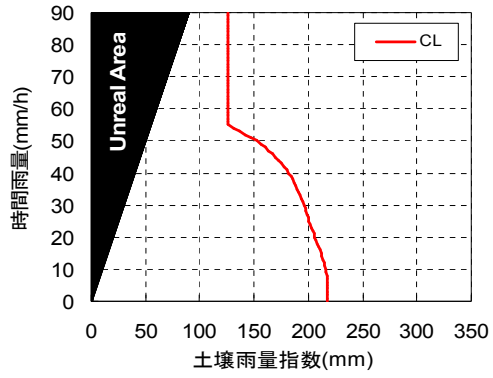
# 奥出雲町



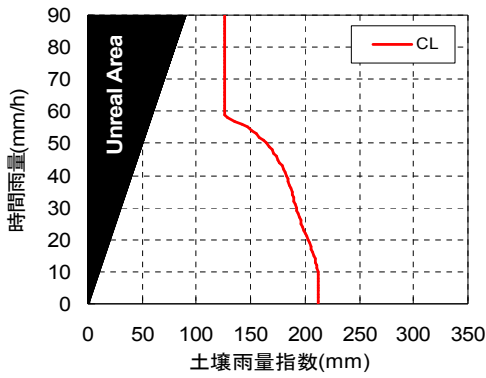
【奥出雲町】



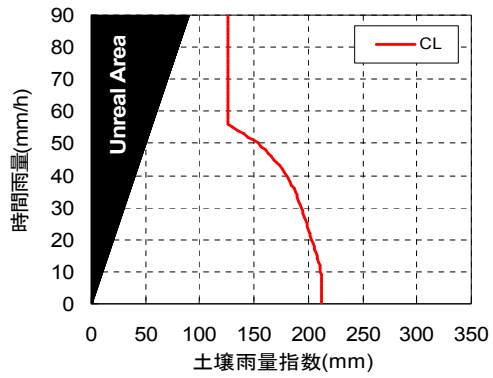
35320114 (RBFN出力値0.4)



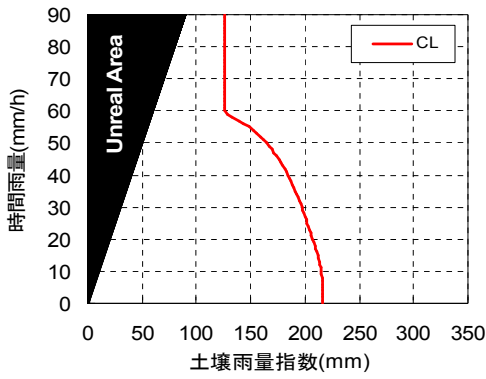
35320214 (RBFN出力値0.4)



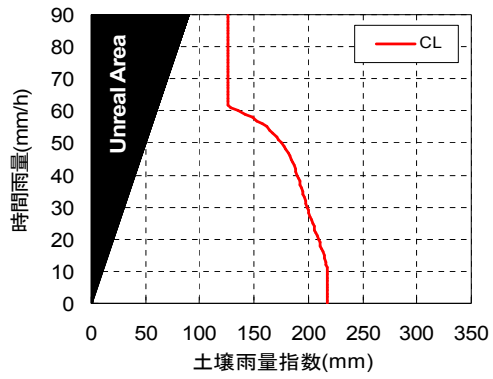
35320314 (RBFN出力値0.4)



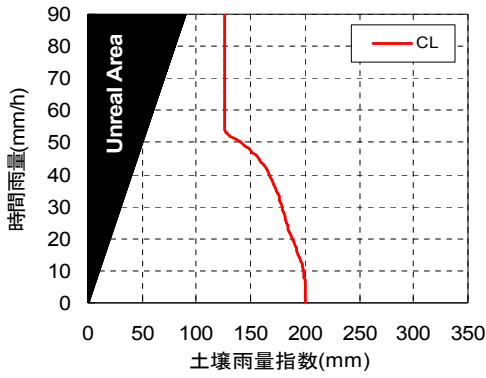
35320115 (RBFN出力値0.4)



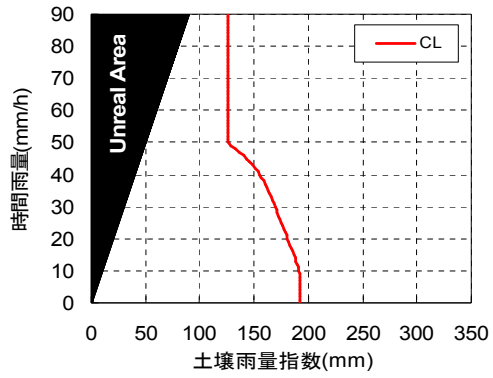
35320215 (RBFN出力値0.4)



35320315 (RBFN出力値0.4)

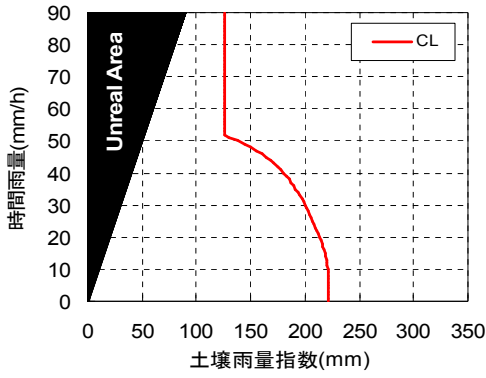


35320415 (RBFN出力値0.4)

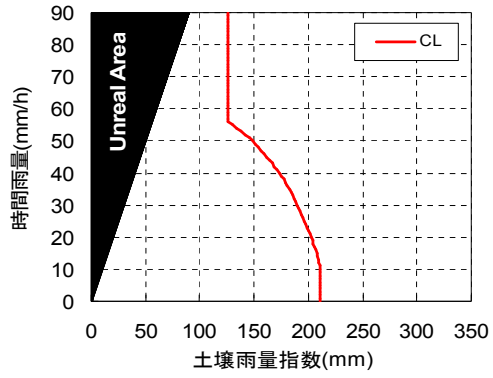


35320515 (RBFN出力値0.4)

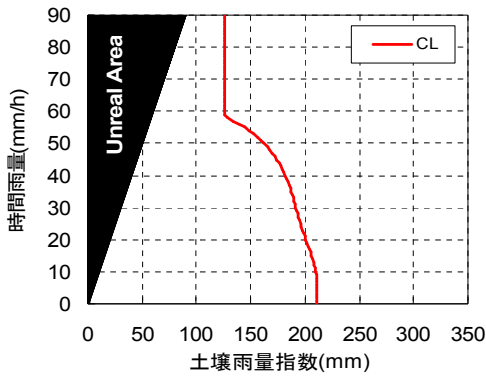
【奥出雲町】



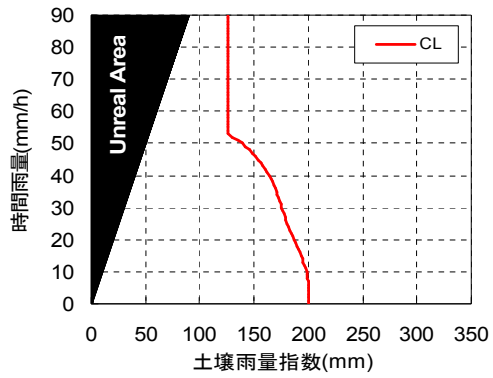
35330100 (RBFN出力値0.4)



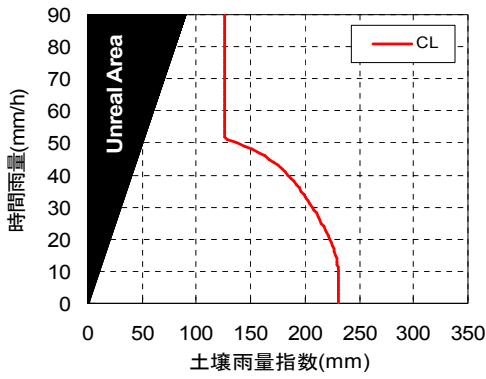
35330200 (RBFN出力値0.4)



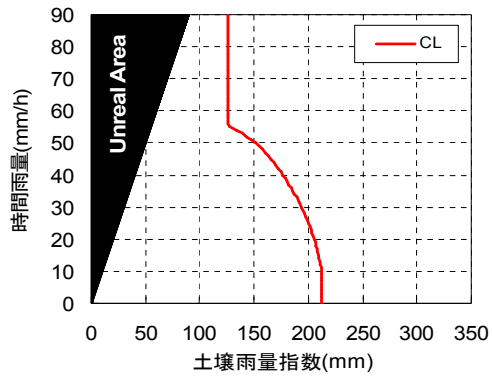
35330300 (RBFN出力値0.4)



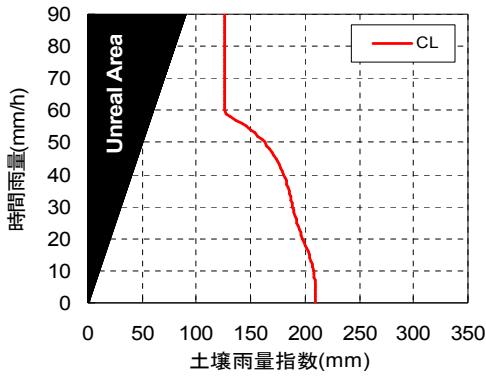
35330400 (RBFN出力値0.4)



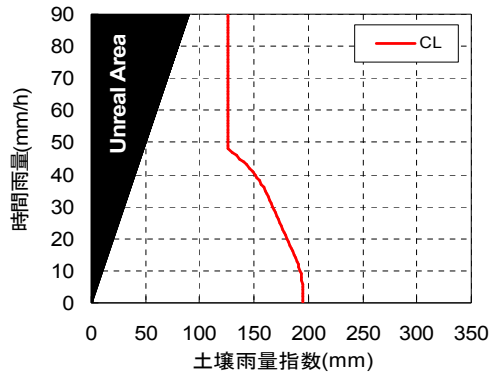
35330101 (RBFN出力値0.4)



35330201 (RBFN出力値0.4)

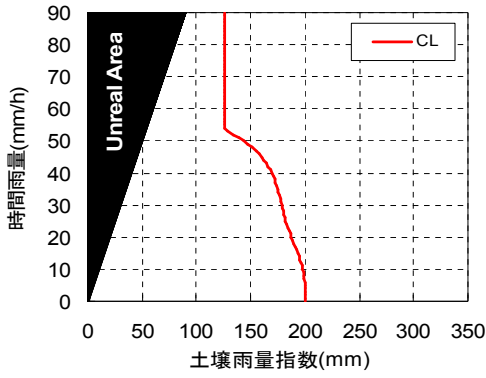


35330301 (RBFN出力値0.4)

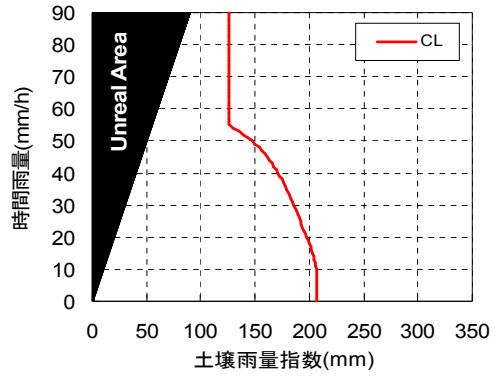


35330401 (RBFN出力値0.4)

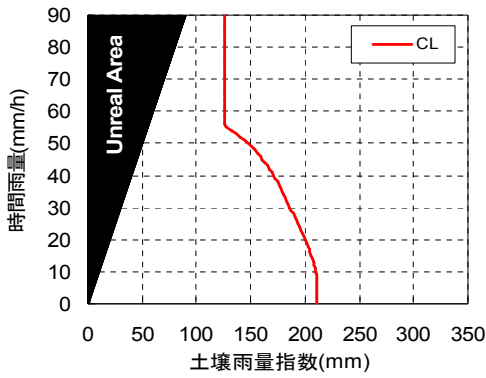
【奥出雲町】



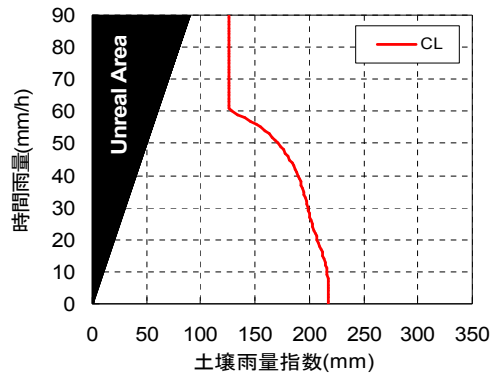
35330501 (RBFN出力値0.4)



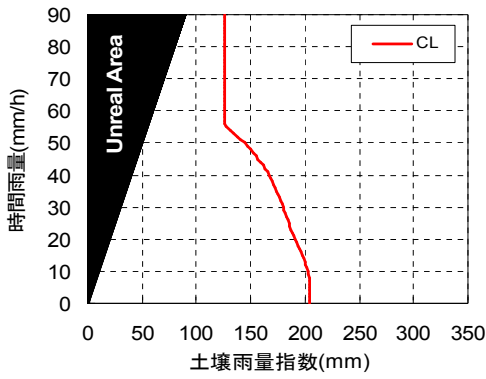
35330102 (RBFN出力値0.4)



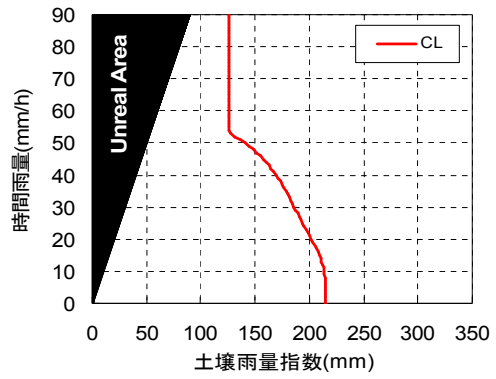
35330202 (RBFN出力値0.4)



35330302 (RBFN出力値0.4)

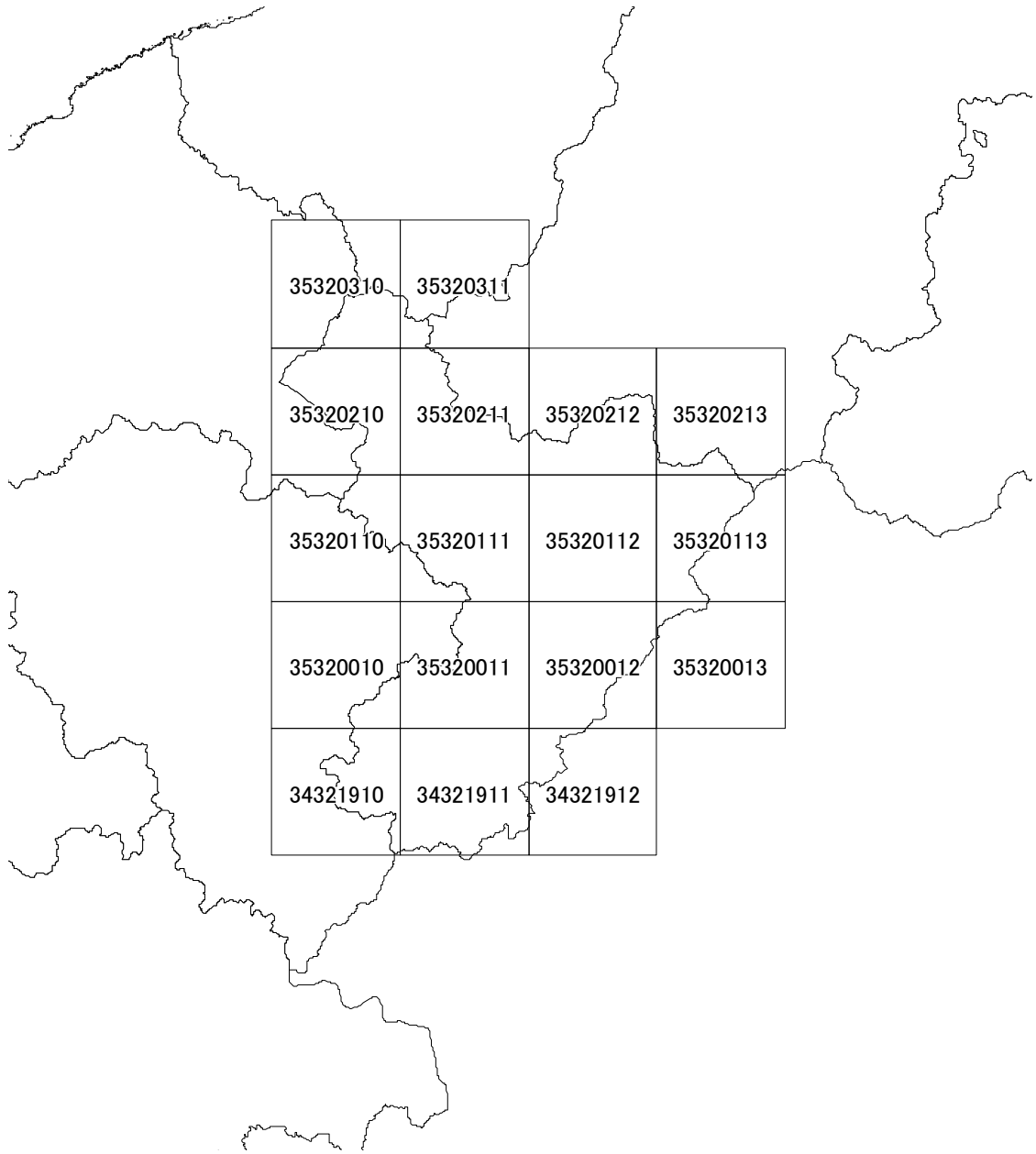


35330402 (RBFN出力値0.4)

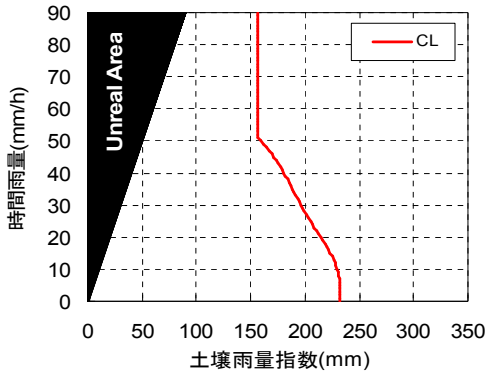


35330303 (RBFN出力値0.4)

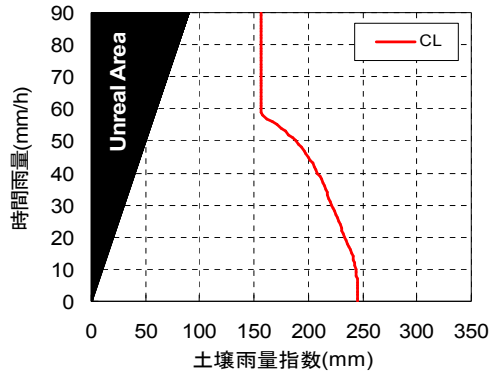
# 飯南町



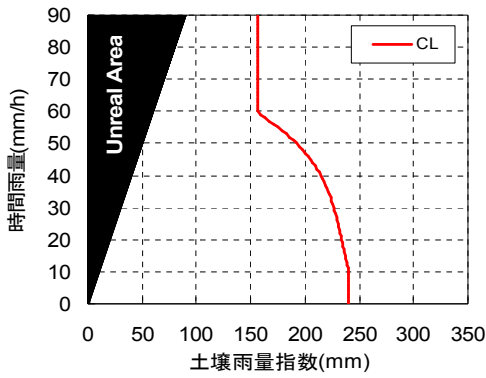
【飯南町】



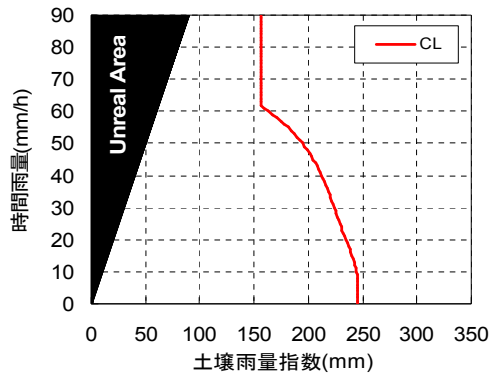
34321910 (RBFN出力値0.2)



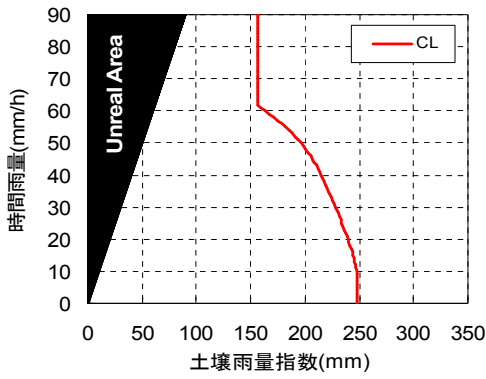
35320010 (RBFN出力値0.2)



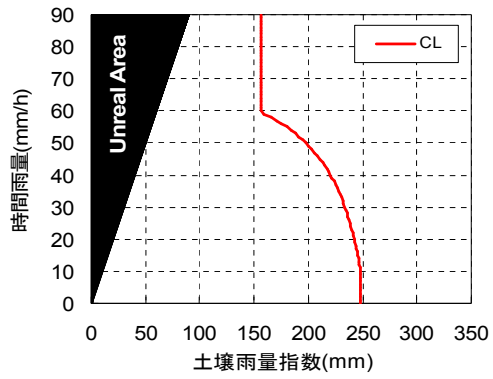
35320110 (RBFN出力値0.2)



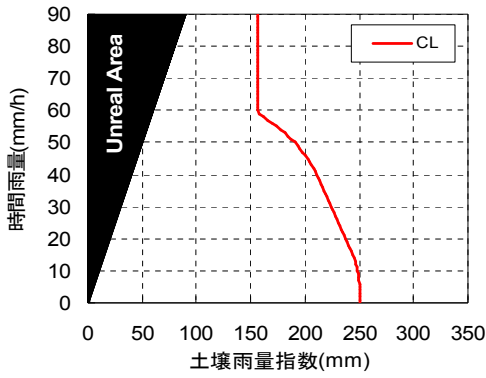
35320210 (RBFN出力値0.2)



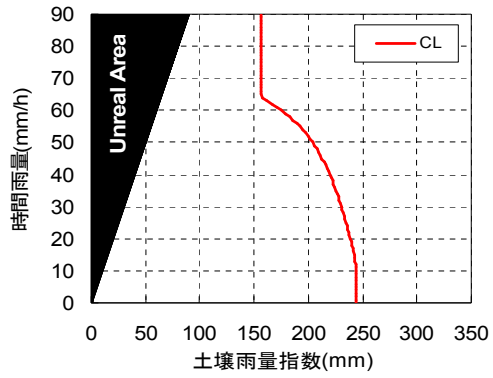
35320310 (RBFN出力値0.2)



34321911 (RBFN出力値0.2)

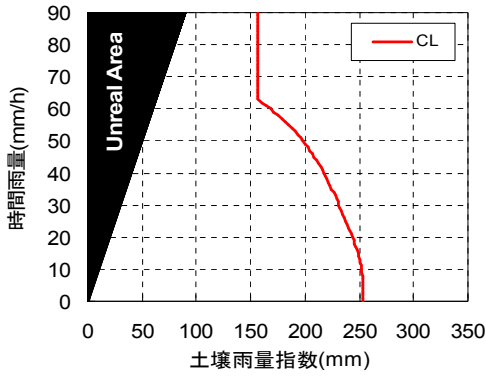


35320011 (RBFN出力値0.2)

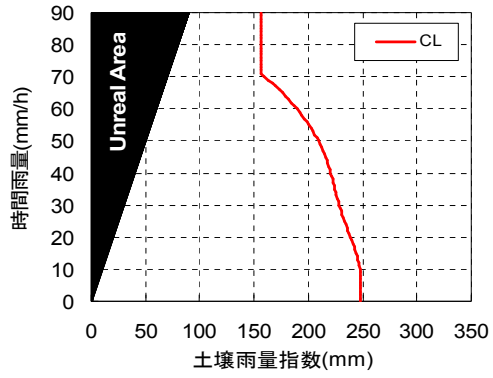


35320111 (RBFN出力値0.2)

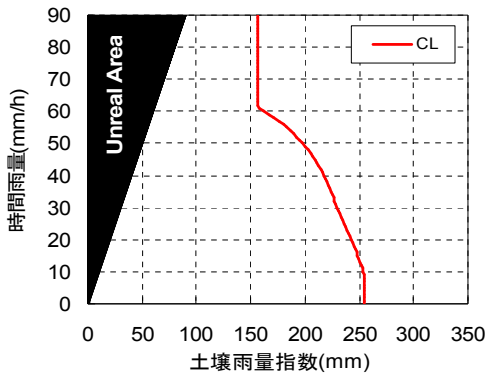
【飯南町】



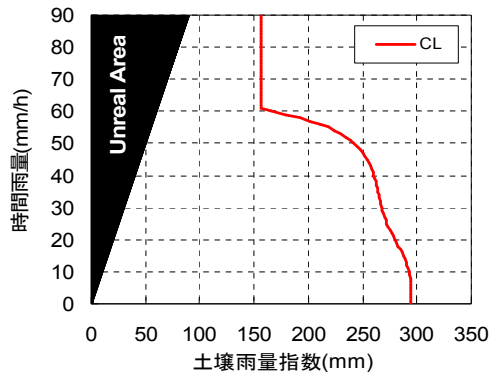
35320211 (RBFN出力値0.2)



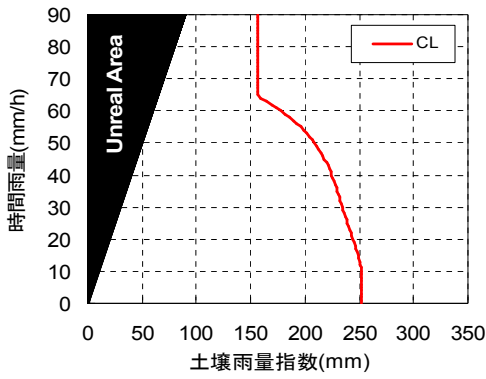
35320311 (RBFN出力値0.2)



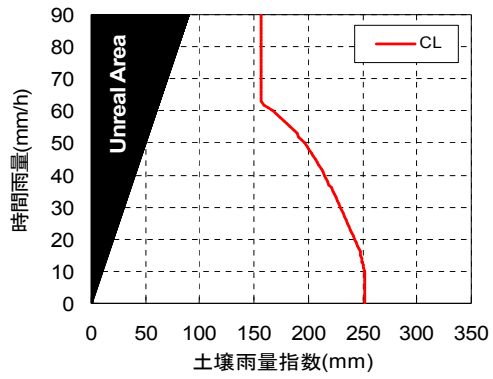
34321912 (RBFN出力値0.2)



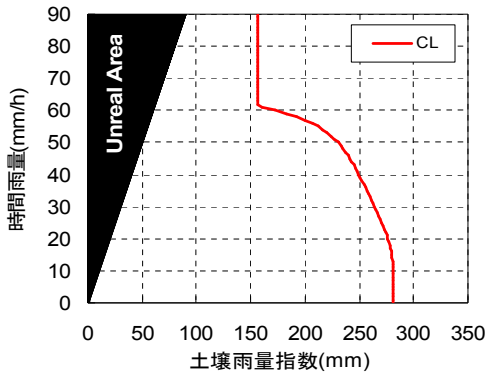
35320012 (RBFN出力値0.2)



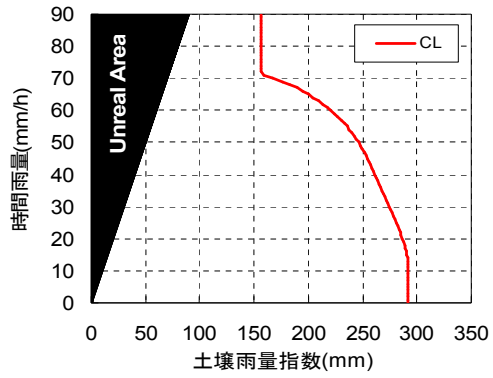
35320112 (RBFN出力値0.2)



35320212 (RBFN出力値0.2)



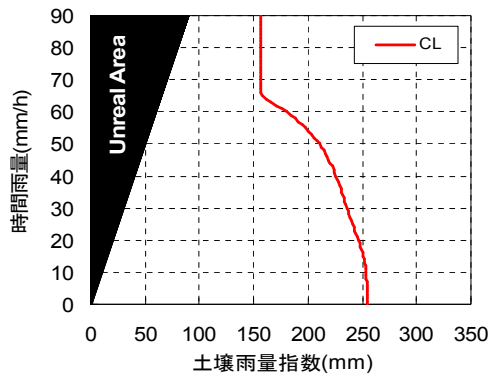
35320013 (RBFN出力値0.2)



35320113 (RBFN出力値0.2)

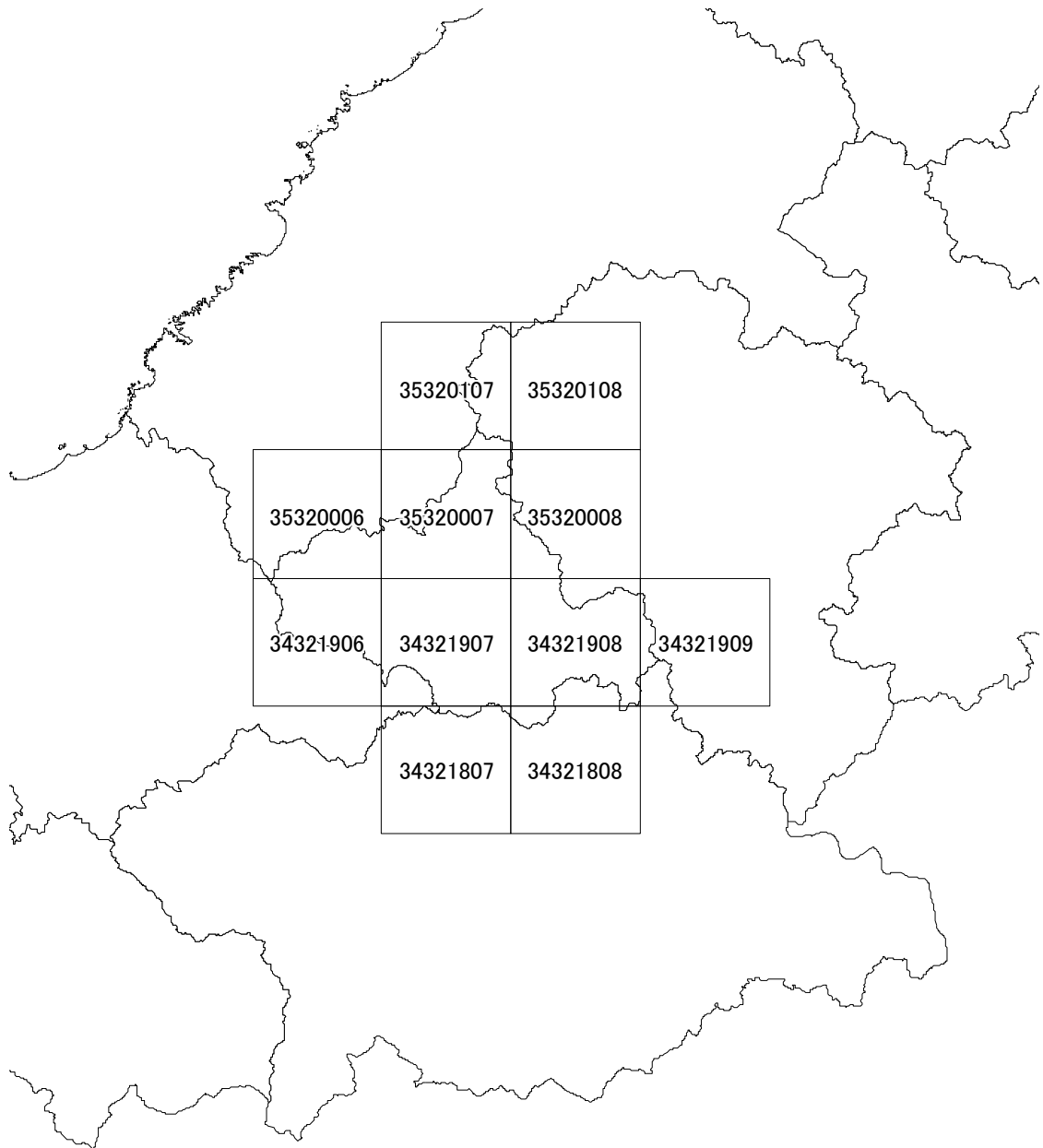


【飯南町】

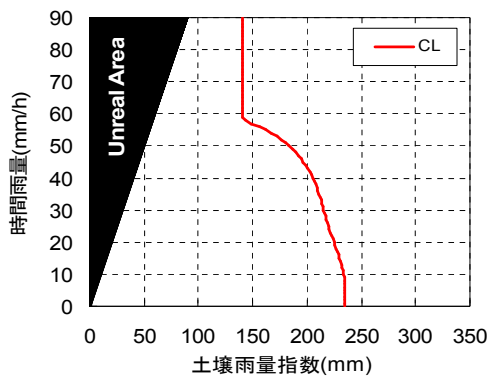


35320213 (RBFN出力値0.2)

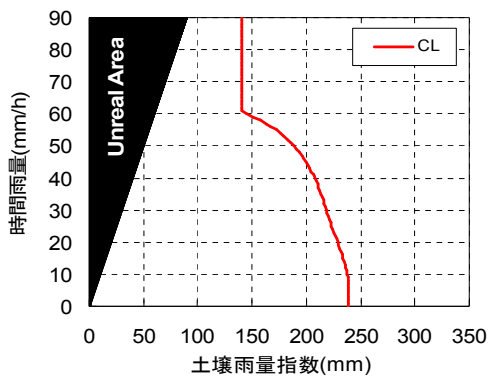
# 川本町



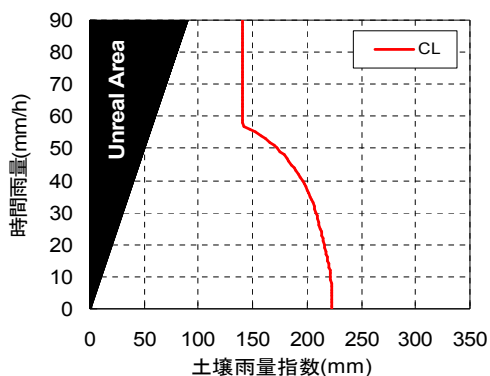
【川本町】



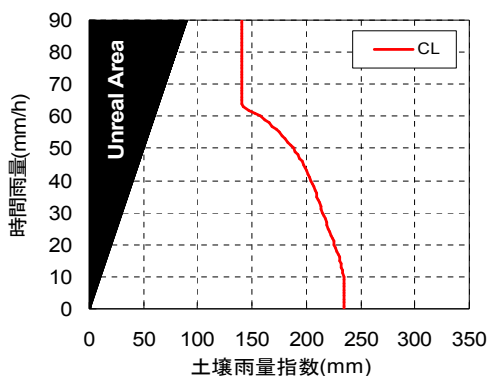
34321906 (RBFN出力値0.2)



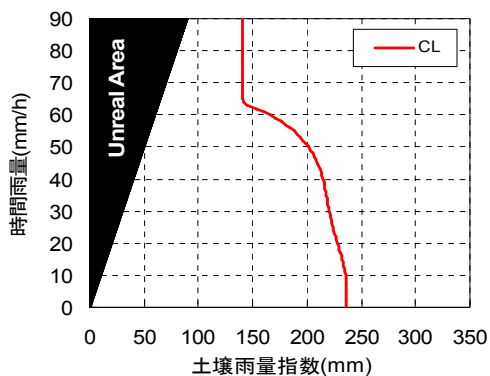
35320006 (RBFN出力値0.2)



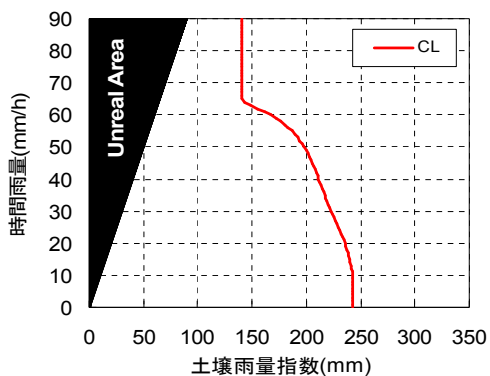
34321807 (RBFN出力値0.2)



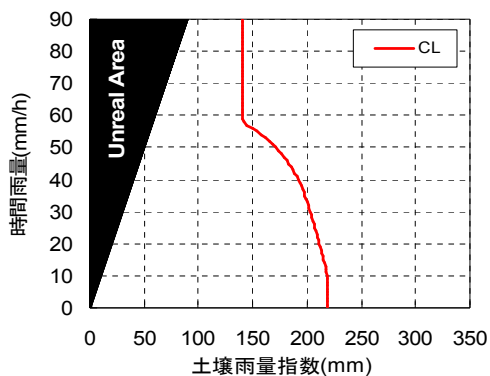
34321907 (RBFN出力値0.2)



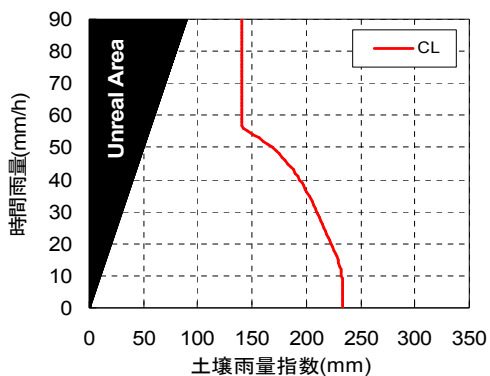
35320007 (RBFN出力値0.2)



35320107 (RBFN出力値0.2)

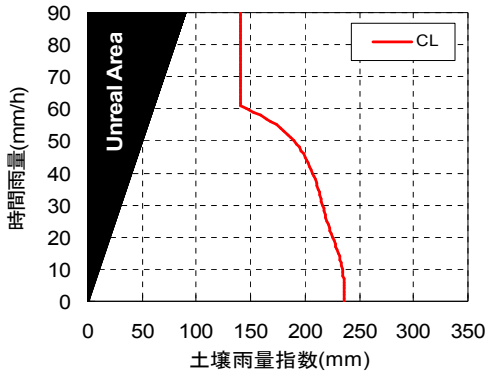


34321808 (RBFN出力値0.2)

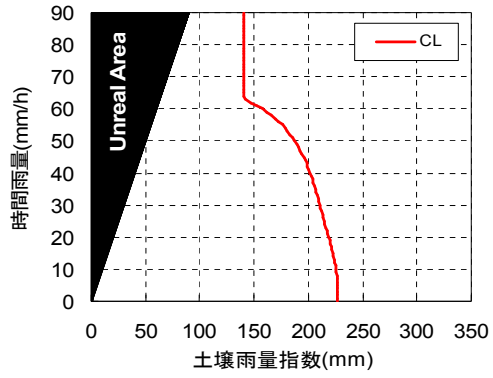


34321908 (RBFN出力値0.2)

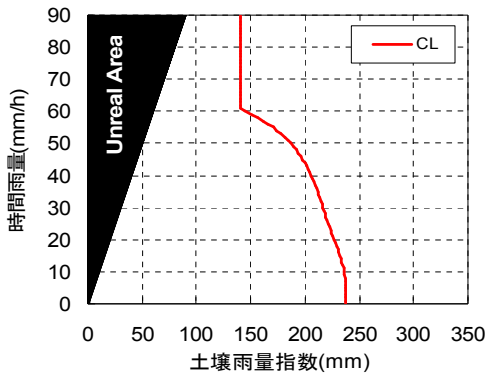
【川本町】



35320008 (RBFN出力値0.2)

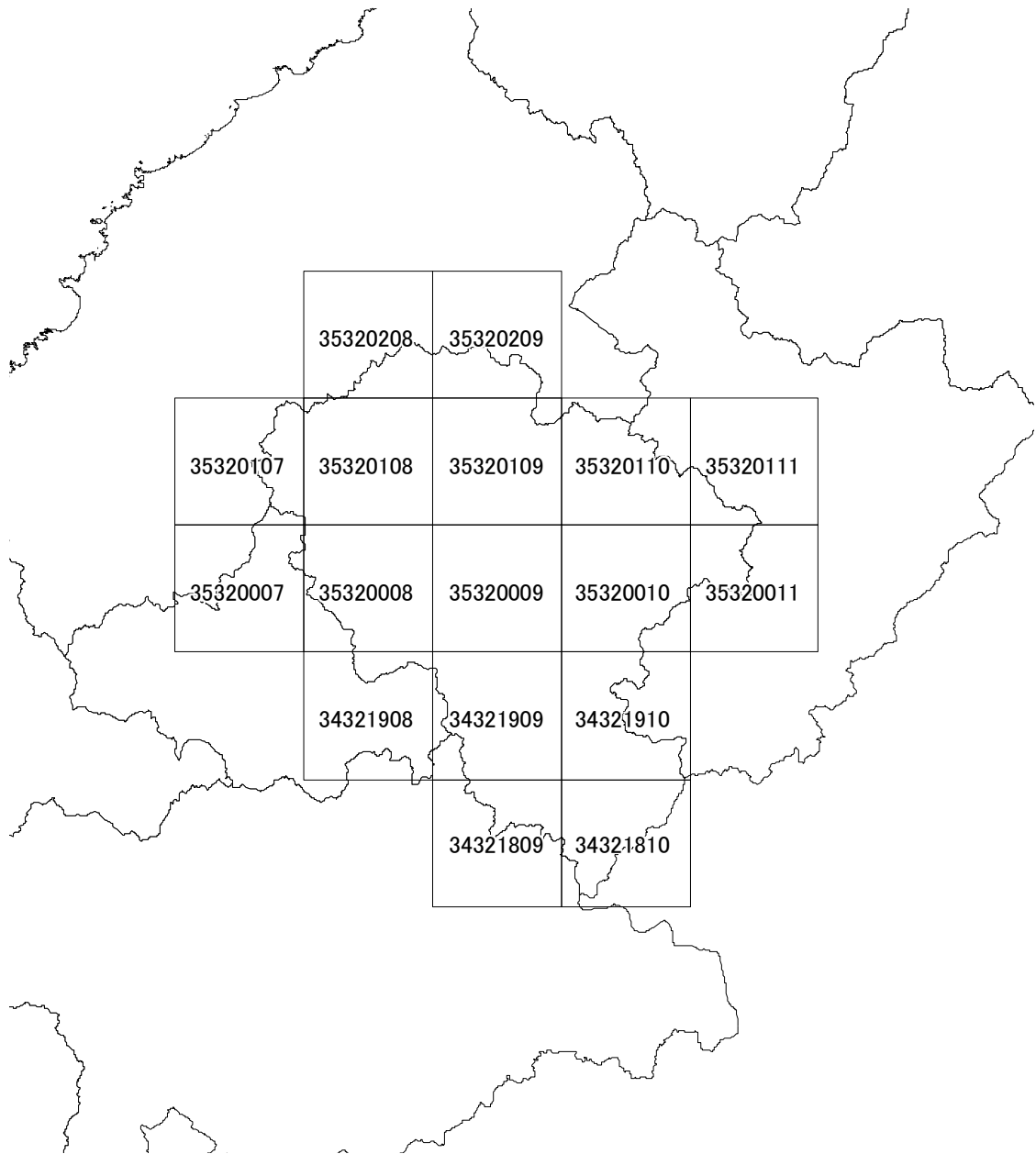


35320108 (RBFN出力値0.2)

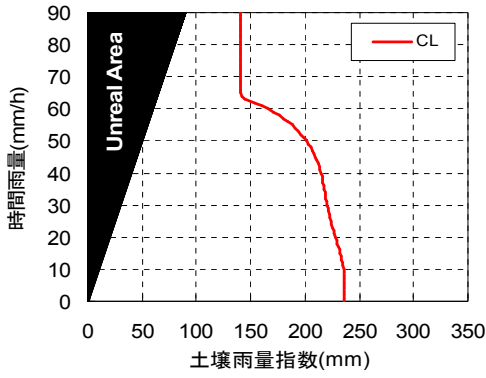


34321909 (RBFN出力値0.2)

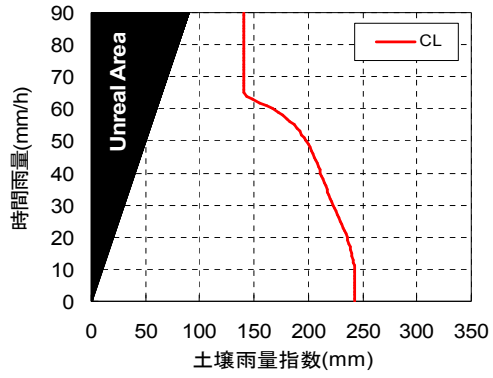
# 美郷町



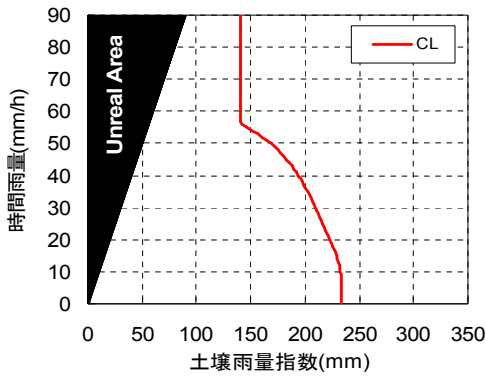
【美郷町】



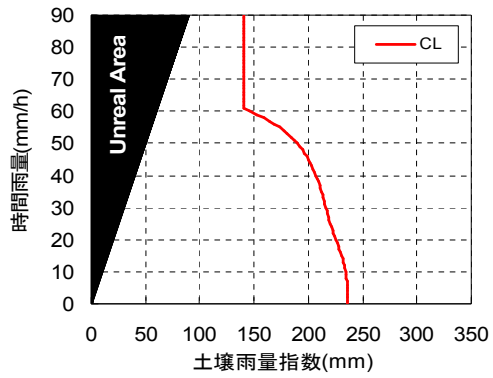
35320007 (RBFN出力値0.2)



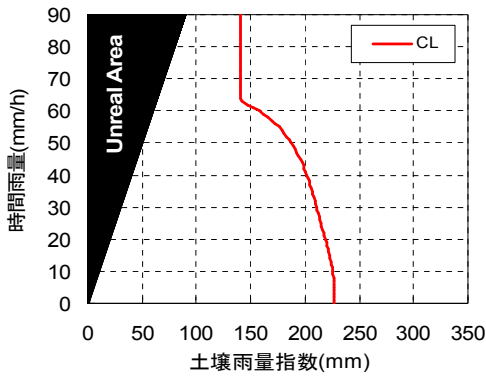
35320107 (RBFN出力値0.2)



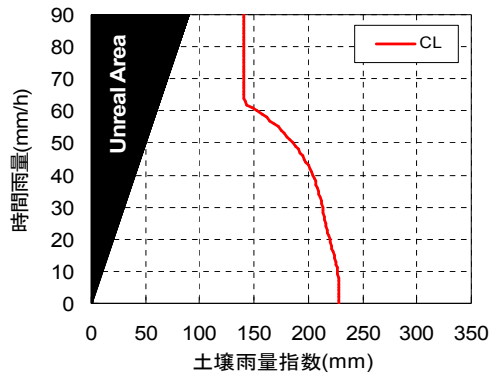
34321908 (RBFN出力値0.2)



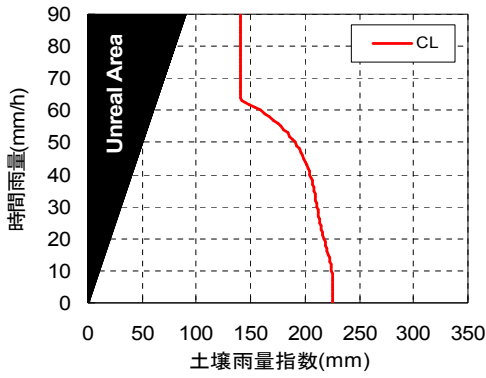
35320008 (RBFN出力値0.2)



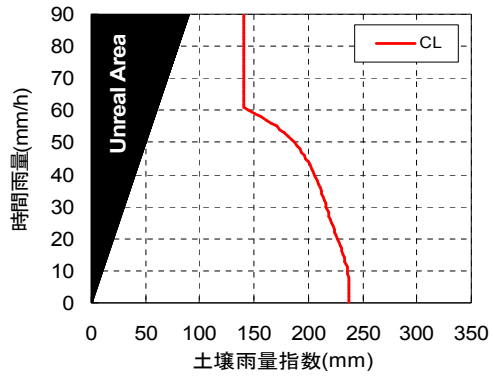
35320108 (RBFN出力値0.2)



35320208 (RBFN出力値0.2)

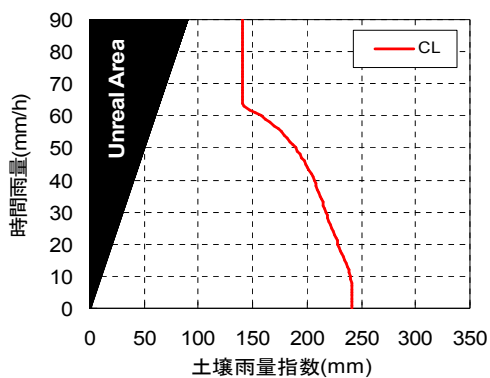


34321809 (RBFN出力値0.2)

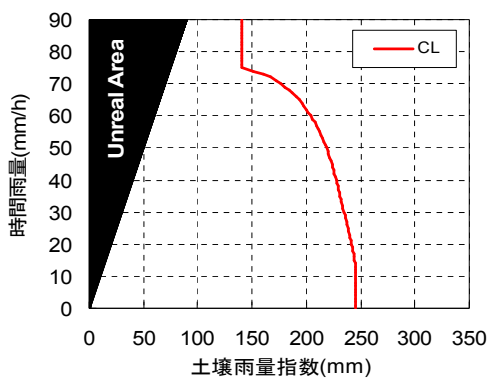


34321909 (RBFN出力値0.2)

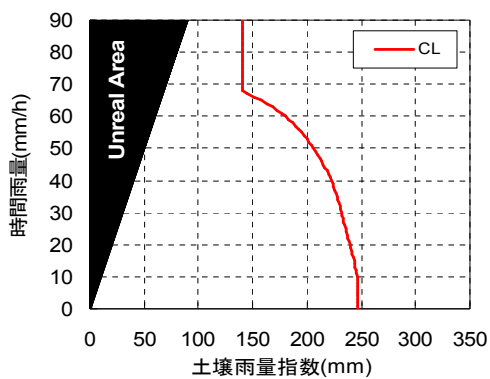
【美郷町】



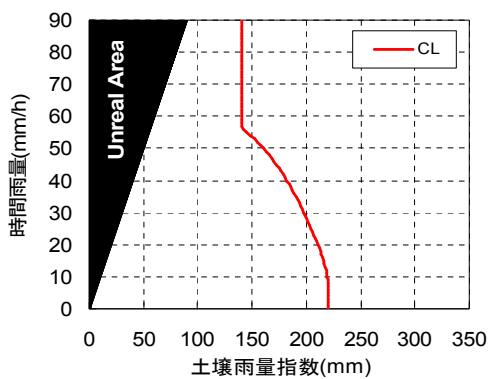
35320009 (RBFN出力値0.2)



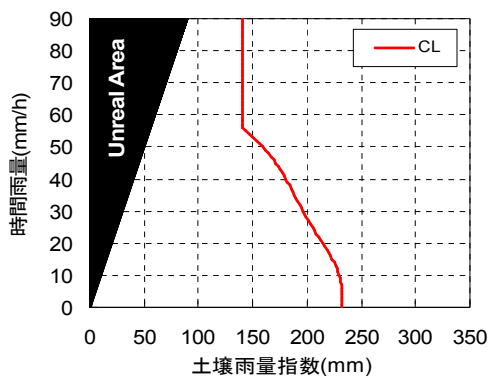
35320109 (RBFN出力値0.2)



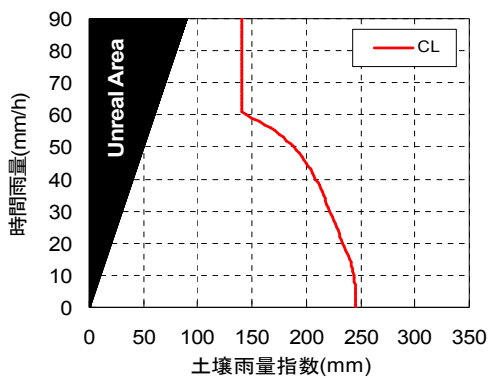
35320209 (RBFN出力値0.2)



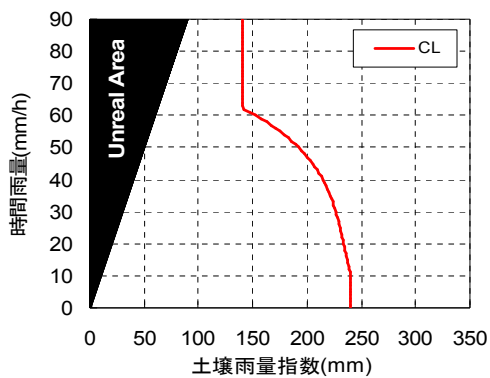
34321810 (RBFN出力値0.2)



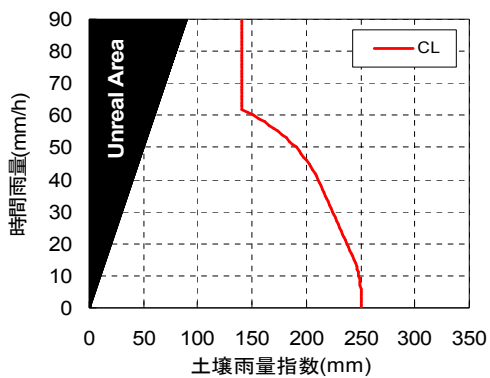
34321910 (RBFN出力値0.2)



35320010 (RBFN出力値0.2)

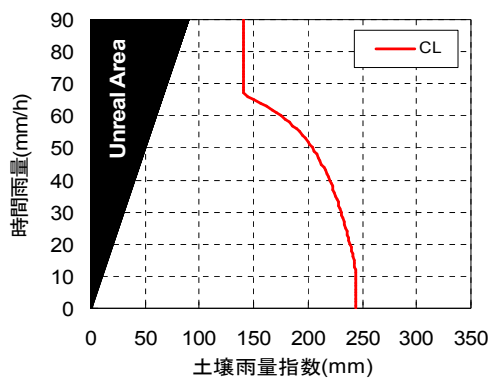


35320110 (RBFN出力値0.2)



35320011 (RBFN出力値0.2)

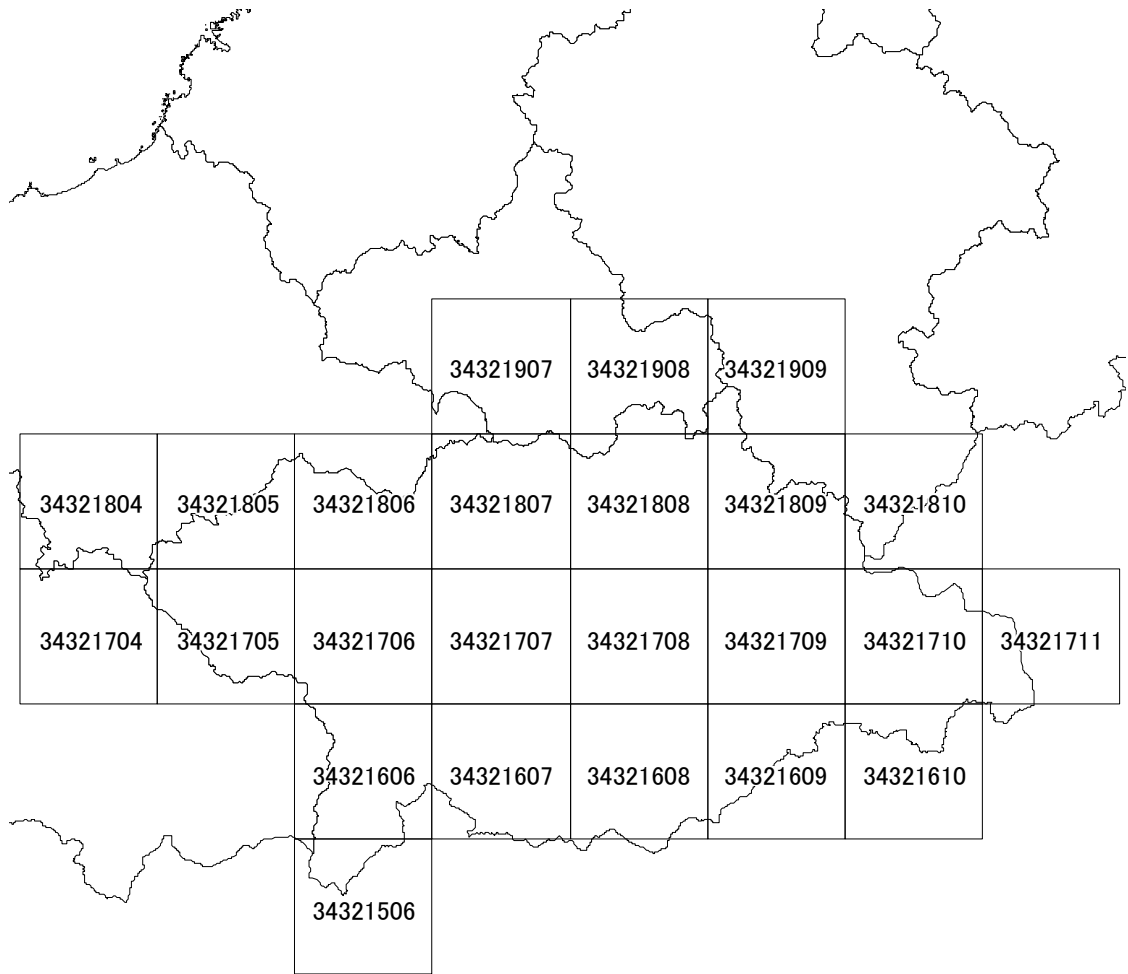
【美郷町】



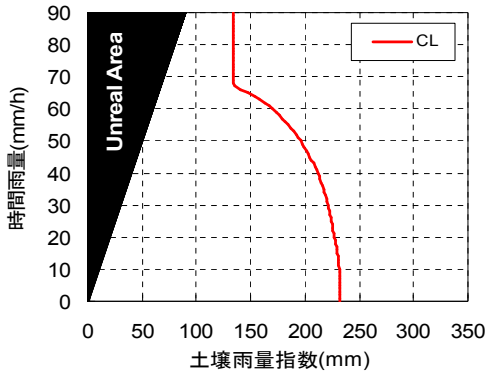
35320111 (RBFN出力値0.2)



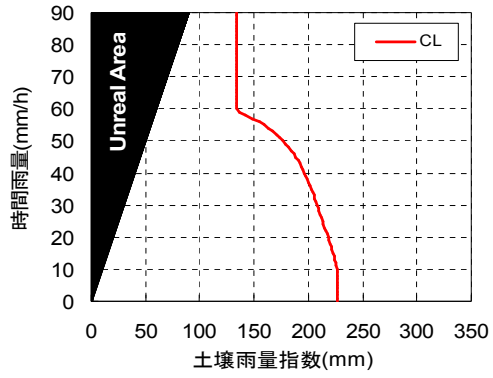
# 邑南町



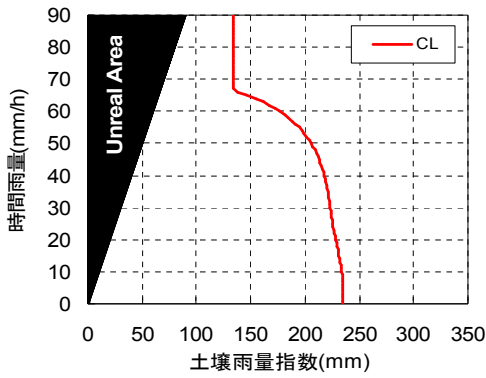
【邑南町】



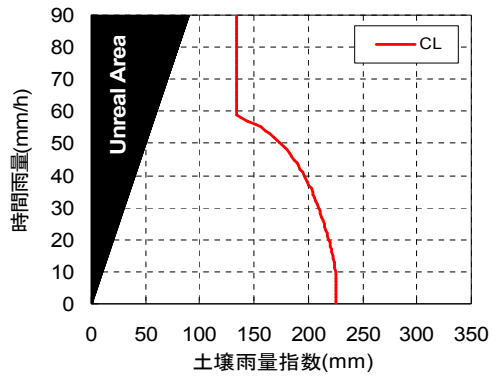
34321704 (RBFN出力値0.2)



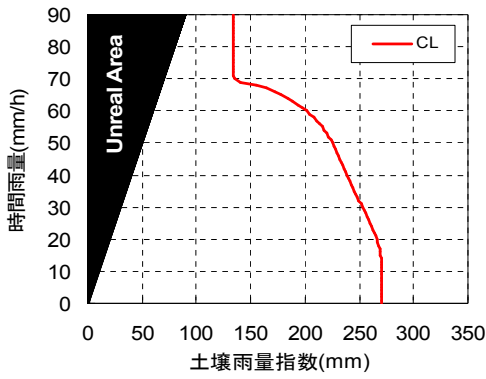
34321804 (RBFN出力値0.2)



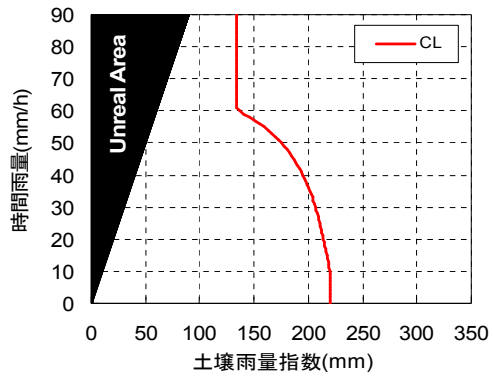
34321705 (RBFN出力値0.2)



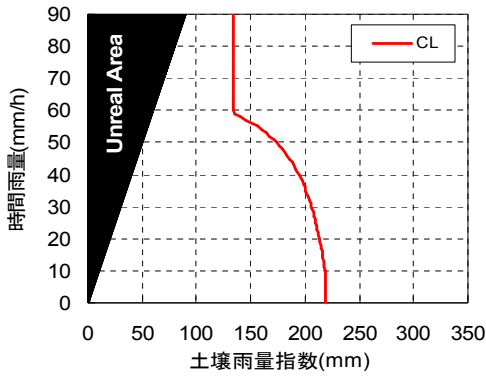
34321805 (RBFN出力値0.2)



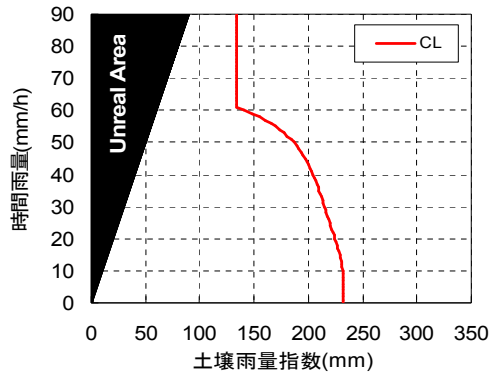
34321506 (RBFN出力値0.2)



34321606 (RBFN出力値0.2)

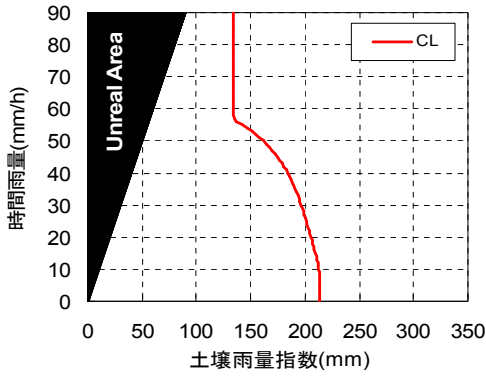


34321706 (RBFN出力値0.2)

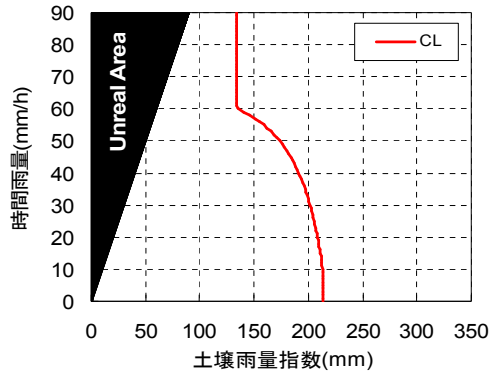


34321806 (RBFN出力値0.2)

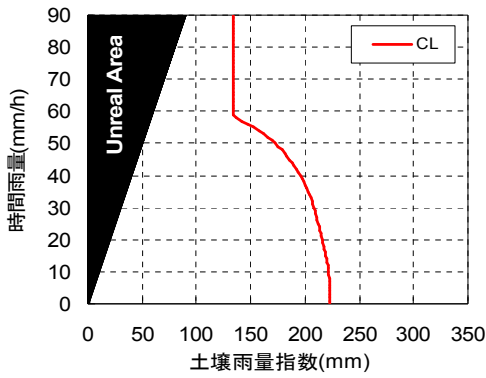
【邑南町】



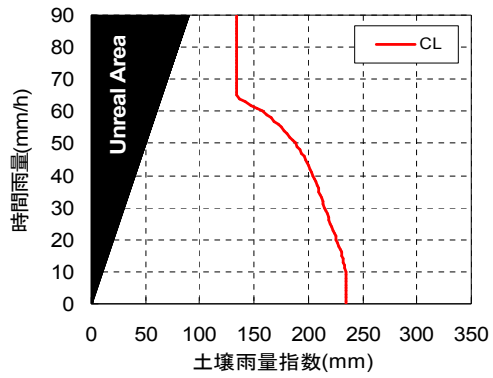
34321607 (RBFN出力値0.2)



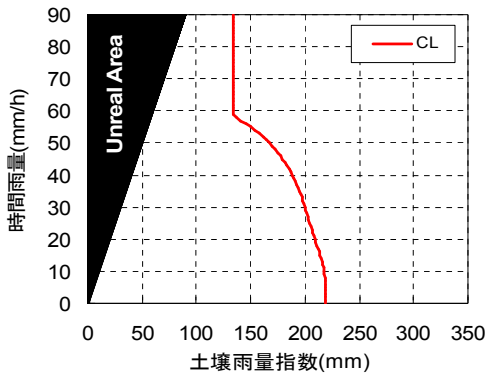
34321707 (RBFN出力値0.2)



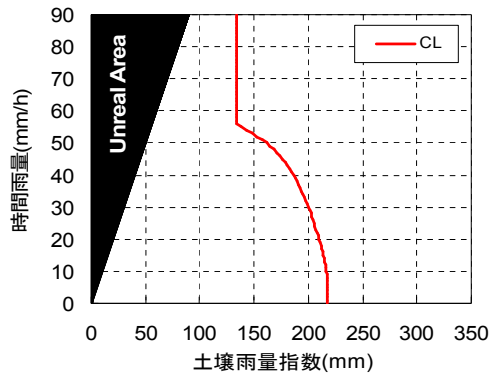
34321807 (RBFN出力値0.2)



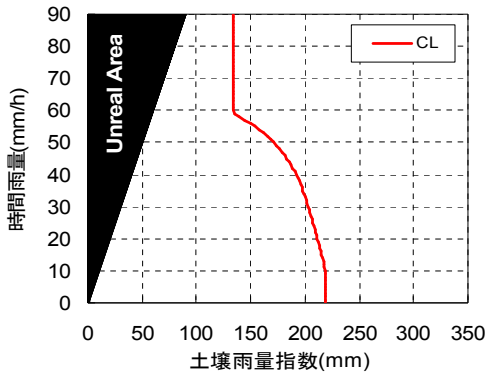
34321907 (RBFN出力値0.2)



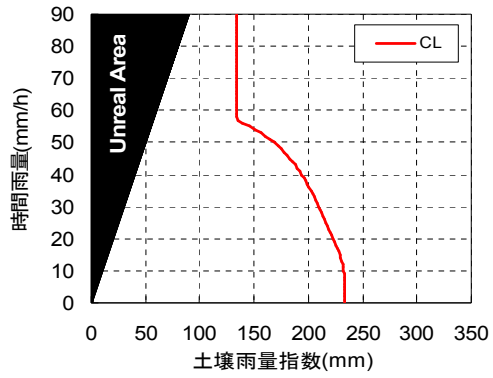
34321608 (RBFN出力値0.2)



34321708 (RBFN出力値0.2)

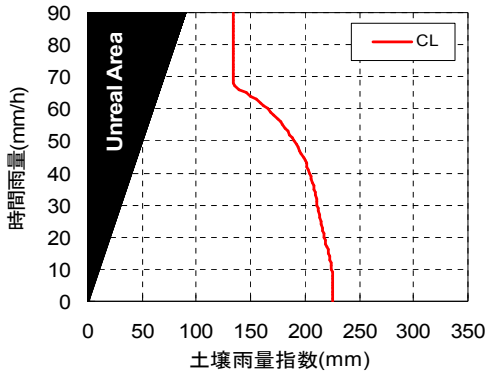


34321808 (RBFN出力値0.2)

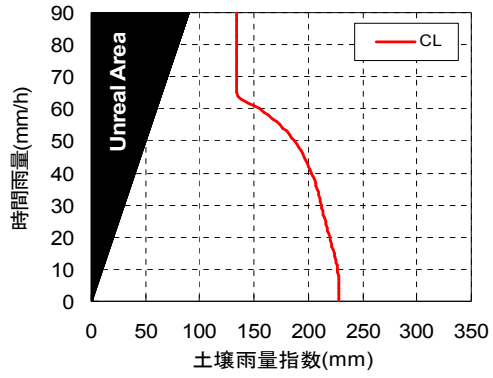


34321908 (RBFN出力値0.2)

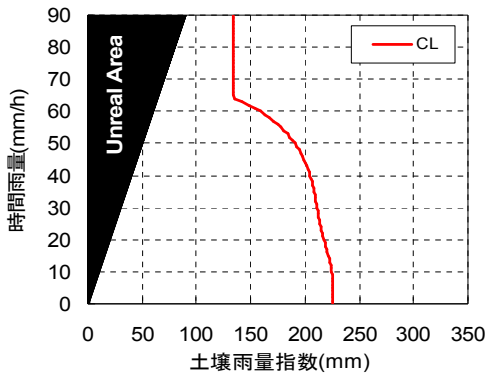
【邑南町】



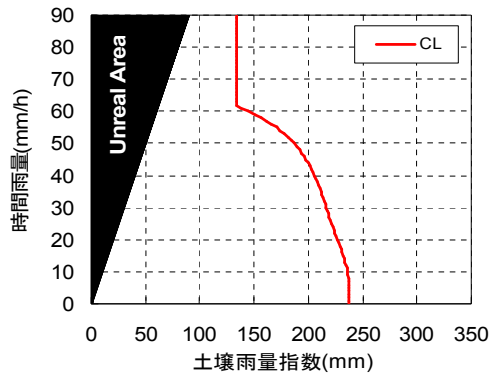
34321609 (RBFN出力値0.2)



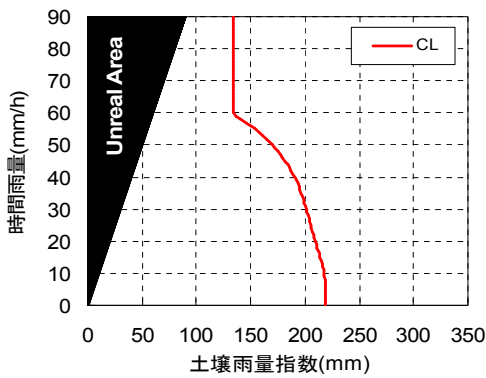
34321709 (RBFN出力値0.2)



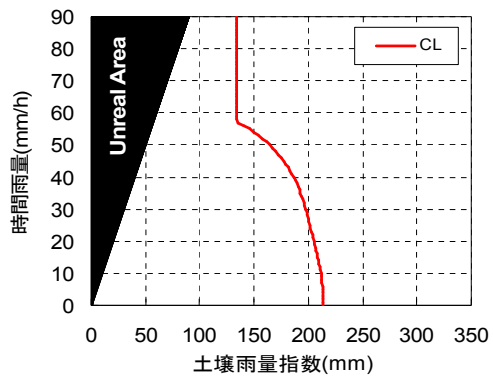
34321809 (RBFN出力値0.2)



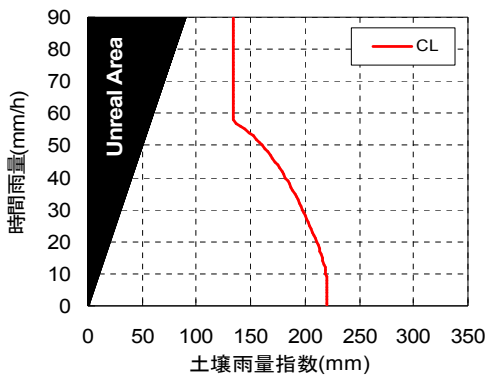
34321909 (RBFN出力値0.2)



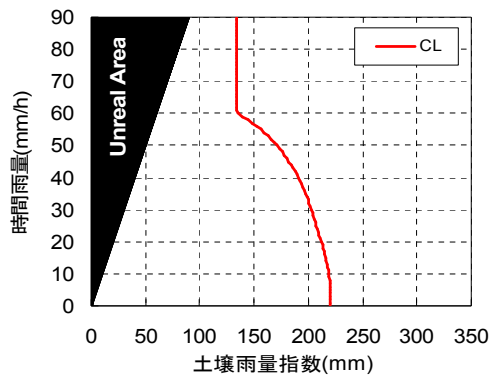
34321610 (RBFN出力値0.2)



34321710 (RBFN出力値0.2)

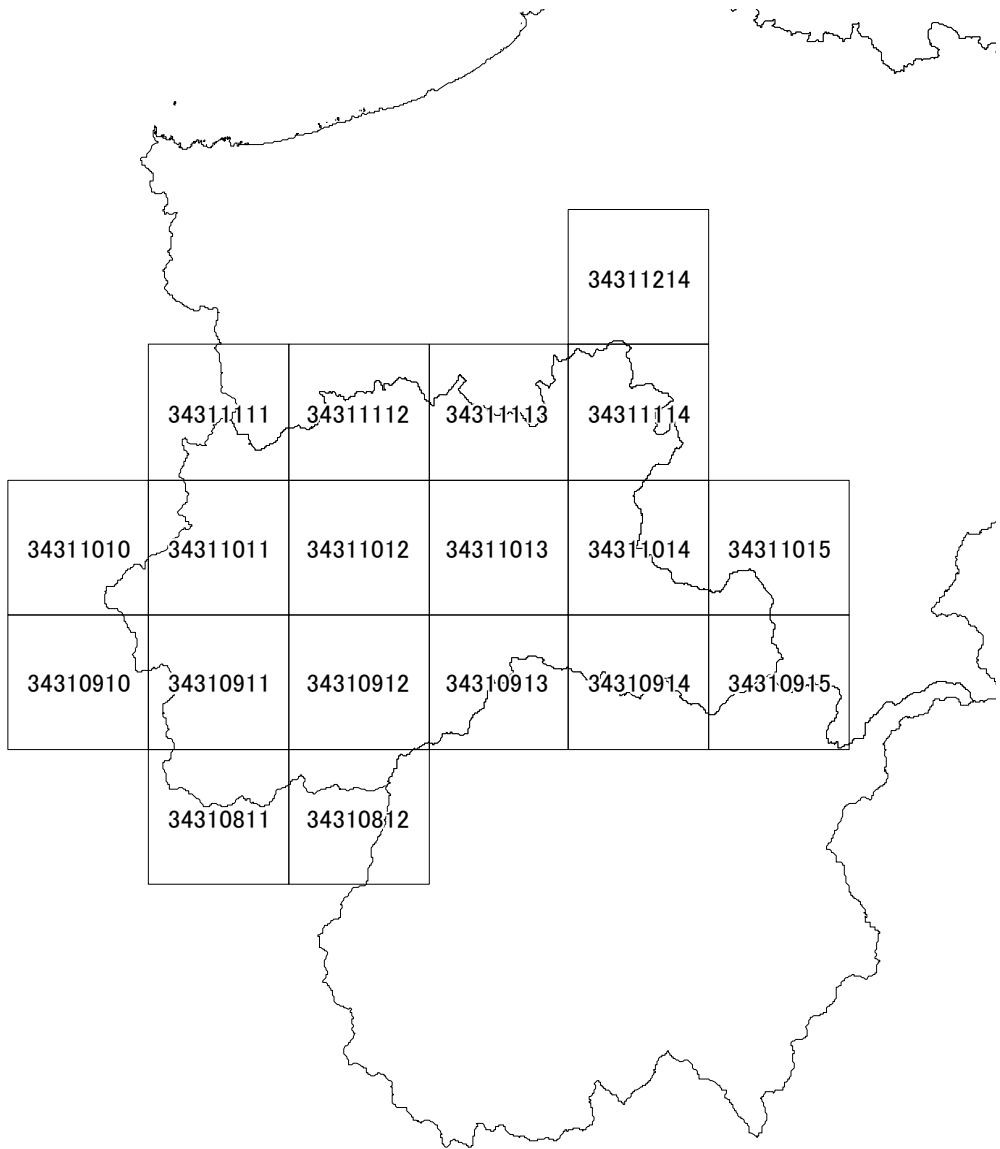


34321810 (RBFN出力値0.2)

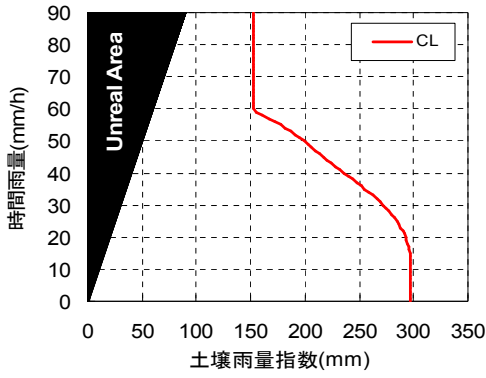


34321711 (RBFN出力値0.2)

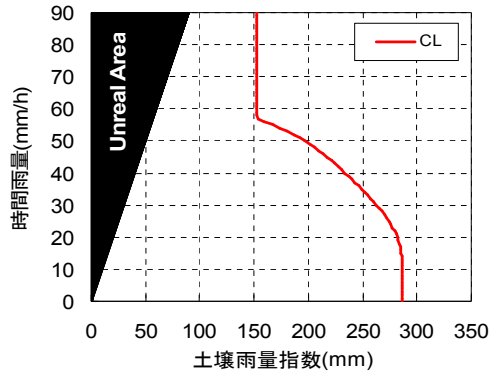
# 津和野町



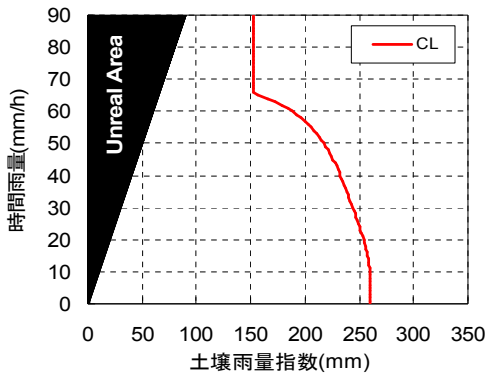
【津和野町】



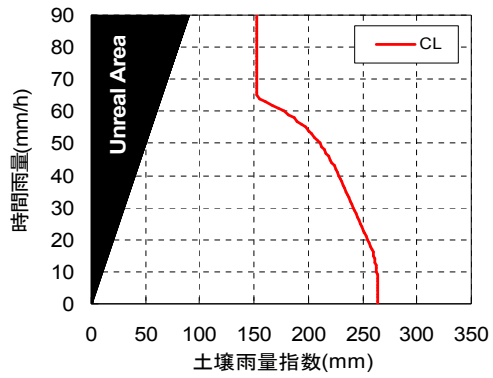
34310910(RBFN出力値0.2)



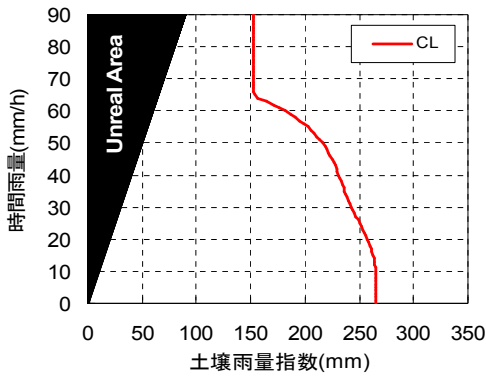
34311010(RBFN出力値0.2)



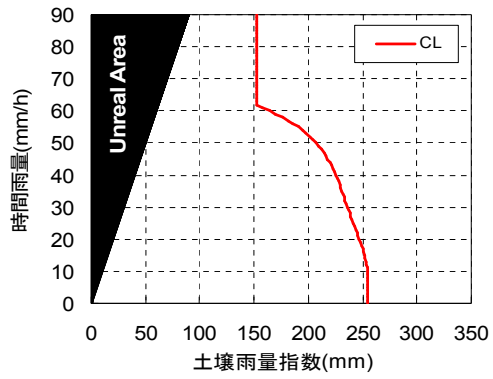
34310811(RBFN出力値0.2)



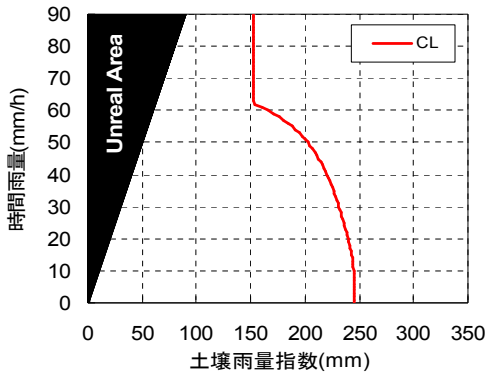
34310911(RBFN出力値0.2)



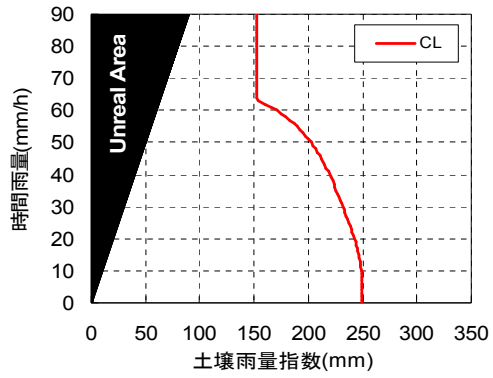
34311011(RBFN出力値0.2)



34311111(RBFN出力値0.2)

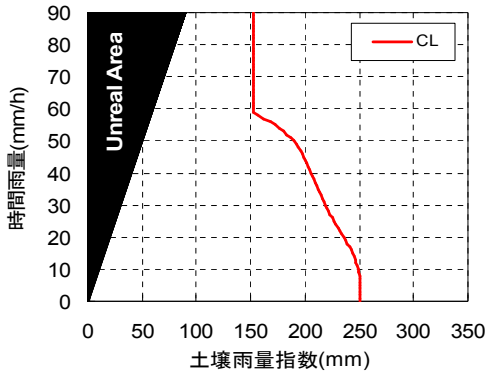


34310812(RBFN出力値0.2)

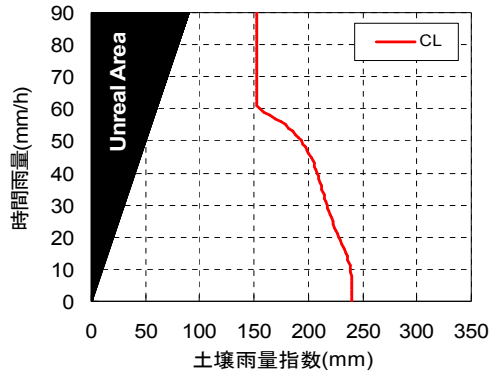


34310912(RBFN出力値0.2)

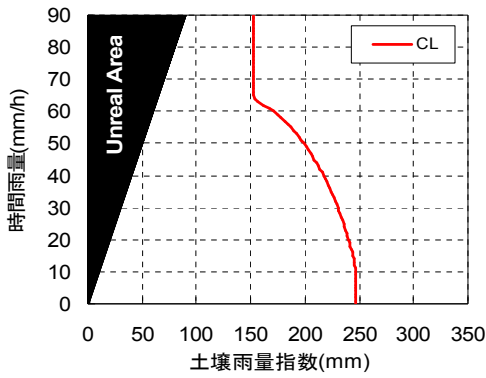
【津和野町】



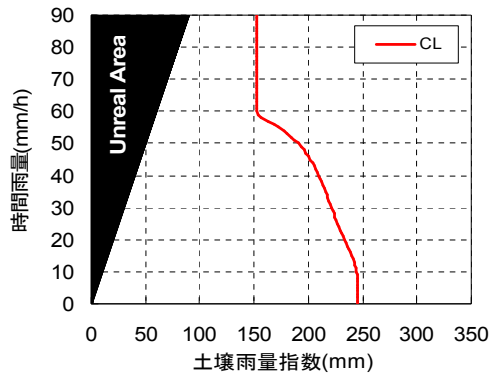
34311012(RBFN出力値0.2)



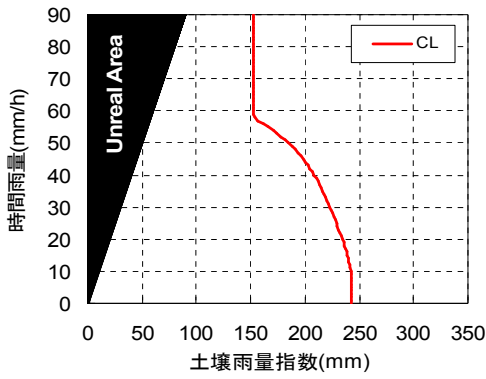
34311112(RBFN出力値0.2)



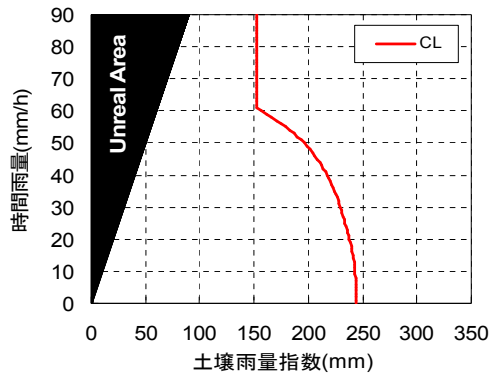
34310913(RBFN出力値0.2)



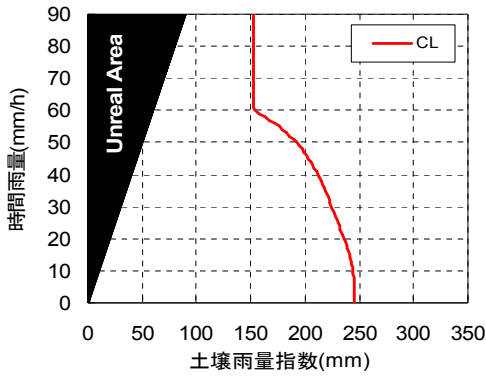
34311013(RBFN出力値0.2)



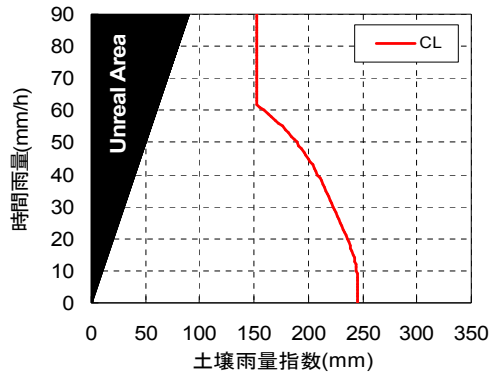
34311113(RBFN出力値0.2)



34310914(RBFN出力値0.2)

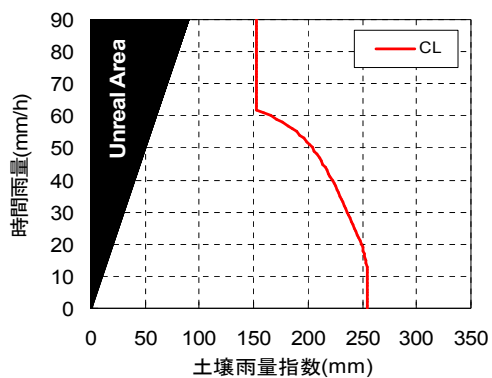


34311014(RBFN出力値0.2)

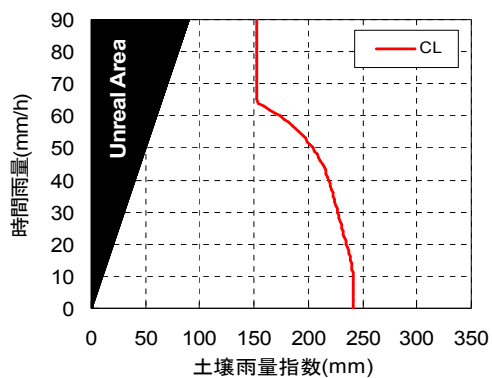


34311114(RBFN出力値0.2)

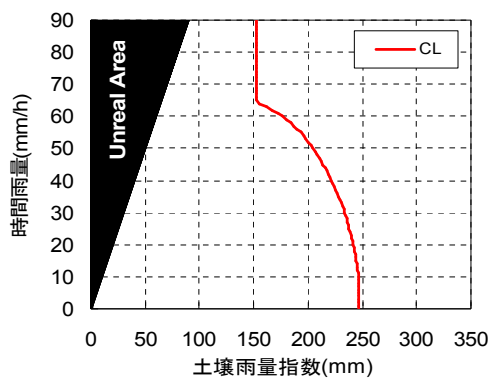
【津和野町】



34311214 (RBFN出力値0.2)



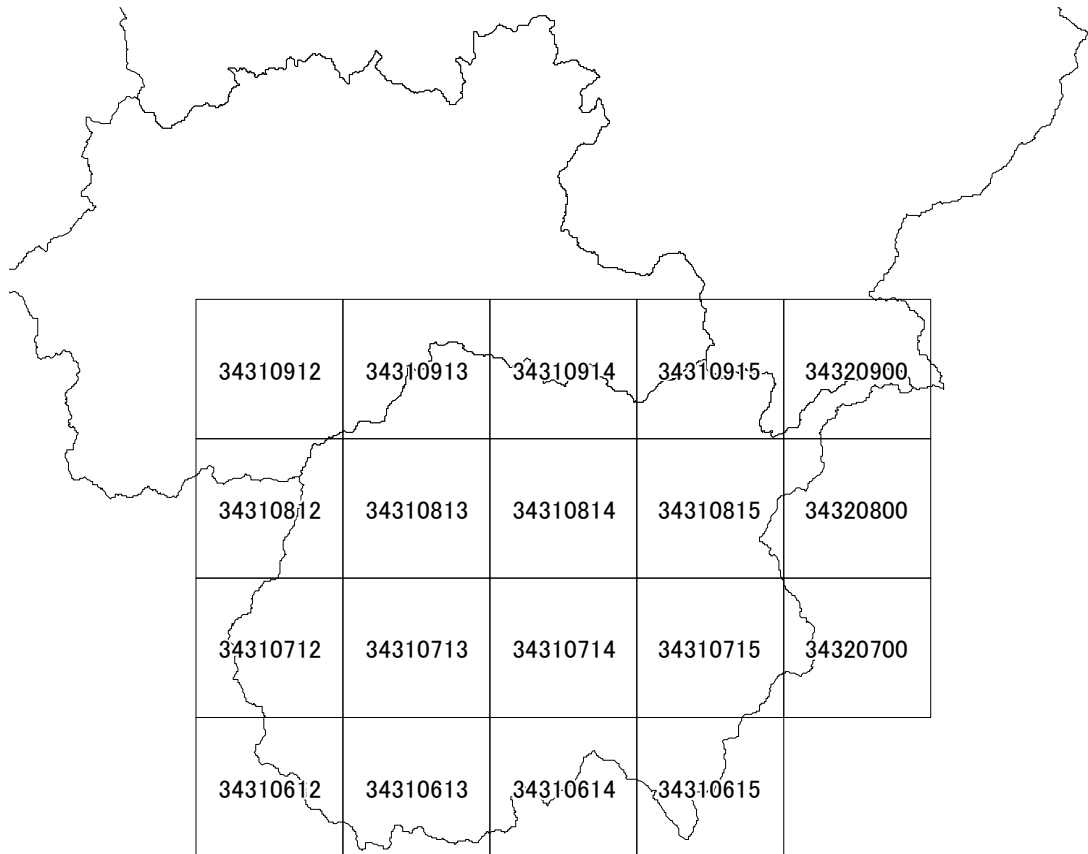
34310915 (RBFN出力値0.2)



34311015 (RBFN出力値0.2)

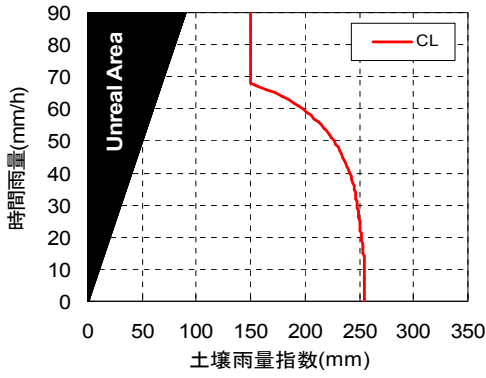


# 吉賀町

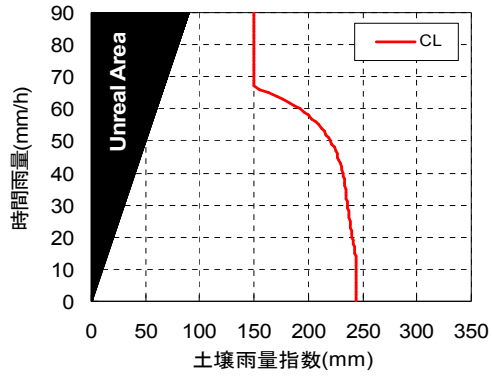


34310912	34310913	34310914	34310915	34320900
34310812	34310813	34310814	34310815	34320800
34310712	34310713	34310714	34310715	34320700
34310612	34310613	34310614	34310615	

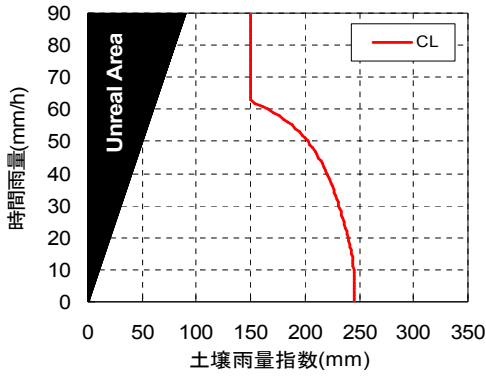
【吉賀町】



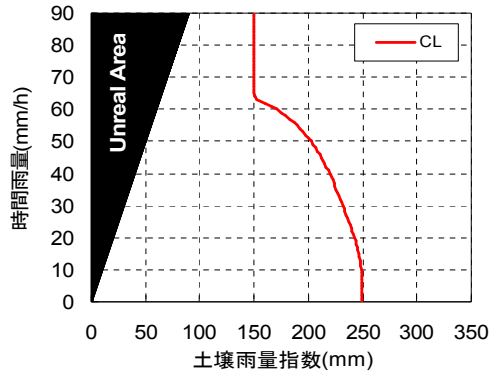
34310612 (RBFN出力値0.2)



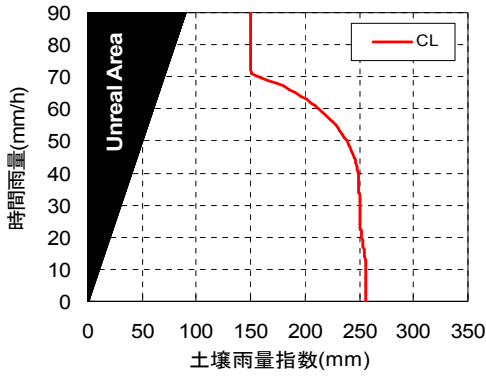
34310712 (RBFN出力値0.2)



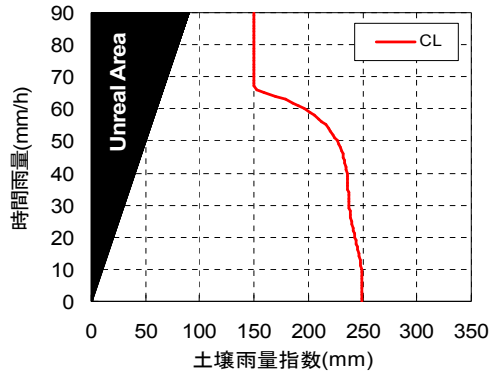
34310812 (RBFN出力値0.2)



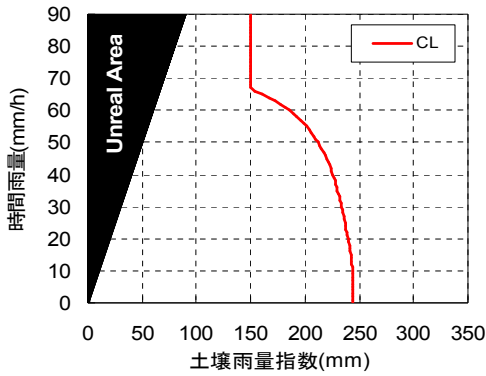
34310912 (RBFN出力値0.2)



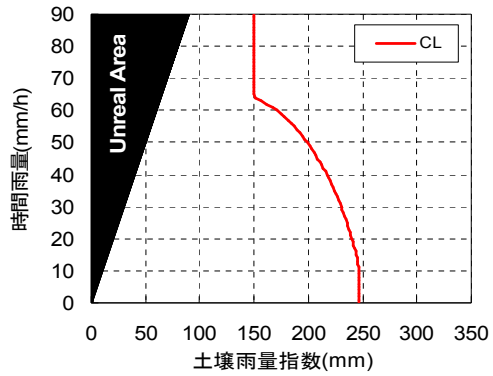
34310613 (RBFN出力値0.2)



34310713 (RBFN出力値0.2)

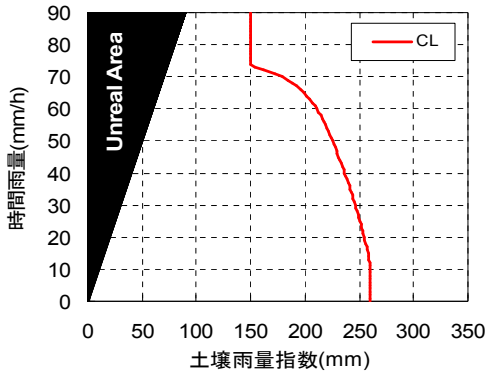


34310813 (RBFN出力値0.2)

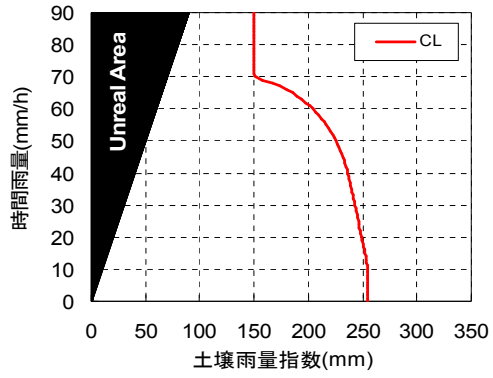


34310913 (RBFN出力値0.2)

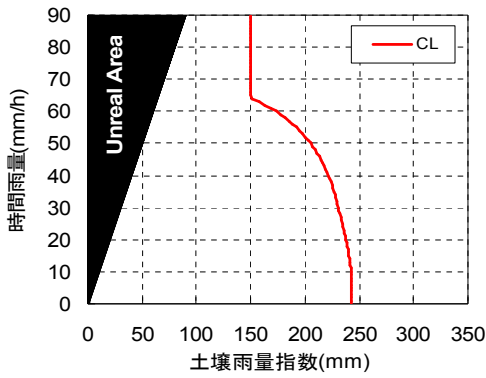
【吉賀町】



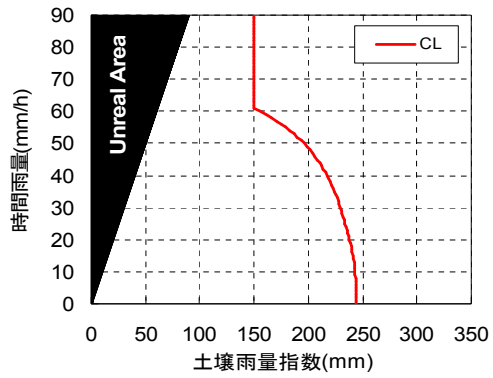
34310614 (RBFN出力値0.2)



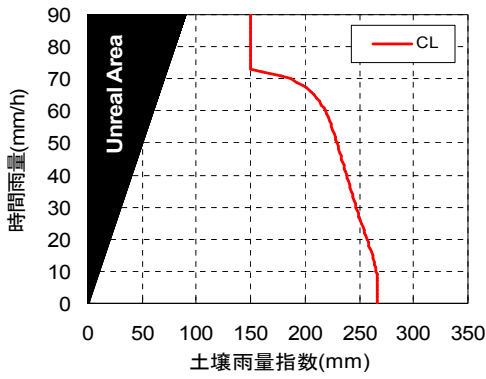
34310714 (RBFN出力値0.2)



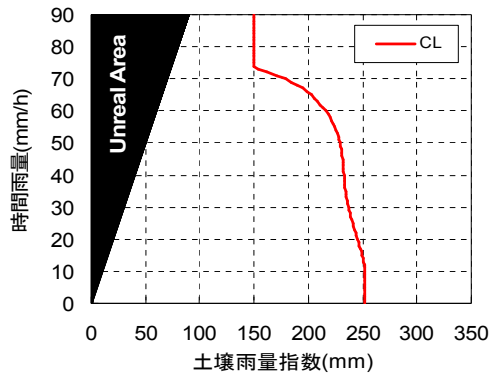
34310814 (RBFN出力値0.2)



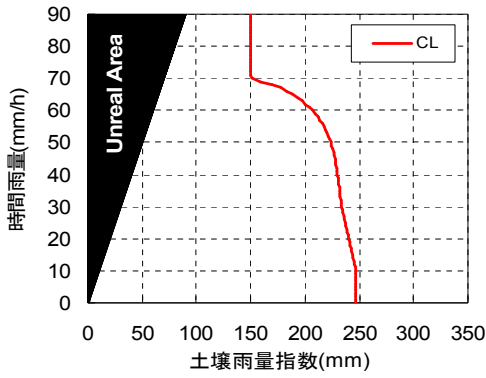
34310914 (RBFN出力値0.2)



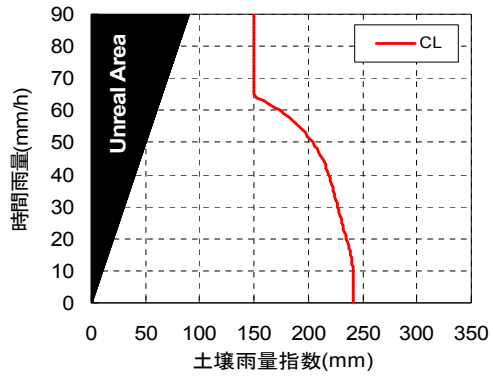
34310615 (RBFN出力値0.2)



34310715 (RBFN出力値0.2)

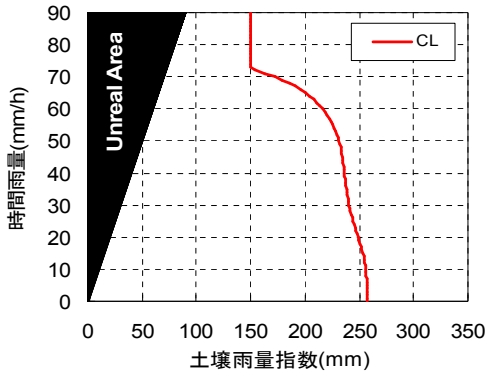


34310815 (RBFN出力値0.2)

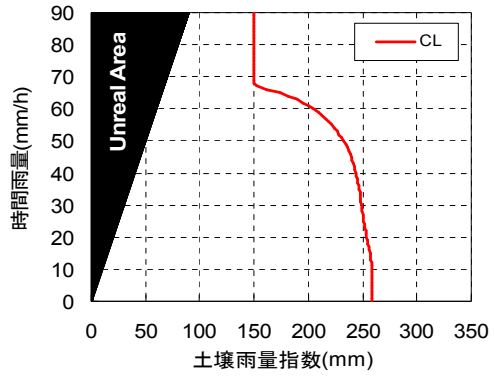


34310915 (RBFN出力値0.2)

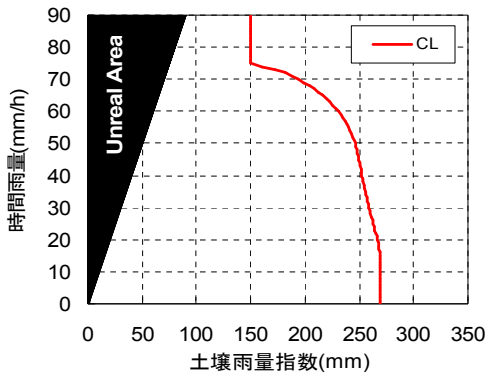
【吉賀町】



34320700 (RBFN出力値0.2)

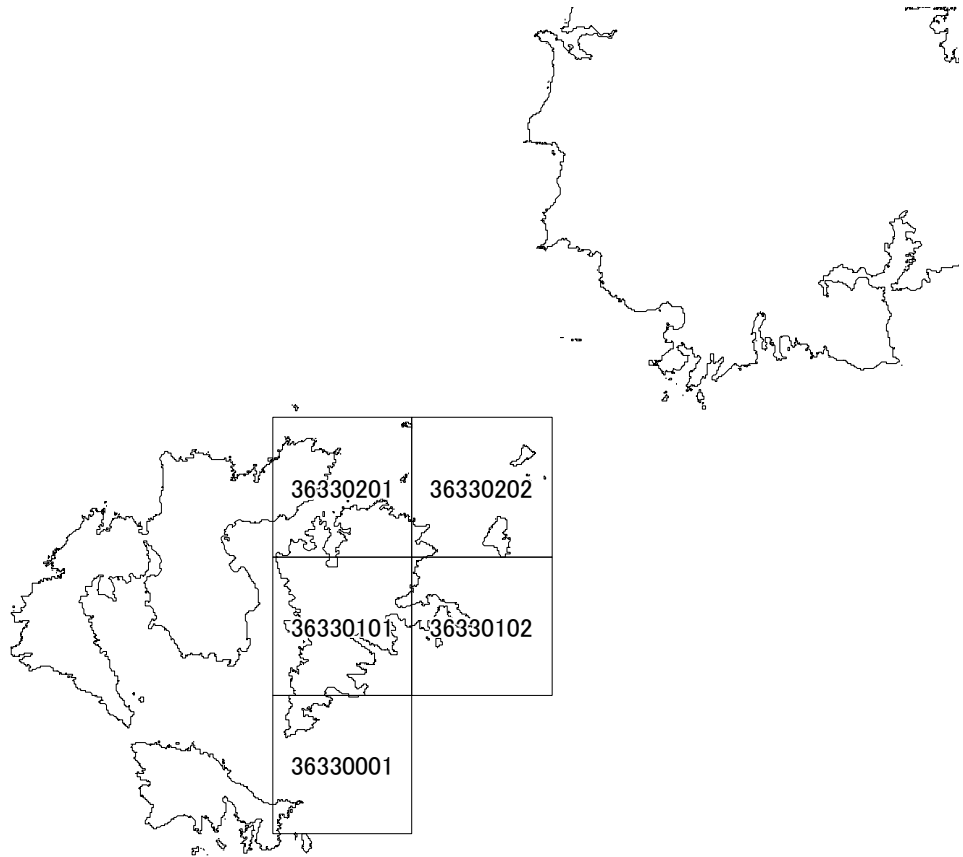


34320800 (RBFN出力値0.2)

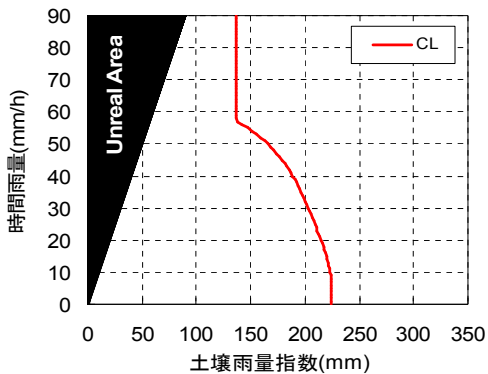


34320900 (RBFN出力値0.2)

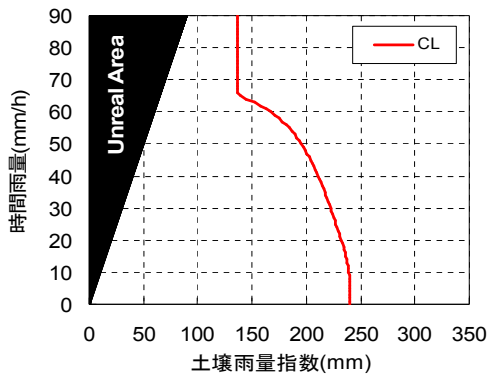
# 海士町



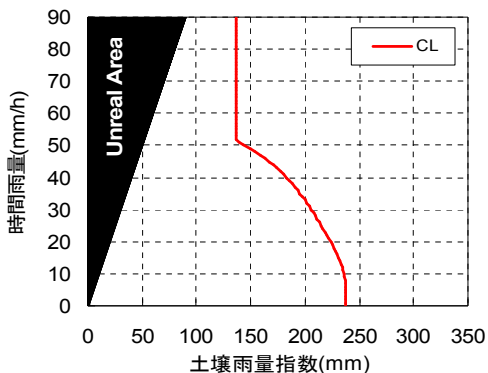
【海士町】



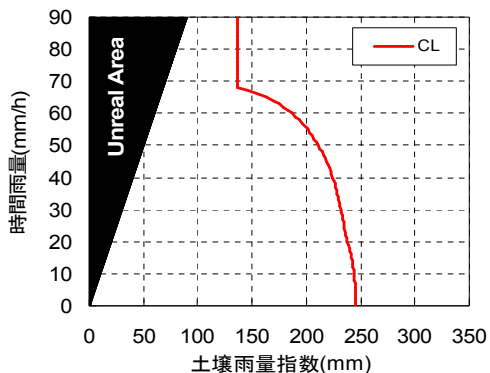
36330001 (RBFN出力値0.2)



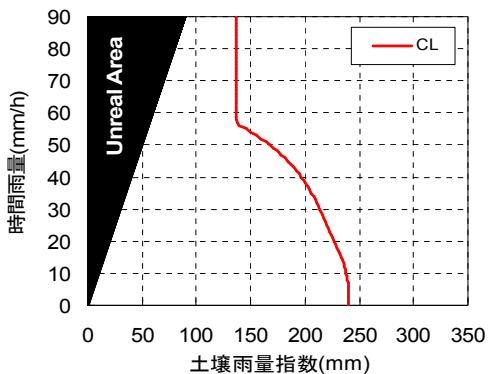
36330101 (RBFN出力値0.2)



36330201 (RBFN出力値0.2)

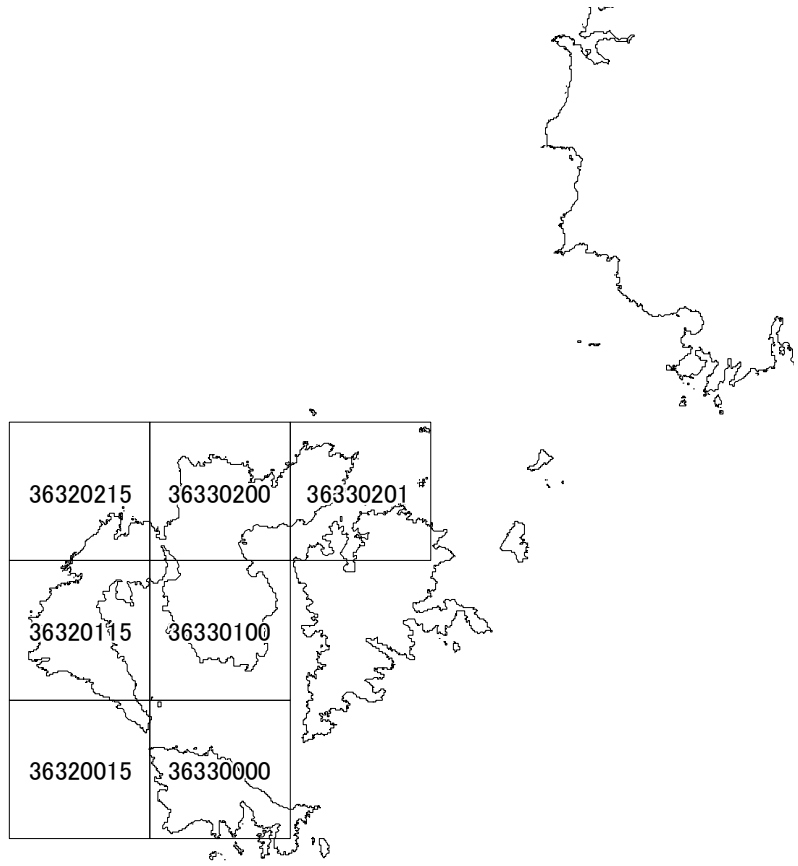


36330102 (RBFN出力値0.2)

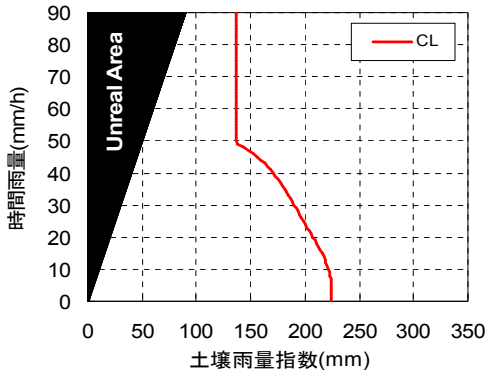


36330202 (RBFN出力値0.2)

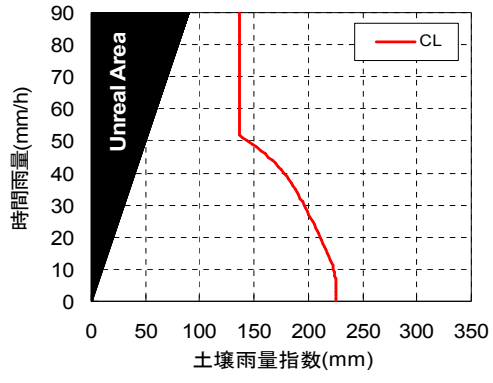
# 西ノ島町



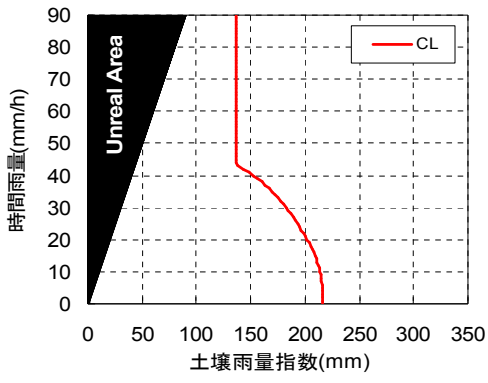
【西ノ島町】



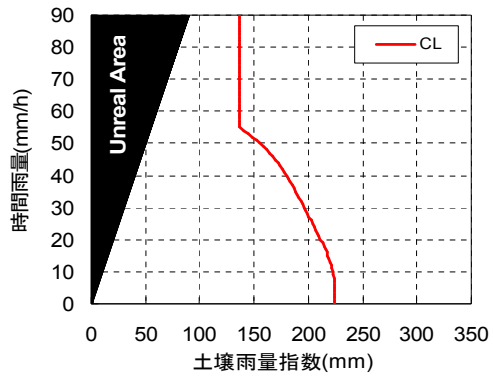
36320015 (RBFN出力値0.2)



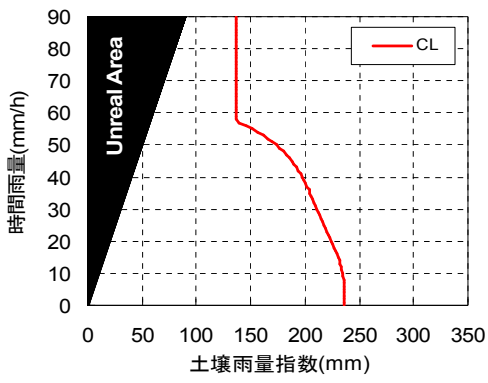
36320115 (RBFN出力値0.2)



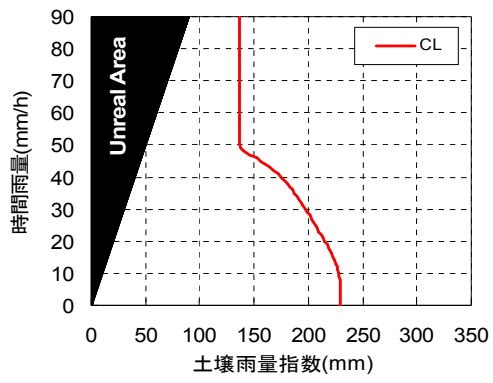
36320215 (RBFN出力値0.2)



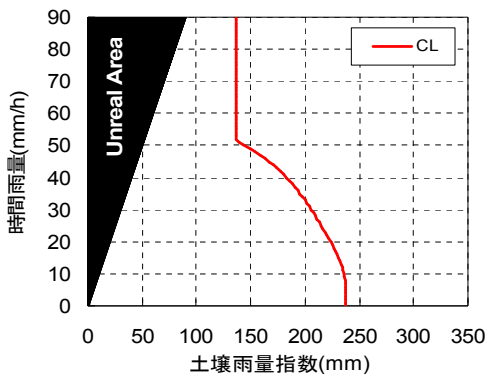
36330000 (RBFN出力値0.2)



36330100 (RBFN出力値0.2)



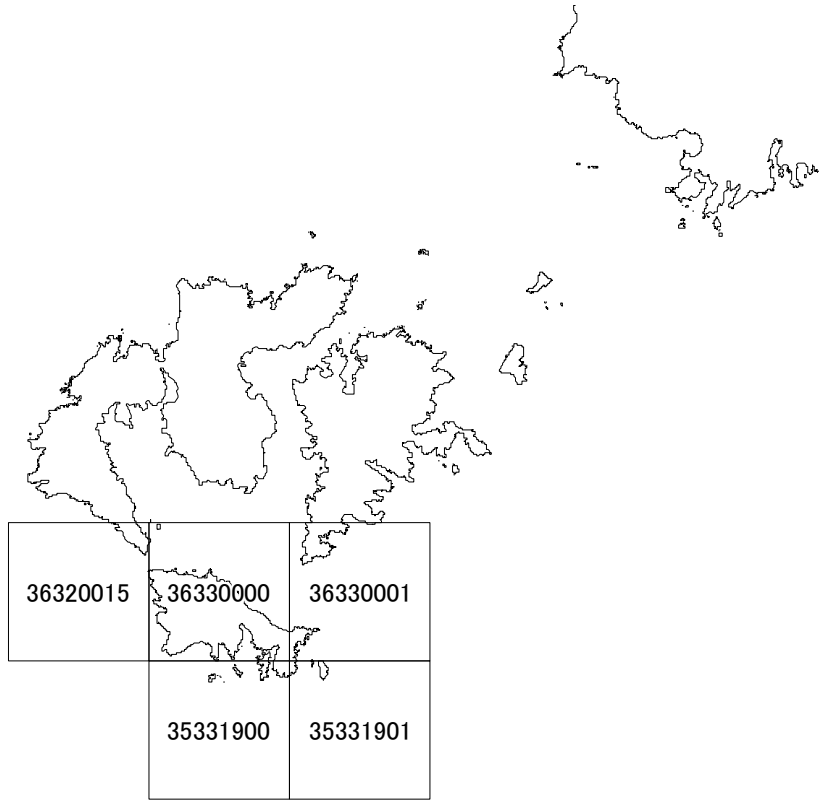
36330200 (RBFN出力値0.2)



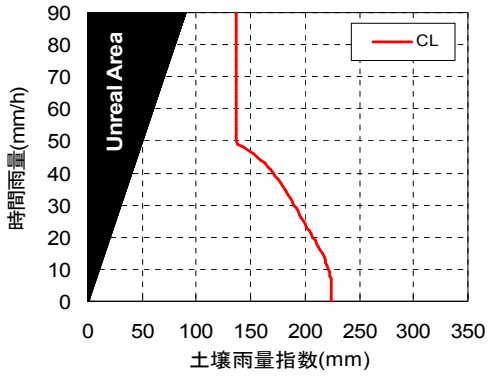
36330201 (RBFN出力値0.2)



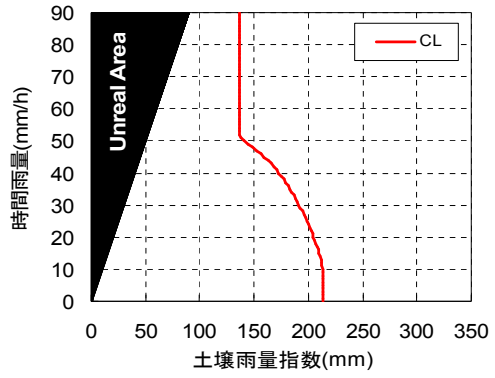
# 知夫村



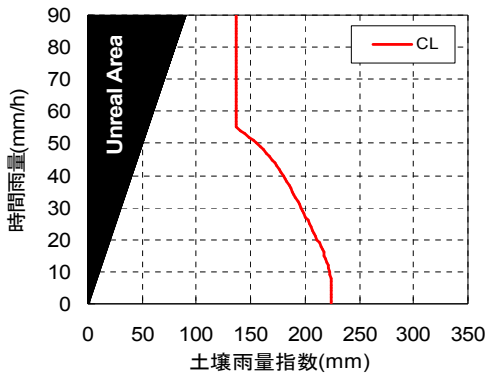
【知夫村】



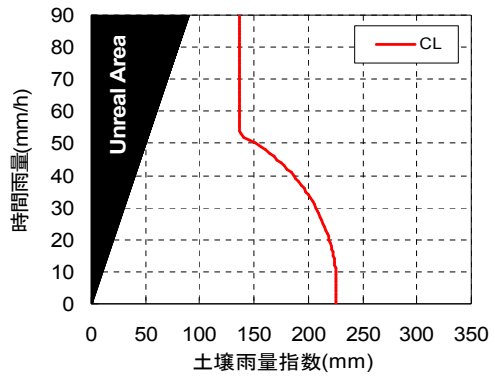
36320015 (RBFN出力値0.2)



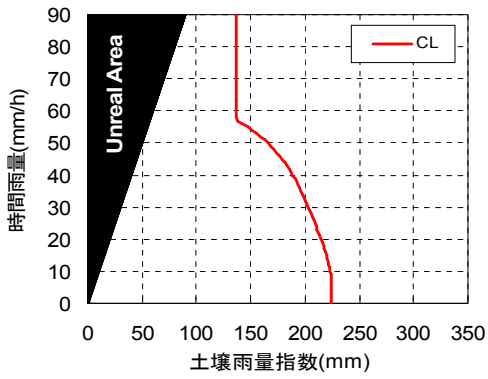
35331900 (RBFN出力値0.2)



36330000 (RBFN出力値0.2)

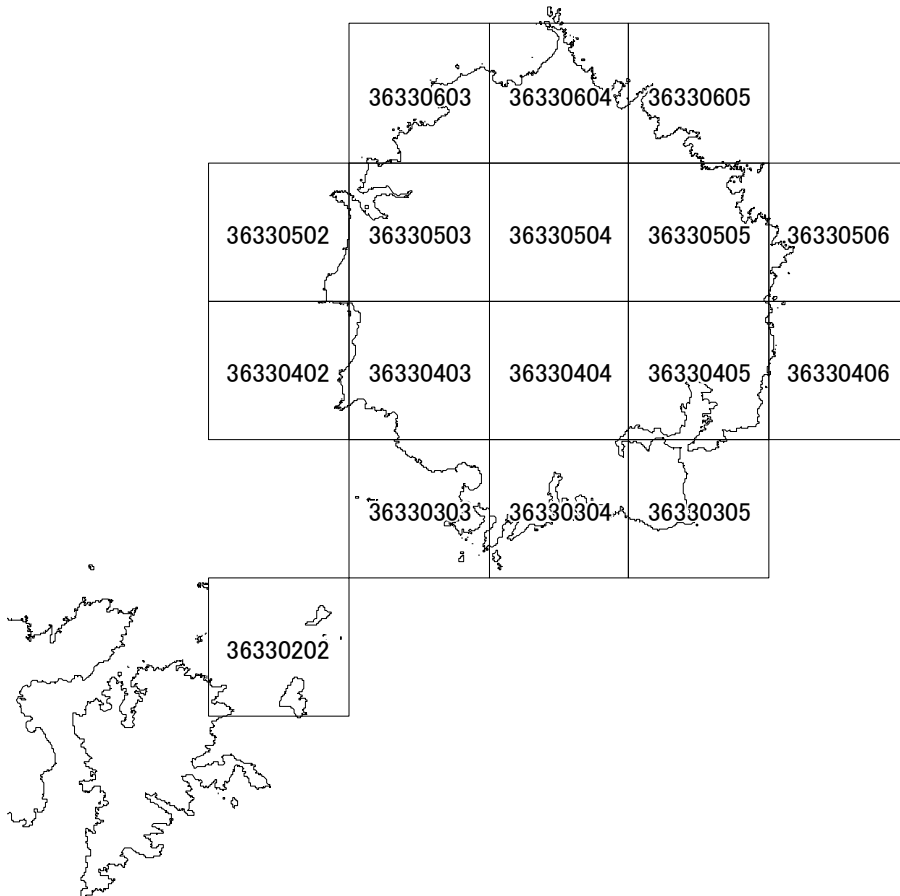


35331901 (RBFN出力値0.2)

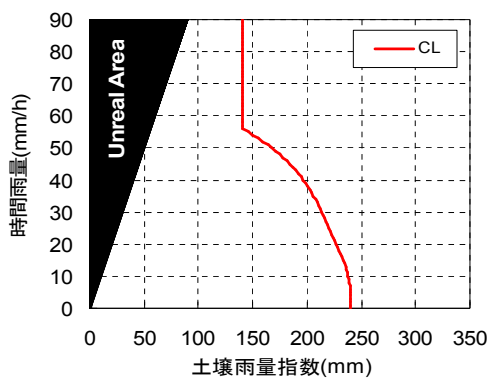


36330001 (RBFN出力値0.2)

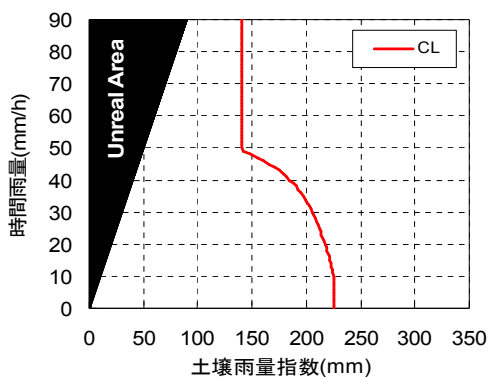
# 隠岐の島町



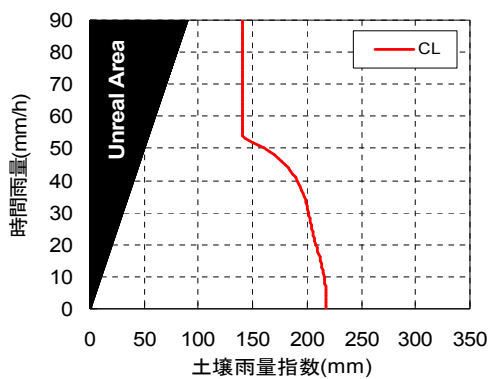
【隠岐の島町】



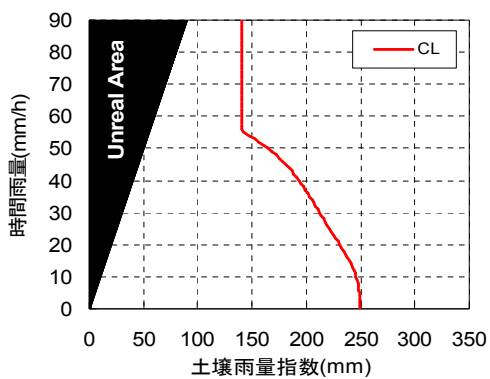
36330202 (RBFN出力値0.2)



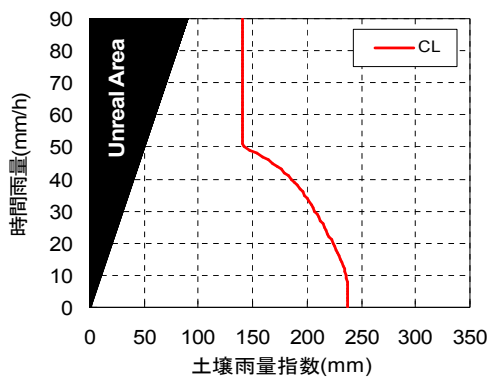
36330402 (RBFN出力値0.2)



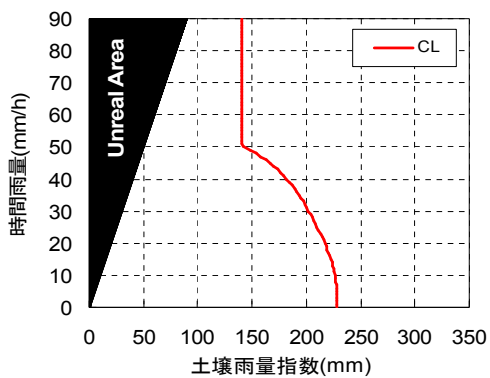
36330502 (RBFN出力値0.2)



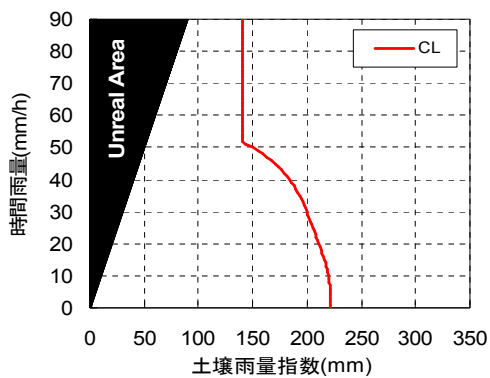
36330303 (RBFN出力値0.2)



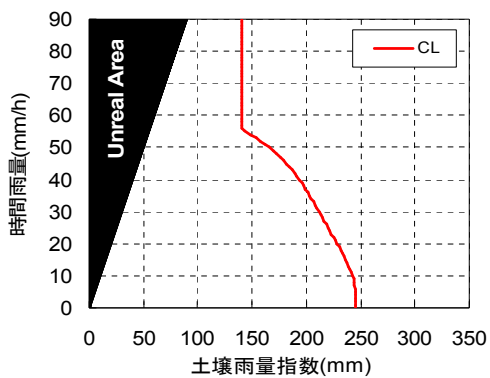
36330403 (RBFN出力値0.2)



36330503 (RBFN出力値0.2)

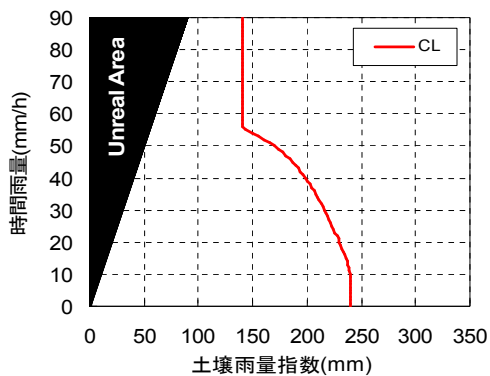


36330603 (RBFN出力値0.2)

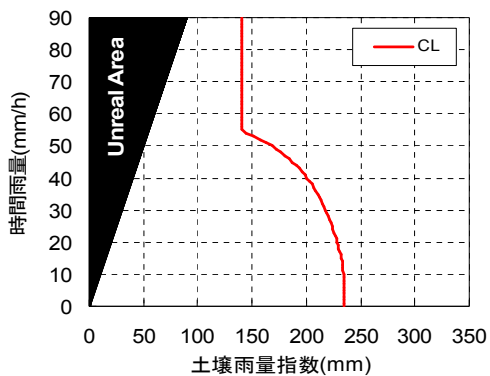


36330304 (RBFN出力値0.2)

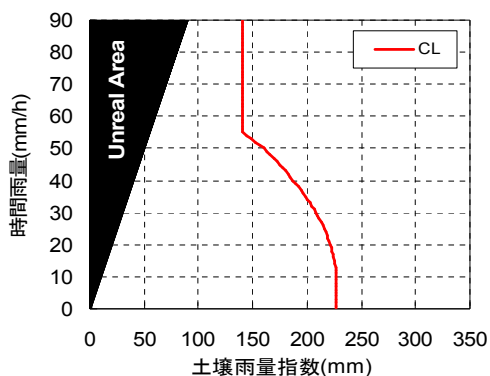
【隠岐の島町】



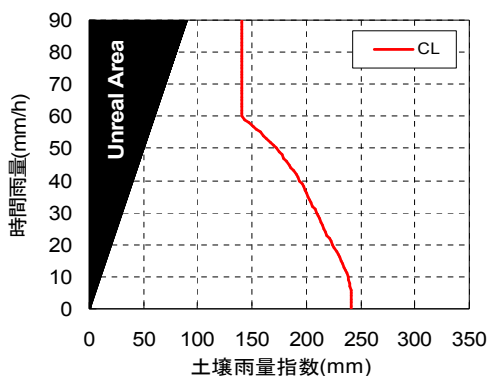
36330404 (RBFN出力値0.2)



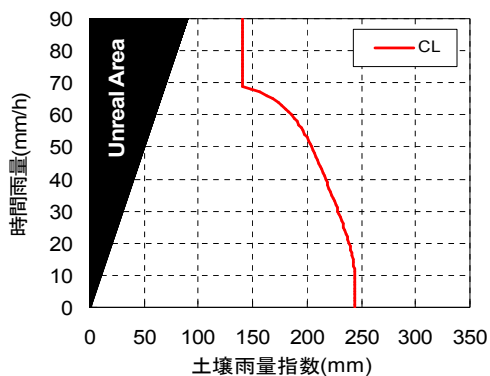
36330504 (RBFN出力値0.2)



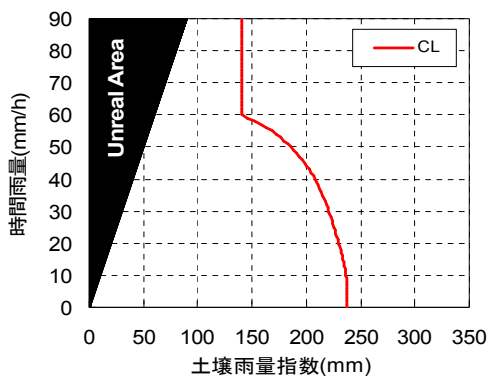
36330604 (RBFN出力値0.2)



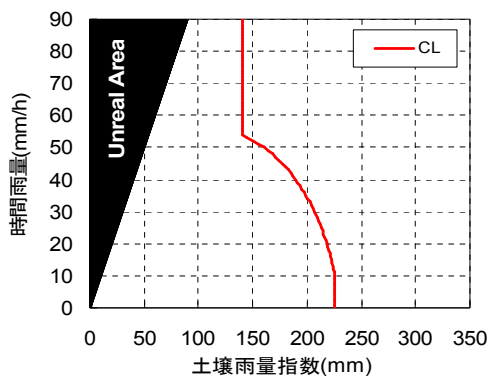
36330305 (RBFN出力値0.2)



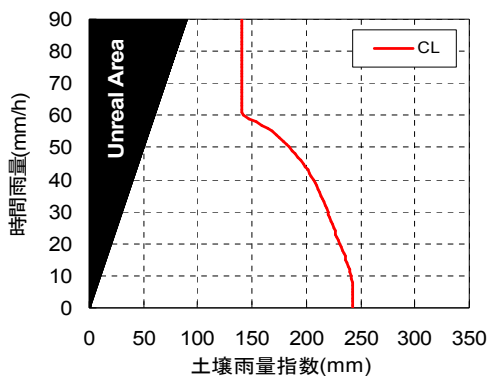
36330405 (RBFN出力値0.2)



36330505 (RBFN出力値0.2)

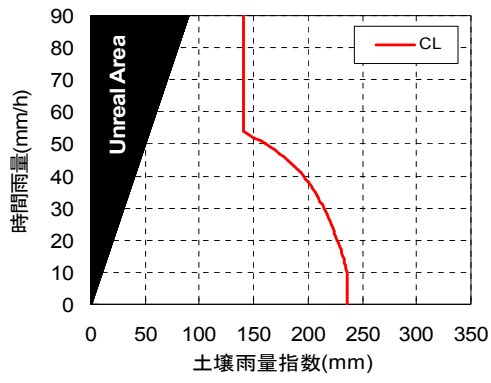


36330605 (RBFN出力値0.2)



36330406 (RBFN出力値0.2)

【隠岐の島町】



36330506 (RBFN出力値0.2)

イ 被害状況報告様式

様式第0号

災害発生即報

報告状況:	
続報元報告番号:	
報告日時	年 月 日 時 分
市町村	
所属部署	
報告者名	

災害名 (第 報)

発生場所							発生日時	年 月 日 時 分	
件名									
死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
	負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
被害の概況									
応急対策の概況	災害対策本部等 (地区) の設置状況					(報告機関名)			

## 被害状況速報（ 日 時 分現在）

別紙様式 1

市町村名	
報告者	
電話番号	

(報告経路)  
市町村→当該市町村を所管する県地方機関→防災危機管理課

区 分		被 害		備 考			
人的被害	死者		人				
	行方不明		人				
	重傷		人				
	軽傷		人				
住家被害	全壊		棟		り災世帯数		世帯
			世帯		り災者数		人
			人				
	半壊		棟		り災世帯数		世帯
			世帯		り災者数		人
			人				
	一部損壊		棟				
			世帯				
			人				
	床上浸水		棟		り災世帯数		世帯
			世帯		り災者数		人
			人				
床下浸水		棟					
		世帯					
		人					
非住家被害	公共建物	全壊	棟				
		半壊	棟				
		浸水	棟				
	その他	全壊	棟				
		半壊	棟				
		浸水	棟				
<人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意>							
・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。 ・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。(一部損壊以外) ・住家被害の一部損壊の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。 (ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。) ・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物(役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、 ②その他(倉庫、車庫、作業所等)の施設とする。(学校は「その他被害」の文教施設で報告す							
その他被害	文教施設		箇所	水道		戸	火災発生
	病院		箇所	電話		回線	建物
	清掃施設		箇所	電気		戸	危険物
	被害船舶		隻	ガス		戸	その他
				ブロック塀等		箇所	
災害対策本部等の設置状況	災対種別			設置時間		解散時間	



大雪(降雪)などによる学校への影響

〇〇教育委員会

幼稚園	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置	小学校	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置	中学校	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置	
			: → : ( 時間 分)															
			: → : ( 時間 分)															
合計						合計						合計						

被害金額報告書（速報）

平成 年 月 日現在(単位:千円)

設置者名	学校名	被災年月日		学校名		施設区分				都道府県名	被害の概要等													
		建物	補修B	面積(m <sup>2</sup> )	金額	建物計C	面積(m <sup>2</sup> )	金額	工作物D			土地E	設備F	合計 C+D+E+F										
															全・半壊A	面積(m <sup>2</sup> )	金額							
合計	校																							

災 害 報 告 書

平成 年 月 日 (災害名)により、公立学校施設に下記のとおり被害が発生しましたので報告します。

(単位:千円)

被害学校名	被 害 状 況											負担事業 補助事業 の別					
	建 物					工作物 被 金 額	地 土 被 金 額	設 被 金 額	害 被 金 額 計	計							
	要 新 築		要 補 修		面 積					金 額							
	全 壊	半 壊	大 破 以 下	金 額													
					面 積	金 額	面 積	金 額									
計 校																	

- (注) 1. 金額欄には、復旧に要する経費を記入する。  
2. 国庫負担(補助)事業として、申請予定の学校は、被害学校名に○印を付す。

## 物的被害に関する報告

学校法人名

担当者名

電話番号

(平成 年 月 日現在)

学校名	所在地	児童・生徒数	被害状況(単位:m <sup>2</sup> 、千円)										合計金額						
			建 物				土 地		工 作 物		設 備								
			全 壊		半 壊		大破以下		計	面 積	金額	被害区分	面 積	金額	被害件数	金額	被害件数	金額	
			面積	金額	面積	金額	面積	金額											金額

(注) 1. 建物の被害区分は次のとおりとする

全 壊 建物が全壊、流出、焼失、埋没等のため、新築復旧を要する状態

半 壊 全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁等が破損したもので、傾斜直し、補強等では復旧できず、解体して建て直す必要がある状態

大破以下 上記以外の被害により補修を要する状態

2. 土地の被害区分は、例えば土砂流出、流入、石垣崩壊等の別を記入する

様式第4号

福祉施設関係被害

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

施設区分	被害区分			全壊		流失		半壊		浸水		敷地崩壊		備考
	施設名	市町村名	大字名	m <sup>2</sup>	金額 (千円)	m <sup>2</sup>	金額 (千円)	m <sup>2</sup>	金額 (千円)	m <sup>2</sup>	金額 (千円)	m <sup>2</sup>	金額 (千円)	

## 商業及び鉱工業関係被害

市町村: \_\_\_\_\_  
 災害名: \_\_\_\_\_  
 報告元: \_\_\_\_\_  
 報告者: \_\_\_\_\_

発生日時: \_\_\_\_\_  
 報告日時: \_\_\_\_\_  
 報告番号: \_\_\_\_\_

項目名			単位	番号	内容	備考	
商業	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊	金額	(棟) (千円)	2 3		
		流失	金額	(棟) (千円)	4 5		
		半壊	金額	(棟) (千円)	6 7		
		浸水	金額	(棟) (千円)	8 9		
		破損	金額	(棟) (千円)	10 11		
		敷地崩壊	金額	(棟) (千円)	12 13		
		合計	金額	(棟) (千円)	14 15	0 0	
	施設商品関係被害	施設	数量 金額		16 17		
		商品 製品	数量 金額		18 19		
		仕掛品 原材料	数量 金額		20 21		
		その他	数量 金額		22 23		
		合計	数量 金額		24 25	0 0	
	商業被害合計金額			金額 (千円)	26	0	
	工業	被害事業所数				1	
		建物被害	全壊	金額	(棟) (千円)	2 3	
			流失	金額	(棟) (千円)	4 5	
			半壊	金額	(棟) (千円)	6 7	
			浸水	金額	(棟) (千円)	8 9	
			破損	金額	(棟) (千円)	10 11	
			敷地崩壊	金額	(棟) (千円)	12 13	
			合計	金額	(棟) (千円)	14 15	0 0

項目名				単位	番号	内容	備考
工業	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品 製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量		20		
	金額		(千円)	21			
	その他	数量		22			
金額	(千円)	23					
合計	数量		24	0			
	金額	(千円)	25	0			
工業被害合計金額			金額	(千円)	26	0	
その他	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊	(棟)	2			
			金額	(千円)	3		
		流失	(棟)	4			
			金額	(千円)	5		
		半壊	(棟)	6			
			金額	(千円)	7		
	浸水	(棟)	8				
		金額	(千円)	9			
	破損	(棟)	10				
		金額	(千円)	11			
	敷地崩壊	(棟)	12				
		金額	(千円)	13			
	合計	(棟)	14	0			
		金額	(千円)	15	0		
施設商品関係被害	施設	数量		16			
		金額	(千円)	17			
	商品 製品	数量		18			
		金額	(千円)	19			
	仕掛品 原材料	数量		20			
金額		(千円)	21				
その他	数量		22				
金額	(千円)	23					
合計	数量		24	0			
	金額	(千円)	25	0			
その他被害合計金額			金額	(千円)	26	0	

<集計欄>

建物被害	棟数	(棟)	27	0	
	金額	(千円)	28	0	
施設商品関係被害金額		金額	(千円)	29	0
総計		金額	(千円)	30	0

## 災害報告書（公共土木施設災害用）

事業 主体名		災 害 原 因	
		発 生 年 月 日	自:平成 年 月 日～至:平成 年 月 日
		砂防課への報告年月日	平成 年 月 日

工種	河川・海岸 砂防・道路 橋梁・(名)	被災箇所			被害額 (千円)	工事概要	摘 要
		市郡	町村	地域			
1						L=	
2						L=	
3						L=	
4						L=	
5						L=	
6						L=	
7						L=	
8						L=	
9						L=	
10						L=	

注:報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設としてください(集計表は様式第8号の1集計表)。

被害額には、内未成・内転属額を除いてください。

摘要欄には、被害状況(破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等)、人的被害、住家被害、応急工法の概要(期間)、交通規制月日(全面・一部)、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工区数等を記入してください。

工種ごとに小計をし、最後に合計してください。



# 災害報告集計表

区 分	河 川		海 岸		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地 崩壊防止施設		道 路		橋 梁		港 湾		下 水 道		公 園		計		
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
県 土 事 務 所 名																							
市 町 村 名																							
合 計																							

※ 災害原因別に作成してください。

訂正報告は、訂正前を上段に( )書きして下さい。

■ 災害要因 ( ) 発生年月日 (自 月 日 至 月 日) 単位(千円)

## 公 営 住 宅 関 係 被 害

市町村:

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

項 目 名	番号	内 容	備 考
滅失 全壊 棟	1		
滅失 全壊 金額(千円)	2		
滅失 全焼 棟	3		
滅失 全焼 金額(千円)	4		
滅失 全流失 棟	5		
滅失 全流失 金額(千円)	6		
損傷 半壊 棟	7		
損傷 半壊 金額(千円)	8		
損傷 半焼 棟	9		
損傷 半焼 金額(千円)	10		
損傷 半流失 棟	11		
損傷 半流失 金額(千円)	12		
損傷 一部損傷 棟	13		
損傷 一部損傷 金額(千円)	14		
床上浸水 棟	15		
床上浸水 金額(千円)	16		
敷地崩壊 面積 (㎡)	17		
敷地崩壊 金額(千円)	18		
合計 棟	19		
合計 金額(千円)	20		

(注)備考欄に公営、地区改良住宅の別を記入する。

農地、農業用施設被害集計表（暫定法関係）

様式第9号

【平成〇〇年】

都道府県名：島根県

災害名：〇〇〇

発生期間：H〇〇.〇〇.〇〇～H〇〇.〇〇.〇〇

報告月日：H〇〇.〇〇.〇〇  
報告回数：第〇回

事業費の単位：千円

市町村名	農地		農業用施設		合計		農業用施設内訳										備考		
	箇所数	面積ha	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	ため池	頭言工	水路	揚水機	堤防	道路	橋梁	農地保全施設			
									箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
松江市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H23.8.1合併
旧松江市																			
旧東出雲町																			
安来市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H16.10.1合併
(松江県土整備事務所計)																			
雲南市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H16.11.1合併
奥出雲町																			H17.3.31合併
飯南町																			H17.1.1合併
(雲南県土整備事務所計)																			
出雲市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H23.10.1合併
旧出雲市																			
旧斐川町																			
(出雲県土整備事務所計)																			
川本町	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美郷町																			
邑南町																			
(県央県土整備事務所計)																			
大田市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H17.10.1合併
(大田事業所計)																			
浜田市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H17.10.1合併
江津市																			
(浜田県土整備事務所計)																			
益田市	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H16.11.1合併
津和野町																			H17.9.25合併
吉賀町																			H17.10.1合併
(益田県土整備事務所計)																			
海士町	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西ノ島町																			
知夫村																			
隠岐の島町																			
(隠岐支庁計)																			
合計	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※旧市町村：「市町村の合併の特例等に関する法律 第19条」に該当する合併前の市町村名を記入する。

※今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では最大震度、7ヶフィールド等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。

※市町村毎の「今回災害の雨量等」については別業にて提出願います。（様式自由）





農林水産業共同利用施設・国庫補助事業で整備した施設・非共同利用施設及び農畜産物の被害状況報告書

災害名: \_\_\_\_\_ ( 年 月 日 : 現在 ) 支庁・農林振興センター名: \_\_\_\_\_

市町村名	地区名	災害発生年月日	被害を受けた施設種別・作物名・畜種	被害状況 (被災場所・被災程度・被害面積・被災戸数等)	被害面積 (㎡)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	共同加入の有無	共同利用施設に該当する場合に記入		国庫補助事業で整備した施設の場合に記入					備考			
									施設名及び所在地	所有者名及び所在地	補助事業名	事業実施年度	事業量	対象作物	事業主体		管理主体	事業費 (千円)	うち国庫 (千円)

【注】

- 上表の1行につき1件を記入すること。但し、農畜産物又は非共同利用施設の場合は、数件をまとめて1行に記入可。(1件又はまとめた数件を数行にわたって記入しないこと。)
- 「被害状況」欄は、施設の場合は、被災箇所・被災程度・被災戸数・被災種類・施設内の作物名等を、農畜産物の場合は、作物等の被害態様・被災戸数等を記入する。
- 「被害量」欄は、農畜産物についてのみ記入する。(品目・畜種に応じて単位を「本」、「頭」、「羽」等に変更し、その旨を「備考」欄に明記の上、数値を記入すること。)
- 「共同利用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による災害復旧事業の対象となる施設とする。
- 「復旧方法」欄は、現時点での予定(国の災害復旧事業、県・市町村の専任事業、自己資金 等)を、又は検討中と記入する。
- 共同利用施設の場合は、施行令第1条の3に定める施設名を「備考」欄に記入する。

様式第10号の1

農作物関係被害

市町村:  
 災害名:  
 報告元:  
 報告者:

発生日時:  
 報告日時:  
 報告番号:

分類	作物名	農家戸数 (戸)	減収量 (t)	単価 (千円/t)	(千円)	被害程度別内訳						備考		
						100%		70%未満～70%		50%未満～50%			30%未満	
						面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)		面積 (ha)	減収量 (t)

様式第10号の2

果樹等樹体被害

市町村:  
 災害名:  
 報告元:  
 報告者:

発生日時:  
 報告日時:  
 報告番号:

分類	作物名	農家戸数 (戸)	(ha)	(千円)	樹体損傷						備考		
					被害程度別内訳(面積:ha)			被害程度別内訳(面積:ha)				葉	
					100%	70%未満～70%	50%未満～30%	100%	70%未満～50%	50%未満～30%			

様式第10号の3

農業用非共同利用施設被害

市町村:  
 災害名:  
 報告元:  
 報告者:

発生日時:  
 報告日時:  
 報告番号:

分類	作物名	施設名	農家戸数 (戸)	(㎡)	件数 (件)	(千円)	被害程度別内訳						備考		
							100%		70%未満～70%		50%未満～30%			30%未満	
							面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)		面積 (㎡)	件数 (件)

(注)1. 損害金額は、「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省統計情報部)を基準として算出する。

## 畜産関係被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項目名	番号	内容	備考
畜舎 流失埋没 棟数 (棟)	1		
畜舎 流失埋没 被害額 (千円)	2		
畜舎 全壊 棟数 (棟)	3		
畜舎 全壊 被害額 (千円)	4		
畜舎 半壊 棟数 (棟)	5		
畜舎 半壊 被害額 (千円)	6		
畜舎 土砂流入 棟数 (棟)	7		
畜舎 土砂流入 被害額 (千円)	8		
畜舎 浸水 棟数 (棟)	9		
畜舎 浸水 被害額 (千円)	10		
畜舎 小計 棟数 (棟)	11		
畜舎 小計 被害額 (千円)	12		
牧草地 改良草地 箇所数 (箇所)	13		
牧草地 改良草地 面積 (ha)	14		
牧草地 改良草地 被害額 (千円)	15		
牧草地 飼料専用畑 箇所数 (箇所)	16		
牧草地 飼料専用畑 面積 (ha)	17		
牧草地 飼料専用畑 被害額 (千円)	18		
牧草地 小計 箇所数 (箇所)	19		
牧草地 小計 面積 (ha)	20		
牧草地 小計 被害額 (千円)	21		
牧草等施設 牧道 箇所数 (箇所)	22		
牧草等施設 牧道 面積 (ha)	23		
牧草等施設 牧道 被害額 (千円)	24		
牧草等施設 牧柵 箇所数 (箇所)	25		
牧草等施設 牧柵 面積 (ha)	26		
牧草等施設 牧柵 被害額 (千円)	27		
牧草等施設 付属施設 箇所数 (箇所)	28		
牧草等施設 付属施設 面積 (ha)	29		
牧草等施設 付属施設 被害額 (千円)	30		
牧草等施設 小計 被害額 (千円)	31		
家畜 死亡流失 乳牛 (頭)	32		
家畜 死亡流失 乳牛 被害額 (千円)	33		
家畜 死亡流失 肉用牛 (頭)	34		
家畜 死亡流失 肉用牛 被害額 (千円)	35		
家畜 死亡流失 馬 (頭)	36		
家畜 死亡流失 馬 被害額 (千円)	37		
家畜 死亡流失 豚 (頭)	38		
家畜 死亡流失 豚 被害額 (千円)	39		
家畜 死亡流失 採卵鶏 (羽)	40		
家畜 死亡流失 採卵鶏 被害額 (千円)	41		
家畜 死亡流失 プロイラー (羽)	42		
家畜 死亡流失 プロイラー 被害額 (千円)	43		
家畜 死亡流失 みつばち (群)	44		
家畜 死亡流失 みつばち 被害額 (千円)	45		
家畜 損傷 肉用牛 (頭)	46		
家畜 損傷 肉用牛 被害額 (千円)	47		
家畜 損傷 馬 (頭)	48		
家畜 損傷 馬 被害額 (千円)	49		
家畜 損傷 豚 (頭)	50		
家畜 損傷 豚 被害額 (千円)	51		
家畜 損傷 採卵鶏 (羽)	52		
家畜 損傷 採卵鶏 被害額 (千円)	53		
家畜 損傷 プロイラー (羽)	54		
家畜 損傷 プロイラー 被害額 (千円)	55		
家畜 小計 被害額 (千円)	56		
畜産物 生乳 (kg)	57		
畜産物 生乳 被害額 (千円)	58		
畜産物 鶏卵 (kg)	59		
畜産物 鶏卵 被害額 (千円)	60		
畜産物 小計 被害額 (千円)	61		
飼料 濃厚飼料 (t)	62		
飼料 濃厚飼料 被害額 (千円)	63		
飼料 乾燥、ヘイキ (t)	64		
飼料 乾燥、ヘイキ 被害額 (千円)	65		
飼料 稲ワラ (t)	66		
飼料 稲ワラ 被害額 (千円)	67		
飼料 小計 被害額 (千円)	68		
畜産関係被害総額	69		

(注) 牧草地被害は土地被害のみとし、牧草被害は農作物被害(様式第10号)で報告すること。



農業共同利用施設被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

施設種別	被害程度												合計		被災事業主体数		備考	
	全壊			大破			中破			小破			件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	組合有		その他
	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)						

- (注) 1. 全壊とは、全く使用に耐えないか流出、埋没したもの、大破とは、時価の70%以上、中破とは70%未満、30%以上、小破とは時価の30%未満の修繕費で、それぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損または流出、埋没のほか、冠浸水の程度および冠浸水時間による錆錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して件定すること。
2. 農業共同利用施設は、山林関係被害(様式第15号)によって報告すること。

様式14号の1  
平成〇〇年〇月豪雨災害治山関係報告(第〇報)

現在

発生日時

	県計		松江		雲南		出雲		県央		浜田		益田		隠岐	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
林地荒廃防止施設災害復旧																
災害関連緊急治山																
災害関連緊急地すべり																
県単施行地管理																
県単自然災害防止																
県営計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫林地崩壊防止																
県単林地崩壊防止																
市町村営計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野災害の内事業にかか らないもの																
被害額計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式14号の1  
平成〇〇年〇月豪雨災害治山関係報告(第〇報)

現在  
千円

該当事務所名

発生日	発生場所	箇所名	災害種別	人的被害	物的被害	被害詳細	対応の可能性	概算事業費(被害額)	既設の有無	山地災害危険地区の有無	保安林の有無

## 林道施設災害被害速報(第 報)

森林整備課林道グループ  
林道施設災害復旧事業担当者あて  
(FAX 0852-22-6549)

事務所名: \_\_\_\_\_  
発信者: \_\_\_\_\_

1. 災害名 \_\_\_\_\_ 災害  
2. 発生年月日 \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_

市町村名							事務所計
林道施設							
路線数							0
箇所数							0
延長							0
被害額							0
うち未成							
路線数							0
箇所数							0
延長							0
被害額							0
うち転属							
路線数							0
箇所数							0
延長							0
被害額							0
橋梁							
路線数							0
箇所数							0
延長							0
被害額							0
小災害							
路線数							0
箇所数							0
延長							0
被害額							0
査定申請							
路線数	0	0	0	0	0	0	0
箇所数	0	0	0	0	0	0	0
延長	0	0	0	0	0	0	0
被害額	0	0	0	0	0	0	0

うち未成、うち転属、橋梁、小災害は林道施設の内数とする

被災状況 (被害が比較的甚大な場合に、被災箇所分布、被災規模等について記載)	
---	--

市町村名	最大24時間雨量(mm)	時間雨量(mm)	観測所

- 1) 被害速報・概況報告の区分に○印を記載すること。
- 2) 「2. 発生年月日」は、「4. 発生地域ならびに降雨量」との整合を図ること。
- 3) 「3. 被害」の査定申請箇所数、延長、被害額は「林道施設」から「小災害」を減じた値となり、復旧計画概要書と一致させること。(概況報告時点)
- 4) 観測機関・観測場所は以下のとおり記載すること。(概要書も同じ)  
 土砂災害予警報システム・・・○県土整備事務所○土砂(△△観測所)  
 水防情報システム・・・○県土整備事務所○水防(△△観測所)  
 市町村管理雨量計(治山等)・・・○市(△△観測所)  
 気象庁アメダス・・・気象庁アメダス(○観測所)
- 5) 雨量データの集計について  
 最大24時間雨量で採択の場合、最大時間雨量はその24時間内で最大値をとること。
- 6) 市町村名には、過去6箇年以内に市町村合併がされている場合には、旧市町村名を必ず記載すること。
- 7) 甚大な被害が発生した場合は、様式3及び様式3-2により、被害報告と併せて報告すること

様式第15の2

山林関係(造林地等)被害

市町村 : 森林計画区  
 災害名 : 発生時間  
 報告元 : 報告日時  
 報告者 : 報告番号

年齢	被害										要復旧				備考					
	人工林					天然林					計		その他			計				
	スギ		ヒノキ		マツ類	その他	人工林計		天然林		計	被害額	面積	面積		被害額	面積	面積	被害額	面積
面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	
						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

- (注) 1. 被害の「面積」欄は、火災にあっては被災全域、病中被害にあっては虫害以上のもの区域面積、その他の被害にあっては被害率30%以上のもの区域面積とする。  
 2. 「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)  
 3. 造林地帯の被害で崩壊等の被害にあっては、面積が治山と重複する。  
 4. 被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和に一致する。

様式第15の3

市町村 :  
 災害名 :  
 報告元 :  
 報告者 :

山林関係(苗木等)被害

森林計画区 :  
 発生時間 :  
 報告日時 :  
 報告番号 :

樹種	面積 (ha)			経営者数 (人)			面積 (ha)			被害量			備考
	本数(千本)			経営者数			面積			被害量			
	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	被害率 (%)	被害金額 (千円)	経営者数 (人)	

- (注) 5. 「計画量」は、当年度生産予定数量を記入する。  
 6. 「被害面積」は、区域面積とする。  
 7. 「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段かつ内30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。

様式第15号の4

市町村 :  
 災害名 :  
 報告元 :  
 報告者 :

山林関係(苗畑施設等)被害

森林計画区 :  
 発生時間 :  
 報告日時 :  
 報告番号 :

被害内容	箇所	被害		要復旧		備考
		被害数量 (m <sup>2</sup> )	被害金額 (千円)	復旧種類	数量 (m <sup>2</sup> )	
		単価 (千円)	要復旧金額 (千円)			

- (注) 8. 被害種別ごとに記入する。  
 9. 共同利用施設については、「被害内容」欄に共通記入する。  
 10. 「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、推肥舎倒壊等具体的に記入する。  
 11. 「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応するよう「要復旧申請の種類(例えば、土砂排除、跡地整備等)」を具体的に記入する。

# 様式第15の5

## 山林関係(林産物)被害

市町村:  
 災害名:  
 報告元:  
 報告者:

発生日時:  
 報告日時:  
 報告番号:

項目名	番号	内容	備考
木材 素材 数量 (m3)	1		
木材 素材 被害額 (千円)	2		
木材 製材 数量 (m3)	3		
木材 製材 被害額 (千円)	4		
木材 その他 数量 (m3)	5		
木材 その他 被害額 (千円)	6		
被害額小計 (千円)	7		
薪 炭 原木 数量 (m3)	8		
薪 炭 原木 被害額 (千円)	9		
薪 炭 木炭 数量 (kg)	10		
薪 炭 木炭 被害額 (千円)	11		
薪 炭 薪 数量 (kg)	12		
薪 炭 薪 被害額 (千円)	13		
薪 炭 加工炭 数量 (kg)	14		
薪 炭 加工炭 被害額 (千円)	15		
被害額小計 (千円)	16		
特用林産物 椎茸 数量 (kg)	17		
特用林産物 椎茸 被害額 (千円)	18		
特用林産物 竹材 数量 (m3)	19		
特用林産物 竹材 被害額 (千円)	20		
特用林産物 その他 名称	21		
特用林産物 その他 数量	22		
特用林産物 その他 被害額 (千円)	23		
被害額小計 (千円)	24		
林産物被害合計 (千円)	25		

様式第15号の6

山林関係(林産施設)被害

市町村:  
災害名:  
報告元:  
報告者:

発生日時:  
報告日時:  
報告番号:

施設種別	被害項目	全壊		半壊		小破		被害額合計
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	



様式第15号の7

山林関係(林産加工施設)被害

市町村:  
 災害名:  
 報告元:  
 報告者:

発生日時:  
 報告日時:  
 報告番号:

項目名		番号	内容	備考
木材加工施設	建物被害 全壊 数量	(棟)	1	
木材加工施設	建物被害 全壊 被害額	(千円)	2	
木材加工施設	建物被害 半壊 数量	(棟)	3	
木材加工施設	建物被害 半壊 被害額	(千円)	4	
木材加工施設	建物被害 小破 数量	(棟)	5	
木材加工施設	建物被害 小破 被害額	(千円)	6	
木材加工施設	建物被害合計	(千円)	7	
木材加工施設	機械被害 大破 数量	(点)	8	
木材加工施設	機械被害 大破 被害額	(千円)	9	
木材加工施設	機械被害 中破 数量	(点)	10	
木材加工施設	機械被害 中破 被害額	(千円)	11	
木材加工施設	機械被害 小破 数量	(点)	12	
木材加工施設	機械被害 小破 被害額	(千円)	13	
木材加工施設	機械被害合計	(千円)	14	
木材加工施設	加工施設被害合	(千円)	15	
加工炭	建物被害 全破 数量	(棟)	16	
加工炭	建物被害 全破 被害額	(千円)	17	
加工炭	建物被害 半壊 数量	(棟)	18	
加工炭	建物被害 半壊 被害額	(千円)	19	
加工炭	建物被害 小破 数量	(棟)	20	
加工炭	建物被害 小破 被害額	(千円)	21	
加工炭	建物被害合計	(千円)	22	
加工炭	機械被害 大破 数量	(点)	23	
加工炭	機械被害 大破 被害額	(千円)	24	
加工炭	機械被害 中破 数量	(点)	25	
加工炭	機械被害 中破 被害額	(千円)	26	
加工炭	機械被害 小破 数量	(点)	27	
加工炭	機械被害 小破 被害額	(千円)	28	
加工炭	機械被害合計	(千円)	29	
加工炭	加工施設被害合計	(千円)	30	
特用林産加工施設	建物被害 全壊 数量	3 (棟)	31	
特用林産加工施設	建物被害 全壊 被害額	調査中 (千円)	32	
特用林産加工施設	建物被害 半壊 数量	1 (棟)	33	
特用林産加工施設	建物被害 半壊 被害額	調査中 (千円)	34	
特用林産加工施設	建物被害 小壊 数量	(棟)	35	
特用林産加工施設	建物被害 小壊 被害額	(千円)	36	
特用林産加工施設	建物被害 合計	調査中 (千円)	37	
特用林産加工施設	機械被害 大破 数量	(点)	38	
特用林産加工施設	機械被害 大破 被害額	(千円)	39	
特用林産加工施設	機械被害 中破 数量	(点)	40	
特用林産加工施設	機械被害 中破 被害額	(千円)	41	
特用林産加工施設	機械被害 小破 数量	(点)	42	
特用林産加工施設	機械被害 小破 被害額	(千円)	43	
特用林産加工施設	機械被害 合計	(千円)	44	
特用林産加工施設	加工施設被害合計	(千円)	45	

## 水産施設被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項目名	番号	内容	備考
漁船 滅失 経営体数	1		
漁船 滅失 数量	2		
漁船 滅失 金額 (千円)	3		
漁船 大破 経営体数	4		
漁船 大破 数量	5		
漁船 大破 金額 (千円)	6		
漁船 中破 経営体数	7		
漁船 中破 数量	8		
漁船 中破 金額 (千円)	9		
漁船 小破 経営体数	10		
漁船 小破 数量	11		
漁船 小破 金額 (千円)	12		
漁船 合計 経営体数	13		
漁船 合計 数量	14		
漁船 合計 金額 (千円)	15		
漁具 滅失 経営体数	16		
漁具 滅失 数量	17		
漁具 滅失 金額 (千円)	18		
漁具 大破 経営体数	19		
漁具 大破 数量	20		
漁具 大破 金額 (千円)	21		
漁具 中破 経営体数	22		
漁具 中破 数量	23		
漁具 中破 金額 (千円)	24		
漁具 小破 経営体数	25		
漁具 小破 数量	26		
漁具 小破 金額 (千円)	27		
漁具 合計 経営体数	28		
漁具 合計 数量	29		
漁具 合計 金額 (千円)	30		
養殖施設 滅失 経営体数	31		
養殖施設 滅失 数量	32		
養殖施設 滅失 金額 (千円)	33		
養殖施設 大破 経営体数	34		
養殖施設 大破 数量	35		
養殖施設 大破 金額 (千円)	36		
養殖施設 中破 経営体数	37		
養殖施設 中破 数量	38		
養殖施設 中破 金額 (千円)	39		
養殖施設 小破 経営体数	40		
養殖施設 小破 数量	41		
養殖施設 小破 金額 (千円)	42		
養殖施設 合計 経営体数	43		
養殖施設 合計 数量	44		
養殖施設 合計 金額 (千円)	45		
備考	46		

水産物被害

市町村:

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

養殖物	養殖方法	経営体数	数量(kg)	単価(円/kg)	金額(千円)	備考

災 害 速 報 (災害発生後1週間以内にメールまたはFAXで)

\*A

被害報告額調書への記入	記 入 者
平成 年 月 日	

都道府県名		発 信 年 月 日	
(政令指定都市名)		報 告 者	

異常気象名(年月日)	
------------	--

気象状況	風 速	
	そ の 他	

被 害 状 況						(金額単位:百万円)
漁 港 名 又は地区名	事業主体 (所在市町村)	*B 施設名	工 種	被災数量	復旧見込 工事費	備 考 (築造事業名年度等)
計						

(記入上の注意)

- ① A欄には漁港及び海岸施設(負担法)、漁業用施設(沿整及び漁港)の区分を記入する。
- ② B欄の「施設名」は負担法による漁港及び海岸施設の場合には漁港または海岸と、沿整施設の場合には増殖場、養殖場等と、暫定法による漁港施設の場合には漁港と記入する。
- ③ 金額は内未成、内転属額を含まずに百万円単位で記入する。
- ④ 備考欄には築造事業名及び年度を記入する。
- ⑤ この報告は復旧申請の有無に係わらず記入する。

医療関係施設被害

市町村：  
 災害名：  
 報告元：  
 報告者：

発生日時：  
 報告日時：  
 報告番号：

施設区分	公的区分	施設数	被害 施設数	被害額 (千円)	外来不能 施設数	入院不能 施設数	備考

様式第18号

水道関係被害

市町村:  
 災害名:  
 報告元:  
 報告者:

発生日時:  
 報告日時:  
 報告番号:

被害事業体名	現在給水人口(人)	被害発生状況	給水制限状況 (断水又は濁水等)	給水制限 開始時刻	断水等の影響		復旧対策状況(系統変更、 給水車対応等)	被害額 千円	復旧		給水制限 終了時刻		未復旧	
					戸数	人口			戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口

災害廃棄物関係被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

種 別	排 出 量 (kl)	被害額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

一般廃棄物処理場関係被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

施 設 名	処理方法	規 模 (kl/日)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

産業廃棄物処理場関係被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

施 設 名	処理方法	規 模 (面積:㎡)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

火葬場施設被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項目名	番号	内容	備考
施設名	1		
規模	2		
建設年度 (Ex.H11/04)	3		
被害内容	4		
被害金額 (被害金額)	5		
応急対策及び復旧の状況	6		



## 県企業局関係被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項目名	番号	内容	備考
電気事業関係 建物 数量(棟)	1		
電気事業関係 建物 被害額(千円)	2		
電気事業関係 水路 数量(箇所)	3		
電気事業関係 水路 被害額(千円)	4		
電気事業関係 貯水池 数量(箇所)	5		
電気事業関係 貯水池 被害額(千円)	6		
電気事業関係 機械装置 数量(箇所)	7		
電気事業関係 機械装置 被害額(千円)	8		
電気事業関係 諸装置 数量(箇所)	9		
電気事業関係 諸装置 被害額(千円)	10		
電気事業関係 備品その他 数量	11		
電気事業関係 備品その他 被害額(千円)	12		
小計 被害額(千円)	13		
上水道工業用水道事業関係 建物 数量(棟)	14		
上水道工業用水道事業関係 建物 被害額(千円)	15		
上水道工業用水道事業関係 構築物 数量(箇所)	16		
上水道工業用水道事業関係 構築物 被害額(千円)	17		
上水道工業用水道事業関係 機械装置 数量(箇所)	18		
上水道工業用水道事業関係 機械装置 被害額(千円)	19		
上水道工業用水道事業関係 その他 数量	20		
上水道工業用水道事業関係 その他 被害額(千円)	21		
小計 被害額(千円)	22		
その他事業関係 建物 数量(棟)	23		
その他事業関係 建物 被害額(千円)	24		
埋立地 数量(m <sup>2</sup> )	25		
埋立地 被害額(千円)	26		
護岸 数量(m)	27		
護岸 被害額(千円)	28		
その他 数量	29		
その他 被害額(千円)	30		
小計 被害額(千円)	31		
合計 被害額(千円)	32		

様式－1

(第一報)

(災害名)	
通報者名	
受報者名	
受報日時	年 月 日 時 分
事象	発生日時 年 月 日 時 分
	<input type="checkbox"/> 電気事業 <input type="checkbox"/> 工業用水道事業 <input type="checkbox"/> 水道事業 <input type="checkbox"/> 宅地造成事業 場所
	内容
原因	
施設被災状況	
第三者への影響	<input type="checkbox"/> 地域住民 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他
職員の被災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
応急措置状況	
復旧の見通し	

様式-2

(第 報)

(災害名)	
通報者名	
受報者名	
受報日時	年 月 日 時 分
第三者への影響	<input type="checkbox"/> 地域住民 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他
職員の被災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
施設の状況	
応急措置状況	
復旧の見通し	

## 工業用水道事業被害状況報告書(第 報)

1. 事業主体: \_\_\_\_\_
2. 事業名: \_\_\_\_\_
3. 作成者: 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_
4. 連絡先: 電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_  
FAX番号 ( ) - \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_
5. 日 時: 平成 年 月 日 AM・PM : 現在

6. 要 因: 地震(所在地の震度: )・台風・豪雪・  
その他( )

7. 施設および供給の状況: 異常なし・異常あり・調査中

8. 前項において異常ありの場合

(1) 被害箇所及び程度

被害箇所	程度(該当箇所のみ記入)
取水施設	
貯水施設	
導水施設	
送水施設	
配水施設	

(2) 供給支障 : 有・無・調査中

(3) 断水規模 : 給水先 社中 社断水

9. 復旧の見通し : 以下のとおり ・ 調査中

(1) 断水の復旧見込み

月 日 AM・PM : 頃 社給水開始予定

月 日 AM・PM : 頃 社給水開始予定

月 日 AM・PM : 頃完全復旧予定

(2) 施設破損等の復旧見通し

・ 施設 : 月 日 AM・PM : 頃復旧開始予定

月 日 AM・PM : 頃復旧完了予定

・ 施設 : 月 日 AM・PM : 頃復旧開始予定

月 日 AM・PM : 頃復旧完了予定

注) 本様式は、経済産業局より直接入手

自然公園事業関係被害

災害名: 発生日時:  
 報告元: 報告日時:  
 報告者: 報告番号:

種類	名称	市町村名		被害金額 (千円)	工事概要	摘要
		市町村	町大字			

## 公有財産関係被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項	目	名	番号	内 容	備 考
建物	全壊	件数 (棟)	1		
建物	全壊	面積 (㎡)	2		
建物	全壊	被害額 (千円)	3		
建物	半壊	件数 (棟)	4		
建物	半壊	面積 (㎡)	5		
建物	半壊	被害額 (千円)	6		
建物	一部損壊	件数 (棟)	7		
建物	一部損壊	面積 (㎡)	8		
建物	一部損壊	被害額 (千円)	9		
建物	床上浸水	件数 (棟)	10		
建物	床上浸水	面積 (㎡)	11		
建物	床上浸水	被害額 (千円)	12		
建物	床下浸水	件数 (棟)	13		
建物	床下浸水	面積 (㎡)	14		
建物	床下浸水	被害額 (千円)	15		
土地	流水	件数 (棟)	16		
土地	流水	面積 (㎡)	17		
土地	流水	被害額 (千円)	18		
土地	埋没	件数 (棟)	19		
土地	埋没	面積 (㎡)	20		
土地	埋没	被害額 (千円)	21		
土地	崩壊	件数 (棟)	22		
土地	崩壊	面積 (㎡)	23		
土地	崩壊	被害額 (千円)	24		
その他	立木	件数 (棟)	25		
その他	立木	面積 (㎡)	26		
その他	立木	被害額 (千円)	27		
その他	船舶	隻数 (隻)	28		
その他	船舶	金額 (千円)	29		
その他	その他	件数 (棟)	30		
その他	その他	面積 (㎡)	31		
その他	その他	被害額 (千円)	32		
計		被害額 (千円)	33		

災 害 速 報  
災 害 確 定 報 告

No.1

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名		災害名		田	流失・埋没	ha		
・		第 報			冠 水	ha		
報 告 番 号		( 月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha		
報 告 者 名					冠 水	ha		
区 分		被 害		文教施設		箇所		
人的被害	死 者	人		そ の 他	病 院	箇所		
	行方不明者	人			道 路	箇所		
	負重傷者 負傷者	重 傷	人			橋 り よ う	箇所	
		軽 傷	人			河 川	箇所	
住家被害	全 壊	棟			港 湾	箇所		
		世帯			砂 防	箇所		
		人			清 掃 施 設	箇所		
	半 壊	棟			崖くずれ	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		
		人			被 害 船 舶	隻		
	一 部 破 損	棟		水 道	戸			
		世帯		電 話	回線			
		人		電 気	戸			
	床 上 浸 水	棟		ガ ス	戸			
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		人						
床 下 浸 水	棟		罹 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		罹 災 者 数	人				
	人		建 物	件				
非住家	公 共 建 物	棟	火災発生	危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件			

区 分		被 害		災 害 等 害 の 対 設 策 備 本 状 部 況	都 道 府 県	市	町	村
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	千円							
そ の 他	農 業 被 害	千円						
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
				災 害 適 用 救 助 市 町 村 名	計 団 体			
	千円				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額	千円				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況</li> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等)</li> <li>・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)</li> <li>・その他関連事項</li> </ul>							

※被害額は省略することができるものとする。



災 害 年 報

No.1

区 分		災害名						計
		発生年月日						
人的被害	死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他の	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学 校	箇所						
	病 院	箇所						
	道 路	箇所						
	橋 り よ う	箇所						
	河 川	箇所						
	港 湾	箇所						
	砂 防	箇所						
	水 道	箇所						
	清 掃 施 設	箇所						

災 害 年 報

No.2

区 分		災害名						計
		発生年月日						
そ の 他	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	船舶被害	隻						
	通信被害	回線						
罹災世帯数		世帯						
罹災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他	公共施設被害 市町村数	団体						
	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害 対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

ウ 防災ヘリコプター要請様式

(様式第1号)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請機関名	(市町村等名) (発信者) (電話) (FAX)
2 災害の種別	(1)災害 (2)事故 (3)火災 (4)急患 (5)その他
3 要請内容	(1)偵察 (2)広報 (3)傷病者搬送 (4)空中消火 (5)救助 (6)輸送(品名数量) (7)その他
4 発生場所	市町村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 発生日時	平成 年 月 日(曜日) 時 分頃

注1 1～5欄については災害の種別にかかわらず記載

注2 災害の種別のうち(4)急患については12欄に記載

6 災害の概要	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
7 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 km 雲高 m 観測場所( )
8 現場指揮者	所属 職名 氏名 携帯電話
9 現場との通信手段	無線種別(県内波 全国共通波1・2・3 ) 呼出名称
10 他の航空機の活動要請	(要請の有無)機関名 要請機数
11 地図(目標)等  その他必要な事項	

12 傷病者等搬送の場合			
①要請側病院名		診療科	主治医
②傷病者	(ふりがな) 氏名	生年月日 年 月 日 (男・女)(血液型) 年齢 満 歳	
	住所		
	傷病名	重 症 中 等 症	
③発病(負傷)の原因、経過等及び緊急搬送の必要性			
④受入側病院同乗医師の有無		有 ・ 無	
⑤受入側病院名等		診療科担当医	
⑥救急車の手配	要請側	受入側	
⑦空輸区間	要請側着陸地	受入側着陸地	
⑧搭載機材等	要請吸入機一式( リットルポンペ 本)・点滴機材一式・担架・毛布		
⑨添乗者	医師	(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型) 年齢 満 歳 年 月 日生
	付添人	(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型) 年齢 満 歳 年 月 日生
		(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型) 年齢 満 歳 年 月 日生
		(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型) 年齢 満 歳 年 月 日生
注3 13欄は共通、防災航空隊で記入			
13	① 処 理 経 過	要請日時 年 月 日 時 分～撤収日時 年 月 日 時 分	
	② 摘 要		
要請先 島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)		住 所 〒699-0551 出雲市斐川町沖洲2677番地 電 話 0853(72)7661・7662 FAX0853(72)7671 防災行政無線 335-211~214 防災無線FAX 335-230	

注4 当初要請時点では、記入可能な範囲で可。

区分	月												計	合計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
航空隊業務	夜間飛行															
	計器飛行															
	県中HP訓練															
	リペ・ホイスト訓練															
	散水訓練															
	ヘリテレ送受信訓練															
	水難訓練															
	夜間訓練															
	地形慣熟訓練															
	想定救助訓練															
	新隊員訓練															
	その他の訓練															
	訓練小計															
訓練外	救急活動															
	災害活動															
	行政活動															
	災害予防活動															
	その他(整備・空輸他)															
訓練外小計																
計																
合計																



[様式第3号]

平成 年 月 日

運航管理者殿

運航指揮者 防災航空隊長

### 業 務 報 告 書

運航日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 頃			
要請機関				
発信者			受信者	
飛行用務	_____ _____ _____ _____ _____			
機長	P		M	
隊員	_____ _____ _____		_____ _____ _____	
飛行時間	離陸時間	時 分	着陸時間	時 分
飛行経路				
搭乗者名	職名	氏名	住所	生年月日
搭乗物等				

[様式第4号]

防災ヘリコプター使用申請書

第 号  
平成 年 月 日

島根県防災部長 殿

申請者 住所

氏名

印

(担当者: TEL )

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				
使用目的					
使用内容					
搭乗者	職	氏名	住所	生年月日	性別



[様式第5号]

防災ヘリコプター使用承認書

第 号  
平成 年 月 日

(申請者)

殿

島根県防災部長

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの使用については、下記により承認する。

記

使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用目的	
条件等	

[様式第2号]

平成 年 月 日

防災航空管理所長 殿

防災航空隊長

緊急運航報告書

要請種別		要請者	
災害等発生 の場所			
発生時 の日時 (覚知日時)  事故等の 概要	平成 年 月 日 ( ) 天候 ( ) ----- ----- ----- ----- -----		
傷病者等			
活動概要			
その他参考事項			

## (4) 災害救助

## ア 市町村別避難所数

資料: 防災危機管理課(平成28年3月1日現在)

市町村名	指定緊急避難場所		指定避難所		
	指定済み (予定) 箇所数	指定 (予定) 年月日	指定済み (予定) 箇所数	うち福祉避 難所(予定) 箇所数	指定 (予定) 年月日
松江市	208	H27.4.28	205	18	H27.4.28
浜田市	7	H27.3.13	64	2	H27.3.13
出雲市	(331)	(H27年度中)	(183)		(H27年度中)
益田市	34	H28.1.19	33		H28.1.19
大田市	154	H27.8.26	66	2	H27.8.26
安来市		(H28.6)			(H28.6)
江津市		(H27年度中)			(H27年度中)
雲南市	72	H26.10.1	72		H26.10.1
奥出雲町	17	H27.5.1	31		H27.5.1
飯南町		(H27年度中)			(H27年度中)
川本町	36	H27.10.22	32	1	H27.10.22
美郷町	18	H27.2	18	1	H27.2
邑南町	89	H26.4.11	60		H26.4.11
津和野町	31	H27.6.2	41		H27.6.2
吉賀町	87	H27.3.12	27		H27.3.12
海士町	4	H27.12.1	21	1	H27.12.1
西ノ島町	1	H26.10.17	40	3	H26.10.17
知夫村	(34)	(H27年度中)	(9)	(2)	(H27年度中)
隠岐の島町	27	H27.2.26	35	8	H27.2.26
計	785箇所	14団体	745箇所	36箇所	14団体

イ 都市公園一覽表

(単位:ha) H26.03.31現在

公園種別 都市名	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		特殊公園		広域公園		緑地		緑道		広場公園		合計		人口1人 当たり 面積 (㎡/人)	都市計画 区域内 人口 (人)
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
松江市	52	10.88			1	3.48					2	4.06			37	3.26	3	4.15	11	5.26	106	31.09	12.16	176,080
	30	7.78	4	13.48			4	76.85	2	45.75	4	39.13									44	182.99	10.39	
浜田市	2	0.25			1	10.70															3	10.95	43.79	45,265
	24	4.56	2	5.00	1	6.30	1	4.50	3	49.40	2	8.90	1	108.60							34	187.26	41.37	
出雲市	15	4.21	2	9.73											4	0.49					21	14.43	10.97	161,059
	72	10.94	3	8.62	2	15.91	5	71.00					1	54.90	1	0.96					84	162.33	10.08	
益田市	4	0.37													29	1.09			3	5.30	36	6.76	28.38	30,122
	11	3.16	2	1.82			1	10.40	1	21.70			1	48.40							16	85.48		
大田市	7	2.27			1	7.80	2	11.24			1	36.92									11	58.23	17.82	32,668
安来市	2	0.56	1	1.90	1	9.34	1	2.79	1	10.76											6	25.35	7.99	31,736
江津市	2	0.52	1	0.73															3	5.20	6	6.45	43.54	22,615
	8	2.04	1	1.03			1	32.83	1	17.01				39.10							11	92.01	40.69	
雲南市					2	3.75	1	9.80	2	13.90											5	27.45	10.84	25,314
奥出雲町	3	0.38					2	33.42													5	33.80	61.08	5,534
川本町	2	1.34			1	5.78															3	7.12	25.53	2,789
津和野町	1	0.32									1	58.60									2	58.92	238.83	2,467
吉賀町																								4,060
隠岐の島町			1	3.30					1	10.00											2	13.30	14.89	8,930
都市公園計	75	16.23	3	10.46	2	14.18					2	4.06			70	4.84	3	4.15	17	15.76	172	69.68		548,639
	160	33.35	16	38.90	7	54.93	19	256.93	9	154.62	8	143.55	3	251.00	1	0.96					223	934.24	17.03	
特定地区公園計	235	49.58	19	49.36	9	69.11	19	256.93	9	154.62	10	147.61	3	251.00	71	5.80	3	4.15	17	15.76	395	1,003.92	18.30	548,639
松江市					2	16.00															2	16.00		旧島根町 旧美保関町
出雲市					1	15.00															1	15.00		旧多岐町
津和野町					1	7.10															1	7.10		旧日原町
西ノ島町					1	7.70															1	7.70		2,960
特定地区公園計	5	45.80			5	45.80															5	45.80		2,960
	75	16.23	3	10.46	7	59.98					2	4.06			70	4.84	3	4.15	17	15.76	177	115.48	16.94	551,599
合計	160	33.35	16	38.90	7	54.93	19	256.93	9	154.62	8	143.55	3	251.00	1	0.96					223	934.24	16.94	551,599
合計	235	49.58	19	49.36	14	114.91	19	256.93	9	154.62	10	147.61	3	251.00	71	5.80	3	4.15	17	15.76	400	1,049.72	19.03	551,599

- ※1. 上段は都市計画決定されていない公園
- ※2. 人口一人当たり面積の上段は都市計画決定されていない面積を含む
- ※3. 松江市、出雲市、津和野町については、市町村合併により都市公園と特定地区公園の両方が存在する
- ※4. 墓園は、特殊公園に含む
- ※5. 都市計画区域外の農山漁村において生活環境を改善するため、都市公園に準じて設置されている公園を特定地区公園（カントリーパーク）という

ウ 市町村別小中学校給食施設

資料：教育庁保健体育課（平成27年12月1日現在）

市町村	調理場種別			
	共同		単独校	
	施設数	炊飯可能食数	施設数	炊飯可能食数
松江市	8	2,700	2	800
浜田市	4	6,200	3	1,100
出雲市	6	5,300		
益田市	2	0		
大田市	1	3,500		
安来市			18	4,500
江津市	2	2,300		
雲南市	6	3,200		
奥出雲町	2	1,500		
飯南町	1	500		
川本町	1	300		
美郷町	1	500		
邑南町	2	1,400		
津和野町	2	600		
吉賀町	3	600		
海士町	1	400		
西ノ島町	1	400		
知夫村	1	200		
隠岐の島町	1	1,500		
合計	45	31,100	23	6,400

## エ 防災備蓄物資一覧

資料:防災危機管理課(平成27年4月1日)

品目		松江倉庫	浜田倉庫	隠岐 (島前)	隠岐 (島後)	トラック 協会	26年度末 備蓄数量	備考
食糧・水	1	白粥	5,400袋	2,600袋	0袋	200袋	8,200袋	
	2	梅粥	5,400袋	2,600袋	0袋	200袋	8,200袋	
	3	乾パン	552缶	230缶	20缶	14缶	816缶	
	4	白飯(アレルギー対応)	1,200袋	600袋			1,800缶	
	5	粉ミルク	109缶	53缶			162缶	
	6	保存水(ミルク用)	544本	24本			568本	
	7	飲料水	1,260本	600本			1,860本	
	8	ほ乳瓶	200本	100本			300本	
	9	浄水機	4基	4基			8基	
	10	ガンリン携行缶	4個	4個			8個	
	11	簡易組立水槽	4基	4基			8基	
	12	給水袋	4,200袋	2,100袋			6,300袋	
	13	カセットコンロ	50個	27個			77個	
	14	カセットガス	50組	27組			77組	
	15	なべ	50個	27個			77個	
	16	ひしゃく	50個	27個			77個	
生活必需品	17	毛布	18,325枚	6,560枚	300枚	300枚	25,485枚	
	18	子供用紙おむつ(3サイズ)	2,072枚	10,410枚			12,482枚	
		新生児用	1,800枚	3,768枚			5,568枚	
		Mサイズ	0枚	3,522枚			3,522枚	
		Lサイズ	272枚	3,120枚			3,392枚	
	19	大人用紙おむつ(2サイズ)	1,310枚	2,650枚			3,960枚	
		S (W50-70)	0枚	560枚			560枚	
		M-L (W60-90)	644枚	1,100枚			1,744枚	
		L-LL (W80-130)	666枚	990枚			1,656枚	
	20	生理用品	19,352枚	8,092枚			27,444枚	
	21	ゴミ袋	7,880枚	4,110枚			11,990枚	
	22	簡易トイレ	457個	137個			100個	694個
	23	簡易トイレ用薬剤	441箱	137箱			16箱	594箱
	24	トイレ用テント	247基	137基			10基	394基
	25	トイレ用ペーパー	942R	1,680R			180R	2,802R
	26	防水シート(2サイズ)	7,760枚	2,962枚		30枚	700枚	11,452枚
		M (3.6×5.4m)	7,370枚	2,800枚		30枚	700枚	10,900枚
		L (7.2×7.2m)	260枚	140枚				400枚
		LL(10×10m)	130枚	22枚				152枚
	27	救急箱	44箱	22箱				66箱
28	避難所用間仕切り(段ボール製)	31箱					31箱	
29	避難所用間仕切り(ナイロン製)	500基	250基				750基	
30	避難所用更衣テント	50基	25基				75部屋分	
31	ガンリン式発電機	50基	25基					
32	ガンリン携行缶	100台	50台				150個	
33	ポータブルLED投光器	23台	12台				35台	
34	LED投光器(充電式)1	50台	25台				75台	
35	LED投光器(充電式)2	23台	12台				35台	
36	LED投光器(床置型)	23台	12台				35台	
37	コードリール	50台	25台				75台	
救助用資機材	38	バケツ	280個	280個			560個	
	39	バール(2種類)	84本	42本			126本	
		バール(細)	56本	28本			84本	
		バール(太)	28本	14本			42本	
	40	懐中電灯	54本	30本			84本	
	41	電池(単2)(懐中電灯用)	216個	120個			336個	
	42	軍手	360双	240双			600双	
	43	テント	4貼	2貼			6貼	
	44	担架	4台	2台			6台	
	45	救命ボート	2艇	2艇			4艇	
46	ライフジャケット(2種類)	12個	12個			24個		
	大人用	10個	10個			20個		
	子供用	2個	2個			4個		

オ 県内製パン業者

20kg/袋換算

地区	工場名	郵便番号	商号	電話番号	所在地	製造能力(袋)
松江市	キッチンおかだ	690-0846	(有)ドリームベーカリー 岡田新一	0852-21-5290	松江市末次町23	4
	(株)マツヤ神戸屋	690-0021	(株)マツヤ神戸屋 松崎直彦	0852-24-2400	松江市矢田町250-20	90
	パンエブール	690-0881	(有)パンエブール 桑原裕紀	0852-26-5693	松江市石橋町421	6
	ベイクショップローズ	690-0015	旭糧業株式会社 近藤博司	0852-21-4938	松江市上乃木九丁目25-3	6
	喜久屋	699-0408	(有)喜久屋 須藤新吾	0852-66-0707	松江市宍道町昭和100	2
安来市	(有)杉本パン店	692-0023	(有)杉本パン店 杉本太	0854-22-2415	安来市黒井田町429-20	6
	長谷川製パン(有) 長谷川照月堂	692-0411	長谷川製パン(有) 長谷川豊	0854-32-2547	安来市広瀬町菅原1050-7	6
	(有)瀬尻製パン店	692-0404	(有)瀬尻製パン店 瀬尻正人	0854-32-2539	安来市広瀬町広瀬1694	5
飯南町	パン工房 もりどおる	690-3207	(株)後藤建設 代表取締役 後藤浩二	0854-72-0735	飯石郡飯南町頓原2105-4	1
	赤来農産物処理加工施設	690-3513	(株)フロンティアあかぎ 代表取締役 山崎英樹	0854-76-2430	飯石郡飯南町下赤名2814	1
奥出雲町	(有)今津屋	699-1832	(有)今津屋 代表取締役 二岡君子	0854-52-2151	仁多郡奥出雲町横田1175-6	3
雲南市	(株)井谷明盛堂	699-1334	(株)井谷明盛堂 代表取締役 井谷憲治	0854-42-0240	雲南市木次町新市364	3
	パン工房 米風香	699-1221	株式会社 大東農産加工場 代表取締役 中西正義	0854-43-3849	雲南市大東町飯田41-12	3
出雲市	(有)木村家製パン	693-0033	(有)木村家製パン 勝部恵太	0853-22-0819	出雲市知井宮町882	8
	(有)なんぼうぱん	693-0033	(有)なんぼうぱん 石飛安夫	0853-21-0062	出雲市知井宮町1274-6	30
	(有)古川製パン店	691-0001	(有)古川製パン店 古川祐治	0853-62-2279	出雲市平田町2185-9	1
	かめや製パン店	691-0001	三島 悟	0853-62-3059	出雲市平田町1225-1	4
	(有)川上開茶堂商店	691-0001	(有)川上開茶堂商店 坂根浩造	0853-62-2231	出雲市平田町903	4
	八雲パン	697-0711	小村 亮	0853-53-3895	出雲市大社町杵築南1294	16
大田市	(有)重富製パン	694-0052	(有)重富製パン 重富俊雄	0854-82-8796	大田市久手町刺鹿2630	8
	イオン大田店パン工場	694-0044	イオンリテール(株) 梅本和典	0854-84-0100	大田市長久町土江97	2.5
	はとぼっぼ	694-0064	社会福祉法人 銀の鳩 竹原博之	0854-82-4688	大田市大田町大田1674-16	1
美郷町	寿恵久仁屋	699-4621	末國欽治	0855-75-1377	邑智郡美郷町粕淵178-1	4
邑南町	(有)広島屋	696-0103	(有)広島屋 坂根有二	0855-95-0070	邑智郡邑南町矢上4634	6
	国際農村塾マムズ・ドリーム	696-0101	藤田 八重子	0855-95-2678	邑智郡邑南町井原888	1
	愛香園四ツ葉ショップ	696-0102	社会福祉法人 邑智福祉振興会 日高昭登	0855-95-0111	邑智郡邑南町中野3594-21	2
	はあもにいほうす	696-0222	社会福祉法人 おおなん福祉会 日高勝明	0855-83-1955	邑智郡邑南町下田所334	2
浜田市	プチマタン	697-0043	社会福祉法人 いわみ福祉会 室崎富恵	0855-22-2235	浜田市栄町39-1	1
	ぱんの森	697-0026	富士産業(株) 笠柄一雄	0855-22-6368	浜田市田町90	3.5
	ベーカリー ミロ	697-0022	(株)浜田ステーションホテル 小河二郎	0855-22-1330	浜田市浅井町64	3
	ホルン浜田店	697-0052	フジパンストア(株) 国廣哲彦	0855-23-7411	浜田市港町227-1	2
	コーヒーハウス	697-0006	橋本鐵工(株) 橋本立一	0855-28-1950	浜田市下府町181-2	1

江津市	ラ・グラン・モンテ	695-0024	(有)シャルム大坂屋 大坂務	0855-53-2886	江津市二宮町神主ハ216-10	6
	本山ベーカリー	695-0017	本山 健司	0855-52-3205	江津市和木町603-20	2
	リトルマーメイド グリーンモール店	695-0016	(有)ベアーズ 樋口壽男	0855-54-0131	江津市嘉久志町2306-30	1
	お菓子のお家 チェリーズ	699-4111	飯田 香代子	0855-92-1171	江津市桜江町谷住郷1713-1	6
益田市	(有)寿製パン所	698-0024	(有)寿製パン所 芝田 馨	0856-22-0289	益田市駅前町32-3	15
	松月堂マリード	698-0005	久城 恵治	0856-22-0350	益田市本町1-57	4
隠岐の 島町	木村屋給食パン工場	685-0005	鳥本 光夫	08512-2-1862	隠岐郡隠岐の島町東郷37	9
	木村屋	685-0014	(有)木村屋 西尾千尋	08512-2-0072	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二72	3.5
	かなりやパン店	685-0027	長谷川 廉	08512-2-1517	隠岐郡隠岐の島町原田1416-3	2.5
	金井製菓製パン所	685-0011	金井 三重	08512-2-0620	隠岐郡隠岐の島町栄町811-21	2
西ノ島町	栄進堂	684-0303	西脇 広光	08514-6-0775	隠岐郡西ノ島町大字美田3051-2	2.5
海士町	常盤堂製菓舗 ときわベーカリー	684-0403	山中 唱晴	08514-2-0719	隠岐郡海士町大字海士1089-34	6



## カ 給水車・給水機材等整備状況

(平成27年3月31日現在)

事業所名	給水車		給水タンク		定置用タンク		容器		ろ水器		ポリ袋	
	m <sup>3</sup>	台	m <sup>3</sup>	個	m <sup>3</sup>	個	L	個	2m <sup>3</sup> /h	台	L	袋
松江市 (防災安全課)										13		
松江市上下水道局	2.0	2	2.0	7	50	9	30	86	小型可搬式	3	10	240
			1.5	2			20	219			6	40,936
	2tDt	1	1.0	41			18	31				
	軽トラ	2	0.5	3								
			0.3	4								
		0.2	3									
安来市			1.0~1.5	1			20	120			6	600
			0.3	3								
雲南市	軽トラ	2	1.0~1.5	5			20	36			10	610
	軽箱バン	5	~1.0	17			18	216			6	1,330
奥出雲町			1.5~	1			18	400			6	5,200
			~1.0	5								
飯南町	トラック	1	~1.0	10			18	100				
出雲市	2.0	2	3.0	1			20	221			10	830
			2.0	2			18	344			6	15,364
	2tトラック	1	1.5	14								
			1.0	23								
			0.5	20								
		0.35	1									
斐川宍道水道 企業団	2.0	1	1.5~	11			20	110			10	1,400
			1.0~1.5	1			16	17			6	1,500
			~1.0	2			10	32				
大田市	トラック	1	1.0~1.5	3			20	322			10	200
			~1.0	3			10	126			6	2,200
川本町	2tDt	1	1.0~1.5	2			20	20			6	200
美郷町			1.5~	2			20	10				
			~1.0	4			18	50				
邑南町			1.0~1.5	1			18	23			6	320
			~1.0	3			20	52				
浜田市			1.5~	1			18	530			6	7,187
			1.0~1.5	1							5	1,500
			~1.0	3								
江津市			2.0	1			20	45			6	14,000
			1.0	2			18	27				
益田市	トラック	1	1.5~	3			20	100			6	2,140
			1.0~1.5	1			18	100				
津和野町			2.0	1			18	300			6	1,000
			0.5	2								
吉賀町			1.5~	1	10	1	18	30				
					1	3						
隠岐の島町	2tトラック	1	1.0~1.5	7			18	55				
			~1.0	6								
海士町	4.0 (温泉水運搬車)	1	1.5~	1								
西ノ島町	トラック	1	1.5~	2			20	10			10	600
	クレーン	1										
知夫村			~1.0	1								
島根県企業局			1.0	2							6	3,000
計	給水車 その他	5 19		230		13		3,732		16		100,357

キ 病院

資料：医療政策課平成27年4月1日現在使用許可

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					合計	
				精神	結核	感染症	療養	一般		
松江	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	島根県松江市上乃木5丁目8番31号	0852-21-6131		12			328	340	
	松江市立病院	島根県松江市乃白町32番地1	0852-60-8000	50		4		416	470	
	総合病院松江生協病院	島根県松江市西津田8丁目8番8号	0852-23-1111				40	311	351	
	東部島根医療福祉センター	島根県松江市東生馬町15-1	0852-36-8011				40	60	100	
	松江青葉病院	島根県松江市上乃木5丁目1番8号	0852-21-3565	300					300	
	松江記念病院	島根県松江市上乃木3丁目4番1号	0852-27-8111				111	61	172	
	松江赤十字病院	島根県松江市母衣町200	0852-24-2111	45		2		598	645	
	医療法人仁風会 八雲病院	島根県松江市大庭町1460-3	0852-23-3456	161					161	
	鹿島病院	島根県松江市鹿島町名分243-1	0852-82-2627				117	60	177	
	独立行政法人 地域医療機能推進機構玉造病院	島根県松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560					301	301	
	医療法人同仁会こなんホスピタル	島根県松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712	147					147	
	日立記念病院	島根県安来市安来町1278番地5	0854-22-2180				31	49	80	
	安来市立病院	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地	0854-32-2121				48	149	197	
	安来市医師会病院	島根県安来市伯太町安田1700番地	0854-37-1511				52		52	
	安来第一病院	島根県安来市安来町899-1	0854-22-3411	228			50	108	386	
	計 17病院				931	12	6	489	2,441	3,879
	雲南	雲南市立病院	島根県雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390			4	78	199	281
奥出雲コスモ病院		島根県雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950	100					100	
平成記念病院		島根県雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	0854-45-5111				55	60	115	
町立奥出雲病院		島根県仁多郡奥出雲町三成1622番地1	0854-54-1122				60	98	158	
飯南町立飯南病院		島根県飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221					48	48	
計 5病院				100		4	193	405	702	
出雲	出雲市民病院	島根県出雲市塩冶町1536番地1	0853-21-2722					180	180	
	医療法人社団耕雲堂小林病院	島根県出雲市今市町510	0853-21-5230				48	2	50	
	医療法人同仁会海星病院	島根県出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	166					166	
	島根県立中央病院	島根県出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111	40		6		633	679	
	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	30				570	600	
	医療法人壽生会 寿生病院	島根県出雲市上塩冶町2862-1	0853-24-2160				239		239	
	出雲市民リハビリテーション病院	島根県出雲市知井宮町238	0853-21-2733				58	58	116	
	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556	242					242	
	出雲市立総合医療センター	島根県出雲市灘分町613	0853-63-5111				52	147	199	
	斐川生協病院	島根県出雲市斐川町直江4883-1	0853-72-0321				120		120	
	出雲徳洲会病院	島根県出雲市斐川町直江3964-1	0853-73-7000				94	89	183	
計 11病院				478		6	611	1,679	2,774	

キ 病院

資料:医療政策課平成27年4月1日現在使用許可

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					合計
				精神	結核	感染症	療養	一般	
県央	大田市立病院	島根県大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330			4	55	280	339
	医療法人恵和会 石東病院	島根県大田市大田町大田イ860-3	0854-82-1035	168			42		210
	加藤病院	島根県邑智郡川本町大字川本383-1	0855-72-0640				81		81
	公立邑智病院	島根県邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111					98	98
	計 4病院			168		4	178	378	728
浜田	社会医療法人社団清和会西川病院	島根県浜田市港町293-2	0855-22-2390	410					410
	沖田病院	島根県浜田市殿町3-1	0855-22-1555					55	55
	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	島根県浜田市浅井町777-12	0855-25-0505			4		361	365
	島田病院	島根県浜田市殿町83-30	0855-22-2511				42		42
	医療法人慈誠会 山根病院	島根県浜田市熱田町1517番地1	0855-26-0688				55		55
	医療法人慈誠会 山根病院三隅分院	島根県浜田市三隅町岡見290-1	0855-32-4343				60		60
	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会 江津総合病院	島根県江津市江津町1016番地37	0855-54-0101				88	212	300
	西部島根医療福祉センター	島根県江津市渡津町1926	0855-52-2442				56	56	112
	山崎病院	島根県江津市江津町813-1	0855-52-2816				40		40
	計 9病院			410		4	341	684	1,439
益田	医療法人正光会 松ヶ丘病院	島根県益田市高津四丁目24番10号	0856-22-8711	215					215
	益田赤十字病院	島根県益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480		8	4		315	327
	公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	島根県益田市遠田町1917-2	0856-22-3611				132	211	343
	津和野共存病院	島根県鹿足郡津和野町森村口141	0856-72-0660				49	50	99
	六日市病院	島根県鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581				60	50	110
	計 5病院			215	8	4	241	626	1,094
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	22		2		91	115
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地	08514-7-8211				24	20	44
	計 2病院			22		2	24	111	159
合計 51病院				2,324	20	30	2,077	6,324	10,775

ク 救護班等

○日本赤十字社島根県支部救護班

資料：日本赤十字社島根県支部（平成27年5月15日現在）

所属病院		松江赤十字病院	益田赤十字病院
班数		3	2
1 班 の 編 制	医師	2	2
	薬剤師	1	1
	看護師	4	4
	事務員	(兼運転手) 1	(兼運転手) 1
	自動車	1	1

○災害拠点病院救護班／災害派遣医療チーム（DMAT）

資料：医療政策課（平成27年9月30日現在）

病院名

病院名	班数	
	救護班	DMAT
島根県立中央病院		3
松江赤十字病院	3	2
松江市立病院	1	2
雲南市立病院		1
島根大学医学部附属病院	6	2
大田市立病院	1	1
済生会江津総合病院		1
浜田医療センター	3	2
益田赤十字病院	2	1
隠岐病院		1

(注) 松江日赤・益田日赤の救護班班数は再掲

○島根県医師会協力救護班

資料：島根県医師会（平成26年8月31日現在）

班名	班数	担当	班名	班数	担当
松江市医師会医療救護班	15	松江市	大田市医師会医療救護班	9	大田市
安来市医師会医療救護班	4	安来市	邑智郡医師会医療救護班	5	邑智郡
雲南市医師会医療救護班			江津市医師会医療救護班	3	江津市
雲南医師会大原支部医療救護班	3	雲南市(大東町・加茂町・木次町)	浜田市医師会医療救護班	3	浜田市
雲南医師会仁多支部医療救護班	2	仁多郡	那賀郡医師会医療救護班	2	那賀郡
雲南医師会飯石支部医療救護班	2	雲南市(三刀屋町・吉田町・掛合町)、飯南町	益田市医師会医療救護班	4	益田市
			鹿足郡医師会医療救護班	3	鹿足郡
			島後医師会医療救護班	1	隠岐島後
			島前医師会医療救護班	2	隠岐島前
出雲医師会医療救護班			合 計		
出雲市	9	出雲市			
斐川町	1	斐川町			
				68	

(注) 1 班の編制 協力病院救護班に準ずる。

ケ 備蓄薬品の在庫場所、品名

資料:薬事衛生課(平成27年4月1日現在)

在庫場所	電話	品名
		乾燥ガスエソウマ抗毒素(注)
出雲保健所	0853-21-1185	○
浜田保健所	0855-29-5557	○
隠岐保健所	08512-2-9714	○
隠岐保健所 (島前地域危機管理スタッフ)	08514-7-8121	○

(注)乾燥ガスエソウマ抗毒素は国有ワクチンのため一般の卸売業者では取り扱っておらず、県内4保健所・駐在で保有している。

コ 防疫薬剤等取扱業者

資料:薬事衛生課(平成27年4月1日現在)

名称	所在地		電話番号	Fax番号
株式会社エバルス島根営業部				
松江支店	〒690-0011	松江市東津田町392-7	(0852)24-4416	(0852)31-8549
出雲支店	〒693-0021	出雲市塩冶町1563-1	(0853)22-6588	(0853)22-6589
浜田支店	〒697-0061	浜田市笠柄町12	(0855)23-2111	(0855)23-2115
益田支店	〒698-0041	益田市中吉田町1089-2	(0856)23-0033	(0856)31-0144
株式会社サンキ山陰事業部				
松江支店	〒690-0021	松江市矢田町塚脇142-3	(0852)23-1551	(0852)21-7349
出雲支店	〒693-0013	出雲市荻杼町601-3	(0853)22-4865	(0853)22-4867
浜田支店	〒697-0006	浜田市下府町821-7	(0855)28-1238	(0855)28-1526
益田支店	〒698-0041	益田市高津7丁目15-29	(0856)23-3955	(0856)23-3957
株式会社セイエル山陰事業部				
松江営業所	〒690-0047	松江市嫁島町1-34	(0852)21-4384	(0852)27-1237
出雲営業所	〒693-0024	出雲市塩冶神前1-8-6	(0853)23-2777	(0853)22-7698
浜田営業所	〒697-0006	浜田市下府町327-87	(0855)23-4858	(0855)23-4859
益田営業所	〒698-0042	益田市中吉田町1082-1	(0856)23-3470	(0856)23-3472
ティーエスアルフレッサ株式会社山陰営業部				
松江支店	〒690-0021	松江市矢田町218-2	(0852)21-4909	(0852)31-4499
出雲支店	〒693-0054	出雲市浜町218-1	(0853)22-7700	(0853)22-0234
浜田支店	〒697-0006	浜田市下府町388-30	(0855)28-1414	(0855)28-1416
益田支店	〒698-0043	益田市中島イ98	(0856)22-7371	(0856)22-8575

サ 衛生資材(消石灰)取扱業者

資料:薬事衛生課(平成27年4月1日現在)

事業所名	郵便番号	所在地	電話	FAX番号
島田商事(株)	692-0011	安来市安来町1578	0854-22-2033	0854-23-0295
JA全農しまね営農資材部 資材課	699-0631	出雲市斐川町直江5030	0853-73-9527	0853-72-4193
日野建材(株)	693-0065	出雲市平野町360-1	0853-21-2422	0853-21-2451
浜覚肥糧(株)	694-0051	大田市久手町波根西1767-8	0854-82-8314	0854-82-8315
JALしまねいわみ中央地区 本部営農経済部資材注文 センター	697-0006	浜田市下府町1821-5	0855-22-1128	0855-22-1362
JALしまね西いわみ地区本 部営農部資材課	698-0042	益田市中吉田町1000	0856-23-0933	0856-22-4350

シ 日本赤十字社島根県支部救護班常備資機材

資料:日本赤十字社島根県支部(平成27年4月1日現在)

項目	資機材名	数量
無線装備	150MH z 帯・400MH z 帯	55
救護資機材	医療セット(ジュラルミン)	5
	医療セット置き台	2
	携帯型医療セット	2
	大型テント(ドラッシュテント)	1
	患者等収容用テント(エアートtent大)	1
	診察用テント(エアートtent小)	1
	キャンプ用天幕	10
	パーソナル無線機	16
	無線タイマー付充電器	1
	災害用移動炊飯器 ひまわり型	78
	ヘッドランプ	40
	ヘッドライト	6
	携行用ライト	4
	携行用ラジオ	2
	天幕(パイプテント 2×3間)	9
	発電機	3
	毛布収納袋	10
	スクープストレッチャー	2
	バスケットストレッチャー	1
	折畳寝台	37
	寝袋	48
	担架架台	22
	担架	26
	バルーン投光器	2
	投光器	4
	ドンネル式ライト	2式
	携帯型マイク	6
	デジタルカメラ	2
	アルミローラーコンベヤ(一式)	1
	救護班要員マニュアル	80
	デジタルビデオカメラ	2
	GMサーベイメータ	4
	防災ポランテニアセンサー 表示看板	1
	防災ポランテニアセンサー ホワイトボード	一式
	トリアージシート	2
	自動体外式除細動器	14
	除染セット(除染シート、防護服・マスク12、除染済み者セット50、除細動器2)	一式
	ポータブル人工呼吸器一式	〔松江赤十字病院 日本DMAT〕 1
	携帯型精密高機能輸液ポンプ一式	〔松江赤十字病院 日本DMAT〕 1
	携帯型充電式吸引器一式	〔松江赤十字病院 日本DMAT〕 1
	携帯型超音波診断装置一式	〔松江赤十字病院 日本DMAT〕 1
	携帯型心電図モニター一式	〔松江赤十字病院 日本DMAT〕 1
	医療資機材携行用バッグ	〔松江赤十字病院 日本DMAT〕 4
	LEDキャップライト	5
	簡易心電図モニタ	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	超音波診断装置	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	人工呼吸器	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	携帯型精密輸液ポンプ	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	自動体外式除細動器	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	多機能型医療バック3点セット	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 一式
	インマルサット衛星電話	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	レスキューメダイカルユニフォームセット	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 7
	デジタル/アナログデュアルモード簡易無線機	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	携帯用吸引器	〔益田赤十字病院 日本DMAT〕 1
	石油ストーブ	3
	ポータブルカーナビゲーション	2
	モバイル用パソコン・プリンターセット	1

項目	資機材名	数量
	折畳アルミベッド	20
	折畳アルミテーブル	10
	折畳アルミイス	15
	衛星携帯電話(B G A N)	3
	衛星電話(車載)	1
車両	災害救援車等	11
被服	救護看護衣(制服)	20
	救護要員用カストロコート	13
	救護要員用ヘルメット	140
	救護要員用個人装備携行バッグ	103
	救護要員用個人携帯バッグ(ウエストポーチ)	40
	救護要員用反射チョッキ	167
	防災ボランティアリーダー用(上)	5
	防災ボランティアリーダー用(下)	5
	防災ボランティア地区リーダー用(上)	27
	防災ボランティア地区リーダー用(下)	27
	雨衣(レンジャーマーク)	80
	防寒防水コート・パシツ(スーツ)	120
	防寒衣	31
	防災ボランティア用ベルト	32
	防災ボランティア用ナップサック	300
	防災ボランティア用キャップ	300
	防災ボランティア用ヘルメット	280
	防災ボランティア用帽子	32
	防災ボランティア用反射チョッキ	250
	防災ボランティア用(黄)ゼッケン	132
	編上げ靴(安全靴)	255
	防災ボランティア用長靴	280
	救護作業衣上下(男)	129
	救護作業衣上下(女)	151
	救護員ベルト	200
	救護員帽子	200
	肘パッド・膝パッド・グローブ	5セット
	ウエストバック	70
	グローブ	70
	ヘルメット	65
	ヘッドライト	65
	ゴーグル	65

## (5) 公安警備

ア 警察が災害時において使用し得る資器材

資料:警察本部警備二課

所属署 品名	県警本部	松江	安来	雲南	出雲	大田	川本	江津	浜田	益田	津和野	隠岐の島	浦郷	計
ヘリコプター	1													1
レスキュー車	1													1
オフロード車	12													12
レスキューツール	4													4
ジャッキ	3	1	1	2	3	2	1	1	1	1	1	1	1	19
チェーンソー	12	6	2	4	6	2	2	2	6	4	2	2	2	52
エンジンカッター	11	3	1	3	4	3	1	1	3	2	2	2	2	38
削岩機	5		1	1	1	1			1	1		1		12
膨張式テント	5													5
可搬式高圧放水器	3													3
可動式ウインチ	6	1	1	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	23
投光機	8	7	3	5	3	1	1	2	2	3	1	2	1	39
発動用発電機	6	4	1	3	4	3	2	1	5	2	2	2	2	37
潜水具	15													15
救命ボート(折畳式)		1	1	1	1	1								5
〃(ゴム式)	4					1				1	1	1	1	9
〃(プラスチック)	1	1			1		1	1	1	1				7
船外機	5	3	1	1	3	2	1	1	1	1	1			20
救命索発射器	4		1	1	1	1	1	1	2	1	1			14
担架	16	3	3	9	10	5	3	3	2	2	3	3	3	65
空気呼吸器	10													10



## (6) 航空機の災害派遣

ア 飛行場外離着陸場許可状況

## 飛行場外離着陸場許可状況

平成27年7月現在

市町村	箇所数	番号	離着陸場名	番号	離着陸場名	番号	離着陸場名
松江市	7	7	錦浜 No.2(訓練場)	14	警察学校	30	八雲町(八雲町山村広場野球場)
		83	島根県消防学校	87	松江赤十字病院	91	東部分署ヘリポート 防災対応
		92	野波海浜公園 防災対応				
安来市	4	9	安来運動公園	10	広瀬中央公園	11	山佐ダム(訓練場) 特殊地域
		75	伯太山村広場				
奥出雲町	2	12	横田多目的広場	90	奥出雲町三成場外(ヘリポート)		
雲南市	2	66	里熊場外	71	尾原ダム		
飯南町	3	26	頓原町民グラウンド 防災対応	69	飯南町山村広場	72	志津見ダム
出雲市	4	24	島大医学部	28	斐川牧場	79	斐伊川河川敷公園
		93	神戸川				
大田市	3	37	西の原 防災対応	45	温泉津グラウンド	86	(大田)市立病院 防災対応
江津市	2	39	江の川河川敷公園	46	桜江小学校		
川本町	1	40	(川本)野球場				
美郷町	2	41	都賀西町民グラウンド	94	美郷町防災公園(ヘリポート)		
邑南町	3	43	邑南町青少年旅行村	47	中野グラウンド	68	邑智病院
浜田市	5	4	下府(水防センター)	51	下来原(金城中学校)	54	弥栄 防災対応
		84	三隅中央公園(多目的広場)	96	浜田医療センター		
益田市	4	56	美都中学校	64	高津川左岸河川敷	88	匹見野球場 防災対応
		98	匹見澄川ヘリポート				
津和野町	2	59	日原カントリーパーク	95	なごみの里 防災対応		
吉賀町	2	60	大野原運動交流広場	97	吉賀町飛行場外		
隠岐の島町	2	21	五箇運動場	89	隠岐病院		
海士町	1	3	海士町(ヘリポート)				
西ノ島町	1	1	西ノ島(ヘリポート)				
知夫村	1	2	知夫村(ヘリポート)				
空港	3		出雲空港		隠岐空港		萩・石見空港
ヘリポート	1		県立中央病院屋上HP				
計	場外離着陸場51箇所・空港3箇所・ヘリポート1箇所						

※場外離着陸場一覧は別紙のとおり

No.	離着陸場名	所在地	離着陸場の状況					土地所有者 又は管理者	電話	備考
			広さ(m)	表面	離着陸の方向	恒風	標高(m)			
1	にし島の 西ノ島	隠岐郡西ノ島町大字美田	120×80	アスファルト	013° /193°	NNW	33	西ノ島町	08514-6-0101	
2	あきむら 知夫村	隠岐郡知夫村273	100×80	アスファルト	360° /180°	NNW /SE	65	知夫村	08514-8-2211	
3	あまちよう 海士町	隠岐郡海士町吉津	25×20	アスファルト	060° /240°	NW	27	海士町	08514-2-0111	
4	しもこう 下府	浜田市下府町横路785	100×40	アスファルト	333° /153° 315° /135°	NW	6	浜田市	0855-22-2612	水防センター
7	にしきはま 錦浜 NO2	松江市東出雲町錦浜	500×30	転圧 草地	100° /280°	NW	2	国土交通省 出雲河川事務所 大橋川出張所	0852-22-2280	訓練場
9	やすきうんどうこう 安来運動公園	安来市吉岡町450	120×75	芝 てん圧	010° /190°	NW	7	安来市	0854-22-3301	
10	ひろはら 広瀬中央公園	安来市広瀬町広瀬307	150×92	土砂 てん圧	020°	NE	43	安来市	0854-22-3301	広瀬中央公園 (陸上競技場)
11	やま 山佐ダム	安来市広瀬町上山佐3036-11	130×65	芝 てん圧	145° /325°	NW	200	広瀬土木事務所	0854-35-0156	訓練場 (特殊地域適用)
12	よこたたくてきひろば 横田多目的広場	仁多郡奥出雲町稲原2034-1	114×92	芝 てん圧	350°	N	381	奥出雲町	0854-54-2505	横田公園 多目的広場
14	はいつづつこう 警察学校	松江市西浜佐陀町582-2	125×95	芝 てん圧	300° /220°	W	2	島根県警察学校	0852-26-0110	
21	ごかんどうじょう 五箇運動場	隠岐郡隠岐の島町郡75-2	140×100	土 てん圧	301° /121° 031° /211°	E	35.5	隠岐の島町 教育委員会	08512-2-2206	五箇町民運動場
24	しまだい 島大医学部	出雲市塩冶町89-1	34×30	コンクリート	078° /258° 103° /283°	W	10	島根大学	0853-23-2111	島根大学医学部
26	ぼうさいたいおう (防災対応) とんぼらちやうみ 頓原町民グラウンド	飯石郡飯南町佐見1416	150×100	土 てん圧	140° /320° 050° /230°	NW	440	飯南町	0854-76-2211	頓原町民グラウンド
28	あかばけ 斐川牧場	出雲市斐川町出西	100×60	草地	315° /135° 340° /160°	NW SE	158	出雲市	0853-21-2212	訓練場
30	やくもちやう 八雲町	松江市八雲町西岩坂3856-1	14×14	土砂	265°	W	50	松江市	0852-54-0600	山村広場 構造改善センター
37	ぼうさいたいおう (防災対応) にしほら 西の原	大田市三瓶町池田	100×50	コンクリート	160° /340°	NW	456	大田市	08548-2-1600	
39	ごう 江の川河川敷	江津市渡津町197-1	113×80	芝 てん圧	180° /360°	N	1	国土交通省 浜田河川国道 事務所	0855-52-2926	江の川右岸河川敷 サッカー場
40	かわもと (川本)野球場	邑智郡川本町大字川下	90×90	芝 てん圧	105° /115°	N	60	川本町教育委員会	08557-2-0594	川本町民球場
41	つがにしちやうみん 都賀西町民グラウンド	邑智郡美郷町都賀西94-1	110×120	転圧土	125°	S	80	美郷町	0855-75-1211	美郷町民グラウンド
43	おおなんちやう 邑南町 せいしやうねんりんちやうむら 青少年旅行村	邑智郡邑南町出羽	110×85	芝 てん圧	100°	W	310	邑南町	0855-95-1111	青少年旅行村運動広場
45	ゆのつ 温泉津グラウンド	大田市温泉津町温泉津207	160×100	土 てん圧	090° /270°	NW	52	大田市	08548-2-1600	温泉津町総合グラウンド
46	まくらえしやうがっこう 桜江小学校	江津市桜江町川戸1280	103×166	土 転圧	014° /194° 104° /284°	NW	28	江津市	0855-92-8040	桜江小学校グラウンド
47	なかの 中野グラウンド	邑智郡邑南町中野991	190×150	土砂 てん圧	220°	W	170	邑南町	0855-95-1111	邑南町中野グラウンド
51	しもくるばら 下来原	浜田市金城町下来原1551-1	150×150	土砂 てん圧	290° /260°	W	240	浜田市	0855-42-0044	金城中学校
54	ぼうさいたいおう (防災対応) あきさ 弥栄	浜田市弥栄町長安本郷719-2	80×80	土砂 てん圧	070° /250° 040° /220°	N	400	浜田市	0855-48-2121	弥栄支所 弥栄町運動場
56	みよ 美都中学校	益田市美都町都茂1947	100×70	土砂 てん圧	050° /060°	NE	170	益田市	0856-52-2525	美都中学校グラウンド
59	にちほら 日原カントリーパーク	鹿足郡津和野町日原池村 2863-2	100×70	土砂 てん圧	180° /360° 030° /210°	N	75	津和野町	0856-74-0021	津和野町 教育委員会 日原カントリーパーク
60	おおのほら 大野原 うんどうちやうみん 運動交流広場	鹿足郡吉賀町柿木村大野原 969	150×105	土砂 てん圧	330°	NW	226	吉賀町	0856-77-1111	運動交流広場
64	たかづつ 高津川左岸河川敷	益田市高津町高津川 左岸河川敷	15×15	アスファルト	310° /130°	NW	0.7	国土交通省 浜田工事事務所	0855-22-2480	訓練場
66	きたまき 里熊場外	雲南市木次町下熊谷 斐伊川左岸河川敷	80×26	コンクリート	180° /360° 340° /160°	N/S	36	雲南市	0854-40-1000	左岸河川敷
68	おうちびやういん 邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	75×30	アスファルト	160° /191°	NE	204	邑智病院	0855-95-2111	
69	いいたんちやうきんさんひろば 飯南町山村広場	飯石郡飯南町赤名2807	100×100	土砂 てん圧	170° /093°	NW	474	飯南町	0854-76-2789	山村広場

No.	離着陸場名	所在地	離着陸場の状況					土地所有者	電話	備考
			広さ(m <sup>2</sup> )	表面	離着陸の方向	恒風	標高(m)	又は管理者		
75	ぼうさいたいおう(防災対応) はくたさんそんひろば 伯太山村広場	安来市伯太町日次585-1	130×140	転圧土	123° /303° 082° /262°	W	80	安来市	0854-22-3301	山村広場
79	ひいかわかきせんじきこうえん 斐伊川河川敷公園	出雲市武志町斐伊川河川敷	200×400	転圧砂利	360° /180° 230° /050°	W	8.5	出雲市	0853-21-2211	斐伊川左岸河川敷 (訓練場)
83	しまねけん しょうほねんこう 消防学校	松江市乃木福富町735-2	120×85	転圧芝地	159° /339° 277° /097°	SE	27.2	島根県 消防学校長	0852-22-0166	
84	なすみちゆうおうこうえん 三隅中央公園	浜田市三隅町古市場589	120×80	転圧土砂	017° /197° 056° /236°	NW	45	浜田市	0855-32-0080	三隅中央公園 多目的広場
86	ぼうさいたいおう(防災対応) おおだ しりつびょういん (大田)市立病院	大田市大田町吉永1477	75×65	コンクリート	025° /205°	NW	17	大田市	0854-82-1600	
87	まつえせきじゆうびょういん 松江赤十字病院	松江市母町200	23.2×20	アルミ合金	090° /270°	NW	64.28	松江赤十字病院	0852-21-2111	松江赤十字病院屋上
88	ぼうさいたいおう(防災対応) ひきみやまゆうじょう 匹見野球場	益田市匹見町匹見イ1101	120×120	転圧芝地	170° /350° 080° /260°	NW	300	益田市	0856-56-1175	
89	おきびょういん おくじょう (屋上)	隠岐の島町城北町355	21×21	ウレタン樹脂	120° /300°	NW	26	隠岐広域連合	08512-6-9150	隠岐病院屋上
90	おおくいずもちょう 奥出雲町 みなりじょうがい 三成場外	仁多郡奥出雲町三成1621-8	18×18 (離着陸帯)	プレキャスト コンクリート	010° /190° 120° /300°	NW	300	益田市	0854-54-2505	三成防災ヘリポート
91	ぼうさいたいおう(防災対応) とうぶぶんしよ 東部分署ヘリポート	松江市美保関町下宇部尾1161	35×35 (離着陸帯)	アスファルト	080° /260°	NW	9	松江市	0852-55-5525	松江北消防署 東部分署
92	ぼうさいたいおう(防災対応) のなみかいひんこうえん 野波海浜公園	松江市島根町野波5433	35×35 (離着陸帯)	芝	080° /260° 170° /350°	NW	2	松江市	0852-55-5377	
93	かんどがわ 神戸川	出雲市西園町神戸川河川敷	20×20 (離着陸帯)	草地	170° /350°	NW	3	国交省出雲河川 事務所 神戸川放水路管理室	0853-20-1758	訓練場
94	みさとちやう ぼうさいこうえん 美郷町防災公園	邑智郡美郷町久保22-3	14×12 (離着陸帯)	アスファルト	030° /120°	NW	90	美郷町	0855-75-1211	美郷町防災公園内 ヘリポート
95	ぼうさいたいおう(防災対応) なごみの里	鹿足郡津和野町鷺原イ117-1	40×40	アスファルト	115° /295°	NW	180	津和野町	0856-74-0021	津和野温泉前 ヘリポート
96	はまだいいちやう 浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	21×21	アルミ合金	180° /270°	NW	63	浜田医療センター	0855-25-0505	浜田医療センター屋上
97	よしがらちやうこうじやうがい 吉賀町飛行場外	鹿足郡吉賀町六日市386-2	20×17	アスファルト	060° /240°	NW	312	社団法人 石州会	0856-77-1581	六日市病院
98	ひきみずかわ 匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川イ1861-1	18×18 (離着陸帯)	アスファルト	060° /240° 210° /030°	NW	203	益田市匹見総合支所	0856-56-0300	
71	おぼら 尾原ダム	雲南市木次町平田211-5	20×20	アスファルト	100° /280°		210	島根県雲南整備 事務所	0854-42-9600	訓練場
72	しつみ 志津見ダム	飯石郡飯南町角井1891-2	20×20	芝	030° /210°		290	国土交通省出雲河川 事務所 志津見ダム管理支所	0854-73-0222	訓練場

## イ 県警察本部航空機(ちどり)飛行場外離着陸場一覧表

資料:島根県警察本部

NO	離着陸場	所在地
1	島根県警察学校	松江市浜佐陀町582
2	錦浜	松江市東出雲町錦浜
3	消防学校	松江市乃木福富町735-2
4	日赤病院	松江市母衣町200
5	安来運動公園陸上競技場	安来市吉岡町450
6	広瀬運動公園陸上競技場	安来市広瀬町広瀬307
7	三成公園	仁多郡奥出雲町三成188
8	横田公園	仁多郡奥出雲町稲原2034-1
9	加茂中央公園多目的広場	雲南市加茂町神原1251-1
10	湖陵町総合運動公園	出雲市湖陵町常楽寺三部737
11	佐田中学校屋外運動場	出雲市佐田町八幡原200
12	平田小学校運動場	出雲市西平田町1
13	出雲大社球場	出雲市大社町杵築東
14	島根大学医学部陸上競技場	出雲市塩冶町89-1
15	大田自転車競技場	大田市久手町波根西1757
16	大田市立第三中学校	大田市水上町福原601
17	三瓶山西の原ヘリポート	大田市三瓶町池田331-1
18	温泉津総合グラウンド	大田市温泉津町温泉津207
19	川本町民球場	邑智郡川本町大字川下
20	島根県立矢上高等学校	邑智郡邑南町矢上3921
21	美郷町民グラウンド	邑智郡美郷町都賀西48-1
22	瑞穂青少年旅行村	邑智郡邑南町出羽
23	邑南場外離着陸場	邑智郡邑南町中野3848-2
24	美郷町防災公園	邑智郡美郷町久保22
25	江津中央公園	江津市嘉久志町450
26	桜江中学校	江津市桜江町川戸1337
27	シビックセンター公園	江津市江津町1016-40
28	浜田市下府川河川防災ステーション	浜田市下府町785
29	浜田市旭公園	浜田市旭町今市1378
30	三隅陸上競技場	浜田市三隅町 古市場589
31	弥栄運動広場	浜田市弥栄村長安本郷234
32	瀬戸ヶ島	浜田市瀬戸ヶ島町138-4
33	益田運動公園自由広場	益田市乙吉郷町2-874
34	美都中学校グラウンド	益田市美都町都茂1947
35	匹見中央公園	益田市匹見町匹見イ1101
36	津和野町運動広場	鹿足郡津和野町田二穂43
37	日原カントリーパーク	鹿足郡津和野町池村2863-2
38	真田グラウンド	鹿足郡吉賀町真田1120
39	なごみの里	鹿足郡津和野町鷲原
40	隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355
41	中村公園	隠岐郡隠岐の島町中村1513-1
42	西ノ島町ヘリポート	隠岐郡西ノ島町大字美田577-19
43	海士町ヘリポート	隠岐郡海士町大字海士3978-1
44	知夫村ヘリポート	隠岐郡知夫村273

ウ 自衛隊航空機の性能

資料:陸上自衛隊出雲駐屯地

区分	機種	搭乗員(基準)	有効搭載重量	乗客用座席数
固定翼機	YS-11	5名	最大5,400kg	最大 42
	C-1	5名	最大8,000kg	最大 60
	C-130H	6名	最大19,400kg	最大 92
ヘリコプター	CH-47J	3名	最大8,000kg	最大 55
	UH-1J	2名	最大1,570kg	最大 11
	OH-6D	2名	最大600kg	最大 2

(注) 有効搭載重量は使用目的、気象、地形等の相互関係により相当の変化がある。

エ 海上保安庁所属船艇及び航空機の性能

①船艇

平成28年2月25日現在

資料：境・浜田海上保安部

所属	船艇名	用途	トン数 (t)	備考
境海上保安部	きそ	巡視船	1,800	
	おき	巡視船	820	
	やえざくら	巡視艇	26	
	みほぎく	巡視艇	26	
隠岐海上保安署	さんべ	巡視船	195	
浜田海上保安部	いわみ	巡視船	1,250	
	あさま	巡視船	220	
	やなかぜ	巡視艇	26	

②航空機

資料：第八管区海上保安本部美保航空基地

所属	型式・愛称	全長 (m)	全高 (m)	最大全備重量 (kg)	最大速力 (kt)	最大座席数 (席)
第八管区海上保安本部美保航空基地	ボンバルディア式 DHC-8 315型 (2機)	25.68	7.49	19,505	243	32
	アグスタ式AW139型 (2機)	16.65	4.98	6,400	167	15

オ 県警察本部所属航空機の性能

資料:警察本部警備第二課

型式	全長	全高	最大全備重量 (機内)	速力最大/巡航	航続時間	座席数
アグスタ式A109E型	13.04m	3.50m	3,000kg	311km/h・211km/h	最大約2時間	最大8名

カ 県防災航空隊所属航空機の性能

資料:防災航空隊

所属	型式	全長	全高	全幅 (ローター直径)	胴体幅	最大離着陸重量	航続距離	最大速度	最大座席数
消防総務課防災航空管理所	川崎式 BK117C-2	13.03m	3.96m	11.0m	1.7m	3,585kg	685km	268km/h	11席

## (7)輸 送

## ア 一般乗合旅客自動車運送事業者

資料：中国運輸局島根運輸支局(平成27年3月31日現在)

市町村	事業者名	営業所名	保有台数	市町村	事業者名	営業所名	保有台数		
松江市	一畑バス(株)	本社	77	津和野町	津和野第一交通(株)	本社	※4		
	松江市	松江市交通局	56		防長交通(株)	津和野	3		
	松江一畑交通(株)	本社	9		第一タクシー(株)	津和野	※4		
	松江市	ミツワタクシー(株)	本社	※2	吉賀町	六日市交通(有)	六日市交通(有)	※6	
		(有)クリーンサービス	本社	※2		(有)柿木産業	柿木	※1	
		日本交通(株)	松江	※11	海士町	隠岐海士交通(株)	本社	※5	
		日本交通(株)	大芦	3	西ノ島町	隠岐観光(株)	浦郷	1	
		日本交通(株)	玉造	※1	隠岐の島町	知夫村	宿義平	知夫	※2
		双葉タクシー(株)	本社	※4		サンタクシー(有)	西郷	※1	
浜田市		石見交通(株)	浜田	43		(有)西郷タクシー	西郷	※2	
		中国ジェイアールバス(株)	島根支店 浜田	13		(有)稲葉興産	本社	※1	
		旭タクシー(有)	今市	※5		おき観光タクシー(有)	西郷	※2	
	(株)Fromハート	本店	※19	島タクシー(株)		西郷	※2		
出雲市	一畑バス(株)	出雲支社	40	(有)みなとタクシー		西郷	※1		
	中国ジェイアールバス(株)	島根支店	19	隠岐一畑交通(株)		本社	8		
	出雲一畑交通(株)	本社	7	(有)マスダ		五箇タクシー	※2		
	(有)湖陵タクシー	本社	※2	吉田 由美子		原田	※2		
	(有)スサノオ観光	出雲須佐	※3	(有)野津運送	野津運送	※2			
	(有)スサノオ観光	出雲	※4						
	(有)谷本ハイヤー	観光	※2						
	(有)谷本ハイヤー	出雲	※2						
	(有)足立運送	斐川	※4						
(有)斐川タクシー	斐川	※14							
益田市	石見交通(株)	益田	47						
	益田タクシー(株)	益田	※6						
	第一交通(株)	益田	※3						
	日本交通(株)	益田	※4						
大田市	石見交通(株)	大田	30						
雲南市	石飛 喜美子	掛合	※3						
	(有)成和自動車商会	大東	※4						
	三葉タクシー(有)	雲南	※4						
	(有)キネマタクシー	大東	※4						
	(株)かみしろ	本社	※4						
奥出雲町	奥出雲交通(株)	本社	※20						
飯南町	(有)赤来交通	来島	※1						
美郷町	中原啓介	都賀	※2						
邑南町	邑智自動車(有)	都賀	※1						

※は貸切バス又はタクシー事業との併用有り

イ 一般貸切旅客自動車運送事業者

資料：中国運輸局島根運輸支局（平成27年3月31日現在）

市町村	事業者名	営業所名	保有台数	市町村	事業者名	営業所名	保有台数	
松江市	一畑バス(株)	本社	19	大田市	石見交通(株)	大田	2	
	松江市	松江市交通局	12		(株)イワミツアー	大田	3	
	日本交通(株)	松江	12	安来市	安来市場運送(有)	安来観光	4	
		大芦	3		(株)伯太観光	伯太	8	
	松江一畑交通(株)	本社	12		(有)中村商店	広瀬観光	3	
	(有)クリーンサービス	本社	7	雲南市	(株)かみしろ	本社	4	
	いづみ観光バス(有)	いづみ観光バス(有)	5		(有)サンコープ雲南	本社	2	
	(有)スサノオ観光	松江	3	奥出雲町	陶山由郎(奥出雲観光)	加茂	8	
	はつみ交通(株)	八束	5		仁多観光(株)	亀嵩	5	
	優心ファクトリー(合)	本社	6		奥出雲交通(株)	本社	22	
	(有)平塚石油	本社	5	美郷町	中原啓介(大和観光)	都賀	6	
	(有)いやタクシー	揖屋	11	邑南町	西日本トータルサービス(株)	本社	6	
	(有)八束オートサービス	やつか観光本社営業所	3	津和野町	(有)タチバナサイクル	津和野	3	
	(有)鹿島タクシー	本社	3	吉賀町	(有)柿木産業	柿木観光	3	
(株)イワミツアー	山陰支店	16	六日市交通(有)		本社	7		
浜田市	石見交通(株)	浜田	1	海士町	隠岐海士交通(株)	海士	7	
	中国ジェイアールバス(株)	島根支店浜田	4	西ノ島町	隠岐観光(株)	浦郷	1	
	(有)浜田交通	本社	5			別府	3	
	(有)ぜん	本社	6	知夫村	宿義平(知夫観光)	知夫	4	
出雲市	一畑バス(株)	出雲支社	11	隠岐の島町	隠岐一畑交通(株)	本社	8	
	中国ジェイアールバス(株)	島根支店	8		島タクシー(株)	西郷	3	
	出雲一畑交通(株)	本社	10	383				
		平田	3					
	(有)谷本ハイヤー	観光	12					
	(有)イスターユニオン(事業廃止)	ユニオン観光	0					
	(有)アタゴタクシー	平田	3					
	(有)スサノオ観光	本社	5					
		出雲	6					
		斐川	19					
	(有)出雲観光タクシー	大社	8					
	西尾自動車(株)	平田	15					
	(有)やくも観光	(有)やくも観光	3					
	(有)斐川タクシー	本社	2					
(有)持田物産	本社	11						
石見交通(株)	益田	2						
(株)イワミツアー	益田	3						
第一観光バス(株)	益田	9						
(有)浜田交通	益田	3						

ウ 一般乗用旅客運送事業

資料：中国運輸局島根運輸支局（平成27年3月31日現在）

地区	事業者名	営業所名	保有台数	事業者名	営業所名	保有台数	
松江市	日本交通(株)	松江	71	(有)古江タクシー	古江	4	
		玉造	11	(有)秋代行	本社	15	
	松江一畑交通(株)	本社	58	(有)水都タクシー	本社	6	
	ミツワタクシー(株)	本社	47	釜屋 福太郎	秋鹿	9	
	(株)クラウンタクシー	剣先	51	玉造タクシー(有)	玉造	5	
	島根日本交通(株)	東朝日町	12	(有)宍道タクシー	宍道	6	
	第一交通(有)	本社	38	(有)鹿島タクシー	鹿島	8	
		本社	41	草本 幸雄	惠曇	5	
	双葉タクシー(株)	山代	10	片寄 八重子	御津	4	
		出雲郷	4	(有)八雲自動車	八雲	4	
	(有)乃木タクシー	浜乃木	25	(有)きまちタクシー	来待	3	
	(有)生馬タクシー	生馬	13	(有)クリーンサービス	本社	2	
	(有)本庄タクシー	本庄	7	優心ファクトリー(合)	本社	5	
	(有)川津タクシー	川津	9	(有)いやタクシー	揖屋	8	
	(有)マカタタクシー	馬潟	7	松江市 計		488	
浜田市	日本交通(株)	浜田	19	伊津 昭	国府	3	
	(有)浜田ハイヤー	浜田	35	(株)ジェイビーエフ	タクシー営業所	5	
		長浜	2	金城タクシー(有)	金城	3	
		周布	2	旭タクシー(有)	今市	5	
	みなと第一交通(株)	浜田	29	(有)弥栄総合企画	弥栄	2	
中央タクシー(有)	浜田	11	浜田市 計		116		
出雲市	日本交通(株)	出雲	18	(有)スサノオ観光	スサノオタクシー	7	
	(有)谷本ハイヤー	出雲	54	(有)出雲観光タクシー	大社	16	
	出雲一畑交通(株)	本社	51	(有)大社ハイヤー	大社	15	
		平田	16	(有)湖陵タクシー	本社	17	
	出雲第一交通(株)	本社	32	(有)足立運送	荘原	14	
	(株)アポロハイヤー	出雲	19	(有)斐川タクシー	直江	15	
	(有)やくも観光	知井宮	7	(有)持田物産	本社	7	
		多伎	2		出雲	5	
タカノタクシー(有)	高松	4	出雲交通圏 計			309	
(有)アタゴタクシー	平田	10					
益田市	日本交通(株)	益田	18	棕木 好郎	匹見	1	
	第一交通(株)	益田	29				
	益田タクシー(株)	益田	29				
横田		2	益田市 計		79		
大田市	日本交通(株)	大田	19	(有)温泉津タクシー	温泉津	5	
	富士第一交通(株)	本社	18	(有)峠建設	福光	3	
	(有)波根タクシー	久手	3	(有)仁摩タクシー	仁万	4	
	清水 隆志	五十猛	1				
	中家 孝之	志学	1	大田市 計		54	
安来市	日本交通(株)	安来	15	広瀬タクシー(有)	広瀬	4	
	ちどりタクシー(有)	安来	10	(有)梅林商会	比田	2	
	青空ハイヤー(株)	安来	6				
	小原陸子	赤屋	1				
母里		1	安来市 計		39		



地区	事業者名	営業所名	保有台数	事業者名	営業所名	保有台数
江津市	日本交通(株)	江津	16	(有)東和タクシー	浅利	4
	(有)浜田ハイヤー	江津	14	入江 一繁	桜江	2
		有福	1	Kーサポート(株)	川戸	3
		川平	1	江津市 計		41
仁多郡	(有)奥出雲運送	阿井	4	山口 忠治	横田	3
	仁多観光(株)	亀嵩	2			
	(有)簸上タクシー	横田	4	仁多郡 計		13
雲南交通圏	三葉タクシー(有)	雲南	21	(有)加茂タクシー	加茂	4
	(有)木次タクシー	木次	4	石飛 喜美子	掛合	4
	(有)成和自動車商会	大東	4	(株)とんぼら総合開発	頓原	2
	(株)かみしろ	本社	5	(有)赤木交通	来島	3
	(有)キネマタクシー	大東	4	雲南交通圏 計		51
邑智郡	邑智自動車(有)	川本	3	駅ゝタクシー(有)	粕淵	1
	橋田 敏彦	中野	3		浜原	4
			井原	2	堀 富美雄	三瓶口
	(有)矢上タクシー	矢上	4	白川 寿憲	おおなん交通	2
	日野 純裕	田所	1			
	中原啓介	都賀	2	邑智郡 計		25
鹿足郡	(有)鹿足タクシー	鹿足タクシー	5	津和野第一交通(株)	本社	9
	(有)柿木産業	柿木	2			
	(株)ロディック	本店	2			
	六日市交通(有)	六日市	3	鹿足郡 計		21
隠岐郡	島タクシー(株)	西郷	8	おき観光タクシー(有)	西郷	1
	(有)みなとタクシー	西郷	4		栄	3
	サンタクシー(有)	西郷	4	仲野 昭男	知夫	2
	吉田 由美子	原田	2	原交通(有)	浦郷	3
	(有)西郷タクシー	西郷	5	鏡谷 元	別府	4
	(有)稲葉興産	本社	3	隠岐海士交通(株)	海士	5
	(有)野津運送	本社	2	石塚 仁志	海士	4
	(有)マスタ	五箇タクシー	2	村上 憲良	有木	1
				隠岐郡 計		53
合 計						1289

エ 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定事業者)

資料:中国運輸局島根運輸支局(平成27年3月31日現在)

市町村	事業者名	保有台数
松江市	石原 弘義	1
	松江保健生活協同組合	1
	(株)いずみ	1
	(株)オレンジロード	1
	(有)松江CG工房	2
	(株)コスモス	1
	松本 悦子	1
	植田 道雄	1
	(有)ワールド	1
	木村 昭博	1
	ティー・シー・プラネッツ(有)	2
	安部 光義	2
	玉木 和男	1
	田中 和子	2
	(有)アダチ	1
	対馬 健二	1
	浜田市	(株)From/ハート
浜田急便(有)		7
出雲市	(株)ケアサービス出雲	2
	NPO法人コミュニティサポートいずも	1
	永田 正己	1
	(有)えるだー	1
	社会福祉法人創文会	2
	矢田 繁	1
	山本 幸男	1
	(有)オートサロンワイズ	2
	NPO法人たすけあい平田	1
	浦部 武夫	2
	和田 千鶴雄	1
	黒田 高子	1
	社会福祉法人金太郎の家	2
	ひかわ医療生活協同組合	1
	加藤 稔	1
	尾原 博之	1
益田市	益田葬儀社	1
	山根 創	2
	社会福祉法人須子福祉会	1
	倉木 博文	2
	柳木 修一	2
	矢次 宏稔	1
	椋木 忠利	1
大田市	田中 治男	1
	佐々木 悦朗	1
	(株)はあーと	2
	小川 誠	1
	野木 正夫	1
	温泉津運送(有)	2
安来市	沼田 實信	1
	田辺 誠	1
江津市	(有)アールエムズ	4
雲南市	社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	1
	(有)ハローサービス	2
邑智郡美郷町	(株)源蔵	1
邑智郡邑南町	(有)出羽運送	1
鹿足郡吉賀町	社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	1
隠岐郡隠岐の島町	社会福祉協議会 ふれあい五箇	1
	八幡 真一	3
合 計		103

地区	事業者名	所在地	車両数				計	概要
			普	小	特	被		
松江	日本通運(株)松江支店	松江市	27	4	29	1	61	
松江	日本通運(株)物流センター事業所	松江市	15	3			18	
松江	日通トランスポート(株)松江支店	松江市	25	1			26	
松江	岡山県貨物運送(株)松江支店	松江市	46	1			47	
松江	山陰福山通運(株)松江支店	松江市	102	1			103	
松江	ヤマト運輸(株)松江橋北支店	松江市	23				23	
松江	ヤマト運輸(株)松江橋南支店	松江市	13				13	
松江	ヤマト運輸(株)松江玉造センター	松江市	11				11	
松江	山陰運送(株)松江支店	松江市	25	1	1		27	
松江	中国ピアノ運送(株)	松江市	6				6	
松江	(有)福井運送	松江市	2				2	
松江	旭興業運輸(株)	松江市	9				9	
松江	狩野運送(株)	松江市	16		25		41	
松江	(有)山陰物流サービス	松江市	35	3			38	
松江	武田繁春(武田運送店)	松江市	3	1			4	
松江	(有)山本海陸運送	松江市	9	4			13	
松江	(有)錦織運送	松江市	2	1			3	
松江	佐川急便(株)松江営業所	松江市	28	2			30	
松江	小林広明(湖北運送店)	松江市	4	4			8	
松江	与倉正友(与倉運送)	松江市	4				4	
松江	井上治季(井上急送)	松江市	4	1			5	
松江	セコム山陰(株)本社営業所	松江市			5		5	
松江	(有)伊東運送	松江市	10			2	12	
松江	小西 幸男	松江市	2				2	
松江	(有)新和運送	松江市	6				6	
松江	日通松江運輸(株)松江営業所	松江市	15	2		5	22	
松江	日通松江運輸(株)松江南営業所	松江市	5	4	1		10	
松江	出雲倉庫運輸(株)	松江市	4				4	
松江	(有)光明運送	松江市	6		1		7	
松江	(株)ウエヤマ	松江市	34	3	4	11	52	
松江	(有)玉造運送	松江市	6				6	
松江	(有)南建設	松江市	26	2			28	
松江	来待運送(有)	松江市	23	2			25	
松江	瀬崎愛子(瀬崎運送)	松江市	6	1			7	
松江	(有)八雲自動車	松江市	6	3	1		10	
松江	(有)松江湖東運輸	松江市	5		1		6	
松江	豊松運輸(有)	松江市	20			3	23	
松江	竹谷真(先前運送)	松江市	4	1			5	
松江	三島運輸(有)松江営業所	松江市	25			2	27	
松江	(有)多根運送	松江市	10		1		11	
松江	松江コンクリート輸送(有)	松江市			7		7	
松江	(有)恵曇港運輸	松江市	1	1			2	
松江	富士見物流(株)	松江市	52			3	55	
松江	中国運輸(株)松江営業所	松江市		6			6	
松江	流通島根(有)本社営業所	松江市	7				7	
松江	(株)ムロオ	松江市			13		13	
松江	(有)竹谷運送 八東営業所	松江市	1		21		22	
松江	持田隼見(持田運送)	松江市	1	2			3	
松江	宍道湖建設(株)	松江市	5				5	
松江	丸勝運輸(有)	松江市	16				16	
松江	(有)江の川運輸	松江市	2				2	
松江	(有)飛鳥興業	松江市	9				9	
松江	(株)ケア・ホープ	松江市	17	1			18	
松江	(有)クリーンサービス	松江市	4	1			5	
松江	(株)讀宣運輸	松江市	2	6			8	
松江	(有)エム・ケイ急配	松江市	3	1			4	
松江	中国鹿島運輸(有)	松江市	4	1			5	
松江	新央運輸合名会社	松江市		9			9	
松江	(有)タナカ	松江市	9				9	
松江	アートコーポレーション(株)	松江市	9	3			12	
松江	ヤマトホームコンビニエンス(株)松江支店	松江市	9				9	
松江	日本郵便輸送(株)	松江市	16	3	1		20	
松江	(有)ソーデン社松江	松江市	2	4			6	
松江	(株)大芦生コン	松江市	1		17		18	
松江	(株)サカイ引越センター	松江市	9	3			12	
松江	(株)ティーラック	松江市	5				5	
松江	中国名鉄運送(株)	松江市	8	1			9	
松江	勝部すみえ(ダイニトランス)	松江市	2	2			4	
松江	(株)中国トランスポート	松江市			6		6	

地区	事業者名	所在地	車両数				計	概要
			普	小	特	被		
松江	Kーライン(有)	松江市	8				8	
松江	合銀ビジネスサービス(株)松江営業所	松江市	1	13			14	
松江	(株)流通サービス	松江市	8				8	
松江	日本郵便(株)松江中央郵便局	松江市	10	3			13	
松江	(株)伸興サンライズ	松江市	4				4	
松江	荒木燃料(株)	松江市	3	3	3		9	
松江	(株)日本海サービス	松江市		1	4		5	
松江	(有)川島土木	松江市	4				4	
松江	八運(有)	松江市	1	1			2	
松江	(有)カネマツ建設	松江市	5				5	
松江	(有)糸川重機	松江市	5	1			6	
松江	(株)狩野商店	松江市	1	4			5	
松江	(株)第一興業	松江市	5				5	26. 10. 9
松江	岩田真悟 (岩田資材)	松江市	3	2			5	26. 10. 30
松江	A L S O K山陰(株)島根営業所	松江市			13		13	
松江	ニビシ運輸(株)	松江市	11				11	
松江	(株)中国物流サービス	松江市	11				11	
松江	(株)ハート引越センター	松江市	4	2			6	
松江	中島運輸機工(株)松江営業所	松江市	16	1			17	
松江	隠岐汽船(株)七類貨物センター	松江市	9				9	
松江	山陰建設輸送(株)松江営業所	松江市			5		5	
松江	(有)ウエノテクニカ 本社営業所	松江市	3	1			4	
松江	(株)雲南物流 松江営業所	松江市	17	2			19	
松江	(有)出雲技研 松江営業所	松江市	11			4	15	
松江	(有)ウィルス	東出雲町	12				12	
松江	(有)光浪運送	東出雲町			25		25	
松江	日通松江運輸(株)揖屋営業所	東出雲町	5				5	
松江	日産部品山陰販売(株)	東出雲町	5				5	
松江	ヤマト運輸(株)松江東出雲センター	東出雲町	9				9	
松江	越野組(有)	東出雲町	6	1			7	
松江	センコン物流(株)	東出雲町	7				7	
松江	(有)山陰低温輸送	東出雲町	7		2		9	
松江	出岡重量運輸(株)本社営業所	東出雲町	20			6	26	
松江	宝持運輸(株)	東出雲町	17		25		42	
松江	西尾義信 (真田興業)	東出雲町	7				7	
松江	(有)十神自動車 松江営業所	東出雲町	8				8	
松江	(有)福頼運送	東出雲町	13		2		15	
松江	(株)シンクラン 東出雲営業所	東出雲町	13				13	
松江	国神運輸(有)	東出雲町	12				12	
松江	(株)長岡サンコー	東出雲町			17		17	
松江	竹谷興志(タケタニ)	東出雲町			11		11	
松江	(株)日興重機	東出雲町	12				12	
松江	(有)昌栄工業	東出雲町	4	1			5	26. 7. 16
松江	日ノ丸西濃運輸(株)松江支店	東出雲町	59				59	
松江	セイノースーパーエクスプレス(株)松江航空営業所	東出雲町	7	2			9	
松江	シモハナ物流(株)松江営業所	東出雲町			24		24	
安来	日本通運(株)安来支店	安来市	7	1			8	
安来	ヤマト運輸(株)安来支店	安来市	10				10	
安来	田川運送(株)	安来市			15		15	
安来	安来運送(株)	安来市	45	3		11	59	
安来	山陰建設輸送(株)安来営業所	安来市	57		17	6	80	
安来	安来市場運送(有)	安来市	11				11	
安来	加藤徳巳 (飯梨運送)	安来市	4	1			5	
安来	伯雲徳山生コン(株)	安来市			4		4	
安来	(有)加納運送	安来市	6	5	2		13	
安来	(株)幸栄通産	安来市	16			10	26	
安来	梶谷利光 (梶谷運送)	安来市	1	1			2	
安来	金山商事運輸(有)	安来市	15			10	25	
安来	(有)山陰東海運輸	安来市	7				7	
安来	(有)丸和運輸	安来市	49	5			54	
安来	ヤマサン物流(株)	安来市	14	1	4	9	28	
安来	(有)湯浅建材	安来市	21			4	25	
安来	(有)黒井田重機工事	安来市	5				5	
安来	(株)日立金属安来制作所	安来市	9				9	
安来	(有)加藤運送	安来市	5				5	
安来	景山総業(有)	安来市	11		1	3	15	
安来	加藤建材(有)	安来市	5				5	
安来	西日本日立物流サービス(株)安来営業所	安来市	32				32	
安来	(有)広瀬土建資材	安来市	8				8	
安来	Y Mライン(株)	安来市	3				3	
安来	I物流(株)	安来市	1		29		30	
安来	山根章司 (山根建材)	安来市	7				7	
安来	(有)ナカジマ	安来市	11				11	

地区	事業者名	所在地	車両数				計	概要
			普	小	特	被		
安来	周藤卓男(周藤クレーン)	安来市	4	1			5	
安来	田中博保(田中商事)	安来市	3	1	1		5	
安来	株ながたに	安来市	1		3		4	
安来	西部運輸(株)	安来市	29				29	
安来	㈱伯太急送	安来市	1	1			2	
安来	株丸二運送	安来市	2		17		19	
安来	㈱増本土建	安来市	5				5	
安来	福島常(福島建材)	安来市	1				1	
安来	米原物流(株)安来営業所	安来市	2		10		12	
安来	㈱三徳運送	安来市	7			1	8	
安来	株ディーテック	安来市	10				10	
安来	㈱日本海商事 安来営業所	安来市	27	2			29	
雲南	㈱奥出雲運送	奥出雲町	15				15	
雲南	株丸共	奥出雲町	10			1	11	
雲南	㈱マキ運送	奥出雲町	3	1			4	
雲南	雲南作業商事(株)	奥出雲町	8				8	
雲南	㈱荒木資材運輸	奥出雲町	46				46	
雲南	荒木久美子(武成商事)	奥出雲町	5				5	
雲南	㈱サブコーポレーション	奥出雲町	5				5	
雲南	㈱SUBARU	奥出雲町	12			2	14	
雲南	㈱横田運送	奥出雲町	8	2	2		12	
雲南	ヤマト運輸(株)仁多横田センター	奥出雲町	6				6	
雲南	木次運送(株)	雲南市	6	2			8	
雲南	㈱大東運送	雲南市			19		19	
雲南	㈱森山運輸	雲南市	6	3			9	
雲南	大一運輸(株)	雲南市	6				6	
雲南	㈱佐々木資材	雲南市	5				5	
雲南	掛合運送(株)掛合営業所	雲南市	6			2	8	
雲南	松下弘幸(松下運送店)	雲南市		1			1	
雲南	吉田運送(株)	雲南市	11	1			12	
雲南	㈱堀江クレーン	雲南市	2				2	
雲南	㈱炭谷運送 三刀屋営業所	雲南市	14	2			16	
雲南	㈱角谷運送	雲南市	9				9	
雲南	三刀屋自動車工業(株)	雲南市	2				2	
雲南	株雲南物流 本社営業所	雲南市	18	5	1		24	
雲南	㈱福島商事	雲南市	8	4			12	
雲南	須山建設(株)	雲南市	5				5	
雲南	田中建材(株)	雲南市	7				7	
雲南	株雲南共働生コソ生産会社	雲南市	1		7		8	
雲南	㈱河本資材	雲南市	2				2	
雲南	㈱山本商店	雲南市	3				3	
雲南	内田正史(内田興業)	雲南市	1	1			2	
雲南	長福運送(株)	雲南市	10				10	
雲南	㈱サンコップ雲南	雲南市	1	9			10	
雲南	佐川急便(株)雲南営業所	雲南市	6	1			7	
雲南	日本通運(株)木次営業所	雲南市	10				10	
雲南	ヤマト運輸(株)雲南支店	雲南市	9				9	
雲南	㈱景山建設	飯南町	5				5	
雲南	㈱シマサン	飯南町	5				5	
雲南	柴田幸男(八神運送)	飯南町	2				2	
雲南	株堀江運送	飯南町	6				6	
雲南	田邊富美子(難波運送)	飯南町	4				4	
雲南	ヤマト運輸(株)飯石センター	飯南町	5				5	
出雲	出雲運送(株)	出雲市	17	1			18	
出雲	㈱来間運送店	出雲市	4	1			5	
出雲	東陽運送(株)	出雲市	20	1			21	
出雲	㈱所原運送店	出雲市	11		2		13	
出雲	㈱高野運送	出雲市			3		3	
出雲	ニッセイ運輸(株)	出雲市	23	1	2	1	27	
出雲	新生運送(株)	出雲市	7		1		8	
出雲	錦織運送(株)	出雲市	21				21	
出雲	大日運送(株)	出雲市	13	2			15	
出雲	出雲配送(株)	出雲市	13	10	5		28	
出雲	㈱柘植運送	出雲市	12				12	
出雲	三協貨物(株)平田支店	出雲市	42			2	44	
出雲	松浦光夫(松浦商事)	出雲市	4				4	
出雲	中島運輸機工(株)出雲営業所	出雲市	10	1		3	14	
出雲	㈱石波運送	出雲市	2	3			5	
出雲	㈱コウナン運送	出雲市	12			7	19	
出雲	飯島博明(オールカーゴ)	出雲市	7	1		3	11	
出雲	㈱足立運送	出雲市	25			6	31	
出雲	㈱斐川運送	出雲市	2	7			9	
出雲	上田ワールド(株)	出雲市	10		48	5	63	

地区	事業者名	所在地	車両数				計	概要
			普	小	特	被		
出雲	(有)南部運送	出雲市	6				6	
出雲	丸賛運送(有)	出雲市	5				5	
出雲	㈱ヒカミ	出雲市	46	2		7	55	
出雲	(有)柿木運送	出雲市	27				27	
出雲	(有)持田物産 本社営業所	出雲市	8			3	11	
出雲	(有)持田物産 出雲営業所	出雲市			20		20	
出雲	井ノ迫運送(有)	出雲市	1		5		6	
出雲	(有)坂本運送	出雲市	5				5	
出雲	(有)斐川農協配送センター	出雲市	4	10			14	
出雲	(有)ヒカワ急送	出雲市	18				18	
出雲	㈱岩崎建設	出雲市	5				5	
出雲	島菱運輸(有)	出雲市			6		6	
出雲	(有)出雲技研 本社営業所	出雲市	13	0		9	22	
出雲	(有)ヒカワサンド	出雲市	6				6	
出雲	(有)ワーク商事	出雲市	10				10	
出雲	(有)持田運輸	出雲市	4				4	
出雲	(有)藤森運送	出雲市	5				5	
出雲	勝部建材(有)	出雲市	8				8	
出雲	西日本ダイハツ運輸(有)出雲営業所	出雲市	12			11	23	
出雲	(有)奥資材	出雲市	9			1	10	
出雲	(有)菅田商店	出雲市	5		1		6	
出雲	森山商事(有)	出雲市	15	1			16	
出雲	㈱浜村建設	出雲市	5				5	
出雲	(有)松商運輸	出雲市	2	1			3	
出雲	高橋産業(有)	出雲市	5				5	
出雲	(有)菅田重機	出雲市	5			1	6	
出雲	(有)まるい	出雲市	6				6	
出雲	新幸建材(有)	出雲市	3				3	
出雲	(有)グロース産業	出雲市	6				6	
出雲	双葉運輸(有)島根営業所	出雲市	29		2		31	
出雲	(有)柳樂工業	出雲市	15			1	16	
出雲	(有)北野工業	出雲市	6			2	8	
出雲	(有)ブルーワールド	出雲市	5	1			6	
出雲	(有)大幸建設	出雲市	6			1	7	
出雲	㈱大崎 島根営業所	出雲市	7				7	
出雲	来間清(来間商事)	出雲市	4				4	
出雲	北脇志朗(キタワキ)	出雲市	3				3	
出雲	㈱ホームエネルギー山陰	出雲市	11		4		15	
出雲	ヒカワ共生生コン(有)	出雲市	7				7	
出雲	原健悦(原商会)	出雲市	1	1			2	
出雲	(有)土江重機	出雲市	7			1	8	
出雲	シモハナ物流(有)出雲営業所	出雲市	1	1	7		9	
出雲	河下興産(有)	出雲市	6				6	
出雲	(有)山根重機	出雲市	5				5	
出雲	鳥や尾弘志(荒木運輸)	出雲市	4				4	
出雲	関西上田ワールド(有)出雲営業所	出雲市	3			3	6	
出雲	磯辺運輸(有)島根営業所	出雲市	8				8	
出雲	(有)ヒラオカ	出雲市	8			1	9	
出雲	美建工業(有)出雲営業所	出雲市	8				8	
出雲	金海千國(金海建材)	出雲市	2	2			4	
出雲	(有)金居運送 出雲営業所	出雲市	4	1			5	
出雲	㈱出雲急配	出雲市	7				7	
出雲	島根ルート配送(有)	出雲市	3		2		5	
出雲	出雲ダンプ協業組合	出雲市	6				6	
出雲	日栄運送(有)	出雲市	5				5	
出雲	㈱新宮運輸	出雲市	7				7	
出雲	ウベロック生コン(有)	出雲市	5				5	
出雲	細木邦夫(大南物流)雲南営業所	出雲市	3		7		10	
出雲	(有)炭谷運送 斐川営業所	出雲市	6		3		9	
出雲	掛合運送(有)出雲営業所	出雲市	18			2	20	
出雲	山陰レミコン(有)	出雲市	5				5	26.4.21
出雲	(有)一幸建設工業	出雲市	3	2			5	26.10.16
出雲	石飛産業(有)	出雲市	4	1			5	26.8.4
出雲	(有)福田クレーン	出雲市	1	4			5	26.8.11
出雲	岡山県貨物運送(有)出雲営業所	出雲市	42	1			43	
出雲	山陰福山通運(有)出雲支店	出雲市	63				63	
出雲	ヤマト運輸(有)出雲支店	出雲市	16				16	
出雲	山陰運送(有)出雲支店	出雲市	8	1	5		14	
出雲	佐川急便(有)出雲営業所	出雲市	17	1			18	
出雲	出岡重量運輸(有)出雲営業所	出雲市	3				3	
出雲	㈱シンクラン 出雲営業所	出雲市	13				13	
出雲	合銀ビジネスサービス(有)出雲営業所	出雲市			8		8	
出雲	日本郵便(有)出雲郵便局	出雲市	6				6	

地区	事業者名	所在地	車両数				計	概要
			普	小	特	被		
出雲	日本通運(株)出雲支店	出雲市	33	2			35	
出雲	日通トランスポート(株)出雲支店	出雲市	17		2		19	
出雲	日ノ丸西濃運輸(株)出雲営業所	出雲市	40				40	
出雲	ヤマト運輸(株)斐川センター	出雲市	15				15	
出雲	ヤマト運輸(株)大社支店	出雲市	9		1		10	
出雲	ヤマト運輸(株)出雲高岡センター	出雲市	5				5	
大田	竹下運送(有)	大田市	6		18		24	
大田	松本キサヨ (大田急送)	大田市	3				3	
大田	(有)祖式運送	大田市	28		1	1	30	
大田	(有)大浦運送	大田市	12				12	
大田	朝山運送(有)	大田市	15				15	
大田	(有)水上運送	大田市	4				4	
大田	稗田産業(有)	大田市	8		2	3	13	
大田	(有)三瓶急送 志学営業所	大田市	3				3	
大田	(有)三瓶急送 刺鹿営業所	大田市	2				2	
大田	(有)小川商店	大田市	15		3		18	
大田	温泉津運送(有)	大田市	20			1	21	
大田	(有)大畑商店	大田市	5	1			6	
大田	(有)江角建設運輸	大田市	6				6	
大田	(有)安井運送	大田市	4				4	
大田	(有)波根運送	大田市	9				9	
大田	(有)銀山運送	大田市	6				6	
大田	(有)新光産業	大田市	7				7	
大田	株堀工務店	大田市	5				5	
大田	松本眞也 (松本運送)	大田市	3			1	4	
大田	(有)俵石産	大田市	4				4	
大田	株丸田 大田営業所	大田市	8				8	
大田	帯刀俊二 (海幸運送)	大田市	1				1	条件付き
大田	日ノ丸西濃運輸(株)大田営業所	大田市	17	1			18	
大田	佐川急便(株)島根大田営業所	大田市	4	2			7	
大田	日本通運(株)大田営業所	大田市	5	1			6	
大田	山陰福山通運(株)大田営業所	大田市	16				16	
大田	ヤマト運輸(株)石見支店	大田市	11		2		13	
江津	(有)島根急送	江津市	19		1		20	
江津	株永井運送	江津市	22	4	11	1	38	
江津	株花田運送	江津市	15		1	6	22	
江津	(有)協販輸送センター	江津市	7				7	
江津	江津通産(株)	江津市	4		3		7	
江津	島居運送(株)江津支店	江津市	10				10	
江津	株遠山 島根支店	江津市	2				2	
江津	西谷産業(有)	江津市	5				5	
江津	(有)梨田運送	江津市	8				8	
江津	(有)藤田起業	江津市	20				20	
江津	(有)サンユウ	江津市	12				12	
江津	(有)安全運送	江津市	5				5	
江津	株恵産業	江津市	5	1			6	
江津	エヌビー運輸岩国(株)	江津市	5			4	9	
江津	青垣運輸(有)島根支店	江津市	4				4	
江津	(有)宮里商店	江津市	7				7	
江津	(有)エイワ運輸	江津市	9			3	12	
江津	(有)西谷砕石	江津市	4				4	
江津	(有)日本海商事 江津営業所	江津市	15				15	
江津	株シンクラン 江津営業所	江津市	9	1			10	
江津	山陰福山通運(株)江津営業所	江津市	6				6	
江津	ヤマト運輸(株)江津渡津センター	江津市	7				7	
邑智	北陽開発(株)	桜江町	4				4	
邑智	(有)アイテクノ	桜江町	5				5	
邑智	(有)優美運送	川本町	33			16	49	
邑智	三江線運輸(有)	川本町	20	5	5		30	
邑智	ヤマト運輸(株)川本センター	川本町	7				7	
邑智	(有)奥野重機	美郷町	1				1	
邑智	置名土木(有)	美郷町	3				3	
邑智	岡山産業(有)	美郷町	7			1	8	
邑智	(有)十六夜運輸	美郷町	3				3	
邑智	(有)出羽運送	邑南町	4	2	2		8	
邑智	邑南運送(有)	邑南町	6		1		7	
邑智	(有)市木運送	邑南町	5	1			6	
邑智	(有)矢上運送	邑南町	7	1			8	
邑智	大矢安三 (大矢商事)	邑南町			1		1	
邑智	西日本トータルサービス(株)	邑南町	9		3	1	13	
邑智	(有)勇輝興業	邑南町	2				2	
邑智	株ライト 東部営業所	邑南町	3			1	4	
浜田	広芸運輸(有)	浜田市	13		6		19	

地区	事業者名	所在地	車両数				計	概要
			普	小	特	被		
浜田	(有)高原運送 本社営業所	浜田市	9			1	10	
浜田	(有)高原運送 浜田営業所	浜田市			16		16	
浜田	(有)浜田運送	浜田市	5	5	18		28	
浜田	(株)八紘	浜田市	29	1	4	1	35	
浜田	(有)まるさ運送	浜田市	1			3	4	
浜田	那賀運送(有)	浜田市	14			2	16	
浜田	山本凱二(那南運送店)	浜田市	5	1			6	
浜田	(株)金城運輸	浜田市	8	2			10	
浜田	大田武徳(三隅運送)	浜田市	3	2			5	
浜田	(有)旭運送	浜田市	4	1			5	
浜田	島根産業(有)	浜田市	7			3	10	
浜田	(有)山平運送	浜田市	29				29	
浜田	(有)坂本運送	浜田市	6		1		7	
浜田	(有)浜田ミツワ運輸	浜田市		2	25		27	
浜田	(有)北岡運輸	浜田市	7		7		14	
浜田	セキヤ産業(株)	浜田市	6				6	
浜田	(有)鎌田建設	浜田市			7		7	
浜田	(株)ライト 本社営業所	浜田市	5			2	7	
浜田	フジイ運送(有)	浜田市	11				11	
浜田	(有)港町運送	浜田市	17	3			20	
浜田	(有)品川商店	浜田市	8				8	
浜田	浜田急便(有)	浜田市	12				12	
浜田	(株)ニヤクコーポレーション 中国支店浜田事業所	浜田市	6		4	5	15	
浜田	中国運輸(株)本社営業所	浜田市			5		5	
浜田	(株)三隅興産	浜田市	4				4	
浜田	(有)友和運輸	浜田市	6		4		10	
浜田	(株)西部生コン	浜田市			8		8	
浜田	(有)星山商店	浜田市	4				4	
浜田	(有)みどり運送	浜田市	3	3			6	
浜田	(有)戸倉重工業	浜田市	5				5	
浜田	服島運輸(株)	浜田市	5				5	
浜田	(有)濱田商事	浜田市	8				8	
浜田	日豊トランスポート(株)	浜田市	1		7		8	
浜田	中国保安警備(株)	浜田市	2		15		17	
浜田	植田守(マモル急便)	浜田市	1	7			8	
浜田	日ノ丸西濃運輸(株)浜田営業所	浜田市	35				35	
浜田	山陰福山通運(株)浜田支店	浜田市	29	1			30	
浜田	ヤマト運輸(株)浜田支店	浜田市	15		2		17	
浜田	佐川急便(株)浜田営業所	浜田市	15				15	
浜田	三島運輸(有)浜田営業所	浜田市	5				5	
浜田	中国運輸(株)浜田営業所	浜田市		3			3	
浜田	合銀ビジネスサービス(株)浜田営業所	浜田市		6			6	
浜田	日本郵便(株)浜田郵便局	浜田市	5				5	
浜田	A L S O K 山陰(株)浜田営業所	浜田市			5		5	
浜田	日本通運(株)浜田支店	浜田市	12	3	4	4	23	
浜田	ヤマト運輸(株)浜田周布センター	浜田市	7				7	
益田	鎌手運送(有)	益田市	4		21		25	
益田	(有)植松	益田市	22		1	1	24	
益田	(有)益田陸運	益田市	12	2			14	
益田	津田運送(有)	益田市			2		2	
益田	(有)福場	益田市	1				1	
益田	(株)和興	益田市	15		1	1	17	
益田	(有)中島急送	益田市	5				5	
益田	(有)新興運輸	益田市	24			6	30	
益田	山陰オート供給(株)	益田市	26		39		65	
益田	(株)益田重機運輸	益田市	22			6	28	
益田	(有)福原運送	益田市	5				5	
益田	久保商事(有)	益田市	2	3	2		7	
益田	伸和産業(株)	益田市	13			8	21	
益田	木下産業(有)	益田市	5				5	
益田	(有)かまて	益田市	25	1			26	
益田	大森守(大森運送)	益田市	8				8	
益田	(有)島根物流	益田市	5	1	4		10	
益田	(有)ソウシン	益田市	5				5	
益田	(有)藤原産業	益田市	11			4	15	
益田	青木修(青木商運)	益田市	5	1			6	
益田	(株)翔永	益田市	3	2			5	
益田	斉藤運輸(株)	益田市	5		2		7	
益田	(株)ワールド商事	益田市	3				3	
益田	橋本商店(株)益田営業所	益田市	6				6	
益田	(株)ライト 西部営業所	益田市	4			1	5	
益田	平川工業(有)	益田市	5				5	
益田	山陰福山通運(株)益田営業所	益田市	26				26	



地区	事業者名	所在地	車両数				計	概要
			普	小	特	被		
益田	日ノ丸西濃運輸(株)益田営業所	益田市	29				29	
益田	日通トランスポート(株)益田営業所	益田市	9				9	
益田	ヤマト運輸(株)益田横田センター	益田市	6		1		7	
益田	ヤマト運輸(株)益田あけぼのセンター	益田市	11				11	
益田	水津運送(有)	津和野町	7	2	3		12	
益田	石川産業(有)	津和野町				1	1	
益田	(有)阿部商事	津和野町	3	1			4	
益田	(有)日栄産業	津和野町	4	2		1	7	
益田	鹿足運送(有)	津和野町	9	3			12	
益田	吉賀運送(有)	吉賀町	6	3	2		11	
益田	(有)柿木産業	吉賀町	1	1			2	
益田	(有)オーケイ産交	吉賀町	2		3		5	
益田	(有)マルユ運送	吉賀町	1		4		5	
益田	(有)柿木アポロ	吉賀町	3		2		5	
益田	田原資材(株)	吉賀町	11		1		12	
益田	株ロディック	吉賀町	4	1			5	
益田	ヤマト運輸(株)六日市センター	吉賀町	5				5	
隠岐	隠岐汽船(株)西郷営業所	隠岐の島町	5				5	
隠岐	海祥運送(有)	隠岐の島町	9		1		10	
隠岐	美保丸運送(有)	隠岐の島町		1			1	
隠岐	高橋和美 (正美屋運送店)	隠岐の島町		2			2	
隠岐	斉藤芳樹 (都万運送店)	隠岐の島町	1				1	
隠岐	隠岐年朗 (栄屋運送店)	隠岐の島町	2	1			3	
隠岐	(有)小川建設	隠岐の島町	3				3	
隠岐	(有)藤原運送	隠岐の島町	4	1	1		6	
隠岐	(有)野津運送	隠岐の島町	3	1			4	
隠岐	(有)三友建設	隠岐の島町	1				1	
隠岐	(有)酒井材木店	隠岐の島町	4				4	
隠岐	竹田正憲 (竹田運送)	隠岐の島町	2				2	
隠岐	田中次夫 (田中運送)	隠岐の島町	1				1	
隠岐	(有)稲葉興産	隠岐の島町		1			1	
隠岐	(有)来人運輸	隠岐の島町	4				4	
隠岐	中田重光 (中田運送)	隠岐の島町	1				1	
隠岐	(有)朝日リース	隠岐の島町	6			1	7	
隠岐	徳畑探石(株)	隠岐の島町	1				1	
隠岐	(有)日本海商事 本社営業所	隠岐の島町	20	3	4		27	
隠岐	升田健一 (壱運輸)	隠岐の島町	2	1			3	
隠岐	泉重利 (泉建設)	隠岐の島町	1	1			2	
隠岐	佐々木斉 (平木運輸)	隠岐の島町	1				1	
隠岐	谷口昭子 (日章丸海運)	隠岐の島町	1				1	
隠岐	小泉和也 (みなと運輸)	隠岐の島町	2				2	
隠岐	株青田建設	隠岐の島町	2				2	
隠岐	株池田商店	隠岐の島町	4		1		5	
隠岐	(有)宇部セメント西郷販売店	隠岐の島町	1				1	
隠岐	松岡 修治 (櫻総業)	隠岐の島町	1	1			2	
隠岐	株竹田組	隠岐の島町	1			2	3	
隠岐	株吉崎工務店	隠岐の島町	1				1	
隠岐	株ニヤクコーポレーション 隠岐事業所	隠岐の島町			4		4	
隠岐	山陰福山通運(株)隠岐営業所	隠岐の島町	3	1			4	
隠岐	ヤマト運輸(株)隠岐の島センター	隠岐の島町	8				8	
隠岐	磯谷隆司 (磯谷運送)	海士町	1				1	
隠岐	河内豊 (河内運送)	海士町	1				1	
隠岐	仲谷浩一 (仲谷運送)	海士町	1				1	
隠岐	千田一美 (千田運送)	海士町	3		1		4	
隠岐	ヤマト運輸(株)海士センター	海士町	2				2	
隠岐	山崎哲男 (山崎運送店)	西ノ島町	1				1	
隠岐	原交通(有)	西ノ島町	2				2	
隠岐	隠岐汽船(株)西ノ島営業所	西ノ島町		2			2	
隠岐	(有)日本海商事 島前営業所	西ノ島町	3	1			4	
隠岐	ヤマト運輸(株)西ノ島センター	西ノ島町	4				4	
隠岐	下廣幸雄 (べんてん丸運送)	知夫村	1	1			2	

カ 旅客船業者(20t以上)

資料:中国運輸局島根運輸支局(平成28年2月29日現在)

地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	トン数
隠岐	隠岐汽船(株)	隠岐郡隠岐の島町中町字目貫4-10番地	フェリーしらしま	鋼	2,343
			フェリーくにか	〃	2,375
フェリーおき			〃	2,366	
レインボージェット			アルミニウム合金	173	
	島前町村組合	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	フェリーどうぜん	FRP鋼	198
合計		2事業者	5隻		

キ 貨物船業者(20t以上)

資料:中国運輸局島根運輸支局(平成28年2月29日現在)

地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	トン数
隠岐	(有)酒井材木店	隠岐郡隠岐の島町東郷字神米41	第三富栄丸	鋼	131
	(有)海幸海運	隠岐郡隠岐の島町東町字へぎ35-1	第十二海幸丸	〃	198
	藤田利久	隠岐郡海士町豊田196	奈伎良丸	〃	78
松江	(有)鳥本商会	松江市東持田町313-12	大泰丸	〃	369
合計		4事業者	4隻		

ク その他船舶所有者

資料:中国運輸局島根運輸支局(平成28年2月29日現在)

地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	総トン数	用途
松江	島根県	松江市殿町1	神海丸	鋼	699	練習船
	〃	〃	島根丸	〃	142	漁業試験船
	小計	1事業者	2隻			
浜田	三洋海事(株) 山陰臨海サービス(株) (共同所有)	尼崎市中在家町3-449 浜田市長浜町1785-8	いわみ	鋼	198	曳船
	中電環境テクノス(株) 山陰臨海サービス(株) 洞海マリンシステムズ(株) (共同所有)	広島市中区小町4-33 浜田市長浜町1785-8 北九州市若松区久岐の浜7-1	みすみ	〃	196	〃
	中電環境テクノス(株) 日本栄船(株) (共同所有)	広島市中区小町4-33 神戸市中央区海岸通5	てくのす	〃	195	〃
	小計	4事業者	3隻			
	(株)金田建設	隠岐郡隠岐の島町港町字大津の二13-4	第二十三有昌丸	〃	76	〃
	小計	1事業者	1隻			
合計		6事業者	8隻			

資料:中国地方整備局境港湾・空港整備事務所(平成28年2月24日現在)

地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	総トン数	用途
境港	中国地方整備局 境港湾・空港整備 事務所	境港市昭和町9	みほかぜ	軽合金	25	港湾業務艇

資料:中国運輸局島根運輸支局(平成28年2月29日現在)

地区	氏名又は名称	所在地	船名	船質	総トン数	用途
	(株)浜田昭石	浜田市高田町24	第八十永久丸	鋼	75.63	給油船
	合計	1事業者	1隻			

ケ 市町村別漁船隻数(20t以上)

資料:中国運輸局島根運輸支局(平成28年2月29日現在)

総トン数別	鋼船		木船	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数
20トン～50トン未満	1	29.00		
50トン～100トン未満	17	1,335.00		
100トン以上	18	3,352.50		
合計	36	4,716.50		

地区	市町村名	鋼船		木船	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数
松江	松江市	11	1,405.00		
	計	11	1,405.00		
出雲	出雲市	1	115.00		
	計	1	115.00		
浜田	浜田市	12	1,115.00		
	計	12	1,115.00		
隠岐	隠岐の島町	7	1,182.00		
	西ノ島町	6	899.50		
	計	13	2,081.50		
合計		37	4,716.50		

(8)危険物の保安  
ア LPガス貯蔵設備(タンク)

資料:消防総務課(平成27年3月1日)

事業所名	所在地	規模(t)
日交商事(株)	松江市東朝日町269-11	20×2
中石産業(株)石油LPG松江基地	松江市福原町字竹崎1-22	20×1 10×1
イワタニ山陰(株)松江支店	松江市学園2-16-37	6×2
橋本産業(株)松江営業所	松江市八幡町字灘大土手外796-18	30×1
荒木燃料(株)	松江市八幡町字灘大土手外796-33	15×2
(株)エルピーガスセンター松江	松江市東長江町902-43	30×2
浜田マルキ(株)	浜田市熱田町1429-1	20×3
浜田LPガス(協)容器検査所	浜田市熱田町1457	0.5×2
JALまね 出雲地区本部 LPガスセンター	出雲市高松町字三作675-1	20×1
山陰酸素工業(株)出雲支店	出雲市長浜町457-8	60×1
松江石油(株)出雲営業所	出雲市今市町1186-3	20×1
森田産業(株)	出雲市白枝町238	19×1 10×1
瀧川産業(株)容器検査所	出雲市大津町648-1	0.5×2
(株)ホームエネルギー山陰平田ターミナル	出雲市小伊津町1319-1	300×4
JALまね 斐川地区本部 LPガスセンター	出雲市斐川町福富844	20×1 15×1
益田マルキ(株)	益田市あけぼの東町10-1	20×2
新光プロパン瓦斯(株)西益田市店	益田市神田町口537	20×1
(株)石見ガスセンター	益田市遠田町1954	15×1 10×1
イワタニ山陰(株)津和野営業所	鹿足郡津和野町後田口33	15×1
新光プロパン瓦斯(株)	鹿足郡吉賀町朝倉1451-1	15×1
広島ガスエナジー(株)安来充てん所	安来市黒井田町731	30×1 15×1 0.5×2
山陰酸素工業(株)安来支店	安来市亀島町2-1	60×3 20×1
(協)さんそ容器検査所	安来市亀島町2-1	2.9×2
島根中央マルキ(株)静間事業所	大田市静間町1053	20×1 15×1
伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)大田製造所	大田市大田町大田イ2756-3	20×1
三和ガス(株)	江津市都野津町2276	20×1 7×1
浜田マルキ(株)江津支店	江津市渡津町978-8	20×1
島根県農業協同組合島根おおち地区本部ガスセンター	邑智郡邑南町井原1413-1	30×1
雲南農業協同組合JA雲南LPガス充填所	雲南市木次町山方231-31	30×1
山陰酸素工業(株)雲南支店	雲南市木次町里方1079-6	20×1
(株)井谷明盛堂	雲南市木次町新市364	0.5×1
島根県エルピーガス事業協同組合容器検査所	雲南市加茂町岩倉48-3	0.5×2
島前ガス(株)	隠岐郡西ノ島町大字美田1986-20	60×2
隠岐エネルギー(協)	隠岐郡隠岐の島町飯田有田27-11	65×2

## イ オートガススタンド

資料:消防総務課(平成27年3月31日)

事業所名	所在地	規模(t)
山陰酸素工業(株)松江LPガススタンド	松江市東津田町1288	6×2
日交商事(株)	松江市東朝日町269-11	20×2
中石産業(株)石油LPG松江基地	松江市福原町竹崎1-22	20×1 10×1
イワタニ山陰(株)松江支店	松江市学園2-16-37	6×2
浜田ガス(株)	浜田市熱田町2135-7	20×2
浜田マルキ(株)	浜田市熱田町1456-1	20×3
イワタニ山陰(株)出雲支店	出雲市今市町南本町12-3	2.9×2
JAしまね 斐川地区本部 LPガスセンター	出雲市斐川町福富844	20×1 15×1
(株)コガワ計画	益田市安富町3330-1	0.95×3
(株)ホームエネルギー山陰平田ターミナル(災害用)	出雲市小伊津町1319-1	300×4
山陰酸素工業(株)出雲支店(災害用)	出雲市長浜町457番地8	60×1
益田マルキ(株)	益田市あけぼの東町10-1	20×2
(株)石見ガスセンター	益田市遠田町1954	15×1 10×1
イワタニ山陰(株)津和野営業所	鹿足郡津和野町後田口33	15×1
新光プロパン瓦斯(株)	鹿足郡吉賀町朝倉1451-1	15×1
広島ガスエナジー(株)安来充てん所	安来市黒井田町731	30×1 15×1 0.5×2
松江石油(株)大田営業所	大田市大田町大田イ690-1	2.5×1
三和ガス(株)	江津市都野津町2276	20×1 7×1
浜田マルキ(株)江津支店	江津市渡津町978-8	20×1
島根県農業協同組合島根おおち地区本部LPガスセンター	邑智郡邑南町井原1413-1	30×1
(株)井谷明盛堂	雲南市木次町新市364	0.5×1
山陰酸素工業(株)雲南支店	雲南市木次町里方1079-6	3×1
島前ガス(株)	隠岐郡西ノ島町大字美田1986-20	60×2
隠岐エネルギー(協)	隠岐郡隠岐の島町飯田有田27-11	65×2
(有)元吉燃料	隠岐郡海士町大字海士1462-1	0.5×2

ウ LPガス消費プラント

資料:消防総務課(平成27年3月31日)

事業所名	所在地	規模(t)
新東洋膏板(株)	松江市富士見町2	40×2
リョーノーファクトリー(株)	松江市東出雲町大字掛屋667-1	10×2
(株)ケイ・エフ・ジー	浜田市金城町下来原297-1	2.8×3
マルハマ食品(株)レトルト第1工場	浜田市周布町63-25	2.83×3
ヒラタ精機(株)	出雲市西郷町小池718	15×2
(株)出雲村田製作所	出雲市斐川町上直江2308	50×2
日立金属(株)安来工場(海岸工場)	安来市飯島町1240-2	15×1 10×1
日立金属(株)安来工場(山手工場)	安来市安来町2107-2	20×1
(株)日立メタルプレジジョン	安来市飯島町1240-2	30×1
(株)シバオ	大田市水上町白坏658-1	62.1×1
広島アルミニウム工業(株)大国工場	大田市仁摩町大国206	15×1
(株)木村窯業所	江津市都野津町1501	20×1 15×1
(株)木村窯業所青山工場	江津市二宮町神主1964	20×1

エ 都市ガス施設

資料:中国四国産業保安監督部(平成26年4月1日)

事業名	所在地	ガス施設の状況	ガス供給戸数	備考
松江市ガス局 南工場	松江市平成町 182番地42	天然ガス発生装置4基(能力238,558m <sup>3</sup> /日(46MJ換算)) ガスホルダー1基中圧球型3,000m <sup>3</sup> ×0.97MPa×1基	15,079戸	
出雲ガス(株)LN Gサテライト工場	出雲市上塩冶町 2388-1	天然ガス発生装置4基(能力115,200m <sup>3</sup> /日(46MJ換算))	5,796戸	
浜田ガス(株) 福井工場	浜田市熱田町 2135-7	天然ガス発生装置3基(能力83,340m <sup>3</sup> /日(46MJ換算))	7,103戸	



## (9) 電力、水道等

## ア 中国電力株式会社事業所

資料: 中国電力(株) (平成27年4月1日)

事業所名	所在地	電話番号	営業所の担当区域			備考
			全部	大部	一部	
島根支社	松江市母衣町	0852-27-1113(代)				
松江営業所	松江市東朝日町	0120-833-103	安来市	松江市		
出雲営業所	出雲市小山町	0120-311-950	出雲市 雲南市 飯石郡 仁多郡	大田市	松江市	
浜田営業所	浜田市黒川町	0120-312-802	浜田市 江津市 邑智郡		大田市	
隠岐営業所	隠岐郡隠岐の島町	0120-313-608	隠岐郡			
益田営業所	益田市あけぼの本町	0120-314-228	益田市 鹿足郡			
出雲電力所 松江電力センター 邑智電力センター	出雲市渡橋町 松江市東津田町 邑智郡美郷町	0853-21-5135 0852-32-0760(代) 0855-75-1900(代)				
益田電力所 浜田電力センター	益田市幸町 浜田市野原町	0856-23-4141 0855-23-7640(代)				
島根原子力発電所	松江市鹿島町	0852-82-2220(代)				
三隅発電所	浜田市三隅町	0855-32-2139(代)				

## イ 発電所

資料:中国四国産業保安監督部、中国電力㈱、企業局施設課(平成27年4月1日現在)

種別	事業者等の名称	発電所名	所在地	出力(kW)	備考
水力	島根県	三成	仁多郡奥出雲町	2,830	(自家用)
水力	"	八戸川第一	江津市桜江町	6,300	"
水力	"	" 第二	"	2,500	"
水力	"	" 第三	"	240	"
水力	"	勝地	"	770	"
水力	"	三隅川	浜田市三隅町	7,400	"
水力	"	矢原川	益田市美都町	100	"
水力	"	御部	浜田市三隅町	460	"
水力	"	飯梨川第一	安来市広瀬町	3,000	"
水力	"	" 第二	"	1,400	"
水力	"	" 第三	"	250	"
水力	"	志津見	飯石郡飯南町	1,700	"
水力	中国電力㈱	北原	雲南市木次町	15,600	(業務用)
水力	"	川手	雲南市吉田町	900	"
水力	"	湯村	雲南市木次町	1,000	"
水力	"	日登	"	8,510	"
水力	"	三刀屋川	雲南市三刀屋町	7,600	"
水力	"	窪田	出雲市佐田町	600	"
水力	"	乙立	出雲市乙立町	1,500	"
水力	"	出羽川	邑智郡邑南町	670	"
水力	"	潮	" 美郷町	36,000	"
水力	"	粕淵第二	" 美郷町	1,200	"
水力	"	" 第一	"	160	"
水力	"	明塚	"	25,000	"
水力	"	周布川第一	浜田市弥栄町	9,800	"
水力	"	" 第二	浜田市内村町	4,700	"
水力	"	匹見	益田市匹見町	2,000	"
水力	"	澄川	"	10,100	"
水力	"	豊川	益田市猪木谷町	5,100	"
水力	"	日原	鹿足郡津和野町	6,900	"
水力	"	油井	隠岐郡隠岐の島町	200	"
水力	"	南谷	隠岐郡隠岐の島町	100	"
水力	島根県	三瓶ダム管理用	島根県大田市三瓶町	250	(自家用)
水力	安来市	伯太	島根県安来市伯太町	95	"
水力	安来市	布部	島根県安来市広瀬町	225	"
水力	雲南市	田井小水力	島根県雲南市木次町	100	"
水力	奥出雲町	仁多	島根県仁多郡奥出雲町	198	"
水力	奥出雲町	三沢小水力	島根県仁多郡奥出雲町	90	"
水力	吉賀町	柿木	島根県鹿足郡吉賀町	200	"
水力	島根県農業協同組合	三瓶	島根県大田市三瓶町	210	"
水力	島根県農業協同組合	赤名小水力	島根県飯石郡飯南町	90	"
水力	島根県農業協同組合	角谷	島根県邑智郡美郷町	250	"
水力	島根県農業協同組合	都賀	島根県邑智郡美郷町	190	"
火力	中国電力㈱	三隅	浜田市三隅町	1,000,000	(事業用) 汽力
火力	"	黒木	隠岐郡西ノ島町	7,380	( ) 内燃力
火力	"	西郷	" 隠岐の島町	25,320	( ) "
火力	松江バイオマス発電㈱	松江バイオマス発電所	島根県松江市大井町	6,250	(自家用)
火力	松江市	エコクリーン松江	島根県松江市鹿島町	4,800	"
火力	リョーノーファクトリー㈱	揖屋工場発電所	島根県松江市東出雲町	3,000	"
火力	財団法人くまびきメッセ	島根県産業交流会館発電所	島根県松江市西川津町	1,600	"
火力	松江エヌエル工業㈱	松江エヌエル発電所	島根県松江市江島新中浦	1,170	"
火力	出雲市	出雲エネルギーセンター発電所	島根県出雲市芦渡町	3,690	"
火力	出雲市	出雲エネルギーセンター内燃力発電所	島根県出雲市芦渡町	1,740	"
火力	国立大学法人島根大学	島根大学 塩治団地発電所	島根県出雲市塩治町	2,000	"
火力	ダイワボウレーヨン㈱	益田工場発電所	島根県益田市須子町	7,600	"
火力	日本製紙㈱	ケミカル事業本部 江津事業所発電所	島根県江津市江津町	19,220	"
火力	浜田地区広域行政組合	エコクリーンセンター	島根県江津市波子町	1,800	"
火力	合同会社しまね森林発電	江津バイオマス発電所	島根県江津市松川町	12,700	"
原子力	中国電力㈱	島根原子力	松江市鹿島町	820,000	(事業用)
風力	島根県	隠岐大峯山風力発電所	隠岐郡隠岐の島町西村	1,800	(自家用)
風力	島根県	江津高野山風力発電所	江津市二宮町、敬川町、千田町	20,700	"
風力	中国ウインドパワー㈱	浜田生湯温泉風力発電所	島根県浜田市	1,500	"
風力	株式会社ユーラスエナジージャパン	新出雲風力発電所	島根県出雲市	78,000	"
風力	出雲市長	キラトゥーリマキ風力発電所	島根県出雲市	1,700	"
風力	益田ウインドパワー㈱	高津川風力発電所	島根県益田市	1,950	"
風力	五洋建設㈱	安来風力発電所	島根県安来市	600	"
風力	江津ウインドパワー㈱	江津東ウインドファーム風力発電所	島根県江津市	22,000	"
太陽光	島根県	江津浄水場太陽光発電所	島根県江津市	430	"
太陽光	アイ・ねっと株式会社	出雲SOLARIE大社太陽光発電所	島根県出雲市大社町	4,410	"
太陽光	出雲グリーン発電合同会社	出雲グリーン発電太陽光発電所	島根県出雲市上塩治町	10,000	"
太陽光	東洋ソーラー株式会社	東洋ソーラー江津第二・第三太陽光発電所	島根県江津市二宮町	3,000	"

※内燃力発電所は1000kw以上

※風力発電所、太陽電池発電所は、使用前安全管理審査未受審のものを除く

ウ 変電所

資料:中国電力(株)(平成27年4月1日現在)

設置者	変電所名	所在地	認可出力(KVA)
中国電力(株)	安来	安来市黒井田町	45,000
	揖屋	松江市東出雲町	55,000
	北松江	松江市朝酌町	2,425,000
	松江	松江市八雲町	600,000
	菅田	松江市菅田町	60,000
	津田	松江市東津田町	180,000
	法吉	松江市法吉町	40,000
	鹿島	松江市鹿島町	25,000
	三成	仁多郡奥出雲町	70,000
	木次	雲南市木次町	55,000
	平田	出雲市灘分町	40,000
	宍道	松江市宍道町	50,000
	菅原	安来市広瀬町	21,000
	出雲	出雲市大津町	50,000
	高松	出雲市高松町	40,000
	大社	出雲市大社町	20,000
	知井宮	出雲市知井宮町	140,000
	大田	大田市大田町	35,000
	仁万	大田市仁摩町	20,000
	羽須美	邑智郡邑南町	15,000
	川本	邑智郡川本町	12,000
	温泉津	大田市温泉津町	6,000
	玉造	松江市乃白町	45,000
	江津	江津市江津町	30,000
	敬川	江津市敬川町	15,000
	桜江	江津市桜江町	16,000
	浜田	浜田市杉戸町	30,000
	三隅	浜田市三隅町	12,000
	六日市	鹿足郡吉賀町	25,000
	津和野	鹿足郡津和野町	15,000
	益田	益田市水分町	50,000
	金城	浜田市金城町	190,000
	多伎	出雲市多伎町	6,000
	周布	浜田市周布町	25,000
	東益田	益田市乙子町	130,000
	直江	出雲市斐川町	205,000
	寺町	松江市寺町	50,000
	下府	浜田市上府町	20,000
	西島根	益田市美都町	2,500,000
	川跡	出雲市荻杼町	50,000
	高津	益田市高津	25,000
矢上	邑智郡邑南町	20,000	

エ 上水道

資料:薬事衛生課(平成26年3月31日)

地区	事業主体名	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	原水の種別	計画1日 最大給水量 (m3/日)
松江	松江市	171,800	144,683	受水(用供)、表流水、深井戸	89,200
	松江市(東出雲)	15,440	15,283	受水(用供)、表流水、浅井戸	5,750
	松江市(玉湯)	6,158	6,361	受水(用供)、表流水	5,091
	安来市	39,700	31,266	受水(用供)、浅井戸	18,100
	計4ヶ所	233,098	197,593		118,141
雲南	雲南市(木次三刀屋)	15,500	13,555	浅井戸、伏流水	7,640
	雲南市(大東・加茂)	17,200	15,852	伏流水、表流水、浅井戸、受水(用供)	6,100
	計2ヶ所	32,700	29,407		13,740
出雲	出雲市	133,300	128,363	浅井戸、伏流水、深井戸、受水(用供)	60,800
	斐川宍道水道企業団	37,500	36,419	浅井戸、深井戸、受水(用供)	18,000
	計2ヶ所	170,800	164,782		78,800
県央	大田市	27,800	28,493	受水(用供)、表流水、伏流水、深井戸	10,800
	計1ヶ所	27,800	28,493		10,800
浜田	浜田市	44,170	42,209	浅井戸	22,110
	江津市	18,800	17,446	受水(用供)	8,100
	計2ヶ所	62,970	59,655		30,210
益田	益田市	43,045	39,349	浅井戸、深井戸	20,130
	計1ヶ所	43,045	39,349		20,130
隠岐	隠岐の島町	9,010	9,485	浅井戸、表流水	6,055
	計1ヶ所	9,010	9,485		6,055
計13ヶ所		579,423	528,764		277,876

オ 簡易水道

資料:薬事衛生課(平成26年3月31日)

地区	事業主体名	箇所数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m3/日)
松江	松江市	26	34,726	27,109	14,315
	安来市	10	10,389	8,095	3,775
	計2市	36	45,115	35,204	18,090
雲南	雲南市	17	10,506	8,188	4,431
	奥出雲町	14	16,481	13,079	7,877
	飯南町	6	5,750	4,340	2,945
	計3市町	37	32,737	25,607	15,253
出雲	出雲市	13	18,370	13,575	8,250
	計1市	13	18,370	13,575	8,250
県央	大田市	12	11,978	6,543	4,868
	川本町	1	3,350	3,127	1,890
	美郷町	9	6,053	4,115	2,619
	邑南町	9	11,860	8,405	5,354
	計4市町	31	33,241	22,190	14,731
浜田	浜田市	8	17,516	13,883	9,574
	江津市	3	6,680	5,659	2,773
	計2市	11	24,196	19,542	12,347
益田	益田市	8	8,598	6,647	4,984
	津和野町	5	7,729	7,091	3,797
	吉賀町	5	5,999	6,073	3,235
	計3市町	18	22,326	19,811	12,016
隠岐	海士町	1	2,342	2,341	1,427
	西ノ島町	1	3,054	2,960	1,774
	知夫村	1	960	599	474
	隠岐の島町	16	6,788	5,051	3,649
	計4町村	19	13,144	10,951	7,324
計19市町村		165	189,129	146,880	88,011

カ 専用水道

資料: 薬事衛生課(平成26年3月31日)

所在地	事業主体名	確認時 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	原水の種別	施設能力 (m3/日)
松江市	松江フォーゲルパーク			受水	288
	あじさい団地	730	708	受水	150
	島根大学			深井戸・受水	550
	松江刑務所	630	980	深井戸・受水	140
	イオン松江			深井戸・受水	570
	中国電力島根原子力発電所			受水	140
	松江生協病院			深井戸・受水	230
	松江生協リハビリテーション病院	32	32	深井戸・受水	119
	サンフラワー事業	300	110	深井戸	120
	あおぞら八重垣	225	120	深井戸・受水	60
	ケアセンター千鳥	53	53	深井戸・受水	30
	あおぞら八重垣別館	95	50	深井戸・受水	25
	松江医療センター			深井戸・受水	110
雲南市	和野	88	74	浅井戸	22
	尾崎			浅井戸	40
出雲市	KBツヅキ(株)出雲工場	500	28	浅井戸	1,000
	浜山公園			受水	400
	陸上自衛隊出雲駐屯地			受水	—
	万田の郷	250	250	深井戸・受水	96
大田市	国立三瓶青少年交流の家			深井戸	290
	三瓶フィールドミュージアム			深井戸	287
邑南町	いこいの村しまね			表流水	52
浜田市	石見海浜公園			受水	1,040
	ふるさと弥栄振興公社			深井戸	50
	島根あさひ社会復帰促進センター	2,450	1,965	受水	919
江津市	長谷	73	70	深井戸	58
	風の国			深井戸	80
	谷宮農飲雑用水施設	86	37	深井戸	34
	学校法人江の川高校	250	217	深井戸	200
益田市	万葉公園			受水	220
	益田市医師会	686	686	深井戸・受水	131
	松ヶ丘病院	388	120	深井戸・受水	105
津和野町	白井・牧ヶ野	78	58	表流水	22
吉賀町	黒淵	36	19	深井戸	26
計34ヶ所		6,950	5,577		7,604

キ 公共下水道計画

資料：下水道推進課(平成27年4月1日現在)

①流域関連公共下水道

市町名	処理区	処理場名	処理方法	計画面積 ha	処理面積 ha	処理人口 人	現有処理 能力 (日最大) m <sup>3</sup> /日	中継ポンプ場 ヶ所
松江市	松江	宍道湖東部処理区 (宍道湖東部浄化センター)	凝集剤添加活性汚泥 循環変法＋砂ろ過	3,658.2	3,373.7	126,665	72,000	9
	玉湯			299.2	243.9	5,948		
	八雲			186.4	154.2	5,113		
	東出雲			517.2	390.3	13,276		
安来市	安来			745.0	457.1	16,543		2
	広瀬			131.5	118.9	3,597		
松江市	宍道			503.0	332.5	6,010		-
	出雲			3,096.0	1,194.7	39,230		
出雲市	平田	宍道湖西部処理区 (宍道湖西部浄化センター)	標準活性汚泥法	543.3	395.2	9,781	36,000	5
	大社			566.3	316.9	8,665		
	湖陵			401.0	212.2	4,128		
	斐川			1,018.6	615.2	15,019		

②公共下水道

益田市	益田	益田水質管理センター	オキシデーションデイツチ法	1,119.0	97.5	2,134	1,700	-
大田市	大田	大田浄化センター	膜分離活性汚泥法	702.6	148.1	3,858	2,150	-
江津市	江津西	江津西浄化センター	嫌気好気ろ床法	696.0	153.6	3,997	1,010	-
雲南市	木次・三刀屋	木次三刀屋浄化センター	オキシデーションデイツチ法	541.0	541.0	9,197	5,100	1
奥出雲町	横田	横田浄化センター	オキシデーションデイツチ法	120.0	112.1	1,853	800	-
隠岐の島町	西郷	西郷浄化センター	オキシデーションデイツチ法	249.8	107.0	3,522	1,440	1

③特定環境保全公共下水道

市町村	恵曇	クリーンセンター鹿島	酸素活性汚泥法	93.5	93.5	2,798	2,150	-
松江市	佐波	佐波浄化センター	オキシデーションデイツチ法	4.1	4.1	122	80	-
	千酌	千酌地区浄化センター	オキシデーションデイツチ法	13.0	13.0	515	340	-
	七類	七類地区浄化センター	オキシデーションデイツチ法	26.0	26.0	860	570	-
	森山	森山地区浄化センター	オキシデーションデイツチ法	13.0	11.2	629	310	-
	江島	江島地区浄化センター	回分式活性汚泥法	15.5	15.5	595	284	-
	遅江	遅江地区浄化センター	回分式活性汚泥法	16.1	16.1	465	218	-
	馬渡	馬渡地区浄化センター	回分式活性汚泥法	8.6	8.6	236	123	-
浜田市	国府	国府浄化センター	長時間エアレーション法	162.0	85.6	2,588	1,100	1
	旭	旭浄化センター	オキシデーションデイツチ法	43.2	43.2	1,282	800	-
	三保三隅	三保三隅浄化センター	オキシデーションデイツチ法	84.6	84.6	2,195	1,600	-
出雲市	河下	河下浄化センター	オキシデーションデイツチ法	15.0	14.0	385	310	-
	田岐	田岐浄化センター	オキシデーションデイツチ法	80.0	60.0	1,367	840	-
	口田儀	口田儀浄化センター	オキシデーションデイツチ法	21.0	21.0	589	310	-
大田市	仁摩	仁摩浄化センター	長時間エアレーション法	85.0	68.1	2,550	800	-
	温泉津	温泉津クリーンセンター	オキシデーションデイツチ法	28.0	21.2	663	300	-
江津市	波子	波子浄化センター	嫌気好気ろ床法	30.0	30.0	787	750	-
雲南市	大東	大東浄化センター	膜分離活性汚泥法	104.0	91.0	2,826	1,630	-
	加茂	加茂浄化センター	長時間エアレーション法	101.0	101.0	2,666	1,290	-
奥出雲町	三成	三成浄化センター	オキシデーションデイツチ法	54.5	54.5	1,595	1,000	-
飯南町	頓原	頓原浄化センター	オキシデーションデイツチ法	36.0	36.0	1,062	700	-
	赤来	赤来浄化センター	オキシデーションデイツチ法	66.0	66.0	1,517	500	-
美郷町	邑智	邑智浄化センター	オキシデーションデイツチ法	51.0	51.0	993	800	-
邑南町	石見	石見浄化センター	オキシデーションデイツチ法	204.0	201.0	2,877	2,600	-
津和野町	津和野	津和野町清水管理センター	オキシデーションデイツチ法	119.0	68.2	1,939	1,210	-
	日原	星の子ステーション	オキシデーションデイツチ法	50.0	47.0	1,259	500	-
吉賀町	六日市	六日市浄化センター	オキシデーションデイツチ法	159.0	138.0	2,118	1,600	-
海士町	海士	海士浄化センター	嫌気好気ろ床法	79.5	79.5	1,456	850	-
西ノ島町	東部	東部浄化センター	オキシデーションデイツチ法	25.0	25.0	626	300	-
隠岐の島町	卯敷	卯敷浄化センター	オキシデーションデイツチ法	4.0	4.0	70	85	-
	飯美	飯美浄化センター	オキシデーションデイツチ法	3.0	3.0	57	45	-
	福浦	福浦浄化センター	オキシデーションデイツチ法	1.6	1.6	46	50	-

※島根県内の下水道はすべて分流式下水道です。



## (10) 廃棄物処理施設

## ア し尿処理施設

資料:廃棄物対策課(平成26年3月31日)

事業主体	管理者	処理能力 (kl/日)	関係地域
安来市	安来市長	36	安来市
松江市	松江市長	70	松江市(旧宍道町を除く)、東出雲町
出雲市	出雲市長	193	出雲市、斐川町
雲南広域連合	雲南市長	90	雲南市、松江市宍道町、奥出雲町、飯南町
益田市	益田市長	108	益田市(萩市田万川地区、須佐地区)
大田市	大田市長	73	大田市
邑智郡総合事務組合	川本町長	43	川本長、美郷町、邑南町、江津市桜江町
鹿足郡事務組合	津和野町長	27	津和野町、吉賀町
浜田市	浜田市長	125	浜田市
隠岐の島町	隠岐の島町長	27	隠岐の島町
江津市	江津市長	40	江津市(桜江町を除く)
西ノ島町	西ノ島町長	10	西ノ島町
計12施設		842	

## イ ごみ処理施設

資料:廃棄物対策課(平成26年3月31日)

事業主体	管理者	処理能力 (t/日)	関係地域
安来市	安来市長	52.0	安来市 H21.4.25～休止
松江市	松江市長	255.0	松江市、東出雲町
出雲市	出雲市長	218.0	出雲市、斐川町、雲南市(掛合町、吉田町)、飯南町、大田市
雲南市・飯南町事務組合	雲南市長	30.0	雲南市(加茂町、大東町、木次町、三刀屋町)
奥出雲町	奥出雲町長	20.0	奥出雲町
邑智郡総合事務組合	川本町長	12.0	川本町、美郷町、邑南町
浜田地区広域行政組合	浜田市長	98.0	浜田市、江津市
益田地区広域市町村圏事務組合	益田市長	62.0	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐の島町	隠岐の島町長	25.0	隠岐の島町
西ノ島町	西ノ島町長	10.0	西ノ島町
海士町	海士町長	7.0	海士町
知夫村	知夫村長	1.6	知夫村
計12施設		790.6	

ウ 清掃運搬車(業者所有分)

資料:廃棄物対策課(平成24年3月31日)

区分	市町村内に主たる事務所を有する業者			ごみ収集運搬機材						し尿処理運搬機材					
				収集車		運搬車(収集運搬部門)		運搬車(中間処理部門)		収集車				運搬車	
	ごみ	し尿	合計	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)
松江市	18	10	26	226	643	1	2	0	0	59	193	6	33	1	10
浜田市	12	5	17	100	331	0	0	0	0	38	109	0	0	0	0
出雲市	42	6	48	287	754	0	0	0	0	36	132	0	0	0	0
益田市	17	4	21	156	459	0	0	0	0	34	118	0	0	0	0
大田市	18	3	21	96	235	4	25	0	0	20	79	2	5	0	0
安来市	9	2	10	74	202	3	31	22	303	9	27	0	0	0	0
江津市	8	4	9	23	52	0	0	0	0	18	48	0	0	0	0
雲南市	3	5	8	31	157	0	0	0	0	32	106	0	0	0	0
奥出雲町	3	1	4	0	0	8	8	0	0	7	30	0	0	0	0
飯南町	2		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川本町	2	1	2	1	4	1	4	0	0	2	5	0	0	0	0
美郷町		1	1	0	0	0	0	0	0	17	67	1	3	0	0
邑南町	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7	22	0	0	0	0
津和野町	4		4	25	55	0	0	0	0	31	109	4	8	1	4
吉賀町	4		4	6	18	0	0	0	0	12	28	0	0	0	0
海士町	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	9	0	0	0	0
西ノ島町	2	2	4	0	0	0	0	0	0	4	14	0	0	0	0
知夫村				0	0	0	0	4	25	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町		1	1	2	4	0	0	0	0	9	27	0	0	0	0
鹿足郡事務組合				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
益田地区広域市町村圏事務組合				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿足郡不燃物処理組合				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雲南市・飯南町事務組合				57	123	2	8	2	14	0	0	0	0	0	0
邑智郡総合事務組合				0	0	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0
浜田地区広域行政組合				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雲南広域連合				0	0	0	0	0	0	23	64	0	0	3	30
合計	144	47	184	1,027	2,914	17	70	26	328	338	1,123	13	49	2	14

## (11)たん水、堆積土砂、その他障害物件の排除

## ア 建設機械(県所有分)

資料:道路維持課(平成27年4月1日現在)

区 分	除雪トラック	除雪ドーザ	モーター グレーダ	その他 除雪機械	計
松江県土整備事務所	3	3	1	8	15
(広瀬土木事業所)	5	2	1	7	15
雲南県土整備事務所	3	10	5	11	29
(仁多土木事業所)	2	6	1	14	23
出雲県土整備事務所	2	4	1	11	18
(大田事業所)	1	5	1	8	15
県央県土整備事務所	3	12	4	17	36
浜田県土整備事務所	3	4	2	12	21
益田県土整備事務所	2	5	3	8	18
(津和野事業所)	4	2	1	8	15
隠岐支庁県土整備局		4	1	6	11
合 計	28	57	21	110	216

## (12)その他の応急対策

## ア 主な農薬取り扱い業者一覧

資料:農産園芸課

業者名	住所	電話	取り扱い農薬				
			いもち病 防除剤	紋枯病 防除剤	その他 病害 防除剤	ウンカ・ ヨコバイ 防除剤	その他 害虫 防除剤
全国農業協同組合 連合会 肥料農薬部中四国 営農資材事業所 島根推進部	出雲市斐川町	0853(73)9511(代表)	○	○	○	○	○
島根県農業協同組 合営農資材部資材 課	出雲市斐川町	0853(25)8745(直通)	○	○	○	○	○
島根県農薬卸商協 会	松江市東津田町	0852(23)3721	○	○	○	○	○

## イ 家畜伝染病調査班

資料:畜産課

(家畜保健衛生所:松江8人(内隠岐2人)、出雲8人、江津7人、益田6人、病鑑室7人、計35人)

区分	松江	出雲	江津	益田	西ノ島	西郷	計
家畜保健衛生所	4	6	5	4		2	21
共済連家畜診療所	4	12	8	2	1		27
構成班	2	4	4	2	1	1	14

## ウ 主な家畜防疫用薬剤取り扱い業者

資料:畜産課

業者名	所在地	電話	品名		規格
MPアグロ株式会社島根支店	出雲市斐川町上 庄原1320	0853(31)4000	消毒薬	逆性石けん	18L
			予防液	ニューカッスル病	1,000トース

## エ り病家畜の収容施設

資料:畜産課

市場名	所在地	収容可能頭数
島根中央	松江市宍道町	1,320
西部	益田市遠田町	500
西郷	隠岐郡隠岐の島町	50
知夫	隠岐郡知夫村	20
計		1,890

オ 主な家畜飼料取り扱い事業所一覧

資料:畜産課

区分	事業所名	(保管施設名)	住所	電話番号	取り扱い飼料								
					単体飼料				配合飼料				
					ふすま	麦類	トウモロコシ	乾草	養鶏用	養豚用	乳牛用	肉用牛用	
商社	ジェイエイ西日本くみあい飼料株式会社	島根営業所	出雲市斐川町	0853(73)9533	○	○	○		○	○	○	○	
		柿木運送	出雲市西園町	0853(28)0102				○					
		益田陸運	益田市あけぼの西町	0856(23)3721								○	
	島根米穀株式会社	営業本部農業資材部宍道倉庫	松江市宍道町	0852(66)1255	○	○	○		○		○	○	
		大田倉庫(朝山運送)	大田市朝山町	0854(85)8948					○				
		金城倉庫(金城運送)	浜田市金城町	0855(42)0325	○	○	○						
		植松倉庫(株)植松	益田市白上町	0856(28)8119	○	○	○		○			○	
	有限会社飯塚豊市商店		出雲市平田町	0853(62)3161	○	○	○	○	○		○	○	
	有限会社杉原類次郎商店		出雲市神門町	0853(22)5545	○			○	○		○		
	島田商事株式会社	錦町倉庫	安来市安来町	0854(22)2033	○	○							
		日本通運(株)安来支店倉庫	安来市安来町	0854(22)0202							○	○	
	株式会社飯塚善兵衛商店		出雲市斐川町	0853(62)0055				○			○	○	
	AST飼料合理化センター		飯石郡飯南町	0854(73)0127	○	○	○				○		
	保管施設数小計					8	7	6	4	6	2	6	7
	島根県中央酪農農業協同組合連合会	飯南町酪農農業協同組合		出雲市平野町	0853(22)5300							○	
			飯石郡飯南町	0854(72)0156				○			○		
保管施設数小計								1		2			
保管施設数合計					8	7	6	5	6	2	8	7	

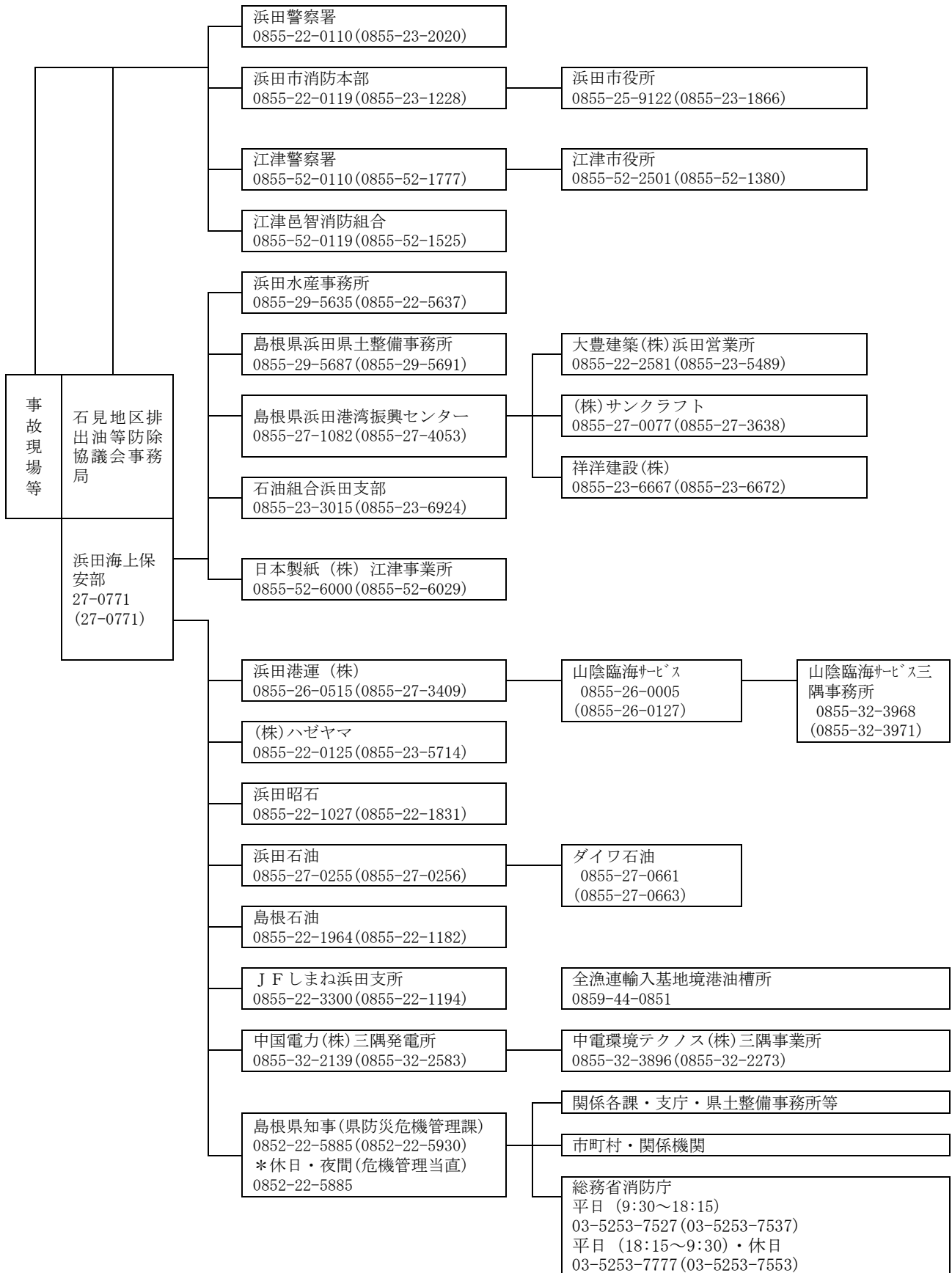
(13) 流出油等事故情報の収集伝達系統

ア 山陰沖排出油等防除協議会ルート



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

イ 石見地区排出油等防除協議会ルート



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記



4 災害復旧計画資料

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川等災害復旧事業計画

○県工事(河川、海岸、砂防、急傾斜地、道路、橋梁)

資料:砂防課(平成27年3月末現在、単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C) = (D)	26年度 復旧率%
24年災	1,415,031	1,330,431	11,305	1,341,736	100
25年災	10,125,708	986,085	5,778,069	6,764,154	66
26年災	380,398	0	191,017	191,017	50
計	11,921,137	2,316,516	5,980,391	8,296,907	72

○市町村工事(河川、道路、橋梁)

資料:砂防課(平成27年3月末現在、単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C) = (D)	26年度 復旧率%
24年災	904,348	887,754	106,195	993,949	100
25年災	7,659,532	738,710	1,050,674	1,789,384	23
26年災	238,759	0	126,914	126,914	52
計	8,802,639	1,626,464	1,283,783	2,910,247	58

イ 港湾災害復旧事業計画

○県工事

資料:港湾空港課(平成27年3月現在、単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	26年度 復旧率%
24年災	0	0	0	0	0
25年災	0	0	0	0	0
26年災	49,133	0	19,494	19,494	40
計	49,133	0	19,494	19,494	40

○市町村工事

資料:港湾空港課(平成27年3月現在、単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	26年度 復旧率%
24年災	0	0	0	0	0
25年災	3,142	3,124	0	3,124	100
26年災	29,216	0	0	0	0
計	32,358	3,124	0	3,124	10

ウ 漁港災害復旧事業計画

○県工事

資料:漁港漁場整備課(平成27年3月末現在、単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	25年度 復旧率%
24年災	—	—	—	—	—
25年災	—	—	—	—	—
26年災		—	10,228	10,228	43
計	0	0	10,228	10,228	43

○市町村工事

資料:漁港漁場整備課(平成26年3月末現在、単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	25年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	25年度 復旧率%
24年災	—	—	—	—	—
25年災	—	—	—	—	—
26年災	—	—	—	—	—
計	0	0	0	0	

## (2)農林水産業施設災害復旧事業計画

## (ア)農地

資料:県(農地整備課)(平成27年3月末現在)(単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	26年度 復旧率%
24年災	116,314	115,889	0	115,889	100%
25年災	1,275,794	34,697	834,980	869,677	61%
26年災	32,507	0	18,420	18,420	56%
計	1,424,615	150,586	853,400	1,003,986	64%

## (イ)農業用施設

資料:県(農地整備課)(平成27年3月末現在)(単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	26年度 復旧率%
24年災	260,176	267,225	0	267,225	100%
25年災	1,805,407	29,239	1,204,903	1,234,142	62%
26年災	39,876	0	6,107	6,107	17%
計	2,105,459	296,464	1,211,010	1,507,474	66%

## (ウ)海岸及び地すべり防止施設

資料:県(農地整備課)(平成27年3月末現在)(単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	26年度 復旧率%
24年災	—	—	—	0	0%
25年災	3,328	0	3,280	3,280	100%
26年災	—	—	—	0	0%
計	3,328	0	3,280	3,280	100%

## (エ)林道

資料:県(森林整備課)(平成27年3月末現在)(単位:千円)

災害年度	査定額 (A)	復旧済額 (B)	26年度復旧額 (C)	復旧額計 (B+C)=(D)	26年度 復旧率%
24年災	103,391	103,391	0	103,391	100%
25年災	754,626	156,859	542,057	698,916	93%
26年災	132,714	0	43,296	43,296	33%
計	990,731	260,250	585,353	845,603	85%

# 附属資料

# 島根県防災会議委員名簿

※任期H26. 4. 1～H28. 3. 31まで

区 分	NO	機 関 名	職 名	定数
会長	1	島根県	知事	—
指定地方行政機関 (第1号) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	2	中国管区警察局	局長	—
	3	総務省中国総合通信局	局長	
	4	財務省中国財務局松江財務事務所	所長	
	5	厚生労働省中国四国厚生局	局長	
	6	厚生労働省島根労働局	局長	
	7	農林水産省中国四国農政局	局長	
	8	農林水産省近畿中国森林管理局	局長	
	9	経済産業省中国経済産業局	局長	
	10	経済産業省中国四国産業保安監督部	部長	
	11	国土交通省中国地方整備局	局長	
	12	国土交通省中国運輸局	局長	
	13	国土交通省大阪航空局美保空港事務所	美保空港長	
	14	国土交通省大阪管区气象台	松江地方气象台長	
	15	国土交通省第八管区海上保安本部浜田海上保安部	部長	
	16	国土交通省第八管区海上保安本部境海上保安部	部長	
	17	環境省中国四国地方環境事務所	所長	
	18	防衛省中国四国防衛局	局長	
	陸上自衛隊 (第2号) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	19	防衛省陸上自衛隊第13偵察隊	
県教育委員会 (第3号) 当該都道府県の教育委員会の教育長	20	島根県教育委員会	教育長	—
県警察本部 (第4号) 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	21	島根県警察本部	本部長	—
県職員 (第5号) 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者 (※職名はあて職ではありません。)	22	島根県	副知事	11名
	23	島根県政策企画局	政策企画監室副政策企画監	
	24	島根県総務部	人事課課長代理	
	25	島根県地域振興部	情報政策課長	
	26	島根県環境生活部	環境生活総務課 男女共同参画室長	
	27	島根県健康福祉部	医療統括監	
	28	島根県農林水産部	農林水産総務課 調整監	
	29	島根県商工労働部	次長(観光)	
	30	島根県土木部	建築住宅課主任	
	31	島根県立中央病院	中央病院 看護局長	
市町村及び消防 (第6号) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	32	松江市	市長	7名
	33	邑南町	町長	
	34	松江市消防本部	消防長	
	35	松江市消防団	団長	
	36	出雲市消防団	団長	

区 分	NO	機 関 名	職 名	定数
指定公共機関又は指定地方公共機関 (第7号) 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	37	国立病院機構本部中国四国グループ	統括長	24名
	38	日本銀行	松江支店長	
	39	日本赤十字社島根県支部	事業推進課長	
	40	日本放送協会	松江放送局長	
	41	西日本高速道路株式会社	中国支社長	
	42	西日本旅客鉄道株式会社	米子支社長	
	43	西日本電信電話株式会社	課長	
	44	株式会社NTTドコモ	主査	
	45	日本郵便株式会社中国支社松江中央郵便局	局長	
	46	中国電力株式会社	副長	
	47	隠岐汽船株式会社	取締役社長	
	48	一畑電車株式会社	代表取締役社長	
	49	石見交通株式会社	代表取締役社長	
	50	株式会社山陰放送	テレビ総局長	
	51	山陰中央テレビジョン放送株式会社	代表取締役社長	
	52	日本海テレビジョン放送株式会社	常務取締役	
	53	株式会社エフエム山陰	放送部長	
	54	出雲ガス株式会社	代表取締役	
	55	浜田ガス株式会社	取締役社長	
	自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるもの(第8号) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から当該都道府県の知事が任命する者	56	一般社団法人島根県医師会	
57		公益社団法人島根県看護協会	会長	
58		一般社団法人島根県LPガス協会	専務理事	
59		島根県ケーブルテレビ協議会	会長	
60		島根県トラック協会	会長	
61		出雲市総合ボランティアセンター運営委員会	副委員長	
62		公益社団法人島根県栄養士会	副会長	
63		島根県漁協女性部連合会	会長	
64		島根県女性防火・防災クラブ連絡協議会	会長	
65		島根県身体障害者団体連合会	副会長	
66		島根県知的障害者福祉協会	会長	
67		島根県保育協議会	副会長	
68		島根県連合婦人会	会長	
69		島根県老人福祉施設協議会	副会長	
70		浜田市消防団	浜田消防隊 女性分団長	
71		松江市公民館館長会	公民館長	

## 島根県防災会議幹事名簿

区分	NO	機 関 名	職 名
指定地方行政 機関	1	中国管区警察局	災害対策官
	2	中国財務局松江財務事務所	総務課長
	3	中国四国農政局松江地域センター	松江地域センター長
	4	近畿中国森林管理局島根森林管理署	署長
	5	中国経済産業局	総務課長
	6	中国地方整備局松江国道事務所	所長
	7	中国地方整備局出雲河川事務所	所長
	8	中国地方整備局浜田河川国道事務所	所長
	9	中国地方整備局境港湾・空港整備事務所	所長
	10	中国運輸局島根運輸支局	支局長
	11	大阪航空局美保空港事務所	管理課長
	12	大阪管区気象台松江地方気象台	松江地方気象台防災管理官
	13	第八管区海上保安本部浜田海上保安部	警備救難課長
	14	第八管区海上保安本部境海上保安部	警備救難課長
	15	中国四国防衛局	地方調整課長
陸上自衛隊	16	陸上自衛隊第13偵察隊	情報幹部
教育委員会	17	教育委員会	総務課長
県警察本部	18	県警察本部	警備第二課長
県職員	19	島根県	消防総務課長
	20	島根県(政策企画局)	政策企画監
	21	島根県(地域振興部)	地域政策課長
	22	島根県(環境生活部)	環境政策課長
	23	島根県(環境生活部)	廃棄物対策課長
	24	島根県(健康福祉部)	健康福祉総務課長
	25	島根県(健康福祉部)	医療政策課長
	26	島根県(健康福祉部)	薬事衛生課長
	27	島根県(農林水産部)	農林水産総務課長
	28	島根県(農林水産部)	農地整備課長
	29	島根県(農林水産部)	森林整備課長
	30	島根県(農林水産部)	水産課長
	31	島根県(商工労働部)	商工政策課長
	32	島根県(土木部)	土木総務課長
	33	島根県(土木部)	道路維持課長
	34	島根県(土木部)	河川課長
	35	島根県(土木部)	港湾空港課長
	36	島根県(土木部)	砂防課長
	37	島根県(土木部)	建築住宅課長
指定公共機関 又は指定地方 公共機関	38	国立病院機構中国四国グループ	人事担当参事
	39	日本赤十字社島根県支部	島根県支部事業推進係長
	40	日本放送協会	松江放送局放送部長
	41	西日本高速道路株式会社松江高速道路事務所	所長
	42	西日本旅客鉄道株式会社	米子支社安全推進室長
	43	西日本電信電話株式会社	島根支店設備部長
	44	中国電力株式会社	島根支社マネージャー
	45	出雲ガス株式会社	常務取締役
	46	浜田ガス株式会社	工務課長



防災関係機関及び連絡窓口

(1) 指定地方行政機関等

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
中国管区警察局	広域調整第二課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎1号館	730-0012	082-228-6411
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	730-0012	082-223-7153
中国総合通信局	防災対策推進室	広島市中区東白島19-36	730-8795	082-222-3398
中国財務局松江財務事務所	総務課	松江市向島町134-10	690-0841	0852-21-5231
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	730-0012	082-223-8181
島根労働局	総務課	松江市向島町134-10	690-0841	0852-20-7001
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	700-8532	086-224-4511
中国四国農政局 松江地域センター	食品産業チーム	松江市東朝日町192	690-0001	0852-24-7311
近畿中国森林管理局	企画調整室	大阪市北区天満橋1丁目8-75	530-0042	06-6881-3407
近畿中国森林管理局 島根森林管理署	総務課	松江市内中原町207	690-0873	0852-24-5452
中国経済産業局	総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	730-8531	082-224-5615
中国四国産業保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	730-0012	082-224-5753
中国地方整備局	企画部防災課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	730-8530	082-221-9231
中国地方整備局 松江国道事務所		松江市西津田2-6-28	690-0017	0852-26-2131
中国地方整備局 出雲河川事務所		出雲市塩冶有原町5丁目1	693-0023	0853-21-1850
中国地方整備局 浜田河川国道事務所		浜田市相生町3973	697-0034	0855-22-2480
中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所		境港市昭和町9	684-0034	0859-42-3145
中国運輸局	総務部	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	730-8544	082-228-3434
中国運輸局 島根運輸支局		松江市馬潟町43-3	690-0024	0852-38-8111
大阪航空局美保空港事務所	管理課	境港市佐斐神町2064	684-0055	0859-45-6111
大阪管区气象台	防災業務課	松江市西津田7-1-11	690-0017	0852-22-3784
第八管区海上保安本部	救難課	舞鶴市下福井901	624-0946	0773-36-4100
第八管区海上保安本部 浜田海上保安部	警備救難課	浜田市長浜町1785-16	697-0063	0855-27-0771
第八管区海上保安本部 境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町9-1	684-0034	0859-42-2531
第八管区海上保安本部 隠岐海上保安署		隠岐郡隠岐の島町大字東町	685-0012	08512-2-4999
第八管区海上保安本部 美保航空基地		境港市小篠津町2258	684-0053	0859-45-1100
中国四国地方環境事務所	総務課	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	700-0907	086-223-1577

## (2) 自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
陸上自衛隊第13偵察隊		出雲市松下寄町1142-1	693-0052	0853-21-1045
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室	舞鶴市宇余部下1190	625-8510	0773-62-2250
航空自衛隊第3輸送航空隊	隊司令部防衛部	境港市小篠津町2258	684-0053	0859-45-0211

## (3) 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
国立病院機構 中国四国グループ	人事担当	広島県東広島市西条町寺家513	739-0041	082-493-6606
日本郵便株式会社中国支社 松江中央郵便局	業務企画室	松江市東朝日町138	690-0001	0852-21-3600
日本銀行松江支店	総務課	松江市母衣町55-3	690-8553	0852-32-1501
日本赤十字社島根県支部	事業推進課	松江市内中原町40	690-0873	0852-21-4237
日本放送協会松江放送局	企画編成	松江市灘町1-21	690-8601	0852-32-0700
西日本高速道路株式会社 中国支社	保全サービス統括課	広島市安佐南区緑井2-26-1	731-0103	082-831-4453
西日本旅客鉄道株式会社 米子支社	総務企画課	米子市弥生2	683-0036	0859-32-0255
西日本電信電話株式会社 島根支店	設備部	松江市東朝日町102	690-8520	0852-20-7695
公益社団法人島根県トラック協会	総務課	松江市東朝日町194番地1	690-0001	0852-21-4272
中国電力株式会社島根支社	総務担当	松江市母衣町115	690-8514	0852-27-1113
株式会社NTTドコモ 中国支社島根支店		松江市東朝日町88-1	690-0001	0852-25-6186

## (4) 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
隠岐汽船株式会社	総務課	隠岐郡隠岐の島町中町	685-0013	08512-2-1122
一畑電車株式会社	運輸営業部	出雲市平田町2226	691-0001	0853-62-3383
石見交通株式会社	総務課	益田市幸町2番63号	698-8691	0856-22-1100
株式会社山陰放送	総務経理部	米子市西福原1-1-71	683-8670	0859-33-2111
日本海テレビジョン放送株式会社	中海圏報道制作部	松江市袖師町2-38	690-0049	0852-26-3151
山陰中央テレビジョン放送株式会社	報道制作局	松江市西川津町721	690-8666	0852-23-3434
株式会社エフエム山陰	放送部	松江市殿町383	690-8508	0852-27-9882
出雲ガス株式会社		出雲市上塩冶町2388-1	693-0022	0853-21-0267
浜田ガス株式会社	総務部	浜田市熱田町2135-7	697-0062	0855-26-1010
社団法人島根県医師会	業務課	松江市袖師町1番31号	690-8535	0852-21-3454
公益社団法人島根県看護協会		松江市袖師町7-11	690-0049	0852-25-0330
社団法人島根県LPガス協会		松江市母衣町55番地4	690-0886	0852-21-9716
山陰ケーブルビジョン株式会社		松江市学園1-2-27	690-0052	0852-22-1580
出雲ケーブルビジョン株式会社		出雲市渡橋町228-1	693-0004	0853-21-9811
石見ケーブルビジョン株式会社		浜田市竹迫町2886 山陰中央新報浜田ビル内	697-0015	0855-23-4883
ひらたCATV株式会社		出雲市平田町2110-1	691-0001	0853-63-5539

## (5) 関係機関災害担当課名等

(県本庁、警察本部、教育委員会)

課	グループ	電話番号	課	グループ	電話番号
政策企画監室	総務スタッフ	0852-22-6063	商工政策課	総務予算グループ	0852-22-5282
広聴広報課	広聴報道グループ	0852-22-6500	土木総務課	総務グループ	0852-22-5183
総務課	総務予算グループ	0852-22-5916	道路維持課	道路維持グループ	0852-22-5194
防災危機管理課	防災グループ	0852-22-5885	河川課	防災グループ	0852-22-6674
原子力安全対策課	原子力防災対策グループ	0852-22-6303	港湾空港課	管理グループ	0852-22-5201
地域政策課	総務予算グループ	0852-22-5083	砂防課	管理・災害調整グループ	0852-22-6573
交通対策課	地域交通スタッフ	0852-22-6510	建築住宅課	住宅管理グループ	0852-22-5485
環境生活総務課	総務予算グループ	0852-22-5094	出納局会計課	総務グループ	0852-22-5754
健康福祉総務課	総務情報グループ	0852-22-5249	企業局総務課	総務予算グループ	0852-22-6639
農林水産総務課	総務グループ	0852-22-5393	病院局県立病院課	総務企画スタッフ	0853-30-6461
農地整備課	防災グループ	0852-22-5145	教育庁総務課	総務グループ	0852-22-5403
森林整備課	治山グループ	0852-22-5172	警察本部	警備第二課	0852-26-0110
水産課	団体・流通グループ	0852-22-6015			

(支庁・県民センター等)

事務所名	災害関係課	電話番号	事務所名	災害関係課	電話番号
隠岐支庁	県民局総務グループ	08512-2-9605	西部県民センター	総務企画部総務グループ	0855-29-5505
東部県民センター	総務管理部総務グループ	0852-32-5605	県央事務所	総務グループ	0854-84-9572
雲南事務所	総務グループ	0854-42-9505	益田事務所	総務グループ	0856-31-9505
出雲事務所	総務グループ	0853-30-5506	県央県土整備事務所	総務グループ	0855-72-9603

(市町村)

市町村名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
松江市	松江市末次町86	防災安全課	0852-55-5115	0852-55-5617
浜田市	浜田市殿町1	安全安心推進課	0855-25-9122	0855-23-1866
出雲市	出雲市今市町109-1	防災安全課	0853-21-6606	0853-21-6574
益田市	益田市常盤町1-1	危機管理課	0856-31-0601	0856-23-5001
大田市	大田市大田町大田口1111	危機管理室	0854-83-8009	0854-82-2826
安来市	安来市安来町917-28	危機管理課	0854-23-.3074	0854-23-3152
江津市	江津市江津町1525	総務課	0855-52-2501	0855-52-1380
雲南市	雲南市木次町木次1013-1	総務部危機管理室	0854-40-1027	0854-40-1029
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358-1	総務課	0854-54-2505	0854-54-1229
飯南町	飯石郡飯南町下赤名890	総務課	0854-76-2211	0854-76-2221
川本町	邑智郡川本町大字川本545-1	総務財政課	0855-72-0631	0855-72-0635
美郷町	邑智郡美郷町粕淵168	総務課	0855-75-1211	0855-75-1218
邑南町	邑智郡邑南町矢上6000	危機管理課	0855-95-0810	0855-95-2351
津和野町	鹿足郡津和野町日原54-25	総務財政課	0856-74-0028	0856-74-0002
吉賀町	鹿足郡吉賀町六日市750	総務課	0856-77-1111	0856-77-1891
海士町	隠岐郡海士町大字海士1490	総務課	08514-2-0113	08514-2-0357
西ノ島町	隠岐郡西ノ島町大字浦郷534	総務課	08514-6-0101	08514-6-0683
知夫村	隠岐郡知夫村1065	総務課	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1	総務課危機管理室	08512-2-2111	08512-2-6005

## ○島根県防災会議条例

昭和37年10月2日  
島根県条例第28号

島根県防災会議条例をここに公布する。

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、島根県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員及び専門委員)

第2条 災害対策基本法第15条第5項第5号、第6号、第7号又は第8号の委員の定数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 知事の部内の職員のうちから指名する委員 11人以内
- (2) 市町村長及び市町村の消防機関の長のうちから知事が任命する委員 7人以内
- (3) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する委員 24人以内
- (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する委員 15人以内

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平15条例50・平16条例78・平17条例63・平24条例47・一部改正)

### (幹事)

第3条 防災会議に幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(昭38条例18・一部改正)

### (部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平16条例78・一部改正)

### (庶務)

第5条 防災会議の庶務は、防災部において処理する。

(昭41条例56・昭47条例40・平5条例9・平14条例12・一部改正)

### (補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平16条例78・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第40号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第9号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第12号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第47号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（島根県防災会議条例の一部改正に伴う委員の任期の特例）
- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の島根県防災会議条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第4号に掲げる委員として新たに島根県防災会議の委員に任命される者の任期は、新条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成25年条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 島根県防災会議運営要綱

昭和38年 6月19日	実 施
昭和39年 1月14日	一部改正
昭和48年 4月24日	一部改正
昭和52年 4月30日	一部改正
平成10年 4月 1日	一部改正
平成16年 7月20日	一部改正
平成18年 4月 1日	一部改正
平成25年 4月 1日	一部改正

### (目 的)

第1条 この要綱は、島根県防災会議条例（昭和37年条例第28号以下「会議条例」という。）第6条の規定に基づき、島根県防災会議（以下「会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副知事がその職務を代理する。

### (会 議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4条 会議は、毎年度当初に行う。ただし災害の発生その他の事由により会議の必要が生じたときは、その都度行う。

第5条 前2条の規定にかかわらず、特に緊急を要する事態が発生し、委員会を開くいとまがないときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告する。

### (委員の代理者)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなす。

3 委員は、あらかじめ第1項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

### (専決処分)

第7条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- 一 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 二 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 三 市町村地域防災計画の修正についての助言又は勧告に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(部 会)

第8条 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。

2 部会は運営その他に関し、必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(幹 事 会)

第9条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が招集し、あらかじめ会長が指名する幹事が議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

- 一 会議に提出する議案の作成
- 二 その他会長から命ぜられた事項

(地区防災委員会)

第10条 会議に、地区防災委員会を置き、それぞれ次の区域を所管する。

(1) 松江地区防災委員会

松江市 安来市

(2) 雲南地区防災委員会

雲南市 仁多郡 飯石郡

(3) 出雲地区防災委員会

出雲市

(4) 大田地区防災委員会

大田市

(5) 川本地区防災委員会

邑智郡

(6) 浜田地区防災委員会

浜田市 江津市

(7) 益田地区防災委員会

益田市 鹿足郡

(8) 隠岐地区防災委員会

隠岐郡



- 2 地区防災委員会は、島根県災害対策本部規程別表第3に規定する地区災害対策本部の構成機関で構成する。
- 3 地区防災委員会に委員長をおき、以下の職にある者をもってこれに充てる。
  - (1) 松江・雲南・出雲・川本・浜田・益田地区 県土整備事務所長
  - (2) 大田地区 県央県土整備事務所大田事業所長
  - (3) 隠岐地区 隠岐支庁長
- 4 地区防災委員会は、委員長が招集し、次の事項を処理する。
  - (1) 防災知識の普及に関すること。
  - (2) 県防災会議決定事項の周知徹底を図ること。
  - (3) 被害状況の調査、報告に関すること。
  - (4) 地方行政機関、公共機関及び地方公共機関との連絡調整に関すること。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和38年6月19日から実施する。

○島根県災害対策本部条例

昭和37年12月20日

島根県条例第39号

島根県災害対策本部条例をここに公布する。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、島根県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平8条例16・平24条例47・一部改正)

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総轄し、職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例16・追加)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭43条例14・一部改正、平8条例16・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 島根県災害対策本部規程

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規程は、島根県災害対策本部条例（昭和37年島根県条例第39号）第5条の規定に基づき、島根県災害対策本部に必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、適切な措置を行うため必要に応じ、島根県災害対策本部（以下「対策本部」という。）、地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）、石見地域災害対策本部（以下「石見地域本部」という。）及び島根県災害対策県外連絡部（以下「県外連絡部」という。）を設置することができる。

## 第2章 災害対策本部

### (対策本部設置の基準)

第3条 対策本部を設置する場合は次に定めるとおりとし、具体的基準は島根県地域防災計画で定めるものとする。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると知事が認めた場合。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に必要と知事が認めた場合。

### (部及び班の設置及び所掌事務)

第4条 対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置く。

- 2 部は班の事務を統括し、班は別表第1に掲げる事務を分掌する。

### (対策本部の組織)

第5条 対策本部は、災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「対策本部員」という。）をもって組織する。

- 2 対策副本部長は副知事をもって充て、対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。副知事不在の場合は、防災部長、総務部長の順位でその職務を代理する。
- 3 対策本部員は、各部局長、病院局長、企業局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。
- 4 別表第1の部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 5 部長を補佐するため、部にそれぞれ副部長又は幕僚を置き、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 6 別表第1の班の長は班長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 7 班員は班の所属の職員をもって充てる。
- 8 対策本部にその他の職員として、対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 9 対策本部に事務局を置き、防災部長、防災部次長が総括する。事務局長は防災危機管理課長をもって充て、事務局は別表第2に掲げる事務を所掌する。
- 10 第4項から第8項までに掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
部 長	対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副 部 長	部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
幕 僚	部長及び副部長を補佐し、部長及び副部長に事故があるときはあらかじめ部長の指名する幕僚がその職務を代理する。
班 長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
班 員	上司の命を受け、班の事務に従事する。
その他の職員	対策本部長が指示する職務に従事する。

(本部会議)

第6条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策及び応急措置並びに防災体制に関する事項を協議するものとする。
- 3 本部会議は対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって構成する。
- 4 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。
- 5 本部会議の会務は、対策本部長が総理する。

(本部連絡員会議)

第7条 本部会議に本部連絡員会議を置く。

- 2 本部連絡員会議は、本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理するものとする。
- 3 本部連絡員会議は、防災部長、防災部次長、事務局長及び次の表に掲げる部ごとに当該班のうちから部長の指名する者をもって構成する。ただし、漁港漁場整備班については津波災害時のみ構成員とする。

部	班	部	班
政 策 企 画 部	政 策 企 画 監 班	商 工 労 働 部	商 工 政 策 班
	広 聴 広 報 班		土 木 総 務 班
総 務 部	総 務 班	土 木 部	道 路 維 持 班
地 域 振 興 部	地 域 政 策 班		河 川 班
	交 通 対 策 班		砂 防 班
環 境 生 活 部	環 境 生 活 総 務 班		港 湾 空 港 班
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 総 務 班		建 築 住 宅 班
農 林 水 産 部	農 林 水 産 総 務 班	出 納 部	会 計 班
	農 地 整 備 班	企 業 部	総 務 班
	森 林 整 備 班	病 院 部	県 立 病 院 班
	水 産 班	教 育 部	総 務 班
	漁 港 漁 場 整 備 班	公 安 部	警 備 班

- 4 本部連絡員会議の会務は、防災部長が総理する。

(対策本部の廃止)

第8条 対策本部は、対策本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたときは、これを廃止する。

## 第3章 地区災害対策本部

(地区本部の設置)

第9条 地区本部を設置する場合は次に定めるとおりとし、具体的基準は島根県地域防災計画で定めるものとする。

(1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると知事、隠岐支庁長（以下「支庁長」という。）又は県土整備事務所長（大田地区にあっては、県央県土整備事務所大田事業所長）が認めた場合。

(2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に必要と知事、支庁長又は県土整備事務所長（大田地区にあっては、県央県土整備事務所大田事業所長）が認めた場合。

2 地区本部の名称、位置、構成機関及び所管区域は、別表第3のとおりとする。

(地区本部の班の設置及び所掌事務)

第10条 地区本部は別表第4に掲げる班を置く。

2 班は別表第4に掲げる事務を所掌する。

(地区本部の組織)

第11条 地区本部は、地区災害対策本部長（以下「地区本部長」という。）、地区災害対策副本部長（以下「地区副本部長」という。）及び地区災害対策本部員（以下「地区本部員」という。）をもって組織する。

2 地区本部長及び地区副本部長は、以下の職にある者をもって充てる。

地区	地区本部長	地区副本部長
隠岐地区	隠岐支庁長	隠岐支庁県民局長、隠岐支庁隠岐保健所長、隠岐支庁農林局長、隠岐支庁県土整備局長、警察署長
松江・浜田地区	県土整備事務所長	東部県民センター総務管理部長、西部県民センター総務企画部長、保健所長、農林振興センター所長、県土整備事務所業務部長、県土整備事務所統括調整監及び警察署長
雲南・出雲・益田地区	県土整備事務所長	県民センター雲南・出雲・益田事務所長、保健所長、農林振興センター雲南・出雲・益田事務所長、県土整備事務所業務部長、県土整備事務所統括調整監及び警察署長
大田地区	県央県土整備事務所大田事業所長	西部県民センター県央事務所長、保健所長、農林振興センター県央事務所長、県央県土整備事務所大田事業所業務課長、県央県土整備事務所大田事業所調整監及び警察署長
川本地区	県土整備事務所長	保健所長、農林振興センター県央事務所長、県土整備事務所業務部長、県土整備事務所統括調整監及び警察署長

3 地区副本部長は、地区本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を代理する。

4 隠岐地区本部長は、第14条第1項の規定に基づき島前対策連絡会議を設置した場合に、隠岐支庁県民局長又は隠岐支庁県土整備局島前事業部長に、あらかじめ定めた範囲で、地区本部長の職務のうち島前地域に係るものを代理させることができる。

5 地区本部員は、別表第4に掲げる班長の職にある者で、第2項に掲げる者を除くものとする。

6 班員は班の所属の職員をもって充てる。

7 前各項に掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
地 区 本 部 長	地区本部の事務を総括し、構成機関の職員を指揮監督する。
地 区 副 本 部 長	地区本部長を補佐する。
班 長	班の所掌事務について、地区本部長及び地区副本部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務を掌理する。
班 員	上司の命を受け、班の事務に従事する。

(地区本部会議)

第12条 地区本部に地区本部会議を置く。

- 2 地区本部会議は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策及び応急措置に関する事項を協議するものとする。
- 3 地区本部連絡会議は、地区本部長、地区副本部長及び地区本部員をもって構成する。
- 4 地区本部会議の会務は、地区本部長が総理する。

(地区本部連絡員会議)

第13条 地区本部長は、必要に応じ地区本部に地区本部連絡員を置くことができる。

- 2 地区本部連絡員会議は、地区本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理するものとする。
- 3 地区本部連絡員会議は、別表第3に掲げる構成機関のうち地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。
- 4 地区本部連絡員会議の会務は、別表第4に掲げる総務班長が総理する。

(島前対策連絡会議)

第14条 隠岐地区本部長は、島前地域における応急対策等について連絡調整の必要がある場合に、島前対策連絡会議を設置することができる。

- 2 島前対策連絡会議は、隠岐地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。
- 3 島前対策連絡会議の会務は、第11条第4項の規定により隠岐地区本部長に指名された者が総理する。

(地区本部の廃止)

第15条 地区本部は、地区本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、対策本部長と協議のうえこれを廃止する。

## 第4章 現地災害対策本部

(現地本部の設置)

第16条 対策本部長は、被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立、及び被災地と対策本部との連絡調整のために現地本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地本部を設置することができる。

(現地本部の組織)

第17条 現地本部は、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）をもって組織する。

- 2 現地本部長は、対策副本部長及び対策本部員の中から対策本部長が指名する。
- 3 現地本部長は、対策本部長の命を受けて、現地本部の事務を掌理する。

- 4 現地本部員に関する事その他必要な事項は、その都度対策本部長又は現地本部長が定めるものとする。

(現地本部の廃止)

第18条 現地本部は、対策本部長又は現地本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、被災地と対策本部の連絡調整の必要性がなくなったと認めたときは、これを廃止する。

## 第5章 石見地域災害対策本部

(石見地域本部の設置)

第19条 大田地区、川本地区、浜田地区、益田地区のいずれかにおいて、地区本部が設置されたときは、石見地域対策本部を設置する。

- 2 石見地域本部の事務局位置、所管区域、構成機関等は、別表第5のとおりとする。

(石見地域本部の組織)

第20条 石見地域本部は、石見地域災害対策本部長（以下「石見地域本部長」という。）、石見地域災害対策副本部長（以下「石見地域副本部長」という。）及び石見地域災害対策本部員（以下「石見地域本部員」という。）をもって組織する。

- 2 石見地域本部長は、西部県民センター所長をもって充てる。
- 3 石見地域本部長は、対策本部長の命を受けて、石見地域本部の事務を掌理する。
- 4 石見地域副本部長は、県央・浜田・益田県土整備事務所長及び県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、石見地域本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を代理する。
- 5 石見地域本部員に関する事その他必要な事項は、その都度対策本部長又は石見地域本部長が定めるものとする。

(石見地域本部の廃止)

第21条 石見地域本部は、対策本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、石見地域での広域的な調整の必要性がなくなったと認めたときは、これを廃止する。

## 第6章 県外連絡部

(県外連絡部の設置及び所掌事務)

第22条 対策本部長が必要と認めたとき、県外連絡部を設置することができる。

- 2 県外連絡部の名称及び機関並びに事務分掌は別表第6のとおりとする。

(県外連絡部の組織)

第23条 県外連絡部は、県外連絡部長をもって組織する。

- 2 県外連絡部長は、別表第6に掲げる者をもって充てる。
- 3 県外連絡部長は、県外連絡部の事務を掌理する。
- 4 部員は部の所属の職員をもって充てる。

(県外連絡部の廃止)

第24条 県外連絡部は、対策本部が廃止されたときは、これを廃止する。



## 第7章 雑 則

(その他)

第25条 この規程に定めのない県の機関にあつては、対策本部長、地区本部長、石見地域本部長及び現地本部長から災害対策に関する所要事務の指示があつた場合、これに即応するものとする。

第26条 この規程に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、島根県地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規程は昭和52年4月30日から施行する。

附 則

この規程は昭和54年4月7日から施行する。

附 則

この規程は昭和59年5月25日から施行する。

附 則

この規程は平成8年7月12日から施行する。

附 則

この規程は平成11年8月19日から施行する。

附 則

この規程は平成12年8月31日から施行する。

附 則

この規程は平成14年1月29日から施行する。

附 則

この規程は平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規程は平成16年6月21日から施行する。

附 則

この規程は平成16年11月30日から施行する。

附 則

この規程は平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規程は平成18年1月16日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

ただし、第5条第3項及び別表第1について、改正後の規程は平成20年3月22日から施行する。

附 則

この規程は平成20年6月9日から施行する。

附 則

この規程は平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
共 通				<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 市町村支援（避難所運営・管理の支援等）（派遣を含む）に関すること 2 被災者支援（居住地以外の市町村に避難する被災者の情報共有等）に関すること 3 広域一時滞在（県外への避難）に関すること 4 支援物資の受け入れ、仕分け、搬送に関すること
政策企画部	部長 政策企画局長 副部長 政策企画局次長	政策企画班	政策企画監 (総務)	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 災害警戒本部に関すること (総務スタッフ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務スタッフ) 3 政策企画局内の動員計画に関すること (総務スタッフ) 4 政策企画局内の連絡調整に関すること (総務スタッフ)
		秘書班	秘書課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること (秘書スタッフ) 2 災害見舞・視察者等主要来県者の接遇に関すること (秘書スタッフ) 3 災害功労者の表彰に関すること (総務グループ)
		広聴広報班	広聴広報課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 災害時における被害状況・応急対策等の県民への広報に関すること (広報報道グループ) 2 災害時における放送要請に関する協定に基づく放送要請に関すること (広報報道グループ) 3 災害時における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関すること (広報報道グループ) 4 災害対策についての陳情（市町村）に関すること (県民対話室)
		統計調査班	統計調査課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 政策企画班の応援に関すること (全グループ) 2 広聴広報班の応援（情報の集約・整理）に関すること (全グループ) 3 広域防災拠点の動員に関すること (全グループ) 4 事務局の応援に関すること (全グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	総務班	総務課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害警戒本部に関する事 (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務予算グループ) 3 総務部内の動員計画に関する事 (総務予算グループ) 4 総務部内の連絡調整に関する事 (総務予算グループ) 5 私立学校の被害調査に関する事 (学事グループ) 6 文部科学省への報告に関する事 (学事グループ) 7 県立大学の被害状況把握に関する事 (学事グループ) 8 事務局の応援 (本部連絡員等からの情報受理等) (総務予算グループ) 9 部内の広域防災拠点動員の調整に関する事 (総務予算グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 災害復旧に係る激甚災害指定の場合の私学への助成に関する事 (学事グループ)
		人事班	人事課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 災害対策関係職員の動員に関する事 (人事グループ) 2 職員の相互応援及び職員の派遣要請に関する事 (人事グループ) 3 職員の被災状況の調査及び取りまとめに関する事 (職員グループ) 4 職員の被災給付に関して、地共済との連絡調整に関する事 (職員グループ)
		財政班	財政課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 予算措置に関わる被災状況の把握に関する事 (全グループ) 2 予算措置状況等の確認・協議 (全グループ) 3 災害視察者等への陳情に関する事 (全グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 必要な補正予算の編成に関する事 (全グループ) 2 陳情書 (政府、国会) の作成に関する事 (全グループ)
		税務班	税務課長	<b>【災害復旧対策】</b> 1 県税の減免措置等の広報に関する事 (納税グループ) 2 県税の減免措置等の問い合わせに関する事 (納税グループ、課税グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	管財班	管財課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 県庁本庁舎の被害状況の把握、応急対応に関すること (全グループ、スタッフ) 2 合同庁舎、集合庁舎、職員宿舍の被害状況の把握、応急対応に関すること (全グループ、スタッフ) 3 上記以外の県有財産の被害状況の把握、応急対応に関すること (全グループ、スタッフ) 4 県有財産の災害報告に関すること (全グループ、スタッフ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 県有財産の修繕、改修に関すること (全グループ、スタッフ) 2 災害救助用仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について協力すること (全グループ、スタッフ)
		営繕班	営繕課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害対策活動の拠点となる建築物等の被害状況の把握、応急修理に関すること (全グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 災害救助仮設住宅の建設及び災害対策活動の拠点となる建築物の復旧に関すること (全グループ) 2 被災した県有建築施設の復旧に関すること (全グループ)
		総務事務センター班	総務事務センター長	<b>【災害応急対策】</b> 1 総務部各班の応援に関すること (全グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 所管システムの復旧に関すること (全グループ)
防災部	部長 防災部長 副部長 防災部次長	消防学校班	消防学校長	<b>【災害応急対策】</b> 1 事務局の応援 (広域防災拠点の動員に関すること) (全スタッフ)
地域振興部	部長 地域振興部長 副部長 地域振興部次長	地域政策班	地域政策課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 災害警戒本部に関すること (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (政策企画スタッフ) 3 地域振興部内の動員計画に関すること (総務予算グループ) 4 地域振興部内の連絡調整に関すること (総務予算グループ、政策企画スタッフ) 5 事務局の応援に関すること (全グループ) 6 電力事業者の被害状況の把握に関すること (エネルギー政策スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
地域振興部	部長 地域振興部長 副部長 地域振興部次長	しまね暮らし推進班	しまね暮らし推進課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 地域政策班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		市町村班	市町村課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 被災市町村からの相談に関する事 (全グループ) 2 被災市町村に対する行財政支援に関する事 (全グループ) 3 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		情報政策班	情報政策課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 「全県域WAN」に係る被害状況の把握に関する事 (システム管理グループ) 2 重要情報システム(職員ポータル、全庁共有F S、メールシステム、オープン基盤、総合行政ネットワーク(LGWAN)等)に係る被害状況の把握、応急対応及び復旧支援に関する事 (システム企画グループ、システム管理グループ、システム最適化グループ) 3 県のホストコンピュータに係る被害状況の把握及び復旧支援に関する事 (システム最適化グループ) 4 県の情報通信関連機器に係る被害状況の把握及び復旧対応に関する事 (システム管理グループ) 5 ホームページによる災害情報の提供に係る公開系基盤の被害状況の把握に関する事 (システム管理グループ) 6 他グループの応援に関する事 (情報政策グループ) 7 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		交通対策班	交通対策課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 災害時における公共交通機関(鉄道・バス・船舶・航空機)の被害及び運行状況の把握に関する事 (地域交通スタッフ、航空スタッフ) 2 災害時における輸送力の確保(民間)に関する事 (地域交通スタッフ)
環境生活部	部長 環境生活部長 副部長 環境生活部次長	環境生活総務班	環境生活総務課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害警戒本部に関する事 (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務予算グループ) 3 環境生活部内の動員計画に関する事 (総務予算グループ) 4 環境生活部内の連絡調整に関する事 5 災害ボランティアの調整に関する事 (NPO活動推進室)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 災害時の物価対策に関する事 (消費とくらしの安全室) 2 災害要望活動に伴う部内のとりまとめ(企画調整スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
環境生活部	部長 環境生活部長 副部長 環境生活部次長	人権同和 対策班	人権同和 対策課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 環境生活総務班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		文化 国際班	文化国際 課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 環境生活総務班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ) 3 災害時における外国人への支援に関する事 (国際交流グループ) 4 災害時における県内在住外国人への情報提供に関する事 (国際交流グループ)
		自然 環境班	自然環境 課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 自然公園施設の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関する事 (全グループ)
		環境 政策班	環境政策 課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 環境生活総務班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		廃棄物 対策班	廃棄物 対策課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害廃棄物の処理に関する事 (全グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 一般廃棄物処理施設の災害復旧対策に関する事 (施設整備グループ) 2 近隣市町村及び民間の廃棄物処理関連業界との連絡調整に関する事 (指導グループ)
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次長	健康福祉 総務班	健康福祉 総務課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害警戒本部に関する事 (企画調整スタッフ) 2 関係省庁の視察に関する事 (企画調整スタッフ) 3 健康福祉部内の動員計画に関する事 (総務情報グループ他) 4 健康福祉部内の連絡調整に関する事 (企画調整スタッフ) 5 報道機関等への情報提供に関する事 (企画調整スタッフ) 6 職員の配置及び派遣に関する事 (総務情報グループ) 7 広域防災拠点の動員に関する事 (総務情報グループ他) 8 市町村が実施する要援護者対策に係る他団体への協力要請に関する事 (企画調整スタッフ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 報道機関等への情報提供に関する事 (企画調整スタッフ) 2 陳情要望等に関する事 (企画調整スタッフ) 3 職員の配置及び派遣に関する事 (総務情報グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次長	地域福祉班	地域福祉課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本赤十字社島根県支部及び島根県社会福祉協議会との連絡調整に関すること (地域福祉グループ)</li> <li>2 社会福祉施設の被害の情報収集及び報告に関すること (福祉基盤・指導監査スタッフ)</li> <li>3 救護施設の被害状況の把握及び報告に関すること (生活保護グループ、生活保護・生活困窮者支援スタッフ)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災世帯に対する災害救護資金・生活福祉資金の融資に関すること (地域福祉グループ)</li> <li>2 災害弔慰金等の支給に関すること (地域福祉グループ)</li> <li>3 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること (生活保護グループ、生活保護・生活困窮者支援スタッフ)</li> <li>4 救護施設等の災害復旧に関すること (生活保護グループ)</li> </ol>
		医療政策班	医療政策課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること (地域医療支援第1グループ)</li> <li>2 医療、助産施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること (医事グループ)</li> <li>3 医療関係者養成施設の災害対策に関すること (看護職員確保グループ)</li> <li>4 広域災害医療情報システムに関すること (地域医療支援第1グループ)</li> <li>5 医療チームの受け入れ、配置調整に関すること (地域医療支援第1グループ)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設、医療関係者養成施設の災害復旧に関すること (看護職員確保グループ、地域医療支援第1グループ、地域医療支援第2グループ)</li> </ol>
		健康推進班	健康推進課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の健康対策に関すること (健康増進グループ、保健指導スタッフ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導、栄養指導に関すること</li> <li>・市町村の保健活動の支援に関すること</li> </ul> </li> <li>2 災害救助の応援に関すること (疾病療養支援グループ、保健指導スタッフ)</li> <li>3 厚生労働省所管補助施設の被害の情報収集及び報告に関すること (母子・難病支援グループ、健康増進グループ、医療保険グループ)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村保健センター業務の支援に関すること (健康増進グループ、保健指導スタッフ)</li> <li>2 国民健康保険保険者の災害対策に関すること (医療保険グループ)</li> </ol>



部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長	高齢者福祉班	高齢者福祉課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること (在宅サービスグループ、施設サービスグループ)</li> <li>2 被災した高齢者の施設への一時受け入れ又は在宅サービスの提供等の調整・支援に関すること (運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ)</li> <li>3 被災した高齢者に対するメンタルヘルスケアの連絡・調整に関すること (運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ)</li> <li>4 義援物資の受付及び配分に関すること (援護恩給スタッフ)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉施設の災害復旧に関すること (在宅サービスグループ、施設サービスグループ)</li> <li>2 被災した中国残留邦人等世帯に対する支援給付の適用に関すること (援護恩給スタッフ)</li> </ol>
	副部長 健康福祉部次長	青少年家庭班	青少年家庭課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設（障害児施設を除く）の被害の情報収集及び報告に関すること (児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ、保育支援グループ、母子福祉グループ)</li> <li>2 市町村・施設設置者に対する代替施設での保育及び養護の実施、助産の実施及び母子保護の実施等の助言・指導・調整に関すること (児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ、保育支援グループ、母子福祉グループ)</li> <li>3 要保護児童の収容の調整に関すること (児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ)</li> <li>4 災害救助の応援に関すること (企画推進グループ、青少年育成スタッフ)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災児童に対する心理ケアに関すること (児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ)</li> <li>2 被災母子世帯及び父子世帯並びに寡婦世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること (母子福祉グループ)</li> <li>3 児童福祉施設（障害児施設を除く）の災害復旧に関すること (児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ、保育支援グループ、母子福祉グループ)</li> </ol>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部 長 副部長 健康福祉部 次長	障がい 福祉班	障がい 福祉課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障害児施設）の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること（自立支援給付グループ）</p> <p>2 被災した障がい児・者の施設への一時受け入れの調整・支援に関すること（療育支援グループ、就労支援スタッフ）</p> <p>3 被災者に対するメンタルヘルスケアの連絡・調整に関すること（自立支援医療グループ、精神保健推進スタッフ）</p> <p>4 災害救助の応援に関すること（計画推進グループ）</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障害児施設）の災害復旧に関すること（自立支援給付グループ）</p>
		薬事 衛生班	薬事衛生 課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 応急給水の広域的支援に関すること（水道グループ）</p> <p>2 応急飲料水の衛生指導に関すること（水道グループ）</p> <p>3 水道施設の被害状況の把握に関すること（水道グループ）</p> <p>4 水道施設の応急復旧の広域的支援に関すること（水道グループ）</p> <p>5 医薬品及び衛生材料の調達（流通）に関すること（薬事・営業指導グループ）</p> <p>6 緊急用血液の連絡調整に関すること（薬事・営業指導グループ）</p> <p>7 火葬場の被害状況の把握に関すること（薬事・営業指導グループ）</p> <p>8 広域火葬の支援及び調整に関すること（薬事・営業指導グループ）</p> <p>9 毒劇物製造施設の被災状況の把握に関すること（薬事・営業指導グループ）</p> <p>10 毒劇物製造施設と関係機関との連絡調整に関すること（薬事・営業指導グループ）</p> <p>11 供給食品の衛生管理の指導に関すること（食品衛生グループ）</p> <p>12 食品供給施設（避難所、炊き出し施設、学校給食施設、営業施設等）の衛生指導に関すること（食品衛生グループ）</p> <p>13 愛玩動物及び特定動物の避難・収容に関すること（食品衛生グループ）</p> <p>14 感染症の予防及びまん延防止に関すること（感染症グループ）</p> <p>15 感染症患者等への医療の提供、患者等の移送に関すること（感染症グループ）</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 飲料水の衛生指導に関すること（水道グループ）</p> <p>2 水道施設の災害復旧対策に関すること（水道グループ）</p> <p>3 生活衛生関係営業の衛生確保の指導に関すること（薬事・営業指導グループ）</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部 長  副部長 健康福祉部 次長	保健環境 科 学 研 究 班	保健環境 科学研 究 課 長	<b>【災害応急対策】</b> 1 衛生試験及び検査に関すること (細菌科、ウイルス科) 2 環境試験及び検査に関すること (大気環境科、水環境科) 3 災害救助の応援に関すること (総務企画情報課)
農林水産部	部長 農林水産部 長  副部長 農林水産部 次長	農林水産 総 務 班	農林水産 総務課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害警戒本部に関すること (総務グループ他) 2 関係省庁の視察に関すること (総務グループ) 3 農林水産部内の動員計画に関すること (総務グループ) 4 農林水産部内の連絡調整に関すること (総務グループ他) 5 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関すること (総務グループ) 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務グループ)
		農 業 経 営 班	農業経営 課 長	<b>【災害応急対策】</b> 1 農作物の応急技術指導に関すること (技術普及グループ、農業技術センター普及調整グループ) 2 管理する農業用施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること (技術普及グループ) 3 県が管理する国有農地の被害状況の把握と応急対策に関すること (農地調整グループ) 4 農業共同利用施設の被害状況の把握と応急対策に関すること (農業団体グループ) 5 制度資金に係る施設の被害状況の把握と償還猶予に関すること (農業金融グループ) <b>【災害復旧対策】</b> 1 農作物の復旧技術指導に関すること (技術普及グループ、農業技術センター普及調整グループ) 2 管理する農業用施設等の災害復旧対策に関すること (技術普及グループ) 3 県が管理する国有農地の災害復旧対策に関すること (農地調整グループ) 4 農業共同利用施設の災害復旧対策に関すること (農業団体グループ) 5 農業災害補償に関すること (農業団体グループ) 6 被害農家に対する融資に関すること (農業金融グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長  副部長 農林水産部 次長	農産園芸班	農産園芸課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 食糧の確保（流通）及びあっせんに関する事 （農政グループ他）</p> <p>2 農産物等の被害状況の把握に関する事 ・米、麦、大豆（水田農業グループ） ・野菜、果樹、花き、特作（野菜・花きグループ、果樹グループ）</p> <p>3 農畜産物等の被害報告の取りまとめに関する事 （農政グループ）</p> <p>4 農作物の病虫害防除対策に関する事 （農作物安全グループ）</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 農産物等の復旧対策に関する事（各グループ）</p> <p>2 種苗、生産資材等に関する事 ・米、麦、大豆（水田農業グループ） ・野菜、果樹、花き、特作（野菜・花きグループ、果樹グループ） ・農薬、肥料（農産物安全グループ）</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>1 農業気象に関する事（農政グループ）</p>
		畜産班	畜産課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 畜産物等の被害状況の把握に関する事 （しまね和牛振興グループ、酪農・養鶏・養豚振興グループ） ・畜舎 ・家畜 ・畜産物</p> <p>2 家畜の飼料確保に関する事（しまね和牛振興グループ）</p> <p>3 畜産物の流通経路のに関する事（畜政グループ）</p> <p>4 家畜の避難・収容等に関する事 （酪農・養鶏・養豚振興グループ）</p> <p>5 家畜伝染病予防その他家畜衛生に関する事 （家畜衛生グループ）</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 畜産物等の復旧対策に関する事（各グループ）</p>
		しまねブランド推進班	しまねブランド推進課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 卸売市場施設の被害状況の把握に関する事 （農林水産品グループ）</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長  副部長 農林水産部次長	農村整備班	農村整備課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 農地、農業用施設及び集落排水施設等の農村生活環境施設が被災した場合の応急対策の支援に関すること (農村基盤グループ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 農地、農業用施設及び集落排水施設等の農村生活環境施設が被災した場合の復旧対策の支援に関すること (農村基盤グループ)</p>
		農地整備班	農地整備課長	<p><b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b></p> <p>1 農地、農業用施設、農村環境施設の被災状況の把握、災害報告に関すること (防災グループ)</p> <p>2 農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設の被災状況の把握、災害報告に関すること (防災グループ、農道整備グループ)</p> <p>3 国営中海土地改良事業造成施設のうち、県が管理を受託している部分の被災状況の把握、被害報告、災害対策に関すること (国営事業対策室)</p> <p>4 土地改良施設の災害対策に関すること (水利グループ、防災グループ、農道整備グループ)</p> <p>5 農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設の災害対策に関すること (防災グループ、農道整備グループ)</p> <p>6 農地防災ダムの管理に関すること (防災グループ)</p>
		林業班	林業課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 林業関係被害の応急対策の支援に関すること (林政企画グループ)</p> <p>2 県立森林公園施設の災害状況の把握、応急対応、災害報告に関すること (水と緑の森づくりグループ、緑化センター管理スタッフ)</p> <p>3 林産物及び施設の災害対策に関すること (木材振興室)</p> <p>4 災害対策用木材、薪炭の対策に関すること (木材振興室)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 林業関係被害の復旧対策の支援に関すること (林政企画グループ)</p> <p>2 林業の災害金融に関すること (森林組合・担い手育成グループ)</p> <p>3 県立森林公園施設の災害復旧に関すること (水と緑の森づくりグループ、緑化センター管理スタッフ)</p> <p>4 林産物及び施設の災害対策に関すること (木材振興室)</p> <p>5 災害対策用木材、薪炭の対策に関すること (木材振興室)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長  副部長 農林水産部次長	森林整備班	森林整備課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 治山関係の被害状況の把握、災害報告に関すること (治山グループ)</p> <p>2 災害時の野生鳥獣保護に関すること (鳥獣対策室)</p> <p>3 造林及び林業種苗の災害対策に関すること (森林育成・間伐グループ)</p> <p>4 林道の災害対策に関すること (林道グループ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 治山関係の災害復旧に関すること (治山グループ)</p> <p>2 造林及び林業種苗の災害対策に関すること (森林育成・間伐グループ)</p> <p>3 林道の災害対策に関すること (林道グループ)</p> <p>4 災害時における森林病虫害に関すること (森林育成・間伐グループ)</p>
		水産班	水産課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 災害時における漁船に関すること (漁業管理グループ)</p> <p>2 水産施設の災害対策に関すること (団体・流通グループ、水産しまね振興室)</p> <p>3 水産物の災害対策に関すること (団体・流通グループ、水産しまね振興室)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 漁業被災に対する融資に関すること (水産しまね振興室)</p> <p>2 水産施設の災害復旧対策に関すること (水産しまね振興室)</p>
		漁港漁場整備班	漁港漁場整備課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 県が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策に関すること (管理グループ、整備グループ)</p> <p>2 市町村が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策の指導に関すること (管理グループ、整備グループ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 県が管理する漁港施設等の災害復旧対策に関すること (管理グループ、整備グループ)</p> <p>2 市町村が管理する漁港施設等の災害復旧対策の指導に関すること (管理グループ、整備グループ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	商工政策班	商工政策課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害警戒本部に関すること (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算グループ) 3 商工労働部内の動員計画に関すること (総務予算グループ) 4 商工労働部内の連絡調整に関すること (総務予算グループ) 5 商業及び鉱工業関係被害状況の収集に関すること (総務予算グループ) 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務予算グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 災害要望活動に伴う部内とりまとめ (政策企画スタッフ)
		観光振興班	観光振興課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 観光関連団体等に対する災害に関する情報提供に関すること (観光企画グループ) 2 観光施設の被害状況の把握に関すること (観光企画グループ) 3 観光客・県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること (誘客推進グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 観光関連産業に関する風評被害防止対策、誘客回復対策に関すること (広報戦略グループ、誘客推進グループ、国際観光グループ)
		しまねブランド推進班	しまねブランド推進課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 物産観光施設の被害状況の把握に関すること (物産企画グループ)  <b>【災害復旧対策】</b> 1 県産品に関する風評被害防止対策に関すること (物産企画グループ)
		産業振興班	産業振興課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 テクノアークしまねの被害状況の把握、応急対策、災害報告に関すること (総務企画グループ) 2 しまね産業振興財団の被害状況の把握と、財団との連絡調整に関すること (総務企画グループ)
		企業立地班	企業立地課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 立地企業に対する災害に関する情報提供に関すること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ) 2 県内工業団地の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関すること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ) 3 誘致企業の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関すること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	中 小 企業班	中小企業 課 長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業に対する災害に関する情報提供に関すること (団体商業グループ)</li> <li>2 被害状況の情報収集・把握に関すること (金融グループ、団体商業グループ、経営力強化支援室)</li> <li>3 生活必需品の調達・輸送に関すること (団体商業グループ)</li> <li>4 広域防災拠点の動員に関すること (金融グループ)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災中小企業に対する緊急融資金融制度の創設に関すること (金融グループ)</li> <li>2 臨時経営相談窓口、巡回相談会に関すること (金融グループ、団体商業グループ、経営力強化支援室)</li> <li>3 中小企業信用保険法特例措置の適用に関すること (金融グループ)</li> <li>4 商業関係施設の災害対策に関すること (団体商業グループ)</li> </ol>
		雇 用 政策班	雇用政策 課 長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局・公共職業安定所との連絡調整に関すること (雇用対策グループ)</li> <li>2 高等技術校の被災状況確認に関すること (職業能力開発グループ)</li> <li>3 雇用促進住宅について高齢・障害・求職者支援機構との連絡調整に関すること (労働福祉グループ)</li> <li>4 広域防災拠点の動員に関すること</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局・公共職業安定所との連絡調整に関すること (雇用対策グループ)</li> </ol>
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	土 木 総務班 (総括・ 総務班)	土木総務 課 長	<p><b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警戒本部に関すること</li> <li>2 土木部災害対策本部に関すること</li> <li>3 関係省庁の視察に関すること</li> <li>4 土木部内の動員計画 (応援要員等の派遣等) に関すること</li> <li>5 土木部内の連絡調整に関すること</li> <li>6 市町村への応援要員の派遣に関すること</li> <li>7 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること</li> <li>8 土木部の広報に関すること</li> <li>9 応急復旧工事の円滑化に関すること</li> </ol>
		技 術 管理班 (事業調 整班)	技術管理 課 長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 島根県建設業協会との連絡調整に関すること</li> <li>2 国土交通省中国地方整備局との連絡調整に関すること</li> <li>3 応急復旧工事の円滑化に関すること (土木総務課対応分を除く)</li> <li>4 災害対策用の資機材の調整等に関すること</li> </ol>



部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	用地 対策班 (道路広 報班)	用地対策 課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 道路規制・道路啓開等の広報（HP掲載・問合せ対応）に関する こと
		道路 維持班 (道路規 制班)	道路維持 課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 県管理道路の被害・通行規制情報の収集・連絡、災害復旧に 関すること 2 市町村道路の被害情報の収集・連絡、応急対策・災害復旧に関 すること 3 隣接県の道路の情報収集に関する こと 4 占用関係者の情報収集・連絡に関する こと 5 他機関への情報連絡に関する こと 6 事業実施箇所（道路維持課所管）の災害対策に関する こと
		道路 建設班 (道路啓 開班)	道路建設 課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 県管理道路の道路啓開、孤立地区対策に関する こと 2 事業実施箇所（道路建設課所管）の災害対策に関する こと
		高速道路 推進班 (高速道 路班)	高速道路 推進課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 直轄・NEXCO管理道路の情報収集・連絡調整に関する こと
		河川班	河川課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 島根県水防計画に関する こと 2 河川・海岸施設の災害対策に関する こと 3 ダム（占用ダム含む）の災害対策に関する こと 4 事業実施箇所（河川課所管）の災害対策に関する こと
		斐伊川 神戸川 対策班 (直轄河 川班)	斐伊川 神戸川 対策課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 直轄河川の情報収集・連絡調整に関する こと 2 河川班の応援に関する こと
		港湾 空港班	港湾空港 課長	<b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b> 1 港湾施設（県・市町村管理）の応急対策、被害箇所とりま とめ、災害復旧に関する こと 2 空港施設の応急対策、被害箇所とりま とめ、災害復旧に関する こと 3 港湾啓開に関する こと 4 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び災害報告に関 する こと 5 事業実施箇所（港湾空港課所管）の災害対策に関する こと

部	部 長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長  副部長 土木部次長	砂防班	砂防課長	<p><b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設災害の調査等に関する事</li> <li>2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の応急対策・災害復旧に関する事</li> <li>3 土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ災害に関する事</li> <li>4 防災情報に関する事(土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報)</li> <li>5 事業実施箇所(砂防課所管)の災害対策に関する事</li> </ol>
		都市計画班 (都市計画施設班)	都市計画課長	<p><b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園(県・市町村管理)の応急対策・災害復旧に関する事</li> <li>2 堆積土砂排除に関する事</li> <li>3 事業実施箇所(都市計画課所管)の災害対策に関する事</li> <li>4 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>5 被災宅地危険度判定に関する事</li> </ol>
		下水道推進班 (下水道班)	下水道推進課長	<p><b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事</li> <li>2 市町村管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事</li> <li>3 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> </ol>
		建築住宅班	建築住宅課長	<p><b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営住宅(県営・市町村営)の応急対策・災害復旧に関する事</li> <li>2 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>3 被災建築物応急危険度判定に関する事</li> <li>4 住宅支援制度に関する事</li> </ol>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
出納部	部長 出納局長  副部長 会計課長	会計班	会計課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 災害警戒本部に関する事 (総務グループ)</p> <p>2 関係省庁の視察に関する事 (総務グループ)</p> <p>3 出納局内の動員計画に関する事 (総務グループ)</p> <p>4 出納局内の連絡調整に関する事 (総務グループ)</p> <p>5 災害時における庁用自動車等の運行に関する事 (総務グループ)</p> <p>6 部内の広域防災拠点動員の調整に関する事</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 県に寄託された義援金の受付、収入調定及び払出に関する事 (総務グループ)</p> <p>2 災害時における庁用自動車等の運行に関する事 (総務グループ)</p> <p>3 財務会計システムの復旧に関する事 (財務電算グループ)</p>
		審査班	審査指導課長	<p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 県に寄託された義援金の収納に関する事 (審査第一グループ、資金・国費グループ)</p>
企業部	部長 企業局長  副部長 企業局次長	総務班	総務課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 災害警戒本部に関する事 (総務予算グループ)</p> <p>2 関係省庁の視察に関する事 (総務予算グループ)</p> <p>3 企業局内の動員計画に関する事 (総務予算グループ)</p> <p>4 企業局内の連絡調整に関する事 (総務予算グループ)</p> <p>5 企業財産の災害調査に関する事 (経理グループ)</p> <p>6 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ、スタッフ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 災害関係費の予算措置に関する事 (総務予算グループ)</p>
		経営班	経営課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 受水団体及び受水企業との連絡調整に関する事 (業務グループ)</p> <p>2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ、スタッフ)</p>
		施設班	施設課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 発電施設(えん堤を含む)、上工水道施設及び工業団地施設の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関する事 (全グループ、スタッフ)</p> <p>2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ、スタッフ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 発電施設(えん堤を含む)、上工水道施設及び工業団地施設の災害復旧対策に関する事 (全グループ、スタッフ)</p> <p>2 災害時における発電施設及び上工水道施設の運転計画に関する事 (全グループ、スタッフ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
病院部	部長 病院局長  副部長 県立病院課長	県立 病院班	県立病院 課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 県立病院の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること (総務企画スタッフ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>2 県立病院の災害復旧に関すること (総務企画スタッフ)</p>
教育部	部長 教育長  副部長 教育次長	総務班	総務課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 災害警戒本部に関すること (総務グループ)</p> <p>2 関係省庁の視察に関すること (総務グループ)</p> <p>3 教育庁内の動員計画に関すること (総務グループ)</p> <p>4 教育庁内の連絡調整及び教育委員会危機管理対策本部に関すること (総務グループ)</p> <p>5 公立学校及び教育施設の被害状況把握のとりまとめに関すること (総務グループ)</p> <p>6 教育関係被害等の情報の発表に関する各班の連絡調整、報告、情報提供に関すること (総務グループ)</p> <p>7 他県(教育委員会)からの応援要請に関すること (総務グループ)</p> <p>8 教育部各班の応援に関すること (政策企画スタッフ、人事法令グループ、給与グループ、 予算経理グループ)</p> <p>9 市町村教育委員会との連絡調整に関すること (総務グループ)</p> <p>10 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務グループ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 教育庁内の復旧支援策の集約及び報告、情報提供に関すること (総務グループ)</p> <p>2 広報・広聴に関すること (総務グループ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	教育 施設班	教育施設 課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 県立学校施設の被害状況の把握、応急対応及び災害被害の報告に関すること (全グループ)</p> <p>2 市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の被害状況の把握、応急対応及び災害被害の報告に関すること (全グループ)</p> <p>3 上記1、2の施設について被害状況の把握並びに建物の応急危険度判定等、技術的指導及び助言に関すること (技術指導グループ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 県立学校の復旧事業の執行に関すること (全グループ)</p> <p>2 市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の災害復旧事業について事務的支援に関すること (全グループ)</p> <p>3 上記1、2の施設の復旧事業費の算定にあたっての技術的な支援に関すること (技術指導グループ)</p>
		学 校 企画班	学校企画 課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 教育部各班の応援に関すること (管理運営グループ、企画人事スタッフ、人材育成スタッフ、県立学校改革推進室、県立学校情報化推進スタッフ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 被災生徒の育英奨学に関すること (管理運営グループ)</p>
		教 育 指導班	教 育 指導課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 り災児童・生徒の被害状況の把握と支援に関すること (子ども安全支援室)</p> <p>2 応急教育の指導に関すること (学力育成スタッフ、キャリア教育推進スタッフ、心の教育推進グループ)</p> <p>3 教育センターの被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (教育振興グループ)</p> <p>4 教育部各班の応援に関すること (教育振興グループ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 教科書の給与に関すること (学力育成スタッフ)</p>
		特別支援 教育 班	特別支援 教育課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 応急教育に関すること (指導スタッフ)</p> <p>2 教育部各班の応援に関すること (企画グループ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 災害救助用教科書の給与についての協力に関すること (指導スタッフ)</p> <p>2 被災生徒の育英奨学に関すること (企画グループ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	保健 体育班	保健体育 課長	<p><b>【災害応急対策・災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害教育施設の臨時環境衛生検査の支援に関すること (健康づくり推進室)</li> <li>2 感染症、食中毒の発生状況の把握、応急対策及び災害報告に関すること (健康づくり推進室)</li> <li>3 児童生徒の被害状況の把握、応急処置の支援及び災害報告に関すること (健康づくり推進室)</li> <li>4 心のケアが必要な児童生徒の実態の把握及び支援に関すること (健康づくり推進室)</li> <li>5 学校給食の中止状況等の把握及び支援に関すること (健康づくり推進室)</li> <li>6 学校給食物資の亡失状況の把握及び関係機関への連絡に関すること (健康づくり推進室)</li> <li>7 学校給食調理場の炊き出しへの利用状況の把握、衛生管理等の指導及び支援に関すること (健康づくり推進室)</li> <li>8 所管する県立社会体育施設の被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (生涯スポーツ振興グループ)</li> <li>9 教育部各班の応援に関すること (学校体育・競技スポーツ振興グループ)</li> </ol>
		社会 教育班	社会教育 課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する県立社会教育施設の被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (生涯学習振興グループ)</li> <li>2 教育部各班の応援に関すること (社会教育グループ)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する県立社会教育施設の災害対策に関すること (生涯学習振興グループ)</li> </ol>
		人権同和 教育班	人権同和 教育課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育部各班の応援に関すること (調整グループ、指導グループ)</li> </ol>
		文化財班	文化財 課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の被害状況の把握・応急対応、被害報告に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ)</li> <li>2 所管する庁舎及び県立施設の被災状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ、古代文化センター)</li> <li>3 教育部各班の応援に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ、世界遺産室、古代文化センター)</li> </ol> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の災害復旧に関すること (文化財スタッフ)</li> <li>2 所管する県立施設及び収蔵品の災害対策に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ、古代文化センター)</li> </ol>

島根県災害対策本部規程

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長  副部長 教育次長	福利班	福利課長	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>1 教職員住宅の災害にすること (管理グループ)</p> <p>2 教育部各班の応援に関すること (管理グループ、健康指導スタッフ)</p> <p><b>【災害復旧対策】</b></p> <p>1 教職員のり災給付に関すること (共済、互助会)</p>

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長  副部長 警務部長 警備部長	警備幕僚 (兼) 警備部長	総括班	警備第二課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備本部の設置、運営及び各班の調整に関する事</li> <li>2 災害警備の総括に関する事</li> <li>3 警察庁、管区警察局等への報告連絡に関する事</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>5 特別派遣部隊の援助要求に関する事</li> <li>6 警察署への支援要員派遣に関する事</li> <li>7 警備実施の記録に関する事</li> <li>8 他の班に属さない事項に関する事</li> </ol>
			情報班	警備第一課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、分析、検討に関する事</li> <li>2 被害調査及び被害集計に関する事</li> <li>3 治安情報の収集、分析に関する事</li> <li>4 総括班への情報伝達に関する事</li> <li>5 職員及びその家族の安否確認に関する事</li> </ol>
			実施班	危機管理対策室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備実施方針に関する事</li> <li>2 警備部隊の編成、運用及び応援派遣に関する事</li> <li>3 避難誘導、救出救護等に関する事</li> <li>4 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>5 遺体の収容及び遺体安置所の警戒に関する事</li> <li>6 津波予警報、地震情報等の伝達に関する事</li> <li>7 被災地における警衛・警護に関する事</li> </ol>
			放射性物質対処班 (原子力災害時)	(兼) 危機管理対策室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線量のモニタリングに関する事</li> <li>2 放射線教育、被ばく線量の管理等に関する事</li> </ol>
			特命班	外事情報室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備本部長の特命事項に関する事</li> </ol>
		交通幕僚 (兼) 交通部長	交通総括班	交通企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通対策の総括・調整に関する事</li> </ol>
			交通規制班	交通規制課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制の実施に関する事</li> <li>2 避難路、緊急交通路及び迂回路の確保に関する事</li> <li>3 主要道路における放置車両の措置に関する事</li> <li>4 緊急交通車両等の確認事務に関する事</li> <li>5 道路被害、道路障害、交通渋滞状況等交通状況の収集及び交通広報に関する事</li> <li>6 交通管制センターの運用に関する事</li> <li>7 交通安全施設の維持管理及び修理に関する事</li> <li>8 交通検問所の運用に関する事</li> <li>9 道路管理者との協議に関する事</li> </ol>
			交通捜査班	交通指導課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地における交通事故・事件の捜査指揮に関する事</li> <li>2 交通関係応援部隊の運用に関する事</li> </ol>



部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌		
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	交通幕僚 (兼) 交通部長	運 転 免 許 対 策 班 (必要により設置)	運転免許課長	1 運転免許に関すること		
			交 通 特 命 班	交通機動隊長	1 交通部関係の特命事項に関すること		
		警務幕僚 (兼) 警務部長	支 援 対 策 班	会 計 課 長  施 設 装 備 統 括 官	警 務 課 長	1 予算に関すること 2 警備要員の宿泊、補給に関すること 3 警察施設の被害調査に関すること 4 警察施設の機能移転（復旧）に関すること 5 車両、装備資機材の調達・運用に関すること 6 機動装備隊の運用に関すること 7 各種燃料、給油先の確保に関すること	
						人 材 育 成 課 長	1 職員の公務災害に関すること 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する こと
						1 警察庁支援対策室及び支援対策部隊の受入等に関する こと 2 受援連絡隊の運用に関すること 3 特別派遣部隊の受入れに関すること	
			主 席 監 察 官 (兼) 学 校 長	遺 族 ・ 被 災 者 支 援 班	広報県民課長	1 遺族・被災者の支援に関すること 2 警察相談に関すること	
				広 報 班	広報官	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 災害広報（ウェブサイト等）に関すること	
			遺 失 拾 得 物 対 策 班 (必要により設置)	会 計 課 監 察 官	1 流出等による遺失拾得物の処理・保管対策に関するこ と		
			情 報 管 理 班	情 報 管 理 課 長	1 情報管理システムの維持、復旧に関すること 2 データの保護に関すること 3 情報の分析、提供に関すること 4 被害調査結果の電算処理に関すること		
		訟 務 班	監 察 課 長	1 訟務対策に関すること 2 警察活動に対する苦情等の処理に関すること			

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	警務幕僚 (兼) 警務部長	留置班	留置管理 室長	1 被留置者の取扱いに関する事
		主席 監察官 (兼) 学校長	救護班	厚生課長	1 警備要員の救護及び健康管理に関する事 2 職員、家族の被害調査及び救護対策に関する事 3 救急用機材、医薬品等の配達配分に関する事 4 医療機関との連絡調整に関する事
		刑事幕僚 (兼) 刑事部長	捜査 総括班	刑事企画 課長	1 被災地における犯罪情勢の把握及び刑事広報に関する事
			捜査班	組織犯罪 対策課長 捜査第二 課長	1 災害に便乗した犯罪捜査に関する事 2 外国人問題に関する事
			検視班	捜査第一 課長 鑑識課長	1 検視に関する事 2 検視隊の運用に関する事 3 遺体収容、検視施設等の確保に関する事 4 遺体の身元確認と身元不明者の手配に関する事 5 遺族の接遇及び遺体の引渡しに関する事 6 医師会等関係機関との連絡調整に関する事 7 鑑識活動に関する事
		生活安全 幕僚 (兼) 生活安全 部長	生活 安全班	生活安全 企画課長	1 行方不明者の相談に関する事 2 迷い子等の保護者対策の実施に関する事 3 警備業協会との情報連絡及び指導運用に関する事 4 自主防犯組織の指導に関する事 5 ボランティア団体との連携に関する事 6 生活安全情報の収集及び提供に関する事 7 被災世帯名簿の作成に関する事 8 地域安全活動に関する事 9 銃砲・刀剣・火薬類の措置に関する事
			少年 対策班	少年女性 対策課長	1 被災地の少年対策に関する事
			地域班	地域課長	1 被災地域の警戒活動に関する事 2 移動交番、臨時交番の設置運用に関する事 3 避難所及び避難民対策に関する事 4 警ら用無線自動車の配備運用に関する事 5 警察用航空機の運用に関する事 6 避難誘導等に従事する警察官の安全確保に関する事

島根県災害対策本部規程

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長  副部長 警務部長 警備部長	生活安全 幕僚 (兼) 生活安全 部長	通信 指令班	通信指令 課長	1 通信指令業務に関する事 2 無線通信の運用に関する事 3 通信統制に関する事
			保安班	生活環境 課長	1 悪徳商法、暴利行為等生活経済事犯の取締りに関する 事 2 危険物の指導取締りに関する事 3 毒劇・危険物への対応に関する事
		通信幕僚 (兼) 情報通信 部長	通信班	機動通信 課長	1 通信の運用に関する事 2 機動警察通信隊の運用に関する事 3 通信機器の受援に関する事 4 映像伝送の運用に関する事

別表第2（第5条関係）

		事務分掌
事務局  （防災部 消防総務 課・防災危 機管理課・ 原子力安全 対策課）	事務局長  防災部 防災危機管 理課長	<b>【災害応急対策】</b> 1 災害警戒本部、災害対策本部及び現地災害対策本部に関すること （防災グループ、危機管理グループ） 2 本部連絡員会議に関すること （防災グループ、危機管理グループ） 3 各部、各班（地区本部、県外連絡部を含む）の調整に関すること （防災グループ、危機管理グループ） 4 防災関係機関との連絡調整に関すること （各グループ、原子力安全対策課） 5 内閣府及び総務省消防庁への災害報告に関すること （総務保安グループ、消防グループ） 6 自衛隊の災害派遣等及びそれに伴う現地連絡員の派遣に関すること （防災グループ、危機管理グループ） 7 気象予報（2次災害対応）に関すること （防災グループ、危機管理グループ、防災情報グループ） 8 被害状況の収集及び市町村の災害体制の把握に関すること （各グループ、原子力安全対策課） 9 災害情報の発表に伴う関係課との連絡調整、報告に関すること （防災グループ、危機管理グループ） 10 通信事業者の被害状況の把握に関すること （防災グループ、危機管理グループ、防災情報グループ） 11 防災情報システム及び震度情報ネットワークシステムの運用に関すること （防災情報グループ） 12 防災行政無線の運用統制に関すること （防災情報グループ） 13 非常通信の運用に関すること （防災情報グループ） 14 衛星車載局の運用に関すること （防災情報グループ） 15 災害時における危険物、高圧ガス、都市ガス、火薬類等の被害状況の把握及び保安 に関すること （総務保安グループ） 16 広域防災拠点、浜田防災備蓄倉庫の物品管理、運用に関すること （防災グループ、危機管理グループ） 17 災害時の防災ヘリの運航に関すること （防災航空管理所） 18 広域応援要請の調整に関すること（他県及び県内市町村間） （防災グループ、危機管理グループ） 19 緊急消防援助隊事務に関すること （消防グループ） 20 県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること （防災グループ、危機管理グループ、原子力安全対策課） 21 原子力施設の状況に関すること （原子力安全対策課） 22 災害救助法に関すること （防災グループ） 23 環境放射能対策に関すること （原子力環境センター）
		<b>【災害復旧対策】</b> 1 被災者生活再建支援金の支給事務に関すること （防災グループ）

島根県災害対策本部規程

別表第3（第9条、第13条関係）

地区災害 対策本部	位 置	構成機関	所管区域
松江地区 災害対策本部	松江県土整備事務所	東部県民センター、松江保健所、東部農林振興センター、東部農林振興センター松江家畜衛生部、松江水産事務所、松江県土整備事務所、宍道湖流域下水道管理事務所（東部浄化センター）、松江教育事務所、企業局東部事務所、松江警察署、安来警察署	松江市 安来市
雲南地区 災害対策本部	雲南県土整備事務所	東部県民センター雲南事務所、雲南保健所、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲家畜衛生部、雲南県土整備事務所、出雲教育事務所、雲南警察署	雲南市 仁多郡 飯石郡
出雲地区 災害対策本部	出雲県土整備事務所	東部県民センター出雲事務所、出雲保健所、東部農林振興センター出雲事務所、東部農林振興センター出雲家畜衛生部、松江水産事務所、出雲県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道管理事務所（西部浄化センター）、出雲教育事務所、出雲警察署	出雲市
大田地区 災害対策本部	県央県土整備事務所 大田事業所	西部県民センター県央事務所、県央保健所、西部農林振興センター県央事務所、西部農林振興センター江津家畜衛生部、浜田水産事務所、県央県土整備事務所大田事業所、浜田教育事務所、大田警察署	大田市
川本地区 災害対策本部	県央県土整備事務所	西部県民センター県央事務所（川本駐在）、県央保健所、西部農林振興センター県央事務所、西部農林振興センター江津家畜衛生部、県央県土整備事務所、浜田教育事務所、川本警察署	邑智郡
浜田地区 災害対策本部	浜田県土整備事務所	西部県民センター、浜田保健所、西部農林振興センター、西部農林振興センター江津家畜衛生部、浜田水産事務所、浜田県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター、浜田教育事務所、企業局西部事務所、浜田警察署、江津警察署	浜田市 江津市
益田地区 災害対策本部	益田県土整備事務所	西部県民センター益田事務所、益田保健所、西部農林振興センター益田事務所、西部農林振興センター益田家畜衛生部、浜田水産事務所、益田県土整備事務所、益田教育事務所、益田警察署、津和野警察署	益田市 鹿足郡
隠岐地区 災害対策本部	隠岐支庁県民局	隠岐支庁（県民局、隠岐保健所、農林局、水産局、県土整備局）、隠岐教育事務所、隠岐の島警察署、浦郷警察署	隠岐郡

別表第4（第10条、第11条、第12条、第13条関係）

班	班長	事務分掌	班の構成機関
総務班	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁県民局長</p> <p>(松江、雲南、出雲、川本、 浜田、益田地区本部) 県土整備事務所業務部長</p> <p>(大田地区本部) 県央県土整備事務所大田 事業所業務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区本部の運営並びに地区本部会議及び地区本部連絡員会議に関すること</li> <li>2 対策本部並びに各班との連絡調整に関すること</li> <li>3 地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>4 気象予報・警報等及び災害情報の伝達に関すること</li> <li>5 災害状況の把握及び報告に関すること</li> <li>6 市町村の災害対策の支援に関すること</li> <li>7 商工労働関係の災害対策に関すること (大田、川本、浜田、益田地区に関するものに限るものとし、浜田地区総務班が担当する。)</li> <li>8 他地区総務班の応援に関すること (松江、浜田地区に限るものとし、松江は雲南、出雲、浜田は川本、大田、益田を応援する。)</li> </ol>	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁県民局</p> <p>(松江、浜田地区本部) 県土整備事務所及び 県民センター</p> <p>(雲南、出雲、川本、 益田地区本部) 県土整備事務所及び 県民センター事務所</p> <p>(大田地区本部) 県央県土整備事務所 大田事業所及び県民 センター県央事務所</p>
保健班	<p>(全ての地区本部) 保健所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、助産に関すること</li> <li>2 飲料水に関すること</li> <li>3 防疫、衛生に関すること</li> <li>4 医療施設の災害対策に関すること</li> <li>5 廃棄物処理に関すること</li> </ol>	<p>(全ての地区本部) 保健所</p>
農林班	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁農林局長</p> <p>(松江、浜田地区本部) 農林振興センター所長</p> <p>(雲南、出雲、大田、川本、 益田地区本部) 農林振興センター事務所 長、家畜衛生部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林畜産関係被害（農林土木関係被害を除く）の把握及び報告に関すること</li> <li>2 被災農作物の応急技術対策に関すること</li> <li>3 農林畜産関係（農林土木関係を除く）の災害対策に関すること</li> <li>4 家畜の保健、衛生の災害対策に関すること</li> </ol>	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁農林局</p> <p>(松江、浜田地区本部) 農林振興センター</p> <p>(雲南、出雲、大田、 川本、益田地区本部) 農林振興センター事 務所、家畜衛生部</p>
水産班	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁水産局長</p> <p>(松江、出雲、大田、浜田、 益田地区本部) 水産事務所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係被害状況の把握及び報告に関すること</li> <li>2 漁業共同施設の災害に関すること</li> <li>3 漁港の災害対策に関すること</li> <li>4 災害時（津波災害）における漁船に関すること</li> </ol>	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁水産局</p> <p>(松江、出雲、大田、 浜田、益田地区本部) 水産事務所</p>

班	班長	事務分掌	班の構成機関
土木班	(隠岐地区本部) 隠岐支庁県土整備局長	1 水防に関すること 2 土木関係被害状況及び農林土木関係被害状況の把握及び報告に関すること 3 土木関係及び農林土木関係の災害対策に関すること 4 ダム管理に関すること 5 島前地域の災害対策における総務班の支援に関すること(隠岐地区本部に限る。)	(隠岐地区本部) 隠岐支庁県土整備局
	(松江、雲南、出雲、川本、浜田、益田地区本部) 県土整備事務所統括調整監		(松江地区本部) 県土整備事務所、宍道湖流域下水道管理事務所
	(大田地区本部) 県央県土整備事務所大田事業所調整監		(出雲地区本部) 県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道管理事務所
	(浜田地区本部) 浜田河川総合開発事務所長	1 浜田河川ダム建設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 浜田河川ダム関係の災害対策に関すること	(浜田地区本部) 県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター
	(浜田地区本部) 浜田港湾振興センター所長	1 浜田港・三隅港・江津港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 浜田港・三隅港・江津港施設関係の災害対策に関すること	(雲南、川本、益田地区本部) 県土整備事務所
(出雲地区本部) 出雲空港管理事務所長	1 出雲空港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 出雲空港施設関係の災害対策に関すること	(大田地区本部) 県央県土整備事務所大田事業所	
(松江・出雲地区本部) 宍道湖流域下水道管理事務所長	1 宍道湖流域下水道施設関係被害の把握及び報告に関すること 2 宍道湖流域下水道施設関係の災害対策に関すること		
教育班	(全ての地区本部) 教育事務所長	1 市町村立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関すること 2 市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関すること 3 応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関すること	(全ての地区本部) 教育事務所
企業局東・西部事務班	(松江、浜田地区本部) 企業局東・西部事務所長	1 飲料水の供給に関すること 2 ダム、発電、水道施設関係被害の把握及び報告に関すること 3 ダム、発電、水道施設関係の災害対策に関すること	(松江、浜田地区本部) 企業局東・西部事務所
警察班	(全ての地区本部) 警察署長	1 災害警備に関すること 2 警察通信による災害救助、水防等に対する協力に関すること	(全ての地区本部) 警察署

別表第5（第19条関係）

名 称	事務局位置	所管区域	左記区域を所管する 地区災害対策本部	構成機関
石見地域 災害対策本部	西部県民センター	川 本 町 美 郷 町 邑 南 町	川本地区災害対策本部	別表第3に掲げる左記地区 災害対策本部の構成機関
		大 田 市	大田地区災害対策本部	
		浜 田 市 江 津 市	浜田地区災害対策本部	
		益 田 市 津和野町 吉 賀 町	益田地区災害対策本部	

別表第6（第22条、第23条関係）

部	部 長	事務分掌
東京連絡部	東京事務所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係事項の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関する事</li> <li>2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事</li> <li>3 関東方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事</li> <li>4 その他の災害に関する事</li> </ol>
大阪連絡部	大阪事務所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係事項の関係機関への連絡に関する事</li> <li>2 関西、東海方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事</li> <li>3 その他の災害に関する事</li> </ol>
広島連絡部	広島事務所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係事項の関係機関への連絡に関する事</li> <li>2 広島方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事</li> <li>3 その他の災害に関する事</li> </ol>



# 島根県災害警戒本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、災害が発生又は災害が発生する恐れがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づく島根県災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び島根県災害対策本部規程第2条に基づく島根県地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）の設置に至るまでの措置並びに対策本部及び地区本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を行うため、島根県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び島根県地区災害警戒本部（以下「地区警戒本部」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部、地区警戒本部の設置)

第2条 警戒本部又は地区警戒本部を設置する基準は、島根県地域防災計画に定めるものとする。

(所掌事務)

第3条 警戒本部及び地区警戒本部設置時における所掌事務は、島根県災害対策本部規程別表第1及び別表第4を準用する。

(警戒本部の組織)

第4条 警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員をもって組織する。

2 警戒本部長は、防災部長をもって充てる。

3 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部員を指揮監督する。

4 警戒副本部長は、防災部次長、防災危機管理課長をもって充てる。

5 警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長不在のときはその職務を代理する。

6 警戒本部員は、別表のとおりとし、必要がある場合は関係課長を加えることができる。

7 警戒本部員は、警戒本部の事務に従事する。

(警戒本部会議)

第5条 警戒本部に警戒本部会議を置き、気象、被害その他の情報収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項について協議する。

(警戒本部の事務局)

第6条 警戒本部の事務局は、防災危機管理課に置く。

(地区警戒本部の組織)

第7条 地区警戒本部は、地区警戒本部長、地区警戒副本部長及び本部員をもって組織する。

2 地区警戒本部長及び地区警戒副本部長は、以下の職の者をもって充てる。

地区	地区警戒本部長	地区警戒副本部長
隠岐地区	隠岐支庁長	隠岐支庁県民局長
松江・雲南・出雲・川本・浜田・益田地区	県土整備事務所長	県土整備事務所業務部長
大田地区	県央県土整備事務所大田事業所長	県央県土整備事務所大田事業所業務課長

3 地区警戒本部長は、地区警戒本部の事務を総括し、地区警戒本部員を指揮監督する。

4 地区警戒副本部長は、地区警戒本部長を助け、地区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

5 地区警戒本部員は、地区警戒本部長が予め指名した者をもって充てる。

6 地区警戒本部員は、地区警戒本部の事務に従事する。

(地区警戒本部会議)

第8条 地区警戒本部に地区警戒本部会議を置き、気象、被害その他の情報収集及び連絡並びに災害対策その他防災に関する事項について協議する。

(地区警戒本部の庶務)

第9条 地区警戒本部の庶務は、島根県災害対策本部規程別表第4に掲げる総務班業務を所掌する機関において処理する。

(警戒本部、地区警戒本部の廃止)

第10条 警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき若しくは災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき又は対策本部が設置されたときは、これを廃止する。

2 地区警戒本部は、地区警戒本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき、若しくは災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき又は地区本部が設置されたときは、これを廃止する。

3 前項において、地区本部が設置されたとき以外は、あらかじめ警戒本部長と協議のうえ廃止するものとする。

附 則

この規程は平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年1月29日から施行する。

附 則

この規程は平成14年9月12日から施行する。

附 則

この規程は平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規程は平成16年12月14日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 警戒本部構成員

1 風水害、地震、津波
政策企画監（総務担当）、広聴広報課長、総務課長、消防総務課長、原子力安全対策課長、地域政策課長、交通対策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、農林水産総務課長、農地整備課長、森林整備課長、水産課長、漁港漁場整備課長、商工政策課長、土木総務課長、道路維持課長、河川課長、港湾空港課長、砂防課長、建築住宅課長、出納局会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、警察本部警備第二課長 ※但し、原子力安全対策課長は地震災害及び津波災害時のみ、漁港漁場整備課長は津波災害時のみ構成員。
2 事故災害、雪害等
島根県地域防災計画に定めるところによる

## 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(昭和 38 年 7 月 5 日 島根県条例第 15 号)

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 71 条第 1 項の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または廃疾となったときは、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）中扶助金に係る規定の例により、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 島根県雪害対策実施要領

〔最終改正 平成25年11月26日〕

## 第1 目的

この要領は、島根県地域防災計画に定める雪害予防に関する計画に基づき、県においてとるべき措置を定め、雪害を防止することを目的とする。

## 第2 除雪対策

1 除雪路線は、県が管理する国道及び県道の区間のうち原則として日交通量が150台以上のものを次の区分により毎年度指定する。

- |      |      |                            |
|------|------|----------------------------|
| 1種路線 | 日交通量 | 1,000台以上                   |
| 2種路線 | 日交通量 | 500台以上1,000台未満             |
| 3種路線 | 日交通量 | 150台以上～500台未満及び150台以下のバス路線 |

### 2 除雪体制

除雪体制は次のとおりとし、警戒体制及び緊急体制への移行は、中国地方整備局長が知事と協議して決定する。

#### (1) 平常体制

降雪時において注意体制に至るまでの期間

#### (2) 注意体制

- ア 大雪警報が発表された場合
- イ 除雪作業等が遅れだし、交通渋滞等が発生した場合
- ウ 他の公共団体、隣接地区から支援要請があった場合
- エ 上記の状況により、県土整備局、県土整備事務所（土木事業所）の所属長が決定する。

#### (3) 警戒体制

別表の指定観測所のうち3箇所以上がほぼ警戒積雪深に達した場合

#### (4) 緊急体制

別表の指定観測所のうち大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合

### 3 連携除雪

豪雪時においては、国土交通省松江国道事務所並びに浜田河川国道事務所の体制に従って、「連携除雪準備体制」及び「連携除雪体制」を段階的にとり、各関係機関の除雪体制を一元化して実施する。

#### (1) 発令基準

県土整備局、県土整備事務所（土木事業所）ごとに決定する。

#### (2) 情報共有化項目

冬期異常気象時の除雪連携に向けて、各機関が平常時から共有すべき除雪に関する情報を明確化する。

- ア 体制時の連絡先
- イ 除雪の実施基準
- ウ 冬期異常気象時の防災体制
- エ 除排雪体制（除雪機械保有台数、除雪路線、除雪機械配置状況、除雪契約業者）
- オ 緊急除雪優先路線（優先的に除雪、車線確保を行う道路）
- カ 緊急時の応援除雪機械
- キ 緊急時の応援資材（緊急時に必要となる資材など）
- ク 雪堆積場の位置

(3) 連携項目と要請手続き

連携除雪を行う際に相互に支援する作業項目を整理し、項目ごとに支援要請の手続を明確化する。

- ア 除排雪作業の支援
- イ 除排雪機械の貸与
- ウ 除排雪関係資材の提供
- エ 雪堆積場（公共施設の遊休地、学校のグラウンドなど）の確保
- オ 排雪輸送路線の確保
- カ 面的な歩道除雪（歩道除雪の連続性）の実施
- キ 面的な除雪情報（除雪状況など）の発信
- ク 被災者の救助、救出及び物資の提供
- ケ 被災者の収容

(4) 除雪路線の優先順位の決定

平常時除雪路線から豪雪時緊急確保路線へと、管内の積雪状況や除雪状況を見ながら移行する際に、路線の重要度などにより、除雪路線に優先順位をつけておく。

除雪路線の優先順位については、他の道路管理者（国、市町村）の路線も含め一体となって決定しておく。

(5) 平常体制における相互乗り入れ

除雪作業の効率性を重視し、平常時から一連作業が可能な箇所では、国、県及び市町村間において除雪機械の相互乗り入れを行う。

(6) 歩道除雪

国、市町村と連携を図り、地域住民の協力のもと面的な歩道除雪を実施する。

(7) 情報収集及び情報提供

ア 通行規制や除雪情報など面的道路情報を、島根県道路維持課で集約し、報道機関等へ一元的に提供する。

イ NEXCO、国、県、市町村の情報集約、情報発信フローを明確化する。

(8) 倒木や電柱倒壊対策

ア 豪雪による倒木や電柱、電線の倒壊が発生したときは、伐採業者や電線管理者と連携、班編制で対応し、除雪作業の迅速化を図る。

イ 除雪期までに倒木のおそれがある樹木の調査を行い、所有者又は道路管理者により事前に伐採を行う。

#### 4 除雪目標

除雪目標は次のとおりとする。

除雪路線	除雪目標
1種路線	原則として2車線を確保する。異常降雪等により交通不能となる場合があっても、おおむね5日以内に確保する。
2種路線	2車線又は1車線とするが1車線の場合は待避所を設ける。異常降雪等により交通不能となる場合があっても、おおむね10日以内に確保する。
3種路線	1車線で待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ないが、おおむね15日以内に確保する。

#### 5 除雪の実施

除雪を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

##### (1) 除雪時期の調整

県土整備局、県土整備事務所（土木事業所又は事業所）の管轄区域の境界において、除雪時期にずれを生じないように実施すること。

##### (2) 除雪委託業者の準備体制

大雪注意報が発表された場合、除雪委託業者に準備体制を指示。

##### (3) 市町村との協力体制の確立

市町村と緊密な連絡をとり、特に市街地における除雪を実施する場合には、沿道の屋根の雪おろしの時期及び雪捨場について住民に周知させること。

##### (4) 除雪機械の整備

県有除雪機械は除雪期までに整備点検を終えること。

なお、民間所有の借上機械については、県土整備局、県土整備事務所（土木事業所又は事業所）ごとに借上契約を行い、借上除雪機械名簿を作成すること。

##### (5) 交通状況の把握

市町村、運輸業者等の協力を得るとともに隣接県との連絡を密にして常時交通状況を把握すること。

#### 6 除雪広報

##### (1) 広 報

除雪を開始した場合は、必要に応じ、除雪量、積雪量、交通確保路線、除雪作業、交通規制等の状況を発表する。

##### ア 道路除雪情報、交通規制情報

島根県道路維持課において国・市町村の情報も含め、一元的に関係機関へFAX及び県ホームページ（防災ポータル）等により発表する。

## (2) 情報連絡

除雪量、積雪量、除雪計画、交通不能箇所、道路開通見込等の状況は次により報告する。

### ア 連絡系統

県土整備局、県土整備事務所（土木事業所又は事業所）

→ 土木部（道路維持課）

→ 防災部（防災危機管理課）

※防災部（防災危機管理課）への連絡は警戒及び緊急体制時のみ

### イ 連絡時間

平常体制	当日 8時00分現在の状況	8時30分～ 9時30分まで
	当日 16時00分現在の状況	16時00分～16時30分まで
注意体制	当日 8時00分現在の状況	8時30分～ 9時30分まで
	当日 16時00分現在の状況	16時00分～16時30分まで
警戒及び 緊急体制	当日 8時00分現在の状況	8時30分～ 9時30分まで
	当日 12時00分現在の状況	12時00分～13時00分まで
	当日 16時00分現在の状況	16時00分～17時00分まで

## 第3 交通対策

積雪による異常事態が発生したときは、応急復旧の処置を講ずるとともに交通遮断、片側通行、迂回交通等の措置を実施し、その実行を確保するため、交通整理、路上放置物件の取締り等について所轄警察署長に協力を求める。

## 第4 消防対策

降雪時における消防体制の強化を図るため、次の事項について市町村を指導する。

- 1 消防機械器具類は、たえず調整し、その置場に通ずる道路は常に除雪に努めるとともに搬送するための資機材を準備すること。
- 2 消火栓、防火水槽等については、計画的な巡回により附近の除雪を実施し、自然水利に依存する地域においては、水利の確保に努め、消防活動上支障のないよう措置すること。
- 3 防火管理者に対して、避難口附近の除雪の励行等避難措置について万全の対策を講ずるとともに消防用設備の点検整備及び火災予防の徹底について注意を喚起すること。
- 4 救急業務については、消防機関、警察、医療機関及び交通機関と特に緊密な事前の打合せをしておくこと。

## 第5 なだれ危険地域及び孤立地区対策

### 1 なだれ対策

#### (1) 道路におけるなだれ危険防止

県が管理する国道及び県道においてパトロールを実施し、なだれのおそれがある場合は、所管警察署長と協議のうえ、危険の標示又は通行の禁止を行う。



## (2) 市町村に対する指導

なだれによる災害を防止するため、次の事項について市町村を指導する。

- ア 予想されるなだれ危険箇所、特になだれがあつた箇所について、適宜、調査を実施し、赤旗等による標示を行うとともになだれの早期発見に努めること。
- イ なだれ注意報を住民に周知徹底すること。
- ウ 自衛隊による空中偵察の必要を認めるときは、速やかにその状況を県防災部に通報すること。
- エ 気温上昇等によりなだれの危険が増大したときは、住民に対して警告又は避難についての指導を行うこと。

## 2 孤立地区対策

### (1) 救援活動

積雪又はなだれの危険により、交通及び通信が途絶した地区（以下「孤立地区」という）が生じた場合において、市町村長の通報により必要と認めるときは、あらかじめ実施の日時、方法、地区名等を周知徹底のうえ援助活動を実施する。

### (2) 市町村に対する指導

孤立地区の発生に対処するため、次の事項について市町村を指導する。

- ア 孤立が予想される地区との連絡方法及び救援方法等について、あらかじめ該地区の代表者及び関係機関と十分協議し、的確な措置が実施できる体制を整えること。
- イ 孤立が予想される地区においては、あらかじめヘリポートの適地を選定しておくこと。
- ウ 自衛隊による空中偵察の必要を認めるときは、速やかにその状況を県防災部に通報すること。
- エ 孤立地区が生じた場合には、直ちに当該地区名、孤立状況、病人の有無等を管轄の支庁県民局、各県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所に報告すること。

## 第6 保健、衛生対策

降雪時における保健、衛生の強化を図るため、次の事項を実施する。

### 1 医療措置

積雪又はなだれにより交通が途絶したため、当該市町村で急患等に対する医療措置の実施が困難な事態が発生した場合には、市町村長からの要請に応じて次の措置を講ずる。

- ア 近接医療機関との連絡調整
- イ ドクターヘリによる救急活動
- ウ 警察又は自衛隊による緊急輸送の手續

## 2 栄養低下の防止

市町村の広報活動を通じ、住民に対し、積雪時に対処する食品加工技術、保存食糧等について指導するほか、特に必要が生じた場合には、保健所栄養士を派遣して住民の栄養指導にあたる。

## 3 医薬品及び衛生資材の確保

積雪又はなだれにより交通が途絶したため、当該市町村内に存する医療機関等において、治療に必要な医薬品又は衛生資材等が不足するおそれが生じた場合には、当該市町村長からの要請に基づき、関係機関の協力を得て緊急輸送の手続を講じる。

## 4 飲料水対策

- (1) 積雪又は雪どけによる給水施設の被害防止に留意するとともに応急復旧資材を確保する。
- (2) 雪どけのときのし尿等による水源汚染を防止するための衛生管理について徹底を図るとともに滅菌用薬剤を確保する。

## 5 食品衛生対策

関係業者及び一般住民に対し、保存用食品、生鮮食糧品、原乳等の衛生的な取り扱いについて注意を喚起する。

## 第7 物資輸送対策

### 1 生活必需物資の緊急輸送

積雪により生活必需物資の供給が困難になった地域に対し、当該市町村長の要請に基づき、必要と認めるときは、関係機関の協力を得て緊急輸送を実施する。

## 第8 農林漁業関係対策

冬期間における農林漁業関係対策については、市町村及び農協・森林組合等関係団体の協力を得て、生産者に対する技術指導の徹底を図り、被害の軽減に努める。

## 第9 文教対策

積雪時における児童、生徒の安全確保、施設の保全管理について、次の事項に留意し、必要な措置を取るとともに、市町村教育委員会に対し指導又は助言、注意喚起を行う。

- 1 なだれ危険箇所の周知徹底
- 2 冬期通学路の設定
- 3 通常の通学経路以外の通行禁止
- 4 集団登下校の励行
- 5 老朽校舎の補修、その他学校施設の保全管理
- 6 臨時休校、児童、生徒の事故、学校施設の事故等の報告

## 第10 雪害予防知識の普及

市町村及び関係機関の協力を得て、新聞、ラジオ、テレビ、有線放送等の利用により県民に対する雪害予防知識の普及に努める。

### 別 表

指定観測所名	警戒積雪深
安来市伯太町赤屋	70cm
飯南町頓原	150cm
川本町川本	45cm
浜田市旭町都川	80cm
津和野町津和野	50cm

# 島根県流出油事故対策要領

最終改正 平成25年4月1日

この要領は、島根県海域及びその周辺海域において、大量の流出油事故（以下「事故」という）が発生した場合の関係課及び関係地方機関の情報、連絡体制及び応急措置について、必要な事項を定めるものである。

## 1. 関係課及び関係地方機関

この要領において、関係課及び関係地方機関とは、別表に掲げる課及び地方機関をいう。

## 2. 関係課の分掌事務

（防災危機管理課）

ア 海上保安官署、関係市町村等との情報連絡に関すること。

イ 被害状況等の取りまとめに関すること。

ウ 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。

（廃棄物対策課）

ア 回収油の収集運搬・処理に係る連絡調整に関すること。

（関係市町村への指導及び情報の提供等）

（水産課）

ア 漁業関係被害の調査及び復旧指導に関すること。

イ 漁業関係団体等との連絡調整に関すること。

ウ 水産資源の保護及び水産物の生産、流通等の指導に関すること。

（港湾空港課）

ア 港湾施設関係被害の調査に関すること。

イ 県管理港湾における流出油の防除に関すること。

（漁港漁場整備課）

ア 漁港施設関係被害の調査に関すること。

イ 県管理漁港における流出油の防除に関すること。

（河川課）

ア 国土交通省所管海岸保全施設等の被害の調査に関すること。

## 3. 連絡要員

(1) 事故に備え、関係各課長は、あらかじめ所要の連絡要員を定めておく。

(2) 関係各課長は、連絡要員の連絡順位、職氏名、住所及び連絡方法を記載した名簿を作成し、防災危機管理課長に2部提出する。

(3) 防災危機管理課長は、連絡要員名簿を同課及び危機管理当直室に備える。

#### 4. 情報の連絡

##### (1) 勤務時間中の場合

ア 防災危機管理課長は、海上保安官署、関係市町村から事故発生 of 通報を受けたときは、直ちに関係各課長に連絡し、連絡を受けた関係課長は、直ちに関係地方機関に連絡する。

イ 関係課長は、消防防災課長から事故発生 of 連絡を受ける前に事故に関する情報を知ったときは、直ちに消防防災課長に連絡する。

##### (2) 勤務時間外の場合

ア 危機管理当直は、海上保安官署、関係市町村等から事故発生 of 通報を受けたときは、3.(2)の連絡要員に連絡する。

イ 関係課長は、直ちに関係地方機関に連絡するとともに、事故の状況に応じて関係課員を配備に付させる。

#### 5. 応急措置

関係課長は、相互に連絡を密にし、それぞれの分掌事務に基づき所要の措置を講ずる。

#### 6. 関係地方機関の情報体制および応急措置

関係課長は、分掌事務が円滑に実施できるよう、関係地方機関の町と協議し情報体制及び応急措置等についてあらかじめ定める。

#### 7. その他

この要領に定めのない事項については、関係課長が、その都度協議して定める。

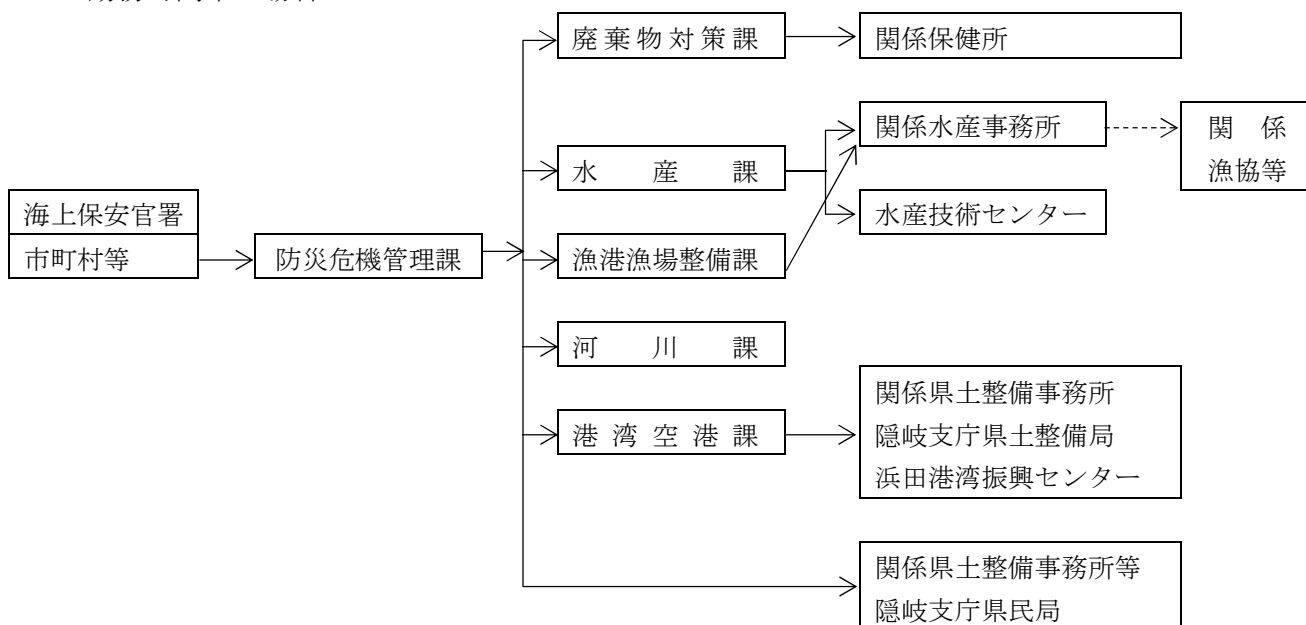
別 表

関係課及び関係地方機関

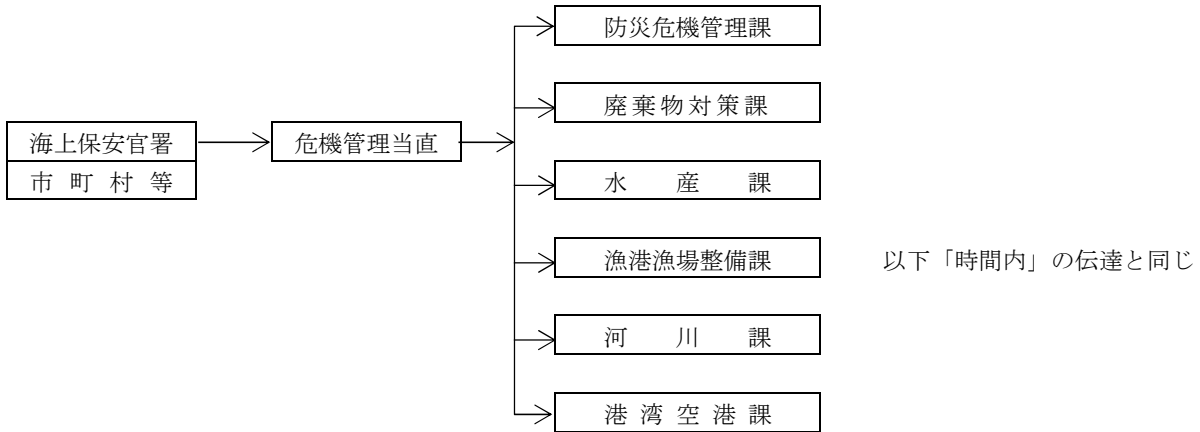
区 分	名 称
関 係 課	防災危機管理課、廃棄物対策課、水産課、漁港漁場整備課 河川課、港湾空港課
関係地方機関	隠岐支庁県民局 松江・浜田水産事務所、水産技術センター 松江・出雲・浜田・益田県土整備事務所、県央県土整備事務所大田事業所、 浜田港湾振興センター 松江・出雲・県央・浜田・益田・隠岐保健所

(情報伝達経路)

1. 勤務時間中の場合



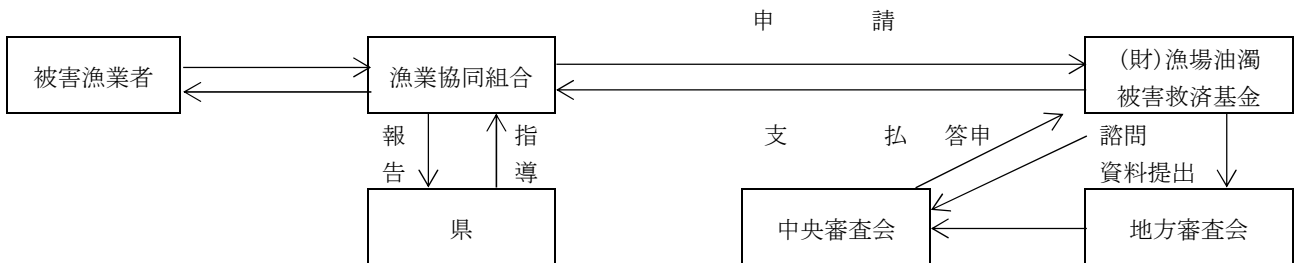
## 2. 勤務時間外の場合



(参 考)

### 漁場油濁被害救済制度

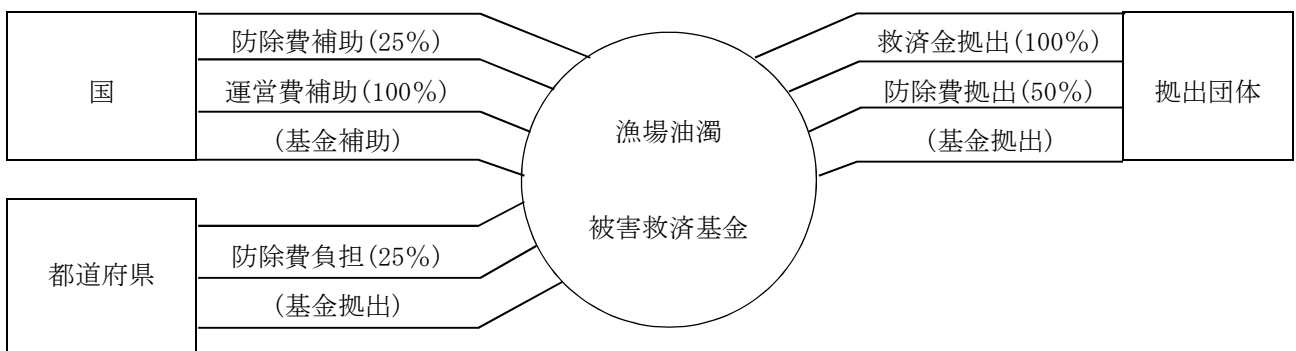
#### 1. 制度の概要



原因者不明の漁場油濁について、被害漁業者に対し、①防除費（漁場の清掃費等）及び②救済金（損失補償）の支給を行う。

※原因者が判明しているにもかかわらず、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない事故については「特定防除事業」（平成24年3月末までの暫定措置）により対応される。

#### 2. 基金の初出の状況



(注) 拠出団体／日本財団、日本船主協会等

# 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱

## 目次

第1章 総 則	(第1条、第2条)
第2章 防災航空管理所	(第3条～第6条)
第3章 運航管理	(第7条～第15条)
第4章 使用手続	(第16条、第17条)
第5章 安全管理	(第18条～第20条)
第6章 教育訓練	(第21条、第22条)
第7章 事故防止対策等	(第23条～第25条)
第8章 雑 則	(第26条、第27条)

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

### (他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第2章 防災航空管理所

### (防災航空管理所の設置)

第3条 航空機を利用して行う消防防災活動（以下「防災業務」という。）を円滑に遂行するため、県営出雲空港に消防総務課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）を置く。

2 防災航空管理所には、防災航空管理所長及び防災航空隊を置く。

### (防災航空隊の設置)

第4条 業務を円滑に遂行するために、市町村消防本部及び市町村一部事務組合消防本部派遣の消防職員で防災航空隊を構成する。

2 防災航空隊は、防災航空隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び隊員からなる。

3 防災航空隊は、直接防災業務に従事する。

### (隊長等の任務)

第5条 隊長は、防災航空管理所長を補佐するとともに、副隊長及び隊員を指揮監督して業務の効果的な遂行に努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (搭乗者の指定)

第6条 防災航空管理所長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。



### 第3章 運航管理

(総括管理者)

第7条 航空機の運航管理の総括は、防災部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第8条 航空機の運航管理に関する事務は、消防総務課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航管理者)

第9条 防災航空隊の指揮監督並びに航空機の維持管理に関する事務は、防災航空管理所長（以下「運航管理者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第10条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しない場合は、運航管理者が航空機に搭乗する防災航空隊員の中から、運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、搭乗した防災航空隊員及び他の搭乗者を指揮監督し、業務の円滑な遂行に万全を期さなければならない。

(業務計画)

第11条 運航管理者は、防災業務を適正かつ円滑に行うため運航管理責任者の承認を得て、航空機の業務計画を定めなければならない。

2 業務計画は、年度業務計画（様式第1号）及び月間業務計画（様式第2号）とする。

(運航基準)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

(5) 災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

(6) 技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

(7) 一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航出来ない場合を除き、原則として、午前8時30分から午後5時15分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第13条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第13条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第4号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、前条第1項第5号から第8号に規定する運航及び前条第2項に規定する運航時間に優先する。
- 3 運航管理責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航管理者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(報告)

第14条 運航指揮者は、運航を行った時は、運航状況及び運航中に得た情報等について業務報告書(様式第3号)を作成し、速やかに、運航管理者に報告しなければならない。

- 2 運航管理者は、運航指揮者から業務報告書により報告を受けた時は、速やかに、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第15条 運航管理者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議のうえ、飛行場外離着陸場等を調査選定し、必要な書類を整備するとともにその状況を常に把握しておかなければならない。

## 第4章 使用手続

(使用手続)

第16条 航空機の使用(緊急運航を除く。)を希望するものは、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書(様式第4号)を総括管理者に提出するものとする。

(使用承認)

第17条 総括管理者は、前条の申請があった時は、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認める時は、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(様式第5号)を交付するものとする。

## 第5章 安全管理

(安全管理)

第18条 総括管理者は、航空関係法令並びに国土交通大臣の定める航空機の運用限度等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

第19条 運航管理責任者は、防災業務の遂行にあたり、隊員の任務等の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

第20条 運航管理者は、防災業務の遂行にあたっては、隊員の任務等が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行出来るよう努めるとともに、航空機、格納庫施設及び機体装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限に発揮出来る状態にしておかなければならない。

## 第6章 教育訓練

(防災航空隊の教育訓練)

第21条 総括管理者は、防災航空隊の教育訓練を実施するために必要な体制並びに施設、設備等の整備充実を図り、防災航空隊の技術等の向上に努めなければならない。

(他機関との連携訓練)

第22条 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町村及び消防防災関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

## 第7章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第23条 総括管理者は、航空機事故が発生するおそれ、又は発生した疑いがある場合、若しくは航空機事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理体制を確立しなければならない。

(航空機事故発生時の措置)

第24条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障及び気象状況の変化により航空機事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、法第75条の規定に基づき機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力し、人命及び財産に対する危難の防止に万全の措置を講ずるとともに、その状況を直ちに運航管理者に報告しなければならない。

2 運航管理者は、前項の報告を受けるか情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに搜索救難活動を開始するとともに、運航管理責任者及び総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第25条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因及び被害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第8章 雑 則

(記録及び保存)

第26条 運航管理者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録を備え、防災業務に関する記録を整理しておかななければならない。

2 総括管理者は、航空関係法令等に基づき、国土交通大臣に 必要な報告を行わなければならない。

(施行の細目)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。ただし、第12条から第13条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年2月1日から同年3月31日までの間の運航については、運航管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

# 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

## (他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (緊急運航の基準)

第3条 要綱第13条に規定する緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

## (緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、島根県消防総務課防災航空管理所に直接行う。

2 前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式第1号)により行うものとする。

## (緊急運航の決定)

第5条 島根県消防総務課防災航空管理所長（以下「所長」という。）は、前条の要請を受けた場合は、要請の内容及び飛行条件等を確認の上、出動の可否を決定しなければならない。

## (要請に対する回答)

第6条 所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

## (回答の報告)

第7条 所長は、前条の回答後速やかに、消防総務課長に決定結果を報告しなければならない。

## (出動)

第8条 所長は、第5条により出動の決定を下した場合、防災航空隊員等に出動要請内容に適した出動体制を整えさせ、速やかに出動させるものとする。

## (受入体制の整備)

第9条 要請者は、第6条により出動決定の回答を受けた場合、次の事柄について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

## (報告)

第10条 隊長は、緊急運航を終了した場合には、速やかに業務内容を所長に緊急運航報告書（様式第2号）により報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により速やかに所長に報告するものとする。速やかには、概ね1週間以内とする。

## 附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙1)

## 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

### 1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う

- (1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合
- (2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされるおそれがある程の、差し迫った必要性がある場合
- (3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待出来ない場合

### 2 該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする

- (1) 災害対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動

### 3 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

#### (1) 災害対策活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

災害が発生するおそれ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

#### (2) 火災防御活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ 消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

#### (3) 救助活動

ア 事故等における捜索・救助活動

イ その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

#### (4) 救急活動

ア 傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ 転院搬送

県内の中核医療機関等から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ その他

救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

# 島根県防災ヘリコプター応援協定

## (目 的)

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

## (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

## (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

## (防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

## (防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

## (消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情がある時は県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその各1通を所持する。

平成6年3月28日



## 中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国 5 県」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第 1 条 中国 5 県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第 2 条 中国 5 県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国 5 県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第 3 条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供

(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(5) 避難者を受け入れるための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第 4 条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。

2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。

2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成

## 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供

(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(5) 避難者を受け入れるための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあつ事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

# 災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

## （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

## （応援要請の手続き等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。  
この場合、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

## （応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印して、各1通を所持する。

平成8年2月1日

## 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

### (趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

### (広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

### (カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

### (幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

#### （災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。



ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
  - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長  
京 都 府 知 事

全国知事会  
東日本大震災復興協力本部本部長  
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長  
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長  
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長  
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長  
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長  
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人  
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長  
大 分 県 知 事

# 島根県下市町村及び消防にかかると一部 事務組合の相互応援協定に関する協定書

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模火災及び特殊災害等の予防・鎮圧のため、県下市町村及び消防にかかると一部事務組合（以下「消防機関」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

## (当事者及び区域)

第2条 この協定にかかると当事者とは、前条に規定する消防機関全部とし、区域はこれらの消防機関が管轄する全ての地域とする。

## (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模火災および特殊災害等（救急業務を除く）で応援動を必要とするものをいう。

## (応援の要請)

第4条 応援の要請は、災害発生地を管轄する消防機関の長が、電話その他の方法により次の事項を明らかにして相手方消防機関の長に対し行ない、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 応援を要する人員、車両、機械器具および薬剤等の数量
- 3 応援隊の集合場所および日時
- 4 その他必要事項

## (応援隊の派遣)

第5条 消防機関の長は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、自らの業務遂行上支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

## (応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、応援を受ける消防機関の現場における最高指揮者（消防庁または消防団長）が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

## (費用の負担)

第7条 応援に関する費用は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- 1 応援に要する経費のうち人件費及び燃料費等の経常的経費、公務災害補償費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係消防機関が協議のうえ決定するものとする。
- 2 消火薬剤等現場において使用する消費的資機材にようする経費は、応援を受ける側の負担とする。
- 3 応援が長時間にわたり、食糧の支給および燃料の補給等を必要とするときは、これに要する経費は応援を受ける側の負担とする。

4 前各号以外の経費については、関係消防機関がその都度協議のうえ決定するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度関係消防機関において協議し、解決するものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を称するため、協定書67通を作成し、当事者が記名捺印のうえそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和52年4月1日から適用する。

1 この協定の適用と同時に、島根県下市町村で締結した「島根県広域消防組合相互応援協定」は廃止する。

昭和52年 4月 1日以下

## 中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ

国土交通省中国地方整備局企画部長（以下、「中国地整」という。）と、鳥取県県土整備部長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木局長、山口県土木建築部長、岡山市都市整備局長及び広島市道路交通局長（以下、「各関係自治体」という。）は、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）の支援について、次のとおり申し合わせる。

### （目的）

第1条 この申し合わせは、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地整と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

### （支援内容）

第2条 支援の内容は、次の業務の実施に係る災害対策用機械・資材等の利活用、職員の支援及び情報の提供に関するものとする。

- 一 被災状況の把握
- 二 情報通信網の構築
- 三 災害応急対策（被害の拡大や二次災害の防止等に資する応急措置を含む）
- 四 その他必要と認められる事項

### （連絡体制）

第3条 中国地整及び各関係自治体は、災害発生時等の連絡体制を確実なものとするため、連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。また、連絡窓口を変更する場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

2 中国地整は、災害発生時等、必要に応じて当該地域を管轄する各関係自治体の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換等に当たるものとする。

なお、この場合、あらかじめその旨を通知するものとする。

### （支援の要請）

第4条 各関係自治体は、災害発生時等、必要に応じ中国地整に対して文書により支援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第5条 中国地整は、前条に基づき、各関係自治体から支援の要請があった場合、災害の発生状況等を総合的に勘案し、実施可能な支援内容を連絡するとともに、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(要請によらない支援)

第6条 災害発生時等、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条の支援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、中国地整は自らの判断で支援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第7条 この申し合わせにより支援を行う場合の経費負担は、要請の有無にかかわらず、別紙により負担するものとする。

ただし、これによりがたい場合は個々に協議するものとする。

(平常時の連携)

第8条 中国地整及び各関係自治体は、災害時の円滑な対応を可能とするため、必要に応じて行う、防災に関する情報交換の実施や防災担当者会議の開催等を通じて、平常時からの連携に努めるものとする。

1 中国地整は、保有する災害対策用機械等の状況について、毎年度当初に各関係自治体に通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 中国地整及び各関係自治体は、それぞれが主催する防災訓練等に相互に参加して支援に関する連絡体制を確認するなど、この申し合わせに基づく災害時の支援が円滑に実施されるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。



この申し合わせの証として、本書8通を作成し、それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 6月 17日

中国地方整備局 企画部長 山中 義之

鳥取県 県土整備部長 谷口 真澄

島根県 土木部長 鳥屋 均

岡山県 土木部長 大塚 俊介

広島県 土木局長 大野 宏之

山口県 土木建築部長 柳橋 則夫

岡山市 都市整備局長 白神 利行

広島市 道路交通局長 木時 誠

附 則

本申し合わせは、平成20年8月20日から適用する。

附 則

本申し合わせは、平成21年6月17日から適用する。

## 洪水の際における島根県と広島県 との水防事務に関する協定書

水防法第7条第2項の規定により、洪水の際における水防事務（以下「水防」という。）について、島根県（以下「甲」という。）と広島県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 甲と乙とは、一級河川江の川水系流域の水防について、その円滑な実施を期するため、相互に協力し、当該流域における水災の防止及び軽減に努めるものとする。

（雨量の通報）

第2条 乙は甲に対し次に定めるところにより雨量の通報をするものとする。

（1）広島県三次土木建築事務所長は、次に掲げる場合には、十日市雨量観測所における雨量観測結果を島根県土木部河川課長に通報するものとする。

- ① 連続雨量が、50 mmに達した場合
- ② 引続き降雨のある場合において、時間雨量が10 mmを超えるとき
- ③ 島根県土木部河川課長から雨量観測結果の通報に関し要請があった場合

（2）広島県三次土木建築事務所長は、連続雨量でなくなつたとき、又は洪水発生のおそれなくなつたときには、島根県土木部河川課長に通報を終了する旨を通報するものとする。

（水防活動等の連絡）

第3条 甲及び乙並びにその関係出先機関は、第1条の江の川水系流域において、非常災害の発生が切迫した状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、相互に連絡し水防に関する情報を伝達するものとする。

（資材等の応援）

第4条 甲と乙とは、第1条の江の川水系流域における水防活動のために資器材等が不足し、又は不足が予想され、かつ緊急を要するときは相互に資器材等の応援又は融通（以下「応援等」という。）を求めることができるものとする。

2 前項の応援等を求められた甲又は乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、できる限りその求めに応ずるものとする。

3 前2項の規定による応援等のために要した費用は、当該応援等を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第5条 甲と乙とは、この協定の内容を各々水防計画書に掲載しこれを毎年交換するものとする。

(雑 則)

第6条 この協定に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項の取扱い又はこの協定の内容の変更については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上この協議の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

昭和58年3月1日

島 根 県

甲

代表者 島根県知事 恒 松 制 治

印

広 島 県

乙

代表者 広島県知事 竹 下 虎之助

印

※1 広島県三次土木建築事務所長は、北部建設事務所に名称変更している。また、十日市雨量観測所は現在、北部建設事務所雨量観測所に名称変更している。

災害時協力協定一覧

平成27年12月10日現在

区分	協定名	相手方	締結年月日	担当課
放送、報道関係	災害時等の報道要請に関する協定	新聞社11社	H9.6.20	防災危機管理課 警察本部
	災害時等の放送要請に関する協定	NHK、民放、ラジオ放送 5社	S52.3.16 S62.3.20	防災危機管理課
輸送	緊急・救援輸送に関する協定	(社)島根県トラック協会	H25.4.25	交通対策課
医薬品等	災害時における医薬品等の確保・供給等に関する協定	島根県医薬品卸業協会	H26.3.12	薬事衛生課
	災害時における医療ガス等の確保・供給等に関する協定	一般財団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部	H25.3.25	薬事衛生課
衛生材料等	災害時における衛生材料等の確保・供給に関する協定	山陰医科器械販売業協会	H26.3.31	薬事衛生課
物資等	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する基本協定	島根県生活協同組合連合会	H17.12.14	防災危機管理課他5課
	「同上協定」に定める応急生活物資の調達に関する確認書		H18.2.1	農産園芸課
	災害時における応急生活物資の供給等の支援に関する協定書	株式会社ファミリーマート	H20.6.18	防災危機管理課
	災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社ローソン	H20.2.13	防災危機管理課
	災害時における食料等の調達に関する協定	別紙のとおり(28社)	同左	農産園芸課、防災危機管理課
	災害時における飲料水の調達に関する協定	大塚食品(株)広島支店	H18.3.28	薬事衛生課
	災害時における飲料水の調達に関する協定	コカ・コーラウエストジャパン(株)	H18.3.28	薬事衛生課
	災害等の際における生活必需物資の調達に関する協定	(株)ジュンテンドー	H17.8.25 H23.10.5改定	商工政策課
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメ災害対策センター	H23.3.10	商工政策課
	災害時等及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオンリテール(株)西日本カンパニー	H22.12.9	防災危機管理課 農産園芸課 商工政策課
	その他	災害時の交通誘導及び地域安全の確保の業務に関する協定	(社)島根県警備業協会	H9.1.4
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定		(社)プレハブ建築協会	H9.8.22	防災危機管理課 営繕課
大規模災害時における応急対策業務に関する協定		(社)島根県建設業協会	H13.5.28	土木総務課
災害時の支援協力に関する協定書		(一般社団法人)島根県測量設計業協会	H26.6.13	技術管理課
災害技術支援に関する協定書		島根県建設技術協会特別会	H27.2.25	技術管理課
災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定		(社)島根県エルピーガス協会	H15.11.10	消防総務課
災害時における被災車両の撤去等に関する協定		(社)日本自動車連盟中国本部 島根支部	H17.3.15	防災危機管理課
災害時における被災車両の撤去等に関する協定		山陰ELVリサイクル協議会	H26.3.24	防災危機管理課
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定		(社)全日本不動産協会島根県本部 (社)島根県宅地建物取引業協会	H18.1.12	建築住宅課
災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定		(社)全国賃貸住宅管理協会 島根支部	H25.7.24	建築住宅課
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定		(社)島根県産業廃棄物協会	H19.3.14	廃棄物対策課
災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定		(社)島根県環境保全協会 (社)島根県環境整備事業協同組合	H19.3.14	廃棄物対策課
地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定		(社)島根県建築士会	H19.2.7	建築住宅課
災害の予防及び住宅復旧に向けた協力に関する協定		住宅金融公庫中国支店	H17.2.28	建築住宅課
災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定		(社)島根県管工事業協会	H20.3.12	薬事衛生課 防災危機管理課
災害時における帰宅困難者支援に関する協定		(株)ローソン ほか7社	H21.3.23 H24.10.1	防災危機管理課
災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定		島根県石油協同組合	H21.4.30	防災危機管理課
災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施に係る覚書		島根県石油協同組合	H26.11.4	防災危機管理課
緊急事態における隊友会の協力に関する協定		(公社)隊友会 島根県隊友会	H23.12.22	防災危機管理課
災害時における消防水等の供給支援に関する協定		島根県生コンクリート工業組合	H24.3.30	消防総務課
災害時における動物救護活動に関する協定書		島根県獣医師会 学校法人坪内学園	H24.9.6	薬事衛生課
災害時における被災者支援協力に関する協定		島根県行政書士会	H27.7.21	総務課
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書		島根県水難救済会	H27.6.15	消防総務課
災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定		島根県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	H27.12.10	薬事衛生課
災害時における協力に関する協定		島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」	H25.1.9	防災危機管理課

## 災害時等における物資の調達に関する協定の締結状況

(平成27年4月1日現在)

NO		区分	相手方	締結日
1	1	食糧等	島根県生活協同組合連合会	一覧シート
2	2	食糧等	JAやすぎ米加工センター	H18.3.10
3	3	食糧等	(株)益田クッキングフーズ	H18.3.10
4	4	食糧等	(資)一文字家	H18.3.10
5	5	食糧等	(株)大惣	H18.2.24
6	6	食糧等	(株)まつした松江工場	H18.2.24
7	7	食糧等	(有)コーヒン商会	H18.3.10
8	8	食糧等	(有)香蘭	H18.7.31
9	9	食糧等	伸興アゴおばさん弁当(有)	H18.7.31
10	10	食糧等	(有)ふるかわ	H18.7.31
11	11	食糧等	(有)ファミリー・フーズ	H18.7.31
12	12	食糧等	(有)ドライブインはしもと	H18.7.31
13	13	食糧等	(有)仕出しセンター又六屋	H18.7.31
14	14	食糧等	(有)ひばり	H18.7.31
15	15	食糧等	(有)山陰食品センター	H18.11.7
16	16	食糧等	(株)山陰仕出しセンター	H18.11.7
17	17	食糧等	(株)ふくしま	H18.11.7
18	18	食糧等	丸善商店	H18.11.7
19	19	食糧等	アルファー食品(株)	H18.2.24
20	20	食糧等	(株)マツヤ神戸屋	H18.3.10
21	21	食糧等	(有)なんぼうぱん	H18.3.10
22	22	食糧等	(有)みしまや	H18.3.10
23	23	食糧等	(株)フーズマーケットホック	H18.2.24
24	24	食糧等	(株)ウシオ	H18.2.24
25	25	食糧等	(株)キヌヤ	H18.3.10
26	26	食糧等	いずも農業協同組合ラピタ本店	H18.3.10
27	27	食糧等	(株)一畑百貨店	H18.7.31
28	28	食糧等	(株)イズミ	H19.3.20

## 島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約

(目的)

第1条 島根県避難勧告等情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村と放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時に避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示が住民に迅速かつ確実に伝わることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者を定めるものとする。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置くものとし、島根県防災部防災危機管理課長をもってあてる。

(会長の職務、権限等)

第4条 会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、会長が必要があると認める時に開催する。

(会務)

第6条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 伝達する避難勧告、避難指示の内容
- (2) 市町村もしくは県から放送事業者への情報伝達方法
- (3) 情報伝達に用いる様式
- (4) 関係者連絡先

(情報伝達の方法)

第7条 避難勧告等の伝達方法については別に定める。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、島根県防災部防災危機管理課防災グループに事務局を置く。

附 則

この規約は、平成17年7月15日から実施する。

附 則

この規約は、平成18年4月19日から実施する。(平成18年4月19日一部改正)

附 則

この規約は、平成20年2月5日から実施する。(平成20年2月5日一部改正)

附 則

この規約は、平成25年4月1日から実施する。(平成25年4月1日一部改正)

## 避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約第7条に基づき、災害時の避難勧告等の情報伝達について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第2条 対象となる情報（以下「情報」とする。）は下記のとおりとする。

- (1) 避難勧告、避難指示及び避難準備（要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の発表
  - ①災害対策基本法(以下「法」という。)第60条第1項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示
  - ②法第60条第5項に基づき島根県知事が行う避難勧告及び避難指示
  - ③市町村長が地域防災計画に基づき発令する避難準備情報
- (2) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除
  - ①法第60条第4項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の解除
  - ②法第60条第5項に基づき島根県知事が行う避難勧告及び避難指示の解除
  - ③市町村長が地域防災計画に基づき発令する避難準備情報の解除

(情報の内容)

第3条 前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

- (1) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除
- (3) 対象地区
- (4) 発表時間
- (5) 対象人数
- (6) 対象世帯数
- (7) 発表事由
- (8) 必要であれば避難先

(伝達手段)

第4条 情報は別紙1で定めた様式で防災行政無線FAXにより伝達することを原則とし、必要な場合はFAX送信について電話で確認することとする。

(情報伝達系統)

第5条 情報伝達系統は別紙2のとおりとする。

(住民への伝達)

第6条 放送事業者は、市町村（場合によっては島根県防災危機管理課）から情報のFAXを受信した場合は住民に周知するため、自主的な判断により放送するよう努めることとする。

<別紙1>

各放送事業者、県防災担当地方機関 あて

# 避難勧告等発表情報 第 号

島根県 市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

担当者： 電話番号：( ) -

内 容	<input type="checkbox"/> 避難準備情報 <input type="checkbox"/> 避難勧告 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難準備情報解除 <input type="checkbox"/> 避難勧告解除 <input type="checkbox"/> 避難指示解除			
発表時間	日	時	分	
対象地区・人数	町	地区	世帯	人
発表事由	<input type="checkbox"/> 大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため <input type="checkbox"/> 大雨により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により家屋崩壊の危険があるため <input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたため <input type="checkbox"/> その他 ( )			
避難先				
備 考				

内 容	<input type="checkbox"/> 避難準備情報 <input type="checkbox"/> 避難勧告 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難準備情報解除 <input type="checkbox"/> 避難勧告解除 <input type="checkbox"/> 避難指示解除			
発表時間	日	時	分	
対象地区・人数	町	地区	世帯	人
発表事由	<input type="checkbox"/> 大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため <input type="checkbox"/> 大雨により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により家屋崩壊の危険があるため <input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたため <input type="checkbox"/> その他 ( )			
避難先				
備 考				

(注)該当する項目の「□」にはっきりとチェックを入れること。



<別紙2>

### 情報伝達系統図



## 島根県災害時等の救援物資等供給マニュアル

### 第1 趣旨

このマニュアルは、災害時及び武力攻撃事態等が発生した場合において、迅速且つ的確に被災市町村へ食料等の救援物資等を供給するため、島根県地域防災計画及びその他協定等に定めるもののほか、必要な手続を定めるものとする。

### 第2 対象とする救援物資等

対象とする救援物資等は、被災市町村からの供給要請に基づき県が供給する食料、飲料水、生活必需品等の全ての救援物資のほか、救援物資の物流に関する助言を行う専門家の派遣要請を対象とする。

ただし、島根県地域防災計画に規定する「給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水による」飲料水の供給は除くものとする。

### 第3 事務分担

救援物資の調達、輸送等を担当する課（以下「担当課」という。）及びその事務分担は表1のとおりとする。

（表1）

部 課 名	事 務 分 担
防災部防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県備蓄物資に関すること</li> <li>・ 自衛隊による輸送に関すること</li> <li>・ 海上保安本部による輸送に関すること</li> <li>・ 関係課との連絡調整に関すること</li> </ul>
地域振興部交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間業者を通じて行う輸送、物流専門家の派遣に関すること</li> </ul>
健康福祉部薬事衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通備蓄業者を通じての医薬品、衛生材料及び飲料水の調達に関すること</li> </ul>
農林水産部農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通備蓄業者を通じての食糧の調達に関すること</li> <li>・ 政府寄託倉庫に保管されている政府所有米に関すること</li> </ul>
商工労働部中小企業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通備蓄業者を通じての生活必需品の調達に関すること</li> </ul>

2 各担当課では担当する事務に関して、緊急時の連絡先、救援物資の供給可能数、利用できる車両数等を把握しておくものとする。

3 救援物資等の要請があった場合、必要に応じて各担当課は担当者を災害対策本部庶務班（災害対策本部が設置されていない場合は防災危機管理課とする。）（以下「庶務班」という。）へ派遣し必要な調整を行う。

### 第4 要請手続

救援物資等の供給を受けようとする市町村は、次の事項を明らかにして、災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は、防災危機管理課）へ、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに島根県災害時等救援物資等要請書（様式第1号）を

提出するものとする。

- (1) 救援物資等を必要とする理由
- (2) 救援物資等の品名、数量（人数、期間）
- (3) 救援物資等の受入場所及び受入場所への経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## 第5 救援物資の調達

県は、救援物資の供給要請があった場合、表2の優先順位により庶務班と担当課が協議して調達先を決定する。

(表2)

優先順位	調 達 先	物資等の区分
①	島根県広域防災拠点、浜田備蓄倉庫 及び（公社）島根県トラック協会防災倉庫	県備蓄物資
②	災害時協定を結ぶ流通備蓄業者	流通備蓄物資
③	農林水産省（生産局農政部貿易業務課）	災害救助用米穀等
	災害時相互応援協定を結ぶ他の公共団体	他の公共団体からの救援物資

2 調達先が決まった救援物資の担当課は、供給要請の内容に基づき救援物資を調達する。

3 調達先が決まった救援物資の担当課は、必要に応じて救援物資の積込み等の人員確保を庶務班へ要請することができる。

## 第6 救援物資の輸送方法

県は、輸送先の状況等を勘案し表3により、庶務班と担当課が協議して救援物資の輸送方法及び輸送機関を決定する。

(表3)

救援物資の調達先から第6第3項に定める集積及び配給場所までは、救援物資調達先に輸送を依頼する。 ただし、この方法によることができない場合は、県が確保する輸送手段による。
第6第3項に定める集積及び配給場所から救援物資要請市町村までは、県が確保する輸送手段による。 ただし、救援物資調達先の車両による輸送が可能な場合は、調達先の輸送とする。
—県が確保する輸送手段— <ul style="list-style-type: none"><li>・陸上の場合：（公社）島根県トラック協会による輸送を原則とし、状況によっては、鉄道輸送、自衛隊による輸送による。</li><li>・海上の場合：県有船舶、民間船舶、海上保安部所属船舶等の中から状況に応じて決定する。</li><li>・空路の場合：県防災ヘリ、自衛隊所属航空機、海上保安本部所属航空機等の中から状況に応じて決定する。</li></ul>

2 救援物資の輸送を要請するにあたっては、特に定めのある場合を除き、次の事項を明らかにして、輸送要請先を担当する課から輸送要請先に対し、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、同様な内容を明示した文書を提出するものとする。

- (1) 輸送する救援物資の品名、数量
- (2) 輸送を必要とする区間・経路
- (3) 輸送の予定日時
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 救援物資の集積及び配給は、島根県広域防災拠点、浜田備蓄倉庫及び(公社)島根県トラック協会防災倉庫で行う。

名 称	所 在 地	電話番号 (F A X)
島根県広域防災拠点	松江市乃木福富町	0852-22-9970 (0852-22-9967)
浜田防災備蓄倉庫	浜田市野原町	0855-22-9758 (0855-22-9760)
(公社) 島根県トラック協会 防災倉庫	松江市東朝日町	0852-21-4272 (0852-22-4408)

## 第7 経費負担

県が救援物資等の供給に要した経費については、災害時の相互応援に関する協定書(平成8年2月1日締結)に基づき、原則として救援物資等の供給要請を行った市町村(以下「要請市町村」という。)の負担とし、防災危機管理課が要請市町村に対して当該経費を請求する。

ただし、災害救助法の適用により、当該経費が同法に基づく経費として認められる場合には、県の負担とする。

2 要請市町村は、供給を受けた救援物資が県備蓄物資の場合、前項の規定にかかわらず、県と協議のうえ現物により返納が出来るものとする。

## 第8 支払方法等

救援物資等の供給に関し、協定等の規定により県が調達先に対して支払うべき経費については、担当課が支払うものとする。

2 前項の支払に必要な予算は防災危機管理課が予算措置し、所要額を担当課に対し配当替える。

ただし、災害救助法の適用により、同法に基づく経費として認められるものについては、防災危機管理課が災害救助費により担当課へ配当替える。

(改正)

平成19年 9月 3日

平成26年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

(様式第1号)

年 月 日

島 根 県 知 事 様

(申請者)

(担当者 :

電話 :

印

)

### 島根県災害時等救援物資等要請書

下記のとおり救援物資の供給を要請します。

記

1. 救援物資（物流専門家）を必要とする理由

2. 救援物資（物流専門家派遣）の内容 ※物流専門家の派遣要請の場合は派遣期間も記載

受入場所	品名	数量 (人数)	単位	受入希望 日時(期間)
名称 :				
住所 :				
電話 :				
担当者 :				
名称 :				
住所 :				
電話 :				
担当者 :				

注) 受入場所の経路図を添付すること

3. その他

# 災害救助法に基づく救助業務委託契約書

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の実施の委託について、委託者島根県知事（以下「甲」という。）と、受託者日本赤十字社島根県支部長（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結した。

第1条 甲は、災害救助法（以下「法」という。）第32条の規定に基づき、災害に際して行う救助のうち、次に掲げる救助（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 1. 医療

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 看護

## 2. 助産

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

## 3. 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 検索

第2条 乙は、甲の要請に基づき、前条に定める業務を開始するものとし、その実施の期間は、前条第1号に掲げるものにあつては、災害発生の日から14日以内、同条第2号に掲げるものにあつては分べんの日から7日以内、同条第3号に掲げるものにあつては災害発生の日から10日以内とする。

第3条 第1条に規定する業務は、日本赤十字社職員又は契約による医師等からなる乙の編成する救護班及び現地医療班によって行うものとする。

第4条 甲は、乙がこの業務を実施するため支弁した費用に対しその費用のための寄付金その他の収入を控除した額を、別表に定めるところにより補償する。

第5条 乙が第2条に規定する実施の期間又は、別表に定める費用の限度をこえて業務を実施した場合の当該業務に要した費用は乙の負担とする。ただし、災害の状況により、甲乙協議のうえ必要があると認められるときは、甲において負担することができる。

第6条 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、第1条の規定にかかわらずいつでも甲において救助を行うことができる。

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

第8条 この契約の有効期間は、契約の日から1年間とする。ただし、有効期限までに甲又は乙の両者あるいはいずれか一方から本契約の改正の意思表示がないときは、期間満了の際全契約と同一の条件をもって更に契約をなしたるものとする。以後満期のときに

においても同様とする。

附 則

昭和23年2月23日、甲、乙で定めた「災害救助法に基づく救助業務委託契約書」は廃止する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を所持する。

昭和40年4月28日

甲 島根県知事 田 部 長右衛門

乙 日本赤十字社島根県支部長  
田 部 長右衛門

別 表

費 目	内 容
(1) 人 件 費	業務に従事した救護員の旅費、救務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）時間外手当及び深夜手当とし、その額は、それぞれ日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則第26条の規定による費用弁償に関する規定及び時間外手当、深夜手当支給規定により又は準じて算定した額
(2) 救護所設置費	救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費
(3) 救 護 諸 費	イ. 医療及び助産のために使用した薬材、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費 ロ. 死体の処理のために使用した死体の洗浄縫合、消毒等の処置として一体当り300円以内の実費の額
(4) 輸送費及び人夫賃	医療助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び人夫賃についての、当該地域における通常の実費
(5) その他の費用	前各号に該当しない費用であって、委託事業の実施のために使用した費用の実費
(6) 救 助 費	業務に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額
(7) 事 務 費	業務の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費

## 島根県防災ヘリコプター映像情報の提供に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と日本放送協会松江放送局（以下「乙」という。）、山陰中央テレビジョン放送株式会社（以下「丙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丁」という。）、日本海テレビジョン放送株式会社（以下「戊」という。）は（以下、乙、丙、丁及び戊の4者の総称として「放送事業者」という。）、甲が所有する防災ヘリコプターにより収集した映像及び音声（以下「情報」という。）の提供及びその使用について、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が現に収集中の情報を放送事業者に提供し、放送事業者が提供された情報を放送等に活用することにより、災害時等における被害状況等の把握、災害予防と迅速な避難など県民に対する周知・広報等に寄与することを目的とする。

### （装置等の設置）

第2条 放送事業者は、甲の所管する庁舎内に、情報の提供を受けるために必要な装置及び配線（以下「装置等」という。）を設置する。

2 設置する装置等は別添「接続系統図」のとおりとする。

### （装置等の変更及び廃止）

第3条 甲は、第2条に関する装置等の設置場所を公用及び公共用の利用を理由に必要とした場合、放送事業者に対して装置等の設置場所の変更又は廃止を求めることができるものとする。

2 放送事業者は、放送事業者の都合により装置等を変更する場合は、事前に甲と協議し、甲の了解を得なくてはならない。

3 放送事業者は、放送事業者の都合により装置等を廃止する場合は、甲が所管する庁舎を速やかに原状に回復して甲に返還しなければならない。

### （費用負担）

第4条 第2条に関する装置等の設置に要する経費並びに第3条に関する装置等の変更及び廃止に要する経費並びに運用及び維持管理に要する経費は放送事業者の負担とする。

### （責任分界）

第5条 甲及び乙の責任分界は、別添「接続系統図」のとおりとする。

2 甲並びに丙、丁及び戊の責任分界は、甲及び乙の責任分界に準ずるものとする。

### （甲が提供する情報）

第6条 甲が放送事業者に提供する情報は、甲が定めた島根県防災ヘリコプター運航管理要綱第13条の緊急運行に関する情報とする。



(情報提供の手段及び取扱い)

第7条 放送事業者は、甲が所有する防災ヘリコプターテレビ電送システムに放送事業者が設置する装置等を接続し、甲が現に収集中の情報の提供を受けるものとする。

2 映像等の電送は、放送事業者自ら行うものとする。

(提供する情報に対する責任)

第8条 放送事業者は、情報の提供について、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。

(1) 機器の故障による情報送信の停止又は異常な映像、音声の送信

(2) 保守、点検による情報送信の停止

(要請の手続等)

第9条 放送事業者は、災害時等において情報の提供を受けようとするときは、提供を求める理由、必要な情報の内容その他必要な事項を明らかにして第12条に定める運用責任者を通じて、口頭又は文書により要請を行うものとする。

2 甲は、要請事項等について、情報提供の可否を決定し、第12条に定める運用責任者を通じて、口頭又は文書により通知するものとする。

(情報の利用)

第10条 放送事業者が受領した情報を利用する場合は、放送事業者において、甲が所有する島根県防災ヘリコプターからの情報であることを表示するものとする。

2 利用する情報は映像のみとし、音声は利用しないものとする。

(目的外の利用)

第11条 放送事業者は、受領した情報を第1条に定める目的以外に原則として使用しない。ただし、甲と事前に協議し了承を得た場合はこの限りではない。

(運用責任者)

第12条 甲並びに乙、丙、丁及び戊は、情報の提供に関して次に掲げる運用責任者を置くものとする。

甲 島根県消防防災課長

乙 日本放送協会松江放送局放送部報道副部長

丙 山陰中央テレビジョン放送株式会社報道制作局報道部長

丁 株式会社山陰放送報道制作局報道部長

戊 日本海テレビジョン放送株式会社報道制作局報道制作部長

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は平成15年12月19日から平成16年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙、丙、丁若しくは戊から申

出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲並びに乙、丙、丁及び戊の5者間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を5通作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月19日

甲 島根県松江市殿町1番地  
島根県  
島根県知事 澄田信義

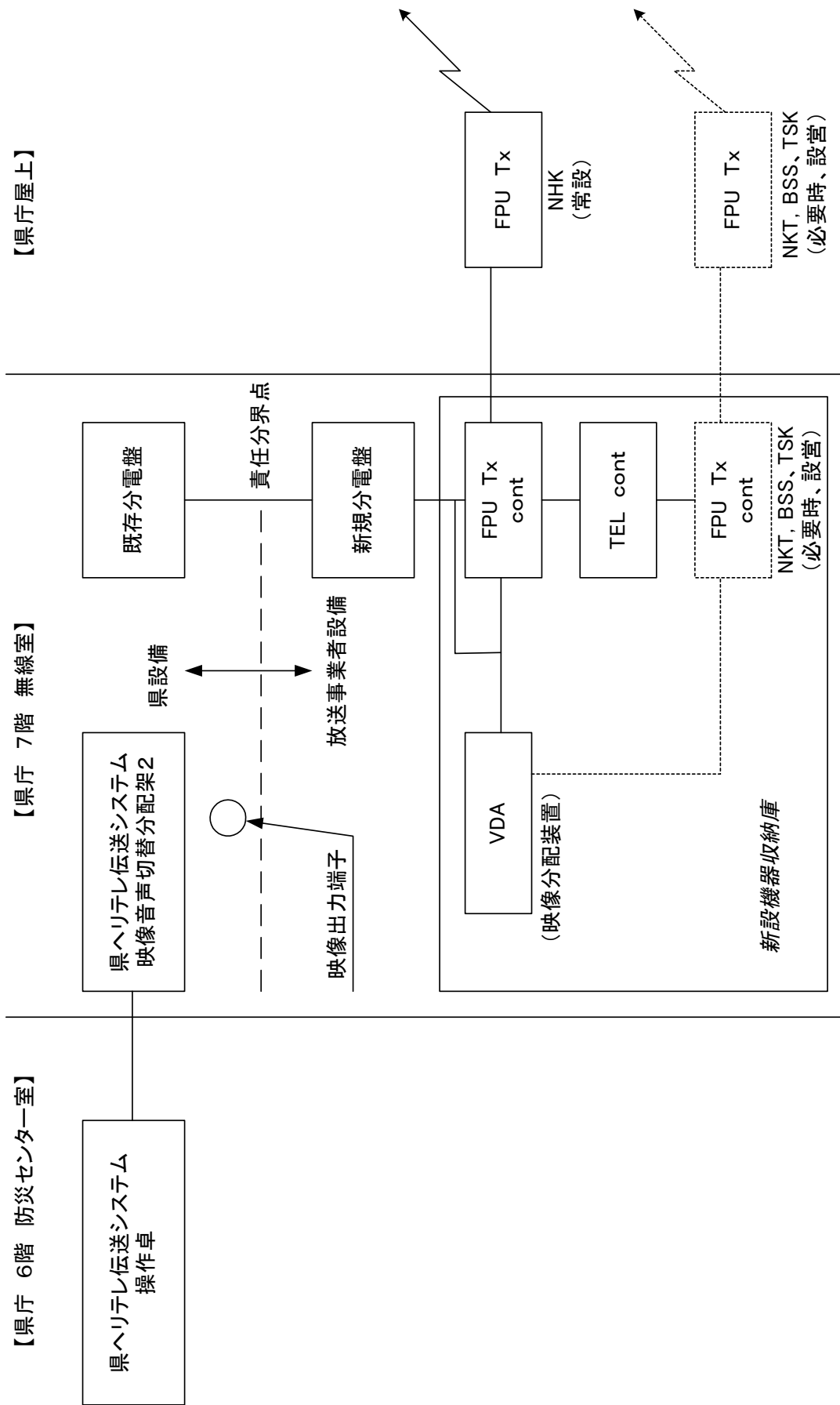
乙 島根県松江市灘町1-21番地  
日本放送協会松江放送局  
局長 原田悦久

丙 島根県松江市西川津町721番地  
山陰中央テレビジョン放送株式会社  
代表取締役社長 有澤 寛

丁 鳥取県米子市西福原1丁目1番71号  
株式会社山陰放送  
代表取締役社長 杵村善久

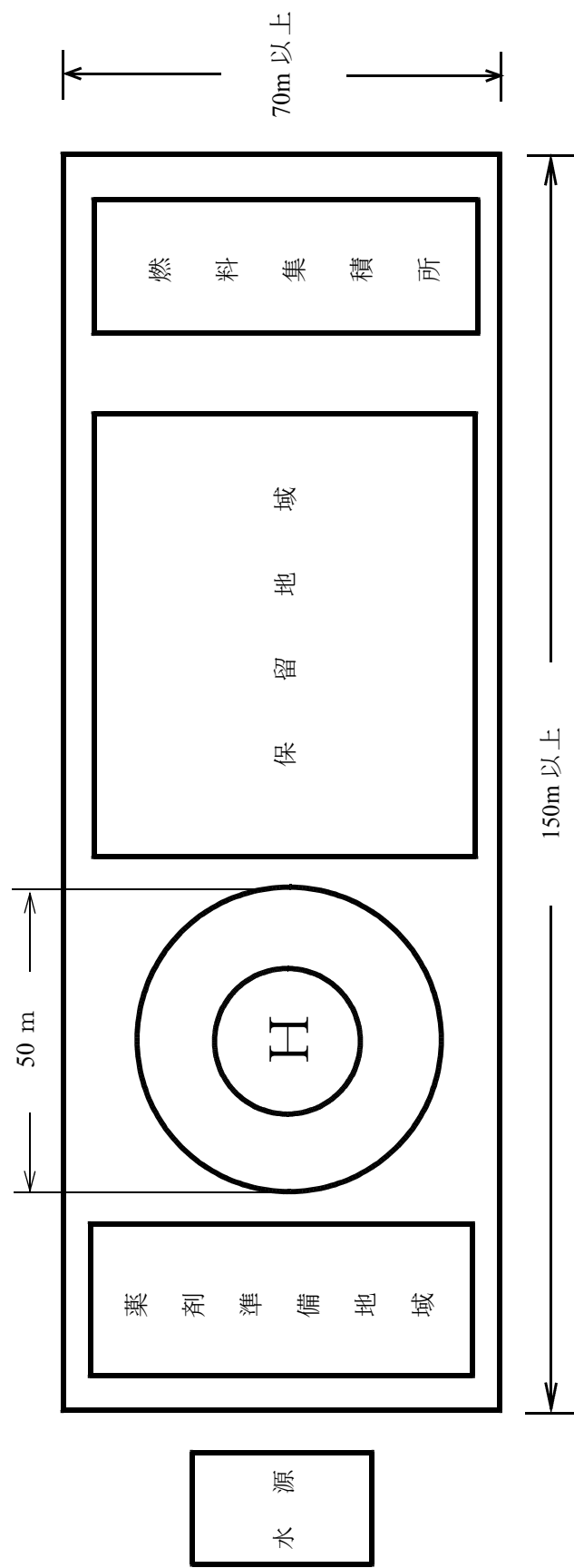
戊 鳥取県鳥取市田園町4丁目360番地  
日本海テレビジョン放送株式会社  
代表取締役社長 馬場俊明

# 島根県防災ヘリコプター映像分配 接続系統図

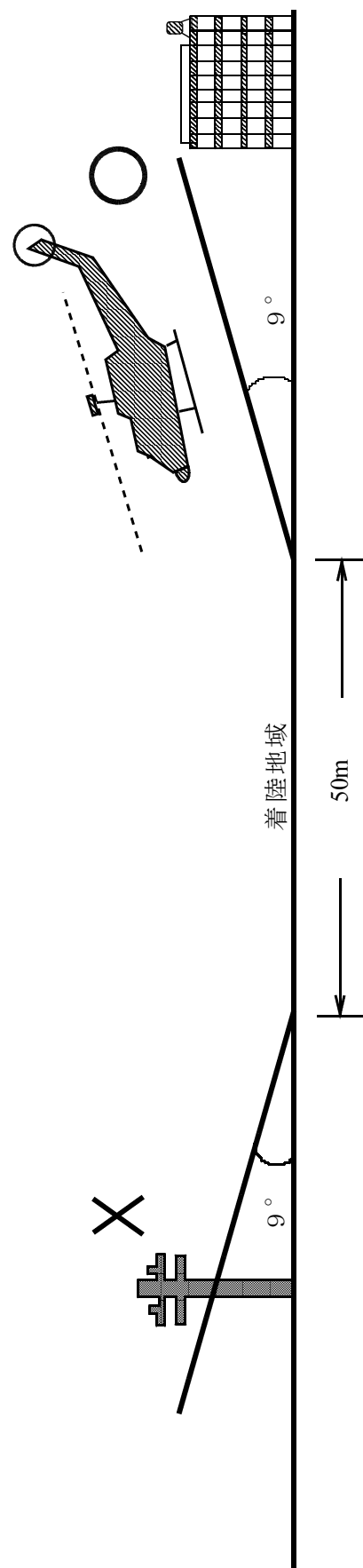


## 空中消火基地適地選定要件（基準）

### 1 空中消火適地の地積の基準



### 2 周辺障害物の基準



3 着陸のための最小限所用地積(回転翼機)

機種	OH-6	UH-1H / AH-1S
標準	<p>450m 30m 5m 導入角 10°</p>	<p>450m 36m 6m 導入角 8°</p>
応急	<p>450m 20m 5m 導入角 15°</p>	<p>450m 30m 6m 導入角 14°</p>
機種	V-107	CH-47
標準	<p>450m 45m 15m 導入角 6°</p>	<p>450m 100m 20m 導入角 6°</p>
応急	<p>450m 45m 15m 導入角 8°</p>	<p>450m 70m 20m 導入角 8°</p>

4 同時発着のための最小限所用地積

機種	OH-6	UH-1H / AH-1S	V-107	CH-47
4機	30×120	50×150	75×200	300×300
12機	—	150×150	150×300	—

5 水利

河川、溜め池、消火栓等

6 その他

- (1) 基地への侵入(着陸)及び離脱(離陸)経路は、人家、市街地、鉄道、道路等の上空を努めて避ける。
- (2) 大型車両の進入、通信の便のよいところ。